

■ 協定関連資料

- 協定関連資料
[締結協定担当課一覧]

締結協定担当課一覧

■ 大都市との相互応援協定

	協定名	担当課
資料 1	広域・大規模災害時における指定都市市長会行動計画	危機管理室
資料 2	2 1 大都市災害時相互応援に関する協定、同実施細目	危機管理室
資料 3	下水道災害時における大都市間の連絡・連携体制に関するルール	建設局下水道部計画課
資料 4	1 9 大都市水道局災害相互応援に関する覚書、同実施細目	水道局技術企画課
資料 5	2 1 大都市民生主管部局大規模災害時相互応援に関する覚書	福祉局政策課
資料 6	2 1 大都市衛生主管局災害時相互応援に関する確認書	健康局政策課

■ 自治体との相互応援協定

	協定名	担当課
資料 1	災害時における相互応援協定（隣接市町）	危機管理室
資料 2	兵庫県及び市町相互間の災害時応援協定	危機管理室
資料 3	近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定	危機管理室
資料 4	下水道事業災害時近畿ブロック支援に関する申し合わせ	建設局下水道部計画課
資料 5	神戸市及び岐阜市災害時相互応援に関する協定、同実施細目	危機管理室
資料 6	神戸市及び静岡市災害時相互応援に関する協定書	危機管理室
資料 7	神戸市、洲本市及び徳島市の災害時相互応援に関する協定書、同実施細目	危機管理室
資料 8	神戸市及び和歌山市災害時相互応援に関する協定、同実施細目	危機管理室
資料 9	災害時における火葬等の相互応援に関する協定書（大阪市）	健康局斎園管理課
資料 10	災害時における火葬等の相互応援に関する協定書（京都市）	健康局斎園管理課

■ 消防組織にかかる応援協定

	協定名	担当課
資料 1	五都市消防相互応援協定	消防局警防部警防課
資料 2	兵庫県広域消防相互応援協定	消防局警防部警防課
資料 3	神戸市・芦屋市消防相互応援協定書	消防局警防部警防課
資料 4	神戸市・西宮市消防相互応援協定書	消防局警防部警防課
資料 5	神戸市・三田市消防相互応援協定書	消防局警防部警防課
資料 6	神戸市・三木市消防相互応援協定書	消防局警防部警防課
資料 7	神戸市・加古川市消防相互応援協定書	消防局警防部警防課
資料 8	神戸市・明石市消防相互応援協定書	消防局警防部警防課
資料 9	神戸市・宝塚市消防相互応援協定書	消防局警防部警防課
資料 10	神戸市・淡路広域消防事務組合消防相互応援協定書	消防局警防部警防課
資料 11	東京消防庁・神戸市航空機消防相互応援協定、同協定に関する覚書	消防局警防部航空機動隊
資料 12	神戸市・岡山市航空機消防相互応援協定、同協定に関する覚書	消防局警防部航空機動隊
資料 13	大阪湾消防艇相互応援協定、同協定に基づく覚書	消防部警防部警防課

■ 協定関連資料

[締結協定担当課一覧]

	協定名	担当課
資料 14	船舶における消防活動等に関する業務協定	消防局警防部警防課
資料 15	大規模災害に際しての消防及び自衛隊の相互協力に関する協定	消防局警防部警防課

■ 防災関連機関等との応援協定

(1) 救助・医療体制等に関する機関との応援協定

	協定名	担当課
資料 1-1	災害時における応急医療及び救護の協力に関する神戸市と神戸市医師会との協定	健康局健康企画課
資料 1-2	災害時における応急歯科医療及び口腔ケアの協力に関する神戸市と神戸市歯科医師会との協定	健康局健康企画課
資料 1-3	災害時における応急医療及び救護の協力に関する神戸市と神戸市薬剤師会との協定	健康局健康企画課
資料 1-4	災害時医薬品集積センター等における業務協力に関する神戸市と一般社団法人神戸市薬剤師会との協定	健康局保健所医務薬務課
資料 1-5	災害時の医療救護活動における医薬品等の供給協力に関する神戸市と一般社団法人神戸市薬剤師会との協定	健康局保健所医務薬務課
資料 1-6	災害時医薬品集積センターとしての一時使用に関する協定書 (学校法人兵庫医科大学兵庫医科大学)	健康局保健所医務薬務課
資料 1-7	災害時における応急医療及び救護の協力に関する神戸市と兵庫県看護協会との協定	健康局健康企画課
資料 1-8	災害救助犬の出動に関する協定書、同実施細目 (日本レスキュー協会)	消防局警防部警防課
資料 1-9	大規模災害時における救急活動及び救護所等での医療救護活動に必要な医薬品等の調達に関する協定書	消防局警防部救急課・健康局保健所医務薬務課
資料 1-10	大規模災害時における救急活動及び救護所等での医療救護活動に必要な医療機器等の調達に関する協定書	消防局警防部救急課・健康局保健所医務薬務課
資料 1-11	大規模災害時における医療用酸素の調達に関する協定書 (一般社団法人日本産業・医療ガス協会)	消防局警防部救急課
資料 1-12	大規模災害時における医療用衛生材料の調達に関する協定書 (大阪衛生材料協同組合)	消防局警防部救急課
資料 1-13	災害時における応急救護活動についての協定書 (社団法人兵庫県柔道接骨師会)	健康局健康企画課
資料 1-14	災害時における災害対応病院が実施する災害医療への対応等に関する協定 (甲南医療センター、川崎病院、済生会兵庫県病院、西市民病院、神戸掖済会病院、西神戸医療センター)	健康局地域医療課

(2) 情報収集・伝達、広報等に関する機関との応援協定

	協定名	担当課
資料 2-1	災害時における放送要請に関する協定 (NHK)	危機管理室・ 市長室広報戦略部
資料 2-2	緊急警報放送の要請に関する覚書 (NHK)	危機管理室・ 市長室広報戦略部
資料 2-3	災害時における放送要請に関する協定 (ラジオ関西、サンテレビ他)	危機管理室・ 市長室広報戦略部
資料 2-4	災害時等の緊急放送に関する協定書 (ジェイコムウエスト)	危機管理室
資料 2-5	防災行政無線の再送信にかかる覚書 (ジェイコムウエスト)	危機管理室
資料 2-6	災害時に係る情報発信等に関する協定 (ヤフー株式会社)	市長室広報戦略部
資料 2-7	災害時における情報の提供に関する覚書 (近畿自動車無線協会)	消防局警防部司令課
資料 2-8	災害時における多言語放送に関する協定 (エフエムわいわい)	危機管理室
資料 2-9	災害時における無人航空機の運用に関する協定 (一般社団法人ドローン撮影クリエイターズ協会、株式会社日本インシーク、国土防災技術株式会社神戸支店、日本コンピューターネット株式会社)	危機管理室
資料 2-10	防災推進に関する協定書 (株式会社フェリシモ)	危機管理室
資料 2-11	防災啓発推進に関する協定書 (NPO 法人プラス・アーツ)	危機管理室
資料 2-12	災害時避難施設に係る情報の提供に関する協定 (株式会社バカン)	危機管理室

(3) 輸送・物資供給等に関する機関との応援協定

	協定名	担当課
資料 3-1	災害時における自動車輸送等の業務の協力に関する協定 (赤帽兵庫県軽自動車運送協同組合)	危機管理室・ 経済観光局経済政策課
資料 3-2	災害時における自動車輸送等の業務の協力に関する協定 (社団法人兵庫県トラック協会)	危機管理室・ 経済観光局経済政策課
資料 3-3	災害時における支援協力に関する協定 (兵庫県石油商業組合)	危機管理室・ 経済観光局経済政策課
資料 3-4	災害時における物資供給に関する協定書 (NPO 法人コメリ災害対策センター)	経済観光局経済政策課
資料 3-5	災害時における物資供給に関する協定書 (株式会社ナフコ)	経済観光局経済政策課
資料 3-6	災害時の物資供給に関する協定書 (合同会社西友)	経済観光局経済政策課
資料 3-7	災害時における食糧・物資の安定供給等に関する協定書 (株式会社万代)	経済観光局経済政策課
資料 3-8	災害時における食糧・物資の安定供給等に関する協定書	経済観光局経済政策課
資料 3-9	災害時における物資供給に関する協定書 (株式会社ファーストリテイリング)	経済観光局経済政策課
資料 3-10	災害時における物資供給に関する協定書 (コーナン商事株式会社)	経済観光局経済政策課
資料 3-11	災害時における物資供給に関する協定書 (株式会社ほっかほっか亭総本部)	経済観光局経済政策課

■ 協定関連資料

[締結協定担当課一覧]

	協定名	担当課
資料 3-12	災害時における物資供給に関する協定書 (株式会社カインズ)	経済観光局経済政策課
資料 3-13	緊急時における生活物資確保に関する協定 (生活協同組合コープこうべ)	危機管理室・ 経済観光局経済政策課
資料 3-14	災害時における飲料の提供・調達に関する協定書 (近畿コカ・コーラボトリング株式会社)	危機管理室・ 経済観光局経済政策課
資料 3-15	災害時における飲料の提供・調達に関する協定書 (ダイドードリンコ株式会社)	危機管理室・ 経済観光局経済政策課
資料 3-16	災害時における飲料の提供・調達に関する協定書 (株式会社伊藤園)	危機管理室・ 経済観光局経済政策課
資料 3-17	災害時における精米等の供給に関する協定書 (兵庫六甲農業協同組合)	経済観光局経済政策課
資料 3-18	災害時における食糧・物資の供給等に関する協定書 (株式会社ファミリーマート)	経済観光局経済政策課
資料 3-19	災害時における食糧・物資の供給等に関する協定書 (株式会社ローソン)	経済観光局経済政策課
資料 3-20	災害時における食料品等の供給等に関する協定書 (スターフェスティバル株式会社)	経済観光局経済政策課
資料 3-21	災害救助用副食、調味料在庫業者一覧表 (神戸市中央卸売市場)	経済観光局経済政策課
資料 3-22	災害時における生鮮食品等の供給協力等相互応援に関する協定 (各都市中央卸売市場)	経済観光局経済政策課
資料 3-23	全国中央卸売市場協会災害時相互応援に関する協定 (各都市中央卸売市場)	経済観光局経済政策課
資料 3-24	災害時における物資調達に関する協定書 (コストコホールセールジャパン株式会社)	経済観光局経済政策課
資料 3-25	災害時における簡易ベッド等の調達に関する協定 (セツカートン株式会社)	福祉局くらし支援課
資料 3-26	災害時における量の提供等に関する協定 (5日で5000枚の約束。プロジェクト実行委員会)	危機管理室
資料 3-27	災害時のテント等の供給に関する協定書 (太陽工業株式会社)	危機管理室
資料 3-28	災害時における輸送業務に関する協定 (一般社団法人兵庫県タクシー協会)	危機管理室・福祉局くらし支援課・ 経済観光局経済政策課
資料 3-29	災害時等における船舶による輸送等に関する協定 (神戸旅客船協会)	港湾局経営企画課
資料 3-30	災害時等における船舶による輸送等に関する協定 (社団法人日本外航客船協会)	港湾局経営企画課
資料 3-31	災害時における物資輸送及び集積・配送拠点運営等の協力に関する協定書(佐川急便株式会社)	危機管理室・ 経済観光局経済政策課

■ 協定関連資料
[締結協定担当課一覧]

	協定名	担当課
資料 3-32	災害時における物資輸送及び集積・配送拠点運営等の協力に関する協定書(日本通運株式会社)	危機管理室・ 経済観光局経済政策課
資料 3-33	災害時における物資輸送及び集積・配送拠点運営等の協力に関する協定書 (福山通運株式会社)	危機管理室・ 経済観光局経済政策課
資料 3-34	災害時における救援物資の輸送及び受入等に関する協定書 (一般社団法人 AZ-COM 丸和・支援ネットワーク/株式会社上組)	港湾局海岸防災課・ 危機管理室
資料 3-35	災害時等におけるトイレ用凝固剤の提供に関する協定書 (スターライト販売株式会社)	環境局業務課
資料 3-36	災害時における物資集積拠点等の協力に関する協定書 (株式会社ミラク)	危機管理室
資料 3-37	感染症対策時における手指消毒用アルコール剤の調達に関する協定 (白鶴酒造株式会社)	危機管理室
資料 3-38	感染症対策時における手指消毒用アルコール剤の調達に関する協定 (菊正宗酒造株式会社)	危機管理室
資料 3-39	感染症対策時における手指消毒用アルコール剤の調達に関する協定 (櫻正宗株式会社)	危機管理室
資料 3-40	感染症対策時における手指消毒用アルコール剤の備蓄体制に関する協定 (サイバーエイド有限会社)	危機管理室
資料 3-41	災害時における環境衛生関係物資の供給等に関する協定書 (大日本除虫菊株式会社)	健康局環境衛生課
資料 3-42	災害時における生活物資の供給等に関する協定書 (パナソニックホールディングス株式会社)	危機管理室

(4) その他災害対応等に関する機関との応援協定

	協定名	担当課
資料 4-1	災害時における応急対策業務に関する基本協定 (神戸市建築協力会等各種協力会)	危機管理室
資料 4-2	災害時における被災建築物の解体撤去及び緊急時の協力等に関する協定 (一般社団法人兵庫県解体工事業協会)	危機管理室
資料 4-3	災害時等の応援に関する申し合わせ (国土交通省近畿地方整備局)	危機管理室
資料 4-4	災害時における災害応急対策業務及び建設資材調達に関する包括的協定書 (国土交通省近畿地方整備局等)	危機管理室
資料 4-5	災害時等における相互協力に関する協定書 (西日本高速道路株式会社関西支社)	建設局道路管理課・ 道路工務課
資料 4-6	災害時等における相互協力に関する協定書 (阪神高速道路株式会社)	建設局道路管理課・ 道路工務課
資料 4-7	災害時等における相互協力に関する協定書 (神戸市道路公社)	建設局道路管理課・ 道路工務課

■ 協定関連資料

[締結協定担当課一覧]

	協定名	担当課
資料 4-8	災害時における災害応急対策業務に関する協定書 (日本自動車連盟兵庫支部)	建設局道路管理課
資料 4-9	災害時における災害応急対策業務に関する協定書 (兵庫県自動車修理業・レッカー事業協同組合)	建設局道路管理課
資料 4-10	災害時における調査等の相互協力に関する協定書 (公益社団法人土木学会関西支部)	建設局防災課
資料 4-11	災害時における復旧支援協力に関する協定書 (公益社団法人日本下水道管路管理業協会、神戸市下水道維持協会)	建設局下水道部管路課
資料 4-12	大規模災害時における排水設備の応急復旧等に関する協定書 (神戸市管工事災害対策協力会)	建設局下水道部管路課
資料 4-13	大規模災害時における下水管路資材の供給等に関する協定書 (積水化学工業株式会社)	建設局下水道部経営管理課
資料 4-14	大規模災害時における下水道管路資材(排水設備他)の供給等に関する協定書(前澤化成工業株式会社)	建設局下水道部管路課
資料 4-15	大規模災害時における避難所の排水設備等応急復旧に関する協定書	建設局下水道部管路課・ 教育委員会事務局
資料 4-16	災害時における協力に関する協定 (独立行政法人都市再生機構西日本支社)	建築住宅局政策課
資料 4-17	災害時における住宅の早期復興に向けた協力に関する協定書 (独立行政法人住宅金融支援機構)	建築住宅局政策課
資料 4-18	災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定書 (一般社団法人プレハブ建築協会)	建築住宅局政策課
資料 4-19	災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定書 (一般社団法人全国木造建設事業協会)	建築住宅局政策課
資料 4-20	災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定書 (一般社団法人日本木造住宅産業協会)	建築住宅局政策課
資料 4-21	大規模災害時における民間賃貸住宅の被災者への提供等に関する協定書(公益財団法人日本賃貸住宅管理協会兵庫支部)	建築住宅局政策課
資料 4-22	大規模災害時における民間賃貸住宅の被災者への提供等に関する協定書(公益社団法人全国賃貸住宅経営者協会連合会)	建築住宅局政策課
資料 4-23	大規模災害時における民間賃貸住宅の被災者への提供等に関する協定書(一般社団法人兵庫県宅地建物取引業協会)	建築住宅局政策課
資料 4-24	大規模災害時における民間賃貸住宅の被災者への提供等に関する協定書(公益社団法人全日本不動産協会兵庫県本部)	建築住宅局政策課
資料 4-25	災害時における引船の協力に関する協定、同実施細目 (協同組合神戸タグ協会)	港湾局経営企画課
資料 4-26	災害時等における応急対策の協力に関する協定(株式会社あかつき)	消防局警防部警防課
資料 4-27	災害時等における消防用水の確保に関する協定書 (大阪広域生コンクリート協同組合)	消防局警防部警防課

■ 協定関連資料
[締結協定担当課一覧]

	協定名	担当課
資料 4-28	協定書（食料・物資の備蓄及び集積・配送拠点） （学校法人甲南学園、神戸学院、海星女子学院神戸海星女子学院大学、学校法人行吉学園神戸女子大学）	経済観光局経済政策課
資料 4-29	協定書（食料・物資の備蓄及び集積・配送拠点） （特定目的会社阪神御影インベストメント）	経済観光局経済政策課
資料 4-30	協定書（食料・物資の備蓄及び集積・配送拠点） （兵庫六甲農業協同組合）	経済観光局経済政策課
資料 4-31	災害時における資機材等に関する協定書 （株式会社アクティオ）	経済観光局経済政策課
資料 4-32	災害時における動物救護活動に関する協定書 （社団法人兵庫県獣医師会他）	健康局生活衛生課
資料 4-33	災害時における愛玩動物への救護活動等に関する協定 （近畿地区連合獣医師会）	健康局環境衛生課
資料 4-34	災害時等における消毒及び衛生害虫等の駆除業務に関する協定書 （一般社団法人兵庫県ペストコントロール協会）	健康局環境衛生課
資料 4-35	災害時における栄養・食生活支援に関する神戸市と公益社団法人兵庫県栄養士会との協定 （公益社団法人兵庫県栄養士会）	健康局健康企画課
資料 4-36	災害時における協力に関する協定 （神戸 西神オリエンタルホテル）	福祉局くらし支援課
資料 4-37	災害時における相互協力に関する協定書 （一般社団法人神戸市老人福祉施設連盟）	福祉局くらし支援課
資料 4-38	災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定 （一般社団法人神戸市老人福祉施設連盟）	福祉局高齢福祉課
資料 4-39	災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定 （株式会社アベストコーポレーション）	福祉局くらし支援課
資料 4-40	災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定 （有馬温泉旅館協同組合）	福祉局くらし支援課
資料 4-41	災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定 （神戸市身体障害者施設連盟）	福祉局障害者支援課
資料 4-42	災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定 （神戸市知的障害者施設連盟）	福祉局障害者支援課
資料 4-43	災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定 （有料老人ホーム神戸ゆうゆうの里）	福祉局高齢福祉課
資料 4-44	災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定 （国立障害者リハビリテーションセンター自立支援局神戸視力障害センター）	福祉局くらし支援課
資料 4-45	災害時における要援護者支援に関する協定 （学校法人玉田学園）	福祉局くらし支援課

■ 協定関連資料

[締結協定担当課一覧]

	協定名	担当課
資料 4-46	災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定 (クオリティライフ株式会社)	福祉局くらし支援課
資料 4-47	災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定 (桜商事株式会社・日本ホテル開発株式会社)	福祉局くらし支援課
資料 4-48	災害時における福祉避難所の設置、開設及び運営に関する覚書 (神戸市看護大学)	福祉局くらし支援課
資料 4-49	災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定 (一般社団法人神戸市介護老人保健施設協会)	福祉局高齢福祉課
資料 4-50	災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定 (Arima Tourism&Ryokan Association 協同組合)	福祉局高齢福祉課
資料 4-51	緊急待避所としての一時利用に関する協定書 (神戸国際会館)	中央区役所総務部地域協働課
資料 4-52	緊急待避所としての一時利用に関する協定書 (神戸サンボーホール)	中央区役所総務部地域協働課
資料 4-53	緊急待避所としての一時利用に関する協定書 (神戸セントモルガン教会)	中央区役所総務部地域協働課
資料 4-54	帰宅困難者のための一時滞在施設としての利用に関する協定書 (株式会社 PLACE)	中央区役所総務部地域協働課
資料 4-55	帰宅困難者のための一時滞在施設としての利用に関する協定書 (一般財団法人神戸市教育会館)	中央区役所総務部地域協働課
資料 4-56	帰宅困難者のための一時滞在施設としての利用に関する協定書 (松岡不動産株式会社)	中央区役所総務部地域協働課
資料 4-57	帰宅困難者のための一時滞在施設としての利用に関する協定書 (株式会社 Plan・Do・See)	中央区役所総務部地域協働課
資料 4-58	帰宅困難者のための一時滞在施設としての利用に関する協定書 (学校法人行吉学園)	中央区役所総務部地域協働課
資料 4-59	帰宅困難者のための一時滞在施設としての利用に関する協定書 (大成観光開発有限会社)	中央区役所総務部地域協働課
資料 4-60	帰宅困難者のための一時滞在施設としての利用に関する協定書 (一般財団法人兵庫県教育会館)	中央区役所総務部地域協働課
資料 4-61	帰宅困難者のための一時滞在施設としての利用に関する協定書 (株式会社都商事・パーソルラーニング株式会社)	中央区役所総務部地域協働課
資料 4-62	帰宅困難者のための一時滞在施設としての利用に関する協定書 (兵庫県市町村職員共済組合)	中央区役所総務部地域協働課
資料 4-63	帰宅困難者のための一時滞在施設としての利用に関する協定書 (創価学会)	中央区役所総務部地域協働課
資料 4-64	帰宅困難者のための一時滞在施設としての利用に関する協定書 (立正佼成会)	中央区役所総務部地域協働課
資料 4-65	帰宅困難者のための一時滞在施設としての利用に関する協定書 (神戸ポートピアホテル)	中央区役所総務部地域協働課

■ 協定関連資料
[締結協定担当課一覧]

	協定名	担当課
資料 4-66	帰宅困難者のための一時滞在施設としての利用に関する協定 (兵庫県)	中央区役所総務部地域協働課
資料 4-67	帰宅困難者のための一時滞在施設としての利用に関する協定書 (ホテルオークラ神戸)	危機管理室
資料 4-68	帰宅困難者対策協力事業者認定通知書 (デザイン・クリエイティブセンター神戸 (KIITO))	危機管理室
資料 4-69	帰宅困難者対策協力事業者認定通知書 (公益財団法人神戸市民文化振興財団中央区文化センター)	危機管理室
資料 4-70	帰宅困難者対策協力事業者認定通知書 (兵庫県私学会館)	危機管理室
資料 4-71	災害時における帰宅困難者支援に関する協定書 (帰宅支援ステーション)	危機管理室
資料 4-72	災害時における警備及び誘導に関する協定書 (総合警備保障株式会社)	危機管理室
資料 4-73	災害時における神戸市と神戸市内郵便局との相互協力に関する 覚書 (神戸市内郵便局)	危機管理室
資料 4-74	災害時における地図製品等の供給等に関する協定書 (株式会社ゼンリン)	危機管理室
資料 4-75	大規模災害時における被災者支援協力に関する協定書 (兵庫県行政書士会)	危機管理室
資料 4-76	災害時における神戸市所管施設の緊急災害対策調査業務に関する 協定書 (一般社団法人関西地質調査業協会)	危機管理室
資料 4-77	特設公衆電話の設置・利用に関する覚書 (西日本電信電話株式会社)	危機管理室
資料 4-78	災害時におけるLPガス等の供給に関する協定 (一般社団法人兵庫県LPガス協会)	危機管理室
資料 4-79	重油等単価協定書 (兵庫県石油協同組合)	行財政局契約管理課
資料 4-80	災害時における連携協力に関する協定書 (全国市長会-日本弁護士連合会)	危機管理室
資料 4-81	災害時における電気自動車からの電力供給及び水の供給に関する 協定書 (兵庫日産自動車株式会社及び日産プリンス兵庫販売 株式会社、株式会社神戸酒心館)	危機管理室
資料 4-82	災害時における電動車両等の支援に関する協定書 (三菱自動車工業株式会社)	危機管理室
資料 4-83	災害時の避難所等における外部給電可能な車両からの電力供給 の協力に関する覚書 (兵庫トヨタ自動車株式会社、神戸トヨペット株式会社他)	危機管理室
資料 4-84	災害時における支援活動に関する協定書 (株式会社マツダオートザム北神)	北神区役所地域協働課

■ 協定関連資料

[締結協定担当課一覧]

	協定名	担当課
資料 4-85	災害時におけるモバイルバッテリーの提供及びデジタルサイネージによる情報発信の協力に関する協定 (インフォリッチ)	危機管理室 市長室広報戦略部 企画調整局産学連携推進課
資料 4-86	災害時におけるボランティア協定 (ライオンズクラブ国際協会)	福祉局くらし支援課
資料 4-87	神戸市災害ボランティア情報センター及び区災害ボランティアセンターの設置・運営等に関する協定書 (社会福祉法人社会福祉協議会、各区社会福祉協議会)	福祉局くらし支援課
資料 4-88	災害時における物資供給体制構築の支援等に関する協定書 (三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社)	危機管理室
資料 4-89	防災減災連携に関する覚書 (国立大学法人神戸大学)	危機管理室
資料 4-90	災害対策の推進に関する協定書 (国立大学法人東京大学生産技術研究所)	危機管理室
資料 4-91	損害調査結果の提供及び利用に関する覚書 (三井住友海上火災保険株式会社)	行財政局固定資産税課
資料 4-92	神戸市と国立研究開発法人防災科学技術研究所との包括連携に関する協定書 (国立研究開発法人 防災科学技術研究所)	危機管理室
資料 4-93	災害発生時における農地・農業用施設の復旧に関する基本協定 (兵庫県土地改良事業団体連合会)	経済観光局農政計画課
資料 4-94	災害時におけるゴルフ場施設の利活用に関する協定 (垂水ゴルフ倶楽部)	危機管理室
資料 4-95	災害時における神戸須磨シーワールド・須磨海浜公園の利活用に関する協定 (神戸須磨 Parks+Resorts 共同事業体)	危機管理室
資料 4-96	災害時等における法律相談等に関する協定 (兵庫県弁護士会)	危機管理室

■ 大都市との相互応援協定

資料 1 広域・大規模災害時における指定都市市長会行動計画

広域・大規模災害時における指定都市市長会行動計画

平成 25 年 12 月

(令和 4 年 7 月改正施行版)

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この計画は、東日本大震災での経験を踏まえ、迅速性と適切性をもった支援を実現するため、広域・大規模災害における広域支援のあり方を定めた「広域・大規模災害時における指定都市市長会の確認事項」に基づき、広域・大規模災害の発生当初において、緊急の支援が必要とされる応急・復旧期を中心に、基礎自治体としての災害対応力と大都市としての総合力を有する指定都市が緊密に連携を図り、指定都市市長会として一体となって被災地支援に取り組むため必要な事項を定めることを目的とする。

(支援の内容)

第 2 条 各指定都市は、この計画に基づき、他の支援の枠組み等と連携を図りながら、避難所の運営、建物被害認定調査及び罹災証明書の交付など、災害応急対策を中心とした災害対応業務を行うものとする。

(地域ブロック)

第 3 条 地域ブロックは、別表のとおりとする。

第 2 章 警戒体制・準備体制

(警戒体制)

第 4 条 国内のいずれかの市区町村において、この計画を適用する災害が発生する可能性がある場合には、各指定都市及び指定都市市長会事務局（以下「事務局」という。）は、緊急の連絡調整を行えるよう、警戒体制をとるものとする。

(準備体制)

第 5 条 国内のいずれかの市区町村において、震度 6 弱以上の地震が観測された場合又はそれに相当する災害が発生したと考えられる場合には、各指定都市及び事務局は、この計画の適用を判断するために必要な被災地の情報収集及び各指定都市、総務省、全国知事会、全国市長会、全国町村会等との連絡調整を行うために、準備体制をとるものとする。

2 前項に定める準備体制は、次のとおりとする。

- (1) 事務局は、指定都市市長会中央連絡本部（以下「中央連絡本部」という。）を設置する。
- (2) 中央連絡本部の本部長（以下「中央連絡本部長」という。）は、事務局の事務局長が務める。
- (3) 中央連絡本部は、事務局に置き、事務局職員により構成する。

■ 協定関連資料

[大都市との相互応援協定]

- (4) 別表に定める被災地域ブロックの現地支援（連絡）本部設置担当都市は、原則として被災地へ情報連絡員（以下「リエゾン」という。）を派遣し、指定都市市長会現地連絡本部（以下「現地連絡本部」という。）を設置するものとする。
 - (5) 現地連絡本部の本部長（以下「現地連絡本部長」という。）は、現地支援（連絡）本部設置担当都市の行動計画担当部署の局長級職員が務める。
 - (6) 現地連絡本部は、現地連絡本部長が指定する場所に置き、別表に定める被災地域ブロックの現地支援（連絡）本部設置担当都市及び第8号に基づき被災地に派遣された支援隊派遣都市の職員により構成する。
 - (7) 中央連絡本部長は、現地連絡本部からの情報等により、被災地の情報収集のために更なるリエゾンが必要と考えられる場合には、被災地へリエゾンを派遣することについて、別表に定める被災地域ブロックの支援隊派遣都市に依頼するものとする。
 - (8) 別表に定める被災地域ブロックの支援隊派遣都市は、前号の依頼があったときは、被災地へリエゾンを派遣するものとする。
- 3 現地連絡本部は、被災地の情報収集を行い、中央連絡本部に報告するものとする。
 - 4 各指定都市は、自市が収集した情報を中央連絡本部に報告するものとする。
 - 5 中央連絡本部は、各指定都市（現地支援（連絡）本部設置担当都市及び支援隊派遣都市を含む。）等から収集した情報を会長市及び危機管理・新型コロナウイルス対策担当市に報告するとともに、各指定都市に情報提供するものとする。
 - 6 会長市及び中央連絡本部は、収集した情報に基づき、この計画の適用に関する協議を行う。
 - 7 中央連絡本部及び現地連絡本部は、被災地の状況、支援の進捗等に応じて、中央連絡本部については、第7条第8項に規定する役割を、現地連絡本部は、第8条第7項に規定する役割を担うことができるものとする。
 - 8 準備体制に必要なその他の事項については、会長が別に定めるものとする。

第3章 行動計画の適用決定・支援の実施

（行動計画の適用決定）

第6条 会長は、前条第6項の協議内容を踏まえ、指定都市市長会としての被災地支援を行う必要があると認めたときは、この計画の適用を決定する。

- 2 会長は、前項の規定により、この計画を適用したときは、各指定都市の市長並びに総務省、全国知事会、全国市長会及び全国町村会に速やかに通知等するものとする。

（中央支援本部の設置）

第7条 会長は、この計画を適用した場合には、速やかに指定都市市長会中央支援本部（以下「中央支援本部」という。）を設置するものとする。

- 2 中央支援本部は、中央連絡本部の事務を引き継ぐものとする。
- 3 中央支援本部の本部長（以下「中央支援本部長」という。）は会長が務める。
- 4 中央支援本部の副本部長（以下「中央支援副本部長」という。）は危機管理・新型コロナウイルス対策担当市長が務め、中央支援本部長への助言及び中央支援本部長の職務を補佐する。
- 5 中央支援本部は、原則として事務局に置き、事務局職員により構成する。
- 6 中央支援本部長は、中央支援本部の機能確保のために更なる職員が必要な場合には、各指定都市東京事務所及び別表に定める被災地域ブロックの中央支援本部派遣グループ（又は派遣都市）の職員を中央支援本部へ派遣することについて、各指定都市の市長に要請するものとする。
- 7 各指定都市の市長は、前項の要請があったときは、中央支援本部へ職員を派遣するものとする。

る。

- 8 中央支援本部長は、中央支援本部を設置したときは、各指定都市の市長に速やかに通知するものとする。
- 9 中央支援本部の役割は、次のとおりとする。
 - (1) 総務省、全国知事会、全国市長会、全国町村会等との連絡調整（応急対策職員派遣制度に基づく応援職員確保調整本部（以下「確保調整本部」という。）が設置された場合には、確保調整本部への参加を含む。）
 - (2) 会長市、危機管理・新型コロナウイルス対策担当市、指定都市市長会現地支援本部（以下「現地支援本部」という。）及びその他各指定都市との連絡調整
 - (3) 報道機関等への情報提供
 - (4) 被災市区町村への対口支援（複数市による共同支援を含む。以下同じ。）の決定（確保調整本部における決定含む。）
 - (5) 前各号の規定によるもののほか、中央支援本部による調整が必要な事項
- 10 中央支援本部の組織等は、会長が別に定める。

（現地支援本部の設置）

第8条 別表に定める被災地域ブロックの現地支援（連絡）本部設置担当都市は、この計画が適用された場合には、第5条第2項第4号の規定によるリエゾン等により、速やかに現地支援本部を設置するものとする。

- 2 現地支援本部は、現地連絡本部の事務を引き継ぐものとする。
- 3 現地支援本部の本部長（以下「現地支援本部長」という。）は、別表に定める被災地域ブロックの現地支援（連絡）本部設置担当都市の市長が務める。
- 4 現地支援本部は、現地支援本部長が指定する場所に置き、別表に定める被災地域ブロックの現地支援（連絡）本部設置担当都市及び被災地に派遣された支援隊派遣都市の職員により構成する。
- 5 現地支援本部長は、現地支援本部を設置した場合には、中央支援本部長に速やかに連絡するものとする。
- 6 中央支援本部長は、現地支援本部長より現地支援本部を設置した旨の連絡を受けたときは、各指定都市の市長、総務省、全国知事会、全国市長会及び全国町村会に速やかに通知等するものとする。
- 7 現地支援本部の役割は、次のとおりとする。
 - (1) 被災地における情報収集
 - (2) 中央支援本部との連絡調整
 - (3) 被災地における総務省、全国知事会、全国市長会、全国町村会のリエゾン及び被災都道府県、被災地域ブロック幹事都道府県、他の支援の枠組み等との連絡調整（応急対策職員派遣制度に基づく応援職員確保現地調整会議（以下「現地調整会議」という。）が設置された場合には、現地調整会議への参加を含む。）
 - (4) 被災市区町村への対口支援の調整（現地調整会議における調整含む。）
 - (5) 前各号の規定によるもののほか、現地支援本部による調整が必要な事項
- 8 現地支援本部長は、別表に定める被災地域ブロックの支援グループの指定都市だけでは現地支援本部の機能確保が難しい場合には、現地支援本部へ更なる職員を派遣することについて、中央支援本部長と協議するものとする。
- 9 中央支援本部長は、前項の協議により更なる職員を派遣する必要があると認めたときは、別

■ 協定関連資料

[大都市との相互応援協定]

表に定める被災地域ブロックの追加支援グループの指定都市と協議の上、支援隊派遣都市として活動する指定都市を選定し、当該指定都市の市長に要請するものとする。

(対口支援の決定)

第9条 被災市区町村への支援は、原則として各指定都市による対口支援により行うものとする。

- 2 現地支援本部長は、被災市区町村の被害状況、支援需要等に基づき、中央支援本部長及び被災地に派遣された支援隊派遣都市の市長と協議の上、支援先候補の被災市区町村及び支援元候補の指定都市を決定するとともに、必要に応じて、当該被災市区町村の属する被災都道府県に連絡を行うものとする。
- 3 現地支援本部長は、支援の実施について、支援先候補の被災市区町村の長と協議するものとする。
- 4 現地支援本部長は、前項の協議により支援の実施について調整がついたときは、中央支援本部長及び支援元の指定都市の市長に速やかに連絡するものとする。
- 5 中央支援本部長は、現地支援本部長から前項の連絡を受けたときは、支援元の指定都市に支援の実施を依頼するとともに、総務省、全国知事会、全国市長会及び全国町村会に連絡するものとする。
- 6 応急対策職員派遣制度に基づく確保調整本部及び現地調整会議が設置されている場合には、中央支援本部長及び現地支援本部長は、第2項から前項までの規定によらず、確保調整本部及び現地調整会議に参加し、被災市区町村への対口支援の調整及び決定をするものとする。

(対口支援の実施)

第10条 支援元の指定都市の市長は、前条第5項の依頼を受けたときは、速やかに支援の準備をし、準備が整い次第、支援を開始するとともに、支援の実施状況について、中央支援本部長及び現地支援本部長に報告するものとする。

- 2 現地支援本部長は、各指定都市の支援の実施に必要な情報を収集したときは、各指定都市に情報提供するものとする。

(現地支援本部の機能継承)

第11条 現地支援本部長は、被災地の状況、支援の進捗等に応じて、被災地における現地支援本部の役割が減じたときは、中央支援本部長と協議し、総務省、全国知事会、全国市長会及び全国町村会の動向等を勘案の上、現地支援本部の機能を中央支援本部に継承することができる。

- 2 中央支援本部長は、前項の規定により機能継承があったときは、各指定都市の市長、総務省、全国知事会、全国市長会及び全国町村会に速やかに通知等するものとする。

(対口支援の終了)

第12条 支援元の指定都市の市長は、被災地の状況、支援の進捗等に応じて、支援の終了時期について、支援先の被災市区町村の長と協議するものとする。

- 2 支援元の指定都市の市長は、前項の協議により、支援の終了時期が決定したときは、中央支援本部長及び現地支援本部長に速やかに連絡するものとする。
- 3 支援元の指定都市の市長は、支援を終了したときは、中央支援本部長及び現地支援本部長に速やかに報告するものとする。
- 4 中央支援本部長は、前項の報告があったときは、各指定都市の市長、総務省、全国知事会、全国市長会及び全国町村会に速やかに通知等するものとする。

第4章 行動計画の適用終了

(現地支援本部及び中央支援本部の解散)

第13条 中央支援本部長は、一の現地支援本部の全ての対口支援が終了したときは、その現地支援本部長と協議の上、当該現地支援本部を解散するとともに、各指定都市の市長、総務省、全国知事会、全国市長会及び全国町村会に速やかに通知等するものとする。

2 中央支援本部長は、全ての現地支援本部が解散したとき又は第11条第1項の規定により現地支援本部の機能を中央支援本部に継承した上で全ての対口支援が終了したときは、中央支援本部を解散し、この計画の適用を終了するとともに、各指定都市の市長、総務省、全国知事会、全国市長会及び全国町村会に速やかに通知等するものとする。

(行動計画の適用終了後の連絡調整)

第14条 事務局は、この計画の適用を終了した後も、必要に応じて、各指定都市、総務省、全国知事会、全国市長会、全国町村会等との連絡調整を行うものとする。

第5章 補足事項

(各指定都市及び事務局が被災した場合等の対応)

第15条 会長は、会長市が被災し、この計画による会長の役割を果たすことが困難な場合は、会長の権限を、指定都市市長会副会長（以下「副会長」という。）に委任することができる。この場合において、委任は指定都市市長会の会長代理の順に従い行うものとする。

2 会長の権限を委任された副会長は、中央支援本部の本部長を務める。

3 会長は、事務局が被災し、中央支援本部の設置ができない場合は、別に本部を設置する場所を定めるものとする。

4 別表に定める現地支援（連絡）本部設置担当都市が被災し、現地支援（連絡）本部の設置ができない場合は、会長は別表の備考に定める順位に従い現地支援（連絡）本部設置担当都市を指定し、当該指定都市の市長に現地支援（連絡）本部の設置を依頼するものとする。

5 上記のほか、災害の状況により別表の割り振りにより難しい場合は、会長又は中央支援本部長が別途割り振りを定めるものとする。

(他の災害支援の枠組みとの関係)

第16条 この計画の実施に当たっては、国の広域支援や全国知事会の支援の枠組みと積極的かつ柔軟に連携・協力しながら行うものとする。

2 この計画は、21大都市災害時相互応援に関する協定、各指定都市の災害時相互応援協定等による各指定都市の支援の実施を妨げない。

(費用負担)

第17条 この計画に基づき、各指定都市が支援先の被災市区町村に対して実施した支援に要した費用の負担は、法令の定めによるほか、原則として支援先の被災市区町村の負担とする。ただし、各指定都市と支援先の被災市区町村又は当該被災市区町村を包括する被災都道府県とが協議の上、別に定める場合には、その定めによることができるものとする。

2 中央支援（連絡）本部及び現地支援（連絡）本部の運営に係る費用のうち、各指定都市が派遣又は提供する職員、機材等に係る費用については、原則として各指定都市の負担とし、指定都市市長会として新たに共同で調達する必要が生じた機材等に係る費用で会長が別に定めるものについては、法令により別に請求できる費用を除き、全ての指定都市の共同負担とする。

(公務災害補償)

第18条 この計画に基づき、各指定都市から派遣された職員が、公務上、負傷し、疾病にかかり又は死亡した場合における公務災害補償については、派遣した指定都市が行う。通勤に係る災害についても同様とする。

2 この計画に基づき各指定都市から派遣された職員が、公務上第三者に損害を与えた場合にお

■ 協定関連資料

[大都市との相互応援協定]

いて、その損害が当該公務に起因するものについては、当該職員を派遣した指定都市が賠償する。

第6章 平時における準備

(平時からの連携)

- 第19条 各指定都市は、あらかじめこの計画の実施に関する連絡担当部局を定め、事務局に報告するものとする。連絡担当部局を変更したときも同様とする。
- 2 事務局は、前項の規定による報告を受けた場合は、その状況を取りまとめ、速やかに各指定都市に通知するものとする。
- 3 事務局は、この計画による支援の実効性を高めるため、平時から、総務省、全国知事会、全国市長会、全国町村会等と情報交換や必要な調整を行うなど、連携関係の構築に努めるものとする。

(研修、訓練等の実施)

- 第20条 指定都市市長会は、発災時におけるこの計画による円滑な支援を確保するため、必要に応じて研修や訓練等を実施するとともに、受援計画の策定等発災時における支援の円滑な受入れに資する取組の促進に努めるものとする。

第7章 その他

(委任)

- 第21条 この計画の実施に関し必要な事項又はこの計画に定めのない事項については、会長が別に定めるものとする。

(実施モデル)

- 第22条 この計画に基づき、各指定都市及び事務局が活動するためのマニュアルとして、「広域・大規模災害時における指定都市市長会行動計画実施モデル」を定めるものとする。

(附 則)

- この計画は、平成26年4月1日から施行する。
- この計画は、平成29年4月1日から施行する。
- この計画は、平成30年4月1日から施行する。
- この計画は、平成31年4月1日から施行する。
- この計画は、令和2年4月1日から施行する。
- この計画は、令和3年6月24日から施行する。
- この計画は、令和4年7月20日から施行する。

別表（第3条関係）

[基本パターン]

被災地域 ブロック (※1)	都道府県 (※1)	指定都市(※1)			
		支援 グループ	現地支援(連絡)本部 設置担当都市 (※2~4) 及び支援隊 派遣都市(※5)	追加支援 グループ (※6)	中央支援 本部 派遣グループ (※7)
北海道東北 ブロック(A)	北海道・青森県・ 岩手県・宮城県・ 秋田県・山形県・ 福島県・新潟県	Aグループ	①仙台市 ②札幌市 ③新潟市	Bグループ	Dグループ
関東 ブロック(B)	茨城県・栃木県・ 群馬県・埼玉県・ 千葉県・東京都・ 神奈川県・山梨県	Bグループ	①横浜市 ②さいたま市 ③川崎市 ④千葉市 ⑤相模原市	Aグループ	Eグループ
中部 ブロック(C)	富山県・石川県・ 長野県・岐阜県・ 静岡県・愛知県・ 三重県	Cグループ	①静岡市 ②浜松市 ③名古屋市	Dグループ	Fグループ
関西 ブロック(D)	福井県・滋賀県・ 京都府・大阪府・ 兵庫県・奈良県・ 和歌山県	Dグループ	①神戸市 ②京都市 ③大阪市 ④堺市	Cグループ	Aグループ
中国・四国 ブロック(E)	鳥取県・島根県・ 岡山県・広島県・ 山口県・徳島県・ 香川県・愛媛県・ 高知県	Eグループ	①岡山市 ②広島市	Fグループ	Bグループ
九州 ブロック(F)	福岡県・佐賀県・ 長崎県・熊本県・ 大分県・宮崎県・ 鹿児島県・沖縄県	Fグループ	①北九州市 ②福岡市 ③熊本市	Eグループ	Cグループ

備考

- ※1 被災地域ブロック、都道府県及び指定都市は、「応急対策職員派遣制度」(総務省)の別表に適応したものである。
- ※2 現地支援本部は、災害発生時に被災地域の現地支援(連絡)本部設置担当都市である都市が設置する。
- ※3 現地支援(連絡)本部設置担当都市は、「現地支援(連絡)本部設置担当都市及び支援隊派遣都市」欄の○数字の順番で年度ごとの輪番とする。ただし、当該年度の現地支援(連絡)本部設置担当都市が会長市であった場合は、次順位の都市が現地支援(連絡)本部設置担当都市を担う。
- ※4 当該年度の現地支援(連絡)本部設置担当都市が被災等により現地支援(連絡)本部設置担当都市を担うことができない場合は、次順位の都市が現地支援(連絡)本部設置担当都市を担う。
- ※5 現地支援(連絡)本部設置担当都市以外の都市は、支援隊派遣都市として活動する。
- ※6 一の支援グループにより現地支援本部の運営が困難な場合は、現地支援(連絡)本部設置担当都市からの依頼に基づき、中央支援本部は、追加支援グループの内から、現地支援(連絡)本部設置担当都市、追加支援グループの都市及び中央支援本部にて協議のうえ、支援隊派遣都市として活動する都市を選定し、追加する。
- ※7 中央支援本部派遣都市は、災害発生時に中央支援本部派遣グループ内で現地支援(連絡)本部設置担当都市である都市が担う。

■ 協定関連資料

[大都市との相互応援協定]

[支援グループ内の全都市が現地支援（連絡）本部設置担当都市を担うことができない場合]

被災地域 ブロック (※1)	都道府県 (※1)	指定都市(※1)			
		支援グループ	現地支援 (連絡)本部 設置担当都市 (※2~4) 及び支援隊 派遣都市(※5)	現地支援 (連絡)本部 設置担当都市 及び支援隊 派遣都市 代行グループ (※6)	追加の 支援隊派遣都市 (※7) 中央支援本部 派遣都市 (※8)
北海道東北 ブロック (A)	北海道・青森県・ 岩手県・宮城県・ 秋田県・山形県・ 福島県・新潟県	Aグループ	①仙台市 ②札幌市 ③新潟市	①Bグループ ②Cグループ ③Dグループ	被災しなかった 全都市 ※地域ブロックによる 割り振りを参考に 割当を行う。
関東 ブロック (B)	茨城県・栃木県・ 群馬県・埼玉県・ 千葉県・東京都・ 神奈川県・山梨県	Bグループ	①横浜市 ②さいたま市 ③川崎市 ④千葉市 ⑤相模原市	①Aグループ ②Cグループ ③Dグループ	
中部 ブロック (C)	富山県・石川県・ 長野県・岐阜県・ 静岡県・愛知県・ 三重県	Cグループ	①静岡市 ②浜松市 ③名古屋市	①Dグループ ②Bグループ ③Aグループ	
関西 ブロック (D)	福井県・滋賀県・ 京都府・大阪府・ 兵庫県・奈良県・ 和歌山県	Dグループ	①神戸市 ②京都市 ③大阪市 ④堺市	①Cグループ ②Eグループ ③Fグループ	
中国・四国 ブロック (E)	鳥取県・島根県・ 岡山県・広島県・ 山口県・徳島県・ 香川県・愛媛県・ 高知県	Eグループ	①岡山市 ②広島市	①Fグループ ②Dグループ ③Cグループ	
九州 ブロック (F)	福岡県・佐賀県・ 長崎県・熊本県・ 大分県・宮崎県・ 鹿児島県・沖縄県	Fグループ	①北九州市 ②福岡市 ③熊本市	①Eグループ ②Dグループ ③Cグループ	

備考

- ※1 被災地域ブロック、都道府県及び指定都市は、「応急対策職員派遣制度」(総務省)の別表に適応したものである。
- ※2 現地支援本部は、災害発生時に被災地域ブロックの現地支援(連絡)本部設置担当都市である都市が設置する。
- ※3 現地支援(連絡)本部設置担当都市は、「現地支援(連絡)本部設置担当都市及び支援隊派遣都市」欄の○数字の順番で年度ごとの輪番とする。ただし、当該年度の現地支援(連絡)本部設置担当都市が会長市であった場合は、次順位の都市が現地支援(連絡)本部設置担当都市を担う。
- ※4 当該年度の現地支援(連絡)本部設置担当都市が被災等により現地支援(連絡)本部設置担当都市を担うことができない場合は、次順位の都市が現地支援(連絡)本部設置担当都市を担う。
- ※5 現地支援(連絡)本部設置担当都市以外の都市は、支援隊派遣都市として活動する。
- ※6 支援グループ内の全都市が現地支援(連絡)本部設置担当都市を担うことができない場合は、「現地支援(連絡)本部設置担当都市及び支援隊派遣都市代行グループ」欄の○数字の順番により、現地支援(連絡)本部設置担当都市及び支援隊派遣都市を担うグループを決定する。
- ※7 代行グループにより現地支援本部の運営が困難な場合は、現地支援(連絡)本部設置担当都市からの依頼に基づき、中央支援本部は、被災しなかった全都市の中から、現地支援(連絡)本部設置担当都市、被災しなかった都市及び中央支援本部にて協議のうえ、支援隊派遣都市として活動する都市を選定し、追加する。
- ※8 中央支援本部派遣都市は、災害発生時に中央支援本部派遣グループ内で現地支援(連絡)本部設置担当都市である都市が担う。

資料 2 2 1 大都市災害時相互応援に関する協定、同実施細目

2 1 大都市災害時相互応援に関する協定

札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、東京都、川崎市、横浜市、相模原市、新潟市、静岡市、浜松市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市及び熊本市（以下「大都市」という。）は、大都市において災害が発生し、災害を受けた都市（以下「被災都市」という。）独自では十分な応急措置が実施できない場合に、被災都市の要請にこたえ、災害を受けていない都市が友愛的精神に基づき、相互に救援協力し、被災都市の応急対策及び復旧対策を円滑に遂行するため、次のとおり協定する。

（応援の種類）

第1条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資器材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資器材及び物資の提供
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両及び舟艇等の提供
- (4) 救助及び応急復旧に必要な医療系職、技術系職、技能系職等職員の派遣
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

（応援要請の手続）

第2条 応援を要請する都市（以下「応援要請都市」という。）は、原則として、次の事項を明らかにし、第5条に定める連絡担当部局を通じて、口頭、電話又は電信により応援を要請し、後日、速やかに文書を送付するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号から第3号までに掲げる応援を要請する場合にあっては、物資等の品名、数量等
- (3) 前条第4号に掲げる応援を要請する場合にあっては、職員の職種及び人員
- (4) 応援場所及び応援場所への経路
- (5) 応援の期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

（実施）

第3条 応援を要請された都市は、極力これに応じ救援に努めるものとする。

2 被災都市以外の都市は、通信の途絶等により被災都市との連絡が取れない場合で、緊急に応援を行う必要があると認められるときは、自主的な判断により応援を行うことができるものとする。

3 自主出動した都市は、応援内容等を被災都市に速やかに連絡する。

4 自主出動した都市は、応援に必要な情報の収集をし、その情報を被災都市に提供する。また、応援活動にあたっては、自律的活動に努めるものとする。

（応援経費の負担）

第4条 応援に要した経費は、原則として応援を要請する都市の負担とする。

2 前条第2項に定める応援に要した経費の負担は、応援を受けた都市と応援した都市（以下「応援都市」という。）が協議して定める。

3 応援要請都市が、第1項に規定する経費を支弁するいとまがなく、かつ、応援要請都市から要請があった場合は、応援都市は、一時繰替支弁するものとする。

（連絡担当部局）

第5条 大都市は、あらかじめ相互応援のための連絡担当部局を定め、災害が発生したときは、速やかに情報を相互に連絡するものとする。

（資料の交換）

第6条 大都市は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、毎年1回地域防災計画その他参考資料を相互に交換するものとする。

（その他）

第7条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、大都市が協議して定めるものとする。

第8条 この協定を証するため、本協定書21通を作成し、各都市は記名押印の上、各1通を保有する。

附 則

（中略）

1 この協定は、平成24年4月1日から効力を生じる。

2 「20大都市災害時相互応援に関する協定」は、廃止する。

平成24年10月1日

■ 協定関連資料

[大都市との相互応援協定]

2 1 大都市災害時相互応援に関する協定実施細目

(趣旨)

第1条 この実施細目は、2 1 大都市災害時相互応援に関する協定（以下「協定」という。）第7条の規定に基づき、協定の実施に必要な事項を定めるものとする。

(連絡担当部局)

第2条 協定第5条により大都市は、相互応援のための連絡担当部局課名、担当責任者及び同補助者の職氏名、電話番号その他連絡に必要な事項をあらかじめ相互に連絡する。

(応援職員の派遣に要する経費負担等)

第3条 協定第4条第1項に定める経費のうち、協定第1条第4号に定める応援職員の派遣に要する経費の負担については、次のとおりとする。

(1) 応援を要請した都市（以下「応援要請都市」という。）が負担する経費の額は、応援をした都市（以下「応援都市」という。）が定める規定により算定した当該応援職員の旅費の額及び諸手当の額の範囲内とする。

(2) 応援職員が応援業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における公務災害補償に要する経費は、応援都市の負担とする。ただし、被災地において応急治療する場合の治療費は、応援要請都市の負担とする。

(3) 応援職員が業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては応援要請都市が、応援要請都市への往復の途中において生じたものについては応援都市が賠償の責めに任ずる。

(4) 前3号に定めるもののほか、応援職員の派遣に要する経費については、応援要請都市及び応援都市が協議して定める。

2 応援職員は、応援都市名を表示する腕章等の標識を付け、その身分を明らかにするものとする。

3 応援職員は、災害の状況に応じ、必要な被服、当座の食糧等を携行するものとする。

4 応援要請都市は、災害の状況に応じ、応援職員に対する宿舍のあわせんその他の便宜を供与する。

(救援物資等の経費の支払方法)

第4条 応援都市は、協定第4条第3項に定める応援に要する経費を繰替支弁した場合は、次に定めるところにより算出した額について、応援要請都市に請求する。

(1) 備蓄物資及び調達物資については、当該物資の購入費及び輸送費

(2) 車両、舟艇、機械器具等については、借上料、燃料費、輸送費及び破損又は故障が生じた場合の修理費

2 前項に定める請求は、応援都市の知事名又は市長名による請求書（関係書類添付）により、担当部局を経由して応援要請都市の長に請求する。

3 前2項の規定により難しいときは、応援要請都市及び応援都市が協議して定める。

(幹事都市)

第5条 協定の運用に係る所掌事務は、幹事都市において処理し、幹事都市は、別表1に掲げる輪番により1会計年度の間これに当たるものとする。

2 幹事都市の次順の都市を、副幹事都市とし、幹事都市がその所掌事務を処理することが困難であるときは、これを代行する。

3 前2項によりがたい場合は、大都市が協議して定める。

(幹事都市の所掌事務)

第6条 幹事都市は、協定の円滑な運用に資するため、次の事務を行う。

(1) 協定第5条に定める連絡担当部局の大都市への周知

(2) 協定第6条に定める大都市相互の資料の交換の促進

(3) 協定第7条の定めによる大都市が協議する必要がある場合における会議の開催又は文書による調整

(4) 防災に関する大都市間の会議の開催等

(5) 応援要請都市又は応援都市と他の大都市との情報連絡又は情報の周知

(6) 被災都市から要請のあった事項

(応援都市)

第7条 応援都市は、応援の内容を幹事都市へ連絡するものとする。

2 応援都市は、応援に必要な情報を得たときは、その旨を幹事都市に連絡するものとする。

(会議及び訓練の実施)

第8条 大都市は、防災に関する会議及び情報伝達等の訓練を適時実施するものとする。

附 則

(中略)

1 この実施細目は、協定の発行日から適用する。

2 「2 0 大都市災害時相互応援に関する協定実施細目」は、廃止する。

別表1（第5条関係）

順	都市名	順	都市名
1	静岡市	12	浜松市
2	福岡市	13	岡山市
3	堺市	14	相模原市
4	東京都	15	熊本市
5	大阪市	16	仙台市
6	川崎市	17	神戸市
7	京都市	18	さいたま市
8	横浜市	19	広島市
9	名古屋市	20	千葉市
10	新潟市	21	札幌市
11	北九州市		

順は、平成24年度を1とする。

(参考) 締結先の連絡担当部局

協定締結都市名	連絡担当部局	電話番号
札幌市	危機管理対策室危機管理対策部危機管理対策課	011-211-3062
仙台市	危機管理室	022-214-8519
さいたま市	総務局危機管理部	048-829-1126
千葉市	総務局危機管理課	043-245-5151
東京都	総務局総合防災部	03-5388-2561
川崎市	総務局危機管理室	044-200-2840
横浜市	総務局危機管理課	045-671-2064
相模原市	危機管理局	042-769-8208
新潟市	危機管理防災局	025-226-1146
静岡市	総務局危機管理総室	054-221-1012
浜松市	危機管理監危機管理課	053-457-2537
名古屋市	防災危機管理局統括課	052-972-3584
京都市	行財政局防災危機管理室	075-212-6792
大阪市	危機管理室	06-6208-7388
堺市	危機管理室	072-228-7605
岡山市	危機管理室	086-803-1082
広島市	危機管理室	082-504-2653
北九州市	危機管理室	093-582-2110
福岡市	市民局防災・危機管理課	092-711-4056
熊本市	総務局危機管理防災総室	096-328-2490

■ 協定関連資料

[大都市との相互応援協定]

資料 3 下水道災害時における大都市間の連絡・連携体制に関するルール

下水道災害時における大都市間の連絡・連携体制に関するルール

札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、東京都、川崎市、横浜市、相模原市、新潟市、静岡市、浜松市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市及び熊本市（以下「大都市」という。）は、大都市において災害が発生した際、相互に救援協力するための「21大都市災害時相互応援に関する協定（平成24年10月1日付）」（以下「大都市協定」という。）を締結している。大都市下水道に関する災害対策の重大性に鑑み、大都市は、大都市協定に基づく下水道事業の支援を行うにあたり、友愛的精神により相互に救援協力するものとし、その円滑かつ迅速な実施を図り、また、恒久の相互支援の基礎とするため、このルールを定める。

（ルールの適用）

第1条 本ルールは、震度6弱以上の地震時に適用する。

2 震度5強以下の地震時またはその他災害が発生し、被災した大都市（以下「被災都市」という。）からルール適用の要請があった場合は、本ルールを適用する。

なお、震度5弱以上の地震が発生した都市は、発災後すみやかに第4条に定める情報連絡総括都市に被災状況及びルール適用の有無等を連絡するものとする。

3 「下水道事業における災害時支援に関するルール（以下「全国ルール」という。）」第7条の2に基づき情報連絡総括都市に下水道対策本部員への参加要請があった場合は、全国ルールと調整を図りながら広域的な支援を行う。

（支援要請）

第2条 支援を要請しようとする大都市（以下「支援要請都市」という。）は、法令その他別段の定めがあるものを除くほか、第3条に定める情報連絡総括都市を通じて、役務の提供、緊急用資機材の調達その他必要な支援を要請するものとする。

2 要請を受けた大都市は、極力これに応じ支援に努めるものとする（以下、支援に応じた大都市を「支援都市」という。）。

（発災時の情報連絡体制）

第3条 大都市において災害が発生したときは、情報の一元化及び被災都市の事務軽減を図るため、被災都市に応じ、表-1のとおり情報連絡総括都市を置く。

2 情報連絡総括都市は、情報連絡の窓口となり、被災都市との連絡や国土交通省との情報交換を行い、その結果を他の大都市へ情報連絡する。

3 情報連絡総括都市は、発災後できるだけ早期に先遣隊を被災都市に派遣し、被災状況を把握するものとする。なお、この派遣に被災都市からの要請は必要としない。ただし、被災都市と連絡がとれる場合は、被災都市に先遣隊の受入について予め確認する等、調整を行うものとする。

4 先遣隊は原則として情報連絡総括都市から派遣するものとする。ただし、情報連絡総括都市が早期に被災都市へ到着することが困難な場合や複数の都市へ先遣隊の派遣が必要な場合などには、情報連絡総括都市が他の都市を先遣隊に指名できるものとする。

- 5 情報連絡総括都市は、被災都市からの支援要請に備え、被害の程度により他の大都市へ支援及び支援隊集積基地設営の準備を依頼する。
- 6 情報連絡総括都市は、支援可能人員、提供可能緊急資機材の数量等を把握し被災都市へ情報連絡する。
- 7 このルールに基づく大都市間の情報連絡体制及び窓口は、表－２のとおりとする。
- 8 各大都市は、災害時を想定し、それぞれの支援体制や情報連絡体制の整備に努めるものとする。

(支援要請後の情報連絡体制)

第４条 情報連絡総括都市は、支援要請都市と支援内容、時期等について十分協議を行う。なお、この協議は支援要請前から行うことを妨げない。

- 2 情報連絡総括都市は、支援要請都市からの支援人員等に関する要請内容に基づいて人員、資機材等の割り振りを行い、各大都市へその内容を連絡する。

(現地指揮連絡体制)

第５条 災害時の現地支援における情報の混乱を防ぎ、支援活動の統一を図るため、現地支援総括都市を設ける。

- 2 現地支援総括都市は、支援都市の中から情報連絡総括都市が定める。
- 3 現地支援総括都市は、支援要請都市の方針のもと、支援活動が円滑に進むよう支援隊を指揮する。
なお、この場合における現地指揮連絡体制は、表－３のとおりとする。
- 4 支援要請都市は、連絡要員を支援隊集積基地に常駐させることなどにより、支援都市との意思の疎通を図るものとする。
- 5 支援開始後の情報連絡体制は、表－４のとおりとする。

(支援隊の受入れ体制)

第６条 支援隊受入れ場所として、支援隊集積基地を設ける。

- 2 支援隊集積基地は支援要請都市に設けるものとし、これにより難しい場合は、支援要請都市の周辺自治体に設けるものとする。
- 3 支援要請都市は、次の各号に掲げる内容について情報連絡総括都市に連絡するものとする。
 - (１) 支援要請都市内に支援隊集積基地を設けることが可能な場合は、その位置、規模、施設内容等
 - (２) 前号により難しい場合は、周辺自治体が提供可能な支援隊集積基地の位置、規模、施設内容等
- 4 支援隊集積基地の設置場所は、情報連絡総括都市が、支援要請都市と連絡をとり、支援内容等を勘案した上で決定する。
- 5 情報連絡総括都市は、支援隊集積基地を提供する都市と基地の設営に当たって提供可能な役務等について事前に打合せを行い、その結果を各支援都市に連絡する。
- 6 各大都市は、支援隊集積基地として提供可能な施設をあらかじめリストアップし、その規模、施設内容、提供可能な機器等を把握し、情報連絡総括都市に報告するものとする。

(支援隊集積基地の運営)

第７条 支援隊集積基地の運営は、支援隊集積基地を提供する大都市が行うものとする。

ただし、大都市以外の周辺自治体に支援隊集積基地を設けた場合は、原則として支援要請都市が行

■ 協定関連資料

[大都市との相互応援協定]

う。

- 2 現地支援総括都市は、各支援都市の支援隊のまとめ役として、支援隊集積基地の運営を補佐する。

(緊急資機材情報の把握)

第8条 各大都市は、情報連絡総括都市からの資機材の提供に関する調査依頼により、提供可能な数量等を報告する。

- 2 情報連絡総括都市は、支援都市及び被災都市へのテレビカメラ車等の特定資機材の優先的な提供を、業界団体に対し要請するものとする。

ただし、被災都市が直接業界団体に要請した場合は、被災都市はその旨を情報連絡総括都市へ通知する。

- 3 各大都市は、緊急時に提供可能な資機材をリストアップし、整備・保管に努めなければならない。
- 4 東京都及び大阪市は、テレビカメラ車等の特定資機材に関する全国的な情報の把握を行う。

(民間団体等との協力)

第9条 各大都市は、民間団体等と支援協力に関する協定を速やかに締結するよう努める。

- 2 支援用緊急資機材を所有していない大都市は、民間団体等と資機材の提供に関する協定を締結するよう努める。

(下水道台帳の共有)

第10条 各大都市は、円滑な支援を目的とし、下水道台帳等必要な資料の共有に努める。下水道台帳の他、共有する資料は連絡会議において協議し、定めるものとする。

(平常時の連絡会議及び訓練)

第11条 毎年一回以上連絡会議を開催するとともに、被災都市を想定した情報連絡訓練を実施するものとする。

なお、連絡会議のメンバーは、国土交通省、(公社)日本下水道協会の関係者及び各大都市の担当課長とする。

(協 議)

第12条 このルールに定めのない事項又は内容に疑義が生じた場合は、連絡会議において協議し、定めるものとする。

(その他)

第13条 本ルールに定める大都市に新たな都市が追加となる場合には、本ルール改正までの間、その都市を含めたものとして条文を読み替えることができる。

附 則

- 1 このルールは、令和5年3月2日から効力を生ずる。

平成8年5月16日制定
平成9年10月30日改正
平成16年1月27日改正

■ 協定関連資料

[大都市との相互応援協定]

平成20年 2月20日改正
平成21年10月 7日改正
平成22年 9月30日改正
平成24年10月 1日改正
平成25年12月12日改正
平成27年 5月21日改正
平成27年12月21日改正
平成29年 1月18日改正
平成31年 1月11日改正
令和 2年 1月16日改正
令和 3年 2月18日改正
令和 4年 2月24日改正
令和 5年 3月 2日改正

■ 協定関連資料

[大都市との相互応援協定]

[表－1] 災害時における連絡・連携体制について（第3条関係）

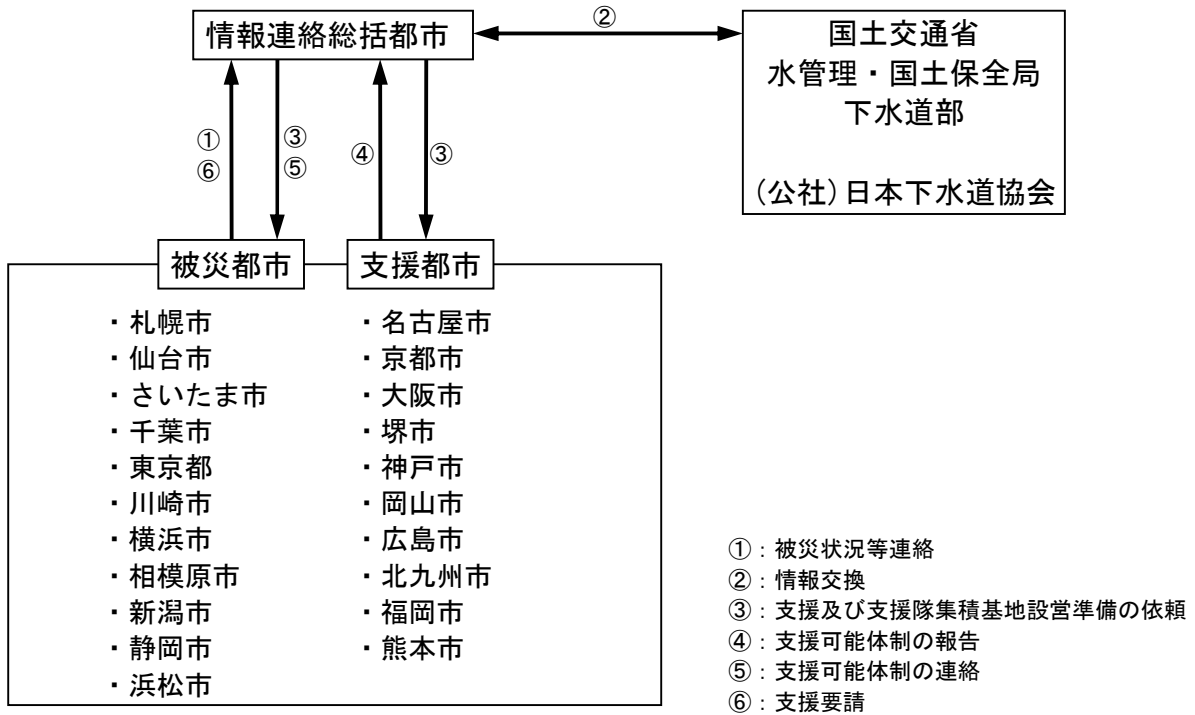
災害時における連絡・連携体制は、被災都市により支援隊集積基地、情報連絡総括都市及び現地支援総括都市を下表のとおり定める。ただし、広域災害等これによりがたい場合は、被災状況に応じて判断する。

ブロック割	被災都市	情報連絡総括都市※	支援隊集積基地	現地支援総括都市
北海道・東北	札幌市	東京都	支援隊集積基地は支援要請都市に設けるものとし、これによりがたい場合は、支援要請都市の周辺自治体に設ける。	支援都市の中から情報連絡総括都市が定める。
	仙台市			
関東	さいたま市	大阪市		
	千葉市			
	東京都			
	川崎市			
	横浜市			
	相模原市			
中部	新潟市	東京都		
	静岡市			
	浜松市			
	名古屋市			
近畿	京都市	東京都		
	大阪市			
	堺市			
	神戸市			
中国・四国	岡山市	大阪市		
	広島市			
九州	北九州市			
	福岡市			
	熊本市			

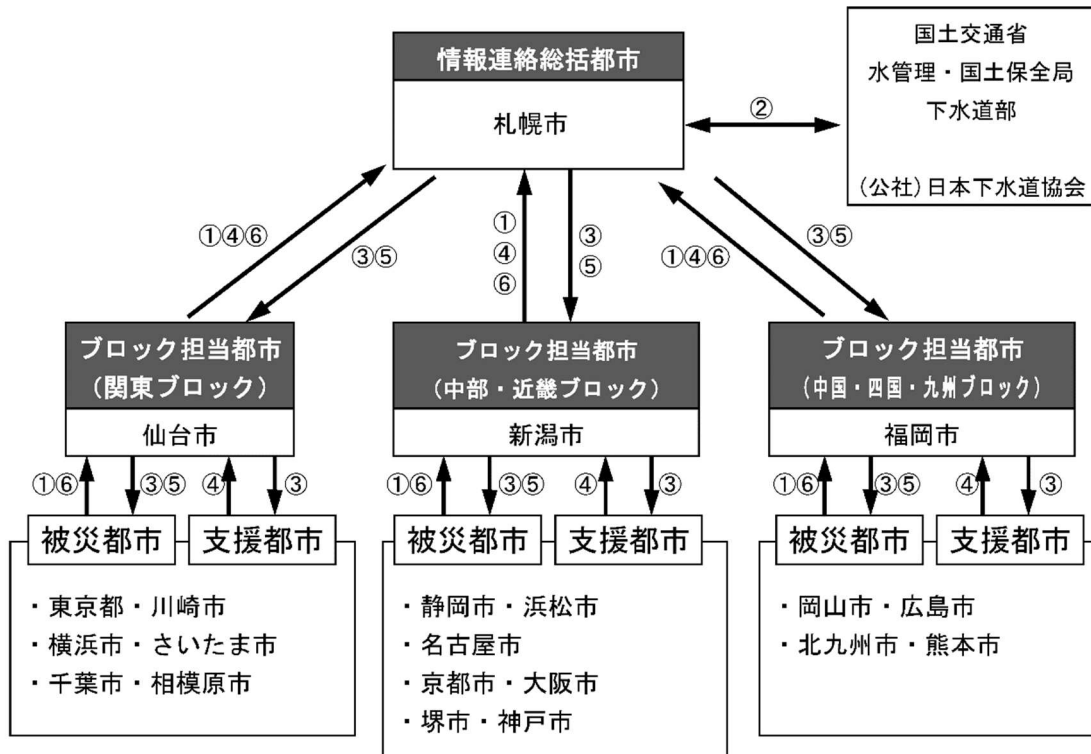
※東京都及び大阪市が共に被災し、情報連絡総括都市の役割を担うことができない場合は、札幌市が情報連絡総括都市となるものとする。この場合において、札幌市は、連絡が取れない場合を除き、事前に両都市と協議を行うものとする。

[表一 2] 緊急時の情報連絡体制（第3条関係）

(1) 東京都及び大阪市が情報連絡総括都市の場合



(2) 札幌市が情報連絡総括都市の場合

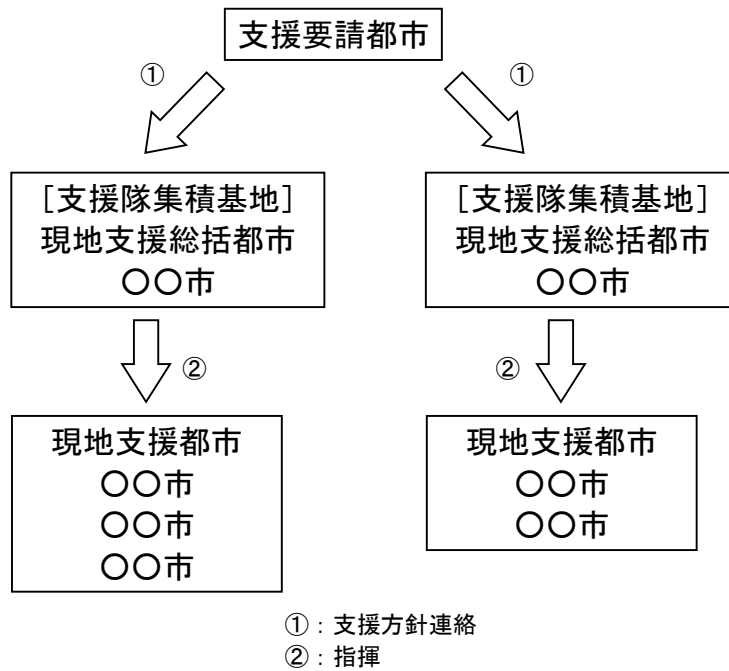


※札幌市が情報連絡総括都市の場合、情報連絡はブロック担当都市を介して行うものとする。また、情報連絡体制はこれを基本とするが、各都市被災状況等これによりがたい場合は状況に応じ判断する。

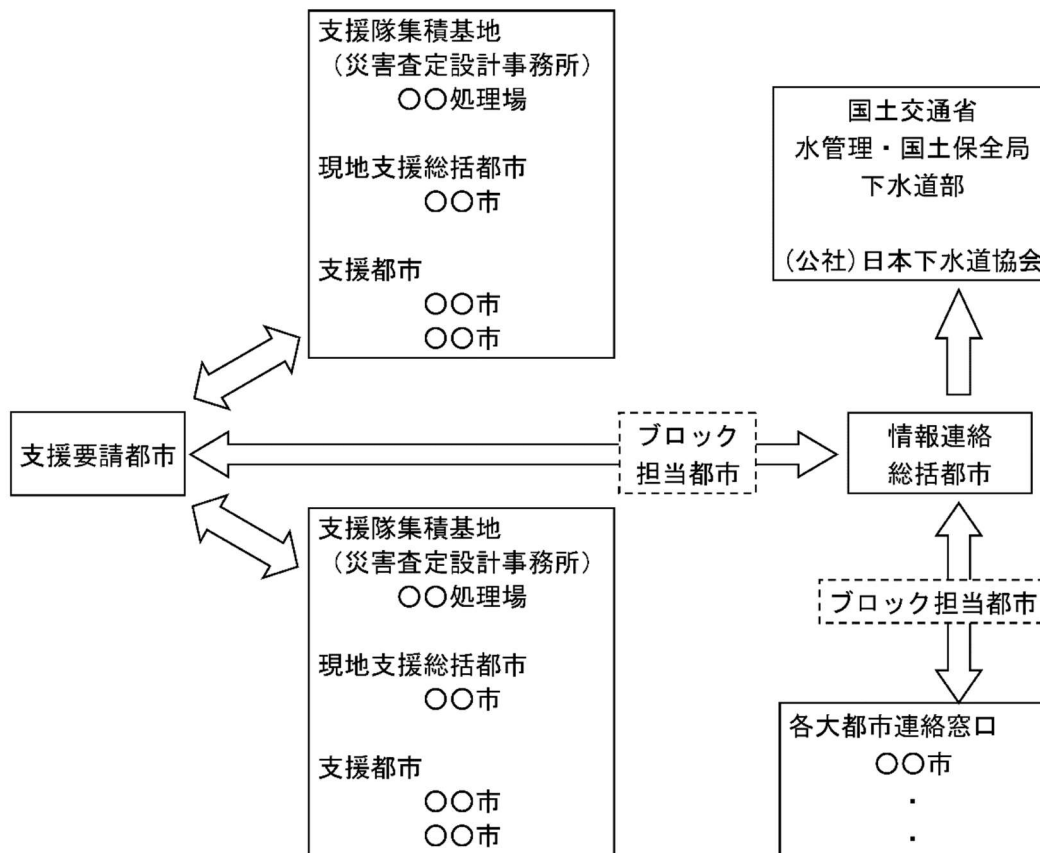
■ 協定関連資料

[大都市との相互応援協定]

[表－3] 現地指揮連絡体制（第5条関係）

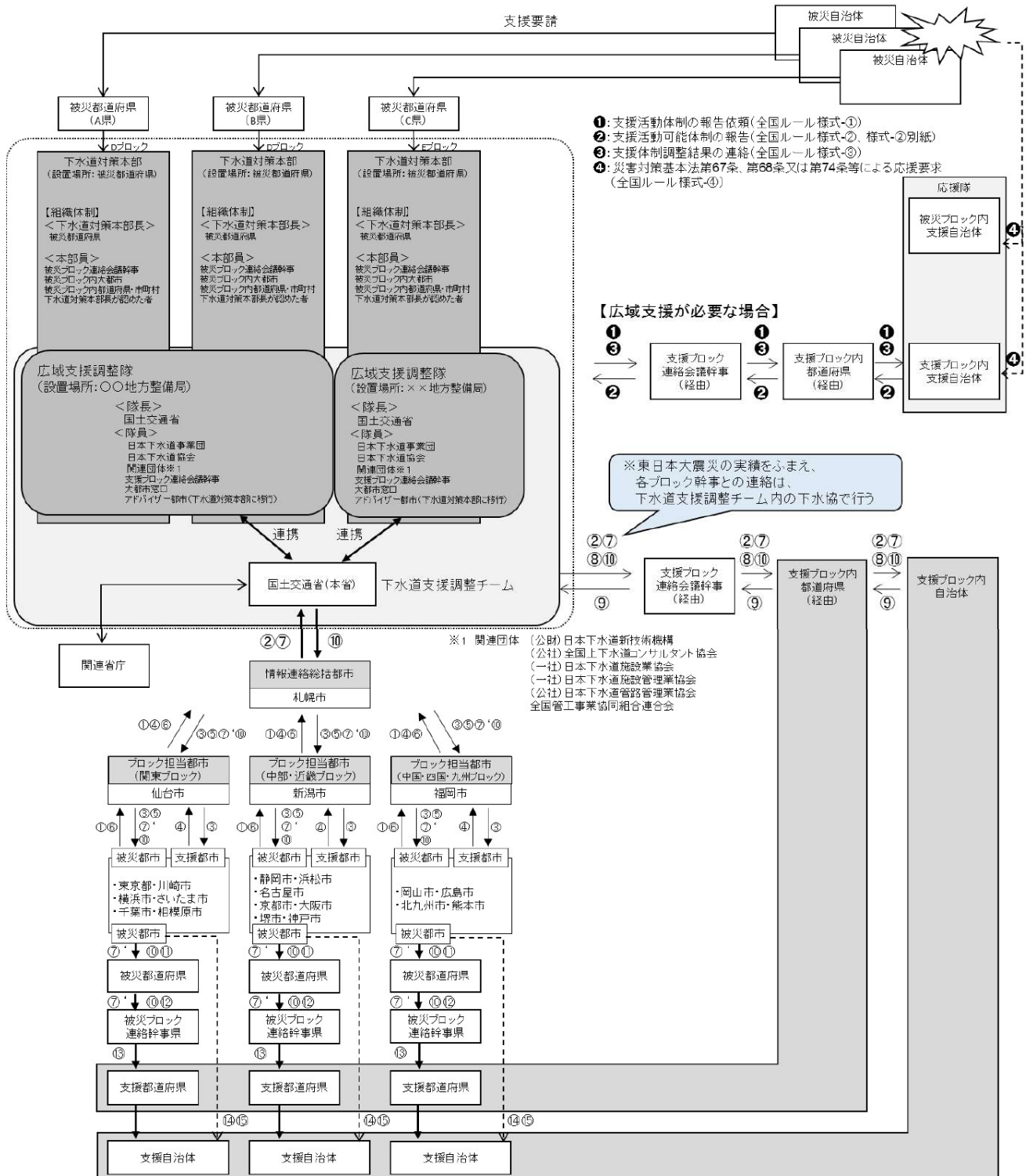


[表－4] 支援開始後の情報連絡体制（第5条関係）



札幌市が情報連絡総括都市の場合、情報連絡はブロック担当都市を介して行う

(3) 札幌市が情報連絡総括都市で全国ルールへ支援要請を行う場合《南海トラフ地震等の場合》



- ①: 支援活動体制の報告依頼(全国ルール様式-①)
- ②: 支援活動可能体制の報告(全国ルール様式-②、様式-②別紙)
- ③: 支援体制調整結果の連絡(全国ルール様式-③)
- ④: 災害対策基本法第67条、第68条又は第74条等による応援要請(全国ルール様式-④)

【広域支援が必要な場合】



※東日本大震災の実績をふまえ、各ブロック幹事との連絡は、下水道支援調整チーム内の下水道協で行う

- ※1 関連団体 (公財) 日本下水道新技術機構
 (公社) 全国上下水道コンサルタント協会
 (一社) 日本下水道施設業協会
 (一社) 日本下水道施設管理業協会
 (公社) 日本下水道管路管理業協会
 全国管工事業協同組合連合会

- ①: 被災状況等連絡
 - ②: 情報交換
 - ③: 支援及び支援隊集積基地設営準備の依頼
 - ④: 支援可能体制の報告
 - ⑤: 支援可能体制の連絡
 - ⑥: 支援要請
 - ⑦: 全国ルールへの支援調整依頼
 - ⑧: 全国ルールへ支援調整を依頼した旨の報告
 - ⑨: 支援活動体制の報告依頼(=①)
 - ⑩: 支援活動可能体制の報告(=②)
 - ⑪: 支援体制調整結果の連絡(=③)
 - ⑫: 支援要請の依頼(様式①)
 - ⑬: 広域応援要請(全国ルール様式-⑤)
 - ⑭: 災害対策基本法第67条、第68条又は第74条等による応援要請(=④)
 - ⑮: (必要に応じて)個別協定の締結(様式案は別紙③)
- ※ ⑦は情報連絡総括都市が、大都市内で被災都市と支援都市の割当てを検討した上で、国交省に対し、人員不足の被災都市・不足人数・期間を明らかにした上で、実施することを想定

■ 協定関連資料

[大都市との相互応援協定]

資料 4 19 大都市水道局災害相互応援に関する覚書、同実施細目

19 大都市水道局災害相互応援に関する覚書

大都市水道に関する災害対策の重大性にかんがみ、札幌市、仙台市、さいたま市、東京都、川崎市、横浜市、新潟市、静岡市、浜松市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市及び熊本市（以下「大都市」という。）は、水道事業に関し、大都市において災害が発生した際、友愛的精神に基づいて相互に応援するものとし、その円滑かつ迅速な実施を図り、恒久の相互応援の基礎とし、ひいては水道界全体の防災力強化と発展に取り組むこととする。そのため、大都市間で締結した21大都市災害時相互応援に関する協定（以下「協定」という。）に基づく飲料水の供給、施設の応急復旧等に必要な資器材の提供その他の事項について、この覚書を作成する。

（災害）

第1条 この覚書において「災害」とは、協定に規定する災害及び漏水等により生ずる被害をいう。

（連絡担当部課）

第2条 大都市は、この覚書の実施に必要な情報の相互交換を担当する連絡担当部課、連絡担当責任者及び連絡担当責任者補助者を定め、災害が発生したとき又は災害発生のおそれがあるときは、速やかに必要な情報を相互に交換するものとする。

（応援の要請）

第3条 災害を受け他の大都市の応援を要請しようとする大都市（以下「応援要請都市」という。）は、法令その他に別段の定めがあるものを除くほか、別に定める応援要請手続きにより、前条に定める連絡担当部課を通じて、役務の提供、応援物資の調達その他の必要な措置を要請するものとし、要請を受けた大都市（以下「応援都市」という。）は、極力これに応じ救援に努めるものとする。

2 応援の要請は、応援要請都市が口頭又は電話、電信その他の情報通信手段により行い、後日、速やかに応援都市に文書を送付するものとする。

（応援本部の設置）

第4条 応援都市は、応援要請都市に災害対策本部が設置され、その水道事業に関する事務を円滑に遂行できるようになるまでの間、国、都道府県、社団法人日本水道協会（以下「日本水道協会」という。）その他の関係機関と協議のうえ、応援に関する事務を担当する応援本部を暫定的に設置することができるものとする。

2 前項の規定により応援本部を設置した場合、応援都市は、応援本部員を派遣し、応援要請都市の依頼に基づき円滑な応援の実施に努めるものとする。

3 応援要請都市に災害対策本部が設置され、その水道事業に関する事務が円滑に遂行できるようになったときは、応援要請都市の判断により、応援本部は、その事務を速やかに災害対策本部に引き継ぐものとする。

（応援経費の負担）

第5条 応援に要した経費は、原則として応援要請都市が負担するものとする。

2 法令上の特別の定めその他の特別の措置により、応援都市に対して、応援に要した経費につき補てんがあった場合は、その金額を前項の規定による応援要請都市の負担額から控除するものとする。

3 応援都市の職員の派遣に要する経費は、応援都市が支弁し、応援要請都市は別に定める基準により算出した額を負担するものとする。

4 応援都市の職員とともに応援に従事する管工事業者等（以下「業者等」という。）の派遣に要する経費は、応援都市が支弁し、応援要請都市は別に定める基準により算出した額を負担するものとする。

5 応援都市は、応援要請都市が第1項に規定する経費を支弁するいとまがなく、かつ、応援要請都市から要請があった場合は、一時繰替支弁するものとする。

6 前5項の定めによりがたいときは、関係大都市が協議して定めるものとする。

（防災関係物資等の調査結果の交換）

第6条 大都市は災害時に必要な物資及び資材（以下「災害時必要物資等」という。）の相互融通及び応援の円滑な実施を図るため、防災に関する物資及び資材（以下「防災関係物資等」という。）の備蓄及び整備の状況並びに災害発生直後に応援できる職員について、それぞれ調査し、その結果を相互に交換するものとする。

2 大都市は、防災関係物資等の備蓄及び整備の体制を拡充するため、災害時必要物資等の量を相互に補完できる体制の確立に努めるものとする。

3 大都市は、災害時に調達できる物資及び資材について、常に調査に努めるものとする。

(施設管理等に関する情報の交換)

第7条 大都市は、応援の円滑な実施に必要な事前情報の充実を図るため、防災に関する施設及び設備の整備状況に関する情報を相互に交換するものとする。

2 大都市は、迅速かつ的確な応急措置の実施のため、災害対策マニュアル及び応援の受入れに関するマニュアルの作成及び充実に努め、これを相互に交換するものとする。

(災害防止方策の調査研究)

第8条 大都市は、災害防止方策について調査研究し、その結果及び参考となる資料を相互に交換するとともに、他の水道事業体にもその成果を発信するものとする。

(実施細目)

第9条 この覚書の実施に関して必要な細目事項については、別に協議して定めるものとする。

(協議)

第10条 この覚書に定めのない事項及びこの覚書の内容に疑義が生じた場合は、その都度協議して定めるものとする。

附 則

(適用)

1 この覚書は、令和 2年 3月31日から適用する。

(19大都市水道局災害相互応援に関する覚書の廃止)

2 19大都市水道局災害相互応援に関する覚書(平成25年3月31日締結)は、廃止する。

この覚書の成立を証するため本書19通を作成し、各都市記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

令和 2年 3月31日

札幌市水道事業管理者	三 井 一 敏
仙台市水道事業管理者	板 橋 秀 樹
さいたま市水道事業管理者	森 田 治
東京都公営企業管理者水道局長	中 嶋 正 宏
川崎市上下水道事業管理者	金 子 督
横浜市水道事業管理者	山 隈 隆 弘
新潟市水道事業管理者	佐 藤 隆 司
静岡市公営企業管理者	大 石 清 仁
浜松市水道事業及び下水道事業管理者	寺 田 賢 次
名古屋市水道事業、工業用水道事業 及び下水道事業管理者	宮 村 喜 明
京都市公営企業管理者上下水道局長	山 添 洋 司
大阪市水道事業管理者	河 谷 幸 生
堺市上下水道事業管理者	出 未 明 彦
神戸市水道事業管理者	広 瀬 朋 義
岡山市水道事業管理者	今 川 真
広島市水道事業管理者	友 広 整 二
北九州市水道事業・工業用水道事業 ・下水道事業管理者	中 西 満 信
福岡市水道事業管理者	清 森 俊 彦
熊本市上下水道事業管理者	白 石 三千治

■ 協定関連資料

[大都市との相互応援協定]

1 9 大都市水道局災害相互応援に関する覚書実施細目

(趣旨)

第1条 この実施細目は、1 9 大都市水道局災害相互応援に関する覚書(令和 2 年 3 月 3 1 日締結。以下「覚書」という。)第9条の規定に基づき、覚書の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この実施細目で使用する用語は、覚書で使用する用語の例による。

(幹事都市)

第3条 覚書の円滑な実施を図るため、覚書幹事都市を別表1のとおり、応援幹事都市を別表2のとおりそれぞれ定めるものとする。

2 覚書幹事都市は、平常時における大都市間の情報交換及び連絡調整業務を行う。

3 応援幹事都市は、災害時において次の各号に掲げる業務を行う。

(1)被災した大都市の状況把握

(2)応援要請に関する連絡調整

(3)国、都道府県、日本水道協会その他の関係機関との連絡調整

4 覚書幹事都市の任期は、毎年4月1日から翌年の3月31日までとする。

(被害状況の早期把握等)

第4条 災害の発生後、被災した大都市は直ちに応援幹事都市をはじめ他の大都市へ状況を情報発信するものとし、その発信基準を別表3のとおり定める。

2 被災した大都市からの連絡がなく、応援幹事都市からも連絡が取れない場合には、応援幹事都市は、国、都道府県、日本水道協会その他の関係機関と調整の上、その必要性を判断して現地に出動できるものとする。

3 前項の規定により現地に出動した応援幹事都市は、被害状況の早期把握に努めるとともに、被災した大都市から口頭による応援の要請を受けることができるものとする。

(連絡担当部課に関する情報の交換)

第5条 覚書第2条の連絡担当部課、連絡担当責任者及び連絡担当責任者補助者に関する情報の交換は、様式1(以下「連絡表」という。)により毎年4月末日までに行うものとする。

2 大都市は、連絡表の内容に変更が生じた場合は、速やかに覚書幹事都市に連絡するものとする。

(応援要請の手続)

第6条 被災した大都市の応援要請は、応援幹事都市に対して行うものとする。

2 応援の要請を受けた応援幹事都市は、国、都道府県、日本水道協会その他の関係機関と調整を図ったうえで、応援要請都市に代って他の大都市へ速やかに応援の要請を伝達するものとする。

3 応援の要請を受けた大都市は、応援幹事都市と調整を図ったうえで現地に出動するものとする。

(応援都市の職員等)

第7条 応援要請都市は、必要とする応援都市の職員及び業者等の派遣を要請するものとする。

2 応援都市の職員及び業者等は、宿泊場所等を自ら確保し、食料、被服、資金、装備その他の災害時必要物資等を携行するものとする。

3 応援都市の職員及び業者等は、応援都市の都市名を表示する腕章等を着け、その身分を明らかにするものとする。

(連絡調整責任者の通知)

第8条 応援要請都市は、災害対策本部が設置され、その水道事業に関する事務を円滑に遂行できるようになるまでの

間、情報連絡を一元化するため、速やかに連絡調整責任者を定め、応援幹事都市へ通知するものとする。

(応援本部の業務等)

第9条 応援本部は、応援要請都市の依頼に基づき次の各号に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 応援要請都市との情報交換及び連絡調整
- (2) 国、都道府県、日本水道協会その他の関係機関との情報交換及び連絡調整
- (3) 応援都市の職員及び業者等に対する宿舍のあっせんその他の便宜の供与
- (4) 応援都市との作業分担の調整
- (5) その他応援に必要な業務

2 前項各号に掲げる業務の総括は、応援幹事都市が行うものとする。

3 応援本部員は、覚書第4条第3項の規定による引継ぎがあった場合において、災害対策本部の協力要請があったときは、これに極力応じるものとする。

(応援都市の職員の派遣に要する経費の負担)

第10条 覚書第5条第3項に定める応援要請都市が負担する額は、応援都市の旅費及び諸手当に関する規定により算出した当該応援都市の職員の旅費相当額及び諸手当相当額の範囲内とする。

2 応援都市の職員が応援業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における災害補償は、応援都市の負担とする。ただし、応援要請都市において応急治療する場合の治療費は、応援要請都市の負担とする。

3 応援都市の職員が業務上第三者に損害を加えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては、応援要請都市が、応援要請都市への往復途中に生じたものについては、応援都市が、それぞれその賠償の責に任ずるものとする。

4 前3項の定めによりがたいときは、関係大都市が協議して定めるものとする。

(業者等に要する経費の負担)

第11条 覚書第5条第4項に定める応援要請都市が負担する額は、応援都市の算定基準によるものとする。

2 前項の定めによりがたいときは、関係大都市が協議して定めるものとする。

(応援経費の繰替支弁)

第12条 応援都市は、覚書第5条第5項の規定により応援経費を一時繰替支弁した場合は、次の各号に定めるところにより算出した額について応援要請都市に請求するものとする。

- (1) 物資については、当該物資の購入費及び輸送費に相当する額
- (2) 車両類については、燃料費及び破損又は故障を生じた場合の修理費に相当する額
- (3) 機械器具等については、輸送費及び破損又は故障を生じた場合の修理費に相当する額

2 前項に定める応援要請都市への請求は、関係書類を添付した応援都市からの請求書により、行うものとする。

3 前2項の定めによりがたいときは、関係大都市が協議して定めるものとする。

(防災関係物資等の情報交換)

第13条 防災関係物資等の調査は、次の各号に掲げる様式により行うものとする。

- (1) 防災関係物資等の備蓄及び整備の状況については、様式2
- (2) 災害発生直後に応援に従事できる職員については、様式3

2 前項に規定する防災関係物資等の調査の結果は、毎年6月末日までに交換するものとする。

3 大都市は、調査結果の内容に変更が生じた場合は、速やかに覚書幹事都市に連絡するものとする。

■ 協定関連資料

[大都市との相互応援協定]

(物資等の規格統一及び相互利用)

第14条 防災関係物資等については、必要に応じて規格の統一化に努めるとともに、これらの備蓄及び整備については、それぞれ十分に配慮を行うものとする。

2 応援の活動においては、これらの物資を相互利用できるものとし、給水車等の車両については、相互の了解のもと他の大都市の職員によっても運転・運用ができるものとする。

(施設管理情報の交換)

第15条 覚書第7条第1項に規定する防災に関する施設及び設備の整備状況に関する情報の交換は、次の各号に掲げるものを対象とする。

(1) 水道施設位置図(浄・配水場、工事事務所、営業所等)

(2) 応急給水予定場所を表示した図面

(3) 使用資機材の規格

(4) その他必要な図書

2 大都市は、前項各号に掲げるもののほか、必要に応じて、浄・配水場の図面及び取・導・送・配水管路図面を応援幹事都市に提供するものとする。

3 大都市は、災害応援のため移動途上にある応援都市の便宜を図るため、隊員の休憩、物資の補給、情報の収集などの中継機能をそれぞれ用意し、その施設情報を交換するものとする。

(受入マニュアルの作成等)

第16条 覚書第7条第2項に規定する応援の受入れに関するマニュアル(以下「マニュアル」という。)に定める事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 応援都市の職員及び業者等の集結場所

(2) 応急給水場所及び給水方法

(3) 応急復旧方法

(4) 応援時に必要となる携行品

(5) その他迅速かつ的確な応急措置の実施に必要な事項

2 大都市は、地域防災計画の見直しその他の事由により、マニュアルの内容に変更が生じた場合は、速やかに覚書幹事都市に連絡するものとする。

(調査研究、研修等)

第17条 覚書第8条に規定する災害防止方策についての調査研究の結果及び参考となる資料は、毎年6月末日までに交換するものとする。

2 調査研究の結果及び参考となる資料は、災害派遣活動の経験などと合わせて研修等により、全国の水道事業者へ発信するものとする。

(協議)

第18条 この実施細目に定めのない事項又はこの実施細目の内容に疑義が生じた場合は、その都度協議して定めるものとする。

附 則

(適用)

1 この実施細目は、令和 2年 3月31日から適用する。

(19大都市水道局災害相互応援に関する覚書実施細目の廃止)

2 19 大都市水道局災害相互応援に関する覚書実施細目（平成27年3月31日締結）は廃止する。

この実施細目の成立を証するため本書19通を作成し、各都市記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

令和 2年 3月31日

札幌市水道事業管理者	三 井 一 敏
仙台市水道事業管理者	板 橋 秀 樹
さいたま市水道事業管理者	森 田 治
東京都公営企業管理者水道局長	中 嶋 正 宏
川崎市上下水道事業管理者	金 子 督
横浜市水道事業管理者	山 隈 隆 弘
新潟市水道事業管理者	佐 藤 隆 司
静岡市公営企業管理者	大 石 清 仁
浜松市水道事業及び下水道事業管理者	寺 田 賢 次
名古屋市水道事業、工業用水道事業 及び下水道事業管理者	宮 村 喜 明
京都市公営企業管理者上下水道局長	山 添 洋 司
大阪市水道事業管理者	河 谷 幸 生
堺市上下水道事業管理者	出 耒 明 彦
神戸市水道事業管理者	広 瀬 朋 義
岡山市水道事業管理者	今 川 眞
広島市水道事業管理者	友 広 整 二
北九州市水道事業・工業用水道事業 ・下水道事業管理者	中 西 満 信
福岡市水道事業管理者	清 森 俊 彦
熊本市上下水道事業管理者	白 石 三千治

■ 協定関連資料

[大都市との相互応援協定]

別表1 (第3条関係)

年 度	覚 書 幹 事 都 市
令和元年度	浜 松 市
令和2年度	名 古 屋 市
令和3年度	京 都 市
令和4年度	大 阪 市
令和5年度	堺 市
令和6年度	岡 山 市
令和7年度	広 島 市
令和8年度	神 戸 市
令和9年度	熊 本 市
令和10年度	北 九 州 市
令和11年度	福 岡 市
令和12年度	札 幌 市
令和13年度	仙 台 市
令和14年度	さ い た ま 市
令和15年度	東 京 都
令和16年度	川 崎 市
令和17年度	横 浜 市
令和18年度	新 潟 市
令和19年度	静 岡 市

注 令和20年度以降の覚書幹事都市は、上の順序に従って各大都市が担当するものとする。

別表2（第3条関係）

大都市	応援幹事都市		
	第1順位	第2順位	第3順位
札幌市	仙台市	川崎市	—
仙台市	札幌市	東京都	—
さいたま市	新潟市	浜松市	—
東京都	横浜市	仙台市	—
川崎市	静岡市	札幌市	—
横浜市	東京都	名古屋市	—
新潟市	さいたま市	静岡市	—
静岡市	川崎市	神戸市	—
浜松市	堺市	さいたま市	—
名古屋市	京都市	横浜市	—
京都市	名古屋市	北九州市	—
大阪市	神戸市	福岡市	—
堺市	浜松市	岡山市	仙台市
神戸市	大阪市	新潟市	—
岡山市	広島市	堺市	東京都
広島市	岡山市	熊本市	—
北九州市	熊本市	京都市	—
福岡市	北九州市	大阪市	—
熊本市	福岡市	広島市	—

注 第1順位の大都市も被災し、応援幹事都市としての業務に支障が生じた場合、第2又は第3順位の大都市が第1順位の大都市に代わり応援幹事都市の業務を遂行する。

別表3（第4条関係）

被災した大都市からの情報発信の基準

<ul style="list-style-type: none"> ●震度5弱以上の地震が発生したとき ●特別警報が発令されたとき ●その他重大な事故、災害が発生したとき
<p>被災した大都市は、被害の有無にかかわらず、直ちに応援幹事都市をはじめ他の19大都市にEメールにて発信する。なお、メール発信ができない場合は、電話等で応援幹事都市へ連絡し、応援幹事都市が被災した大都市に代わり他の19大都市にメール発信することができる。</p>
<p>【発信のタイミング】</p> <p>震災後1時間以内。その後は状況に応じて3～6時間間隔で、被害や対応の状況が明らかになるまで被災都市の判断で継続する。</p> <p>【発信内容】</p> <p>水道事業の状況、被害があればその内容、応援要請の見通し、その他</p>

■ 協定関連資料

[大都市との相互応援協定]

様式1 (第5条関係) (A4)

災 害 時 連 絡 表

〇〇〇水道局

災害時連絡用メールアドレス： (休日及び夜間にも受信チェック可能なもの)	@
-----------------------------------------	---

注 災害時連絡用メールアドレスの登録は、各都市原則一つとします。

令和〇年度

連絡担当部課名	部 課 係	
	Fax ()	Mail @
	衛星携帯電話	
連絡担当責任者名	課長	
	TEL ()	携帯 ()
連絡担当責任者補助者名	課 係	
	TEL ()	携帯 ()

※ 連絡担当責任者及び連絡担当責任者補助者の携帯電話番号は、休日及び夜間にも連絡が可能なものとする
と。

様式2 (第13条関係) (A4)

防災関係物資等の備蓄及び整備の状況調査表

(令和〇年度末現在)

〇〇〇水道局

項目	内 容	保有数量	初期応援可能数	備 考
車 両	給 水 車 (m ³)	台	台	
	給 水 車 (m ³)	台	台	
	ト ラ ッ ク	台	台	
	ク レ ー ン 車	台	台	
	給 油 車 (m ³)	台	台	
	そ の 他			
給 水 容 器	仮設水槽 (m ³)	基	基	
	仮設水槽 (m ³)	基	基	
	給水タンク (〇)	基	基	
	給水タンク (〇)	基	基	
	給水タンク (〇)	基	基	
	ポリ容器 (〇)	個	個	

	ポリ容器 (ℓ)	個	個
	その他		
機 材	応急給水装置	基	基
	ろ過機	台	台
	発電機	台	台
	投光機	個	個
	鉄管切断機	台	台
	電動ネジ切機	台	台
	その他		
管 類	直管 (mm)	m	m
	直管 (mm)	m	m
	直管 (mm)	m	m
	継手類	個	個
非 常 食	ボトル水	本	本
	食糧	食	食
そ の 他			

注 その他の欄には、特殊管、緊急用資材等の状況を記入してください。

様式3 (第13条関係) (A4)

災害発生直後に応援に従事できる職員調査表

(令和○年度末現在)

○○○水道局

派遣先	派遣人数
被害状況調査	調査員 名
応援本部	本部員 名
	連絡員 名
応急給水作業	1班 名× 班= 名

■ 協定関連資料

[大都市との相互応援協定]

資料 5 2 1 大都市民生主管部局大規模災害時相互応援に関する覚書

2 1 大都市民生主管部局大規模災害時相互応援に関する覚書

(趣旨)

第1条 本覚書は、「21大都市災害時相互応援に関する協定」(以下「応援協定」という。)及び「21大都市災害時相互応援に関する協定実施細目」(以下「実施細目」という。)において民生主管部局が担当する災害救助業務について、迅速かつ円滑な援助協力を行えるよう「応援協定」及び「実施細目」を補完するために必要な事項を定めるものとする。

(連絡担当課)

第2条 各都市は、災害が発生し、被災都市が独自では十分な応急措置が実施できない場合、この覚書の実施に必要な情報の相互交換のため、あらかじめ連絡担当課を定め、常に次に掲げる事項を相互に確認しておくものとする。

- (1) 連絡担当課名
- (2) 連絡担当責任者の職氏名
- (3) 連絡担当責任補助者の職氏名
- (4) 電話番号その他連絡に必要な事項

(応援の種類)

第3条 被災都市の民生主管部局が担当する災害救助業務の円滑な遂行のための応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 人的応援
応援を要する業務に対応した資格や経験・能力等を有する職員の派遣
- (2) 物的応援
必要な物資・機器材の提供
- (3) 施設の応援
高齢者や障害者等で施設への入所又は通所を必要とする者の受入れ等

2 前項の応援は、各都市民生主管部局の所管業務の範囲内で行うものとする。

(人的応援)

第4条 前条第1項第1号にいう人的応援の対象となる業務は、次のとおりとする。

- (1) 生活保護関係業務
- (2) 児童福祉関係業務
- (3) 障害者福祉関係業務
- (4) 高齢者福祉関係業務
- (5) その他災害救助に必要な業務

2 被災都市は、人的応援を要請しようとするときは、その都度次の各号に掲げる事項を明らかにしなければならない。

- (1) 応援業務の内容
- (2) 必要とする職種、資格、能力等
- (3) 応援を必要とする人員
- (4) 応援業務に従事する場所及びその経路
- (5) 応援を必要とする期間
- (6) 連絡先、その他人的応援に必要な事項

(物的応援)

第5条 第3条第1項第2号にいう物的応援の対象となる物資・機器材は、次のとおりとする。

- (1) 食糧
- (2) 被服・寝具その他の生活必需品
- (3) 要援護者用福祉用具
- (4) その他災害救助業務に必要な用具

2 被災都市は、物的応援を要請しようとするときは、その都度次の各号に掲げる事項を明らかにしなければならない。

- (1) 必要とする物資・機器材の種類、品名及び数量
- (2) 搬入場所及びその経路
- (3) 連絡先、その他物的応援に必要な事項
(施設の応援)

第6条 第3条第1項第3号にいう施設の応援の対象となる施設は次のとおりとする。

- (1) 生活保護施設
- (2) 児童福祉施設
- (3) 障害者福祉施設
- (4) 高齢者福祉施設
- (5) その他要援護者の救援に必要な社会福祉施設

2 被災都市は、施設の応援を要請しようとするときは、その都度次の各号に掲げる事項を明らかにしなければならない。

- (1) 応援を必要とする施設の種別及び種別ごとに応援を必要とする要援護者数
- (2) 要援護者個々人の援護を必要とする概要
- (3) 連絡先、その他施設の応援に必要な事項
(応援要請の方法)

第7条 本覚書に基づく応援を要請しようとする都市は、第2条に定める連絡担当課を通じて、口頭、電話又は電信により応援を要請するとともに、後日速やかに文書を送付するものとする。

(応援の実施)

第8条 応援を要請された都市は、極力これに応じ、救援に努めるものとする。

2 被災都市を除く都市は、通信の途絶等により被災都市との連絡が取れない場合で、緊急に応援を行う必要があると認められるときは、自主的な判断により応援を行うことができるものとする。

3 自主出動した都市は、応援内容等を被災都市に速やかに連絡する。

4 自主出動した都市は、応援に必要な情報を収集し、その情報を被災都市に提供する。

また、応援活動に当たっては、自律的活動に努めるものとする。

5 前4項により、被災都市の応援を実施する都市（以下「応援都市」という。）は、応援内容及び応援に必要な情報を次条に定める幹事都市へ連絡するものとする。

(幹事都市及び副幹事都市)

第9条 幹事都市は、この覚書の円滑な運用に資するため、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 応援要請に関する情報連絡又は情報の周知
- (2) 各都市の連絡担当課の周知
- (3) 各都市の地域防災計画、社会福祉施設の一覧及び地図、その他参考資料の相互交換の促進
- (4) 第14条の規定により各都市が協議する必要がある場合における会議の開催又は文書による調整
- (5) その他被災都市から特に要請のあった業務

2 幹事都市は、別表1に掲げる輪番により1会計年度の間これに当たるものとする。

3 幹事都市の次順の都市を、副幹事都市とし、幹事都市がその業務を処理することが困難であるときは、当該業務を代行する。

4 前項の規定にかかわらず、災害の発生による通信の途絶等により、被災都市と連絡が不可能となった場合、災害の事態に照らし特に緊急を要し、被災都市が応援の要請を行ういとまがないと認められるときは、次条に定める近隣都市は、第1項第1号及び第5号の業務を代行することができる。

5 前4項により難しい場合は、大都市が協議して定めるものとする。

(近隣都市)

第10条 近隣都市は、前条第4項の規定により代行する業務のほか、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 災害の発生後、被災都市の状況把握に努めるものとする。

この場合において、通信の途絶等により被災都市との連絡が取れないときは、必要に応じて国、都道府県その他関係機関と調整のうえ、直ちに現地に出動できるものとする。

■ 協定関連資料

[大都市との相互応援協定]

(2) 前号後段の規定により現地に出勤した近隣都市は、被害状況や交通状況の早期把握に努めるものとする。

2 近隣都市は、別表2に掲げる都市とする。

3 近隣都市は、前条第4項又は第1項各号に掲げる業務を行うときは、その旨を幹事都市に連絡するものとする。

4 近隣都市は、幹事都市に協力し、この覚書の効果的運用に努めるものとする。

(一般的な経費負担)

第11条 この覚書に基づく応援に要した経費は、原則として応援を要請する都市（以下「応援要請都市」という。）の負担とする。

2 第8条第2項に定める応援に要した経費の負担は、応援を受けた都市と応援した都市とが協議して定める。

3 応援要請都市が第1項に規定する経費を支弁するいとまがなく、かつ、応援要請都市から要請があった場合は、応援都市は、一時繰替支弁するものとする。

(応援職員の派遣に要する経費負担等)

第12条 前条の規定にかかわらず、第4条の人的応援に要する経費の負担については、次の各号に定めるところによる。

(1) 応援要請都市が負担する経費の額は、応援都市が定める規程により算定した当該応援職員の旅費の額及び諸手当の額の範囲内とする。

(2) 応援職員が応援業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における公務災害補償に要する経費は、応援都市の負担とする。

ただし、被災地において応急治療する場合の治療費は、応援要請都市の負担とする。

(3) 応援職員が業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては応援要請都市が、応援要請都市への往復の途中において生じたものについては応援都市が賠償の責めに任ずる。

(4) 前3号に定めるもののほか、応援職員の派遣に要する経費については、応援要請都市及び応援都市が協議して定める。

2 応援職員は、応援都市名を表示する腕章等の標識を付け、その身分を明らかにするものとする。

3 応援職員は、災害の状況に応じ、必要な被服、当座の食糧等を携行するものとする。

4 応援要請都市は、災害の状況に応じ、応援職員に対する宿舎のあっせんその他の便宜を供与する。

(救援物資等の経費負担等)

第13条 応援都市は、第11条第3項に定める応援に要する経費を繰替支弁した場合は、備蓄物資及び調達物資については、当該物資の購入費及び輸送費を応援要請都市に請求するものとする。

2 応援都市は、市長（都知事）名による請求書に關係書類を添付し、連絡担当課を経由して応援要請都市の長に前項の請求を行うものとする。

3 前2項の規定により難しいときは、応援要請都市と応援都市が協議して経費負担等を定めるものとする。
(その他)

第14条 この覚書の実施に関し必要な事項及びこの覚書に定めのない事項については、大都市が協議して定める。

附 則

1 この覚書は、平成24年4月1日から効力を生ずる。

平成25年3月13日

札幌市保健福祉局長	加藤 敏彦
仙台市健康福祉局長	高橋 宮人
さいたま市保健福祉局長	大塔 幸重
千葉県保健福祉局長	生田 直樹
東京都福祉保健局長	川澄 俊文
川崎市健康福祉局長	木村 実
横浜市健康福祉局長	岡田 輝彦
相模原市健康福祉局長	篠崎 正義
新潟市福祉部長	鈴木 亨
静岡市保健福祉子ども局長	小野田 清
浜松市健康福祉部長	杉山 浩之
名古屋市健康福祉局長	長谷川 弘之
京都市保健福祉局長	高木 博司
大阪市福祉局長	山田 俊平
堺市健康福祉局長	早川 泰史
神戸市保健福祉局長	雪村 新之助
岡山市保健福祉局長	岸 堅士
広島市健康福祉局長	糸山 隆
北九州市保健福祉局長	垣迫 裕俊
福岡市保健福祉局長	中島 淳一郎
熊本市健康福祉子ども局長	續 幸弘

別表1 (第9条関係)

順	都市名
1	静岡市
2	福岡市
3	堺市
4	東京都
5	大阪市
6	川崎市
7	京都市
8	横浜市
9	名古屋市
10	新潟市
11	北九州市

順	都市名
12	浜松市
13	岡山市
14	相模原市
15	熊本市
16	仙台市
17	神戸市
18	さいたま市
19	広島市
20	千葉市
21	札幌市

順は、平成24年度を1とする。

■ 協定関連資料

[大都市との相互応援協定]

別表2（第10条関係）

被災都市	近隣都市の順		
	第1順位	第2順位	第3順位
札幌市	仙台市	東京都	千葉市
仙台市	東京都	千葉市	さいたま市
さいたま市	東京都	千葉市	仙台市
千葉市	東京都	川崎市	横浜市
東京都	川崎市	さいたま市	千葉市
川崎市	横浜市	東京都	相模原市
横浜市	川崎市	東京都	相模原市
相模原市	横浜市	川崎市	東京都
新潟市	仙台市	さいたま市	東京都
静岡市	相模原市	横浜市	川崎市
浜松市	静岡市	名古屋市	相模原市
名古屋市	京都市	大阪市	神戸市
京都市	大阪市	神戸市	名古屋市
大阪市	神戸市	京都市	堺市
堺市	大阪市	神戸市	京都市
神戸市	大阪市	京都市	名古屋市
岡山市	神戸市	広島市	大阪市
広島市	岡山市	北九州市	福岡市
北九州市	福岡市	広島市	熊本市
福岡市	北九州市	広島市	熊本市
熊本市	福岡市	北九州市	広島市

注 第1順位の大都市も被災し、近隣都市としての業務に支障が生じた場合には、第2順位の大都市が近隣都市の業務を行う。以下同じ。
 なお、上記により難しい場合は、幹事都市が指定する都市を近隣都市とする。

(参考) 締結先の連絡担当部局

協定締結都市名	連絡担当部局
札幌市	保健福祉局総務部総務課
仙台市	健康福祉局総務課
さいたま市	保健福祉局福祉部福祉総務課
千葉市	保健福祉局保健福祉総務部保健福祉総務課
東京都	福祉保健局総務部総務課
川崎市	健康福祉局総務部庶務課
横浜市	健康福祉局総務部総務課
新潟市	健康福祉部健康福祉総務課
静岡市	保健福祉子ども局福祉部福祉総務課
浜松市	社会福祉部福祉総務課
名古屋市	健康福祉局総務課
京都市	保健福祉局保健福祉部保健福祉総務課
大阪市	健康福祉局総務部庶務課
堺市	健康福祉局健康福祉政策部健康福祉総務課
岡山市	保健福祉局保健福祉企画総務課
広島市	健康福祉局健康福祉企画課
北九州市	保健福祉局総務部地域福祉課
福岡市	保健福祉局総務部地域福祉課

資料 6 2 1 大都市衛生主管局災害時相互応援に関する確認書

2 1 大都市衛生主管局災害時相互応援に関する確認書

大地震等大規模災害発生時における大都市相互の実効ある衛生主管局所管業務の応援活動を確保するため、「2 1 大都市災害時相互応援に関する協定」及び「2 1 大都市災害時相互応援に関する協定実施細目」を補完する事項を次のとおり確認する。

1 災害発生における「幹事都市」

当確認書の円滑な運用に資するため「幹事都市」を定める。

(1) 幹事都市

別表 1 に掲げる輪番により、1 年度の間その任に当たる。なお、当該市が被災した場合は、次順の都市がその任に当たる。

(2) 幹事都市の職務

ア 被災都市又は要請を待たずに必要な応援を行った都市又は情報の収集等を行う被災都市の近隣の都市（以下「近隣都市」という。）と他の都市との情報連絡又は情報の周知

イ 連絡担当部課等の周知

ウ 各都市との協議の必要が生じた場合における会議又は文書による調整

エ その他被災都市から要請のあった用務

2 近隣都市

「幹事都市」と協力し、円滑な応援活動を確保するため「近隣都市」を定める。

(1) 近隣都市

被災した都市に対応し、別表 2 のとおりとする。

(2) 近隣都市の職務

ア 被災都市の状況把握と幹事都市への連絡

イ 幹事都市との協力による各都市との連絡調整

3 応援活動の自動発動

被災都市との情報通信手段が途絶した場合、幹事都市は近隣都市と協議を行い、必要に応じて、被災都市からの要請を待つことなく、応援活動を開始できるものとする。

4 連絡担当部課等

相互の連絡体制を確保するため、毎年春の会議において、各都市の連絡担当部課、連絡担当責任者及び連絡担当責任補助者の名簿をとりまとめ、各都市が情報を共有する。

なお、人事異動等により連絡担当部課等に変更が生じた場合は、当該都市は速やかに各都市に連絡するものとする。

5 応援出動にあたっての基本的体制

被災都市への応援活動を行うに当たっては、自己完結型による出動を基本とする。

附 則

1 この確認書は、平成 2 4 年 4 月 1 日から効力を生ずる。

平成 2 5 年 3 月 1 8 日

札幌市保健福祉局長

加藤 敏彦

■ 協定関連資料

[大都市との相互応援協定]

仙台市健康福祉局長	高橋 宮 人
さいたま市保健福祉局長	大塔 幸 重
千葉市保健福祉局長	生田 直 樹
東京都福祉保健局長	川澄 俊 文
川崎市健康福祉局長	木村 実
横浜市健康福祉局長	岡田 輝 彦
相模原市健康福祉局長	篠崎 正 義
新潟市保健衛生部長	野本 信 雄
静岡市保健福祉子ども局長	小野田 清
浜松市健康福祉部長	杉山 浩 之
名古屋健康福祉局長	長谷川 弘 之
京都市保健衛生担当局長	加藤 祐 一
大阪市健康局長	林 明
堺市健康福祉局長	早川 泰 史
神戸市保健福祉局長	雪村 新之助
岡山市保健福祉局長	岸 堅 士
広島市健康福祉局長	糸山 隆
北九州市保健福祉局長	垣迫 裕 俊
福岡市保健福祉局長	中島 淳一郎
熊本市健康福祉子ども局長	續 幸 弘

(参考) 締結先の連絡担当部局

協定締結都市名	連絡担当部局	電話番号
札幌市	保健福祉局保健衛生部地域保健課	011(211)2306
仙台市	健康福祉局総務課	022(214)8183
さいたま市	保健福祉局保健部健康増進課	048(829)1293
千葉市	保健福祉局保健福祉総務部保健福祉総務課	043(245)5163
東京都	福祉保健局総務部総務課	03(5320)4321
川崎市	健康福祉局総務部総務課	044(200)2410
横浜市	健康福祉局総務部総務課	045(671)2432
新潟市	健康福祉部健康福祉総務課	025(226)1169
静岡市	保健福祉子ども局保健衛生部保健衛生総務課	054(221)1549
浜松市	健康医療部健康医療課	053(453)6178
名古屋市	健康福祉局総務課	052(972)2503
京都市	保健福祉局保健福祉部保健福祉総務課	075(222)3366
大阪市	健康福祉局総務部庶務課	06(6208)9910
堺市	健康福祉局健康福祉政策部健康福祉総務課	072(228)7212
岡山市	保健福祉局保健福祉企画総務課	086(803)1204
広島市	健康福祉局健康福祉企画課	082(504)2132
北九州市	保健福祉局総務部総務課	093(582)2403
福岡市	保健福祉局総務部総務課	092(711)4222

■ 自治体との相互応援協定

資料 1 災害時における相互応援協定（隣接市町）

災害時における相互応援協定

災害応急対策活動の相互応援に関し、神戸市、芦屋市、西宮市、宝塚市、三田市、吉川町、三木市、稲美町及び明石市（以下「協定市町」という。）との間に次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は協定市町の区域内において災害が発生した場合において、協定市町が相互に応援し、その応急対策活動の万全を期することを目的とする。

（災害の範囲）

第2条 この協定において「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害及びこれらに至らない比較的小規模の災害をいう。

（相互応援）

第3条 協定市町は、その区域内に災害が発生した場合、相互に応援するものとする。

（連絡担当部局）

第4条 協定市町は、災害に備え、連絡を円滑に行うため、常に連絡担当部局を相互に明らかにしておくものとする。

（応援の要請及び方法）

第5条 協定市町は、災害が発生して応援を求めようとするときは、法令その他特別に定めがある場合を除くほか、連絡担当部局を通じ、災害の概要を明らかにして、次の各号に掲げる応援措置を要請するものとする。

- (1) 被災者の食糧その他生活必需品の提供
- (2) 被災者の応急救助にかかる職員の応援及び所要の施設の利用
- (3) 診療、検病、伝染病患者の収容その他治療及び防疫作業のための職員の応援並びに所要の施設の利用及び医療品等の提供
- (4) 復旧のための土木及び建築技術職員の応援並びに所要の資材の提供
- (5) 清掃及びし尿処理作業のための職員の応援並びに所要の器具及び車両の提供
- (6) 水道工事及び給水作業のための職員の応援並びに所要の器具及び車両の提供
- (7) 通信施設及び輸送機関の確保復旧のための職員の応援並びに所要の器具及び車両の提供
- (8) 消防、救急、水防作業隊の応援並びに所要の資材の提供
- (9) その他応急対策活動に必要な措置

（緊急応援）

第6条 協定市町は、前条の規定にかかわらず、協定市町の区域内において災害が発生し、又は発生するおそれがあると認知し、若しくは受報し、かつ、特に緊急を要し、前条に定める要請を待たずとも認められる場合には同条の要請を待たずに応援を行うことができる。

この場合においては、直ちにその旨を応援を受けた協定市町（以下「被応援市町」という。）へ通報するものとする。

（応援措置の履行）

第7条 応援を行う協定市町（以下「応援市町」という。）は、その応援措置を的確かつ円滑に行うよう努めなければならない。

■ 協定関連資料

[自治体との相互応援協定]

(応援経費の負担)

第8条 応援に要した経費の負担については、法令その他特別に定めがある場合を除くほか、次の各号に掲げるところにより被応援市町が負担するものとする。

(1) 応援職員の旅費等

ア 応援市町の旅費に関する規定による応援職員の旅費

イ 応援職員が応援業務に従事中第三者に損害を与えた場合の補償費

(2) 応援物資の購入等 当該物資の購入費及び輸送費

(3) 車両等の燃料費等 燃料費及び破損又は故障を生じた場合の修理費

(4) 機械器具類の輸送費等 輸送費及び破損又は故障を生じた場合の修理費

2 前項第1号イに規定する補償費のうち、被応援市町への往復途中において第三者に損害を与えた場合の補償費については、応援市町、被応援市町双方協議して定めるものとする。

(地域防災計画その他資料等の交換)

第9条 協定市町は、非常の災害に備え、毎年作成する地域防災計画を交換するほか、災害防止の方策について資料情報等を相互に交換するものとする。

(実施の細則)

第10条 この協定の実施に関し必要な事項は、協定市町が協議のうえ別に定めるものとする。

附 則

1 この協定は、平成8年6月1日から効力を生ずる。

2 昭和38年12月2日に神戸市と三田市が締結した災害相互応援協定及び昭和45年3月9日に神戸市と芦屋市・西宮市が締結した災害相互応援協定は廃止する。

この協定の成立を証するため本書9通を作成し、協定市町長記名押印の上、各1通を保有する。

平成8年6月1日

神戸市	代表者	神戸市長	笹山	幸俊
芦屋市	代表者	芦屋市長	北村	春江
西宮市	代表者	西宮市長	馬場	順三
宝塚市	代表者	宝塚市長	庄司	泰一郎
三田市	代表者	三田市長	塔下	真次
吉川町	代表者	吉川町長	岩波	勉

三木市	代表者	三木市長	加古	房夫
稲美町	代表者	稲美町長	井上	芳和
明石市	代表者	明石市長	岡田	進裕

(参考) 締結先の連絡担当部局

協定締結市長名	連絡担当部局	電話番号
芦屋市	都市建設部防災安全課	0797-38-2093
西宮市	防災危機管理局防災総括室	0798-35-3626
宝塚市	都市安全部危機管理室総合防災課	0797-77-2078
三田市	総務部防災安全課	079-559-5057
三木市	危機管理課	0794-89-2370
稲美町	経済環境部危機管理課	079-492-9168
明石市	総合安全対策局	078-918-5069

資料 2 兵庫県及び市町相互間の災害時応援協定

兵庫県及び市町相互間の災害時応援協定

(趣旨)

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第67条第1項及び第68条第1項の規定に基づき、県内で災害が発生し、被災した市町のみでは十分な対策を講じることができない場合に、兵庫県（以下「県」という。）及び県内市町による応援活動を迅速かつ円滑に実施するため、必要な事項を定めるものとする。

(応援の内容)

第2条 応援の内容は次のとおりとする。

- (1) 応急対策及び応急復旧に必要な資機材、物資及び施設のあっせん又は提供
- (2) 応急対策及び応急復旧に必要な職員の派遣
- (3) 被災者の受入れ
- (4) 前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

(応援の要請)

第3条 応援を受けようとする被災市町（以下「被災市町」という。）は、次の事項を可能な限り明らかにして、県に対し文書により要請するものとする。ただし、文書により要請するいとまのない場合は、電話、ファクシミリ又は兵庫県災害対応総合情報ネットワークシステム等により応援の要請を行い、後に文書を速やかに提出するものとする。

- (1) 被害の状況
 - (2) 前条第1号に掲げる事項の応援を要請する場合にあっては、物資等の品名、数量等
 - (3) 前条第2号に掲げる事項の応援を要請する場合にあっては、職員の職種及び人員
 - (4) 応援の場所及びその場所への経路
 - (5) 応援を必要とする期間
 - (6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項
- 2 県は、前項の要請を受けたときは、速やかに、応援可能な市町と調整を行ったうえ、県の応援も含めた応援計画を作成し、被災市町に、応援計画を通知するものとする。
- 3 県及び応援を行う市町（以下「応援市町」という。）は、最大限その責務を果たすよう努めるものとする。
- 4 第1項による要請をもって、被災市町から各応援市町に対しての応援の要請があったものとみなす。

(市町を指定した応援要請)

第4条 被災市町は、あらかじめ指定した県内の市町（以下「応援指定市町」という。）に、応援を要請することができる。

- 2 前項に規定する応援については、前2条の規定を準用する。
- 3 県は、応援指定市町に対し、応援要請内容を伝えるとともに、協力を要請するものとする。

■ 協定関連資料

[自治体との相互応援協定]

4 被応援市町は、特に緊急を要する場合、応援指定市町に直接要請することができる、なお、この場合において、被応援市町は事後必ず県にその旨連絡するものとする。

(自主応援)

第5条 県及び市町は、激甚な災害が発生し、通信の途絶等により被災市町と連絡が取れない場合に、自主的な情報収集活動等に基づき、応援の必要があると判断したときは、第3条又は第4条による被災市町からの応援要請を待たずに、この協定に定めるところにより応援を行うことができる。

2 前項の場合、第3条第1項の応援の要請があったものとみなす。

(経費の負担)

第6条 県又は市町が前3条の規定に基づく応援に要した経費は、原則として被応援市町の負担とする。

2 被応援市町において費用を支弁するいとまがない場合等やむを得ない事情があるときには、応援を行った県又は応援市町は、当該費用を一時繰替支弁するものとする。

3 前2項に定めるもののほか経費負担等に関し必要な事項は、別に定める。

(他の協定との関係)

第7条 この協定は、県又は市町が締結する災害時の応援に係る他の協定を妨げるものではない。

(平時の活動)

第8条 県及び市町は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、平時から次の事項を実施するよう努めるものとする。

- (1) 地域防災計画その他必要な資料の提供
- (2) 県と市町との連絡会等の開催
- (3) その他必要な事項

(補則)

第9条 この協定に関し必要な事項については、県及び県内市町が協議の上、別に定めるものとする。

2 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、その都度協議して定めるものとする。

附 則

この協定は、平成18年11月1日から施行する。

この協定の締結を証するため、本協定書3通を作成し、兵庫県知事及び各市町長が記名押印の上、兵庫県知事、兵庫県市長会会長及び兵庫県町村会会長が各1通を保有し、他の市町長はその写しを保有する。

平成18年11月1日

資料 3 近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定

近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定

(趣旨)

第1条 この協定は、福井県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県及び徳島県において、次の事態（以下「危機」という。）が発生し、当該府県等では十分に緊急措置が実施できない場合に、府県間の応援活動を迅速に遂行するための基本となる事項を定めるものとする。

- (1) 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害
- (2) 武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成15年法律第79号、以下「事態対処法」という。）に定める武力攻撃事態等及び緊急対処事態
- (3) 前2号に定めるもののほか、府県民及び滞在者の生命、身体及び財産に重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある緊急の事態

(応援主管府県等)

第2条 応援活動を実施するため、次表のとおり府県ごとに応援主管府県及び応援副主管府県（以下「応援主管府県等」という）を定める。

被応援府県	応援主管府県	応援副主管府県
福井県	滋賀県	京都府
三重県	滋賀県	奈良県
滋賀県	京都府	三重県
京都府	大阪府	福井県
大阪府	兵庫県	奈良県
兵庫県	大阪府	徳島県
奈良県	大阪府	京都府
和歌山県	大阪府	徳島県
徳島県	兵庫県	和歌山県

- 2 応援主管府県は、被応援府県に対する他府県の応援活動を速やかに行うため、府県間の総合調整を行い、応援副主管府県は、応援主管府県が被災等によりその業務を遂行できない場合に、当該応援主管府県に代わって応援主管府県の業務を行う。
- 3 同一の危機について複数の府県から応援要請があり、応援主管府県が複数となるおそれがある場合又は応援主管府県と応援副主管府県で同時に危機が発生した場合は、前項の規定にかかわらず、近畿府県防災・危機管理協議会の会長府県又は会長府県が指定した1府県を応援主管府県とするものとする。
- 4 被応援府県は、速やかに応援主管府県等に被害状況等を連絡し、連絡を受けた応援主管府県等は、当該府県の状況を他の府県に連絡するものとする。

(応援の種類)

第3条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 食料、飲料水及び生活必需物資の提供
 - (2) 資機材の提供
 - (3) 避難者、傷病者の受入れ
 - (4) 職員の派遣
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項
- 2 前項に掲げる応援を実効あるものとするため、府県は、平素から関係機関等と十分な連携を図ることにより、危機発生時の迅速的確な対応に万全を期するよう努める。
- 3 具体的な応援内容等については、必要に応じて事象ごとに別途定める。

(応援要請の手続)

第4条 応援を受けようとする府県は、必要とする応援の内容について、応援主管府県等に対し、文書により要請を行うものとする。ただし、その暇がない場合は、口頭又は電話等により要請を行い、後に文書を速やかに提出するものとする。

2 要請を受けた応援主管府県等は、速やかに他の府県と調整の上、応援計画を作成し、被応援府県に対し、応援内容を連絡するものとする。

■ 協定関連資料

[自治体との相互応援協定]

3 第1項に定める要請をもって、応援を受けようとする府県から各府県に対して応援の要請があったものとみなす。

(応援経費の負担)

第5条 応援に要した経費は、原則として被応援府県が負担する。

2 被応援府県が前項に規定する経費を支弁する暇がなく、かつ、応援を受けた府県から要請があった場合には、応援した府県は当該経費を一時繰替支弁する。

3 前2項の規定にかかわらず、武力攻撃事態等及び緊急対処事態においては、その応援に要した経費については武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第165条の定めるところによる。

4 応援職員が業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては被応援府県が、被応援府県への往復の途中において生じたものについては応援府県が、その損害を賠償するものとする。

(緊急派遣等)

第6条 府県において、震度6弱以上の地震が観測された場合又は府県間の通信の途絶等の緊急事態が生じた場合には、応援主管府県等は、速やかに当該府県に職員を派遣し、応援活動の実施に必要な情報収集等を行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、第2条第3項に定める府県が応援主管府県となった場合においては、応援主管府県は、当該府県の近隣の府県に職員の派遣を要請することができる。

3 応援主管府県等は、情報収集の結果、特に緊急を要し第4条第1項に定める要請を待つ暇がないと認められるときは、同項の要請を待たずに応援を行うことができる。

4 前項による応援については、第4条第1項に定める要請があったものとみなす。

(物資等の携行)

第7条 府県は、職員等を派遣する場合には、職員等が消費又は使用する物資等を携行させるものとする。

(資料の交換)

第8条 府県は、この協定に基づく応援が円滑に行えるよう、毎年6月末日までに、地域防災計画、国民保護計画その他応急活動に必要な参考資料を相互に交換するものとする。ただし、参考資料の内容に重要な変更があった場合には、その都度、各府県に連絡するものとする。

(訓練)

第9条 府県は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、合同して応急活動に関する訓練を実施するよう努めるものとする。

(その他)

第10条 この協定に定めのない事項は、必要の都度協議して定めるものとする。

(適用)

第11条 この協定は、平成18年4月26日から適用する。

この協定の締結を証するため、本書9通を作成し、各府県記名押印の上、各1通を保有する。

平成18年4月26日

福井県知事	西川一誠
三重県知事	野呂昭彦
滋賀県知事	國松善次
京都府知事	山田啓二
大阪府知事	齊藤房江
兵庫県知事	井戸敏三
奈良県知事	柿本善也
和歌山県知事	木村良樹
徳島県知事	飯泉嘉門

資料 4 下水道事業災害時近畿ブロック支援に関する申し合わせ

下水道事業災害時近畿ブロック支援に関する申し合わせ

令和 2 年 1 月 24 日

大規模地震等により、被災した自治体独自では対応がとれない下水道被害が発生した場合に備え、近畿 2 府 7 県（以下「近畿ブロック」という。）の下水道事業における相互支援体制を整備することとし、その組織及び運用等について国土交通省、福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、三重県、徳島県、大阪市、京都市、神戸市、堺市、福井市、大津市、福知山市、姫路市、奈良市、和歌山市、津市、徳島市、日本下水道事業団、(公社)日本下水道協会、(公社)全国上下水道コンサルタント協会、(一社)日本下水道施設業協会、(公社)日本下水道管路管理業協会、(一社)日本下水道施設管理業協会、全国管工事業協同組合連合会は、本申し合わせを定め、相互に確認した。

※(一社)は一般社団法人の略、(公社)は公益社団法人の略である。以下、同様とする。

1 近畿ブロック連絡会議幹事等

近畿ブロックの連絡会議幹事は、事務局である大阪府が行うものとする。また、幹事職務を代行するために副幹事を置くことができ、副幹事は支援連絡会議の開催府県の下水道部局が行うものとする。

なお、幹事の業務については、第 10 項に記載の事項又は全国ルール第 4 条に記載の事項とする。

広域的な災害により、幹事、副幹事が速やかな対応が困難であると認められる場合、ブロック支援連絡会議の府県等を代理として指名することができる。三重県、徳島県はオブザーバーであり、当該オブザーバーの県内で災害が発生したときは、所属するブロックで対応する為原則除くものとする。

2 災害時支援体制

(1) 支援体制の設立条件

- ① 近畿ブロック内で震度 6 弱以上の地震が発生した場合
- ② 近畿ブロック内で震度 5 強以下の地震若しくはその他の大規模災害が発生し、下水道施設が被災した自治体から別表 2 により支援要請があった場合

(2) 対策本部の設置

被災した自治体を所管する府県下水道担当課長は、別表 1 に定める「下水道事業災害時近畿ブロック対策本部」（以下「対策本部」という。）を原則として、被災した自治体を所管する府県庁所在地に設置する。ただし、これにより難しい場合は、その周辺に設置する。

(3) 対策本部の組織

対策本部の組織は、次に掲げる者をもって構成する。

■ 協定関連資料

[自治体との相互応援協定]

① 対策本部長

対策本部長は、原則として、被災した自治体を所管する府県下水道担当課長とする。ただし、対策本部長として速やかな対応が困難であると認められる場合、第2項(4)

③に規定する支援調整隊の隊長がサポートすることとする。

② 副本部長

副本部長は、原則として、「大阪府都市整備部下水道室事業課長」、「兵庫県県土整備部土木局下水道課長」の順とする。ただし、対策副本部長として速やかな対応が困難であると認められる場合、福井県→滋賀県→京都府→奈良県→和歌山県の順で、対策本部長が対策副本部長代行を指名できる。

③ 対策本部員

別表1に定めるものとする。

④ 対策特別本部員

国土交通省とする。

(4) 対策本部長の業務

対策本部長の業務は、以下の通りとする。

- ① 対策本部長は、震度6弱以上の地震発生時に対策本部を設置し、ブロック内で対応できるかどうか副本部長と検討し、決定する。ブロック内で対応が困難で広域的な支援(以下「広域支援」という。)が必要な場合は、第2項(5)に基づく総合調整の上、次に掲げる者を本部員に追加する。

ア 近隣ブロック連絡会議幹事の下水道担当課長

イ 大都市連絡窓口

ウ 災害時支援活動の経験を有する都市(以下、「アドバイザー都市」という。)の下水道担当課長

エ 対策本部長が必要と認めた者

- ② 対策本部長は、震度5強以下の地震若しくはその他の大規模災害が発生し、下水道施設が被災した自治体から支援要請があった場合は、自府県での対応の可否を検討し、対応不可能な場合は、対策本部を設置し、別表2により支援を要請する。また、ブロック内で対応できるかどうか副本部長と検討し、決定する。ブロック内で対応が困難で広域支援が必要な場合は、前項①と同様に支援要請を行う。

- ③ 対策本部長は、被災状況等を踏まえ、被災したブロック以外の広域支援調整等の対策本部の業務を円滑かつ迅速に実施するため、第2項(5)に基づく総合調整の上、対策本部内に支援調整隊を設置することができる。

なお、その隊長は、対策本部に参集した国土交通省の職員が担うものとし、その隊員は、隊長が指名するものとする。

- ④ 対策本部長は、副本部長及び本部員に対し、支援活動に必要な事項を指揮する。

- ⑤ 対策本部の事務を処理するため、対策本部内に事務局を置く。対策本部の事務局員は、策本部構成員の属する組織及び団体の職員の中から対策本部長が指名する。

なお、対策本部長は、本部事務の処理に関して、必要に応じて作業部会を事務局内に設置することができる。

- ⑥ 対策本部長は、対策本部を設置した旨を、別表2の連絡系統により連絡する。

また、併せて各ブロック連絡会議幹事に設置について連絡する。

- ⑦ 対策本部を設置した場合、対策本部長は、第2項(5)に基づく総合調整の上、必要と判断した対策本部員へ参集について連絡するものとする。
- ⑧ 対策本部長は、速やかに被害の状況を把握し、必要に応じ副本部長及び本部員を招集する。
- ⑨ 対策本部長は、被災状況により、対策本部長及び対策本部の業務の一部又は全てを副本部長に委ねることができる。
- ⑩ 対策本部長は、被災した自治体の復旧状況等を勘案の上、対策本部による業務の必要がなくなつたと認める場合、対策本部を解散する。この場合、対策本部長は、対策本部を解散した旨を、別表2の連絡系統により連絡する。

また、併せて各ブロック連絡会議幹事に解散について連絡する。

※連絡については別表2によるメールもしくはFAX連絡を基本とするが、**第一報(災害発生報告)のみ別表3による電話連絡を併用する。**

(5) 対策特別本部員の業務

対策特別本部員は、対策本部、被災した自治体及び支援する自治体等と連携を図り、災害支援が円滑かつ迅速に実施できるよう総合調整を行うものとする。

(6) その他

- ① 対策本部長は、平成24年10月25日付け「近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定」の主旨を踏まえ、府県間の全般的な災害応援活動との整合を図るとともに迅速かつ円滑な応援活動が実施できるよう、同協定第5条第2項の通知を受けた応援府県と緊密な連絡調整を図るものとする。

また、場合によって同協定第8条に定める応援活動の実施に必要な情報収集等(緊急派遣)について行うことができる。なお緊急派遣に要する費用は、緊急派遣職員が所属する府県等の負担とする。

- ② 大阪市、京都市、神戸市又は堺市が被災団体に含まれる場合、当該都市に対する支援は原則として平成24年10月1日付け「21大都市災害時相互応援に関する協定」による。
- ③ 副本部長及び本部員は、自らの被災復旧活動に専念するため対策本部の活動に参加することが困難な場合には、対策本部長にその旨を伝え、対策本部の活動に参加しないことができる。
- ④ 対策本部が設置されない場合でも、被災した自治体を所管する府県は、被災状況に関する情報等を(公社)日本下水道協会に連絡する。

震度5弱以上の場合には、被害の有無にかかわらず(公社)日本下水道協会に連絡する。

(公社)日本下水道協会は、各ブロック連絡幹事及び大都市窓口等に連絡する。

3 対策本部の業務

- (1) 対策本部の業務は、次に掲げるものとし、第2項(5)に基づく総合調整の上、対策本部長は本部員に対し、業務の分担を要請することができる。なお、対策本部の業務を行う際は、二次災害等が発生しないよう安全に十分留意するものとする。

- ① 対策本部の設置に関すること。
- ② 災害時下水道事業関連サイトへ災害情報入力(震度5弱以上の場合)に関すること。

■ 協定関連資料

[自治体との相互応援協定]

- ③ 被災状況及び支援要請の取りまとめに関すること。
- ④ 支援計画の立案に関すること。
- ⑤ 大都市ルールとの調整に関すること。
- ⑥ 被災したブロック内の自治体への支援調整に関すること。
- ⑦ 被災状況、交通状況その他支援に必要な情報の支援する自治体への提供に関すること。
- ⑧ 支援・応援隊の拠点となる前線基地の調整及び確保等並びに第7項（3）に規定する現地応援総括者の指名に関すること。
- ⑨ 災害復旧の調査等に必要な資機材の調達や委託等に係る外注費用の積算等にかかる支援・調整に関すること。
- ⑩ 調査資料及び災害査定関係調書等の作成に係る指導及び協力に関すること。
- ⑪ 被災住民に対する自治体の広報に関する連絡調整及び支援に関すること。
- ⑫ 各ブロック連絡会議幹事及び大都市窓口への被災状況の情報提供に関すること。
- ⑬ 対策本部の解散に関すること。
- ⑭ その他支援の実施に必要な事項。

(2) 広域支援が必要な場合は、次に掲げる業務を追加するものとする。

- ① 本部員の参加要請に関すること。
- ② 近隣ブロックへの支援調整に関すること。
- ③ 大都市への支援調整に関すること。
- ④ その他広域支援の実施に必要な事項。

4 支援体制の確立

(1) 対策本部は、被災の状況等を総合的に勘案し、府県を通じてブロック内の自治体に支援活動可能体制の報告依頼を行う。

(2) 支援活動可能体制の報告依頼を受けた自治体は、支援活動の可否を検討し、支援活動可能体制を速やかに府県を通じて対策本部に報告するとともに、概略の支援人員、支援期間及び帯同可能な資機材等について報告する。

(3) 対策本部は、支援可能な自治体の支援人員等と被災状況を勘案し、第2項（5）に基づく総合調整の上、調査体制や復旧方針等の支援計画を立案し、府県を通じて支援する自治体に支援体制調整結果を連絡する。

なお、支援計画の立案にあたっては、府県及び関係団体等の支援についても検討し、必要に応じて支援要請を行う。また、要請は原則として文書により行うものとする。ただし、緊急でやむを得ない場合は、電話又はFAX等により要請を行い、後日文書を速やかに提出するものとする。

(4) 広域支援を実施する場合、対策本部は、第2項（5）に基づく総合調整の上、近隣ブロック連絡会議幹事及び大都市窓口を経由して、前（1）～（3）に基づき支援体制を確立する。

5 支援活動

- (1) 府県下水道所管課長は、対策本部長の指揮に基づいて、管内の大都市及び日本下水道事業団を除く自治体等に対する出動要請を行うとともに、支援に参加する自府県及び管内の自治体等の職員による支援隊の編成及び指示・総括を行う。
- (2) 大都市及び日本下水道事業団の担当課長は、対策本部長の指揮に基づいて、それぞれ自らの職員による支援隊の編成及び指示・総括を行う。
- (3) 支援隊は、支援活動に必要な食料、飲料水及び寝具等を用意して、「自己完結型」の支援活動を行う。
- (4) 支援隊は、二次災害等が発生しないよう安全に十分留意し、円滑、迅速かつ臨機応変に支援活動を実施する。
- (5) 民間団体の本部員は、対策本部長の指揮に基づき、被災した府県及び市町村等の被害調査や復旧工事が円滑に実施出来るよう傘下民間各企業の連絡調整に当たる。

6 応援活動

- (1) 応援する自治体は、被災した自治体と災害対策基本法第 67 条、第 68 条または第 74 条等に基づく合意をしたうえで、必要な応援人員、応援期間及び帯同可能な資機材等の調整、調達等を行い、被災した自治体に応援を行う。
- (2) 応援活動に当たっては、被災した自治体の指揮のもと、対策本部とも緊密に連絡をとりながら、二次災害等が発生しないよう安全に十分留意し、円滑、迅速かつ臨機応変に応援活動を実施する。なお、実施の詳細については、(公社)日本下水道協会発行の「下水道の地震対策マニュアル」を参考にする。

7 前線基地

- (1) 対策本部は、被災した自治体と調整のうえ、支援・応援隊の受入場所、活動拠点として、現地に前線基地を設けることができる。
- (2) 支援・応援隊の前線基地は、原則として、被災した自治体内の終末処理場等に設置する。ただし、これにより難しい場合は、その周辺の自治体内に設置する。
- (3) 支援・応援活動の統一、情報混乱の回避等のため、支援・応援隊の前線基地内に、現地応援総括者を置く。なお、同一の前線基地に複数の自治体の支援・応援隊が入る場合は、対策本部が現地応援総括者を指名する。
- (4) 現地応援総括者は、対策本部との連絡調整を行うとともに、円滑かつ迅速な支援・応援活動が行われるよう支援・応援隊を総括する。また、現地応援総括者は、被災した自治体及び支援・応援する自治体との連絡調整について配慮する。

■ 協定関連資料

[自治体との相互応援協定]

8 被災した自治体の役割

- (1) 被災した自治体は、可能な限り支援・応援隊の誘導や調査班等の円滑な活動の調整、作業場の確保を行うとともに、支援・応援業務に関し対策本部と緊密な連携をとり円滑な支援・応援活動の遂行に協力し、後日に必要な手続きをとる。
- (2) 被災した自治体は、対策本部に対して被災情報、現地情報を可能な限り提供するとともに、支援・応援隊に対して被災情報や下水道台帳等を提供する。

9 費用負担

- (1) 被災した自治体の被害状況等を把握するための先遣調査までに要した費用は、支援する自治体が負担する。
- (2) 被災した自治体の災害復旧のための緊急措置以降の調査等業務に要した費用は、災害対策基本法第92条の規定により、応援を受けた自治体が負担する。
- (3) 前項(1)及び(2)について、被災規模かつ調査期間等を考慮し、別途協議により、定めることができるものとする。
- (4) 支援する自治体の職員が業務上第三者に損害を与えた場合、その損害が支援活動中に生じたものについては、応援を受けた自治体が、また、支援する自治体への移動の途中において生じたものについては、支援する自治体がそれぞれ賠償の責を負う。

10 近隣ブロックからの支援要請

近隣ブロックから支援要請があった場合は、以下のとおり対応する。

なお、連絡窓口は、近畿ブロック連絡会議幹事とする。

- (1) 近隣ブロックから支援要請があった場合、ブロック窓口である近畿ブロック連絡会議幹事は、必要に応じ、府県を通じてブロック内の自治体に支援活動可能体制の報告依頼を行う。
なお、(公社)日本下水道協会は、支援要請があった近隣ブロックの被災状況等の情報収集にあたり、速やかに情報伝達等を行う。
- (2) 支援活動可能体制の報告依頼を受けた自治体は、支援活動の可否を検討し、支援活動可能体制を速やかに府県を通じて近畿ブロック連絡会議幹事に報告するとともに、概略の支援人員、支援期間及び帯同可能な資機材等について報告する。
- (3) 近隣ブロックから支援要請を受けた自治体は、近隣ブロックの対策本部の指示のもと、支援活動を行う。

11 支援連絡会議の開催等

- (1) 毎年1回、別表4に定める下水道事業災害時近畿ブロック支援連絡会議（以下「支援連絡会議」という。）を開催する。
- (2) 支援連絡会議は、災害時の支援に関する連絡調整を行うとともに、必要に応じ災害時を想定した予行演習・訓練及び研修を実施する。
- (3) 支援連絡会議の開催場所は大阪府を除く府県の支援連絡会議構成員（以下「構成員」という。）の持ち回りとし、兵庫県→福井県→滋賀県→京都府→奈良県→和歌山県の順とする。支援連絡会議は、会議開催の府県が召集、主催し、会議の議長を務める。
- (4) 支援連絡会議の事務局は、会議開催の府県の下水道部局及び大阪府都市整備部下水道室事業課に置く。
大阪府は名簿作成等の支援連絡会議の基本的な事務を処理し、会議開催の府県は支援連絡会議の開催及び災害時を想定した予行演習・訓練・研修に係る事務を行う。
- (5) 構成員は、あらかじめ連絡窓口を定め、構成員又は連絡窓口に変更があった場合は、速やかに支援連絡会議事務局に報告する。

1.2 その他

- (1) 構成員は、災害発生の際、支援活動を実効あるものとするため、平素から構成員相互間のもとより、構成員以外の自治体等及び関連民間団体との連携・情報交換に努め、災害発生時の迅速・的確な対応に万全を期する。
- (2) 府県の構成員は、対策本部が設置された場合に支援活動が本申し合わせに基づき円滑に遂行されるよう、自府県関係部局と必要な調整を行っておくとともに、自治体等に対しこの申し合わせ事項を周知する。
また、自治体等に対し、支援を受ける際に必要な下水道台帳や管内住宅地図を複数部整備し、複数箇所に保管する等の対策を日頃から心掛けるよう指導する。
- (3) 本申し合わせに定めのない事項及び内容に疑義を生じた場合は、支援連絡会議で協議して定める。

付則

この申し合わせは、平成16年4月1日から適用する。

付則

この申し合わせは、平成18年8月4日から適用する。

付則

この申し合わせは、平成19年8月27日から適用する。

付則

この申し合わせは、平成20年9月11日から適用する。

■ 協定関連資料

[自治体との相互応援協定]

付則

この申し合わせは、平成 21 年 9 月 2 日から適用する。

付則

この申し合わせは、平成 22 年 9 月 6 日から適用する。

付則

この申し合わせは、平成 23 年 9 月 9 日から適用する。

付則

この申し合わせは、平成 24 年 11 月 1 日から適用する。

付則

この申し合わせは、平成 27 年 1 月 15 日から適用する。

付則

この申し合わせは、平成 28 年 3 月 23 日から適用する。

附則

この申し合わせは、平成 29 年 9 月 12 日から適用する。

附則

この申し合わせは、平成 31 年 1 月 23 日から適用する。

附則

この申し合わせは、令和 2 年 1 月 24 日から適用する。

別表 1

下水道事業災害時近畿ブロック対策本部

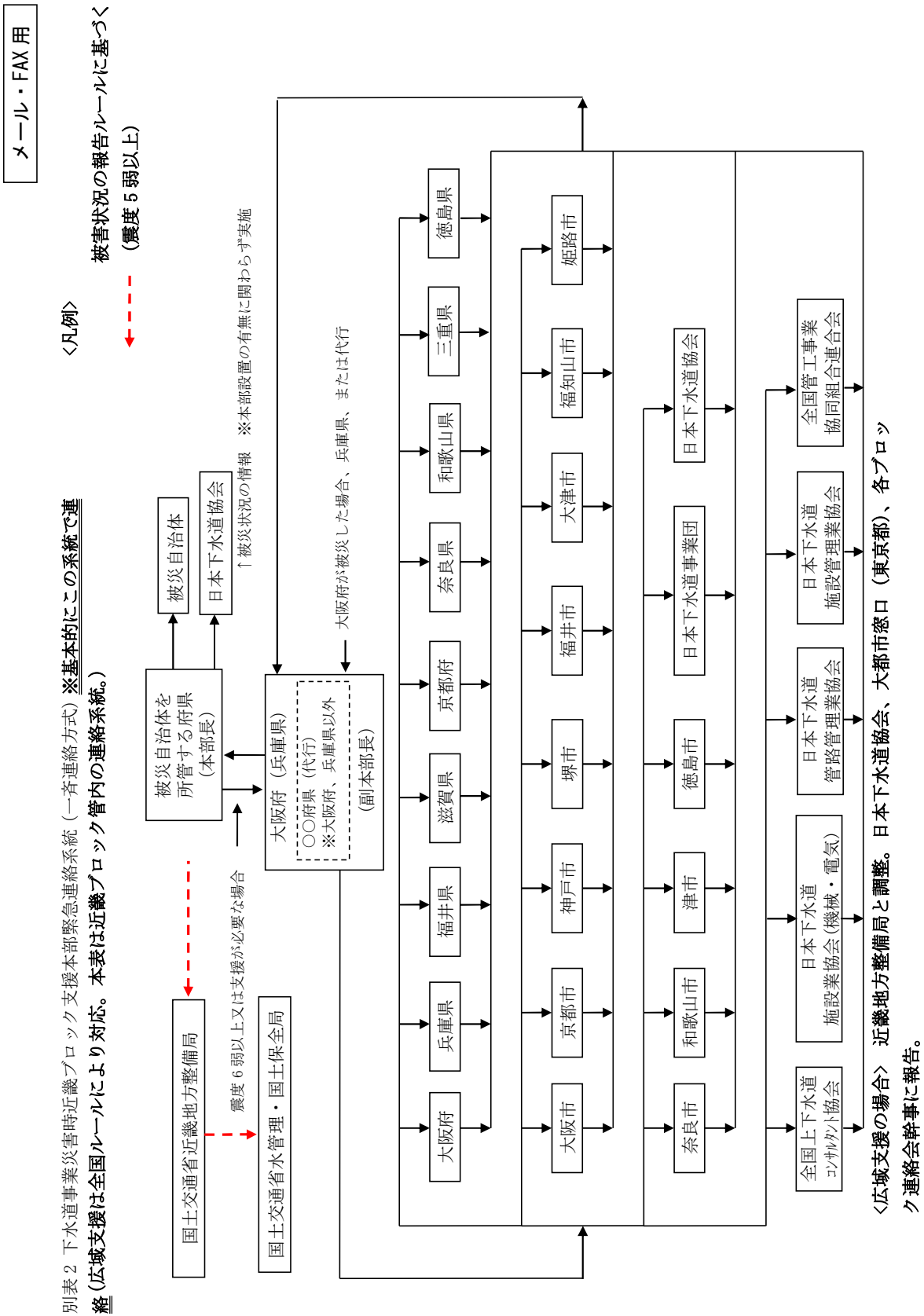
本部長	被災自治体を所管する府県下水道担当課長
副本部長	大阪府 都市整備部 下水道室 事業課長
〃	兵庫県 県土整備部 土木局 下水道課長（大阪府が被災した場合）
本部員	福井県 土木部 河川課長
〃	滋賀県 琵琶湖環境部 下水道課長
〃	京都府 環境部 水環境対策課長
〃	奈良県 県土マネジメント部 下水道課長
〃	和歌山県 県土整備部 河川・下水道局 下水道課長
〃	三重県 県土整備部 下水道課長
〃	徳島県 県土整備部 水・環境課長
〃	大阪市 建設局 下水道河川部 事業計画担当課長
〃	京都市 上下水道局 下水道部 管理課担当課長
〃	神戸市 建設局 下水道部 計画課長
〃	堺市 上下水道局 下水道部 下水道管路課長
〃	福井市 下水道部長
〃	大津市 企業局 技術部 技術事業長
〃	福知山市 上下水道部 総務課長
〃	姫路市 下水道局長
〃	奈良市企業局管理部次長
〃	和歌山市 企業局 下水道部長
〃	津市 下水道局長
〃	徳島市 土木部 下水道事務所保全課長
〃	日本下水道事業団 近畿総合事務所 施工管理課長
〃	(公社)日本下水道協会 技術研究部 技術指針課長
〃	(公社)全国上下水道コンサルタント協会 関西支部長
〃	(一社)日本下水道施設業協会 災害支援近畿地区担当委員（機械）
〃	(一社)日本下水道施設業協会 災害支援近畿地区担当委員（電気）
〃	(公社)日本下水道管路管理業協会 関西支部長
〃	(一社)日本下水道施設管理業協会 西部支部長
〃	全国管工事業協同組合連合会 近畿ブロック長
〃	対策本部長が必要と認めた者 （大阪市、京都市、神戸市又は堺市が被災した場合 東京都 下水道局 計画調整部 計画課長）
特別本部員	国土交通省 近畿地方整備局 建政部 都市整備課長

※本部長、副本部長及び幹事が被災し、速やかな対応が困難であると認められる場合は、近畿ブロック支援連絡会の府県を代理・代行として指名できる。

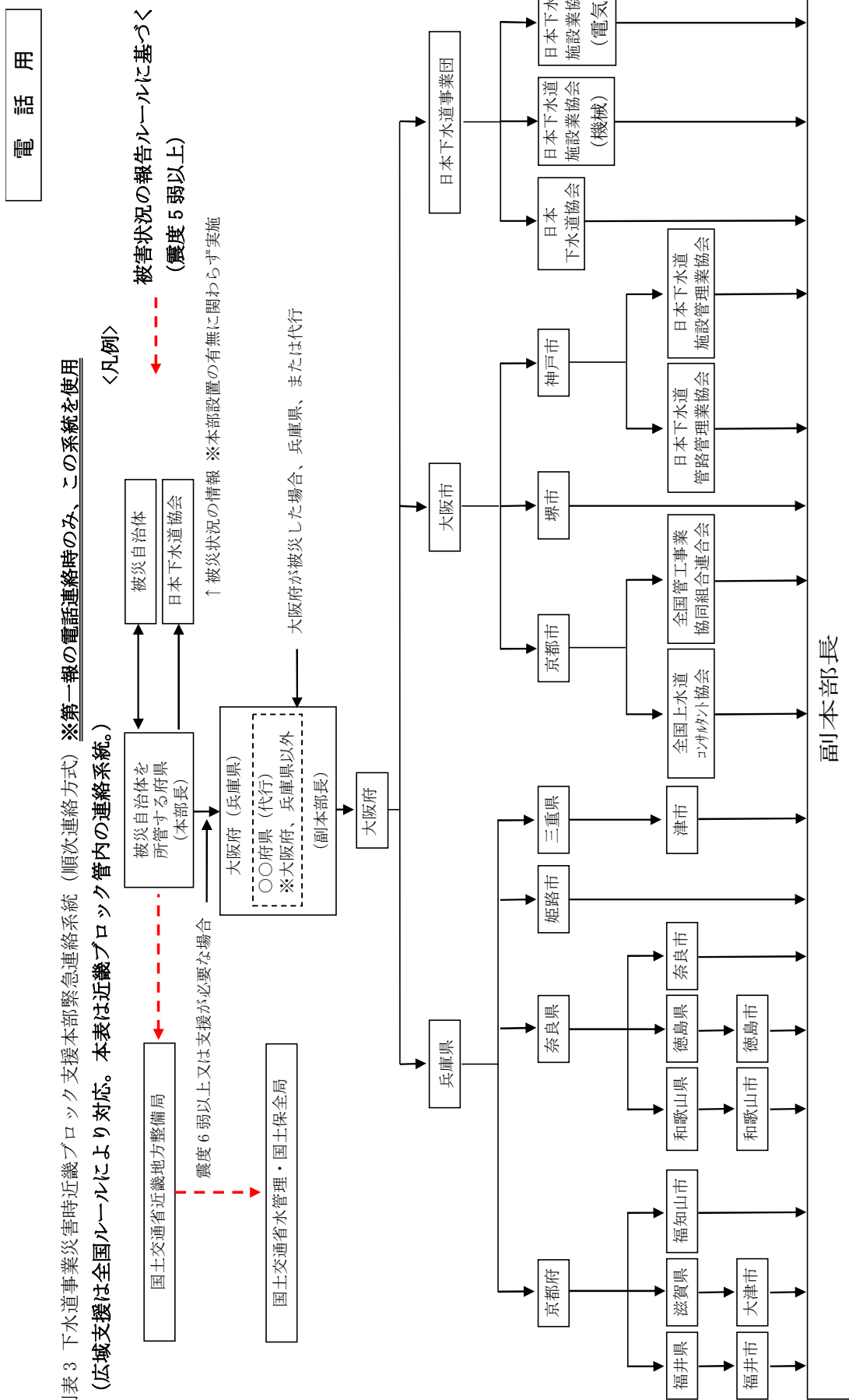
■ 協定関連資料

[自治体との相互応援協定]

別表 2 下水道事業災害時近畿ブロック支援本部緊急連絡系統（一斉連絡方式）



別表3 下水道事業災害時近畿ブロック支援本部緊急連絡系統（順次連絡方式）



<広域支援の場合>

近畿地方整備局と調整。日本下水道協会、大都市窓口（東京都）、各ブロック連絡会幹事に報告。

■ 協定関連資料

[自治体との相互応援協定]

別表 4

下水道事業災害時近畿ブロック支援連絡会議

大阪府 都市整備部 下水道室 事業課長
兵庫県 県土整備部 土木局 下水道課長
福井県 土木部 河川課長
滋賀県 琵琶湖環境部 下水道課長
京都府 環境部 水環境対策課長
奈良県 県土マネジメント部 下水道課長
和歌山県 県土整備部 河川・下水道局 下水道課長
三重県 県土整備部 下水道課長
徳島県 県土整備部水・環境課長
大阪市 建設局 下水道河川部 事業計画担当課長
京都市 上下水道局 下水道部 管理課担当課長
神戸市 建設局 下水道部 計画課長
堺市 上下水道局 下水道部 下水道管路課長
日本下水道事業団 近畿総合事務所 施工管理課長
国土交通省 近畿地方整備局 建政部 都市整備課長
福井市 下水道部長
大津市 企業局技術部 技術事業長
福知山市 上下水道部 総務課長
姫路市 下水道局長
奈良市企業局管理部次長
和歌山市 企業局 下水道部長
津市 下水道局長
徳島市 土木部 下水道事務所保全課長
(公社)日本下水道協会 技術研究部技術指針課長
(公社)全国上下水道コンサルタント協会 関西支部長
(一社)日本下水道施設業協会 災害支援近畿地区担当委員 (機械)
(一社)日本下水道施設業協会 災害支援近畿地区担当委員 (電気)
(公社)日本下水道管路管理業協会 関西支部長
(一社)日本下水道施設管理業協会 西部支部長
全国管工事業協同組合連合会 近畿ブロック長

下水道事業災害時近畿ブロック支援に関する申し合わせ 実施細則

(趣旨)

第1 この実施細則は、「下水道事業災害時近畿ブロック支援に関する申し合わせ」(以下「申し合わせ」という。)の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(連絡体制の整備)

第2 支援連絡会議構成員は、連絡担当部課名、担当責任者及び連絡窓口担当者の職氏名、電話番号、緊急連絡電話番号、下水道関係部局の人数、支援に提供可能な資材、機器、車両等をあらかじめ支援連絡会議事務局に連絡する。

2 事務局は、支援連絡会議構成員及び連絡窓口担当者の連絡体制及び夜間・休日等緊急連絡体制、資器材・車両等のリストを整備し、構成員に周知する。

(支援要請の手続き)

第3 支援を要請する府県下水道担当課長は、次の事項を可能なかぎり明らかにし、原則として文書により行うものとする。ただし、緊急でやむを得ない場合は、電話又はFAX等により要請を行い、後日文書を速やかに提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 必要とする支援内容
- (3) 支援場所
- (4) 支援の期間
- (5) 現地への交通・アクセス情報
- (6) 資機材リスト(マンホール蓋開器具等)、水・食糧事情
- (7) その他、必要な事項

(中継基地の設置)

第4 前線基地との連絡・情報及び物資の支援等を補佐するため、必要に応じて中継基地を置く。

- 2 中継基地は、原則として、被災した府県に隣接する府県に設置する。
- 3 中継基地の長については、設置された府県下水道担当課長とする。
- 4 中継基地の長は、被災自治体と連絡をとりながら、支援活動が円滑に進むよう前線基地を支援する。

(前線基地の設置)

第5 前線基地を提供する自治体は、対策本部に前線基地の位置、規模、施設内容等を連絡する。

(前線基地の運営)

第6 前線基地の運営は、原則として前線基地提供自治体が行うものとする。

- 2 対策本部は前線基地の運営を補佐する。

(費用負担)

第7 申し合わせ「第9項」に定める費用負担については、次のとおりとする。

- (1) 支援を受ける自治体が負担する経費の額は、支援する自治体が定める規定により算定した当該支援する自治体職員の旅費及び諸手当の額の範囲内とする。
- (2) 支援する自治体職員が支援業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における公務災害補償に要する経費は、支援する自治体の負担とする。

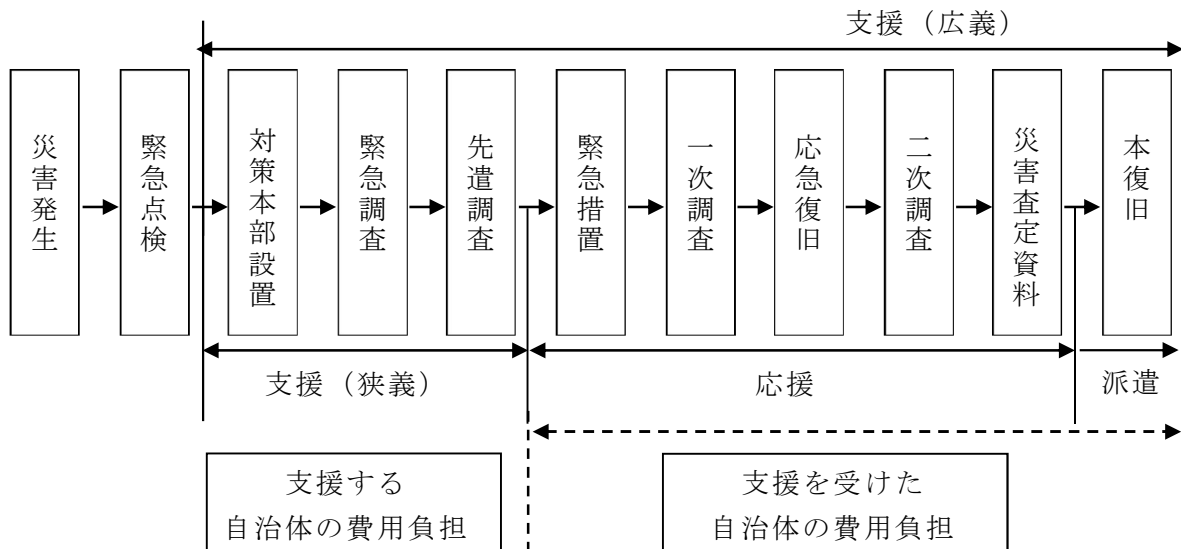
但し、被災地において応急治療する場合の治療費は、支援を受ける自治体の負担とする。

■ 協定関連資料

[自治体との相互応援協定]

(3) 前2号に定めるもののほか、支援する自治体職員に要する経費については、支援を受ける自治体及び支援する自治体が協議して定める。

(4) 費用負担区分については、次のとおりとする。



(広域支援)

第8 申し合わせ「第2項(4)①」に定めるアドバイザー都市については、支援活動の補佐、支援調査隊への調査方法のレクチャー、被災自治体・支援隊との調整、技術アドバイス等を行うものとする。状況に応じて先遣隊からアドバイザー都市に移行するものとする。

なお、先遣隊としては現地情報の入手、被災状況の把握、支援規模の算定、支援体制構築の補佐等を行うものとする。

(事務局の運営)

第9 申し合わせ「第11項」に定める会議開催の幹事府県と大阪府の事務分担の詳細は、別表-1のとおりとする。

(その他)

第10 この実施細目に定めのない事項及び内容に疑義が生じた場合は、支援連絡会議で協議して定める。

付 則

この実施細則は、平成16年4月1日から適用する。

付 則

この実施細則は、平成19年8月27日から適用する。

付 則

この実施細則は、平成20年9月11日から適用する。

付 則

この実施細則は、平成24年11月1日から適用する。

付 則

この実施細則は、平成29年9月12日から適用する。

別表－1

会議開催の府県と大阪府の事務分担

主 な 業 務 内 容		事 務 分 担	
		会議開催の府県 (副幹事)	大 阪 府 (幹事)
支援連絡会議の基本的事務	申し合わせの改定	－	○
	名簿作成、提供可能な資材、 機器 リストの作成	－	○
支援連絡会議の開催及び 訓練、研修	支援連絡会議の開催 (召集・主催)	○	－
	情報連絡訓練	○	○
	災害時を想定した訓練・研修 (情報連絡訓練を除く)	○	－
全国代表者連絡会議への出席・報告		○	○
その他		○	○

■ 協定関連資料

[自治体との相互応援協定]

資料 5 神戸市及び岐阜市災害時相互応援に関する協定、同実施細目

神戸市及び岐阜市災害時相互応援に関する協定

神戸市及び岐阜市（以下「協定市」という。）は、協定市の区域内において災害が発生した場合に、災害を受けた都市に対する応急対策及び復旧対策を円滑に遂行するため、次のとおり協定を締結する。

（応援の種類）

第1条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資器材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資器材及び物資の提供
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両、舟艇等の提供
- (4) 救助及び応急復旧に必要な職員の派遣
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

（応援要請の手続）

第2条 応援を要請しようとする市（以下「応援要請市」という。）は、次の事項を明らかにし、第5条に定める連絡担当部局を通じて、電話又は電信等により応援を要請し、後日、速やかに文書を送付するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号から第3号までに掲げる応援を要請する場合にあっては、物資等の品名数量等
- (3) 前条第4号に掲げる応援を要請する場合にあっては、職員の職種及び人員
- (4) 応援場所及び応援場所への経路
- (5) 応援の期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか、必要と認める事項

（応援の実施）

第3条 応援を要請された市（以下「応援市」という。）は、法令その他特別に定めがある場合を除くほか、極力これに応じ、応援活動に努めるものとする。

2 前条の規定にかかわらず、協定市の市域において、地震等の大規模な災害が発生したことが明らかな場合は、自らの判断により、自主応援活動を実施するものとする。

（応援経費の負担）

第4条 応援に要した経費は、協定市が別に協議するところにより応援要請市又は応援市が負担するものとする。

（連絡担当部局）

第5条 協定市は、あらかじめ相互応援のための連絡担当部局をそれぞれ定め、災害が発生したときは、速やかに情報を相互に交換するものとする。

（資料の交換）

第6条 協定市は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、毎年1回地域防災計画その他参考資料を相互に交換するものとする。

（訓練の参加）

第7条 協定市は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、協定市主催の防災訓練に相互に参加するよう努めるものとする。

（その他）

第8条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、協定市が協議して定めるものとする。

第9条 この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、署名押印のうえ、各1通を保有する。

平成8年9月5日

神戸市 代表者 神戸市長 笹山 幸俊
岐阜市 代表者 岐阜市長 浅野 勇

（参考）岐阜市の連絡担当部局：総務部防災対策課（058-265-3857）

神戸市及び岐阜市災害時相互応援に関する協定実施細目

(趣旨)

第1条 この実施細目は、平成8年9月5日付けで神戸市と岐阜市（以下「協定市」という。）との間で締結した災害時相互応援に関する協定（以下「協定」という。）第8条の規定に基づき協定の実施に必要な事項を定めるものとする。

(救援物資等の経費の負担等)

第2条 協定第1条第1号から第3号までに掲げる応援業務に要する経費のうち、次に掲げる経費は、応援を要請した市（以下「応援要請市」という。）の負担とし、その他の経費は、応援をした市（以下「応援市」という。）の負担とする。

(1) 協定第1条第1号及び第2号の業務に要する経費 購入費及び輸送費

(2) 協定第1条第3号の業務に要する経費 借上料、燃料費、輸送費及び破損又は故障が生じた場合の修理費

(応援職員の派遣等に要する経費の負担)

第3条 協定第1条第4号に掲げる応援業務（以下「応援業務」という。）に要する経費の負担については、次のとおりとする。

(1) 応援要請市が負担する経費の額は、応援業務に従事した職員（以下「応援職員」という。）について応援市の職員に関する法令の規定により算定した旅費の額及び諸手当の額の範囲内とする。

(2) 応援職員が応援業務により負傷し、疾病にかかり、障害の状態となり、又は死亡した場合における公務災害補償に要する経費は、応援市の負担とする。

(3) 応援職員が応援業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては応援要請市が、応援要請市への往復の途中において生じたものについては応援市が賠償の責めに任ずる。

(4) 前3号に定めるもののほか、応援業務に要する経費については、応援要請市と応援市との間で協議して定める。

2 応援職員は、応援市名を表示する腕章等の標識を付け、その身分を明らかにするものとする。

3 応援職員は、災害の状況に応じ、必要な被服、当座の食糧等を携行するものとする。

4 応援要請市は、災害の状況に応じ、応援職員に対する宿舍のあつせんその他の便宜を供与する。

(経費の請求)

第4条 前2条に定める経費の請求は、応援市の市長名による請求書(関係書類添付)により、連絡担当部局を経由して応援要請市の市長に対して行うものとする。

(自主応援活動に要する経費の負担及び請求)

第5条 自主応援活動に要する経費の負担及び請求については、第2条から前条までの規定を準用する。

(訓練参加に要する経費の負担)

第6条 協定第7条の規定により、他の市主催の防災訓練に参加する場合に要する経費は、参加しようとする市側で負担するものとする。

(連絡担当部局)

第7条 協定第5条の規定により、協定市は、相互応援のための連絡担当部局の課名、担当責任者及び同代理者の職氏名、電話番号その他連絡に必要な事項をあらかじめ相互に連絡するものとする。

(その他)

第8条 この実施細目により難しい事項及びこの実施細目に定めのない事項は、協定市が協議して定めるものとする。

第9条 この実施細目の締結を証するため、本書2通を作成し、署名押印のうえ、各1通を保有する。

平成8年9月5日

神戸市 代表者 神戸市長 笹山 幸俊
岐阜市 代表者 岐阜市長 浅野 勇

■ 協定関連資料

[自治体との相互応援協定]

資料 6 神戸市及び静岡市災害時相互応援に関する協定書

神戸市及び静岡市災害時相互応援に関する協定書

神戸市及び静岡市（以下「協定市」という。）は、協定市の区域内において大規模な災害が発生した場合に、災害を受けた都市に対する応急対策及び復旧対策を円滑に遂行するため、次のとおり協定を締結する。

（応援の種類）

第1条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 食料、飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両、船艇等の提供
- (4) 救援、救助及び応急復旧に必要な職員の派遣
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

（応援要請の手続）

第2条 応援を要請しようとする市（以下「応援要請市」という。）は、次の事項を明らかにし、第5条に定める連絡担当部局を通じて、電話、電信等により応援を要請し、後日、速やかに文書を送付するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号から第3号までに掲げる応援を要請する場合にあっては、物資等の品名、数量等
- (3) 前条第4号に掲げる応援を要請する場合にあっては、職員の職種、人数及び業務内容
- (4) 応援場所及び応援場所への経路
- (5) 応援期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか、必要と認める事項

（応援の実施）

第3条 応援を要請された市（以下「応援市」という。）は、法令その他特別に定めがある場合を除くほか、極力これに応じ、応援活動に努めるものとする。

2 協定市は、前条の規定にかかわらず、協定市のいずれかの市域において地震等の大規模な災害が発生したことが明らかなる場合は、自らの判断により自主応援活動を実施するものとする。

（応援経費の負担）

第4条 応援に要した経費は、協定市が別に協議するところにより応援要請市又は応援市が負担するものとする。

（連絡担当部局）

第5条 協定市は、あらかじめ相互応援のための連絡担当部局をそれぞれ定め、災害が発生したときは、速やかに情報を相互に交換するものとする。

（資料の交換）

第6条 協定市は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、毎年1回地域防災計画その他参考資料を相互に交換するものとする。

（訓練の参加）

第7条 協定市は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、協定市主催の防災訓練に相互に参加するよう努めるものとする。

（平常時の活動）

第8条 協定市は、この協定に基づく応援その他災害時の救援活動等の円滑な実施のため、平常時において情報の交換及び必要な研修を実施する。

（その他）

第9条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、協定市が協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、署名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成9年3月10日

神戸市長 笹山 幸俊
静岡市長 小嶋 善吉

（参考）静岡市の連絡担当部局：総務部防災課（054-221-1012）

資料 7 神戸市、洲本市及び徳島市の災害時相互応援に関する協定書、同実施細目

神戸市、洲本市及び徳島市の災害時相互応援に関する協定書

(趣 旨)

第1条 この協定は、神戸市、洲本市及び徳島市（以下「協定市」という。）の区域内において大規模な災害が発生した場合に、災害を受けた協定市に対する応急対策及び復旧対策を円滑に遂行するための事項について定めるものとする。

(応援の種類)

第2条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 食料、飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両、船艇等の提供
- (4) 救援、救助及び応急復旧に必要な職員の派遣
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

(応援要請の手続)

第3条 応援を要請しようとする市（以下「応援要請市」という。）は、次の事項を明らかにし、第6条に定める連絡担当部局を通じて、電話等により応援を要請し、後日、速やかに文書を送付するものとする。

- (1) 災害の状況
- (2) 前条第1号から第3号までに掲げる応援を要請する場合にあっては、物資等の品名、数量等
- (3) 前条第4号に掲げる応援を要請する場合にあっては、職員の職種、人員及び業務内容
- (4) 応援場所及び応援場所への経路
- (5) 応援期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか、必要と認める事項

(応援の実施)

第4条 応援を要請された市（以下「応援市」という。）は、極力これに応じ、応援活動に努めるものとする。

2 協定市は、前条の規定にかかわらず、協定市のいずれかの市域において地震等の大規模な災害が発生したことが明らかな場合は、自らの判断により自主応援活動を実施するものとする。

(応援経費の負担)

第5条 応援に要した経費は、協定市が別に定めるところにより、応援要請市又は応援市が負担するものとする。

(連絡担当部局)

第6条 協定市は、あらかじめ相互応援のための連絡担当部局をそれぞれ定め、災害が発生したときは、速やかに情報を相互に連絡するものとする。

(資料の交換)

第7条 協定市は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、毎年1回地域防災計画その他参考資料等を相互に交換するよう努めるものとする。

(訓練の参加)

第8条 協定市は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、協定市主催の防災訓練に相互に参加するよう努めるものとする。

(その他)

第9条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、協定市が協議して定めるものとする。
この協定の成立を証するため、本協定書3通を作成し、署名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成9年8月19日

神戸市 代表者 神戸市長 笹山 幸俊
 洲本市 代表者 洲本市長 中川 啓一
 徳島市 代表者 徳島市長 小池 正勝

(参考) 締結先の連絡担当部局

協定締結都市名	連絡担当部局	電話番号
洲本市	総務部総務課	0799-22-7067
徳島市	消防局警防課防災対策室	088-656-1199

■ 協定関連資料

[自治体との相互応援協定]

神戸市、洲本市及び徳島市の災害時相互応援に関する協定実施細目

(趣 旨)

第1条 この実施細目は、平成9年8月19日付けで神戸市、洲本市及び徳島市（以下「協定市」という。）との間で締結した、災害時相互応援に関する協定（以下「協定」という。）第9条の規定に基づき協定の実施に必要な事項を定めるものとする。

(救援物資等の経費の負担等)

第2条 協定第2条第1号から第3号までに掲げる応援業務に要する経費のうち、次に掲げる経費は、応援を要請した市（以下「応援要請市」という。）の負担とし、その他の経費は、応援をした市（以下「応援市」という。）の負担とする。

(1) 協定第2条第1号及び第2号業務に要する経費中購入費及び輸送費

(2) 協定第2条第3号の業務に要する経費中借上料、燃料費、輸送費及び破損又は故障が生じた場合の修繕費

(応援職員の派遣等に要する経費の負担等)

第3条 協定第2条第4号に掲げる応援業務（以下「派遣応援業務」という。）に要する経費の負担については、次のとおりとする。

(1) 応援要請市が負担する経費の額は、派遣応援業務に従事した職員（以下「応援職員」という。）について応援市の職員に関する法令の規定により算定した旅費の額及び諸手当の額の範囲内とする。

(2) 応援職員が派遣応援業務により負傷し、疾病にかかり、障害の状態となり、又は死亡した場合における公務災害補償に要する経費は、応援市の負担とする。

(3) 応援職員が派遣応援業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が派遣応援業務の従事中に生じたものについては応援要請市が、応援要請市への往復の途中において生じたもの、又は派遣応援業務の従事中であっても、応援職員の故意若しくは重大な過失によって生じたものについては応援市が賠償の責めに任ずる。

(4) 前3号に定めるもののほか、派遣応援業務に要する経費については、応援要請市と応援市との間で協議して定める。

2 応援職員は、応援市名を表示する腕章等の標識を付け、その身分を明らかにするものとする。

3 応援職員は、災害の状況に応じ、必要な被服等及び3日間程度の食料等を携行するものとする。

4 応援要請市は、災害の状況に応じ、応援職員に対する宿舎のあっせんその他の便宜を供与する。

(経費の請求)

第4条 前2条に定める経費の請求は、応援市の市長名による請求書(関係書類添付)により、連絡担当部局を経由して応援要請市の市長に対して行うものとする。

(自主応援活動に要する経費の負担及び請求)

第5条 協定第4条第2項の規定による自主応援活動に要する経費の負担及び請求については、第2条から前条までの規定を準用する。

(訓練参加に要する経費の負担)

第6条 協定第8条の規定により、協定市主催の防災訓練に参加する場合に要する経費は、参加しようとする市で負担するものとする。

(連絡担当部局)

第7条 協定市は、協定第6条の規定による相互応援のための連絡担当部局の課名、担当責任者及び同代理者の職氏名、電話番号その他連絡に必要な事項をあらかじめ相互に連絡するものとする。

(その他)

第8条 この実施細目により難しい事項及びこの実施細目に定めのない事項は、協定市が協議して定めるものとする。

この実施細目の締結を証するため、本協定書3通を作成し、記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成9年8月19日

神戸市	代表者	神戸市長	笹山	幸俊
洲本市	代表者	洲本市長	中川	啓一
徳島市	代表者	徳島市長	小池	正勝

資料 8 神戸市及び和歌山市災害時相互応援に関する協定、同実施細目

神戸市及び和歌山市災害時相互応援に関する協定

神戸市及び和歌山市（以下「協定市」という。）の区域内において災害が発生した場合に、災害を受けた都市に対する応急対策及び復旧対策を円滑に遂行するため、次のとおり協定を締結する。

（応援の種類）

第1条 応援の種類は、次のとおりとする。

- （1）食糧、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資器材の提供
- （2）被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資器材及び物資の提供
- （3）救援及び救助活動に必要な車両及び船艇等の提供
- （4）救助及び応急復旧に必要な職員の派遣
- （5）前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

（応援要請の手続）

第2条 応援を要請しようとする市（以下「応援要請市」という。）は、次の事項を明らかにし、第5条に定める連絡担当部局を通じて、電話等により応援を要請し、後日、速やかに文書を送付するものとする。

- （1）被害の状況
- （2）前条第1号から第3号までに掲げる応援を要請する場合にあつては、物資等の品名、数量等
- （3）前条第4号に掲げる応援を要請する場合にあつては、職員の職種及び人員
- （4）応援場所及び応援場所への経路
- （5）応援期間
- （6）前各号に掲げるもののほか、必要な事項

（実施）

第3条 応援を要請された市（以下「応援市」という。）は、法令その他特別に定めのある場合を除くほか、極力これに応じ応援活動に努めるものとする。

2 協定市は、前条の規定にかかわらず、協定市のいずれかの市域において地震等の大規模な災害が発生したことが明らかなる場合は、自らの判断により自主応援活動を実施するものとする。

（応援経費の負担）

第4条 応援に要した経費は、協定市が別に協議するところにより応援要請市又は応援市が負担するものとする。

（連絡担当部局）

第5条 協定市は、あらかじめ相互応援のための連絡担当部局を定め、災害が発生したときは、速やかに情報を相互に連絡するものとする。

（資料の交換）

第6条 協定市は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、毎年1回地域防災計画その他参考資料を相互に交換するものとする。

（その他）

第7条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、協定市が協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本協定書2通を作成し、各都市は記名押印の上、各1通を保有する。

附 則

1 この協定は、平成20年4月1日から効力を生ずる。

平成20年4月1日

神戸市
代表者 神戸市長 矢田 立郎
和歌山市
代表者 和歌山市長 大橋 建一

■ 協定関連資料

[自治体との相互応援協定]

神戸市及び和歌山市災害時相互応援に関する協定実施細目

(趣旨)

第1条 この実施細目は、平成20年4月1日付で、神戸市と和歌山市（以下「協定市」という。）との間で締結した災害時相互応援に関する協定（以下「協定」という。）第7条の規定に基づき協定の実施に必要な事項を定めるものとする。

(救援物資の経費の負担等)

第2条 協定第1条第1号から第3号までに掲げる応援業務に要する経費のうち、次に掲げる経費は、応援を要請した市（以下「応援要請市」という。）の負担とし、その他の経費は、応援をした市（以下「応援市」という。）の負担とする。

(1) 協定第1条第1号及び第2号の業務に要する経費 購入費及び輸送費

(2) 協定第1条第3号の業務に要する経費 借上料、燃料費、輸送費及び破損又は故障が生じた場合の修理費

(応援職員の派遣等に要する経費の負担)

第3条 協定第1条第4号に掲げる応援業務（以下「応援業務」という。）に要する経費の負担については、次のとおりとする。

(1) 応援要請市が負担する経費の額は、応援業務に従事した職員（以下「応援職員」という。）について応援市の職員に関する法令の規定により算定した旅費の額及び諸手当の額の範囲内とする。

(2) 応援職員が応援業務により負傷し、疾病にかかり、障害の状態となり、又は死亡した場合における公務災害補償に要する経費は、応援市の負担とする。

(3) 応援職員が応援業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては応援要請市が、応援要請市への往復の途中において生じたものについては応援市が賠償の責に任ずる。

(4) 前3号に定めるもののほか、応援業務に要する経費については、応援要請市と応援市との間で協議して定める。

2 応援職員は、応援市名を表示する腕章等の標識を付け、その身分を明らかにするものとする。

3 応援職員は、災害の状況に応じ、必要な被服、当座の食糧等を携行するものとする。

4 応援要請市は、災害の状況に応じ、応援職員に対する宿舍のあっせんその他の便宜を供与するものとする。

(経費の請求)

第4条 前2条に定める経費の請求は、応援市の市長名による請求書（関係書類添付）により、連絡担当部局を経由して応援要請市の市長に対して行うものとする。

(自主応援活動に要する経費の負担及び請求)

第5条 自主応援活動に要する経費の負担及び請求については、第2条から前条までの規定を準用する。

(連絡担当部局)

第6条 協定第5条の規定により、協定市は、相互応援のための連絡担当部局の課名、担当責任者及び同代理者の職氏名、電話番号その他連絡に必要な事項をあらかじめ相互に連絡するものとする。

(その他)

第7条 この実施細目により難しい事項及びこの実施細目に定めのない事項は、協定市が協議して定めるものとする。

第8条 この実施細目の締結を証するため、本書2通を作成し、押印の上、各1通を保有する。

平成20年4月1日

神戸市
代表者 神戸市長 矢田 立郎

和歌山市
代表者 和歌山市長 大橋 建一

資料 9 災害時における火葬等の相互応援に関する協定書（大阪市）

災害時における火葬等の相互応援に関する協定書

（目的）

第1条 この協定は、火葬場を経営する神戸市又は大阪市において災害が発生し、両市のいずれか一方が単独では十分な火葬等を行うことができない場合に、他方に対して、火葬等の応援を要請すること及びその手続等について必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この協定において「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害をいう。

2 この協定において「被災自治体」とは、神戸市又は大阪市のうち、災害の発生により、単独では十分な火葬等を行うことができなくなった自治体をいう。

3 この協定において「応援自治体」とは、被災自治体の要請を受けて、火葬等の応援を行う自治体をいう。

（応援の要請）

第3条 被災自治体の長は、次のいずれかに該当する場合、応援自治体の長に対して、必要な応援を要請することができる。

- (1) 被災自治体の火葬施設が被災により稼働できなくなった場合
- (2) 被災自治体の火葬施設の火葬能力を著しく超過する数の遺体を火葬する必要性が生じた場合
- (3) その他被災自治体の火葬施設の稼働に支障が生じた場合

（応援の要請手続）

第4条 被災自治体は、次の各号に掲げる事項を明らかにして、応援自治体に対し、口頭、電話又はファックスにより応援を要請し、応援自治体との調整後、速やかに書面を提出するものとする。

- (1) 遺体の火葬を要請する場合にあつては、遺体数、同行者数、搬送手段、到着日時等
- (2) 物資等の提供及び斡旋を要請する場合にあつては、その品名及び数量等
- (3) 人員の派遣を要請する場合にあつては、業務内容と人数等
- (4) 応援場所及び応援場所への経路並びに駐車場又はヘリ着陸場所等
- (5) 応援を必要とする期間
- (6) 前各号に定めるもののほか必要な事項

2 神戸市及び大阪市は、この協定に関する連絡責任者を定め、それぞれ相手方に通知する。連絡担当者を変更したときも、同様とする。

（応援自治体の責務）

第5条 応援自治体は、自らの業務に支障がない範囲で、次の各号に規定する応援を行うものとする。

- (1) 要請を受けた遺体の火葬及び遺骨の引渡し
- (2) 必要な物資等の提供及び斡旋
- (3) 人員の派遣
- (4) その他要請のあった事項のうち必要と認められる事項

2 応援自治体は、前項に規定する応援を実施した後、被災自治体に対し、応援内容を報告するものとする。

（応援経費の負担）

第6条 この協定に基づき、応援のために要した経費は、被災自治体の負担とする。

2 被災自治体が前項に規定する経費を支弁する暇がなく、立替支弁を要請した場合、応援自治体は、予算の範囲内で、相当な期間を定めて、当該経費を立替支弁するものとする。

3 前項の規定に基づき応援自治体が立替支弁した経費の償還方法その他必要な手続については、都度協議の上、決定するものとする。

■ 協定関連資料

[自治体との相互応援協定]

(秘密の保持)

第7条 神戸市及び大阪市は、この協定に基づく応援により知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。この協定が終了した後も同様とする。

(個人情報等の保護)

第8条 神戸市及び大阪市は、この協定に基づく応援により個人情報等を取り扱う場合、個人情報を取り扱う自治体の個人情報保護に関する条例、規則その他規程及び関連する法令等の趣旨を踏まえ、当該個人情報の漏えい、滅失、き損等の防止その他個人情報等の保護に必要な体制の整備及び措置を講じるものとする。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、平成29年3月31日までとする。ただし、有効期間満了日までに、神戸市又は大阪市のいずれからも意思表示がないときは1年間更新されたものとみなし、以後も同様とする。

(解除)

第10条 この協定を解除する場合は、神戸市又は大阪市のいずれか一方が解除日の1か月前までに書面により相手方に通知するものとする。

(他の協定との関係)

第11条 この協定は、神戸市又は大阪市が他の自治体等との間で別に締結した相互応援に関する協定を排除するものではない。

(その他)

第12条 この協定に定めのない事項又はこの協定の実施に関し必要な事項は、協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、協定書2通を作成し、双方記名押印の上、各自1通を保有する。

平成28年11月28日

神戸市中央区加納町6丁目5番1号
神戸市長 久元 喜造

大阪市北区中之島1丁目3番20号
大阪市長 吉村 洋文

資料 10 災害時における火葬等の相互応援に関する協定書（京都市）

災害時における火葬等の相互応援に関する協定書

（目的）

第1条 この協定は、火葬場を経営する京都市又は神戸市において災害が発生し、両市のいずれか一方が単独では十分な火葬等を行うことができない場合に、他方に対して、火葬等の応援を要請すること及びその手続等について必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この協定において「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害をいう。

2 この協定において「被災自治体」とは、京都市又は神戸市のうち、災害の発生により、単独では十分な火葬等を行うことができなくなった自治体をいう。

3 この協定において「応援自治体」とは、被災自治体の要請を受けて、火葬等の応援を行う自治体をいう。

（応援の要請）

第3条 被災自治体の長は、次のいずれかに該当する場合、応援自治体の長に対して、必要な応援を要請することができる。

- (1) 被災自治体の火葬施設が被災により稼働できなくなったとき
- (2) 被災自治体の火葬施設の火葬能力を著しく超過する数の遺体を火葬する必要が生じたとき
- (3) その他被災自治体の火葬施設の稼働に支障が生じたとき

（応援の要請手続）

第4条 被災自治体は、次の各号に掲げる事項を明らかにして、応援自治体に対し、口頭、電話、ファックス又は電子メールにより応援を要請し、応援自治体との調整後、速やかに書面を提出するものとする。

- (1) 遺体の火葬を要請する場合にあつては、遺体数、同行者数、搬送手段、到着日時等
 - (2) 物資等の提供及び斡旋を要請する場合にあつては、その品名及び数量等
 - (3) 人員の派遣を要請する場合にあつては、業務内容と人数等
 - (4) 応援場所及び応援場所への経路並びに駐車場又はヘリ着陸場所等
 - (5) 応援を必要とする期間
 - (6) 前各号に定めるもののほか必要な事項
- 2 京都市及び神戸市は、この協定に関する連絡責任者を定め、それぞれ相手方に通知する。連絡担当者を変更したときも、同様とする。

（応援自治体の責務）

第5条 応援自治体は、自らの業務に支障がない範囲で、次の各号に規定する応援を行うものとする。

- (1) 要請を受けた遺体の火葬及び遺骨の引渡し
 - (2) 必要な物資等の提供及び斡旋
 - (3) 人員の派遣
 - (4) その他要請のあった事項のうち必要と認められる事項
- 2 応援自治体は、前項に規定する応援を実施した後、被災自治体に対し、応援内容を報告するものとする。

（応援経費の負担）

第6条 この協定に基づき、応援のために要した経費は、被災自治体の負担とする。

2 被災自治体が前項に規定する経費を支弁する暇がなく、立替支弁を要請した場合、応援自治体は、予算

■ 協定関連資料

[自治体との相互応援協定]

の範囲内で、相当な期間を定めて、当該経費を立替支弁するものとする。

- 3 前項の規定に基づき応援自治体が立替支弁した経費の償還方法その他必要な手続については、都度協議のうえ、決定するものとする。

(秘密の保持)

第7条 京都市及び神戸市は、この協定に基づく応援により知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。この協定が終了した後も同様とする。

(個人情報等の保護)

第8条 京都市及び神戸市は、この協定に基づく応援により個人情報等を取り扱う場合、個人情報を取り扱う自治体の個人情報保護に関する条例、規則その他規程及び関連する法令等の趣旨を踏まえ、当該個人情報の漏えい、滅失、き損等の防止その他個人情報等の保護に必要な体制の整備及び措置を講じるものとする。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、平成30年3月31日までとする。ただし、有効期間満了日までに、京都市又は神戸市のいずれからも意思表示がないときは1年間更新されたものとみなし、以後も同様とする。

(解除)

第10条 この協定を解除する場合は、京都市又は神戸市のいずれか一方が解除日の1か月前までに書面により相手方に通知するものとする。

(他の協定との関係)

第11条 この協定は、京都市又は神戸市が他の自治体等との間で別に締結した相互応援に関する協定を排除するものではない。

(その他)

第12条 この協定に定めのない事項又はこの協定の実施に関し必要な事項は、協議のうえ、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、協定書2通を作成し、双方記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成29年 7月 1日

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市長 門川 大作

神戸市中央区加納町6丁目5番1号

神戸市長 久元 喜造

■消防組織にかかる応援協定

資料 1 五都市消防相互応援協定

五都市消防相互応援協定

(目的)

第1条 この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条の規定に基づき、名古屋市、京都市、大阪市、堺市及び神戸市（以下「協定市」という。）が相互の消防応援体制を確立して、災害に対処することを目的とする。

(対象とする災害)

第2条 この協定の対象とする災害は、次に掲げるものとする。

- (1) 地震による災害、風水害その他の大規模な自然災害
- (2) 高層建築物、危険物施設、林野等に係る大規模又は特殊な災害
- (3) 船舶、航空機、列車、自動車その他の交通機関に係る大規模又は特殊な災害
- (4) その他特異な消防活動を要する災害

(応援要請)

第3条 応援要請は、前条各号に規定する災害が発生した市（消防事務を受託している区域を含む。以下「受援市」という。）の消防長が受援市の消防力によっては、災害の防御、救助、救急活動等が著しく困難であると認める場合に、他の協定市（以下「応援市」という。）の消防長に対して行うものとする。

- 2 応援市は、災害の規模、状況等により、応援の必要があり、かつ、受援市が応援要請を行うことが特に困難であると認めた場合は、当該要請を待つことなく、応援することができるものとする。
- 3 応援市の消防長は、前項の規定による応援を行う場合は、その旨を速やかに受援市の消防長に通報するものとする。

(応援隊の派遣)

第4条 応援市の消防長は、前条第1項の応援要請を受けた場合は、業務に重大な支障がある場合を除き応援隊を派遣するものとする。

- 2 応援市の消防長は、前条第1項の応援要請に応じることができない場合は、その旨を速やかに受援市の消防長に通報するものとする。
- 3 応援隊は、消防隊、救急隊、救助隊、指揮隊、航空隊その他の隊により必要に応じて編成するものとする。

(応援隊の指揮)

第5条 受援市における応援隊は、受援市の消防長の指揮の下に活動するものとする。

(経費の負担)

第6条 応援活動に要する経費の負担については、次の区分によるものとする。

- (1) 応援市において負担する経費
 - ア 応援職員の人件費
 - イ 燃料、資器材、食料、宿泊等の経費。ただし、受援市が調達したものは受援市の負担とする。
 - ウ 車両、航空機、資器材等の修理費
 - エ 応援職員の公務災害に係る災害補償費

■ 協定関連資料

[消防組織にかかる応援協定]

(2) 受援市において負担する経費

ア 受援市が応援市に対して特別に調達を要請した燃料，資器材，食料等の経費

イ 受援市の指揮下における活動中に発生した第三者に対する損害補償及び損失補償に要する経費。

ただし，応援市の重大な過失により発生した損害は応援市の負担とする。

- 2 前項各号に掲げるもの以外の経費の負担については，そのつど応援市及び受援市が協議のうえ，決定するものとする。

(実施細目)

第7条 この協定の実施について必要な事項は，協定市の消防長が協議のうえ，決定するものとする。

(疑義の協議)

第8条 この協定に規定していない事項又はこの協定について疑義が生じた事項については，そのつど協定市が協議のうえ，決定するものとする。

附 則

- 1 この協定は，平成24年3月1日から効力を生じる。
- 2 この協定の締結に伴い，平成18年9月1日名古屋市，京都市，大阪市及び神戸市において締結した四都市消防相互応援協定は廃止する。
- 3 この協定の成立を証明するため，正本5通を作成し，協定市の長が記名押印のうえ，各自1通を保管する。

平成24年3月1日

名古屋市長 河村 たかし

京都市長 門川 大作

大阪市長 橋下 徹

堺市長 竹山 修身

神戸市長 矢田 立郎

資料 2 兵庫県広域消防相互応援協定

兵庫県広域消防相互応援協定

(目的)

第1条 この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条の規定に基づき、兵庫県下の市町、消防の一部事務組合及び消防を含む一部事務組合（以下「市町等」という。）相互の消防広域応援体制を確立して、大規模又は特殊な災害（以下「大規模災害等」という。）に対処することを目的とする。

(地域区分)

第2条 兵庫県下を次の地域に区分するものとする。

- (1) 阪神地域
尼崎市、西宮市、芦屋市、伊丹市、宝塚市、川西市、三田市、篠山市、丹波市及び猪名川町
- (2) 神戸地域
神戸市
- (3) 東播地域
明石市、淡路広域消防事務組合、加古川市、北はりま消防組合、三木市、高砂市及び小野市
- (4) 西播地域
姫路市、西はりま消防組合及び赤穂市
- (5) 但馬地域
豊岡市、南但広域行政事務組合及び美方郡広域事務組合

(災害種別及び規模)

第3条 この協定において、大規模災害等とは次の各号に掲げるもののうち、応援活動を必要とするものをいう。

- (1) 大規模林野火災、高層建築物火災、危険物火災その他特殊火災
- (2) 地震、風水害その他大規模な自然災害
- (3) 航空機事故及び列車事故等で、大規模又は特殊な救急・救助事故
- (4) 毒性物質、生物剤、放射性物質に係る事故による災害

(応援の種別)

第4条 応援の種別は、次のとおりとする。

- (1) 地域内応援
第2条に規定する地域内の市町等に対する応援
- (2) 県内応援
前号に規定する地域以外の市町等に対する応援

(応援要請の手続)

第5条 応援要請は、被災した場所を管轄する市町等（以下「被災地」という。）の消防長が行うものとする。ただし、災害の規模等により被災地の消防長の要請を待たずに応援出動した場合には、要請があったものとみなす。

- 2 要請は、被災地の消防長が、あらかじめ定められた地域の代表消防本部を通じて、応援を求めようとする市町等の消防長に対し、電話、ファクシミリ又は兵庫県衛星通信ネットワークにより行うものとする。
- 3 応援の要請に際しては、次の各号に定める事項を連絡するものとする。
 - (1) 災害の発生場所及び概要
 - (2) 必要とする車両、人員及び資機材
 - (3) 集結場所及び活動内容
 - (4) その他必要事項
- 4 応援要請を行った市町等は、その旨を兵庫県消防主管課に対して通報するものとする。

(応援隊の手続)

第6条 前条の規定により応援要請を受けた市町等の消防長は、応援を行うことが可能と判断した場合は、被災地の消防長に対してその旨を連絡するものとする。

(応援の中断)

第7条 応援を行った市町等（以下「応援市町等」という。）に応援隊を帰還させるべき特別の事態が生じた場合においては、応援市町等は、応援を受けた市町等（以下「受援市町等」という。）と協議

■ 協定関連資料

[消防組織にかかる応援協定]

のうえ応援を中断することができるものとする。

(応援隊の指揮)

第8条 応援隊は、消防組織法第47条の規定に基づき、受援市町等の長の指揮の下に行動するものとする。

(応援経費)

第9条 この協定に基づく応援に要する経費の負担は、次の各号に定めるところによるものとする。

(1) 応援市町等において負担する経費

ア 公務災害補償に要する経費

イ 旅費及び出勤手当

ウ 受援市町等との間の移動中に第三者に与えた損害の賠償に要する経費等

エ 被服の損料等

オ 上記以外の人件費その他の経費

(2) 受援市町等において負担する経費

ア 応援活動中に調達した車両及び機械器具の燃料費

イ 宿泊費及び食料費

ウ 当該応援のために特別に必要な車両及び機械器具の修理費

エ 賞じゅつ金、賞慰金

オ 応援活動中に第三者に与えた損害の賠償に要する経費等（応援市町等に対して当該損害を対象として保険金等が支払われる場合には、当該保険金等の額を控除した額）

ただし、応援市町等の故意又は重大な過失に基づく損害賠償に要する経費は応援市町等の負担とする。

カ 化学消火薬剤等の資機材費

2 本条において、受援市町等において負担する経費については、応援市町等は特段の事情がない限り、部隊の帰庁後3ヶ月以内に別記様式により請求するものとする。

(航空消防隊の要請)

第10条 航空消防隊を要請する場合は、兵庫県が定める要綱によるものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、そのつど市町等が協議のうえ決定するものとする。

(委任)

第12条 この協定の実施に関し、必要な事項については市町等の消防長等が協議して定めるものとする。

(実施期日)

第13条 この協定は、平成25年10月23日から実施する。

附 則

1 兵庫県広域消防相互応援協定（平成24年3月27日締結）は、廃止する。

2 本協定の成立を証するため、協定書24通を作成し、市町等において記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

資料 3 神戸市・芦屋市消防相互応援協定書

神戸市・芦屋市消防相互応援協定書

(目的)

第1条 この協定は、消防組織法(昭和22年法律第226号)第39条の規定に基づき、神戸市(以下「甲」という。)又は芦屋市(以下「乙」という。)の区域内において火災、水災若しくはその他の災害又は救急事故(以下「災害等」という。)が発生した場合に甲乙相互の消防力を活用して、応急対策活動の万全を期することを目的とする。

(応援の種別・区域)

第2条 災害等の相互応援は、次の区分により行うものとする。

(1) 通常応援

別表第1に定める区域内において災害等が発生し、又は発生するおそれがあることを甲乙いずれかが覚知した場合に、災害等の発生場所を管轄する市(以下「被災地」という。)の消防長からの要請を待たずに出動する応援

(2) 特別応援

別表第2に定める区域内において災害等が発生した場合に、被災地の消防長の要請に基づき出動する応援(ただし、災害等の状況により、被災地の消防長の要請を待たずに応援出動した場合は、被災地の消防長から要請があったものとみなす。)

(通常応援の方法)

第3条 前条第1号の場合において、応援を行う市の消防長は、被災地の消防長に通知するとともに、その災害等に応じた消防隊又は救急隊(以下「消防隊等」という。)を出動させて必要な措置を行うものとする。

(特別応援の方法)

第4条 第2条第2号の場合において、応援要請を受けた市の消防長は、その災害等に応じた消防隊等を応援出動させるものとする。ただし、応援要請を受けた市の区域内において災害等が発生し、消防隊等を応援出動させることができない場合は、その旨を速やかに通知するものとする。

2 被災地の消防長は、応援要請に際して、次の事項を、応援を求めようとする市の消防長に通知するものとする。

- (1) 災害等の種別及びその概要並びに発生場所
- (2) 必要な機械器具及び化学消火薬剤
- (3) 誘導員の配置の有無及びその位置
- (4) 応援要請に係る連絡担当者の所属及び氏名
- (5) その他応援要請に必要な事項

(通報義務)

第5条 応援を受けた市(以下「受援市」という。)の区域内において災害等が発生したことを覚知した応援を行った市(以下「応援市」という。)の消防長は、遅滞なく受援市の消防長に通報するものとする。

(指揮権)

第6条 応援市の消防隊等は、受援市長の委任を受けた消防長の指揮のもとに活動するものとする。

(応援に係る経費)

第7条 この協定に基づく応援に要する経費の負担は、次の各号に定めるところによる。

(1) 応援市において負担する経費

- ア 公務災害補償に要する経費
- イ 旅費及び出動手当
- ウ 受援市との間の移動中に第三者に与えた損害の賠償に要する経費等
- エ 被服の損料等
- オ 上記以外の人件費その他の経費

(2) 受援市において負担する経費

- ア 応援活動中に調達した車両及び機械器具の燃料費
- イ 宿泊費及び食料費
- ウ 特別に必要なになった車両及び機械器具の修理費
- エ 賞じゅつ金、賞慰金
- オ 応援活動中に第三者に与えた損害の賠償に要する経費等(応援市に対して当該損害を対象として保険金等が支払われる場合には、当該保険金等の額を控除した額)。ただし、応援市の故意又は重大な過失に基づく損害賠償に要する経費は、応援市の負担とする。
- カ 化学消火薬剤等の資機材費

■ 協定関連資料

[消防組織にかかる応援協定]

2 前項に規定する以外の経費又は前項の規定により難しいときは、甲乙協議のうえ定める。
(資料の交換)

第8条 甲及び乙の消防長は、消防活動及び救急活動等に必要な資料を交換するものとする。また、資料の内容に変更があった場合も同様とする。

(情報交換会)

第9条 甲及び乙の消防長は、応援活動を円滑に行うため、定期的に情報交換会を開催するものとする。
(協議)

第10条 甲又は乙が協定の内容について疑義が生じた場合、又は改正する必要があると認めた場合、甲及び乙は協議のうえ決定するものとする。

(委任)

第11条 この協定の実施に関し必要な事項は、甲及び乙の消防長が協議して定めるものとする。

附 則

1 この協定は、締結の日から施行する。

2 神戸市・芦屋市消防相互応援協定書（昭和45年3月9日締結）は廃止する。

3 この協定の締結前に廃止前の神戸市・芦屋市消防相互応援協定書（以下「旧協定」という。）に基づいて行った応援の経費の負担については、旧協定の例による。

本協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成18年9月6日

甲 神戸市長 矢田 立郎
乙 芦屋市長 山中 健

別表第1（第2条第1号関係）

通常応援出動区分表

受援市	出動区域	出動隊
神戸市	1 神戸市と芦屋市の境界に係る神戸市域 2 兵庫県道高速湾岸線（以下「5号湾岸線」という。）下り線のうち深江浜ランプウェイ以東の神戸市域に係る区域	災害等に応じた消防隊等
芦屋市	1 芦屋市と神戸市の境界に係る芦屋市域 2 兵庫県道高速神戸西宮線上り線及び5号湾岸線上り線のうち芦屋市域に係る区域	

別表第2（第2条第2号関係）

特別応援出動区分表

受援市	出動区域	出動隊
神戸市	神戸市域	災害等に応じた消防隊等
芦屋市	芦屋市域	

注 災害等の規模により両市の消防力のみでは対応が困難な場合は、兵庫県広域消防相互応援協定により兵庫県下の消防本部からの出動を要請するものとする。

(参考) 芦屋市の連絡担当部局：警防課（TEL 0797-32-2345, Fax 0797-32-0119）

資料 4 神戸市・西宮市消防相互応援協定書

神戸市・西宮市消防相互応援協定書

(目的)

第1条 この協定は、消防組織法(昭和22年法律第226号)第39条の規定に基づき、神戸市(以下「甲」という。)又は西宮市(以下「乙」という。)の区域内において火災、水災若しくはその他の災害又は救急事故(以下「災害等」という。)が発生した場合に甲乙相互の消防力を活用して、応急対策活動の万全を期することを目的とする。

(応援の種別・区域)

第2条 災害等の相互応援は、次の区分により行うものとする。

(1) 通常応援

別表第1に定める区域内において災害等が発生し、又は発生するおそれがあることを甲乙いずれかが覚知した場合に、災害等の発生場所を管轄する市(以下「被災地」という。)の消防長からの要請を待たずに出動する応援

(2) 特別応援

別表第2に定める区域内において災害等が発生した場合に、被災地の消防長の要請に基づき出動する応援(ただし、災害等の状況により、被災地の消防長の要請を待たずに応援出動した場合は、被災地の消防長から要請があったものとみなす。)

(通常応援の方法)

第3条 前条第1号の場合において、応援を行う市の消防長は、被災地の消防長に通知するとともに、その災害等に応じた消防隊又は救急隊(以下「消防隊等」という。)を出動させて必要な措置を行うものとする。

(特別応援の方法)

第4条 第2条第2号の場合において、応援要請を受けた市の消防長は、その災害等に応じた消防隊等を応援出動させるものとする。ただし、応援要請を受けた市の区域内において災害等が発生し、消防隊等を応援出動させることができない場合は、その旨を速やかに通知するものとする。

(通報義務)

第5条 応援を受けた市(以下「受援市」という。)の区域内において災害等が発生したことを覚知した応援を行った市(以下「応援市」という。)の消防長は、遅滞なく受援市の消防長に通報するものとする。

(指揮権)

第6条 応援市の消防隊等は、受援市長の委任を受けた消防長の指揮のもとに活動するものとする。

(応援に係る経費)

第7条 この協定に基づく応援に要する経費の負担は、次の各号に定めるところによる。

(1) 応援市において負担する経費

ア 公務災害補償に要する経費

イ 旅費及び出動手当

ウ 受援市との間の移動中に第三者に与えた損害の賠償に要する経費等

エ 被服の損料等

オ 上記以外の人件費その他の経費

(2) 受援市において負担する経費

ア 応援活動中に調達した車両及び機械器具の燃料費

イ 宿泊費及び食料費

ウ 特別に必要なになった車両及び機械器具の修理費

エ 賞じゅつ金、賞慰金

オ 応援活動中に第三者に与えた損害の賠償に要する経費等(応援市に対して当該損害を対象として保険金等が支払われる場合には、当該保険金等の額を控除した額)。ただし、応援市の故意又は重大な過失に基づく損害賠償に要する経費は、応援市の負担とする。

カ 化学消火薬剤等の資機材費

2 前項に規定する以外の経費又は前項の規定により難しいときは、甲乙協議のうえ定める。

(資料の交換)

第8条 甲及び乙の消防長は、消防活動及び救急活動等に必要な資料を交換するものとする。また、資料の内容に変更があった場合も同様とする。

(情報交換会)

第9条 甲及び乙の消防長は、応援活動を円滑に行うため、定期的に情報交換会を開催するものとする。

(協議)

第10条 甲又は乙が協定の内容について疑義が生じた場合、又は改正する必要があると認めた場合、甲

■ 協定関連資料

[消防組織にかかる応援協定]

及び乙は協議のうえ決定するものとする。

(委任)

第 11 条 この協定の実施に関し必要な事項は、甲及び乙の消防長が協議して定めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この協定は、締結の日から施行する。

(旧協定の廃止)

2 神戸市・西宮市消防相互応援協定書（平成 15 年 7 月 1 日締結）は廃止する。

(締結前の経費負担)

3 この協定の締結前に廃止前の神戸市・西宮市消防相互応援協定書（以下「旧協定」という。）に基づいて行った応援の経費の負担については、旧協定の例による。

(保管)

4 本協定の成立を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各 1 通を保有するものとする。

平成 19 年 1 月 18 日

甲 神戸市長 矢 田 立 郎
乙 西宮市長 山 田 知

別表第 1（第 2 条第 1 号関係）

通常応援出動区分表

受援市	出動区域	出動隊
神戸市	1 北区道場町のうち J R 福知山線以南に係る区域	災害等に 応じた隊
	2 北区八多町のうち県道市野瀬有馬線以北及び上小名田以東に係る区域	
	3 北区菖蒲が丘	
	4 北区西山	
	5 北区京地	
	6 北区藤原台北町	
	7 北区藤原台中町	
	8 北区藤原台南町	
	9 北区有野町のうち県道市野瀬有馬線以北に係る区域	
	10 北区有野台	
	11 北区東有野台	
	12 北区有馬町	
	13 北区有野中町	
	14 兵庫県道高速神戸西宮線（以下「3号神戸線」という。）下り線のうち深江ランプウェイ以東の神戸市域に係る区域	
	15 兵庫県道高速北神戸線（以下「7号北神戸線」という。）上り線のうち有馬口ランプウェイ以東の神戸市域に係る区域	
西宮市	1 山口町	災害等に 応じた隊
	2 北六甲台	
	3 すみれ台	
	4 兵庫県道高速湾岸線（以下「5号湾岸線」という。）上り線のうち西宮浜ランプウェイ以西の西宮市域に係る区域	
	5 7号北神戸線下り線のうち西宮山口南ランプウェイ以西の西宮市域に係る区域	

別表第 2（第 2 条第 2 号関係）

特別応援出動区分表

受援市	出動区域	出動隊
神戸市	神戸市域	災害等に 応じた隊
西宮市	西宮市域	

注 災害の規模により両市の消防力のみでの対応では困難な場合は、兵庫県広域消防相互応援協定により兵庫県下の消防本部からの出動を要請するものとする。

(参考) 西宮市の連絡担当部局：消防課 (TEL 0798-26-0119, Fax 0797-36-2460)

資料 5 神戸市・三田市消防相互応援協定書

神戸市・三田市消防相互応援協定書

(目的)

第1条 この協定は、消防組織法(昭和22年法律第226号)第39条の規定に基づき、神戸市(以下「甲」という。)又は三田市(以下「乙」という。)の区域内において火災、水災若しくはその他の災害又は救急事故(以下「災害等」という。)が発生した場合に甲乙相互の消防力を活用して、応急対策活動の万全を期することを目的とする。

(応援の種別・区域)

第2条 災害等の相互応援は、次の区分により行うものとする。

(1) 通常応援

別表第1に定める区域内において災害等が発生し、又は発生するおそれがあることを甲乙いずれかが覚知した場合に、災害等の発生場所を管轄する市(以下「被災地」という。)の消防長からの要請を待たずに出動する応援

(2) 特別応援

別表第2に定める区域内において災害等が発生した場合に、被災地の消防長の要請に基づき出動する応援(ただし、災害等の状況により、被災地の消防長の要請を待たずに応援出動した場合は、被災地の消防長から要請があったものとみなす。)

(通常応援の方法)

第3条 前条第1号の場合において、応援を行う市の消防長は、被災地の消防長に通知するとともに、その災害等に応じた消防隊又は救急隊(以下「消防隊等」という。)を出動させて必要な措置を行うものとする。

(特別応援の方法)

第4条 第2条第2号の場合において、応援要請を受けた市の消防長は、その災害等に応じた消防隊等を応援出動させるものとする。ただし、応援要請を受けた市の区域内において災害等が発生し、消防隊等を応援出動させることができない場合は、その旨を速やかに通知するものとする。

(通報義務)

第5条 応援を受けた市(以下「受援市」という。)の区域内において災害等が発生したことを覚知した応援を行った市(以下「応援市」という。)の消防長は、遅滞なく受援市の消防長に通報するものとする。

(指揮権)

第6条 応援市の消防隊等は、受援市長の委任を受けた消防長の指揮のもとに活動するものとする。

(応援に係る経費)

第7条 この協定に基づく応援に要する経費の負担は、次の各号に定めるところによる。

(1) 応援市において負担する経費

ア 公務災害補償に要する経費

イ 旅費及び出動手当

ウ 受援市との間の移動中に第三者に与えた損害の賠償に要する経費等

エ 被服の損料等

オ 上記以外の人件費その他の経費

(2) 受援市において負担する経費

ア 応援活動中に調達した車両及び機械器具の燃料費

イ 宿泊費及び食料費

ウ 特別に必要なになった車両及び機械器具の修理費

エ 賞じゅつ金、賞慰金

オ 応援活動中に第三者に与えた損害の賠償に要する経費等(応援市に対して当該損害を対象として保険金等が支払われる場合には、当該保険金等の額を控除した額)。ただし、応援市の故意又は重大な過失に基づく損害賠償に要する経費は、応援市の負担とする。

カ 化学消火薬剤等の資機材費

2 前項に規定する以外の経費又は前項の規定により難いときは、甲乙協議のうえ定める。

(資料の交換)

第8条 甲及び乙の消防長は、消防活動及び救急活動等に必要な資料を交換するものとする。また、資料の内容に変更があった場合も同様とする。

(情報交換会)

第9条 甲及び乙の消防長は、応援活動を円滑に行うため、定期的に情報交換会を開催するものとする。

(協議)

■ 協定関連資料

[消防組織にかかる応援協定]

第 10 条 甲又は乙が協定の内容について疑義が生じた場合、又は改正する必要があると認めた場合、甲及び乙は協議のうえ決定するものとする。

(委任)

第 11 条 この協定の実施に関し必要な事項は、甲及び乙の消防長が協議して覚書に定めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この協定は、締結の日から施行する。

(旧協定の廃止)

2 神戸市・三田市消防相互応援協定書（平成 16 年 12 月 1 日締結）は廃止する。

(締結前の経費負担)

3 この協定の締結前に廃止前の神戸市・三田市消防相互応援協定書（以下「旧協定」という。）に基づいて行った応援の経費の負担については、旧協定の例による。

(保管)

4 本協定の成立を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各 1 通を保有するものとする。

平成 19 年 1 月 12 日

甲 神戸市長 矢 田 立 郎
乙 三田市長 岡 田 義 弘

別表第 1（第 2 条第 1 号関係）

通常応援出動区分表

受援市	出動区域	出動隊
神戸市	1 北区长尾町 2 北区道場町（生野字南山を除く。） 3 北区鹿の子台北町 4 北区鹿の子台南町 5 北区上津台 6 北区赤松台	災害等に応じた消防隊等
三田市	神戸市及び三木市と三田市との境界線、県道下相野東条線、県道福住三田線、国道 176 号並びに三輪交差点と山田川滑谷えん堤と大岩岳とを結ぶ線によって囲まれた区域	

別表第 2（第 2 条第 2 号関係）

特別応援出動区分表

受援市	出動区域	出動隊
神戸市	神戸市域	災害等に応じた消防隊等
三田市	三田市域	

注 災害等の規模により両市の消防力のみでは対応が困難な場合は、兵庫県広域消防相互応援協定等により兵庫県下の消防本部からの出動を要請するものとする。

(参考) 三田市の連絡担当部局：通信司令室（Tel 079-564-0119, Fax 079-563-1230）

資料 6 神戸市・三木市消防相互応援協定書

神戸市・三木市消防相互応援協定書

(目的)

第1条 この協定は、消防組織法(昭和22年法律第226号)第39条の規定に基づき、神戸市(以下「甲」という。)又は三木市(以下「乙」という。)の区域内において火災、水災若しくはその他の災害又は救急事故(以下「災害等」という。)が発生した場合に甲乙相互の消防力を活用して、応急対策活動の万全を期することを目的とする。

(応援の種別・区域)

第2条 災害等の相互応援は、次の区分により行うものとする。

(1) 通常応援

別表第1に定める区域内において災害等が発生し、又は発生するおそれがあることを甲乙いずれかが覚知した場合に、災害等の発生場所を管轄する市(以下「被災地」という。)の消防長からの要請を待たずに出動する応援

(2) 特別応援

別表第2に定める区域内において災害等が発生した場合に、被災地の消防長の要請に基づき出動する応援(ただし、災害等の状況により、被災地の消防長の要請を待たずに応援出動した場合は、被災地の消防長から要請があったものとみなす。)

(通常応援の方法)

第3条 前条第1号の場合において、応援を行う市の消防長は、被災地の消防長に通知するとともに、その災害等に応じた消防隊又は救急隊(以下「消防隊等」という。)を出動させて必要な措置を行うものとする。

(特別応援の方法)

第4条 第2条第2号の場合において、応援要請を受けた市の消防長は、その災害等に応じた消防隊等を応援出動させるものとする。ただし、応援要請を受けた市の区域内において災害等が発生し、消防隊等を応援出動させることができない場合は、その旨を速やかに通知するものとする。

(通報義務)

第5条 応援を受けた市(以下「受援市」という。)の区域内において災害等が発生したことを覚知した応援を行った市(以下「応援市」という。)の消防長は、遅滞なく受援市の消防長に通報するものとする。

(指揮権)

第6条 応援市の消防隊等は、受援市長の委任を受けた消防長の指揮のもとに活動するものとする。

(応援に係る経費)

第7条 この協定に基づく応援に要する経費の負担は、次の各号に定めるところによる。

(1) 応援市において負担する経費

- ア 公務災害補償に要する経費
- イ 旅費及び出動手当
- ウ 受援市との間の移動中に第三者に与えた損害の賠償に要する経費等
- エ 被服の損料等
- オ 上記以外の人件費その他の経費

(2) 受援市において負担する経費

- ア 応援活動中に調達した車両及び機械器具の燃料費
- イ 宿泊費及び食料費
- ウ 特別に必要なになった車両及び機械器具の修理費
- エ 賞じゅつ金、賞慰金
- オ 応援活動中に第三者に与えた損害の賠償に要する経費等(応援市に対して当該損害を対象として保険金等が支払われる場合には、当該保険金等の額を控除した額)。ただし、応援市の故意又は重大な過失に基づく損害賠償に要する経費は、応援市の負担とする。
- カ 化学消火薬剤等の資機材費

2 前項に規定する以外の経費又は前項の規定により難いときは、甲乙協議のうえ定める。

(資料の交換)

第8条 甲及び乙の消防長は、消防活動及び救急活動等に必要な資料を交換するものとする。また、資料の内容に変更があった場合も同様とする。

(情報交換会)

第9条 甲及び乙の消防長は、応援活動を円滑に行うため、定期的に情報交換会を開催するものとする。

(協議)

■ 協定関連資料

[消防組織にかかる応援協定]

第 10 条 甲又は乙が協定の内容について疑義が生じた場合、又は改正する必要があると認めた場合、甲及び乙は協議のうえ決定するものとする。

(委任)

第 11 条 この協定の実施に関し必要な事項は、甲及び乙の消防長が協議して定めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この協定は、締結の日から施行する。

(旧協定の廃止)

2 神戸市・三木市消防相互応援協定書（平成 17 年 10 月 24 日締結）は廃止する。

(締結前の経費負担)

3 この協定の締結前に廃止前の神戸市・三木市消防相互応援協定書（以下「旧協定」という。）に基づいて行った応援の経費の負担については、旧協定の例による。

(保管)

4 本協定の成立を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各 1 通を保有するものとする。

平成 19 年 1 月 19 日

甲 神戸市長 矢 田 立 郎
乙 三木市長 藪 本 吉 秀

別表第 1（第 2 条第 1 号関係）

通常応援出動区分表

受援市	出動区域	出動隊
神戸市	神戸市と三木市の境界に係る神戸市域	災害等に応じた消防隊等
三木市	三木市と神戸市の境界に係る三木市域	

別表第 2（第 2 条第 2 号関係）

特別応援出動区分表

受援市	出動区域	出動隊
神戸市	神戸市域	災害等に応じた消防隊等
三木市	三木市域	

注 災害等の規模により両市の消防力のみでは対応が困難な場合は、兵庫県広域消防相互応援協定により兵庫県下の消防本部からの出動を要請するものとする。

(参考) 三木市の連絡担当部局：警備課通信係（Tel 0794-82-0119, Fax 0794-82-9167）

資料 7 神戸市・加古川市消防相互応援協定書

神戸市・加古川市消防相互応援協定書

(目的)

第1条 この協定は、消防組織法(昭和22年法律第226号)第39条の規定に基づき、神戸市(以下「甲」という。)及び加古川市(以下「乙」という。)の管轄区域内において火災、水災若しくはその他の災害又は救急事故が発生した場合に甲乙相互の消防力を活用して、応急対策活動の万全を期することを目的とする。

(管轄区域及び管轄区域内の消防事務を統括する消防機関の名称等)

第2条 この協定における甲及び乙の管轄区域並びにその区域内の消防事務を処理する行政機関の名称及びその消防事務を統括する長は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 甲の管轄区域は、神戸市全域とし、区域内の消防事務は、神戸市消防局が処理し、神戸市消防長が統括する。
- (2) 乙の管轄区域は、加古川市、稲美町及び播磨町の全域とし、区域内の消防事務は加古川市消防本部が処理し、加古川市消防長が統括する。

なお、稲美町及び播磨町の区域の消防事務は、「加古郡稲美町と加古川市との間における消防事務委託に関する規約」(昭和57年4月1日締結)及び「加古郡播磨町と加古川市との間における消防事務委託に関する規約」(昭和53年4月1日締結)に基づき行うものとする。

(応援隊)

第3条 この協定における応援は、甲及び乙の消防本部の消防隊又は救急隊(以下「消防隊等」という。)により行うものとする。

(応援の種別及び区域)

第4条 火災、水災若しくはその他の災害(稲美町及び播磨町における水防に関するものは除く。)又は救急事故(以下これらを「災害等」という。)の相互応援は、次の区分により行うものとする。

(1) 通常応援

別表第1に定める区域内において災害等が発生し、若しくは発生のおそれがあることを甲乙いずれかが覚知した場合に、災害等の発生場所を管轄する市(以下「被災地」という。)の消防長からの要請を待たずに出動する応援

(2) 特別応援

別表第2に定める区域内において災害等が発生した場合に、被災地の消防長の要請に基づき出動する応援(ただし、災害等の状況により、被災地の消防長の要請を待たずに応援出動した場合は、被災地の消防長から要請があったものとみなす。)

(通常応援の方法)

第5条 前条第1号の場合において、応援を行う市の消防長は、被災地の消防長に通知するとともに、その災害等に応じた消防隊等を出動させて必要な措置を行うものとする。

(特別応援の方法)

第6条 第4条第2号の場合において、応援要請を受けた市の消防長は、その災害等に応じた消防隊等を応援出動させるものとする。ただし、応援要請を受けた市の区域内において災害等が発生し、消防隊等を応援出動させることができない場合は、その旨を速やかに通知するものとする。

(通報)

第7条 応援を行った市(以下「応援市」という。)の消防長は、応援を受けた市(以下「受援市」という。)の区域内において災害等が発生したことを覚知した場合は、遅滞なく受援市の消防長に通報するものとする。

(指揮権)

第8条 応援市の消防隊等は、受援市長から委任を受けた消防長の指揮のもとに活動するものとする。

(応援に係る経費)

第9条 この協定に基づく応援に要する経費の負担は、次の各号に定めるところによる。

(1) 応援市において負担する経費

- ア 公務災害補償に要する経費
- イ 旅費及び出動手当
- ウ 受援市との間の移動中に第三者に与えた損害の賠償に要する経費等
- エ 被服の損料等
- オ 上記以外の人件費その他の経費

(2) 受援市において負担する経費

- ア 応援活動中に調達した車両及び機械器具の燃料費

■ 協定関連資料

[消防組織にかかる応援協定]

イ 宿泊費及び食料費

ウ 特別に必要な車両及び機械器具の修理費

エ 賞じゅつ金、賞慰金

オ 応援活動中に第三者に与えた損害の賠償に要する経費等（応援市に対して当該損害を対象として保険金等が支払われる場合には、当該保険金等の額を控除した額）

ただし、応援市の故意又は重大な過失に基づく損害賠償に要する経費は応援市の負担とする。

カ その他化学消火薬剤等の資機材費

2 前項に規定する以外の経費又は前項の規定により難しいときは、甲乙協議のうえ定める。

（資料の交換）

第10条 甲及び乙の消防長は、消防活動及び救急活動等に必要な資料を交換するものとする。また、資料の内容に変更があった場合も同様とする。

（情報交換会）

第11条 甲及び乙の消防長は、応援活動を円滑に行うため、定期的に情報交換会を開催するものとする。

（協議）

第12条 甲又は乙が協定の内容について疑義が生じた場合、又は改正する必要があると認めた場合、甲及び乙は協議のうえ決定するものとする。

（委任）

第13条 この協定の実施に関し必要な事項は、甲及び乙の消防長が協議して定めるものとする。

附 則

1 この協定は、締結の日から施行する。

2 神戸市・加古川市消防相互応援協定書（昭和59年3月30日締結）は廃止する。

3 この協定の締結前に廃止前の神戸市・加古川市消防相互応援協定に基づいて行った応援の経費の負担については、旧協定の例による。

本協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成19年3月22日

甲 神戸市長 矢田 立郎
乙 加古川市長 樽本 庄一

別表第1（第3条第1号関係）

通常応援出動区分表

受援市	出動区域	出動隊
神戸市	1 神戸市西区神出町 2 神戸市西区岩岡町 3 神戸市西区福吉台 4 神戸市西区上新地 5 神戸市西区竜が岡 6 神戸市西区大沢	災害等に応じた消防隊等
加古川市	稲美町全域	

別表第2（第3条第2号関係）

特別応援出動区分表

受援市	出動区域	出動隊
神戸市	神戸市全域	災害等に応じた消防隊等
加古川市	1 加古川市全域	
	2 稲美町全域 3 播磨町全域	

注 災害等の規模により両市の消防力のみでは対応が困難な場合は、兵庫県広域消防相互応援協定等により兵庫県下の消防本部からの出動を要請するものとする。

（参考）加古川市の連絡担当部局：指令課（Tel 079-424-0119, Fax 079-424-0530）

資料 8 神戸市・明石市消防相互応援協定書

神戸市・明石市消防相互応援協定書

(目的)

第1条 この協定は、消防組織法(昭和22年法律第226号)第39条の規定に基づき、神戸市(以下「甲」という。)又は明石市(以下「乙」という。)の区域内において火災及び火災を除く災害又は救急事故(以下「災害等」という。)が発生した場合に甲乙相互の消防力を活用して、応急対策活動の万全を期することを目的とする。

(応援の種別・区域)

第2条 災害等の相互応援は、次の区分により行うものとする。

(1) 通常応援

別表第1に掲げる区域内において災害等が発生し、若しくは発生する恐れがあることを甲乙いずれかが覚知した場合に、災害等の発生場所を管轄する市(以下「被災地」という。)の消防長からの要請を待たずに出動する応援

(2) 特別応援

別表第2に掲げる区域内において災害等が発生した場合に、被災地の消防長の要請に基づき出動する応援(ただし、災害等の状況により、被災地の消防長からの要請を待たずに応援出動した場合は、被災地の消防長から要請があったものとみなす。)

(通常応援の方法)

第3条 前条第1号の場合において、応援を行う市の消防長は、被災地の消防長に通知するとともに、その災害等に応じた消防隊又は救急隊(以下「消防隊等」という。)を出動させて必要な措置を行うものとする。

(特別応援の方法)

第4条 第2条第2号の場合において、応援要請を受けた市の消防長は、その災害等に応じた消防隊等を出動させるものとする。ただし、応援要請を受けた市の区域内において災害が発生し、消防隊等を応援出動させることができない場合は、その旨を速やかに通知するものとする。

(通報義務)

第5条 応援を受けた市(以下「受援市」という。)の区域内において災害等が発生したことを覚知した応援を行った市(以下「応援市」という。)の消防長は、遅滞なく受援市の消防長に通報するものとする。

(指揮権)

第6条 応援市の消防隊等は、受援市長の委任を受けた消防長の指揮の下に活動するものとする。

(応援に係る経費)

第7条 この協定に基づく応援に係る経費の負担は、次の各号に定めるところによる。

(1) 応援市において負担する経費

- ア 公務災害補償に要する経費
- イ 旅費及び出動手当
- ウ 受援市との間の移動中に第三者に与えた損害の賠償に要する経費等
- エ 被服の損料等
- オ 上記以外の人件費その他の経費

(2) 受援市において負担する経費

- ア 応援活動中に調達した車両及び機械器具の燃料費
- イ 宿泊費及び食料費
- ウ 特別に必要なになった車両及び機械器具の修理費
- エ 賞じゅつ金、賞慰金
- オ 応援活動中に第三者に与えた損害の賠償に要する経費等(応援市に対して当該損害を対象として保険金等が支払われ場合には、当該保険金等の額を控除した額)。ただし、応援市の故意又は重大な過失に基づく損害賠償に要する経費は、応援市の負担とする。
- カ 化学消火薬剤等の資機材費

2 前項の規定する以外の経費又は前項の規定により難いときは、甲乙協議のうえ定める。

(資料の交換)

第8条 甲及び乙の消防長は、消防活動及び救急活動等に必要な資料を交換するものとする。また、資料の内容に変更があった場合も同じとする。

(情報交換会)

第9条 甲及び乙の消防長は、応援活動を円滑に行うため、定期的に情報交換会を開催するものとする。

■ 協定関連資料

[消防組織にかかる応援協定]

(協定の改正)

第10条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度甲乙が協議のうえ決定するものとする。

2 前項の協議の結果、改正を行う場合、本協定書を破棄し、新たに協定を締結するものとする。
(委任)

第11条 この協定の実施に関する必要事項は、甲及び乙の消防長が協議して定めるものとする。
(実施期日)

第12条 この協定は、平成19年2月6日から実施する。

附 則

1 神戸市・明石市消防相互応援協定書(平成15年2月12日締結)は廃止する。

2 この協定の締結前に廃止前の神戸市・明石市消防相互応援協定書(以下「旧協定書」という。)に基づいて行った応援の経費の負担については、旧協定書の例による。
本協定の成立を証するため、協定書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成19年2月6日

甲 神戸市長 矢田 立郎
乙 明石市長 北口 寛人

別表第1

通常応援出動区分表

応援市	出動区域	出動隊
神戸市	1 神戸市と明石市の境界に係る明石市域 2 第二神明道路下り高丸 IC から大蔵谷 IC までの間及び玉津 IC から大久保 IC までの間並びに第二神明道路上り大蔵谷 IC から高丸 IC までの間の明石市域	災害等に応じた消防隊等
明石市	1 神戸市と明石市の境界に係る神戸市域 2 第二神明道路下り大久保 IC から明石西 IC までの間及び第二神明道路上り明石西 IC から玉津 IC までの間の神戸市域	災害等に応じた消防隊等

注1. 表中の「IC」はインターチェンジをいう。

注2. 表中の「隊」は、消火隊、救急隊、救助隊などをいい、応援隊の判断によりその数を決定することができる。

別表第2

特別応援出動区分表

応援市	出動区域	出動隊
神戸市	明石市域	災害等に応じた消防隊等
明石市	神戸市域	

注 災害の規模により両市の消防力のみでの対応では困難な場合は、兵庫県広域消防相互応援協定等により兵庫県下の消防本部からの出動を要請する。

(参考) 明石市の連絡担当部局：情報指令室 (Tel 078-921-0119, Fax 078-927-0119)

資料 9 神戸市・宝塚市消防相互応援協定書

神戸市・宝塚市消防相互応援協定書

(目的)

第1条 この協定は、消防組織法(昭和22年法律第226号)第39条の規定に基づき、神戸市(以下「甲」という。)又は宝塚市(以下「乙」という。)の区域内において火災、水災若しくはその他の災害又は救急事故(以下「災害等」という。)が発生した場合に甲乙相互の消防力を活用して、応急対策活動の万全を期することを目的とする。

(応援の種別・区域)

第2条 災害等の相互応援は、次の区分により行うものとする。

(1) 通常応援

別表第1に定める区域内において災害等が発生し、又は発生するおそれがあることを甲乙いずれかが覚知した場合に、災害等の発生場所を管轄する市(以下「被災地」という。)の消防長からの要請を待たずに出動する応援

(2) 特別応援

別表第2に定める区域内において災害等が発生した場合に、被災地の消防長の要請に基づき出動する応援(ただし、災害等の状況により、被災地の消防長の要請を待たずに応援出動した場合は、被災地の消防長から要請があったものとみなす。)

(通常応援の方法)

第3条 前条第1号の場合において、応援を行う市の消防長は、被災地の消防長に通知するとともに、その災害等に応じた消防隊又は救急隊(以下「消防隊等」という。)を出動させて必要な措置を行うものとする。

(特別応援の方法)

第4条 第2条第2号の場合において、応援要請を受けた市の消防長は、その災害等に応じた消防隊等を応援出動させるものとする。ただし、応援要請を受けた市の区域内において災害等が発生し、消防隊等を応援出動させることができない場合は、その旨を速やかに通知するものとする。

(通報義務)

第5条 応援を行った市(以下「応援市」という。)の消防長は、応援を受けた市(以下「受援市」という。)の区域内において災害等が発生したことを覚知し、当該災害に対し応援出動を行った場合は、遅延なく受援市の消防長に通報するものとする。

(指揮権)

第6条 応援市の消防隊等は、受援市の消防長の指揮のもとに活動するものとする。

(応援に係る経費)

第7条 この協定に基づく応援に要する経費の負担は、次の各号に定めるところによる。

(1) 応援市において負担する経費

- ア 公務災害補償に要する経費
- イ 旅費及び出動手当
- ウ 受援市との間の移動中に第三者に与えた損害の賠償に要する経費等
- エ 被服の損料等
- オ 上記以外の人件費

(2) 受援市において負担する経費

- ア 応援活動中に調達した車両及び機械器具の燃料費
- イ 宿泊費及び食料費
- ウ 賞じゅつ金又は賞慰金
- エ 応援活動中に第三者に与えた損害の賠償に要する経費等(応援市に対して当該損害を対象として保険金等が支払われる場合には、当該保険金等の額を控除した額)。ただし、応援市の故意又は重大な過失に基づく損害賠償に要する経費は、応援市の負担とする。
- オ 化学消火薬剤等の資機材費

2 前項に規定する以外の経費又は前項の規定により難いときは、甲乙協議のうえ定める。

(資料の交換)

第8条 甲及び乙の消防長は、消防活動、救急活動等に必要な資料を交換するものとする。また、資料の内容に変更があった場合も同様とする。

(情報交換会)

第9条 甲及び乙の消防長は、応援活動を円滑に行うため、定期的に情報交換会を開催するものとする。

(協議)

第10条 甲又は乙が協定の内容について疑義が生じた場合、又は改正する必要があると認めた場合、甲

■ 協定関連資料

[消防組織にかかる応援協定]

及び乙は協議のうえ決定するものとする。

(委任)

第 11 条 この協定の実施に関し必要な事項は、甲及び乙の消防長が協議して覚書に定めるものとする。
附 則

(施行期日)

1 この協定は、締結の日から施行する。

(保管)

2 本協定の成立を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各 1 通を保有するものとする。

平成 24 年 3 月 30 日

甲 神戸市長 矢 田 立 郎

乙 宝塚市長 中 川 智 子

別表第1（第2条第1号関係）

通常応援出動区分表

受援市	出動区域	出動隊
神戸市	北区道場町生野	災害等に応じた消防隊等
宝塚市	波豆、境野、玉瀬	

別表第2（第2条第2号関係）

特別応援出動区分表

受援市	出動区域	出動隊
神戸市	神戸市域 （別表第1の区域を除く）	災害等に応じた消防隊等
宝塚市	宝塚市域 （別表第1の区域を除く）	

注 災害等の規模により両市の消防力のみでは対応が困難な場合は、兵庫県広域消防相互応援協定等により兵庫県下の消防本部からの出動を要請するものとする。

■ 協定関連資料

[消防組織にかかる応援協定]

資料 10 神戸市・淡路広域消防事務組合消防相互応援協定書

神戸市・淡路広域消防事務組合消防相互応援協定書

(目的)

第1条 この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条の規定に基づき、神戸市（以下「甲」という。）又は淡路広域消防事務組合（以下「乙」という。）の管轄区域内において、火災、水災若しくはその他の災害又は救急事故（以下「災害等」という。）が発生した場合に甲乙相互の消防力を活用して、応急対策活動の万全を期することを目的とする。

(応援の区域)

第2条 災害等の相互応援は、別表に定める区域内において災害等が発生した場合に、被災地の消防長の要請に基づき行うものとする。ただし、災害等の状況により、被災地の消防長からの要請を待たずに応援出動した場合は、被災地の消防長から要請があったものとみなす。

(応援の方法)

第3条 第2条の場合において、応援要請を受けた消防長は、その災害等に応じた消防隊等を出動させるものとする。ただし、応援要請を受けた市又は事務組合の管轄区域内において災害が発生し、消防隊等を応援出動させることができない場合は、その旨を速やかに通知するものとする。

2 被災地の消防長は、応援要請に際し次の事項を、応援側の消防長に通知するものとする。

- (1) 災害等の種別及びその概要並びに発生場所
- (2) 必要な機械器具及び化学消火薬剤
- (3) 誘導員の配置の有無及びその位置
- (4) 応援要請に係る連絡担当者の所属及び氏名
- (5) その他応援要請に必要な事項

(指揮権)

第4条 応援側の消防隊等は、受援側の市長又は管理者の委任を受けた消防長の指揮の下に活動するものとする。

(応援に係る経費)

第5条 この協定に基づく応援に係る経費の負担は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 応援側の市又は事務組合において負担する経費
 - ア 公務災害補償に要する経費
 - イ 旅費及び出動手当
 - ウ 受援市との間の移動中に第三者に与えた損害の賠償に要する経費等
 - エ 被服の損料等
 - オ 上記以外の人件費その他の経費
- (2) 受援側の市又は事務組合において負担する経費
 - ア 応援活動中に調達した車両及び機械器具の燃料費
 - イ 宿泊費及び食料費
 - ウ 特別に必要な車両及び機械器具の修理費
 - エ 賞じゅつ金、賞慰金

■ 協定関連資料
[消防組織にかかる応援協定]

オ 応援活動中に第三者に与えた損害の賠償に要する経費等(応援側の市又は事務組合に対して当該損害を対象として保険金等が支払われる場合には、当該保険金等の額を控除した額)。ただし、応援側の市又は事務組合の故意又は重大な過失に基づく損害賠償に要する経費は、応援側の市又は事務組合の負担とする。

カ 化学消火薬剤等の資機材費

2 前項の規定する以外の経費又は前項の規定により難いときは、甲乙協議のうえ定める。

(資料の交換)

第6条 甲及び乙の消防長は、消防活動及び救急活動等に必要な資料を交換するものとする。また、資料の内容に変更があった場合も同じとする。

(情報交換会)

第7条 甲及び乙の消防長は、応援活動を円滑に行うため、定期的に情報交換会を開催するものとする。

(協定の改正)

第8条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、そのつど甲及び乙が協議のうえ決定するものとする。

2 前項の協議の結果、改正を行う場合、本協定書を破棄し、新たに協定を締結するものとする。

(委任)

第9条 この協定の実施に関する必要事項は、甲及び乙の消防長が協議して定めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この協定は、締結の日から施行する。

(保管)

2 本協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

令和3年12月3日

甲 神戸市長

久元 喜造

乙 淡路広域消防事務組合管理者

門 康彦

■ 協定関連資料

[消防組織にかかる応援協定]

別表

応援区域表

受援側	出動区域	出動隊
神戸市	神戸市域	災害等に応じた 消防隊等
淡路広域 消防事務組合	洲本市、南あわじ市、淡路市の各市域	

注 災害の規模により甲乙の消防力のみの対応では困難な場合は、兵庫県広域消防相互応援協定により兵庫県下の消防本部からの出動を要請する。

資料 11 東京消防庁・神戸市航空機消防相互応援協定、同協定に関する覚書

東京消防庁・神戸市 航空機消防相互応援協定

(目的)

第1条 この協定は、消防組織法(昭和22年法律第226号)第39条の規定に基づき、東京消防庁及び神戸市(以下「協定都市」という。)に属する回転翼航空機及び乗組員(以下「航空隊」という。)に係る消防の相互応援について必要な事項を定めることを目的とする。

(応援要請)

第2条 この協定に基づく応援要請は、協定都市の区域における次に掲げる災害であって、応援要請都市(以下「要請側」という。)の長又は消防長が前条に規定する協定都市の長又は消防長に行うものとする。

- (1) 水火災又は地震等の大規模特殊災害の発生により消防活動を必要とする災害
- (2) 要請側の長又は消防長が消防活動上特に必要と認める災害

(応援)

第3条 応援は、要請側の長又は消防長の要請によるものとする。

2 応援要請があつたときは、協定都市は、所掌業務、気象状況等により飛行に支障がある場合を除き、応援するものとする。

3 応援要請に応ずることができないときは、その旨を速やかに要請側の消防長に通報するものとする。

4 第1項の規定にかかわらず、協定都市の消防長は、応援要請のある前であっても、一方の協定都市において災害が発生したことを覚知し、かつ、その応援が可能なときは、航空隊の出場等必要な措置をとることができるものとする。

(航空隊の指揮)

第4条 出場した航空隊は、要請側の長若しくは消防長又はこれらの者が災害現場ごとに指定した者の指揮の下に活動するものとする。

(経費の負担)

第5条 応援に当たって要した通常的経費のうち、人件費、消費燃料費等、公務災害補償費及び事故により生じた経費は、応援都市(以下「応援側」という。)の負担とする。ただし、応援側と要請側が協議して定める経費についてはこの限りではない。

(補則)

第6条 この協定に定めるもののほか、応援に関する必要事項は、別に定めるものとする。

(疑義の決定)

第7条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度協定都市が協議の上、決定するものとする。

(協定書の保管)

第8条 本協定を証するため、正本2通を作成し、協定都市で各1通を保管するものとする。

附 則

この協定は、平成18年12月26日から効力を生ずる。

平成18年12月26日

東京消防庁			
消防総監	関	口	和 重
神戸市			
市長	矢	田	立 郎

■ 協定関連資料

[消防組織にかかる応援協定]

東京消防庁・神戸市消防局 航空機消防相互応援協定に関する覚書

(目的)

第1条 この覚書は、東京消防庁・神戸市航空機消防相互応援協定（平成18年12月26日締結。以下「協定」という。）第6条の規定に基づき、東京消防庁及び神戸市（以下「協定都市」という。）相互間の消防応援について必要な事項を定めるものとする。

(対象とする災害)

第2条 対象とする災害は、次に掲げる大規模特殊災害とする。

- (1) 大規模な地震、風水害等の自然災害
- (2) 街区火災、石油コンビナート火災、船舶火災及び高層建築物の火災
- (3) 航空機事故、列車事故等の多数傷病者発生時の救助救急事故
- (4) その他前各号に掲げる災害に準ずる災害で、協定都市の消防長が特に必要と認めた災害

(応援の種別)

第3条 応援の種別及び任務は次の区分とする。

- (1) 火災出場 消火活動のための出場
- (2) 救助出場 人命救助のための出場
- (3) 救急出場 傷病者搬送のための出場
- (4) 情報出場 指揮支援、情報収集及び現場把握のための出場
- (5) 救援出場 救援物資、資器材及び人員の輸送のための出場

(応援要請)

第4条 応援要請都市（以下「要請側」という。）の消防長は、応援要請をする場合、応援都市（以下「応援側」という。）の消防長に対して次の事項を明らかにして行うものとする。

- (1) 要請者及び要請日時
- (2) 災害の発生日時、場所及び概要
- (3) 必要とする応援の具体的内容
- (4) 指定する飛行場、飛行場外離着陸場及び緊急離着陸場（以下「離着陸場等」という。）
- (5) 応援活動に必要な資器材
- (6) 気象状況
- (7) その他必要な事項

2 協定都市は応援要請を行う場合、別表第1に定める通報指定場所へ電話等で行うものとする。

(応援の中断)

第5条 応援側の消防長は、自己の管轄区域に大規模な火災の発生等、回転翼航空機（以下「航空機」という。）を復帰させるべく特別な事態が発生した場合は、要請側の消防長と協議し、応援側の所掌業務に復帰させることができるものとする。

(応援の始期及び終期)

第6条 応援の始期は、航空機及びその乗組員（以下「航空隊」という。）の定置場所（以下「ヘリポート」という。）を離陸したときとする。ただし、航空隊がヘリポート以外にあるときの始期は、応援出場の命令を受けたときとする。

2 応援の終期は、航空隊がヘリポートに帰隊したときとする。ただし、応援を中断したときはその時点とする。

(応援活動要領)

第7条 航空隊と現場において指揮をとる者との通信連絡は、原則として統制波とし、他の通信連絡については、別表第2に定めるところによるものとする。

2 要請側の消防長は、応援要請後に離着陸場等を変更するときは、速やかに応援側の消防長へ通報するものとする。

(経費の負担)

第8条 協定第5条ただし書きの規定に基づき、要請側が負担する経費は次のとおりとし、これ以外で特に多額の経費を要した場合における経費の負担については、協定都市間で協議し、定めるものとする。

- (1) 要請側管轄区域内で給油する場合の燃料費
- (2) 空中消火薬剤等の応援に特別に必要とする資器材の経費

(事前計画)

第9条 協定都市は、応援要請に係わる次の事項について計画を作成しておくものとする。

- (1) 航空隊の活動拠点としての離着陸場等
- (2) 離着陸場等への職員等の派遣要領
- (3) その他必要と認める事項

(離着陸場等の措置)

第10条 協定都市は、応援活動中の航空機が離着陸場等に離着陸する場合は、当該場所へ所要の職員等を派遣し、航空機の離着陸に必要な措置を講ずるものとする。

(事故発生時の措置)

第11条 要請側の消防長は、応援中の航空機に次の事故が発生した場合は、速やかに応援側の消防長に必要な事項を通報するものとする。

- (1) 人身にかかわる事故
- (2) 航空機の重大な損傷を伴う事故
- (3) 救難対策を必要とする事故

(疑義の決定)

第12条 この覚書に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、協定都市がその都度協議して定めるものとする。

(協議書の保管)

第13条 この覚書を証するため正本2通を作成し、協定都市の消防長が各1通を保管するものとする。

附 則

この覚書は、平成18年12月26日から効力を生ずる。

平成18年12月26日

附 則

この覚書は、平成28年6月29日から効力を生ずる。

平成28年6月29日

東京消防庁
消防総監 高橋 淳
神戸市消防局長
消防長 菅原 隆喜

■ 協定関連資料

[消防組織にかかるとの応援協定]

別表第1 (第4条関係)

通報指定場所一覧表

消防本部名	所在地	電話番号、FAX番号	通報先
東京消防庁	千代田区大手町 1丁目3番5号	電話番号 03 - 3211 - 2920 FAX番号 03 - 3213 - 1476	警防部総合指令室 災害救急情報センター
神戸市消防局	神戸市中央区加納町 6丁目5番1号	電話番号 078 - 333 - 0119 FAX番号 078 - 325 - 8529	警防部 司令課管制室

別表第2 (第7条関係)

保有無線機等一覧表

(1) 航空波

消防本部名	周波数	備考
東京消防庁	131. 875 MHz	
	131. 925 MHz	
	131. 975 MHz	
	129. 750 MHz	
	131. 150 MHz	東京消防庁指定波
神戸市消防局	131. 875 MHz	
	131. 925 MHz	
	131. 975 MHz	
	129. 750 MHz	神戸市消防局指定波
	131. 150 MHz	

(2) ヘリコプターテレビ電送システム

消防本部名	回線名	周波数	備考	
東京消防庁	Ach	映像周波数	14. 80GHz	
		音声連絡用周波数	382. 925MHz	
	Bch	映像周波数	14. 82GHz	東京消防庁主運用波
		音声連絡用周波数	383. 650MHz	
	Cch	映像周波数	14. 84GHz	
		音声連絡用周波数	398. 925MHz	
Dch	映像周波数	14. 86GHz		
	音声連絡用周波数	399. 650MHz		
神戸市消防局	Ach	映像周波数	14. 80GHz	
		音声連絡用周波数	382. 925MHz	
	Bch	映像周波数	14. 82GHz	
		音声連絡用周波数	383. 650MHz	
	Cch	映像周波数	14. 84GHz	
		音声連絡用周波数	398. 925MHz	
Dch	映像周波数	14. 86GHz	神戸市消防局 主運用波	
	音声連絡用周波数	399. 650MHz		

資料 12 神戸市・岡山市航空機消防相互応援協定、同協定に関する覚書

神戸市岡山市航空機消防相互応援協定

(目的)

第1条 この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第21条の規定に基づき、神戸市及び岡山市（以下「協定都市」という。）に属する回転翼航空機及び乗組員（以下「航空隊」という。）に係る消防の相互応援について必要な事項を定めることを目的とする。

(応援要請)

第2条 この協定に基づく応援要請は、協定都市の区域における次の各号に掲げる災害であつて、応援要請都市（以下「要請側」という。）の消防長が前条に規定する協定都市の消防長に行うものとする。

- (1) 水火災又は地震等の大規模特殊災害の発生により消防活動を必要とする災害
- (2) 要請側の消防長が消防活動上特に必要と認める災害

(応援)

第3条 応援は、要請側の消防長の要請によるものとする。

- 2 応援要請があつたときは、協定都市は、所掌業務、気象状況等により飛行に支障がある場合を除き、応援するものとする。
- 3 応援要請に応ずることができないときは、その旨を速やかに要請側の消防長に通報するものとする。
- 4 第1項の規定にかかわらず、協定都市の消防長は、応援要請のある前であっても、一方の協定都市において災害が発生したことを覚知し、かつ、その応援が可能なときは、航空隊の出動等必要な措置をとることができるものとする。

(航空隊の指揮)

第4条 出動した航空隊は、要請側の消防長又は消防長が災害現場ごとに指定した者の指揮の下に活動するものとする。

(経費の負担)

第5条 この協定に基づく応援経費の負担は、次の各号に掲げるところによる。

- (1) 乗組員の公務災害補償
地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）の規定に基づき応援を行った応援都市（以下「応援側」という。）が負担する。
- (2) 回転翼航空機の消費燃料費等
消費燃料費並びに現場活動中における故障又は小破損の修理費は、応援側の負担とするが、消費燃料費のうち要請側管轄区域で給油する燃料費については、要請側の負担とする。
- (3) 旅費及び出勤手当
乗組員の旅費及び出勤手当に要する費用は、応援側が負担する。
- (4) 空中消火薬剤等の経費
応援に特別必要とした空中消火薬剤等の経費は、要請側が負担する。
- (5) 現場活動中において第三者に生じた損失補償
現場において応援業務従事中に生じた第三者に対する損失の補償は、要請側が負担する。
- (6) 事故による損害賠償等
応援のため要請側への往復途上における事故により自ら損害を蒙り、又は第三者に損害を与えた場合の賠償等については、応援側が負担する。

2 前項に定めるもののほか、必要な経費の負担については、応援側と要請側が協議のうえ定めるものとする。

■ 協定関連資料

[消防組織にかかる応援協定]

(委任)

第6条 この協定の実施要領その他応援に関する必要な事項は、協定都市の消防長が協議して別に定めるものとする。

(疑義の決定)

第7条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度協定都市が協議のうえ、決定するものとする。

(協定書の保管)

第8条 本協定を証するため、正本2通を作成し、協定都市の長が記名押印のうえ、各1通を保管するものとする。

附 則

この協定は、平成10年3月1日から効力を生じる。

平成10年3月1日

神戸市長 笹山 幸俊
岡山市市長 安宅 敬祐

神戸市岡山市航空機消防相互応援協定に関する覚書

(目的)

第1条 この覚書は、神戸市岡山市航空機消防相互応援協定（以下「協定」という。）第6条の規定に基づき、神戸市及び岡山市（以下「協定都市」という。）相互間の消防応援について必要な事項を定めるものとする。

(対象とする災害)

第2条 対象とする災害は、次に掲げる大規模特殊災害とする。

- (1) 大規模な地震及び風水害等の自然災害
- (2) 街区火災、石油コンビナート火災、船舶火災及び高層建築物の火災
- (3) 航空機事故及び列車事故等の多数傷病者発生時の救助救急事故
- (4) 前各号に掲げる災害に準ずる災害で、協定都市の消防長が特に必要と認めた災害

(応援種別)

第3条 応援の種別及び任務は次の区分とする。

- (1) 火災出動 消火活動のための出動
- (2) 救助出動 人命救助のための出動
- (3) 救急出動 傷病者搬送のための出動
- (4) 情報出動 指揮支援、情報収集及び現場把握のための出動
- (5) 救援出動 救援物資、資器材及び人員の輸送のための出動

(応援要請)

第4条 応援要請都市（以下「要請側」という。）の消防長は、応援要請をする場合、応援都市（以下「応援側」という。）の消防長に対して次の事項を明らかにして行うものとする。

- (1) 要請者及び要請日時
- (2) 災害の発生日時、場所及び概要
- (3) 必要とする応援の具体的内容
- (4) 指定する飛行場、飛行場外離着陸場及び緊急離着陸場（以下「離着陸場等」という。）
- (5) 応援活動に必要な資器材
- (6) 気象状況
- (7) その他必要な事項

2 協定都市は応援要請を行う場合、別表第1に定める通報指定場所へ電話等で行うものとする。

(応援の中断)

第5条 応援側の消防長は、自己の管轄区域に大規模な火災の発生等、回転翼航空機（以下「航空機」という。）を復帰させるべく特別な事態が発生した場合は、要請側の消防長と協議し、応援側の所掌業務に復帰させることができるものとする。

(応援の始期及び終期)

第6条 応援の始期は、航空隊が定置場所（以下「ヘリポート」という。）を離陸したときとする。ただし、航空隊がヘリポート以外にあるときの始期は、応援出動の命令を受けたときとする。

2 応援の終期は、航空隊がヘリポートに帰隊したときとする。ただし、応援を中断したときはその時点とする。

(応援活動要領)

第7条 航空隊と現場において指揮をとる者との通信連絡は、原則として統制波とし、他の通信連絡については、別表第2に定めるところによるものとする。

2 要請側の消防長は、応援要請後に離着陸場等を変更するときは、速やかに応援側の消防長へ通報するものとする。

(事前計画)

第8条 協定都市は、応援要請に係る次の事項について計画を作成しておくものとする。

- (1) 航空隊の活動拠点としての離着陸場等
- (2) 離着陸場等への職員等の派遣要領
- (3) その他必要と認める事項

(離着陸場等の措置)

第9条 要請側の消防長は、応援活動中の航空隊が離着陸場等に離着陸する場合は、当該場所へ所要の職員等

■ 協定関連資料

[消防組織にかかる応援協定]

を派遣し、航空隊の離着陸に必要な措置を講ずるものとする。

(事故発生時の措置)

第10条 要請側の消防長は、応援活動中の航空機に次の事故が発生した場合は、速やかに応援側の消防長に必要な事項を通報するものとする。

- (1) 人身にかかわる事故
- (2) 航空機の重大な損傷を伴う事故
- (3) 救難対策を必要とする事故

(疑義の決定)

第11条 この覚書に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、協定都市がその都度協議して定めるものとする。

(協議書の保管)

第12条 この覚書を証するため、正本2通を作成し、協定都市の消防長が記名押印のうえ、各1通を保管するものとする。

附 則

- 1 この覚書は、平成28年11月18日から効力を生じる。
- 2 神戸市岡山市航空機消防相互応援協定に関する覚書（平成10年3月1日締結）は廃止する。

平成28年11月18日

神戸市消防長 菅原隆喜
岡山市消防長 石田和清

別表第1 (第4条関係)

通報指定場所一覧表

協定機関名	所在地	電話、ファクシミリ番号	通報先
神戸市消防局	神戸市中央区加納町 6丁目5番1号	電話番号 078 - 333 - 0119	警防部司令課
		ファクシミリ番号 078 - 325 - 8529	
岡山市消防局	岡山市北区野殿西町 427番地1	電話番号 086 - 253 - 9978	情報指令課
		ファクシミリ番号 086 - 253 - 9984	

別表第2 (第7条関係)

保有無線等一覧表

協定機関名	無線波名		周波数	電波の形式
神戸市消防局	統制波	1		
		2		
		3		
	航空波		129.750MHz	A3E
	ヘリコプター テレビ電送 システム	映像波	14.800GHz	17M5X7W/17M0F8W
			14.820GHz	17M5X7W/17M0F8W
			14.840GHz	17M5X7W/17M0F8W
			14.860GHz	17M5X7W/17M0F8W
		音声波	382.925MHz	8K50F2D
			383.650MHz	8K50F3E
			398.925MHz	8K50F3E
			399.650MHz	8K50F3E
岡山市消防局	統制波	1		
		2		
		3		
	航空波		131.875.MHz	A3E
	ヘリコプター テレビ電送 システム	映像波	14.800GHz	17M5X7W/17M0F8W
			14.820GHz	17M5X7W/17M0F8W
			14.840GHz	17M5X7W/17M0F8W
			14.860GHz	17M5X7W/17M0F8W
		音声波	382.925MHz	8K50F2D
			383.650MHz	8K50F3E
			398.925MHz	8K50F3E
			399.650MHz	8K50F3E

■ 協定関連資料

[消防組織にかかる応援協定]

資料 13 大阪湾消防艇相互応援協定、同協定に基づく覚書

大阪湾消防艇相互応援協定

(目的)

第1条 この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条の規定に基づき、大阪市、堺市（同市に消防事務を委託している高石市を含む。）及び神戸市（以下「協定市」という。）の各々に属する消防艇及びその乗組員（以下「応援隊」という。）に係る相互応援体制を確立して、大規模又は特殊な災害に対処することを目的とする。

(応援区域)

第2条 この協定に基づく消防艇の応援は、協定市の港内及びこれに関連する沿岸施設で別表に掲げる区域とする。

(災害種別)

第3条 この協定において、大規模又は特殊な災害とは次のとおりとし、応援活動、救援活動又は後方支援活動を必要とするものをいう。

- (1) 地震、風水害等による大規模災害又は特殊災害
- (2) 石油コンビナート火災又は危険物等の流出事故
- (3) 船舶火災又は海難事故
- (4) 要請側（以下「受援市」という。）の消防長が、消防活動上特に必要と認める場合

(応援要請)

第4条 応援要請は、発災地の消防長が協定市の消防長に電話、ファクシミリ又は無線等適切な方法で行うものとする。

- 2 前条の応援要請があったときは、他の協定市（以下「応援市」という。）は、業務又は気象状況等により重大な支障がある場合を除き、応援を行うものとする。

(指揮)

第5条 応援隊は、応援活動を行う場合は、受援市の消防長の指揮の下に活動するものとする。

(経費の負担)

第6条 応援活動に要する経費の負担については、次の区分によるものとする。

- (1) 応援市において負担する経費
 - ア 応援隊の出動手当及び被服等についての諸経費（応援が長時間にわたる場合を除く。）
 - イ 船舶及び機械器具の燃料費等経常経費（受援市が調達したものを除く。）
 - ウ 船舶及び機械器具の小破損の修理費
- (2) 受援市において負担する経費
 - ア 消火薬剤、流出油処理剤、オイルフェンス及び吸着剤等
 - イ 前号に定める小破損の程度を超える船舶及び機械器具の修理費
 - ウ 受援市の指揮下における活動中に発生した第三者に対する損害賠償及び損失補償に要する経費。ただし、応援市の重大な過失により発生した損害は、応援市の負担とする。
 - エ 受援市の指揮下における応援隊員の公務上の災害補償費及び賞じゅつ金等
- 2 前項第2号エの応援隊員に対する災害補償費及び賞じゅつ金等は、応援市の定める例により、応援市に対して支払うものとする。
- 3 経費の負担について、第1項の定めにより難いとき又は第1項各号に定めるもの以外の経費の負担については、そのつど相互が協議のうえ、決定するものとする。

(実施細目)

第7条 この協定の実施について必要な事項は、協定市の消防長が協議して覚書で定めるものとする。

(疑義の協議)

第8条 この協定に規定していない事項又はこの協定について疑義が生じた事項については、そのつど相互が協議のうえ、決定するものとする。

附 則

- 1 この協定は、平成21年3月31日から効力を生ずる。
- 2 この協定の成立を証明するため、正本3通を作成し、協定市の長が記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成 21 年 3 月 31 日

大阪市長 平松 邦夫
堺市長 木原 敬介
神戸市長 矢田 立郎

別 表

大阪湾消防艇相互応援区域

協 定 市 名	区 域
大 阪 市	港則法（昭和 23 年法律第 174 号）で定める阪神港大阪区及びその沿岸施設
堺 市	港則法（昭和 23 年法律第 174 号）で定める阪神港堺泉北区内の堺市及び高石市の地先海面並びにその沿岸施設
神 戸 市	港湾法（昭和 25 年法律第 218 号）第 2 条第 3 項の規定による神戸港港湾区域及びその沿岸施設

■ 協定関連資料

[消防組織にかかる応援協定]

大阪湾消防艇相互応援協定に基づく覚書

(目的)

第1条 この覚書は、大阪湾消防艇相互応援協定（以下「協定」という。）第7条に基づき協定市間の消防艇相互応援について必要な事項を定めることを目的とする。

(応援要請の手続き)

第2条 協定第4条の応援要請は、次の事項を明らかにして行うものとする。ただし、口頭による場合は、事後速やかに消防艇応援要請書（様式第1号）を送付するものとする。

- (1) 災害の種別
- (2) 災害発生の場所及び被害の状況
- (3) 着岸場所
- (4) 必要な応援活動の概要

(応援の決定通知)

第3条 協定第4条第2項に基づく応援隊の派遣の決定通知は、電話、ファクシミリ又は無線等により行うものとする。ただし、口頭による場合は、事後速やかに消防艇応援派遣決定通知書（様式第2号）を送付するものとする。

(経費)

第4条 協定第6条第1項第1号中「応援が長時間にわたる場合」とは、協定第3条に係る活動作業が5時間以上にわたる場合とし、「小破損の修理費」とは、5万円以内（人件費及び材料費を含む。）の修理費とする。

2 協定第6条第2項中「賞じゅつ金等」とは、賞じゅつ金又は特別救慰金及び弔慰金をいい、「応援市の定める例」とは、応援市の定める条例、規則等の規定をいう。

(情報交換、連絡等)

第5条 応援隊の活動を円滑に行うため、あらかじめ次の事項について情報交換等を行うものとする。

- (1) 着岸可能場所
- (2) 消防艇との連絡方法
- (3) 消防艇の整備、修理等により運行不能が予測される場合の期間
- (4) その他必要な事項

(報告)

第6条 応援市の消防長は、応援隊が帰庁したとき、速やかに応援活動の概要を様式第3号によりファクシミリで受援市の消防長に通知するものとする。

2 受援市の消防長は、災害活動終了後、速やかに当該災害の概要を様式第4号によりファクシミリで応援市の消防長に通知するものとする。

(訓練)

第7条 消防艇相互応援を迅速かつ円滑に実施するため、必要に応じて訓練を実施するものとする。

(協議)

第8条 この覚書に定めのない事項又は疑義を生じたときは、そのつど相互が協議して定めるものとする。

附 則

1 この覚書は、平成21年3月31日から効力を生ずる。

2 この覚書の成立を証明するため、正本3通を作成し、協定市の消防長が記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成21年3月31日

大阪市消防長 森口 清太郎
堺市消防長 玉崎 和実
神戸市消防長 小野田 敏行

資料 14 船舶における消防活動等に関する業務協定

船舶における消防活動等に関する業務協定

神戸海上保安部長（以下「甲」という。）と神戸市長（以下「乙」という。）は船舶（消防法第2条第6項に定める「舟」を含む。以下同じ。）火災の消火及びその他の救急・救助業務等（以下「消防活動等」という。）に関する協力業務について、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は海上保安庁の機関と消防機関との業務協定の締結に関する覚書（昭和43年3月29日）に基づき神戸海上保安部（以下「海上保安部」という。）と神戸市消防局（以下「消防機関」という。）が消防活動等について協力体制を確立し、相互が協力して業務を円滑に行うことを目的とする。

（協定適用区域）

第2条 この協定を適用する区域は、港湾法第2条第3項の規定による神戸港港湾区域全域及びその他の神戸市域（海域に限る）とする。

（担任区分）

第3条 次に掲げる船舶の消防活動等は主として消防機関が担任し、海上保安部はこれに協力するものとする。

- (1) ふ頭又は岸壁にけい留された船舶及び上架又は入渠中の船舶
- (2) 河川又は運河における船舶

2 前項以外の船舶の消防活動等は主として海上保安部が担任し、消防機関はこれに協力するものとする。

（通報義務）

第4条 協定適用区域内で消防活動等を必要とする事案の発生を知ったときは、相互に直ちに通報しなければならない。

前項の通報場所は次のとおりとする。

区分	通報場所
海上保安部	神戸海上保安部運用司令室（専用電話）
消防機関	神戸市消防局管制室（専用電話）

（連絡調整所）

第5条 海上保安部及び消防機関が消防活動等に出動し連絡調整所を設ける場合は、双方の職員は連絡調整所に所在し、必要な打合せ、指示等が円滑に行われるよう努めるものとする。

（原因等の調査）

第6条 船舶の火災原因並びに火災及び消火により受けた損害の調査は、海上保安部及び消防機関が相互に協力して行うものとする。

- 2 海上保安部又は消防機関が、船舶火災の調査に必要な情報の交換又は調査の目的達成上一方から要請があったときは、資料の提供、意見の交換その他必要な協力をするものとする。

■ 協定関連資料

[消防組織にかかる応援協定]

とする。

(火災の予防)

第7条 船舶の火災予防業務については、必要に応じ協力してこれを実施するものとする。

(経費負担)

第8条 消防活動等に要した経費は、原則として出動した機関がそれぞれ負担するものとする。ただし特に多額の経費を要した場合における当該特別に要した経費の負担は、甲及び乙が協議のうえ決定するものとする。

2 海上保安部又は消防機関の要請により協力援助した第三者が要した経費は、当該協力援助を要請した機関において調整するものとする。

(情報・資料の交換)

第9条 法令で定めるもののほか入港船舶の危険物積載状況、化学消火薬剤の備蓄状況、その他消防活動等を実施するうえであらかじめ掌握しておくことが必要と認められる資料及び情報については、相互に交換するものとする。

(大型タンカー対策)

第10条 大型タンカー等の事故の場合における消防活動等を効果的に行うため、海上保安部及び消防機関は次の事項につき連絡調整を行うものとする。

(1) 情報及び資料の交換

(2) 消火活動要領の作成

(3) 必要な器材、器具等の整備計画の作成及びその実施の推進

(災害補償等の責任)

第11条 この協定に基づく業務の遂行によって職員（消防団員を含む。以下同じ。）が受けた災害の補償等については、その職員が所属する機関において処理するものとする。

2 海上保安部又は消防機関の要請により協力援助した第三者が受けた災害補償は、当該協力援助を要請した機関において調整するものとする。

(協議)

第12条 この協定書に定めがない事項又は疑義が生じたときは、そのつど甲及び乙が協議して決定するものとする。

(細目の委任)

第13条 この協定に基づく業務上必要な細目は、甲と神戸市消防長が相互にとりかわす覚書によって定めるものとする。

(協定の改正)

第14条 甲又は乙が、この協定の改正を行なう必要があると認めるときは、協議するものとする。

附 則

1 この協定は、締結の日から効力を生ずる。

2 船舶消防に関する業務協定（昭和46年8月17日締結）は廃止する。

本協定の成立を証するため、協定書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上各1通を保有するものとする。

令和2年7月27日

甲 兵庫県神戸市中央区波止場町1-1
神戸海上保安部長 加瀬 和浩

乙 兵庫県神戸市中央区加納町6-5-1
神戸市長 久元 喜造

■ 協定関連資料

[消防組織にかかる応援協定]

資料 15 大規模災害に際しての消防及び自衛隊の相互協力に関する協定

大規模災害に際しての消防及び自衛隊の相互協力に関する協定

消防救第3号
防運第153号
平成8年1月17日

消防庁及び防衛庁は、大規模災害に関し、迅速かつ円滑な応急対策の実施等に資するため、消防及び自衛隊の相互協力に関し、次のように協定する。

消防庁次長 成瀬 宣孝
防衛庁防衛局長 秋山 昌廣

(協定の目的)

第1条 この協定は、大規模災害(消防及び自衛隊の相互の協力が必要となるその他の事態を含む。以下同じ。)に際し、消防及び自衛隊がその任務を遂行するため、相互の連絡調整及び消防職員等(「消防組織法(昭和22年法律第226号)第24条の3の規定に基づき、災害が発生した市町村のため応援出動する消防機関の職員及び当該応援出動に必要な資機材」をいう。第2条3において同じ。)の大規模災害の発生地その他の目的地(「被災地等」という。第2条2及び3において同じ。)への迅速な移動に係る協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

(大規模災害に際しての協力の内容)

第2条 消防庁及び防衛庁は、次の事項に関し、相互に協力するものとする。

1 情報交換

消防及び自衛隊は、速やかに、当該大規模災害に係る情報を収集し、相互に提供するものとする。

2 連携のための調整

消防及び自衛隊は、被災地等における人命救助その他の救援活動をより効果的に行うため、連携してその任務に当たるよう相互に調整を行うものとする。

3 消防職員等の移動のための協力

自衛隊は、応援出動を行うことを命ぜられた消防職員等の被災地等への迅速な移動を確保するため、当該消防職員等の航空輸送その他の輸送支援を行うものとする。

(平素の連絡)

第3条 消防庁及び防衛庁は、大規模災害に際し迅速かつ適切にその任務を遂行することができるように、平素から消防及び自衛隊の密接な連絡調整が行われるよう協力するものとする。

■ 防災関連機関等との応援協定

(1) 救助・医療体制等に関する機関との応援協定

資料 1-1 災害時における応急医療及び救護の協力に関する神戸市と神戸市医師会との協定

災害時における応急医療及び救護の協力に関する神戸市と神戸市医師会との協定

神戸市（以下「甲」という。）と社団法人神戸市医師会（以下「乙」という。）とは、災害時における応急医療及び救護（以下「医療救護」という。）の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、神戸市地域防災計画に基づき、甲が実施する医療救護活動及び災害救助法に基づき甲が実施する他の被災自治体での医療救護活動にかかる乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、神戸市地域防災計画または災害救助法に基づき医療救護活動を行う必要が生じたときは、乙に対し協力を要請することができる。

2 甲は、前項の要請の必要がなくなったときは、乙に終了を通知するものとする。

第3条 前条に規定する甲の協力要請は、健康局長（神戸市災害対策本部健康部長）が行う。

（医療救護班の派遣）

第4条 甲から協力の要請を受けたときは、乙が別に定める医療救護計画に基づき、乙は医療救護班を編成し派遣するものとする。

（医療救護班に対する指揮命令等）

第5条 乙が派遣する医療救護班に対する指揮命令及び医療救護活動の連絡調整は、甲が指定するものが行うものとする。

（医療救護班の輸送）

第6条 医療救護班の輸送は、甲乙が共同して行うものとする。

（医療救護班の業務）

第7条 医療救護班は、甲の要請により次の各号に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 傷病者に対する応急措置
- (2) トリアージ（被災負傷者・病人の治療優先順位に基づいて分類）
- (3) 広域救急医療機関への転送の要否、及び転送順位の決定
- (4) 輸送困難な患者、軽症患者等に対する医療
- (5) 助産救護
- (6) 死亡の確認

（医療救護班の統括）

第8条 医療救護班の責任者は、乙の定める医療救護計画に基づき、乙が指名した会員が行うものとする。

（医薬品等の供給）

第9条 乙が使用する医薬品等は、原則として甲が調達する。

■ 協定関連資料

[防災関連機関等との応援協定]

(報告)

第 10 条 医療救護班の責任者は、第 7 条に規定する医療救護活動を行ったときは、その状況を記録するとともに、医療救護活動の終了後、所定の様式により乙に報告するものとする。

2 乙は、前項の報告を取りまとめ、甲に提出するものとする。

(医事紛争)

第 11 条 医療救護活動を行うに際し、傷病者との間に紛争が生じたときは、甲は速やかにその原因を調査し、乙と協議のうえ、紛争解決のために適切な措置を講じるものとする。

(訓練)

第 12 条 甲は、この協定に基づく乙の協力が円滑に行われるよう、甲が主催する防災訓練、研修会等に乙の参加を要請することができる。

(実施細目)

第 13 条 この協定を実施するために必要な事項は、別に定めるものとする。

(協議)

第 14 条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた場合は、甲乙が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第 15 条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成 25 年 3 月 31 日までとする。ただし、この協定の有効期間が満了する 1 か月前までに、甲又は乙から何らの意思表示がないときは、期間満了の日の翌日から 1 年間延長するものとし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙両者記名押印のうえ、各自 1 通を保有する。

平成 24 年 3 月 19 日

甲 神戸市中央区加納町 6 丁目 5 番 1 号
神戸市
神戸市長 矢田 立郎

乙 神戸市中央区橘通 4 丁目 1 番 20 号
社団法人 神戸市医師会
会長 本庄 昭

資料 1-2 災害時における応急歯科医療及び口腔ケアの協力に関する神戸市と神戸市歯科医師会との協定

災害時における応急歯科医療及び口腔ケアの協力に関する神戸市と
神戸市歯科医師会との協定

神戸市（以下「甲」という。）と社団法人神戸市歯科医師会（以下「乙」という。）とは、災害時における応急歯科医療及び口腔ケアの協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第 1 条 この協定は、神戸市地域防災計画に基づき、甲が実施する応急歯科医療及び口腔ケア（以下「歯科救護活動」という。）、及び災害救助法に基づき甲が実施する他の被災自治体での歯科救護活動にかかる乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第 2 条 甲は、神戸市地域防災計画または災害救助法に基づき歯科救護活動を行う必要が生じたときは、乙に対し協力を要請することができる。

2 甲は、前項の要請の必要がなくなったときは、乙に終了を通知するものとする。

第 3 条 前条に規定する甲の協力要請は、健康局長（神戸市災害対策本部健康部長）が行う。

（歯科救護班の派遣）

第 4 条 甲から協力の要請を受けたときは、乙が別に定める歯科救護計画に基づき、乙は歯科救護班を編成し派遣するものとする。

（歯科救護班に対する指揮命令等）

第 5 条 乙が派遣する歯科救護班に対する指揮命令及び歯科救護活動の連絡調整は、甲が指定するものが行うものとする。

（歯科救護班の輸送）

第 6 条 歯科救護班の輸送は、甲乙が共同して行うものとする。

（歯科救護班の業務）

第 7 条 歯科救護班は、甲の設置する歯科救護所等において、甲の要請により次の各号に掲げる業務を行うものとする。

（7）被災者に対する応急措置及び口腔ケア

（8）後送医療機関への後送の要否、及び後送順位の決定

（歯科救護班の統括）

第 8 条 歯科救護班の責任者は、乙の定める歯科救護計画に基づき、乙が指名した会員が行うものとする。

（医薬品等の供給）

第 9 条 乙が使用する医薬品等は、原則として甲が調達する。

（報告）

第 10 条 歯科救護班の責任者は、第 7 条に規定する歯科救護活動を行ったときは、その状況を記録するとともに、歯科救護活動の終了後、所定の様式により乙に報告するものとする。

2 乙は、前項の報告を取りまとめ、甲に提出するものとする。

（医事紛争）

第 11 条 歯科救護活動を行うに際し、受診者との間に紛争が生じたときは、甲は速やかにその原因を調査し、乙と協議のうえ、紛争解決のために適切な措置を講じるものとする。

■ 協定関連資料

[防災関連機関等との応援協定]

(訓練)

第 12 条 甲は、この協定に基づく乙の協力が円滑に行われるよう、甲が主催する防災訓練、研修会等に乙の参加を要請することができる。

(実施細目)

第 13 条 この協定を実施するために必要な事項は、別に定めるものとする。

(協議)

第 14 条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた場合は、甲乙が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第 15 条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成 25 年 3 月 31 日までとする。ただし、この協定の有効期間が満了する 1 か月前までに、甲又は乙から何らの意思表示がないときは、期間満了の日の翌日から 1 年間延長するものとし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙両者記名押印のうえ、各自 1 通を保有する。

平成 24 年 10 月 10 日

甲 神戸市中央区加納町 6 丁目 5 番 1 号
神戸市
神戸市長 矢 田 立 郎

乙 神戸市中央区山本通 5 丁目 7 番 1 8 号
社団法人 神戸市歯科医師会
会 長 住 谷 幸 雄

資料 1-3 災害時における応急医療及び救護の協力に関する神戸市と神戸市薬剤師会との協定

災害時における応急医療及び救護の協力に関する神戸市と神戸市薬剤師会との協定

神戸市（以下「甲」という。）と一般社団法人神戸市薬剤師会（以下「乙」という。）との間に、災害時における応急医療及び救護（以下「医療救護」という。）の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、神戸市地域防災計画に基づき、甲が実施する医療救護及び災害救助法に基づき甲が実施する他の被災自治体での医療救護にかかる乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、神戸市地域防災計画または災害救助法に基づき医療救護を行う必要が生じたときは、乙に対し協力を要請することができる。

2 甲は、前項の要請の必要がなくなったときは、乙に終了を通知するものとする。

第3条 前条に規定する甲の協力要請は、健康局長（神戸市災害対策本部健康部長）が行う。

（医療救護班員の派遣）

第4条 乙は、甲から協力の要請を受けたときは、別に定める医療救護計画に基づき、医療救護活動を行うための要員（以下「医療救護班員」という。）として、薬剤師を派遣するものとする。

（医療救護班員に対する指揮命令等）

第5条 乙が派遣する医療救護班員に対する指揮命令及び医療救護の連絡調整は、甲が指定するものを行うものとする。

（医療救護班員の輸送）

第6条 医療救護班員の輸送は、甲乙が共同して行うものとする。

（業務）

第7条 乙が行う業務は、医療救護班が行う医療救護活動にかかる、次の各号に掲げる業務とする。

（1）医師の指示に基づく調剤、服薬指導

（2）その他医薬品等にかかる必要な業務

（医薬品等の供給）

第8条 前条に規定する業務に使用する医薬品等は、原則として甲が調達するが、調達が困難と認められる場合には、甲乙が別途定める協定に基づき、乙が提供する医薬品等を受けることができるものとする。

（報告）

第9条 乙は、第7条に規定する業務を行ったときは、その状況を記録するとともに、医療救護の終了後、所定の様式により甲に報告するものとする。

（紛争処理）

第10条 本協定に基づく医療救護活動を行うに際し、傷病者との間に紛争が生じたときは、甲は速やかにその原因を調査し、乙と協議のうえ、紛争解決のために適切な措置を講じるものとする。

■ 協定関連資料

[防災関連機関等との応援協定]

(訓練)

第 11 条 甲は、この協定に基づく乙の協力が円滑に行われるよう、甲が主催する防災訓練、研修会等に乙の参加を要請することができる。

(実施細目)

第 12 条 この協定を実施するために必要な事項は、別に定めるものとする。

(協議)

第 13 条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた場合は、甲乙が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第 14 条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成 25 年 3 月 31 日までとする。ただし、この協定の有効期間が満了する 1 か月前までに、甲又は乙から何らの意思表示がないときは、期間満了の日の翌日から 1 年間延長するものとし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙両者記名押印のうえ、各自 1 通を保有する。

平成 24 年 5 月 21 日

神戸市中央区加納町 6 丁目 5 番 1 号

甲 神戸市

神戸市長 矢 田 立 郎

神戸市中央区下山手通 6 丁目 4 番 3 号

乙 一般社団法人 神戸市薬剤師会

会 長 松 岡 一 典

資料 1-4 災害時医薬品集積センター等における業務協力に関する神戸市と一般社団法人神戸市薬剤師会との協定(一般社団法人神戸市薬剤師会)

災害時医薬品集積センター等における業務協力に関する
神戸市と一般社団法人神戸市薬剤師会との協定

神戸市（以下「甲」という。）と一般社団法人神戸市薬剤師会（以下「乙」という。）との間に、甲が開設する災害時医薬品集積センター及びその他の医薬品保管場所（以下「医薬品集積センター等」という。）における業務協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、神戸市地域防災計画に基づき甲が開設する医薬品集積センター等における医薬品、衛生材料、医療機器（以下「医薬品等」という。）に係る業務に関する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、神戸市地域防災計画に基づき医薬品集積センター等を開設し、医薬品等に係る業務を行う必要が生じたときは、乙に対し協力を要請することができる。

2 甲は、前項の協力要請の必要がなくなったときは、乙に終了を通知するものとする。

第3条 前条に規定する甲の協力要請は、健康局長（神戸市災害対策本部健康部長）が行う。

（薬剤師の派遣）

第4条 乙は、甲からの協力の要請を受けたときは、医薬品集積センター等における業務を行うための要員として、薬剤師を派遣するものとする。

（薬剤師に対する指揮命令等）

第5条 乙が派遣する薬剤師に対する指揮命令及び連絡調整は、甲が指定するものを行うものとする。

（薬剤師の輸送）

第6条 薬剤師の輸送は、甲乙が共同して行うものとする。

（業務）

第7条 乙が行う業務は、次の各号に掲げる業務とする。

- (1) 医薬品等の受け入れ、整理及びリストの作成
- (2) 医薬品保管場所又は救護所への医薬品等の払い出し
- (3) 不足医薬品等のリスト作成と報告
- (4) 医薬品等の出納伝票の管理
- (5) 医薬品情報の提供
- (6) 各種記録簿の作成
- (7) その他医薬品等にかかる必要な業務

（報告）

第8条 乙は、第7条に規定する業務を行ったときは、その状況を記録するとともに、業務の終了後、所定の様式により甲に報告するものとする。

■ 協定関連資料

[防災関連機関等との応援協定]

(費用弁償等)

第9条 甲は、甲の要請に基づき乙の派遣する薬剤師が業務を実施した場合に要する経費を負担するものとする。

(災害補償)

第10条 甲は、乙の派遣する薬剤師が本業務において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合には、災害救助法及び災害救助法施行令の規定に基づき支給される扶助金の例を参考として、扶助金相当額を乙に支払う。ただし、扶助金支払いのために加入する保険により支払われる保険金の額を上限とする。

(紛争処理)

第11条 本協定に基づく業務に関して紛争が生じたときは、甲は速やかにその原因を調査し、乙と協議のうえ、紛争解決のために適切な措置を講じるものとする。

(訓練)

第12条 甲は、この協定に基づく乙の協力が円滑に行われるよう、甲が主催する防災訓練、研修会等に乙の参加を要請することができる。

(実施細目)

第13条 この協定を実施するために必要な事項は、別に定めるものとする。

(協議)

第14条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた場合は、甲乙が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第15条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成25年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間が満了する1か月前までに、甲又は乙から何らの意思表示がないときは、期間満了の日の翌日から1年間延長するものとし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成 25 年 3 月 27 日

神戸市中央区加納町6丁目5番1号
甲 神戸市
神戸市長 矢田 立郎

神戸市中央区下山手通6丁目4番3号
乙 一般社団法人神戸市薬剤師会
会長 伊藤 清彦

資料 1-5 災害時の医療救護活動における医薬品等の供給協力に関する神戸市と一般社団法人神戸市薬剤師会との協定(一般社団法人神戸市薬剤師会)

災害時の医療救護活動における医薬品等の供給協力に関する
神戸市と一般社団法人神戸市薬剤師会との協定

神戸市（以下「甲」という。）と一般社団法人神戸市薬剤師会（以下「乙」という。）とは、災害時における応急医療及び救護（以下「医療救護」という。）に必要な医薬品、衛生材料、医療機器（以下「医薬品等」という。）の供給に係る協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、神戸市地域防災計画に基づき甲が実施する医療救護活動において、初動時に必要な医薬品等の供給に係る乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、神戸市地域防災計画に基づき医療救護活動を行う必要が生じたときは、乙に対し、乙の会員が保有する医薬品等の供給について協力を要請することができる。

2 甲は、前項の協力要請の必要がなくなったときは、乙に終了を通知するものとする。

第3条 前条に規定する甲の協力要請は、健康局長（神戸市災害対策本部健康部長）が行う。

（協力の実施）

第4条 乙は、甲からの協力の要請を受けたときは、甲の指定する救護所、災害時医薬品集積センター又はその他の医薬品保管場所（以下「救護所等」という。）への医薬品等の供給に関して積極的に協力するものとする。

2 乙は、地震等災害により電話連絡網が途絶したときは、甲の協力要請を待たずに救護所等へ乙の会員が保有する医薬品等を乙自らが運搬し供給できるように、必要な事項を定めておくものとする。

3 乙が前項の規定に基づき医薬品等を供給した場合は、甲が協力を要請したものとみなす。

（医薬品等の供給及び運搬）

第5条 乙が供給する医薬品等は、災害の状況等に応じて甲が予め定めておいた災害時供給医薬品等及び甲から特に要請があった個別の医薬品等のうち、乙が保有している医薬品等とする。

2 供給要請した医薬品等の運搬は、甲又は甲の指定する者が行うものとする。なお、必要に応じて、甲は乙に対して運搬の協力を求めることができる。

3 乙は、前項の規定に基づき医薬品等の運搬の協力を行うにあたり、円滑な運搬ができるよう甲に必要な協力を求めることができる。

（費用弁償等）

第6条 乙が供給した医薬品等の代金及び乙が運搬の協力を行った場合の経費については、甲が費用弁償等を行うものとする。

（医薬品等の価格の決定）

第7条 前条の規定により甲が負担する医薬品等の価格は、甲乙両者協議のうえ災害発生時直前における適正価格を基準として決定するものとする。

（災害補償）

第8条 甲は、乙の会員の薬剤師が本業務において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合には、災害救助法及び災害救助法施行令の規定に基づき支給される扶助金の例を参考にして、扶助金相当額を乙に支払う。ただし、扶助金支払のために加入する保険により支払われる保険金の額を上限とする。

■ 協定関連資料

[防災関連機関等との応援協定]

(協定実施の円滑化)

第9条 乙は、この協定に基づく協力が円滑に行われるよう、甲の主催する防災訓練及び研修会に積極的に参加するものとする。

(実施細目)

第10条 この協定を実施するために必要な事項は、別に定めるものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた場合は、甲乙が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第12条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成25年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間が満了する1か月前までに甲又は乙から何らの意思表示がないときは、期間満了の日の翌日から1年間延長するものとし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成 25 年 3 月 27 日

神戸市中央区加納町6丁目5番1号
甲 神戸市
神戸市長 矢田 立郎

神戸市中央区下山手通6丁目4番3号
乙 一般社団法人神戸市薬剤師会
会長 伊藤 清彦

資料 1-6 災害時の医薬品集積センターとしての一時使用に関する協定書

災害時の医薬品集積センターとしての一時使用に関する協定書

神戸市（以下「甲」という。）と 学校法人兵庫医科大学 兵庫医療大学（以下「乙」という。）との間に、甲が乙の所有する施設において、災害時に医薬品、衛生資機材及び医療機器等の集積・配送拠点として使用することについて、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、神戸市地域防災計画に基づき甲が実施する医薬品、衛生資機材及び医療機器等の集積・配送拠点である医薬品集積センター（以下「センター」という。）として、乙が所有する施設を使用するにあたって必要な事項を定めることとする。

（協力要請）

第2条 甲は、神戸市地域防災計画に基づきセンターを設置する必要があるときは、乙に対し乙が保有する施設の使用について要請することができる。

2 甲は、前項の使用要請の必要がなくなったときは、乙に終了を通知するものとする。

第3条 前条に規定する甲の使用要請は、健康局長（神戸市災害対策本部健康部長）が行う。

（使用施設）

第4条 集積・配送拠点として使用する集積配送場所は、乙（神戸市中央区港島1丁目3番6）の体育館棟とし、電話・FAX等の通信施設については乙が指定するものとする。

2 甲が行う医薬品等の集積・配送に必要な医薬品等の受け渡し場所及び通路については、甲乙が協議するものとする。

（免責・損害賠償）

第5条 甲は、乙の施設の使用に伴い発生する事故等について、全て甲の責任において対応、処理することとする。ただし、甲の責に起因しない場合においてはこの限りではない。

2 甲は、乙の施設及び付帯設備・器具等を汚損・毀損又は紛失した場合は、その損害を賠償する。ただし、甲の責に起因しない場合においてはこの限りではない。

（費用負担）

第6条 乙は、甲が使用要請する施設を無償で貸与することとし、施設の使用に要する費用は甲が負担するものとする。

（使用手続）

第7条 乙は、第2条に規定する甲からの施設使用要請を受けた場合は、第4条で指定する施設を甲に提供するものとする。

（使用期間）

第8条 乙は、第2条第2項に規定する甲が終了の通知をするまで、その施設を提供するものとする。但し、乙が施設運営上その施設を提供することが困難となった場合は、この限りではない。

（指定用途の遵守）

第9条 甲は、乙が提供する施設を、この協定に定める目的以外に使用してはならない。

（疑義の解釈）

第10条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度甲乙協議して定めるものとする。

■ 協定関連資料

[防災関連機関等との応援協定]

(有効期間)

第 11 条 この協定の有効期間は、協定締結の日から翌年 3 月 31 日までとする。ただし、この協定の有効期間が満了する 1 か月前までに甲又は乙から何らの意思表示がないときは、期間満了の日の翌日から 1 年間延長するものとし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙両者記名押印のうえ、各自 1 通を保有する。

平成 29 年 3 月 15 日

甲 神戸市
神戸市中央区加納町 6 丁目 5 番 1 号

代表者 神戸市長 久元 喜造

乙 学校法人兵庫医科大学 兵庫医療大学
神戸市中央区港島 1 丁目 3 番 6

代表者 学長 馬場 明道

資料 1-7 災害時における応急医療及び救護の協力に関する神戸市と兵庫県看護協会との協定

災害時における応急医療及び救護の協力に関する神戸市と兵庫県看護協会との協定

神戸市（以下「甲」という。）と公益社団法人兵庫県看護協会（以下「乙」という。）との間に、災害時における応急医療及び救護（以下「医療救護」という。）の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、神戸市地域防災計画に基づき、甲が実施する医療救護及び災害救助法に基づき甲が実施する他の被災自治体での医療救護にかかる乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、神戸市地域防災計画または災害救助法に基づき医療救護を行う必要が生じたときは、乙に対し協力を要請することができる。

2 甲は、前項の要請の必要がなくなったときは、乙に終了を通知するものとする。

第3条 前条に規定する甲の協力要請は、健康局長（神戸市災害対策本部健康部長）が行う。

（医療救護班員の派遣）

第4条 乙は、甲から協力の要請を受けたときは、別に定める医療救護計画に基づき、医療救護活動を行うための要員（以下「医療救護班員」という。）として、看護職（看護師、准看護師、助産師、保健師を指す。以下同じ。）を派遣するものとする。

（医療救護班員に対する指揮命令等）

第5条 乙が派遣する医療救護班員に対する指揮命令及び医療救護の連絡調整は、甲が指定するものを行うものとする。

（医療救護班員の輸送）

第6条 医療救護班員の輸送は、甲乙が共同して行うものとする。

（業務）

第7条 乙が行う業務は、医療救護班が行う医療救護活動にかかる、次の各号に掲げる業務とする。

（1）傷病者に対する応急看護及び診療の補助

（2）その他の医療救護にかかる必要な看護業務

（衛生材料等の供給）

第8条 前条に規定する業務に使用する資材等は、原則として甲が調達するが、調達が困難と認められる場合には、乙が備蓄又は所有する資材等を使用することができるものとする。

（報告）

第9条 乙は、第7条に規定する業務を行ったときは、その状況を記録するとともに、医療救護の終了後、所定の様式により甲に報告するものとする。

（紛争処理）

第10条 本協定に基づく医療救護活動を行うに際し、傷病者との間に紛争が生じたときは、甲は速やかにその原因を調査し、乙と協議のうえ、紛争解決のために適切な措置を講じるものとする。

■ 協定関連資料

[防災関連機関等との応援協定]

(訓練)

第 11 条 甲は、この協定に基づく乙の協力が円滑に行われるよう、甲が主催する防災訓練、研修会等に乙の参加を要請することができる。

(実施細目)

第 12 条 この協定を実施するために必要な事項は、別に定めるものとする。

(協議)

第 13 条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた場合は、甲乙が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第 14 条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成 25 年 3 月 31 日までとする。ただし、この協定の有効期間が満了する 1 か月前までに、甲又は乙から何らの意思表示がないときは、期間満了の日の翌日から 1 年間延長するものとし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙両者記名押印のうえ、各自 1 通を保有する。

平成 24 年 10 月 1 日

神戸市中央区加納町 6 丁目 5 番 1 号

甲 神戸市

神戸市長 矢田 立郎

神戸市中央区下山手通 5 丁目 6 番 24 号

乙 公益社団法人 兵庫県看護協会

会長 大森 綏子

資料 1-8 災害救助犬の出動に関する協定書、同実施細目

災害救助犬の出動に関する協定書

神戸市消防局（以下「甲」という。）と日本レスキュー協会（以下「乙」という。）とは、「災害救助犬の出動」に関し、次のとおり協定を締結する。

（業務範囲）

第1条 この協定による業務は、神戸市域の災害現場で、救助を要する者の存在を災害救助犬により確認する作業（以下「検索作業」という。）とする。

（出動の要請）

第2条 甲は、検索作業のため必要があると認める場合は、乙に対し、災害救助犬の出動を要請するものとする。

2 乙は、前項の出動要請を受けたときは、速やかに災害救助犬を出動させるものとする。この場合において、災害救助犬の頭数は、災害の種別及び規模等を考慮し、甲乙協議のうえ決定するものとする。

（現場指揮）

第3条 乙は災害発生地を管轄する消防長又は消防署長の指揮のもとに検索作業を行うものとする。

（業務の終了）

第4条 この協定による業務の終了は、次に定めるところによるものとする。

(1) 甲が、検索作業の終息を告げたとき

(2) 乙の都合により、検索作業の続行が不可能となったとき

（訓練）

第5条 甲及び乙は、定期又は随時に合同訓練を行うものとする。

（費用負担）

第6条 第2条第2項に基づく出動に要する費用は、乙の負担とする。

（損害補償）

第7条 この協定の実施にともなって生じる損害補償の負担については、次に定めるところによるものとする。

(1) 甲が負担するもの

乙の会員が、検索作業中に死亡若しくは負傷し、又は検索作業に起因した疾病により死亡若しくは障害の状態となった場合の損害補償

(2) 乙が負担するもの

ア 乙の会員が出動時の往復途上における交通事故により、自ら損害を被り、又は第三者に損害を与えた場合の損害補償

イ 災害救助犬が出動時の往復途上又は検索作業中に与えた第三者に対する損害補償

ウ 災害救助犬の負傷等の損害補償

（疑義の措置）

第8条 この協定に定めがない事項又は協定内容に疑義が生じたときは、その都度甲乙協議のうえ定めるものとする。

（実施細目）

第9条 この協定の実施に必要な事項は、甲乙協議のうえ別に定めるものとする。

（実施期日）

第10条 この協定は、平成8年7月4日から実施する。

本協定の成立を証するため、協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通保有するものとする。

平成8年7月4日

甲 神戸市消防局長 園辺栄五郎
乙 日本レスキュー協会会長 打間奈津子

■ 協定関連資料

[防災関連機関等との応援協定]

「災害救助犬の出動に関する協定」実施細目

(趣旨)

第1条 この実施細目は、災害救助犬の出動に関する協定（平成8年7月4日締結。以下「協定」という。）第9条の規定に基づき、神戸市消防局（以下「消防局」という。）と日本レスキュー協会（以下「協会」という。）との協定の実施に必要な事項を定める。

(通報)

第2条 消防局は大規模な災害が発生する恐れのあるとき、又は大規模な災害が発生したときで、神戸市防災指令規程（昭和43年4月1日。訓令甲第1号）第3条第1項に基づく全市防災指令第3号が発令されたときは協会へ通報するものとする。

(出動要請、協議等)

第3条 消防局は、協定第2条第1項に規程する出動要請を行うときは、次の各号に掲げる事項を明示して行なうものとする。

- (1) 災害種別、場所及びその概要
- (2) 出動場所
- (3) 連絡・誘導担当者の所属、氏名
- (4) その他要請に必要な事項

2 協定第2項後段に規定する災害救助犬の頭数は、災害種別、規模及び検索範囲並びに出動可能な頭数等を考慮し、その都度消防局及び協会が協議するものとする。

3 協会は、協定第2条第1項に基づく要請を受け、出動態勢が整ったときは、速やかに出動隊及び出動場所への到着予定時刻等必要な事項を消防局へ連絡するものとする。

4 第1項及び第3項に定める出動要請の連絡先など必要な事項は、様式1により毎年度当初に確認する。また、変更があった場合はその都度相互に交換するものとする。

(活動状況の通報)

第4条 協会は、出動隊が帰還したあとすみやかに次の事項を消防局に通報するものとする。

- ア 出動部隊（車両、人員、災害救助犬の頭数）
- イ 活動時間経路
- ウ 活動内容
- エ その他必要な事項

(連携活動)

第5条 消防局及び協会は、相互に、救助活動における連携活動のあり方を研究、検討するとともに、協定第5条の規定による訓練を通じて、円滑な救助活動が実施できるよう努めるものとする。

(損害賠償事案の速報及び書類提出)

第6条 協会は、協定第7条第1号に基づき消防局が負担することとなる事案が発生したときは速やかに連絡するとともに、消防局の求めに応じ必要な書類等を提出するものとする。

(協議)

第7条 この実施細目に定めのない事項及び内容に疑義が生じたときは、消防局及び協会が別に協議して定めるものとする。

附則

この実施細目は、平成8年7月4日から適用する。

附則

この実施細目は、平成24年3月1日から適用する。

この実施細目に定める事項を確認するため、本書を2通作成し、記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成24年3月1日

神戸市消防局長
日本レスキュー協会会長

村 上 正 彦
伊 藤 裕 成

資料 1-9 大規模災害時における救急活動及び救護所等での医療救護活動に必要な医薬品等の調達に関する協定書（兵庫県医薬品卸業協会）

大規模災害時における救急活動及び救護所等での医療救護活動
に必要な医薬品等の調達に関する協定書

神戸市（以下「甲」という。）と兵庫県医薬品卸業協会（以下「乙」という。）とは、大規模災害時における救急活動及び救護所等での医療救護活動に必要な医薬品、衛生材料、医療機器（以下「医薬品等」という。）の調達に係る協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、震災等の大規模災害時において、甲と乙との間に、救急活動及び救護所等での医療救護活動に必要な医薬品等の調達に関して必要な事項を定め、もって救急活動及び医療救護活動の円滑化を図るものとする。

（供給の要請）

第2条 甲は、震災等の大規模災害時において、多数の負傷者が発生し、救急活動及び医療救護活動に必要な医薬品等が不足し、または不足が予測される場合に、乙に対し、医薬品等の品目、数量及び納品場所を指定し、文書又は電話等の方法により、供給の要請を行うものとする。

2 乙は、前項の要請があった場合、乙に属する会員（以下「会員」という。）を活用し、甲の指定する消防署及び医薬品集積センター等に供給するものとする。ただし、事故その他の理由により供給が困難な場合は、供給の要請を受け入れないことができる。

（走行の確保）

第3条 乙は、医薬品等の円滑な搬送を図るため、必要に応じ、誘導車両の派遣を甲に依頼することができる。

（協議事項等）

第4条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、甲乙が協議して定めるものとする。

（有効期間）

第5条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成26年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間が満了する1か月前までに甲又は乙から何らの意思表示がないときは、期間満了の日の翌日から1年間延長するものとし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成25年9月1日

甲 神戸市中央区加納町6丁目5番1号
神戸市
神戸市長 矢田 立郎

乙 神戸市中央区磯辺通3丁目1番7号
兵庫県医薬品卸業協会
会長 長家 正明

■ 協定関連資料

[防災関連機関等との応援協定]

資料 1-10 大規模災害時における救急活動及び救護所等での医療救護活動に必要な医療機器等の調達に関する協定書（兵庫県医療機器協会）

大規模災害時における救急活動及び救護所等での医療救護活動
に必要な医療機器等の調達に関する協定書

神戸市（以下「甲」という。）と兵庫県医療機器協会（以下「乙」という。）とは、大規模災害時における救急活動及び救護所等での医療救護活動に必要な医療機器、衛生材料、その他資器材（以下「医療機器等」という。）の調達に係る協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、震災等の大規模災害時において、甲と乙との間に、救急活動及び救護所等での医療救護活動に必要な医療機器等の調達に関して必要な事項を定め、もって救急活動及び医療救護活動の円滑化を図るものとする。

（供給の要請）

第2条 甲は、震災等の大規模災害時において、多数の負傷者が発生し、救急活動及び医療救護活動に必要な医療機器等が不足し、または不足が予測される場合に、乙に対し、医療機器等の品目、数量及び納品場所を指定し、文書又は電話等の方法により、供給の要請を行うものとする。

2 乙は、前項の要請があった場合、乙に属する会員（以下「会員」という。）を活用し、甲の指定する消防署及び医薬品集積センター等に供給するものとする。ただし、事故その他の理由により供給が困難な場合は、供給の要請を受け入れないことができる。

（走行の確保）

第3条 乙は、医療機器等の円滑な搬送を図るため、必要に応じ、誘導車両の派遣を甲に依頼することができる。

（協議事項等）

第4条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、甲乙が協議して定めるものとする。

（有効期間）

第5条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成26年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間が満了する1か月前までに甲又は乙から何らの意思表示がないときは、期間満了の日の翌日から1年間延長するものとし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成25年9月1日

甲 神戸市中央区加納町6丁目5番1号
神戸市
神戸市長 矢田 立郎

乙 兵庫県揖保郡太子町東保160-4
兵庫県医療機器協会
会長 高井 國昭

資料 1-11 大規模災害時における医療用酸素の調達に関する協定書

(一般社団法人日本産業・医療ガス協会)

大規模災害時における医療用酸素の調達に関する協定書

(目的)

第1条 この協定は、震災等の大規模災害時において、神戸市（以下「甲」という。）と一般社団法人 日本産業・医療ガス協会近畿地域本部兵庫県支部（以下「乙」という。）との間に、救急活動に使用する医療用酸素の調達に関して必要な事項を定め、もって災害救急活動の円滑化を図ることを目的とする。

(供給の要請)

第2条 甲は、震災等の大規模災害時において、多数の負傷者が発生し、医療用酸素が不足し、または不足が予測される場合に、乙に対し、医療用酸素の数量及び場所を指定し、文書又は電話等の方法により、供給の要請を行うものとする。

2 乙は、前項の要請があった場合、乙に属する会員を活用し、甲の指定する場所に供給するものとする。ただし、事故その他の理由により供給が困難な場合は、供給の要請を受け入れないことができる。

(走行の確保)

第3条 乙は、医療用酸素の円滑な搬送を図るため、必要に応じ、誘導車両の派遣を甲に依頼することができる。

(協議事項等)

第4条 この協定の定めのない事項及び疑義が生じたときは、甲、乙双方が協議のうえ定めるものとする。

(協定の破棄)

第5条 この協定を甲、乙いずれか一方より破棄する場合は、1ヶ月前までに書面をもってその旨を相手方に通知するものとする。

本協定の成立を証するため、協定書2通を作成し、双方記名押印のうえ、各1通を保管するものとする。

平成22年11月11日

神戸市中央区加納町6丁目5番1号
甲 神戸市
代表者 神戸市長 矢田 立郎

神戸市東灘区魚崎南町3丁目2番2号
乙 一般社団法人 日本産業・医療ガス協会
近畿地域本部兵庫県支部
代表者 支部長 岡野 洋太郎

■ 協定関連資料

[防災関連機関等との応援協定]

資料 1-12 大規模災害時における医療用衛生材料の調達に関する協定書(大阪衛生材料協同組合)

大規模災害時における医療用衛生材料の調達に関する協定書

(目的)

第1条 この協定は、震災等の大規模災害時において、神戸市（以下「甲」という。）と大阪衛生材料協同組合（以下「乙」という。）との間に、救急活動に使用する医療用衛生材料の調達に関して必要な事項を定め、もって災害救急活動の円滑化を図ることを目的とする。

(供給の要請)

第2条 甲は、震災等の大規模災害時において、多数の負傷者が発生し、医療用衛生材料が不足し、または不足が予測される場合に、乙に対し、別紙に定める医療用衛生材料の品目及び場所を指定し、文書又は電話等の方法により、供給の要請を行うものとする。

2 乙は、前項の要請があった場合、乙に属する組合員を活用し、甲の指定する場所に供給するものとする。ただし、事故その他の理由により供給が困難な場合は、供給の要請を受け入れないことができる。

(走行の確保)

第3条 乙は、医療用衛生材料の円滑な搬送を図るため、必要に応じ、誘導車両の派遣を甲に依頼することができる。

(協議事項等)

第4条 この協定の定めのない事項及び疑義が生じたときは、甲、乙双方が協議のうえ定めるものとする。

(協定の破棄)

第5条 この協定を甲、乙いずれか一方より破棄する場合は、1ヶ月前までに書面をもってその旨を相手方に通知するものとする。

(実施期日)

第6条 この協定は、平成9年1月13日から実施する。

本協定の成立を証するため、協定書2通を作成し、双方記名押印のうえ、各1通を保管するものとする。

平成9年1月13日

神戸市中央区加納町6丁目5番1号

甲 神戸市

神戸市長 笹山 幸俊

大阪市中央区瓦町1丁目4-11

乙 大阪衛生材料協同組合

理事長 佐々木 宏

別紙

医療用衛生材料リスト

1 ガーゼ類等

①三角巾、②サージカルテープ（12.5mm・25mm）、③ネット包帯、④ガーゼ、⑤滅菌ガーゼ、⑥ディスポ手袋（M・L）、⑦切ガーゼ、⑧包帯

2 救急処置用

① 瞬間冷却パック（大・小）

資料 1-13 災害時における応急救護活動についての協定書（社団法人兵庫県柔道接骨師会）

災害時における応急救護活動についての協定書

神戸市を「甲」とし、社団法人兵庫県柔道接骨師会を「乙」とし、甲乙間において次のとおり協定を締結する。

(総則)

第1条 この協定は、神戸市地域防災計画に基づき、甲が行う医療救護活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

(協力の内容)

第2条 災害時において、乙は、甲からの要請に基づき、次に掲げる範囲の協力を行うものとする。

(1) 傷病者に対する応急救護（柔道整復師法（昭和45年法律第19号）に規定された業務の範囲）の実施

(2) 傷病者に対する応急救護に関する衛生材料等の提供

(費用弁償等)

第3条 甲の要請に基づき、乙が応急救護活動を実施するため派遣に要する経費は、甲が負担するものとする。

2 前項の定めによる費用弁償等の額については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(損害補償)

第4条 甲の要請に基づき、乙が行った救護活動に係る従事者の損害補償については、「神戸市消防団員等災害補償条例」（昭和41年10月19日条例第26号）の例による。

(応急救護計画の策定)

第5条 乙は、本協定で定める救護活動を実施するため、災害応急救護計画を策定し、これを甲に提出するものとする。

(指揮命令)

第6条 乙の協力に係る指揮命令及び連絡調整については、甲が指定する者が行うものとする。

(協議)

第7条 この協定の条項の解釈について疑義を生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、その都度甲・乙協議の上、定めるものとする。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は平成9年11月7日から平成10年11月6日までとする。ただし、期間満了の日の3ヶ月前までに、甲・乙間において何らかの申し出が無いときは、更に1年間延長されたものとみなし、以降この例によるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲・乙記名押印の上、各1通保有する。

平成9年11月7日

神戸市中央区加納町6丁目5-1

甲 神戸市

代表者 神戸市長 笹山 幸俊

神戸市兵庫区塚本通2丁目2-25

乙 社団法人 兵庫県柔道接骨師会

会長 上田 勉

■ 協定関連資料

[防災関連機関等との応援協定]

資料 1-14 災害時における災害対応病院が実施する災害医療への対応等に関する協定（甲南医療センター、川崎病院、済生会兵庫県病院、西市民病院、神戸掖済会病院、西神戸医療センター）

災害時における災害対応病院が実施する災害医療への対応等に関する協定

神戸市（以下「甲」という。）と一般財団法人甲南会甲南医療センター（以下「乙」という。）とは、災害時における災害医療への対応に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害対応病院が実施する災害医療の対応等に関し、必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は神戸市地域防災計画または災害救助法に基づき医療救護を行う必要が生じたときは、甲が設置する神戸市災害対策本部健康部医療救護班から乙に対し協力を要請することができる。

2 甲は、前項の要請の必要がなくなったときは、乙に終了を通知するものとする。

（災害対応病院等の役割）

第3条 乙は甲より第2条第1項に基づく要請があった場合、災害対応病院として、被災患者の受入れ、治療を行うほか、甲が設置する医療救護所に対して備蓄している医薬品・衛生資材（以下「医薬品等」という。）の提供を行うとともに、甲が受け入れた応援医師等の受け入れるとともに、避難所・福祉避難所への医療提供を行う。

2 乙は、当協定締結後すみやかに、前項の対応のための医薬品等の備蓄や受入れ患者対応機材等の整備を行うこととする。整備にあたり、甲は別に定める「神戸市災害対応病院設備等整備補助金交付要綱」に基づく財政的支援を行う。

（医薬品・衛生資材の備蓄・提供）

第4条 前条に規定する備蓄する医薬品等の種類・分量等及び医療救護所への提供方法等の詳細については、甲乙別途協議を行い定めるものとする。

（訓練）

第5条 甲は、この協定に基づく乙の協力が円滑に行われるよう、甲が主催する防災訓練、研修会、市地域災害救急医療対策会議等に乙の参加を要請することができる。

（協議）

第6条 この協定の定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた場合は、甲乙協議して定めるものとする。

（期間）

第7条 この協定の有効期間は、協定締結の日から甲が災害対応病院の指定の取り消しを行う日までとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印のうえ、各自1通保有する。

平成27年1月13日

甲 神戸市中央区加納町6丁目5番1号
神戸市
神戸市長 久元 喜造

乙 神戸市東灘区鴨子ヶ原1丁目5番16号
一般財団法人甲南会
理事長 平生 誠三

災害時における災害対応病院が実施する災害医療への対応等に関する協定

神戸市（以下「甲」という。）と医療法人川崎病院（以下「乙」という。）とは、災害時における災害医療への対応に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害対応病院が実施する災害医療の対応等に関し、必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は神戸市地域防災計画または災害救助法に基づき医療救護を行う必要が生じたときは、甲が設置する神戸市災害対策本部保健福祉部医療救護班から乙に対し協力を要請することができる。

2 甲は、前項の要請の必要がなくなったときは、乙に終了を通知するものとする。

（災害対応病院等の役割）

第3条 乙は甲より第2条第1項に基づく要請があった場合、災害対応病院として、被災患者の受入れ、治療を行うほか、甲が設置する医療救護所に対して備蓄している医薬品・衛生資材（以下「医薬品等」という。）の提供を行うとともに、甲が受け入れた応援医師等の受入れとともに、避難所・福祉避難所への医療提供を行う。

2 乙は、当協定締結後すみやかに、前項の対応のための医薬品等の備蓄や受入れ患者対応機材等の整備を行うこととする。整備にあたり、甲は別に定める「神戸市災害対応病院設備等整備補助金交付要綱」に基づく財政的支援を行う。

（医薬品・衛生資材の備蓄・提供）

第4条 前条に規定する備蓄する医薬品等の種類・分量等及び医療救護所への提供方法等の詳細については、甲乙別途協議を行い定めるものとする。

（訓練）

第5条 甲は、この協定に基づく乙の協力が円滑に行われるよう、甲が主催する防災訓練、研修会、市地域災害救急医療対策会議等に乙の参加を要請することができる。

（協議）

第6条 この協定の定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた場合は、甲乙協議して定めるものとする。

（期間）

第7条 この協定の有効期間は、協定締結の日から甲が災害対応病院の指定の取り消しを行う日までとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印のうえ、各自1通保有する。

平成27年1月13日

甲 神戸市中央区加納町6丁目5番1号
神戸市
神戸市長 久元 喜造

乙 神戸市兵庫区東山町3丁目3番1号
医療法人 川崎病院
理事長 市原 紀久雄

■ 協定関連資料

[防災関連機関等との応援協定]

災害時における災害対応病院が実施する災害医療への対応等に関する協定

神戸市（以下「甲」という。）と社会福祉法人恩賜財団済生会兵庫県病院（以下「乙」という。）とは、災害時における災害医療への対応に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害対応病院が実施する災害医療の対応等に関し、必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は神戸市地域防災計画または災害救助法に基づき医療救護を行う必要が生じたときは、甲が設置する神戸市災害対策本部保健福祉部医療救護班から乙に対し協力を要請することができる。

2 甲は、前項の要請の必要がなくなったときは、乙に終了を通知するものとする。

（災害対応病院等の役割）

第3条 乙は甲より第2条第1項に基づく要請があった場合、災害対応病院として、被災患者の受入れ、治療を行うほか、甲が設置する医療救護所に対して備蓄している医薬品・衛生資材（以下「医薬品等」という。）の提供を行うとともに、甲が受け入れた応援医師等の受入れるとともに、避難所・福祉避難所への医療提供を行う。

2 乙は、当協定締結後すみやかに、前項の対応のための医薬品等の備蓄や受入れ患者対応機材等の整備を行うこととする。整備にあたり、甲は別に定める「神戸市災害対応病院設備等整備補助金交付要綱」に基づく財政的支援を行う。

（医薬品・衛生資材の備蓄・提供）

第4条 前条に規定する備蓄する医薬品等の種類・分量等及び医療救護所への提供方法等の詳細については、甲乙別途協議を行い定めるものとする。

（訓練）

第5条 甲は、この協定に基づく乙の協力が円滑に行われるよう、甲が主催する防災訓練、研修会、市地域災害救急医療対策会議等に乙の参加を要請することができる。

（協議）

第6条 この協定の定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた場合は、甲乙協議して定めるものとする。

（期間）

第7条 この協定の有効期間は、協定締結の日から甲が災害対応病院の指定の取り消しを行う日までとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印のうえ、各自1通保有する。

平成27年1月13日

甲 神戸市中央区加納町6丁目5番1号 乙 神戸市北区藤原台中町5丁目1番1号
神戸市 社会福祉法人恩賜財団済生会兵庫県病院
神戸市長 久元 喜造 院長 山本 隆久

災害時における災害対応病院が実施する災害医療への対応等に関する協定

神戸市（以下「甲」という。）と地方独立行政法人 神戸市民病院機構（以下「乙」という。）とは、神戸市立医療センター西市民病院の災害時における災害医療への対応に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害対応病院が実施する災害医療の対応等に関し、必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は神戸市地域防災計画または災害救助法に基づき医療救護を行う必要が生じたときは、甲が設置する神戸市災害対策本部保健福祉部医療救護班から乙に対し協力を要請することができる。

2 甲は、前項の要請の必要がなくなったときは、乙に終了を通知するものとする。

（災害対応病院等の役割）

第3条 乙は甲より第2条第1項に基づく要請があった場合、災害対応病院として、被災患者の受入れ、治療を行うほか、甲が設置する医療救護所に対して備蓄している医薬品・衛生資材（以下「医薬品等」という。）の提供を行うとともに、甲が受け入れた応援医師等の受入れとともに、避難所・福祉避難所への医療提供を行う。

2 乙は、当協定締結後すみやかに、前項の対応のための医薬品等の備蓄や受入れ患者対応機材等の整備を行うこととする。整備にあたり、甲は別に定める「神戸市災害対応病院設備等整備補助金交付要綱」に基づく財政的支援を行う。

（医薬品・衛生資材の備蓄・提供）

第4条 前条に規定する備蓄する医薬品等の種類・分量等及び医療救護所への提供方法等の詳細については、甲乙別途協議を行い定めるものとする。

（訓練）

第5条 甲は、この協定に基づく乙の協力が円滑に行われるよう、甲が主催する防災訓練、研修会、市地域災害救急医療対策会議等に乙の参加を要請することができる。

（協議）

第6条 この協定の定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた場合は、甲乙協議して定めるものとする。

（期間）

第7条 この協定の有効期間は、協定締結の日から甲が災害対応病院の指定の取り消しを行う日までとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印のうえ、各自1通保有する。

平成27年1月13日

甲	神戸市中央区加納町6丁目5番1号 神戸市 神戸市長 久元 喜造	乙	神戸市中央区港島南町2丁目1番11号 地方独立行政法人 神戸市民病院機構 理事長 菊池 晴彦
---	---------------------------------------	---	------------------------------------------------------

■ 協定関連資料

[防災関連機関等との応援協定]

災害時における災害対応病院が実施する災害医療への対応等に関する協定

神戸市（以下「甲」という。）と一般社団法人日本海員掖済会神戸掖済会病院（以下「乙」という。）とは、災害時における災害医療への対応に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害対応病院が実施する災害医療の対応等に関し、必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は神戸市地域防災計画または災害救助法に基づき医療救護を行う必要が生じたときは、甲が設置する神戸市災害対策本部保健福祉部医療救護班から乙に対し協力を要請することができる。

2 甲は、前項の要請の必要がなくなったときは、乙に終了を通知するものとする。

（災害対応病院等の役割）

第3条 乙は甲より第2条第1項に基づく要請があった場合、災害対応病院として、被災患者の受入れ、治療を行うほか、甲が設置する医療救護所に対して備蓄している医薬品・衛生資材（以下「医薬品等」という。）の提供を行うとともに、甲が受け入れた応援医師等の受入れるとともに、避難所・福祉避難所への医療提供を行う。

2 乙は、当協定締結後すみやかに、前項の対応のための医薬品等の備蓄や受入れ患者対応機材等の整備を行うこととする。整備にあたり、甲は別に定める「神戸市災害対応病院設備等整備補助金交付要綱」に基づく財政的支援を行う。

（医薬品・衛生資材の備蓄・提供）

第4条 前条に規定する備蓄する医薬品等の種類・分量等及び医療救護所への提供方法等の詳細については、甲乙別途協議を行い定めるものとする。

（訓練）

第5条 甲は、この協定に基づく乙の協力が円滑に行われるよう、甲が主催する防災訓練、研修会、市地域災害救急医療対策会議等に乙の参加を要請することができる。

（協議）

第6条 この協定の定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた場合は、甲乙協議して定めるものとする。

（期間）

第7条 この協定の有効期間は、協定締結の日から甲が災害対応病院の指定の取り消しを行う日までとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印のうえ、各自1通保有する。

平成27年1月13日

甲 神戸市中央区加納町6丁目5番1号
神戸市
神戸市長 久元 喜造

乙 神戸市垂水区学が丘1丁目21番1号
一般社団法人日本海員掖済会
神戸掖済会病院 院長 島津 敬

災害時における災害対応病院が実施する災害医療への対応等に関する協定

神戸市（以下「甲」という。）と西神戸医療センター（以下「乙」という。）とは、災害時における災害医療への対応に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害対応病院が実施する災害医療の対応等に関し、必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は神戸市地域防災計画または災害救助法に基づき医療救護を行う必要が生じたときは、甲が設置する神戸市災害対策本部保健福祉部医療救護班から乙に対し協力を要請することができる。

2 甲は、前項の要請の必要がなくなったときは、乙に終了を通知するものとする。

（災害対応病院等の役割）

第3条 乙は甲より第2条第1項に基づく要請があった場合、災害対応病院として、被災患者の受入れ、治療を行うほか、甲が設置する医療救護所に対して備蓄している医薬品・衛生資材（以下「医薬品等」という。）の提供を行うとともに、甲が受け入れた応援医師等の受入れとともに、避難所・福祉避難所への医療提供を行う。

2 乙は、当協定締結後すみやかに、前項の対応のための医薬品等の備蓄や受入れ患者対応機材等の整備を行うこととする。整備にあたり、甲は別に定める「神戸市災害対応病院設備等整備補助金交付要綱」に基づく財政的支援を行う。

（医薬品・衛生資材の備蓄・提供）

第4条 前条に規定する備蓄する医薬品等の種類・分量等及び医療救護所への提供方法等の詳細については、甲乙別途協議を行い定めるものとする。

（訓練）

第5条 甲は、この協定に基づく乙の協力が円滑に行われるよう、甲が主催する防災訓練、研修会、市地域災害救急医療対策会議等に乙の参加を要請することができる。

（協議）

第6条 この協定の定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた場合は、甲乙協議して定めるものとする。

（期間）

第7条 この協定の有効期間は、協定締結の日から甲が災害対応病院の指定の取り消しを行う日までとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印のうえ、各自1通保有する。

平成27年1月13日

甲 神戸市中央区加納町6丁目5番1号
神戸市
神戸市長 久元 喜造

乙 神戸市西区糀台5丁目7番1号
一般財団法人神戸市地域医療振興財団
西神戸医療センター 理事長 深谷 隆

■ 協定関連資料

[防災関連機関等との応援協定]

(2) 情報収集・伝達、広報等に関する機関との応援協定

資料 2-1 災害時における放送要請に関する協定（NHK）

災害時における放送要請に関する協定（NHK）

（協定の主旨）

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第233号、以下「法」という。）第57条の規定及び兵庫県地域防災計画（以下「県計画」という。）に基づき兵庫県知事（以下「甲」という。）が日本放送協会神戸放送局長（以下「乙」という。）に放送を行うことを求めるときの手続きを定めるものとする。

（放送の要請）

第2条 甲は、法第55条の規定に基づく通知又は要請等が、緊急を要する場合で、かつ、他の通信施設によることが著しく困難であり、その通信のため特に放送を必要とするときは、乙に対し放送を行うことを求めることができる。

2. 法第56条に基づき市町長が行う通知又は要請等に関しては、県計画の定めるところにより、やむを得ぬ場合を除き、知事から行うものとする。

（要請の手続）

第3条 甲は乙に対し次に掲げる事項を明らかにして要請するものとする。

(1) 放送要請の理由

(2) 放送事項

(3) 放送希望日時

(4) その他必要な事項

2. 要請は原則として文書（別紙様式）によるものとする。ただし緊急やむを得ない場合は、電話又は口頭によることができるものとする。

（放送の実施）

第4条 乙は、甲から要請を受けた事項に関し、放送の形式、内容、時刻をそのつど決定し、放送する。

（連絡責任者）

第5条 放送要請に関する事項の伝達及びこれに関する連絡を確実、円滑に行うため、甲にあっては消防交通安全課長、乙にあっては放送部長を連絡責任者とする。

（緊急警報放送）

第6条 電波法施行規則（昭和25年電波管理委員会規則第14号）第2条第1項第84の2号に定める緊急警報信号による災害に関する放送の要請については、この協定に定めるところによるほか、別にとりかわす覚書の定めるところにより実施する。

（雑 則）

第7条 本協定によるもののほか、特に必要が生じた場合は、甲及び乙が協議して定めるものとする。

（協定の適用）

第8条 この協定は、昭和53年4月1日から適用する。

この協定の証として、本2通を作成し、双方記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

昭和53年4月1日

昭和60年9月1日一部変更（昭和60年9月1日適用）

甲 兵庫県知事

乙 日本放送協会

神戸放送局長

資料 2-2 緊急警報放送の要請に関する覚書 (NHK)

緊急警報放送の要請に関する覚書

災害時における放送要請に関する協定（昭和53年4月1日締結、以下「協定」という。）第6条に基づき、兵庫県知事（以下「甲」という。）と日本放送協会神戸放送局長（以下「乙」という。）は、電波法施行規則（昭和25年電波監理委員会規則第14号）第2条第1項第84条の2号に定める緊急警報信号により災害に関する放送（以下「緊急警報放送」という。）を要請する場合の協定の実施について、必要な事項を次のとおり定める。

（放送要請）

第1条 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第57条に基づく緊急警報放送の放送要請は、次に掲げる場合とする。

- (1) 災害が発生し、又は発生するおそれのある場合で、多くの人命、財産を保護するため、避難勧告等緊急に住民に対し周知する必要があるとき。
- (2) 緊急警報放送により放送要請をすることができるのは次に掲げる事項とする。
 - ア. 住民への警報、通知等
 - イ. 災害時における混乱を防止するための指示等
 - ウ. 前各号のほか、知事が特に必要と認めるもの

（放送要請の手続）

第2条 市町長からの緊急警報放送の要請については、協定第2条に規定するとおり、やむを得ない場合を除き知事から行うものとする。

2. 緊急警報放送の放送を要請するときは、甲は乙に対して予め電話等により放送要請の予告をした後、文書（様式1）により行うものとする。

ただし、緊急を要し文書による要請をすいとまのない場合は、電話等により様式1に定める事項を明らかにして要請し、事後において速やかに文書を提出するものとする。

（連絡責任者）

第3条 放送要請に関する事項の伝達及びこれに関する連絡を確実、円滑に行うため、甲にあっては消防交通安全課長、乙にあっては放送部長を連絡責任者とする。

（施行期日等）

第4条 この覚書は、昭和60年9月1日から施行する。

この覚書の証として、本書2通を作成し、双方記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。
昭和60年9月1日

甲 兵庫県知事
乙 日本放送協会
神戸放送局長

■ 協定関連資料
[防災関連機関等との応援協定]

様式 1

消 第 号
令和 年 月 日

日本放送協会
神戸放送局長様

兵 庫 県 知 事

緊急警報放送の放送要請について

災害対策基本法（昭和63年法律第223号）第57条の規定により、次のとおり放送要請します。

1. 要請の理由
2. 放送事項
3. 放送希望日時
4. 災害の状況
 - (1) 災害の種類
 - (2) 災害発生日時
 - (3) 災害の発生場所
 - (4) その他
5. 備考

資料 2-3 災害時における放送要請に関する協定（ラジオ関西、サンテレビ他）

災害時における放送要請に関する協定（ラジオ関西、サンテレビ）

（協定の主旨）

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第233号、以下「法」という。）第57条の規定及び兵庫県地域防災計画（以下「県計画」という。）に基づき兵庫県知事（以下「甲」という。）が（株）ラジオ関西・（株）サンテレビジョン（以下「乙」という。）に放送を行うことを求めるときの手続きを定めるものとする。

（放送の要請）

第2条 甲は、法第55条の規定に基づく通知又は要請等が、緊急を要する場合で、かつ、他の通信施設によることが著しく困難であり、その通信のため特に放送を必要とするときは、乙に対し放送を行うことを求めることができる。

2. 法第56条に基づき市町長が行う通知又は要請等に関しては、県計画の定めるところにより、やむを得ぬ場合を除き、知事から行うものとする。

（要請の手続）

第3条 甲は乙に対し次に掲げる事項を明らかにして要請するものとする。

- (1) 放送要請の理由
- (2) 放送事項
- (3) 放送希望日時
- (4) その他必要な事項

2. 要請は原則として文書（別紙様式）によるものとする。ただし緊急やむを得ない場合は、電話又は口頭によることができるものとする。

（放送の実施）

第4条 乙は、甲から要請を受けた事項に関し、放送の形式、内容、時刻をそのつど決定し、放送する。

（連絡責任者）

第5条 放送要請に関する事項の伝達及びこれに関する連絡を確実、円滑に行うため、甲にあっては兵庫県消防防災課長、乙にあっては報道部長を連絡責任者とする。

（雑 則）

第6条 本協定によるもののほか、特に必要が生じた場合は、甲及び乙が協議して定めるものとする。

（協定の適用）

第7条 この協定は、昭和53年4月1日から適用する。

この協定の証として、本2通を作成し、双方記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

昭和53年4月1日

甲 兵庫県知事
乙 (株)ラジオ関西
代表取締役社長
(株)サンテレビジョン
代表取締役社長

* 兵庫県は同内容の協定を以下の放送機関と締結している。

- ・ 兵庫エフエムラジオ放送(株) H3.4. 1付
- ・ (株)毎日放送 H8.6.14付
- ・ 朝日放送(株) H8.6.14付
- ・ 関西テレビ放送(株) H8.6.14付
- ・ 読賣テレビ放送(株) H8.6.14付
- ・ 大阪放送(株) H8.6.14付
- ・ (株)FM802 H8.7.18付

■ 協定関連資料
[防災関連機関等との応援協定]

(様式)

令和 年 月 日 時 分	
整理番号NO.	

放送要請書

1. 要請の理由
2. 放送事項
3. 放送希望日時
4. 県連絡責任者
5. 備考

令和 年 月 日

様

兵庫県知事 井戸敬三

資料 2-4 災害時等の緊急放送に関する協定書（ジェイコムウエスト）

災害時等の緊急放送に関する協定書

（協定の主旨）

第1条 本協定は災害対策基本法第57条及び大規模地震対策特別措置法第20条の規定により、大地震、台風などの自然災害またその他の緊急事態発生時に市民に対して緊急情報の伝達の必要がある場合において、神戸市（以下「甲」という）が株式会社ジェイコムウエスト（以下「乙」という）に緊急放送を要請し、乙の委託事業者である株式会社ジュピターテレコム（以下「丙」という）が緊急放送を実施する手続きを定めるものとする。

（緊急放送要請の手続き）

第2条 甲が緊急放送を要請しようとするときは、次の各号に掲げる事項を記載した書面にて乙の委託事業者である丙に要請するものとする。

- （1）緊急放送要請の理由
- （2）依頼する放送の内容
- （3）希望する放送の日時
- （4）その他必要な事項

2 要請の際の連絡先は丙が指定する放送拠点とし、別紙のとおり定めるものとする。

3 要請の際の連絡先に変更が生じた場合、丙は直ちに甲に申し出るものとする。

4 連絡はファックスやメールを用いて行うが、このような手段では間に合わないと判断される場合は電話にて要請することができるものとする。この場合は、事後速やかに甲は丙に書面を提出するものとする。

（緊急放送の実施）

第3条 丙は甲から要請を受けた事項に関し、形式、内容、時刻を自主的に決定して放送するものとする。

（情報の活用）

第4条 甲がインターネットや広報紙等で発信済の情報および第2条で丙に要請した情報について、緊急性の如何に関わらず乙および丙は自ら運営する放送やインターネット等を通じて発信できるものとする。

（疑義の発生について）

第5条 本協定に定めのない事項又は本協定の記載事項に関して疑義が生じた場合は、甲・乙・丙が協議して定めるものとする。

■ 協定関連資料

[防災関連機関等との応援協定]

(協定の期間)

第6条 本協定は締結の日をもって開始し、期間を1年間とする。なお、期間満了の3ヶ月前までに甲・乙・丙のいずれからも意思表示がなければ、更に1年間延長されるものとし、その後も同様とする。

この協定の証として本書3通を作成し、当事者が記名押印のうえ、各々1通を保有する。

平成26年7月17日

(甲) 神戸市中央区加納町6丁目5番1号
神戸市長 久元 喜造

(乙) 大阪市中央区谷町2丁目3番12号 マルイト谷町ビル
株式会社ジェイコムウエスト
代表取締役社長 中井芳紀

(丙) 大阪市中央区城見1丁目2番27号 クリスタルタワー5階
株式会社ジュピターテレコム
関西メディアセンター
メディアセンター長 山下幸之

資料 2-5 防災行政無線の再送信にかかる覚書（ジェイコムウエスト）

防災行政無線の再送信にかかる覚書

神戸市（以下「甲」という）と、株式会社ジェイコムウエスト（以下「乙」という）とは、甲が防災行政用無線により市民向けに実施している行政告知放送を乙の設備を利用し再送信を行うことに関して合意したので本覚書を締結する。

第1条（再送信の同意）

1. 甲及び乙は、防災行政用無線により市民向けに実施している行政告知放送を乙の設備（第6条に定義する）を利用し、乙の緊急地震速報サービスに加入している者に貸与している専用端末を通して、再送信を行うことに同意する。
2. 乙は、甲が提供する行政告知放送の内容について、変更を加えないものとする。

第2条（有効期間）

本覚書の有効期間は、平成27年8月26日から平成28年3月31日までとする。ただし、甲・乙双方から期間満了1ヶ月前までに書面による申し出がない場合は、期間満了の翌日から有効期間を1年間延長するものとし、以後も同様とする。

第3条（提供エリア）

本覚書で合意した再送信の提供エリアは、別紙1に規定する乙が運営するサービス提供エリアとする。これ以外の地域に関しては再送信を行わないものとする。

第4条（費用）

1. 本覚書による再送信の情報提供の対価は無償とする。
2. 乙は、乙の緊急地震速報サービス加入者に対して、無償で再送信するものとする。ただし、乙が提供している緊急地震速報サービスに関しては、利用料金を含め乙所定の契約条件によるものとし、甲は乙に対して制限をかけないものとする。
3. 甲及び乙は、再送信を実施するに当り必要な甲の設備及び乙の設備の改修等の費用に関して、自らの責任と負担において実施するものとする。
4. 甲の設備の改修等の費用の一部（¥1,296,000 税込）を乙が負担するものとする。

第5条（免責事項）

1. 乙は、乙の設備の維持管理を乙の責任において実施するが、天変地災その他事故等により、再送信が実施できなかった場合でも、なんら責任を負わないものとする。
2. 甲が実施する再送信の内容に関しては、甲の責任とし、乙は責任を負わないものとする。乙は、乙の緊急地震速報サービス加入者から再送信の内容に関する質疑、異議、請求等があるときは、これを甲に引き継ぐ。

■ 協定関連資料

[防災関連機関等との応援協定]

第6条（設備の維持管理）

1. 甲の設備及び乙の設備は、別紙2に規定する。
2. 本覚書で合意した再送信のため、甲及び乙は、各々の設備について各々の責任と負担において、維持管理を行うものとする。なお、甲は甲の施設内において乙の設備設置に必要な場所を無償で提供し、乙の設備にかかる電気料金等は甲が負担するものとする。
3. 乙は、再送信のために、甲の設備の点検が必要と判断した場合、甲の設備に立ち入り点検を実施することができるものとする。この場合、事後速やかに甲に点検の結果を報告するものとする。

第7条（守秘義務）

甲及び乙は、本覚書に規定する業務の遂行にあたり知りえた相手方の事業上、技術上の事項について、第三者に開示してはならない。ただし、事前に甲・乙合意した事項に関してはこの限りではない。

第8条（解除）

甲又は乙が、第2条の有効期間中に本覚書を解除しようとする場合には、2ヶ月前に相手方に書面にて通知することにより、本覚書を将来に向かって解除することができる。

第9条（権利義務）

甲及び乙は、相手方の事前の承諾なく、本覚書上の地位、及び権利義務を第三者に譲渡し、引き受けさせ、その他処分しないものとする。

第10条（協議事項）

本覚書に定めのない事項については、誠意を持って甲及び乙協議の上定めるものとする。

本覚書合意の証として、本書を2通作成し甲・乙それぞれ各1通を保有する。

平成27年8月26日

甲：神戸市
市長 久元 喜造

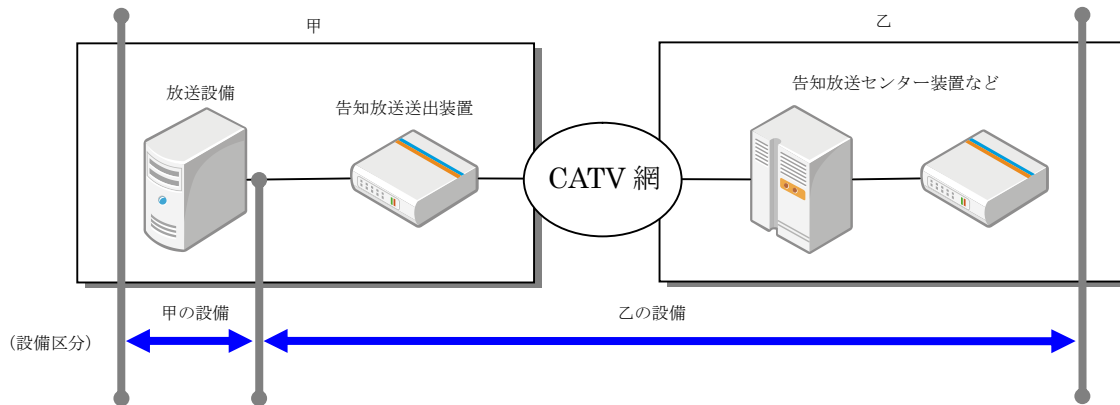
乙：株式会社ジェイコムウエスト
代表取締役

別紙1 サービス提供エリア

ジェイコムウエスト 神戸芦屋局エリア
神戸市東灘区・灘区・中央区・兵庫区・北区

ジェイコムウエスト 神戸三木局エリア
神戸市兵庫区(一部)・長田区・須磨区・垂水区・西区

別紙2 甲の設備及び乙の設備



■ 協定関連資料

[防災関連機関等との応援協定]

資料 2-6 災害時に係る情報発信等に関する協定（ヤフー株式会社）

災害に係る情報発信等に関する協定

神戸市およびヤフー株式会社（以下「ヤフー」という）は、災害に係る情報発信等に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という）を締結する。

第1条（本協定の目的）

本協定は、神戸市内の地震、津波、台風、豪雨、洪水、暴風その他の災害に備え、神戸市が神戸市民に対して必要な情報を迅速に提供し、かつ神戸市の行政機能の低下を軽減させるため、神戸市とヤフーが互いに協力して様々な取組みを行うことを目的とする。

第2条（本協定における取組み）

1. 本協定における取組みの内容は次のとおりとする。
 - (1) ヤフーが、神戸市の運営するホームページの災害時のアクセス負荷の軽減を目的として、神戸市の運営するホームページのキャッシュサイトをヤフーサービス上に掲載し、一般の閲覧に供すること。
 - (2) 神戸市が、神戸市内の避難所等の防災情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報を平常時からヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (3) 神戸市が、神戸市内の避難勧告、避難指示等の緊急情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (4) 神戸市が、災害発生時の神戸市内の被害状況、ライフラインに関する情報および避難所におけるボランティア受入れ情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (5) 神戸市が、神戸市内の避難所等における必要救援物資に関する情報をヤフーに提供し、ヤフーが、この必要救援物資に関する情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
2. 前項各号の取組みの具体的な内容および方法については、災害の状況等を考慮に入れ、神戸市およびヤフーの両者の協議により決定するものとする。
3. 神戸市およびヤフーは、第1項各号の事項が円滑になされるよう、お互いの窓口となる連絡先およびその担当者名を相手方に連絡するものとし、これに変更があった場合、速やかに相手方に連絡するものとする。
4. 第1項各号に関する事項および同項に記載のない事項についても、神戸市およびヤフーは、両者で適宜協議を行い、決定した取組みを随時実施するものとする。

第3条（費用）

第2条に基づく神戸市およびヤフーの対応は別段の合意がない限り無償で行われるものと

し、それぞれの対応にかかる旅費・通信費その他一切の経費は、各自が負担するものとする。

第4条（情報の周知）

ヤフーは、神戸市から提供を受ける情報について、神戸市が特段の留保を付さない限り、本協定の目的を達成するため、ヤフーが適切と判断する方法（提携先への提供、ヤフーサービス以外のサービス上での掲載等を含む）により、一般に広く周知することができる。ただし、ヤフーは、本協定の目的以外のために二次利用をしてはならないものとする。

第5条（本協定の公表）

本協定締結の事実および本協定の内容を公表する場合、神戸市およびヤフーは、その時期、方法および内容について、両者で別途協議のうえ、決定するものとする。

第6条（本協定の期間）

本協定の有効期間は、本協定締結日から1年間とし、期間満了前までにいずれかの当事者から他の当事者に対し期間満了によって本協定を終了する旨の書面による通知がなされない限り、本協定はさらに1年間自動的に更新されるものとし、以後も同様とする。

第7条（協議）

本協定に定めのない事項および本協定に関して疑義が生じた事項については、神戸市およびヤフーは、誠実に協議して解決を図る。

以上、本協定締結の証として本書2通を作成し、神戸市とヤフー両者記名押印のうえ各1通を保有する。

2012年9月1日

神戸市：神戸市中央区加納町6丁目5番1号
神戸市
代表者 神戸市長 矢田 立郎

ヤフー：東京都港区赤坂九丁目7番1号
ヤフー株式会社
代表取締役 宮坂 学

■ 協定関連資料

[防災関連機関等との応援協定]

資料 2-7 災害時における情報の提供に関する覚書（近畿自動車無線協会）

災害時における情報の提供に関する覚書

神戸市消防局（以下「甲」という。）と近畿自動車無線協会神戸分会（以下「乙」という。）は、災害時における情報の提供について、以下のとおり覚書を締結する。

（目的）

第1条 本覚書は、災害発生時において乙に加入している会員のタクシー無線を介し乙が市内の被害状況等を収集し、甲に対して提供することに関し必要な事項を定めることを目的とする。

（対象となる災害）

第2条 本覚書を適用する災害とは、電波法（昭和25年法律第131号）第52条第4号で定める非常通信として運用することについて認められている災害で、次のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 神戸市内あるいはその近傍地域における気象庁発表震度が震度階5弱以上の地震災害
- (2) 市内において甚大な被害が認められ、消防局長が必要と認める大規模な災害

（提供する情報）

第3条 本覚書を適用する情報とは、神戸市内における次の情報とする。

- (1) 道路、橋梁、トンネルの被害状況
- (2) 劇場、映画館、百貨店、病院、地下街等多数の者を収容する建築物の被害状況
- (3) 鉄道、駅舎の被害状況
- (4) 列車、電車の衝突・転覆事故状況

（情報提供の要請）

第4条 甲は、第2条に規定する災害が発生し、市内の被害状況を把握する必要があると認めたときは、乙に対し第3条に掲げる情報の提供を要請することができる。

2 乙は、前項の要請があった時は、業務に支障のない限り、要請に応じるものとする。

（要請の連絡）

第5条 甲は、前条第1項に基づく情報の提供を要請する時は、要請の理由その他必要事項を明らかにし、乙に電話で連絡するものとする。

（情報提供）

第6条 乙は、第4条の規定により情報を提供する時は、タクシー移動局からの情報を集約し甲に電話等で行うものとする。

2 情報の提供は、場所、対象物名等を明示して行うものとする。

3 甲は、必要に応じ甲の持つ道路情報、交通情報等を、乙に対して提供するものとする。

（費用負担）

第7条 情報の提供要請及び情報の提供に係る電話やファックスの使用料は、甲、乙それぞれの負担とする。

（有効期限）

第8条 本覚書の有効期限は、平成9年3月25日から平成10年3月24日までとする。なお期限満了日の1月前までに、甲、乙いずれからも申し出がない場合は、本覚書はさらに1年延長するものとし、以後この例による。

（疑義の協議）

第9条 本覚書に定めがない事項又は覚書内容に疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

（実施要領）

第10条 この覚書の実施に関する細部の要領については、別に定める。

本覚書の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通保有するものとする。
平成9年3月25日

甲	神戸市消防局 消防局長 園辺栄五郎
乙	社団法人 近畿自動車無線協会神戸分会 会長 松本奈良雄

資料 2-8 災害時における多言語放送に関する協定（エフエムわいわい）

災害時における多言語放送に関する協定

神戸市（以下「甲」という。）と特定非営利活動法人エフエムわいわい（以下「乙」という。）は、災害時における多言語放送に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、神戸市に地震・風水害等の災害が発生した場合に、神戸市地域に多言語による緊急情報や生活関連情報等を放送（以下「多言語放送」という。）することによって、在住外国人等に必要な情報を迅速、確実に情報を提供し、もって安全、安心に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この協定における用語の定義は次のとおりとする。

- (1) 「災害」地震、豪雨、洪水、暴風、大規模火災、武力攻撃事態その他非常の事態をいう。
- (2) 「緊急情報」前条の目的を達成するために行う災害及び防災に関する情報をいう。
- (3) 「生活関連情報等」遭難情報、道路状況、交通情報、停電情報、救援物資情報等をいう。
- (4) 「臨時災害放送局」災害が発生した場合に、その被害を軽減するために、地方公共団体等が開設する臨時かつ一時の目的のためのエフエム放送局をいう。

（多言語放送の実施）

第3条 多言語放送は、次に掲げる方法により実施するものとする。

- (1) 甲は、災害発生時に多言語による放送が必要と判断し、その実施を乙に要請した場合は、乙は甲と必要な協議を行った後、速やかに開設の準備を行い、使用できる周波数、空中線電力（送信出力）の範囲とアンテナ送信機の設置場所について甲に報告するものとする。なお、要請及び報告は文書を原則とするが、電話、FAX、電子メール等によっても行うことができる。
- (2) 甲は、乙と協議のうえ多言語による放送が必要と判断した場合、臨時災害放送局の開設について近畿総合通信局に申請を行う。申請後、近畿総合通信局から甲に対して臨時災害放送局の開設の可否、可のときは、使用できる周波数、空中線電力、呼出名称（識別信号）等の連絡があった場合は、甲は乙にその内容を伝えるものとする。
- (3) 乙は、甲が伝える近畿総合通信局からの連絡内容をもとに、機材の調整を整えたいうで放送を行う。
- (4) 第1条の目的を達成したと認められる場合、甲、乙は協議のうえ臨時災害放送局の廃止を決定する。その場合、甲は遅滞なく近畿総合通信局に報告すること。

（多言語放送の内容）

第4条 多言語放送の内容は、次に掲げる点に留意するものとする。

- (1) 甲は、必要と認める緊急情報及び生活関連情報等を乙に提供すること。また、情報提供に必要な防災行政無線等の設置、管理を無償で行うこと。
- (2) 乙は、甲が提供する情報をもとに、自身が所有、管理するエフエム放送に必要な機材を利用して多言語放送を実施するものとする。
- (3) 放送する言語種別については、甲との協議のもと乙の判断で決定する。ただし、協議する暇がない場合は、放送後に甲に報告するものとする。
- (4) 乙は、地域に密着したエフエム放送としての理念に基づき多言語放送を行うように努めるものとする。特に個人情報の取扱いに留意するとともに、放送する情報については十分な確認を行うこと。

（連絡責任者）

第5条 甲及び乙は、多言語放送を円滑に実施するため、それぞれの連絡責任者を定めるものとし、連絡責任者等を決定又は変更したときは、速やかに相手方に通知しなければならない。

（連絡調整会議）

第6条 甲及び乙は、本協定の運営に必要な調整を図るため、連絡調整会議を設置する。

■ 協定関連資料

[防災関連機関等との応援協定]

- (1) 連絡調整会議は、本協定の有効期間が満了する1か月前を目途に開催する。
- (2) その他、緊急を要する場合等に、甲、乙双方からの申出により開催することができる。

(協定の期間)

第7条 この協定の有効期間は、協定の締結の日から起算して1年間とする。ただし、この期間満了の日までに、甲、乙双方から文書による意思表示がないときには、この協定の期間満了の日の翌日から起算して1年間延長するものとする。

(機能の維持)

第8条 本協定の目的を達成するために必要な物件（知的財産を含む）については、甲、乙双方が管理する物件の範囲において、可能な限り機能を維持できるように努めること。

(費用の負担)

第9条 多言語放送にかかる費用は無償とする。ただし、本協定を運用するにあたり必要な費用が発生した場合は、甲、乙別途協議して定めるものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項、又はこの協定の条項に疑義が生じたときは、甲、乙協議して決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲、乙記名押印のうえ、各1通を保有する。
平成28年3月30日

甲：神戸市
市長 久元 喜造

乙：特定非営利活動法人 エフエムわいわい

資料 2-9 災害時等における無人航空機の運用に関する協定（一般社団法人ドローン撮影クリエイターズ協会、株式会社日本インシーク、国土防災技術株式会社神戸支店、日本インターネット株式会社）

災害時等における無人航空機の運用に関する協定

神戸市（以下「甲」という。）と〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、「災害時等における無人航空機の運用」に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害発生時等に無人航空機による災害情報の収集等の業務に関し、甲が乙に協力を要請する場合に必要な事項を定めるものとする。

（協力の要請）

第2条 甲は、災害時において情報収集等のため必要があると認める場合は、乙に対し協力を要請することができる。

（協力業務）

第3条 甲が乙に対し協力を要請する業務の内容は、次のとおりとする。

- (1) 災害対応等に必要映像・画像等の情報収集に関すること
- (2) 災害地図作成等の災害支援に関すること
- (3) その他、甲及び乙の協議により決定する必要な事項

2 乙は、特別の理由があるときは、甲の要請に協力しないことができる。この場合において、乙はこの協定違反等の責任を負わないものとする。

（業務の実施）

第4条 乙は第2条に定める災害協力要請を受けたときは、直ちに業務に必要な無人航空機及び資機材並びに人員を出動させ、甲が指定する指揮者の指示に従い業務を実施するものとする。

（安全の確保等）

第5条 甲が指定する指揮者は、乙の構成員に対し、協力の内容に応じ安全の確保等に十分配慮するものとする。

（業務報告）

第6条 乙が協力業務を実施したときは、当該業務の完了後速やかに、その実施した業務内容を甲に報告するものとする。

（映像等の所有権）

第7条 当該協定に基づく協力業務による映像や画像等の所有権は、甲に帰属するものとする。

2 乙は、協力業務により撮影した映像は、甲の許可無くインターネット、テレビ放送その他の特定の発信者から不特定多数の受け手へ向けての情報伝達手段で公開しないものとする。

（費用の負担）

第8条 第3条による協力業務に要する費用負担は、甲乙協議のうえ決定する。

（協定業務の責任負担）

第9条 この協定に基づく協力業務における事故発生時の一切の責任は乙が負い、乙の名において誠実に処理しなければならない。

2 乙は収集した情報の正確さに最大限配慮し、その情報の利用については、甲の指揮者が判断を行い、乙に責任を問わない。

（平常時の準備）

第10条 乙は、無人航空機の運用方法をマニュアルに定めるとともに、平常時から乙の構成員の無人航空機の活用技術維持向上に努め、災害時における緊急連絡体制を整備するものとする。

（訓練の参加）

第11条 乙は、この協定による協力業務が円滑に行われるよう、甲が行う防災訓練等への参加に努めるものとする。

■ 協定関連資料

[防災関連機関等との応援協定]

(実施細目)

第 12 条 この協定の実施に必要な事項は、甲乙協議のうえ別に定める。

(協議)

第 13 条 この協定に定めのない事項またはこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、甲乙が協議して定めるものとする。

(有効期限)

第 14 条 この協定の期間は、協定締結日からその効力を有するものとし、甲乙のいずれかが文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を継続する。

この協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各 1 通保有するものとする。

平成 29 年 3 月 21 日

甲 神戸市中央区加納町 6 丁目 5 番 1 号

神戸市長 久元 喜造

乙 ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

※日本コンピューターネット株式会社は令和 4 年 4 月 1 日付で協定を締結している。

資料 2-10 防災推進に関する協定書（株式会社フェリシモ）

神戸市及び株式会社フェリシモとの防災推進に関する協定書

神戸市（以下「甲」という。）と株式会社フェリシモ（以下「乙」という。）は、市民に対して、市民備蓄を推進し、広く防災情報等を発信するため、本協定を締結する。

（推進事項）

第1条 甲及び乙は、前文の目的を達成するため、次の事項について推進し協力する。

- （1） 甲乙が協力して企画開発する商品（以下「本商品」という。）の広報に関すること
- （2） ローリングストック法の啓発など、その他目的達成のため必要な事項に関すること
- （3） 災害復興支援活動など、社会貢献活動に関すること

（事業の実施）

第2条 乙は、甲の事前の承諾を得たうえで、本商品の開発や販売を行うものとし、甲は当該承諾を不当に留保してはならない。

2 本商品の価格、販売促進方法、販売ルート及び販売期間等の販売に関する諸条件は、甲乙協議のうえ、決定する。

3 その他、具体的な実施事項についても、甲乙協議のうえ、決定する。

（リスクの分担）

第3条 本商品の販売に関する訴訟、苦情、要望への対応及び第三者に損害を与えた場合の賠償責任等については、乙が一切の責めを負う。

2 乙の責めに帰すべき事由により、乙が第1条に規定する推進事項を中断した場合、乙は、当該中断によって甲及び第三者に生じた損害を賠償する責任を負う。

（期間）

第4条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から1年間とする。ただし、本協定の有効期間が満了する日の1ヶ月前までに、甲又は乙から書面による特段の申出のないときは、さらに1年間この協定は更新されるものとし、その後も同様とする。

（疑義の解決）

第5条 本協定に定めのない事項又は本協定に関し疑義等が生じた場合は、甲乙協議のうえ決定する。また、甲又は乙のいずれかが協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議のうえ変更を行う。

■ 協定関連資料

[防災関連機関等との応援協定]

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙において記名押印または署名の上、各自その1通を保有するものとする。

平成29年12月1日

神戸市中央区加納町6丁目5番1号

甲 神戸市

神戸市長 久元 喜造

神戸市中央区浪花町59番地

乙 株式会社フェリシモ

代表取締役 矢崎 和彦

資料 2-11 防災啓発推進に関する協定書（NPO法人プラス・アーツ）

神戸市及びNPO法人プラス・アーツとの防災啓発推進に関する協定書

神戸市（以下「甲」という。）とNPO法人プラス・アーツ（以下「乙」という。）は、阪神・淡路大震災の経験・教訓をふまえて、市民や事業者等に対して、クリエイティブな視点を活用しながら、日常的に取り組める防災について広く啓発していくため、本協定を締結する。

（推進事項）

第1条 甲及び乙は、前文の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について協力し、推進する。

- （1）防災の知識や技術を伝承できる人材の育成に関する事
- （2）阪神・淡路大震災をはじめとした災害の経験・教訓の伝承や防災の啓発に関する事
- （3）神戸市内の地域団体の防災訓練・教育の実施支援に関する事
- （4）災害復興支援活動など、社会貢献活動に関する事

（費用の負担）

第2条 前条第1号から第3号に規定する事項について、事業の実施にかかる経費については、甲乙協議のうえ、その都度定めるものとする。

（期間）

第3条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から1年間とする。ただし、本協定の有効期間が満了する日の1ヶ月前までに、甲又は乙から書面による特段の申出のないときは、さらに1年間この協定は更新されるものとし、その後も同様とする。

（疑義の解決）

第4条 本協定に定めのない事項又は本協定に関し疑義等が生じた場合は、甲乙協議のうえ決定する。また、甲又は乙のいずれかが協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議のうえ変更を行う。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙において記名押印または署名の上、各自その1通を保有するものとする。

平成30年3月7日

神戸市中央区加納町6丁目5番1号
甲 神戸市
神戸市長 久元 喜造

神戸市中央区小野浜町1-4
デザイン・クリエイティブセンター神戸307
乙 NPO法人プラス・アーツ
理事長 永田 宏和

■ 協定関連資料

[防災関連機関等との応援協定]

資料 2-12 災害時避難施設に係る情報の提供に関する協定（株式会社バカン）

災害時避難施設に係る情報の提供に関する協定

神戸市（以下「甲」という。）と株式会社バカン（以下「乙」という。）は、災害時の避難施設に係る情報提供等に関し、次のとおり、協定（以下「本協定」という）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、災害時の避難施設について、甲が市民及び来訪者（以下「市民等」という。）に対して必要な情報を提供する手段を充実させるため、甲と乙が互いに協力することを目的とする。

（実施内容）

第2条 前条の目的を達成するため、本協定で実施する協力内容は、次のとおりとする。

(1) 甲は、災害時の避難施設に係る情報を乙に提供すること。

(2) 乙は、甲から提供された情報を自社サービス上にすみやかに掲載するなどし、市民等に対し周知すること。

（費用の負担）

第3条 本協定の運用にかかる一切の費用は甲乙間で別段の協議がない限り、乙が負担するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、災害時の避難施設に係る情報を乙に提供する際にかかる費用については、甲の負担とする。

（2次利用）

第4条 乙は、本協定で得た情報を、第三者に提供する場合は、あらかじめ甲に通知しなければならない。

（緊急連絡体制）

第5条 第2条の内容を円滑に行うために、甲及び乙は、この協定に関する担当部署を定めるとともに、連絡責任者を選任して緊急連絡体制を確立し、電話番号その他連絡に必要な事項をあらかじめ定めるものとする。緊急連絡体制に変更が生じた場合は、遅延なく相手方に通知しなければならない。

（協定の有効期間）

第6条 この協定の有効期間は、協定締結日から令和6年3月31日とする。

2 前項の規定にかかわらず、期間満了の日の1か月前に、甲又は乙から何ら意思表示がないときは、協定期間は更に1年延長するものとし、その後もこの例による。

（契約の解除）

第7条 甲は、この協定を継続しがたい事由が発生した場合に本協定の全部または一部を解除することができる。その場合、甲は、1か月以上の予告期間をもって乙に書面にて通知することにより、本協定を解除することができる。

（疑義等の決定）

第8条 この協定について疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、甲

乙協議の上、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

令和4年3月24日

甲 兵庫県神戸市中央区加納町6丁目5番1号

神戸市
神戸市長 久元喜造

乙 東京都千代田区永田町二丁目17番地3
住友不動産永田町ビル2階

株式会社バカン
代表取締役 河野剛進

■ 協定関連資料

[防災関連機関等との応援協定]

(3) 輸送・物資供給等に関する機関との応援協定

資料 3-1 災害時における自動車輸送等の業務の協力に関する協定（赤帽兵庫県軽自動車運送協同組合）

災害時における自動車輸送等の業務の協力に関する協定

神戸市（以下「甲」という。）と赤帽兵庫県軽自動車運送協同組合（以下「乙」という。）との間において風水害・地震等による災害（以下「災害」という。）時における自動車輸送等の業務の協力について、つぎのとおり協定を締結する。

(協力の要請)

第1条 神戸市内に災害が発生し、災害対策業務を実施するため自動車輸送が必要とするときは、甲は、乙に対し次に掲げる事項を明らかにして、業務の協力を要請することができる。

- (1) 災害の状況及び協力を要請する事由
- (2) 協力を必要とする車両数、車両種類、大きさ及び人員
- (3) 協力を必要とする場所
- (4) 協力する業務の内容
- (5) その他必要となる事項

(協力の実施)

第2条 乙は、前条による甲の要請を受けたときは、速やかに協力するものとする。

(業務の報告)

第3条 乙は、前条に基づき協力した場合は、速やかに甲に対し、次の事項を報告するものとする。

- (1) 業務に従事した車両数、車両種類、大きさ及び人員
- (2) 走行距離及び地点
- (3) その他必要な事項

(経費の負担)

第4条 自動車輸送の協力を要した経費は、甲が負担するものとし、その額についてはその都度甲乙協議のうえ決定する。

(経費の支払)

第5条 乙は、甲に対し第3条に定める報告を行い、確認を受けたのち、甲に対し運賃等の請求を行う。

(事故等)

第6条 乙の使用した車両が故障その他の理由により運行を中断したときは、乙は、速やかに当該車両を交換してその業務の継続に努めるものとする。

2 乙は、その車両の運行に際し、事故が発生したときは、甲に対し速やかにその状況を報告するものとする。

(第三者に対する責任)

第7条 乙は、その車両の運行に際し、乙の責に帰する理由により、第三者に損害を与えたときは、その賠償の責を負うものとする。

(協定の有効期間)

第8条 この協定は、平成11年7月1日から実施する。

(疑義の解釈)

第9条 この協定書に定めのない事項又はこの協定に疑義を生じたときは、甲乙協議してその都度定める。

甲と乙とは、本書2通を作成し、それぞれ記名押印のうえ、その1通を保有する。

平成11年7月1日

神戸市中央区加納町6丁目5-1

甲 神戸市

代表者 神戸市長 笹山 幸俊

神戸市西区大津和3丁目3-10

乙 赤帽兵庫県軽自動車運送協同組合

理事長 井垣 俊秋

資料 3-2 災害時における自動車輸送等の業務の協力に関する協定（社団法人兵庫県トラック協会）

災害時における自動車輸送等の業務の協力に関する協定

神戸市（以下「甲」という。）と一般社団法人兵庫県トラック協会（以下「乙」という。）との間において風水害・地震等による災害（以下「災害」という。）時における自動車輸送等の業務協力について、次のとおり協定を締結する。

（協力の要請）

第1条 災害が発生し、災害対策業務や災害対策支援業務を実施するため、自動車が必要となるときは、甲は、乙に対し次に掲げる事項を明らかにして、業務の協力を要請することができる。

- (1) 災害の状況及び協力を要請する事由
- (2) 協力を必要とする車両数、車両種類、大きさ及び人員
- (3) 協力を必要とする場所
- (4) 協力する業務の内容
- (5) その他必要となる事項

（協力の実施）

第2条 乙は、前条による甲の申請を受けたときは、速やかに協力するものとする。

（業務の報告）

第3条 乙は、前条に基づき協力した場合は、速やかに甲に対し、次の事項を報告するものとする。

- (1) 業務に従事した車両数、車両種類、大きさ及び人員
- (2) 走行距離及び地点
- (3) その他必要な事項

（費用負担）

第4条 自動車輸送の協力を要した費用は、甲が負担するものとし、その額についてはその都度甲乙協議のうえ決定する。

（経費の支払）

第5条 乙は、甲に対し第3条に定める報告を行い、確認を受けたのち、甲に対し運賃等の請求を行う。

（事故等）

第6条 乙の使用した車両が故障その他の理由により運行を中断したときは、乙は、速やかに当該車両を交換してその業務の継続に努めるものとする。

2 乙は、その車両の運行に際し、事故が発生したときは、甲に対し速やかにその状況を報告するものとする。

（第三者に対する責任）

第7条 乙は、その車両の運行に際し、乙の責に帰する理由により、第三者に損害を与えたときは、その賠償の責を負うものとする。

（連絡責任者）

第8条 甲と乙は、この協定の成立にかかる連絡責任者を協定締結後速やかに「連絡責任者届」（別

紙様式）により相手方に報告するものとし、変更があった場合には直ちに相手方に報告するものとする。

（協定締結日）

第9条 この協定は、平成27年12月4日から実施する。

（疑義の解釈）

第10条 この協定書に定めのない事項又はこの協定に疑義を生じたときは、甲乙協議してその都度定める。

■ 協定関連資料

[防災関連機関等との応援協定]

甲と乙とは、本書2通を作成し、それぞれ記名押印のうえ、その1通を保有する。

平成27年12月4日

神戸市中央区加納町6丁目5-1
甲 神戸市
代表者 神戸市長 久元 喜造

神戸市灘区大石東町2丁目4-27
乙 一般社団法人兵庫県トラック協会
会 長 福永 征秀

資料 3-3 災害時における支援協力に関する協定（兵庫県石油商業組合）

災害時における支援協力に関する協定

神戸市（以下「甲」という。）と兵庫県石油商業組合（以下「乙」という。）は、地震、風水害その他の災害時における支援協力について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、神戸市内に地震、風水害等による大規模な災害が発生し又は発生する恐れがある場合（以下「災害時」という）において、被災者救援に関する支援活動への協力について、必要な事項を定めるものである。

（支援の内容）

第2条 甲は、乙に対し、乙の組合員（以下「組合員」という。）の給油取扱所における次の事項の実施について協力を要請することができるものとする。

- (1) 災害時の応急・復旧対策、被災者等への支援のため、緊急通行車両への優先的な給油を行うとともに、当該車両の運転者に対して道路、避難場所その他必要な情報を提供すること。
- (2) 徒歩で帰宅する被災者等に対して、甲が提供する情報のほか、ラジオ、テレビ等で知り得た情報を提供するとともに、当該給油取扱所を一時休憩所として、水道水及びトイレを提供すること。
- (3) 避難所における炊き出し、暖房等に使用する石油類燃料を優先的に供給すること。

2 乙は、災害時に甲から石油類燃料の提供を求められたときは、優先的に供給するものとし、石油類燃料の供給に当たっては次のとおりとする。

- (1) 甲が石油類燃料の運搬を求めたときは、乙は積極的に協力するものとし、甲又は乙の指定する者が運搬するものとする。
- (2) 石油類燃料の引渡し場所は、甲が指定するものとし、甲は当該引渡し場所に職員を派遣し、数量その他必要な事項を確認のうえ引き取るものとする。

3 乙は、組合員に対し、災害時に次の事項について協力するよう指導するものとする。

- (1) 火災又は救急事故発生時における 119 番通報の実施
- (2) 火災発生時における初期消火活動の実施
- (3) 救助活動に活用できるジャッキ等の資機材等の貸出
- (4) 救急措置その他の協力できること
- (5) 石油類燃料の価格の高騰の防止

（支援の実施）

第3条 乙は前条第1項の規定により甲から要請を受けたときは、組合員に対し、可能な範囲において支援を実施するよう指導するものとする。ただし、乙は、通信の途絶により甲が乙に協力を要請できないと判断したときは、甲の要請を待たないで支援を実施するよう指導するものとする。

（経費の負担）

第4条 第2条第1項に規定する給油及び石油類燃料の供給に要する費用については、通常の商取引の例によるものとする。

2 第2条第2項に規定する支援の実施に要した経費については、甲が負担するものとし、その費用は、乙の指定する者が提出する出荷確認書等に基づき、災害時直前における適正価格を基準として、甲は乙と協議のうえ決定するものとする。

3 前2項に定めないものについては、乙の負担とする。

（防災情報の発信）

第5条 乙は、組合員に対し、給油取扱所において平常時より地震・洪水等の被害想定、避難場所及び緊急輸送路その他防災に関する情報の発信に努めるよう指導するものとする。

2 甲は、前項の情報の発信及び第2条第1項第2号の情報の提供に関して必要な協力を行うものとする。

（事業継続計画）

第6条 乙は、組合員に対し、災害時における事業を円滑に継続するため、事業継続計画の策定を指導するものとする。

■ 協定関連資料

[防災関連機関等との応援協定]

(情報の交換)

第7条 甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため平素から情報交換を行い、緊急時に備えるものとする。

(協力体制の構築)

第8条 甲及び乙は、あらかじめ連絡責任者を定めて相手方に報告し、災害が発生したときは、速やかに相互に連絡をとるものとする。

(1) 甲及び乙は、連絡責任者等を定め様式1により報告するものとする。

(2) 前項に定める甲及び乙の連絡責任者等に変更があった場合は、速やかに相手方に通知するものとする。

2 乙は、組合員と非組合員（未加入業者）の明確化を期するため、毎年4月1日現在の組合員名簿を甲に提出するものとする。

3 甲は、災害時に、乙の組合員が石油類燃料等の供給能力を十分発揮できるよう、平時の燃料油調達において、受注機会の確保について配慮するものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、その都度甲、乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第10条 この協定は、協定締結日の日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を持続するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成25年4月1日

甲 神戸市中央区加納町6丁目5番1号
神戸市
神戸市長 矢田 立郎

乙 神戸市中央区栄町通2丁目5番1号
りそな神戸ビル5階
兵庫県石油商業組合
理事長 中村 彰一郎

資料 3-4 災害時における物資供給に関する協定書（NPO 法人コメリ災害対策センター）

災害時における物資供給に関する協定書

神戸市（以下「甲」という。）と NPO 法人コメリ災害対策センター（以下「乙」という。）は、災害時における物資の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第 1 条 この協定は、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が乙と協力して、物資を迅速かつ円滑に被災地へ供給及び甲が行う災害対策業務で必要な物資の調達のために必要な事項を定めるものとする。

（協定事項の発効）

第 2 条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が乙に対して要請を行ったときをもって発効する。

（供給等の協力要請）

第 3 条 甲は、災害時において物資を調達する必要があると認めるときは、乙に調達可能な物資の供給を要請することができる。

（調達物資の範囲）

第 4 条 甲が、乙に供給を要請する物資の範囲は、次に掲げるもののうち、乙が調達可能な物資とする。

- (1) 別表に掲げる物資
- (2) その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第 5 条 第 3 条の要請は、調達する物資名、数量、規格、引渡場所等を記載した文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、電話等で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（物資の供給の協力）

第 6 条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、物資の優先供給に努めるものとする。

2 乙は、物資の供給を実施したときは、その供給の終了後速やかにその実施状況を報告書により甲に報告するものとする。

（引渡し等）

第 7 条 物資の引渡場所は、甲が指定するものとし、その指定地までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲が定める輸送手段により運搬するものとする。

2 甲は、乙が前項の規定により物資を運搬する車両を優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

（費用の負担）

第 8 条 第 6 条の規定により、乙が供給した物資の代金及び乙が行った運搬等の経費は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生直前における小売価格等を基準とし、甲と乙が協議の上速やかに決定する。

（費用の支払い）

第 9 条 物資の供給に要した費用は、乙の請求により、甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。

（情報交換）

第 10 条 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及び物資の供給等についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

（協議）

第 11 条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

■ 協定関連資料

[防災関連機関等との応援協定]

(有効期間)

第12条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を1カ月以上前に通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成28年3月29日

甲 兵庫県神戸市中央区加納町6丁目5番1号
神戸市
代表者 神戸市長 久元 喜造

乙 新潟県新潟市南区清水4501番地1
NPO法人 コメリ災害対策センター
理事長 捧 雄一郎

別表

災害時における緊急対応可能な物資

大分類	主な品種
作業関係	作業シート、標識ロープ、ヘルメット、防塵マスク、簡易マスク、長靴、軍手、ゴム手袋、皮手袋、雨具、土のう袋、ガラ袋、スコップ、ホースリール
日用品等	毛布、タオル、衣類 割箸、使い捨て食器、ポリ袋、ホイル、ラップ、ウェットティッシュ、マスク、衛生用ポリ手袋（使い捨て）、生理用品、紙おむつ（子供用・大人用）、おしり拭き、バケツ、水モップ、デッキブラシ、雑巾、簡易ライター、使い捨てカイロ、粉ミルク（アレルギー非対応）
水関係	飲料水（ペットボトル）、生活用水用ポリタンク
冷暖房機器等	大型石油ストーブ、木炭、木炭コンロ
電気用品等	投光器、懐中電灯、乾電池、カセットコンロ、カセットボンベ
トイレ関係等	救急ミニトイレ、トイレトーパー

■ 協定関連資料

[防災関連機関等との応援協定]

災害時に緊急対応可能な物資の数量について

大分類	主な品種	数量（単位） 含め
作業関係	作業シート	
	標識ロープ	
	ヘルメット	
	防塵マスク	
	簡易マスク	
	長靴	
	軍手	
	ゴム手袋	
	皮手袋	
	雨具	
	土のう袋	
	がら袋	
	スコップ	
	ホースリール	
日用品等	毛布	
	タオル	
	衣類	
	割箸、使い捨て食器	
	使い捨て食器	
	ポリ袋、ホイル、ラップ	
	ホイル	
	ラップ	
	ウェットティッシュ	
	マスク	
	衛生用ポリ手袋（使い捨て）	
	生理用品	
	紙おむつ（子供用）	
	紙おむつ（大人用）	
	おしり拭き	
	バケツ	
	水モップ	
	デッキブラシ	
	雑巾	
簡易ライター		
使い捨てカイロ		
粉ミルク		
水関係	飲料水（ペットボトル）	
	生活用水用ポリタンク	
冷暖房機器等	大型石油ストーブ	
	木炭	
	木炭コンロ	
電気用品等	投光器	
	懐中電灯	
	乾電池	
	カセットコンロ	
	カセットボンベ	
トイレ関係等	救急ミニトイレ	
	トイレトペーパー	

資料 3-5 災害時における物資供給に関する協定書（株式会社ナフコ）

災害時における物資供給に関する協定書

神戸市（以下「甲」という。）と株式会社ナフコ（以下「乙」という。）とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に規定する地震、津波、風水害、その他の災害により甚大な被害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に必要な物資（以下「物資」という。）の供給等について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時における救援物資の調達などに関する甲の計画に対する乙の協力について必要な事項を定める。

（要請）

第2条 甲は、次の各号に掲げる場合において、物資を調達する必要があると認めるときは、乙に対しその保有する物資の供給を要請することができる。

- （1）神戸市内に災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。
- （2）神戸市以外の災害の救助のため、国又は関係都道府県から物資の調達の斡旋を要請され、または特に必要を認めて斡旋を行うとき。

（協力）

第3条 乙は、甲から前条の規定による要請があったときは、当該要請に対し可能な範囲において協力する。

（調達物資の範囲）

第4条 甲が乙に供給を要請する物資は、次の各号に掲げるものとする。

- （1）供給要請対象物資一覧（別紙①）に掲げる物資
- （2）その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第5条 第2条の要請は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急の場合で、文書をもって要請することができない場合は口頭で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

2 前項ただし書の場合にあっては、第6条の措置を執るものとする。

（要請に基づく乙の措置）

第6条 乙は、第2条の要請を受けたときは、その要請事項を実施するための措置を執るとともに、その措置の状況を甲に連絡するものとする。

（価格）

第7条 物資の取引価格は、災害発生直前時における適正な価格（引渡しまでの運賃を含む。災害発生前の取引については、取引時の適正な価格）を基準として、甲及び乙が協議して定めるもの

■ 協定関連資料

[防災関連機関等との応援協定]

とする。

(運搬および引渡し)

第8条 乙は、物資の運搬及び引渡しについては、甲の指示に従うものとする。

2 物資の搬送は、原則として乙が行うものとし、甲は、甲の指定する場所に職員を派遣し、物資を確認のうえ、引渡しを受けるものとする。ただし、乙が搬送できない場合は、甲の指定する運送業者が、乙の指定する場所において物資を確認のうえ、引渡しを受けるものとする。

3 甲は、前項の職員を派遣できない場合は、その他甲の指定する者に代行させることができる。

(車両の通行)

第9条 甲は、乙が物資を運搬及び供給する際は、乙及び乙の業務委託先の車両を緊急又は優先車両として通行できるように可能な範囲で支援する。

(代金の支払い)

第10条 乙は、第8条第2項の引渡し後に物資の代金(引渡し場所までの運賃を含む。以下同じ。)を甲に請求するものとし、甲は速やかに物資の代金を支払うものとする。

(連絡責任者の選任)

第11条 甲及び乙は、この協定に基づく甲に対する乙の支援が円滑に行われるよう、あらかじめ連絡責任者を定めるものとする。

(担当者名簿の作成)

第12条 甲及び乙は、この協定の成立の日および毎年4月1日現在の事務担当者名簿(別紙②)を作成し、相互に交換するものとする。

2 前項の規定は、年度途中において記載事項に変更が生じた場合に準用する。

(情報の交換)

第13条 甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じて、情報の交換を行うものとする。

(協議)

第14条 この協定に定める事項に疑義が生じた場合又はこの協定に定めのない事項で必要がある場合は、甲及び乙が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第15条 この協定は、締結日から平成31年3月31日までとする。

2 前項の期間満了の1か月前までに、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知し、双方が合意しない限り、本協定はさらに1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

(その他)

第16条 以上のとおり、本協定の締結を証するため、本協定2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、

各自 1 通を保有する。

平成 3 0 年 3 月 3 0 日

甲 神戸市中央区加納町 6 丁目 5 番 1 号
神戸市長 久 元 喜 造

乙 福岡県北九州市小倉北区魚町 2 丁目 6 番 1 0 号
株式会社 ナフコ
代表取締役 石 田 卓 巳

■ 協定関連資料

[防災関連機関等との応援協定]

別紙①

供給要請対象物資一覧

分類	主な品種
作業関係	作業シート、土嚢袋、標識ロープ、ヘルメット、防塵マスク、長靴、軍手、ゴム手袋、皮手袋、雨具、ガラ袋など
工具類	スコップ、つるはし、バール、ハンマー、のこぎり、鍬、チェーンソー、バケツ、電動ハンマードリル、発電機、燃料携行缶、延長コード、ホースリールなど
食料、飲料水	飲料水（ペットボトル）、水、即席めん、缶詰など
生活必需品	毛布、タオル、下着、紙オムツ（大人用・子供用）、ちり紙、ウェットティッシュ、ボディタオル、鍋、やかん、食器類、割り箸、ポリ袋、マッチ、ライター、ローソク、雑巾、使い捨てカイロ、携帯トイレ、水缶など
調理・電気用品	カセットコンロ、カセットボンベ、投光器、懐中電灯、乾電池など
暖房機器	石油ストーブ、湯たんぽ、木炭、木炭コンロなど

資料 3-6 災害時の物資供給に関する協定書（合同会社西友）

災害時の物資供給に関する協定書

神戸市（以下「甲」という）と 合同会社西友（以下「乙」という）は、地震、風水害その他災害が発生した場合、被災住民を救助するための生活物資（以下「物資」という）の調達、及び供給に関して次のとおり協定（以下「本協定」という）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、「神戸市民の安全推進に関する条例」に基づき、風水害・地震などの緊急時に、「神戸市地域防災計画」に定める被災者救援及び救助活動が円滑に実施されることを目的とする。なお、「緊急時」の認定は甲が行う。

（協力の内容）

第2条 乙は、緊急時において、下記の事項について、可能な限り協力できるよう努力するものとする。

- (1) 店舗の早期開店
- (2) 物資の安定供給
- (3) 市場価格による物資の販売

（物資調達の要請）

第3条 甲は、災害発生時における物資の確保を図るため、必要があると認める時は、乙の保有する物資の供給を要請することができる。

2 甲は乙に対して前項に定める要請を行う場合には、要請する物資及びその数量等については、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、電話その他の方法で要請し、事後、速やかに文書を交付する。

（要請事項に対する措置）

第4条 乙は、甲から前条の要請を受けたときは、要請事項に対して可能な限り要請に応じるものとする。

（物資の範囲）

第5条 甲が乙に供給を要請する物資の範囲は次のとおりにする。ただし、乙は常に在庫することを保障するものではない。

- (1) 別表1「災害救助物資の品目」に掲げる物資
- (2) その他甲が指定する物資で、乙が承認した物資

（物資の数量）

第6条 甲は必要がある場合に、乙に対し、供給できる数量について照会することができる。乙は可能な限りこの照会に回答する。

（物資の運搬）

第7条 物資の運搬は、乙の協力を得て、甲が行う。ただし、甲の運搬が困難な場合は、乙又は乙の指定する者が行うものとする。

2 乙が物資を運搬、及び供給する際には、車両を緊急車両として通行できるよう、甲は配慮する。

（物資の費用）

第8条 乙が供給した物資の対価及び前条の規定により行った、運搬等の費用については、甲が負担するものとする。

2 物資の取引価格は、引渡し場所への運搬終了後、乙の提出する出荷確認等に基づき、災害発生

■ 協定関連資料

[防災関連機関等との応援協定]

時直前の乙の店舗での通常価格とする。

(代金の支払)

第9条 甲は、物資の納入を受け、乙からの請求書を受領した後、前条による対価及び費用を、請求書受理日の翌月末日までに、乙が指定する銀行口座に振り込み支払いするものとする。但し、災害発生時において、期日までの履行が困難である場合には、甲乙間で協議するものとする。

2 この振り込み手数料は甲が負担する。

(連絡責任者の報告)

第10条 甲と乙は、この協定の成立にかかる連絡責任者を協定締結後、速やかに「連絡担当責任者確認書」(別表2)により相手方に報告するものとし、変更があった場合には直ちに相手方に報告するものとする。

(履行義務の免除)

第11条 乙が被災した場合、乙がこの協定を履行できない場合があることを甲はあらかじめ了承する。

(協議事項)

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解決について疑義が生じたときは、その都度甲乙双方が誠意をもって協議し、決定する。

(有効期間)

第13条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から2020年3月31日までとする。ただし、この期間満了の一箇月前までに甲乙いずれからも協定解除の申し出がないときは、さらに1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

甲：

神戸市中央区加納町6丁目5番1号

神戸市

神戸市長 久元 喜造

乙：

東京都北区赤羽二丁目1番1号

会社名 合同会社西友

代表者 代表社員 ウォルマート・ジャパン・ホールディングス株式会社

職務執行者 リオネル・ディクスリー

捺印日： 2020年1月10日

捺印日： 2019年12月27日

別表 1

災害救助物資の品目

区 分	主 な 品 目
食 料	米、パン、牛乳、缶詰、インスタント麺、レトルト食品、魚肉缶詰、 容器入飲料水 など
日 用 品	ポリタンク、乾電池、ライター、トイレットペーパー、 ティッシュペーパー、ごみ袋、洗剤、ガムテープ、軍手 など
そ の 他	ビニールシート など

■ 協定関連資料

[防災関連機関等との応援協定]

別表 2

連絡担当責任者・緊急連絡先確認書

(2020年 月 日現在)

○ 甲【神戸市】

1. 連絡担当者

担当部署・室名	
役職・氏名	
住所	
T E L	
F A X	
E-mail	

2. 緊急連絡先

	第1優先	第2優先
担当部署・室名		
役職・氏名		
T E L		
携帯電話		
F A X		

○ 乙【合同会社 西友】

1. 連絡担当者

担当部署・室名	
役職・氏名	
住所	
T E L	
F A X	
E-mail	

2. 緊急連絡先

	第1優先	第2優先
役職・氏名		
携帯電話		
F A X		

※人事異動などで記載事項に変更が生じた場合は、改めてこの確認書を送付願います。

資料 3-7 災害時における食糧・物資の安定供給等に関する協定書（株式会社万代）

災害時における食糧・物資の安定供給等に関する協定書

神戸市（以下「甲」という。）と株式会社万代（以下「乙」という。）は、風水害・地震等の緊急時における被災者及び救助要員等に対する、食糧・物資の優先供給に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、「神戸市民の安全の推進に関する条例」に基づき、風水害・地震等の緊急時に、「神戸市地域防災計画」に定める被災者救援及び救助活動が円滑に実施されることを目的とする。

（緊急時の認定）

第2条 緊急時の認定は甲が行う。

（協力）

第3条 乙は、緊急時においては甲の要請がなくても以下の内容について協力するものとする。

- （1） 店舗の早期開店
- （2） 食糧・物資の安定供給
- （3） 通常価格による販売

（食糧・物資の提供）

第4条 第3条に定めるもののほか、甲は乙に対して、調達を必要とする物資・日時・場所等を指示して、食糧・物資の提供を求めることができるものとする。

- 2 乙は甲の要請があったときは、可能な範囲において、食糧・物資の提供に努めるものとする。
- 3 引渡し場所までの物資の運搬は、原則として乙または乙が指定する者が行なうものとする。ただし、乙の運搬が困難な場合は、甲または甲の指定する者が行なうものとする。
- 4 甲は、指定した引渡し場所に職員を派遣し、物資を確認のうえ引き取るものとする。

（価格、請求及び支払い）

第5条 乙が甲に提供する食糧・物資の価格は、災害が発生した直前の標準価格（乙の店頭小売価格）とする。

- 2 乙は第4条の規定により、甲に対して食糧・物資を提供したときは、前項の規定に基づく代金を甲に対し請求するものとする。
- 3 甲は前項の請求が乙からあったときは、速やかに代金を支払うものとする。

（情報交換）

第6条 甲及び乙は、平素から「神戸市地域防災計画」をはじめ、甲の防災体制の状況、その他災害対策上必要な事項について情報交換に努め、緊急時に備えることとする。

2 甲と乙は、この協定にかかる連絡責任者を協定締結後、速やかに別途指定する様式により、相手方に報告するものとし、変更があった際には直ちに相手方に報告するものとする。

（疑義の解釈）

第7条 この協定に定めのない事項又は疑義の生じた事項については、その都度甲乙協議して定めるものとする。

（有効期間）

第8条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から令和3年3月31日までとする。ただし、

■ 協定関連資料

[防災関連機関等との応援協定]

この期間満了の二箇月前までに甲乙いずれからも協定解除の申し出がないときは、さらに1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和2年1月10日

甲 神戸市

神戸市中央区加納町6丁目5番1号
代表者 神戸市長 久元 喜造

乙 株式会社万代

大阪府東大阪市渋川町3丁目9-25
代表取締役社長 阿部 秀行

連絡責任者届

【神戸市】

1. 連絡責任者

役職・氏名	
電話番号	
携帯電話番号	
FAX	

2. 時間外及び休日の連絡先

	第1連絡先	第2連絡先
役職・氏名		
電話番号		
携帯電話番号		
FAX		

【株式会社万代】

1. 連絡責任者

役職・氏名	
電話番号	
携帯電話番号	
FAX	

2. 時間外及び休日の連絡先

	第1連絡先	第2連絡先
役職・氏名		
電話番号		
携帯電話番号		
FAX		

3. 勤務時間及び休日

勤務時間：

休日：

4. 特記事項（店舗の開店・閉店など共有しておくべき情報等）

■ 協定関連資料

[防災関連機関等との応援協定]

資料 3-8 災害時における食糧・物資の安定供給等に関する協定書

災害時における食糧・物資の安定供給等に関する協定書

神戸市（以下「甲」という。）と〇〇〇（以下「乙」という。）は、風水害・地震等の緊急時における被災者及び救助要員等に対する、食糧・物資の優先供給に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、「神戸市民の安全の推進に関する条例」に基づき、風水害・地震等の緊急時に、「神戸市地域防災計画」に定める被災者救援及び救助活動が円滑に実施されることを目的とする。

（緊急時の認定）

第2条 緊急時の認定は甲が行う。

（協力）

第3条 乙は、緊急時においては甲の要請がなくても以下の内容について協力するものとする。

- （1） 店舗の早期開店
- （2） 食糧・物資の安定供給
- （3） 通常価格による販売

（食糧・物資の提供）

第4条 第3条に定めるもののほか、甲は乙に対して、調達を必要とする物資・日時・場所等を指示して、食糧・物資の提供を求めることができるものとする。

2 乙は甲の要請があったときは、可能な範囲において、食糧・物資の提供に努めるものとする。

（価格、請求及び支払い）

第5条 乙が甲に提供する食糧・物資の価格は、災害が発生した直前の標準価格とする。

2 乙は第4条の規定により、甲に対して食糧・物資を提供したときは、前項の規定に基づく代金を甲に対し請求するものとする。

3 甲は前項の請求が乙からあったときは、速やかに代金を支払うものとする。

（情報交換）

第6条 甲及び乙は、平素から「神戸市地域防災計画」をはじめ、甲の防災体制の状況、その他災害対策上必要な事項について情報交換に努め、緊急時に備えることとする。

（疑義の解釈）

第7条 この協定に定めのない事項又は疑義の生じた事項については、その都度甲乙協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成10年9月1日

神戸市中央区加納町6丁目5番1号

甲 神戸市

代表者 神戸市長 笹山 幸俊

乙 （協定締結団体は、次ページの「調達食糧・物資 指定業者一覧」参照）

調達食糧・物資 指定業者一覧

(令和3年12月31日時点)

No.	指定業者名	担当部署 (災害発生時)	所在地	連絡先
-----	-------	-----------------	-----	-----

○関係団体

1	兵庫六甲 農業協同組合	営農経済事業部	〒651-1313 神戸市北区 有野中町2丁目12-13	TEL : 078 (981) 6871 FAX : 078 (981) 0997
2	神戸市 商店街連合会		〒650-0044 神戸市中央区 東川崎町1丁目8-4	TEL : 078 (360) 3232 FAX : 078 (360) 3231
3	神戸市 小売市場連合会		〒650-0044 神戸市中央区 東川崎町1丁目8-4 8階	TEL : 078 (341) 9666 FAX : 078 (341) 9667

○市内百貨店

4	株式会社阪急阪 神百貨店 神戸阪急	総務部	〒651-8511 神戸市中央区 小野柄通8丁目1-8	TEL : 078 (200) 7011 FAX : 078 (200) 7434
5	株式会社 大丸神戸店	業務推進部	〒650-0037 神戸市中央区 明石町40	TEL : 078 (331) 8121 FAX : 078 (333) 2281
6	株式会社 大丸須磨店		〒654-0154 神戸市須磨区 中落合2丁目2-4	TEL : 078 (791) 3111 FAX : 078 (792) 4468

○日本チェーンストア協会関西支部会員

7	イズミヤ 株式会社	総務部	〒557-0015 大阪市西成区 花園南1丁目4-4	TEL : 06 (6657) 3324 FAX : 06 (6657) 3398
8	株式会社 関西スーパー マーケット	総務グループ 総務チーム	〒664-0851 伊丹市 中央5丁目3-38	TEL : 072 (772) 0341 FAX : 072 (772) 1713
9	イオンリテール 株式会社 西日本カンパニー	総務部	〒553-0001 大阪市福島区 海老江1丁目1-23	TEL : 06 (6457) 6111 FAX : 06 (6457) 6200
10	株式会社 ダイエー	総務部	〒135-0016 東京都江東区 東陽2丁目2-2 東陽駅前ビ ル	TEL : 03 (6388) 7340 FAX : 03 (5606) 6247
11	株式会社 ピーコックスト ア	関西業務推進部	〒565-0874 大阪府吹田市 古江台4丁目2 D4-101	TEL : 06 (6872) 0011 FAX : 06 (6872) 0581
12	株式会社 トーヨー	C S R 推進部	〒658-0033 神戸市東灘区 向洋町西5丁目9	TEL : 078 (845) 2456 FAX : 078 (845) 2473

■ 協定関連資料

[防災関連機関等との応援協定]

資料 3-9 災害時における物資供給に関する協定書（株式会社ファーストリテイリング）

協定名	締結先	締結日
災害時における物資供給に関する協定書	株式会社ファーストリテイリング	令和3年4月28日

詳細については非掲載（所管：経済観光局）

資料 3-10 災害時における物資供給に関する協定書（コーナン商事株式会社）

災害時における物資供給に関する協定書

神戸市（以下「甲」という。）とコーナン商事株式会社（以下「乙」という。）とは、地震、津波、風水害、その他の災害により甚大な被害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に必要な物資（以下「物資」という。）の供給等について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時に甲と乙が協力して、物資を迅速かつ円滑に被災地へ供給及び甲が行う災害対応業務に必要な物資の調達のため、乙の協力について必要な事項を定めるものとする。

（要請）

第2条 甲は、次の各号に掲げる場合において、物資を調達する必要があるときは、乙に対しその保有する物資の供給を要請することができる。

- （1）神戸市内に災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。
- （2）神戸市以外の災害について、国及び関係地方公共団体から、物資の調達斡旋を要請されたとき、または救助の必要があるとき。

（調達物資の範囲）

第3条 甲が乙に要請する物資は、別表①の品目を基準とする。ただし、甲と乙が協議し、乙は可能な範囲で甲に対して災害時に必要な物資の供給に協力するものとする。

（要請の方法）

第4条 第2条の要請は、「物資発注書」（別紙第1号様式）をもって行うものとする。

ただし、緊急を要する場合は、電話又はその他の方法をもって要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（要請事項に基づく乙の措置）

第5条 乙は、第2条の要請を受けたときは、当該要請に対し可能な範囲において協力する。

2 乙は物資の供給を実施したときは、速やかにその実施状況を「物資供給報告書」（別紙第2号様式）により甲に提出するものとする。

（物資の運搬）

第6条 物資の引渡場所及び引渡日時は、甲乙協議の上決定する。

2 甲は、乙が物資を運搬及び供給する際は、乙及び乙の業務委託先の車両を緊急又は優先車両として通行できるように配慮する。

（費用の負担）

第7条 乙が供給した物資の対価及び引渡し場所までの運搬に係る費用実費は、甲が負担するものとする。

2 物資の取引価格は、災害発生直前における小売価格等適正な価格を基準として、甲と乙が協議の上速やかに決定する。

（代金の支払い）

第8条 乙は、第6条の規定により甲に対して物資を提供したときは、前項の規定に基づく物資の代金を甲に請求するものとし、甲は速やかに物資の代金を支払うものとする。

（連絡責任者の報告）

第9条 甲と乙は、この協定の成立にかかる連絡責任者を協定締結後速やかに「連絡責任者届」（別

■ 協定関連資料

[防災関連機関等との応援協定]

紙第3号様式)により相手方に報告するものとし、変更があった場合には直ちに相手方に報告するものとする。

(情報交換)

第10条 甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じて情報の交換を行うものとする。

(協議)

第11条 この協定に定める事項に疑義が生じた場合又はこの協定に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第12条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を1カ月以上前に通知し、双方が合意しない限り、同一内容でもって継続するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

令和3年11月11日

甲 神戸市中央区加納町6丁目5番1号
神戸市長 久元喜造

乙 大阪府堺市西区鳳東町4丁401番地1
コーナン商事株式会社
代表取締役社長 疋田直太郎

別表①（第3条関係）
災害時における供給物資

種類	物資名
作業関係	作業シート、標識ロープ、ヘルメット、防塵マスク、簡易マスク、長靴、軍手、ゴム手袋、皮手袋、雨具、土のう袋
日用品等	毛布、タオル、割り箸、使い捨て食器、ポリ袋、ホイル、ラップ、ウエットティッシュ、マスク、バケツ、水モップ、デッキブラシ、雑巾、簡易ライター、使い捨てカイロ、トイレットペーパー、ティッシュペーパー、生理用品
食品等	飲料水、水缶、カップラーメン、菓子
冷暖房器具等	大型石油ストーブ、木炭、木炭コンロ
電気用品等	投光機、懐中電灯、乾電池、カセットコンロ、カセットポンベ
トイレ関係	救急ミニトイレ

■ 協定関連資料

[防災関連機関等との応援協定]

資料 3-11 災害時における物資供給に関する協定書（株式会社ほっかほっか亭総本部）

災害時における物資供給に関する協定書

神戸市（以下「甲」という。）と株式会社ほっかほっか亭総本部（以下「乙」という。）とは、地震・風水害その他が発生または発生のおそれがある場合に必要な食料・物資（以下「物資」という。）の供給等に関し、次のとおり協定を締結する。

（要請）

第1条 甲は、次に掲げる場合において、物資を調達する必要があるときは、乙に対し、乙が保有する物資の供給を要請することができる。

- （1）神戸市内に災害が発生し、または発生するおそれがあるとき。
- （2）神戸市域外の災害について、国及び関係地方公共団体から、物資の調達斡旋を要請されたとき、または救助の必要があるとき。

（物資の範囲）

第2条 甲が乙に供給を要請する物資は、次に掲げるもののうち、要請時点で乙が調達・製造が可能な物資とする。但し、甲より乙が要請を受けた時点で、物流ラインの断絶等により物資の供給ができないことがある場合、物資の調達の可否・日時・種類・個数は甲乙別途協議の上、これを定める。

- （1）弁当類を中心とする食料品
- （2）飲料水

（要請の方法）

第3条 第1条の要請は、「物資発注書」（別紙第1号様式）をもって行なうものとする。

ただし、緊急を要する場合は、電話又はその他の方法をもって要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（物資供給の協力）

第4条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、物資の供給及び運搬に対する協力等に積極的に努めるものとする。

- 2 乙は物資の供給を実施したときは、速やかにその実施状況を「物資供給報告書」（別紙第2号様式）により甲に提出するものとする。
- 3 この協定の目的を達成するため、乙はその供給可能商品、数量等について、甲の求めに応じて報告する。

（物資の引渡し）

第5条 物資の引渡場所及び引渡日時は、甲が状況に応じ、指定するものとし、引渡場所までの物資の運搬は、原則として乙または乙が指定する者が行なうものとする。ただし、乙の運搬が困難な場合は、甲または甲の指定する者が行なうものとする。

- 2 甲は、当該場所に職員又は避難所運営責任者を派遣し、物資を確認のうえ引き取るものとする。

（安全衛生管理）

第6条 甲及び乙は、物資が安全安心に消費されるために、物資の特性を十分に考慮し、製造・運搬・供給・保管・配布の各過程において、安全衛生管理面に特に注意しなければならないが、第5条の引渡前については乙が、引渡後については甲が、それぞれ責任をもって安全衛生管理を行う。

2 消費期限内に物資が消費されなかったことにより、又は引渡し後の安全衛生管理の瑕疵により、食中毒等安全衛生管理上の問題が生じた場合は、乙は一切の責任を負わない。

(車両の通行)

第7条 甲は、乙が物資を運搬及び供給する際には、車両を緊急または優先車両として通行できるように可能な範囲で支援するものとする。

(物資の代金等)

第8条 乙が供給した物資の対価及び引渡し場所までの運搬に係る費用実費は、甲が負担するものとし、甲は乙からの請求後速やかにその代金を支払うものとする。

2 乙が供給した物資の価格は、災害発生直前の乙の店舗での販売推奨価格（災害発生前の取引については取引時の販売推奨価格）を基準として甲と乙が協議して決定する。

(連絡責任者の報告)

第9条 甲と乙は、この協定の成立にかかる連絡責任者を協定締結後速やかに「連絡責任者届」（別紙第3号様式）により相手方に報告するものとし、変更があった場合には直ちに相手方に報告するものとする。

(協議)

第10条 この協定について疑義が生じた事項又はこの協定に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議して定めるものとする。

(効力)

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、有効期間満了日までに、甲、乙双方いずれからも意思表示がないときは同一条件にて1年間更新されたものとし、以後も同様とする。

(解除)

第12条 この協定を解除する場合は、甲乙いずれか一方が解除日1カ月前までに書面により相手方に通知するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲・乙記名の上、各自その1通を保有するものとする。

令和3年11月18日

甲 兵庫県神戸市中央区加納町6丁目5番1号
神戸市長 久元 喜造

乙 大阪市北区鶴野町3番10号
株式会社ほっかほっか亭総本部
代表取締役 岩崎 智彦

■ 協定関連資料

[防災関連機関等との応援協定]

資料 3-12 災害時における物資供給に関する協定書（株式会社カインズ）

災害時における物資供給に関する協定書

神戸市（以下「甲」という。）と株式会社カインズ（以下「乙」という。）とは、地震、津波、風水害、その他の災害により甚大な被害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に必要な物資（以下「物資」という。）の供給等について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時に甲と乙が協力して、物資を迅速かつ円滑に被災地へ供給及び甲が行う災害対応業務で必要な物資の調達のため、乙の協力について必要な事項を定めるものとする。

（要請）

第2条 甲は、次の各号に掲げる場合において、物資を調達する必要があるときは、乙に対しその保有する物資の供給を要請することができる。

- （1）神戸市内に災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。
- （2）神戸市以外の災害について、国及び関係地方公共団体から、物資の調達斡旋を要請されたとき、または救助の必要があるとき。

（調達物資の範囲）

第3条 甲が乙に供給を要請する物資は、次に掲げるもののうち、要請時点で乙が調達可能な物資とする。

- （1）日用品等の生活必需品
- （2）災害時の応急対策に必要な物資として乙が供給できるもの

（要請の方法）

第4条 第2条の要請は、「物資発注書」（別紙第1号様式）をもって行うものとする。

ただし、緊急を要する場合は、電話又はその他の方法をもって要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（物資供給の協力）

第5条 乙は、第2条の要請を受けたときは、物資の供給及び運搬に対する協力等に積極的に努めるものとする。

- 2 乙は物資の供給を実施したときは、速やかにその実施状況を「物資供給報告書」（別紙第2号様式）により甲に提出するものとする。

（物資の運搬）

第6条 物資の引渡場所及び引渡日時は、甲が状況に応じ指定するものとし、引渡場所までの物資の運搬は、原則として乙または乙が指定する者が行なうものとする。ただし、乙の運搬が困難な場合は、甲または甲の指定する者が行なうものとする。

- 2 甲は、乙が物資を運搬及び供給する際は、乙及び乙の業務委託先の車両を緊急又は優先車両として通行できるように配慮する。

（費用の負担）

第7条 乙が供給した物資の対価及び引渡し場所までの運搬に係る費用実費は、甲が負担するものとする。

- 2 物資の取引価格は、災害発生直前における小売価格等適正な価格を基準として、甲と乙が協議

の上速やかに決定する。

(代金の支払い)

第8条 乙は、第6条の規定により甲に対して物資を提供したときは、前項の規定に基づく物資の代金を甲に請求するものとし、甲は速やかに物資の代金を支払うものとする。

(連絡責任者の報告)

第9条 甲と乙は、この協定の成立にかかる連絡責任者を協定締結後速やかに「連絡責任者届」(別紙第3号様式)により相手方に報告するものとし、変更があった場合には直ちに相手方に報告するものとする。

(情報交換)

第10条 甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じて情報の交換を行うものとする。

(協議)

第11条 この協定に定める事項に疑義が生じた場合又はこの協定に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第12条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を1カ月以上前に通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

令和4年2月9日

甲 神戸市中央区加納町6丁目5番1号
神戸市長 久元 喜造

乙 埼玉県本庄市早稲田の杜一丁目2番1号
株式会社カインズ
代表取締役社長 高家 正行

■ 協定関連資料

[防災関連機関等との応援協定]

資料 3-13 緊急時における生活物資確保に関する協定（生活協同組合コープこうべ）

緊急時における生活物資確保に関する協定

神戸市（以下「甲」という。）と生活協同組合コープこうべ（以下「乙」という。）は、緊急時における生活物資の確保に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、緊急時に際し、生活物資の確保及び安定供給を行うことにより物価の高騰及びパニックの防止を図り、もって市民生活の安定に寄与することを目的とする。

（法令の遵守）

第2条 この協定の施行にあたっては、消費生活協同組合法（昭和23年法第200号）その他法令を遵守しなければならない。

（定義）

第3条 この協定における「緊急時」とは、風水害など天災による災害やその他社会情勢などにより一時的に流通が阻害され、市民に混乱が生じると予測されるときで、神戸市長が認めた場合をいう。

2 この協定における「生活物資」とは、神戸市民の暮らしをまもる条例（平成17年4月条例第2号）第46条に規定する重要物資及びその他必要と認める物資をいう。

（緊急時の認定）

第4条 緊急時の認定は、甲乙協議のうえ、甲が行う。

（生活物資の指定）

第5条 生活物資は、別表1のとおりとする。

2 前項に定めるもののほか、必要に応じて甲乙協議のうえ、指定できるものとする。

（情報交換）

第6条 甲及び乙は、平素から物価及び需給の動向、神戸市内の各店舗状況その他必要な事項について調査研究及び情報交換に努め、緊急時に備えるものとする。

2 甲及び乙は、緊急時に関する情報を知り得た時は、直ちに情報共有に努めなければならない。

3 甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため、必要に応じて情報交換会などを開催し、万全の体制を整えるよう努めるものとする。

（生活物資の確保及び安定供給）

第7条 甲は、緊急時に際し、乙に対し生活物資の確保及び安定供給について要請するものとする。

2 乙は、前項の要請を受けたときは、直ちに必要な措置を行うものとする。

3 物資の供給にあたっては、神戸市内にある乙の各事業所からの供給を主とする。

4 緊急時における物資調達等の伝達経路は、別途定める。

（情報提供）

第8条 甲及び乙は、緊急時に際し、甲乙協力して、迅速かつ的確な物価、商品等の情報を市民及び報道機関等に提供するものとする。

（支援体制の整備）

第9条 乙は、緊急時における広域的な支援体制の整備に努めるものとする。

（その他）

第 10 条 この協定に定めのない事項または疑義を生じた事項については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

附 則

1 平成 7 年 9 月 11 日に締結した「緊急時における生活物資確保に関する協定」は、廃止する。

この協定の締結を証するため、本書 2 通作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その 1 通を保有する。

平成 3 1 年 4 月 1 日

甲 神戸市中央区加納町 6 丁目 5 番 1 号
神戸市
代表者 神戸市長 久元 喜造

乙 神戸市東灘区住吉本町 1 丁目 3 番 19 号
生活協同組合コープこうべ
代表者 組合長理事 木田 克也

■ 協定関連資料

[防災関連機関等との応援協定]

別表1 生活物資

ア 神戸市民のくらしをまもる条例（平成17年4月条例第2号）第46条の規定に基づき，神戸市告示第362号（平成20年9月12日）により告示された品目のうち灯油を除く11品目

米，食パン，小麦粉，牛乳，育児用粉ミルク，食用油，しょうゆ，上白糖，ラップ，トイレトペーパー，洗剤 の11品目

イ 緊急時に必要とされる品目

パン製品（食パンを除く。），ハム，インスタント麺，魚肉缶詰，容器入飲料水，せっけん，ポリバケツ，飲料用ポリタンク，乾電池，懐中電灯，カセットガスボンベ及びカセット式ガスコンロ，ゴミ袋，ローソク，軍手，運動靴，タオル，紙おむつ，紙コップ及び紙皿，生理用品，毛布，肌着，歯ブラシ の22品目

以上 33品目

資料 3-14 災害時における飲料の提供・調達に関する協定書（近畿コカ・コーラボトリング株式会社）

災害時における飲料の提供・調達に関する協定書

神戸市（以下「甲」という。）と近畿コカ・コーラボトリング株式会社（以下「乙」という。）は、風水害・地震等の緊急時に必要な飲料の提供及び調達に関し、次のとおり協定する。

（飲料の提供）

第1条 甲は、神戸市内で風水害・地震等により大規模災害が発生した場合等において、飲料の提供が必要となるときには、乙に対し次の事項について、協力を要請することができる。

- (1) 災害発生時において、乙の指定した物流拠点(別表)で保有する在庫飲料
- (2) 災害発生時において、乙の設置した災害対応型自動販売機の機内在庫飲料

2 前項の要請は文書(様式1)をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは口頭で要請し、その後すみやかに文書を交付するものとする。

（飲料の調達）

第2条 甲は、神戸市内に災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、飲料の調達の必要があると認めるときは、乙に対し、その保有する飲料の供給を要請することができる。

2 前項の要請は文書(様式2)をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは口頭で要請し、その後すみやかに文書を交付するものとする。

（協力の実施）

第3条 乙は、甲の要請を受けたときは、特別の理由がない限り、他の業務に優先して甲に協力するものとする。

（費用負担）

第4条 第1条第1項に定める飲料の提供により発生した費用は、乙の負担とする。

2 第2条第1項に定める飲料の調達に要した費用は、引渡しまでの運賃を含む災害発生直前時における適正な価格（災害発生前の取引については取引時の適正な価格）を基準として、甲、乙協議して定める。

（運搬）

第5条 飲料の運搬は、甲乙相互に協力し、第1条第1項に定める場合にあつては甲が、第2条第1項に定める場合にあつては乙が、これを行うものとする。

（不可抗力等）

第6条 甲は災害発生時における飲料提供である事を鑑み、乙が不可抗力等により、第1条第2項、第2条第2項、第3条及び第5条に定める乙の義務を履行できない場合であっても、乙はその責任を負わないものとする。

（代金の支払い）

第7条 甲が第2条第1項の規定に基づき引取った飲料の代金は、引取り後、すみやかに支払うものとする。

（連絡責任者）

第8条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては危機管理室長、乙においては近畿コカ・コーラボトリングCSRリスク管理委員長とする。

（協議）

第9条 この協定に定めのない事項については、その都度、甲、乙協議して定める。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成18年3月9日

甲 神戸市中央区加納町6丁目5番1号
神戸市長 矢田 立郎
乙 摂津市千里丘7丁目9番31号
近畿コカ・コーラボトリング株式会社
代表取締役社長 吉松 民夫

別表(第1条第1項第1号関係)

名称	所在地	在庫数量
長田物流拠点	神戸市灘区灘浜町1-2	12,000ケース

■ 協定関連資料

[防災関連機関等との応援協定]

資料 3-15 災害時における飲料の提供・調達に関する協定書（ダイードリンク株式会社）

災害時における飲料の提供・調達に関する協定書

神戸市（以下「甲」という。）とダイードリンク株式会社（以下「乙」という。）は、風水害・地震等の緊急時に必要な飲料の提供及び調達に関し、次のとおり協定する。

（飲料の提供）

第1条 甲は、神戸市内で風水害・地震等により大規模災害が発生した場合等において、飲料の提供が必要となるときには、乙に対し次の事項について、協力を要請することができる。

- (1) 災害発生時において、乙の指定した営業拠点(別表)で保有する在庫飲料
- (2) 災害発生時において、乙の設置した災害対応型自動販売機の機内在庫飲料

2 前項の要請は文書(様式1)をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは口頭で要請し、その後すみやかに文書を交付するものとする。

（飲料の調達）

第2条 甲は、神戸市内に災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、飲料の調達の必要があると認めるときは、乙に対し、その保有する飲料の供給を要請することができる。

2 前項の要請は文書(様式2)をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは口頭で要請し、その後すみやかに文書を交付するものとする。

（協力の実施）

第3条 乙は、甲の要請を受けたときは、特別の理由がない限り、他の業務に優先して甲に協力するものとする。

（費用負担）

第4条 第1条第1項に定める飲料の提供により発生した費用は、乙の負担とする。

2 第2条第1項に定める飲料の調達に要した費用は、引渡しまでの運賃を含む災害発生直前時における適正な価格(災害発生前の取引については取引時の適正な価格)を基準として、甲、乙協議して定める。

（運搬）

第5条 飲料の運搬は、第1条第1項に定める場合にあつては、甲乙相互の協力のもとこれを行うものとし、第2条第1項に定める場合にあつては、乙がこれを行うものとする。

2 第1条第2項に定める場合にあつては、甲は乙に対して、必要とする飲料の種類・日時・運搬場所等を指示して、飲料の提供を求めることができるものとする。

（不可抗力等）

第6条 甲は災害発生時における飲料提供である事を鑑み、乙が不可抗力等により、第1条第2項、第2条第2項、第3条及び第5条に定める乙の義務を履行できない場合であっても、乙はその責任を負わないものとする。

（代金の支払い）

第7条 甲が第2条第1項の規定に基づき引取った飲料の代金は、引取り後、すみやかに支払うものとする。

（連絡責任者）

第8条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては危機管理室長、乙においては近畿支店 支店長とする。

（協議）

第9条 この協定に定めのない事項については、その都度、甲、乙協議して定める。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成22年3月21日

甲 神戸市中央区加納町6丁目5番1号

神戸市長 矢田立郎

乙 大阪市平野区長吉長原東3丁目1番55号

ダイードリンク株式会社

西日本営業部 部長 尾崎 恵二

別表(第1条第1項第1号関係)

名称	所在地	在庫数量
ダイードリンク(株) 神戸西営業所	神戸市西区伊川谷町潤和848番地5号	6,000ケース

資料 3-16 災害時における飲料の提供・調達に関する協定書（株式会社伊藤園）

災害時における飲料の提供・調達に関する協定書

神戸市（以下「甲」という。）と株式会社伊藤園（以下「乙」という。）は、風水害・地震等の緊急時に必要な飲料の提供及び調達に関し、次のとおり協定する。

（飲料の提供）

第1条 甲は、神戸市内で風水害・地震等により大規模災害が発生した場合等において、飲料の提供が必要となるときには、乙に対し次の事項について、協力を要請することができる。

- (1) 災害発生時において、乙の指定した営業拠点（別表）で保有する在庫飲料
- (2) 災害発生時において、乙の設置した災害対応型自動販売機の機内在庫飲料

2 前項の要請は文書（様式1）をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは口頭で要請し、その後すみやかに文書を交付するものとする。

（飲料の調達）

第2条 甲は、神戸市内に災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、飲料の調達の必要があると認めるときは、乙に対し、その保有する飲料の供給を要請することができる。

2 前項の要請は文書（様式2）をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは口頭で要請し、その後すみやかに文書を交付するものとする。

（協力の実施）

第3条 乙は、甲の要請を受けたときは、特別の理由がない限り、他の業務に優先して甲に協力するものとする。

（費用負担）

第4条 第1条第1項に定める飲料の提供により発生した費用は、乙の負担とする。

2 第2条第1項に定める飲料の調達に要した費用は、引渡しまでの運賃を含む災害発生直前時における適正な価格（災害発生前の取引については取引時の適正な価格）を基準として、甲、乙協議して定める。

（運搬）

第5条 飲料の運搬は、第1条第1項に定める場合にあつては、甲乙相互の協力のもとこれを行うものとし、第2条第1項に定める場合にあつては、乙がこれを行うものとする。

2 第1条第2項に定める場合にあつては、甲は乙に対して、必要とする飲料の種類・日時・運搬場所等を指示して、飲料の提供を求めることができるものとする。

（不可抗力等）

第6条 甲は災害発生時における飲料提供である事を鑑み、乙が不可抗力等により、第1条第2項、第2条第2項、第3条及び第5条に定める乙の義務を履行できない場合であっても、乙はその責任を負わないものとする。

（代金の支払い）

第7条 甲が第2条第1項の規定に基づき引取った飲料の代金は、引取り後、すみやかに支払うものとする。

（連絡責任者）

第8条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては危機管理室長、乙においては関西本部（兵庫地区管理課長）とする。

（協議）

第9条 この協定に定めのない事項については、その都度、甲、乙協議して定める。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成19年1月17日

甲 神戸市中央区加納町6丁目5番1号
神戸市長 矢田立郎

乙 東京都渋谷区本町3-47-10
株式会社伊藤園
総務部長 大久保 強

別表（第1条第1項第1号関係）

名称	所在地
伊藤園 神戸支店	神戸市須磨区弥栄台3-1-4
伊藤園 神戸東支店	神戸市東灘区深江浜町103-1
伊藤園 神戸西支店	神戸市兵庫区明和通1-2-5

■ 協定関連資料

[防災関連機関等との応援協定]

資料 3-17 災害時における精米等の供給に関する協定書（兵庫六甲農業協同組合）

災害時における精米等の供給に関する協定書

神戸市（以下「甲」という。）と兵庫六甲農業協同組合（以下「乙」という。）は、風水害・地震等の緊急時における被災者及び救助要員等に対する、食糧確保のために、精米等の優先供給に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、「神戸市民の安全の推進に関する条例」に基づき、風水害・地震等の緊急時に、「神戸市地域防災計画」に定める被災者救援及び救助活動が円滑に実施されることを目的とする。

（緊急時の認定）

第2条 緊急時の認定は甲が行う。

（協力）

第3条 乙は、緊急時においては甲の要請がなくても、市民に対する食糧供給のため、通常の経済活動の早期回復に努めることとする。

（精米等の提供）

第4条 第3条に定めるもののほか、甲は乙に対して、調達を必要とする精米等を、日時・場所等を指示して、提供を求めることができるものとする。

2 乙は甲の要請があったときは、可能な範囲において、精米等の提供に努めるものとする。

（価格、請求及び支払い）

第5条 乙が甲に提供する精米等の価格は、災害が発生した直前の標準価格とする。

2 乙は第4条の規定により、甲に対して精米等を提供したときは、前項の規定に基づく代金を甲に対し請求するものとする。

3 甲は前項の請求が乙からあったときは、速やかに代金を支払うものとする。

（災害時の支援体制）

第6条 甲は、災害時において、乙が物資を配送する車両を優先車両として通行できるように配慮に努めるものとする。

2 甲は災害時において、乙の事務所が被災した場合、乙の事業所の業務再開に可能な範囲において協力するものとする。

（情報交換）

第7条 甲及び乙は、平素から「神戸市地域防災計画」をはじめ、甲の防災体制の状況、その他災害対策上必要な事項について情報交換に努め、緊急時に備えることとする。

（疑義の解釈）

第8条 この協定に定めのない事項又は疑義の生じた事項については、その都度甲乙協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成12年4月1日

神戸市中央区加納町6丁目5番1号
甲 神戸市
代表者 神戸市長 笹山 幸俊
神戸市中央区海岸通1番地
乙 兵庫六甲農業協同組合
代表者 代表理事組合長 橋本 行雄

資料 3-18 災害時における食糧・物資の供給等に関する協定書（株式会社ファミリーマート）

災害時における食糧・物資の供給等に関する協定書

神戸市（以下「甲」という。）と株式会社ファミリーマート（以下「乙」という。）とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に規定する地震・風水害その他の災害時に必要な食糧・物資（以下「物資」という。）の供給等について、次のとおり協定を締結する。

（要請）

- 第1条 甲は、神戸市の区域内において災害が発生し、又は発生するおそれがあり、物資を調達する必要があると認めるときは、乙に対し、乙が保有する物資の供給、又は乙以外の者が保有する物資のあっせんを要請することができるものとする。
- 2 前項の規定による要請は、文書により行うものとする。ただし、事態が急迫して文書によることができない場合は、口頭又は電信若しくは電話その他の方法によることができる。
- 3 前項ただし書の場合において、甲は、事後に速やかに要請の内容を記載した文書を乙に提出するものとする。

（協力）

- 第2条 乙は、甲から前条第1項の規定による要請があったときは、当該要請に対し、できる限り協力するものとする。

（物資の範囲）

- 第3条 甲が、乙に供給を要請する物資の範囲は、次に掲げるもののうち、要請時点で乙が調達または製造可能な物資とする。ただし、甲から乙が要請を受けた時点で、物流ラインの断絶、乙の加盟店への商品供給を優先する必要性等により物資の供給ができないことがある場合、乙にて物資の調達の可否・日時・個数を決定することを甲は了承する。

- (1) 食料品
- (2) 飲料水
- (3) 日用品
- (4) その他甲が指定する物資

（物資の引渡し）

- 第4条 物資の引渡場所及び引渡日時は、甲が状況に応じ指定するものとし、当該引渡場所までの物資の運搬は、乙又は乙があっせんする者が行うものとする。ただし、乙又は乙があっせんする者が当該運搬を行うことができない場合は、甲が指定する者が当該運搬を行うものとする。

（車両の通行）

- 第5条 甲は、乙が物資を運搬及び供給する際には、車両を緊急又は優先車両として通行できるように可能な範囲で支援するものとする。

■ 協定関連資料

[防災関連機関等との応援協定]

(物資の代金等)

- 第6条 甲は、物資を引き取った後、乙の請求に基づき速やかにその代金を乙に支払うものとする。
- 2 物資の代金は、災害発生時の直前における仕入れ価格を基準として、甲と乙又は乙があっせんする者とが協議して決定するものとする。
- 3 乙が行った運搬に係る費用は、乙による通常の商品配送業務とみなし、原則として乙が負担するものとする。ただし、乙の通常の商品配送業務の範疇を著しく超えると認められる場合は、甲が負担するものとする。

(供給可能数量等の報告)

- 第7条 乙は、この協定の締結後速やかに、第3条に規定する物資の供給可能数量及び災害時の緊急連絡先について、甲に報告するものとする。供給可能数量又は緊急連絡先を変更した場合も、同様とする。

(協議)

- 第8条 この協定について疑義が生じた事項又はこの協定に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議して定めるものとする。

(効力)

- 第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、有効期間満了日までに、甲、乙双方いずれからも意思表示がないときは更新されたものとし、以後も同様とする。

(解除)

- 第10条 この協定を解除する場合は、甲乙いずれか一方が解除日1カ月前までに書面により相手方に通知するものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書2通を作成し、両者記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成25年9月5日

甲 兵庫県神戸市中央区加納町六丁目5番1号
神戸市
代表者 神戸市長 矢田 立郎

乙 東京都豊島区東池袋三丁目1番1号
株式会社ファミリーマート
代表取締役社長 中山 勇

資料 3-19 災害時における食糧・物資の供給等に関する協定書（株式会社ローソン）

災害時における食糧・物資の供給等
に関する協定書

神 戸 市
株式会社ローソン

■ 協定関連資料

[防災関連機関等との応援協定]

災害時における食糧・物資の供給等に関する協定書

神戸市（以下「甲」という。）と株式会社ローソン（以下「乙」という。）とは、地震・風水害その他が発生または発生のおそれがある場合に必要な食糧・物資（以下「物資」という。）の供給等に関し、次のとおり協定を締結する。

（要請）

第1条 甲は、次に掲げる場合において、物資を調達する必要があるときは、乙に対し、その調達・製造が可能な範囲内で物資の供給を要請することができる。

- （1）神戸市内に災害が発生し、または発生するおそれがあるとき。
- （2）神戸市域外の災害について、国及び関係地方公共団体から、物資の調達斡旋を要請されたとき、または救助の必要があるとき。

（物資の範囲）

第2条 甲が乙に供給を要請する物資は、次に掲げるもののうち、要請時点で乙が調達・製造が可能な物資とする。但し、甲より乙が要請を受けた時点で、物流ラインの断絶、乙の加盟店への商品供給を優先する必要性等、により物資の供給ができないことがある場合、乙にて物資の調達の可否・日時・種類・個数を決定することを甲は了承する。

- （1）食料品
- （2）飲料水
- （3）日用品
- （4）その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第3条 第1条の要請は、「物資発注書」（別紙1号様式）をもって行なうものとする。

ただし、緊急を要する場合は、電話又はその他の方法をもって要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（要請に基づく乙の措置）

第4条 第1条の要請を受けたときは、乙はその要請事項を実施するための措置をとるとともに、その措置の状況を「物資可能数量・措置の状況報告書」（別紙第2号様式）により甲に提出するものとする。

（物資の引渡し）

第5条 物資の引渡し場所及び引渡し日時は、甲が状況に応じ、指定するものとし、引渡し場所までの物資の運搬は、原則として乙または乙が指定する者が行なうものとする。ただし、乙の運搬が困難な場合は、甲または甲の指定する者が行なうものとする。

- 2 甲は、当該場所に職員を派遣し、物資を確認のうえ引き取るものとする。
- 3 乙は、物資の引渡し終了した後、次に掲げる事項を速やかに書面により甲に報告するものとする。
 - （1）引渡しの日時及び場所
 - （2）引渡しに係わる物資の品目及び数量

（車両の通行）

第6条 甲は、乙が物資を運搬及び供給する際には、車両を緊急または優先車両として通行できるように可能な範囲で支援するものとする。

(物資の代金等)

第7条 乙が供給した物資の対価及び引渡し場所までの運搬に係る費用実費は、甲が負担するものとし、乙からの請求後1ヶ月以内に、甲または甲の指定する地方自治体から乙指定口座に振り込みにより支払うものとする。

2 乙が供給した物資の価格は、災害発生直前の乙の店舗での販売推奨価格（災害発生前の取引については取引時の販売推奨価格）とする。

(連絡責任者の報告)

第8条 甲と乙は、この協定の成立にかかる連絡責任者を協定締結後速やかに「連絡責任者届」（別紙第3号様式）により相手方に報告するものとし、変更があった場合には直ちに相手方に報告するものとする。

(その他)

第9条 乙は、自己の加盟店もしくは関係者（配送業者等）に最大限の努力をもってこの協定を履行するよう求めるが、フランチャイズ契約等の制限から、強制することが困難な事情がある場合、甲はこれを承諾する。

(協議)

第10条 この協定について疑義が生じた事項又はこの協定に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議して定めるものとする。

(効力)

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、有効期間満了日までに、甲、乙双方いずれからも意思表示がないときは更新されたものとし、以後も同様とする。

(解除)

第12条 この協定を解除する場合は、甲乙いずれか一方が解除日1カ月前までに書面により相手方に通知するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲・乙記名の上、各自その1通を保有するものとする。

平成26年3月10日

甲 兵庫県神戸市中央区加納町6丁目5番1号
神戸市
代表者 神戸市長 久元 喜造 印

乙 東京都品川区大崎1丁目11番2号
株式会社ローソン
代表取締役CEO 新浪 剛史 印

■ 協定関連資料

[防災関連機関等との応援協定]

別紙第1号様式

物 資 発 注 書

令和 年 月 日

株式会社ローソン

代表取締役 殿

担当部署

コンプライアンス・リスク統括室

神戸市長

災害時における食糧・物資の調達要請について

「災害時における食糧・物資の供給等に関する協定」に基づき、下記のとおり要請します。なお、協定書第3条の規定により、本要請に対する貴社の措置状況を報告願います。

記

要請する物資

要請期日	要請品目	要請数量	搬入希望場所

※ 要請数量は、1日あたり数量とする。

（ 問い合わせ先
市 室 課
電話 — —
FAX — —
担当 ）

別紙第2号様式

物資可能数量・措置の状況報告書

令和 年 月 日

神戸市長 様

株式会社ローソン
担当部署 コンプライアンス・リスク統括室

「災害時における食糧・物資の供給等に関する協定」(第4条)に基づき、当社の(物資可能数量・措置の状況)を下記のとおり報告します。

記

1. 調達可能数量

発災直後		発災後3日以降	
品 名	調達可能数量	品 名	調達可能数量
(調理不要の食品)		(主食+副食品)	
おにぎり 弁 当 パ ン 飲料水 (お茶等) その他		おにぎり 弁 当 パ ン 缶 詰 カップラーメン カップ味噌汁 飲料水 (お茶等) その他	
下着類 () タオル () 懐中電灯 () 乾電池 () 軍手 () ちり紙 () ろうそく () ウエットティッシュ () カセットボンベ () ※その他 () () () () () () () () () () () ()			

注：協定書第4条による報告は、被災がないと想定した場合の1日あたりの最大調達・製造可能数量の概数を記入する。

2. 物資の搬入場所・方法 (いずれかに○をつける)

- ① 神戸市災害対策本部まで当社が搬入する。
- ② 当社指定場所で神戸市に引渡し。
- ③ その他 (神戸市が指定する場所で引渡し等)

搬入方法 (陸路、空路、海路)

■ 協定関連資料

[防災関連機関等との応援協定]

別紙第3号様式

連絡責任者届

【神戸市】

1 連絡責任者

役職・氏名	
T E L	
携 帯	
F A X	

2 時間外及び休日の場合の連絡先

項 目	第1連絡先	第2連絡先
役職・氏名		
T E L		
携 帯		
F A X		

3 勤務時間及び休日

- ・勤務時間：
- ・休 日：

【株式会社ローソン】

1 連絡責任者

役職・氏名	
T E L	
携 帯	
F A X	

2 時間外及び休日の場合の連絡先

項 目	第1連絡先	第2連絡先
役職・氏名		
T E L		
携 帯		
F A X		

3 勤務時間及び休日

- ・勤務時間：
- ・休 日：

資料 3-20 災害時における食料品等の供給等に関する協定書（スターフェスティバル株式会社）

災害時における食料品等の供給等に関する協定書

神戸市（以下「甲」という。）とスターフェスティバル株式会社（以下「乙」という。）とは、地震・風水害その他が発生または発生のおそれがある場合に必要な食料・物資（以下「物資」という。）の供給等に関し、次のとおり協定を締結する。

（要請）

第1条 甲は、次に掲げる場合において、物資を調達する必要があるときは、乙に対し、その調達・製造が可能な範囲内で物資の供給を要請することができる。

（1）神戸市内に災害が発生し、または発生するおそれがあるとき。

（2）神戸市域外の災害について、国及び関係地方公共団体から、物資の調達斡旋を要請されたとき、または救助の必要があるとき。

（物資の範囲）

第2条 甲が乙に供給を要請する物資は、次に掲げるもののうち、要請時点で乙が調達・製造が可能な物資とする。但し、甲より乙が要請を受けた時点で、物流ラインの断絶等により物資の供給ができないことがある場合、物資の調達の可否・日時・種類・個数は甲乙別途協議の上、これを定める。

（1）食料品

（2）飲料水

（要請の方法）

第3条 第1条の要請は、「物資発注書」（別紙1号様式）をもって行なうものとする。

ただし、緊急を要する場合は、電話又はその他の方法をもって要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（要請に基づく乙の措置）

第4条 第1条の要請を受けたときは、乙はその要請事項を実施するための措置をとるとともに、その措置の状況を「物資可能数量・措置の状況報告書」（別紙第2号様式）により甲に提出するものとする。

（物資の引渡し）

第5条 物資の引渡場所及び引渡日時は、甲が状況に応じ、指定するものとし、引渡場所までの物資の運搬は、原則として乙または乙が指定する者が行なうものとする。ただし、乙の運搬が困難な場合は、甲または甲の指定する者が行なうものとする。

2 甲は、当該場所に職員又は避難所運営責任者を派遣し、物資を確認のうえ引き取るものとする。

3 乙は、物資の引渡しを終了した後、次に掲げる事項を速やかに書面により甲に報告するものとする。

（1）引渡しの日時及び場所

（2）引渡しに係わる物資の品目及び数量

（車両の通行）

第6条 甲は、乙が物資を運搬及び供給する際には、車両を緊急または優先車両として通行できるように可能な範囲で支援するものとする。

（物資の代金等）

第7条 乙が供給した物資の対価及び引渡し場所までの運搬に係る費用実費は、甲が負担するものとし、乙からの請求後1ヶ月以内に、甲または甲の指定する地方自治体から乙指定口座に振り込みにより支払うものとする。

2 乙が供給した物資の価格は、災害発生直前の乙の店舗での販売推奨価格（災害発生前の取引については取引時の販売推奨価格）とする。

■ 協定関連資料

[防災関連機関等との応援協定]

(災害時に備えての体制作り)

第8条 甲と乙は、この協定の成立にかかる連絡責任者を協定締結後速やかに「連絡責任者届」(別紙第3号様式)により相手方に報告するものとし、変更があった場合には直ちに相手方に報告するものとする。

2 乙は甲の要請する食料供給の実現のため、平常時よりその供給体制の構築に努めるものとし、その費用は乙が負担することとする。

(その他)

第9条 乙は、可能な限り神戸市内の加盟業者に発注するよう努める。

(協議)

第10条 この協定について疑義が生じた事項又はこの協定に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議して定めるものとする。

(効力)

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、有効期間満了日までに、甲、乙双方いずれからも意思表示がないときは更新されたものとし、以後も同様とする。

(解除)

第12条 この協定を解除する場合は、甲乙いずれか一方が解除日1カ月前までに書面により相手方に通知するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲・乙記名の上、各自その1通を保有するものとする。

平成28年1月17日

甲 兵庫県神戸市中央区加納町6丁目5番1号
神戸市
代表者 神戸市長 久元 喜造

乙 東京都渋谷区恵比寿4丁目20番3号
スターフェスティバル株式会社
代表取締役 岸田 祐介

様式1

第 号
年 月 日

指 定 業 者 様
() 様

神戸市長 久元 喜造

災害時における物資などの調達要請について

本市と貴社における災害時の協定に基づき、下記のとおり要請いたします。なお、本要請に対する貴社の措置状況をご報告願います。

記

要請する物資

要請期日	要請品目	要請数量・単位	配達希望場所	配達先連絡担当者

※「○●人分」という表記は行わない。

問い合わせ先
神戸市産業振興局
TEL：078－ －
FAX：078－ －
担当

■ 協定関連資料

[防災関連機関等との応援協定]

様式2

物資可能数量・措置の状況報告書

令和 年 月 日

神戸市長 宛

指定業者

()

災害時に関する協定に基づき、当社の（物資可能数量・措置の状況）を下記のとおり報告します。

記

1. 調達可能数量

物資名	数量	物資配達先	配達先日時

2. 物資の搬入場所・方法（いずれかに○をつける）

- ① 神戸市災害対策本部まで当社が搬入する。
- ② 当社指定場所で神戸市に引渡し。
- ③ その他（神戸市が指定する場所で引渡し等）

搬入方法（陸路、空路、海路）

資料 3-21 災害救助用副食、調味料在庫業者一覧表（神戸市中央卸売市場）

災害救助用副食、調味料在庫業者一覧表

品名	即時調達 在庫場所	単位	調達先	副食調味料の 在庫場所	
沢庵 梅干 漬物類 味噌	4.5 t 1 t 2.8 t 3.5 t	30kg 1~10kg 1~20kg 10~20kg	神戸漬物(株) 兵漬兵庫食品(株)	神戸市中央卸売市場 本場内保管 (672) 8152	
鶏卵	5 t	10kg	兵庫鶏卵(株)		
サケ・マス	150 t		(株)大水神戸支社 神港魚類(株)		
スルメ	150 t	10kg	(株)大水神戸支社 神港魚類(株) (株)合食		
塩	3 t	1~25kg	(有)戎屋岩井商店		
しょうゆ	468 ㍺	1.8~18 ㍺			
びん・缶詰	30,000 個		(株)合食		
りんご 柑橘類 バナナ 梨類 缶ジュース 飲料水	10 t 16 t 6.5 t 5 t 18,000 本 1,200 ㍺	10kg 10~15kg 13kg 10kg 2 ㍺	神果神戸青果(株)		
沢庵 梅干 味噌	4 t 1 t 10 t		兵漬兵庫食品(株) 神戸東支店		東部市場内保管 (413) 7071~2
鶏卵	5 t	10kg	沼田鶏卵(株) (有)西山鶏卵		
サケ・マス スルメ 冷凍魚	5 t 5 t 10 t	10kg 10kg 10kg	(株)大水神戸支社 神港魚類(株)東部支社		
キャベツ たまねぎ 馬鈴薯 野菜一般 りんご 柑橘類 バナナ	5 t 5 t 5 t 5 t 7 t 7 t 6.5 t		神戸中央青果(株)		
冷凍食品	2,000 食 20kg		(株)神港食品		
ラーメン類 ジュース類	15,000 食 15,000 本		(株)東神		

■ 協定関連資料

[防災関連機関等との応援協定]

資料 3-22 災害時における生鮮食品等の供給協力等相互応援に関する協定（各都市中央卸売市場）

災害時における生鮮食品等の供給協力等相互応援に関する協定

（主 旨）

第1条 この協定は、京都市、大阪府、大阪市、神戸市、姫路市、尼崎市、奈良県及び和歌山市の各都市において災害（災害対策基本法（昭和36年法律第233号）第2条第1号に定める災害をいう。以下同じ。）が発生し、災害を受けた都市（以下「甲」という。）の中央卸売市場独自では生鮮食品等を被災者に対して十分に供給できない場合において、災害を受けていない都市（以下「乙」という。）に対して行う生鮮食品等の供給等の協力要請及び支援に関して定めるものとする。

（供給協力の要請等）

第2条 甲は、緊急に生鮮食料品等の確保をはかる必要のあるときは、乙に対して生鮮食料品等の供給について協力を要請することができる。ただし、甲が要請をすることが困難な場合には、乙間で協議して必要な支援を行うものとする。

（供給協力）

第3条 乙は、甲から前条の規定による要請を受けたときは、速やかにこれに応じ、極力その要請内容の実現に努めるものとする。

（供給協力要請の手続）

第4条 甲は、乙に対して第2条の規定による要請を行うときは、被害の状況及び必要とする生鮮食料品等の品名・数量等を明らかにし、第7条に定める連絡担当部局を通じて口頭・電話・電信等により要請し、後日、速やかに文書を送付するものとする。

（運搬協力の要請）

第5条 甲は、必要に応じ、生鮮食料品等の運搬につき乙に対して協力を求めることができるものとする。

（協力経費の負担）

第6条 第2条及び前条に基づく協力及び支援に要した経費負担は、甲乙協議のうえ決定する。なお、乙が自主的に行う救援物資の供給に伴う費用は乙の負担とする。

（連絡担当部局）

第7条 この協定を締結する都市の中央卸売市場は、あらかじめ連絡担当部局を定め、災害が発生したときは、速やかに相互に連絡をとるものとする。

（協 議）

第8条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項については、この協定を締結する都市の中央卸売市場が協議して定めるものとする。

（雑 則）

第9条 この協定の締結を証するため、本協定書9通を作成し、各中央卸売市場は記名押印のうえ、各1通を保有する。

附 則

この協定は、平成8年5月28日から効力生ずる。

平成8年5月28日

京都市卸売市場	第一市場長	八田 逸三
大阪府中央卸売市場	場長	杉本 信夫
大阪市中央卸売市場	市場長	河野 猛
神戸市中央卸売市場	本場長	井山 忠行
	東部市場長	井筒 茂夫
姫路市中央卸売市場	場長	勝岡 郁夫
尼崎市中央卸売市場	市場長	本間 英雄
奈良県中央卸売市場	場長	梅村 信嘉
和歌山市中央卸売市場	市場長	山名 康和

資料 3-23 全国中央卸売市場協会災害時相互応援に関する協定（各都市中央卸売市場）

全国中央卸売市場協会災害時相互応援に関する協定

（目的）

第1条 この協定は、全国中央卸売市場協会に加盟する中央卸売市場を開設する都市で次に掲げる災害が発生し、災害を受けた都市（以下「被災都市」という。）の中央卸売市場開設者（以下「甲」という。）独自では生鮮食料品を被災都市の住民に十分供給できない場合において、災害を受けていない都市の中央卸売市場開設者（以下「乙」という。）が友愛的精神に基づき、相互に救援協力し、緊急・応急措置として、被災都市における生鮮食料品の確保を図るため、必要な事項を定めるものとする。

- （1） 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害
- （2） 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）に定める武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害

（応援の種類）

第2条 応援の種類は、次のとおりとする。

- （1） 被災都市の住民に供給する生鮮食料品の提供
- （2） 被災都市の住民に供給する生鮮食料品の提供に係る搬送
- （3） 被災都市の住民に供給する生鮮食料品の提供に関し特に要請のあったもの

（応援要請の手続）

第3条 甲は、次に掲げる事項を明らかにして、第6条に定める連絡担当部局を通じ、ファクシミリまたは電子メール等により応援を要請し、後日、速やかに文書を送付するものとする。

- （1） 前条第1号に掲げる応援を要請する場合には、その品名及び数量
- （2） 前条第2号に掲げる応援を要請する場合には、被害の状況に応じた有効な搬送手段
- （3） 被災都市に開設されている中央卸売市場が複数にわたる場合、応援を要する中央卸売市場の特定及び当該市場への経路
- （4） 応援の期間
- （5） 人的応援を要請する場合には、宿泊施設の確保
- （6） 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

（協定の遵守）

第4条 乙は、信義誠実の原則に則り、速やかに要請に応じ、その応援の実現に努めるものとする。

（応援経費の負担）

第5条 応援に要した経費は、甲の負担とする。ただし、乙の自主的な応援に伴う経費は無償とする。

（連絡担当部局）

第6条 この協定を締結する中央卸売市場の開設者は、相互応援のための連絡担当部局を別に定め、災害が発生した時は、速やかに相互に連絡をとるものとする。

（協議）

第7条 この協定の実施に関し必要な事項は別に定める。また、この協定に定めない事項は、この協定を締結する中央卸売市場の開設者が協議して決定する。

上記協定締結の証として本協定書47通を作成し、各中央卸売市場の開設者が記名押印の上、各々1通を保有する。

附 則

■ 協定関連資料

[防災関連機関等との応援協定]

この協定は、平成20年9月1日から効力を生ずる。

札幌市長	上田文雄	青森市長	佐々木誠造
八戸市長	小林眞	盛岡市長	谷藤裕明
仙台市長	梅原克彦	秋田市長	佐竹敬久
山形市長	市川昭男	福島市長	瀬戸孝則
いわき市長	榎田一男	宇都宮市長	佐藤栄一
さいたま市長	相川宗一	千葉市長	鶴岡啓一
船橋市長	藤代孝七	東京都知事	石原慎太郎
横浜市長	中田宏	川崎市長	阿部孝夫
甲府市長	宮島雅展	静岡市長	小嶋善吉
浜松市長	鈴木康友	新潟市長	篠田昭
富山市長	森雅志	金沢市長	山出保
福井市長	東村新一	岐阜市長	細江茂光
名古屋市長	松原武久	京都市長	門川大作
大阪府知事	橋下徹	大阪市長	平松邦夫
神戸市長	矢田立郎	姫路市長	石見利勝
奈良県知事	荒井正吾	和歌山市長	大橋建一
岡山市長	高谷茂男	広島市長	秋葉忠利
宇部市長	藤田忠夫	徳島市長	原秀樹
高松市長	大西秀人	松山市長	中村時広
高知市長	岡崎誠也	北九州市長	北橋健治
福岡市長	吉田宏	久留米市長	江藤守國
長崎市長	田上富久	佐世保市長	朝長則男
宮崎市長	津村重光	鹿児島市長	森博幸
沖縄県知事	仲井眞弘多		

資料 3-24 災害時における物資調達に関する協定書（コストコホールセールジャパン株式会社）

災害時における物資調達に関する協定書
AGREEMENT WITH THE PROCUREMENT OF SUPPLIES
AT THE TIME OF DISASTER

神戸市（以下「甲」という。）とコストコホールセールジャパン株式会社（以下「乙」という。）とは、神戸倉庫店における災害救助に必要な食糧、生活必需品等（以下「物資」という。）の調達協力について、次のとおり協定を締結する。

Kobe City (hereinafter referred to as "the City") and Costco Wholesale Japan, Ltd (hereinafter referred to as "Costco") have concluded an Agreement for cooperation in the procurement of food and necessities of life for disaster relief (hereinafter referred to as "Supplies") at Kobe Warehouse as follows:

（趣旨）

第1条 この協定は、神戸市に大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合及び市域外の災害について国及び関係地方公共団体から物資の調達斡旋を要請された場合、または救助の必要がある場合において、甲が乙の協力を得て行う物資の調達を円滑に実施するため、必要な事項を定めるものとする。

(Objective)

Article 1

This Agreement shall provide the necessary matters for smooth implementation of the procurement of supplies that the City performs in cooperation with Costco in the case that a large scale disaster has occurred, or is likely to occur, in or outside Kobe City, and there is a necessity for aid or a request for the procurement of Supplies from the State or relevant local governments.

（協力要請）

第2条 甲は、災害時において物資を必要とするときは、乙に対して乙の保有する物資の調達について協力を要請することができる。

(Request for Cooperation)

Article 2

The City may request cooperation from Costco for the procurement of Supplies which Costco has and holds when the City needs supplies due to disasters.

（調達物資の範囲）

第3条 甲が乙に供給を要請する物資は、次に掲げるもののうち、乙が保有する物資とする。

- （1）別表に掲げる物資
- （2）その他甲が指定する物資

(Scope of Procurement of Supplies)

Article 3

■ 協定関連資料

[防災関連機関等との応援協定]

Supplies that the City requests from Costco are those that Costco has and holds from the following:

- (1) Supplies set forth in the Appendix
- (2) Any other Supplies designated by the City

(要請手続)

第4条 甲は、出荷要請書（様式第1号）により、乙に対して要請手続を行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又はその他の方法を以て要請し、事後速やかに出荷要請書を提出するものとする。

(Request Procedure)

Article 4

The City shall request cooperation from Costco by submitting the Shipping Request Form (Form No.1). However, in the case of extreme emergency the City shall make a request to Costco orally or via other means, and submit the Shipping Request Form soon after.

(要請に基づく協力の実施)

第5条 乙は、前条の要請を受けたときは、要請理由の内容及びその重大性並びに乙の状況に鑑みて、可能な限り協力するとともに、その措置の状況を書面などにて甲に連絡するものとする。ただし、次の事項に該当する場合は、乙が物資の調達の可否・日時・種類・個数を決定することを甲は了承する。

- (1) 災害により供給能力が低減した場合
- (2) 災害により他の優先義務が発生した場合
- (3) 乙が被災した場合
- (4) 乙が既存会員を優先すべきと判断した場合

(Implementation of Cooperation upon Request)

Article 5

Costco, upon receiving a request in pursuant to the previous clause, shall endeavor to cooperate actively in preferential supplying and transporting of sales items, and contact the City about the status of implementation of measures in writing. However, the City agrees that when procuring Supplies Costco shall judge and decide the availability, time and date, type of goods, and quantities in the following conditions:

- (1) The Supply capacity has been reduced as a result of disaster
- (2) Priority must be given to Costco's members in the event of a disaster
- (3) Damage to Costco
- (4) Costco judges that its employees must take priority in other matters

(物資の引き渡し)

第6条 物資の引渡場所及び引渡日時は甲が状況に応じ、指定するものとし、引渡し場所までの物資の運搬は原則として乙又は乙の指定する者が行う。ただし、輸送が困難な状況など必要に応じて、乙は甲に対して運搬の協力を求めることができる。

- 2 甲は当該場所まで職員を派遣し、物資を確認の上引き取るものとする。
- 3 乙は物資の引渡しを終了した後、次に掲げる事項を速やかに書面により甲に報告するものとする。
 - (1) 引渡しの日時及び場所
 - (2) 引渡しに係る物資の品目及び数量

(Delivery of Supplies)

Article 6

Delivery location and time of the Supplies shall be designated by the City, and generally Costco or any person designated by Costco shall transport Supplies to the delivery location. Costco may, however, request the City's cooperation with regards to transportation as needed, such as in the case when transportation becomes difficult.

2 The City shall send a person to said location and receive the Supplies after confirmation.

3 After the delivery, Costco shall promptly report to the City the following items in writing:

- (1) Time and location of the delivery
- (2) Name and quantities of the delivered Supplies

(車両の通行)

第7条 甲は、乙が物資を運搬及び供給する際には、車両を緊急又は優先車両として通行できるように可能な範囲で支援するものとする。

(Vehicle Traffic)

Article 7

The City shall support Costco as much as possible in allowing Costco's vehicles to function as emergency vehicles in the case of delivery and provision of the Supplies.

(支払)

第8条 甲は、乙が提供した物資の代金及び運搬に要した経費（以下「代金等」という。）については、乙からの請求書に基づき、遅滞なくその支払を行うものとする。

2 甲が支払うべき代金等は、物資の供給及び搬出後、乙の提出する出荷確認書（様式第2号）等に基づき、甲、乙協議の上、運搬に要した経費は乙が負担した額を基準とし、また乙が提供した物資の代金は災害時直前における適正価格をもって決定するものとする。

(Payment)

Article 8

The City must pay the cost of Supplies provided by Costco and cost of transportation (hereinafter referred to as "Payment, etc.") in accordance with the invoice from Costco without delay.

2 Payment, etc. that the City must pay shall be in accordance with the Shipment Confirmation (Form No.2) submitted by Costco after providing and transporting the Supplies. This Payment, etc. will be a reimbursement based on a reasonable price, settled upon by consultation between both parties at the time just before the disaster.

■ 協定関連資料

[防災関連機関等との応援協定]

(連絡責任者の報告)

第9条 甲と乙は、この協定の成立にかかる連絡責任者を協定締結後速やかに「連絡責任者届」(様式3号)により相手方に報告するものとし、変更があった場合にはただちに相手方に報告するものとする。

(Report of Contact Persons)

Article 9

The City and Costco shall immediately submit the Contact List (Form No.3) to each other after concluding the Agreement, and shortly thereafter report to the other party if there is any change.

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に疑義を生じた場合については、その都度、甲、乙協議の上、決定するものとする。

(Consultation)

Article 10

Any question arising out of, or in connection with, this Agreement or any matter not stipulated herein shall be settled each time upon consultation between both parties.

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、締結の日から1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の1ヶ月前までに、甲、乙いずれかから何らかの意思表示がないときは、更に期間満了の日の翌日から1年間この協定を更新するものとし、以後同様とする。

(Term of Agreement)

Article 11

This Agreement shall be effective for 1 year from the day of conclusion. This agreement shall, however, be automatically renewed and continued from year to year unless either party expresses otherwise to the other a month before the end of the term then in effect.

この協定の締結の証として、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

In witness whereof, the parties hereto have executed this Agreement in duplicate by placing their signatures and seals hereon, and each party shall keep one of the originals.

平成 30 月 12 月 25 日

甲 兵庫県神戸市中央区加納町6丁目5番1号
神戸市
代表者 神戸市長 久元 喜造

乙 神奈川県川崎市川崎区池上新町三丁目1番4号
コストコホールセールジャパン株式会社
代表取締役 ケン・テリオ
Costco 3-1-4 Ikegamishin-cho, Kawasaki ward, Kawasaki city
Costco Wholesale Japan, Ltd
Representative Director Ken Theriault

■ 協定関連資料

[防災関連機関等との応援協定]

別表（第3条関係）Appendix(Re:Art.3)

物資の種類 Supplies	品名 The Name of the Goods
食糧 Food	米、パン、コーンフレーク、インスタント食品、レトルト食品、缶詰、粉ミルク、離乳食、みそ、しょうゆ、食塩、砂糖、油、漬物、のり、ふりかけ、お茶漬け、卵、牛乳、豆乳、バナナ、ハム・ソーセージ、水、野菜・果物ジュース、清涼飲料水、めん類、肉、野菜、バター・ジャム、緑茶・紅茶・コーヒー、菓子 Rice, Bread, Cornflakes, Instant food, Retort food, Canned food, Powdered milk, Miso, Soy sauce, Salt, Sugar, Oil, Pickles, Seaweed, Rice seasoning, Ochazuke, Eggs, Milk, Soy milk, Bananas, Ham/Sausages, Water, Vegetable Juice/Fruit Juice, Soft drinks, Noodles, Meat, Vegetables, Butter/Jam, Green tea/Black tea/Coffee, Confectioneries
医療用品 Medical Supplies	絆創膏、※殺虫剤、うがい薬、消毒薬、保湿液、体温計、血圧計、マスク Band-Aids, ※Insecticide, Gargling solution, Disinfectant, Moisturizing liquid, Clinical thermometers, Sphygmomanometers, Masks
寝具、衣料 Bedding, Clothes	毛布、寝具、下着、靴下、衣服、※防寒着、タオル Blankets, Bedding, Underwear, Socks, Clothes, ※Heavy winter gear, Towels
日用品 Commodities	カセットコンロ、カセットガスボンベ、なべ、食器、スプーン・フォーク、包丁、箸、紙皿、紙コップ、懐中電灯、電池、トイレトペーパー、キッチンペーパー、ウェットティッシュ、歯ブラシ、水歯磨き・歯磨き、口の洗浄液、生理用品、紙おむつ、ホイル、ラップ、洗剤、石けん、※使い捨てカイロ、テープ、ゴム手袋、靴、スリッパ、大人用尿パット、ペーパータオル、ハンドソープ、おしりふき、中身の見えない袋（ごみ袋） Portable gas stoves, Cooking gas canisters, Pots and Pans, Tableware, Table spoons/ forks, Kitchen knives, Chopsticks, Paper plates, Paper cups, Flashlights, Batteries, Toilet paper, Kitchen paper towels, Wet wipes, Toothbrushes, Dental powder/Toothpaste, Mouthwash, Sanitary products, Disposable diapers, Aluminum foil, Plastic wrap, Detergent, Soap, ※ Disposable body warmers, Tape, Rubber gloves, Shoes, Slippers, Adult incontinence pads, Paper towels, Hand soap, Baby wipes, Opaque trash bags
その他 Other	ブルーシート、★※扇風機、※ストーブ、発電機、車用インバーター、台車、固形燃料、スコップ、モバイルバッテリー Blue tarps, ★※Electric fans, ※Kerosene heaters, Portable generators, Power inverters for cars, Hand carts, Solid fuel, Shovels, Mobile batteries

※季節商品 ※Seasonal supplies

資料 3-25 災害時における簡易ベッド等の調達に関する協定（セツカートン株式会社）

災害時における簡易ベッド等の調達に関する協定

神戸市（以下「甲」という。）とセツカートン株式会社（以下「乙」という。）は、災害時等における簡易ベッド等の調達に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、神戸市内において、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害が発生又は発生するおそれがある時において、避難所の設営等に必要な物資の調達に関し、必要な事項を定める。

（協力の要請及び受諾）

第2条 甲は、災害時等に物資の調達が必要となった場合は、救援物資供給要請書（様式第1号）により、乙に協力を要請できるものとする。ただし、緊急を要する時は、口頭又は電話等により要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

2 乙は、甲からの要請を受けたときは、物資の優先供給に努めるものとする。

3 乙は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害以外の災害等について、甲の要請があった場合は、可能な限り第2項に準じて協力を行うものとする。

（物資の種類）

第3条 前条の物資の種類は、次に掲げるものとする。

- (1) 段ボール製簡易ベッド
- (2) 段ボール製シート
- (3) 段ボール製間仕切り
- (4) 段ボール製簡易トイレ
- (5) その他乙の取扱商品

（手続等）

第4条 乙は、甲の指定する場所に物資を搬送し納品するものとする。その際に、甲は職員をもってこれを確認させ、受け取るものとする。

2 乙は、搬送終了後、速やかに救援物資供給完了報告書（様式第2号）により甲に報告するものとする。

（経費の負担）

第5条 甲は、乙に対し、前条の規定により納品された物資の費用及び物資の運搬に要する費用について負担するものとする。

2 前項に掲げる経費の価格は、災害時の直近の価格を基準とし、甲乙協議のうえ定めるものとする。

（経費の支払）

第6条 経費は、乙が甲に請求するものとし、甲は請求書を受け取ったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。

■ 協定関連資料

[防災関連機関等との応援協定]

(平常時の協力)

第7条 平常時においても、甲が防災訓練等を実施するにあたり、乙の協力を要請した場合、乙は業務に支障をきたさない範囲で参加するものとする。

(連絡責任者)

第8条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては神戸市福祉局調査担当課長、乙においては、伊丹工場総務部課長とする。

2 甲及び乙は、連絡責任者を変更したときは、速やかに相手方に通知しなければならない。

(有効期間)

第9条 この協定書の有効期間は締結の日から平成26年3月31日までとする。

ただし、期間満了の日の30日前までに、相手方に対し文書による終了の意思表示が無い場合は、更に1年間継続するものとし、以後この例による。

(疑義の解決)

第10条 この協定書に定めのない事項及びこの協定書に関して疑義が生じたときは、その都度甲乙協議のうえ、定めるものとする。

この協定の成立を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を所持する。

平成26年3月20日

(甲) 兵庫県神戸市中央区加納町6-5-1

神戸市

神戸市長 久元喜造

(乙) 兵庫県伊丹市東有岡5丁目33番地

セツカートン株式会社

代表取締役 丹羽俊雄

様式第1号（第2条関係）

年 月 日

社 名 セツカートン株式会社
代表取締役 丹 羽 俊 雄 様

神戸市長

救 援 物 資 供 給 要 請 書

災害発生時におけるダンボール製品の調達に関する協定第2条の規定に基づき、次のとおり協力を要請します。

物資の種類	数量	搬送日時	搬送場所	備考

(神戸市連絡担当者)

所 属	
職 名 ・ 氏 名	
電 話 番 号	

■ 協定関連資料

[防災関連機関等との応援協定]

様式第2号（第4条関係）

年 月 日

神戸市長 様

社 名 セッツカートン株式会社
代表取締役 丹 羽 俊 雄

救 援 物 資 供 給 完 了 報 告 書

災害発生時におけるダンボール製品の調達に関する協定第4条の規定に基づき、次のとおり供給したことを報告します。

物資の種類	数量	搬送日時	搬送場所	備考

(セッツカートン株式会社連絡担当者)

所 属	
職 名 ・ 氏 名	
電 話 番 号	

資料 3-26 災害時における畳の提供等に関する協定書(5日で5000枚の約束。プロジェクト実行委員会)

災害時における畳の提供等に関する協定書

神戸市(以下「甲」という。)と5日で5000枚の約束。プロジェクト実行委員会(以下「乙」という。)は、風水害・地震等の災害発生時における避難所等に対する、畳の優先提供に関して、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、「神戸市民の安全の推進に関する条例」に基づき、風水害・地震等の災害発生時に、「神戸市地域防災計画」に定める被災者救援及び救助活動が円滑に実施されることを目的とする。

(災害発生時の協力依頼)

第2条 災害発生時には、甲から乙に畳の提供に関する協力を依頼するものとする。

(災害発生時の協力内容)

第3条 第2条の場合には、甲と乙は協力して次の作業を行う。なお、緊急時において乙は甲の要請がなくても協力できるものとする。

- (1) 畳の調達
- (2) 避難所までの畳の輸送
- (3) 利用後の畳の処理

(畳の調達)

第4条 甲は乙に対して、調達を必要とする必要数・日時・場所等を指示して、畳の提供を求めることができるものとする。

2 乙は甲の要請があったときは、可能な範囲において、畳の提供に努めるものとする。

(対価)

第5条 乙が甲に提供する畳の対価は、無償とする。

(情報交換)

第6条 第3条に定めるほか、甲及び乙は、平素から「神戸市地域防災計画」をはじめ、甲の防災体制の状況、その他この協定を実施するにあたり、必要な事項について情報交換に努め、緊急時に備えることとする。

(疑義の解釈)

第7条 この協定に定めのない事項又は疑義の生じた事項については、その都度甲乙協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成26年1月14日

神戸市中央区加納町六丁目5番1号

甲 神戸市

代表者 神戸市長 久元 喜造

神戸市兵庫区永沢町3-8-8

乙 5日で5000枚の約束。プロジェクト実行委員会
委員長 前田 敏康

■ 協定関連資料

[防災関連機関等との応援協定]

資料 3-27 災害時のテント等の供給に関する協定書（太陽工業株式会社）

災害時のテント等の供給に関する協定書

神戸市（以下「甲」という。）と太陽工業株式会社（以下「乙」という。）とは、災害時のテント等の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に規定する災害及び武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）に規定する武力攻撃災害等が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が乙と協力して、テント等（以下「物資」という。）を防災拠点等へ供給するために、その必要な事項を定めるものとする。

（要請）

第2条 甲は、災害時における物資の確保を図るため必要があると認めるときは、乙に対し、調達可能な物資の供給を要請することができる。

2 前項の要請は、原則として、別記第1号様式により行うものとする。ただし、文書をもって要請する時間がないときは、口頭、電話その他の方法で要請し、事後速やかに文書を交付するものとする。

（物資の種類）

第3条 前条の物資の種類は、次に掲げるものとする。（別表のとおり）

- (1) エアテント（マク・クイックシェルター）
- (2) 間仕切り（クイックパーテーション）
- (3) 天幕大型テント
- (4) その他甲が指定する物資

（物資供給への協力）

第4条 乙は、甲からの要請を受けたときは、速やかに物資の供給に努めるものとする。

2 乙は甲に物資の供給を実施したときは、別記第2号様式により、その実施状況を甲に報告するものとする。

（物資の引渡し）

第5条 物資の引渡しは、原則として甲が指定する場所において行うものとする。ただし、乙が運搬することができない場合は、甲が定める輸送手段により運搬するものとする。

（費用の負担）

第6条 甲は、第4条の規定により、乙が供給した物資の代金及び運搬等に係る経費（以下「費用」という。）を負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生直前における適正な価格を基準として、甲乙協議のうえ決

定するものとする。

3 甲は、乙から前項の規定による請求があったときは、速やかに支払うものとする。

(連絡担当者の指定)

第7条 協力要請の手続を円滑に行うため、甲乙は、連絡担当者を定め、相互に別記第3号様式により文書で報告するものとする。

2 甲乙は、連絡担当者に変更があった場合には、その都度文書で報告するものとする。

(車両の通行)

第8条 甲は、乙が災害時に物資を運搬する際には、乙の車両を緊急又は優先車両として通行できるように配慮するものとする。

(平時の活動)

第9条 甲乙は、この協定に基づく物資の供給が災害時において迅速かつ円滑に行われるよう、平時から情報交換及び必要な訓練を適時行うよう努めるものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、2023年（令和5年）3月31日までとする。ただし、有効期間満了日の1月前までに、甲乙のいずれからも文書による意思表示がないときは、当該有効期間満了日の翌日から起算して1年間延長するものとし、以降もまた同様とする。

(雑則)

第11条 この協定に定めのない事項、または疑義が生じたときは、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

2023年（令和5年）2月10日

神戸市中央区加納町6丁目5番1号
甲 神戸市
神戸市長 久元喜造

大阪市淀川区木川東4丁目8番4号
乙 太陽工業株式会社
代表取締役社長 能村祐己

■ 協定関連資料

[防災関連機関等との応援協定]

第1号様式（第2条関係）

第 号
年 月 日

太陽工業株式会社 様

神戸市

物資の供給要請

「災害時のテント等の供給に関する協定書」第2条に基づき、下記のとおり物資の供給を要請します。
なお、本要請書に対する実施の状況を、協定書第4条に定める実施状況報告書により報告願います。

第1条 災害及び応援を必要とする状況

第2条 応援を必要とする物資の内容等

要請する物資	要請する期間	数量	納入場所	備考

※注 レンタル期間は1月単位とします。

問い合わせ先

担当

TEL

FAX

E-mail

別表（第3条関係）

物資の種類

項目	用途、概要	備考
エアテント (マク・クイックシェルター)	エアーテント 受付、救護所 等	レンタルも可
間仕切り (クイックパーテーション)	避難所用の間仕切り	
天幕大型テント	現地対策本部、物資拠点	レンタルも可
コインシャワー (移動式)	組み立て式コインシャワー 避難所 等	レンタルも可
マックスバック	大型土のう 容量1.0m ³	
クロスラムシート	養生用シート (ブルーシート同様)	
遮水シート 類	遮水シート 養生、遮水 等	
コンクリートキャンバス	コンクリートとキャンバス (布地) の複合材料 水の散水等で硬化し、堰堤等の保護などに使用	
マックスウォール (連続箱型鋼製枠)	隙間の無く土堤等を設置できる	
デルタチューブ (三角水のう)	浸水対策 大型水のう	
デルタパネル	浸水対策 建物等の入口の浸水を防止	
タコム (布製型枠)	布製の型枠の中にモルタルやコンクリートを注入 し、法面等を養生	
その他	甲が指示する物資で調達可能なもの	

■ 協定関連資料

[防災関連機関等との応援協定]

第2号様式（第4条関係）

年 月 日

神戸市 様

太陽工業株式会社

実施状況報告書

「災害時のテント等の供給に関する協定書」第4条に基づき、下記のとおり実施の状況を報告します。

実施年月日	出荷物資	数量	納入場所	運搬方法

問い合わせ先

担当

TEL

FAX

E-mail

第3号様式（第7条関係）

年 月 日

連絡担当者届

【 神戸市 】

1 連絡担当者

役職・氏名	
電話番号	
携帯電話番号	
FAX番号	
メールアドレス	

2 時間外及び休日の場合の連絡先

項目	第一連絡先	第二連絡先
役職・氏名		
電話番号		
携帯電話番号		

3 勤務時間及び休日

- ・勤務時間：9：00～17：30
- ・休日：土日祝日、年末年始

【 太陽工業株式会社 】

1 連絡担当者

役職・氏名	
電話番号	
携帯電話番号	
FAX番号	
メールアドレス	

2 時間外及び休日の場合の連絡先

項目	第一連絡先	第二連絡先
役職・氏名		
電話番号		
携帯電話番号		

3 勤務時間及び休日

- ・勤務時間：9：00～17：30
- ・休日：土日祝日、盆、年末年始

■ 協定関連資料

[防災関連機関等との応援協定]

資料 3-28 災害時における輸送業務に関する協定（一般社団法人兵庫県タクシー協会）

災害時における輸送業務に関する協定

神戸市（以下「甲」という。）と一般社団法人兵庫県タクシー協会（以下「乙」という。）との間において、災害時における人員等の輸送について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、神戸市内において、災害等が発生し、または発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に、甲から乙に対して行う支援協力の要請に関し、その手続きを定め、災害応急対策を円滑に遂行することを目的とする。

（協力の要請）

第2条 甲は、災害時において、乙に対して次に掲げる事項について協力を要請することができる。

- (1) 応急対策を行うために必要な人員、要援護者等の輸送業務
- (2) 応急対策を行うために必要な物資の輸送業務
- (3) 災害の状況及び被害情報の収集

（協力の実施）

第3条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、公共輸送機関としての責務を十分に自覚し、やむを得ない事由のない限り、通常業務に優先して輸送業務等の協力を行うものとする。

2 乙は、平常時においても甲が実施する防災訓練等へ業務に支障をきたさない範囲で参加するものとする。

（要請の方法）

第4条 第2条の要請は、文書（様式第1号又は第2号）により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により支援要請し、事後速やかに文書を提出するものとする。

（経費の負担）

第5条 この協定に基づき、乙が甲の要請により輸送等に要した経費については、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する経費は、輸送等終了後、乙の提出する報告書（様式第3号又は第4号）に基づき、災害等が発生する直前における運賃・料金及び輸送等に要した経費を基準として、甲乙協議の上、決定する。

（経費の支払い）

第6条 輸送協力を要した費用は、乙の請求により、甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。

（旅客及び第三者に対する責任等）

第7条 乙は、第2条により要請された業務の運行に際し、乙の責に帰する理由により、旅客及び第三者に損害を与えたときは、その賠償の責を負うものとする。また、その際に生じた業務従事者に対する災害補償も乙が負うものとする。

（燃料確保及び車両の通行）

第8条 甲は、乙が第2条により要請された業務の運行に際し、必要な燃料を確保できるように努める。

2 甲は、乙が第2条により要請された業務の運行に際し、車両を緊急又は優先車両として通行できるように可能な範囲で支援するものとする。

(連絡担当者)

第9条 この協定の実施に当たり、甲乙あらかじめ連絡担当者を決め、災害時には速やかに相互に連絡をとるものとする。(期間及び改廃)

第10条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲または乙が、この協定を改正し、または廃止しようとするときは、その3か月前までに相手方に文書をもって通知しなければならない。

2 協定の終了を通知しない限り、その効力は継続するものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、両者が協議し決定する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者押印の上、各1通を保有する。

平成26年7月1日

甲 神戸市中央区加納町6丁目5番1号
神戸市
市長 久元 喜造

乙 神戸市中央区中山手通6丁目1番34号
一般社団法人 兵庫県タクシー協会
会長 吉川 紀興

■ 協定関連資料

[防災関連機関等との応援協定]

様式第1号（第4条関係）

第 号

令和 年 月 日

一般社団法人兵庫県タクシー協会

会 長 様

神戸市長

輸送協力要請書

災害時における輸送業務に関する協定第4条の規定により、下記のとおり要請します。

なお、輸送を実施したときは、同協定第5条第2項に規定する報告書（様式第3号）の提出をお願いします。

記

1	輸送を依頼する 人員・物資	
2	配車希望日時	
3	配車場所	
4	輸送先	
5	備考	

依頼担当者

所属：

名前：

連絡先：

様式第2号（第4条関係）

第 号

令和 年 月 日

一般社団法人兵庫県タクシー協会
会 長 様

神戸市長

災害の状況・被害情報の収集に関する協力要請書

災害時における輸送業務に関する協定第4条の規定により、下記のとおり要請します。

なお、災害の状況・被害情報の収集を実施したときは、同協定第5条第2項に規定する報告書（様式第4号）の提出をお願いします。

記

1	災害の状況・被害情報の収集を依頼する場所	
2	備 考	

依頼担当者

所 属 :

名 前 :

連絡先 :

■ 協定関連資料

[防災関連機関等との応援協定]

様式第3号（第5条関係）

第 号
令和 年 月 日

神戸市長宛

一般社団法人兵庫県タクシー協会会長

輸送実施報告書

災害時における輸送業務に関する協定第5条第2項の規定により、下記のとおり報告します。

記

1	配車日時	月 日 時 分
2	配車場所	
3	配車車両	
4	輸送先	
5	到着日時	月 日 時 分
6	帰社日時	月 日 時 分
7	走行距離	
8	備考	

連絡担当者

所属：

名前：

連絡先：

様式第4号（第5条関係）

第 号
令和 年 月 日

神戸市長宛

一般社団法人兵庫県タクシー協会会長

災害の状況・被害情報の収集に関する報告書

災害時における輸送業務に関する協定第5条第2項の規定により、下記のとおり報告します。

記

1	情報収集日時	月 日 時 分
2	災害の状況・被害情報の収集を行った場所	
3	到着日時	月 日 時 分
4	帰社日時	月 日 時 分
5	走行距離	
6	内 容	(※概略は、別紙のとおり)
7	備 考	

連絡担当者

所 属 :

名 前 :

連絡先 :

■ 協定関連資料

[防災関連機関等との応援協定]

資料 3-29 災害時等における船舶による輸送等に関する協定（神戸旅客船協会）

災害時等における船舶による輸送等に関する協定

神戸市（以下「甲」という。）と神戸旅客船協会（以下「乙」という。）は、災害時等（地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合その他住民が緊急に避難する必要がある場合をいう。以下同じ。）における船舶による輸送等に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、神戸市地域防災計画に基づき、災害時等に甲が乙に対して船舶による輸送等の協力を求める手続等について定めるものとする。

（協力の要請）

第2条 甲は、災害時等において、次に掲げる業務を遂行するために必要があるときは、乙に対し、日時、場所、業務内容等を指定して文書（様式第1号）で協力要請を行うものとする。ただし、やむを得ない事由で文書により行うことができない場合は、口頭で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

- （1）被災者及び救援者等の人員の輸送業務
- （2）救援物資又は応急対策資機材等の貨物の輸送業務
- （3）被災者及び救援者等の臨時宿泊施設の業務
- （4）その他船舶による支援業務

2 乙は、前項の規定により甲から協力要請を受けたときは、乙の会員が甲の必要とする業務を可能な限り実施するように努めるものとし、その措置の状況を速やかに甲に報告するものとする。

（報告）

第3条 乙又は乙の会員（以下乙等という）は、甲から要請のあった業務を実施したときは、速やかに甲に報告（様式第2号）するものとする。

（経費の負担及び支払）

第4条 第2条第1項の規定により乙等が実施した業務に要した費用（人件費、輸送費、燃料費等）のうち甲が負担する経費については、甲乙協議して決定するものとする。

（事故等）

第5条 乙の会員の提供した船舶が故障その他の理由により運航出来なくなったときは、乙等は当該船舶を交換するなどの措置を講じ、その提供に努めるものとする。

2 乙等は、第2条第1項各号に規定する業務の実施に際し、事故が発生したときは、甲に対し、速やかにその状況を報告するものとする。

（連絡責任者）

第6条 甲及び乙は、この協定の内容を円滑に実施するため、あらかじめ連絡担当者を定め、災害が発生したときには、速やかに相互に連絡をとるものとする。

(有効期間)

第7条 この協定は、平成20年11月1日からその効力を発するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を相手方に通知しない限り、その効力を持続するものとする。

(雑則)

第8条 この協定の実施に関し必要な事項は、甲乙協議の上定めるものとする。又、この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

この協定成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成20年11月1日

甲 神戸市中央区加納町6-5-1
神戸市
神戸市長 矢田 立郎

乙 神戸市中央区波止場町5-4
神戸旅客船協会
会長 宮本 嘉明

■ 協定関連資料

[防災関連機関等との応援協定]

様式第1号（第2条関係）

船舶による輸送等の業務への協力要請書

令和 年 月 日

神戸旅客船協会 様

神戸市長

災害時等における船舶による輸送等に関する協定第2条第1項の規定に基づき、下記のとおり要請します。

記

1. 被災者（滞留者を含む。）及び救援者等の人員の輸送業務

輸送人員数	輸送活動期間	輸送区間	備考
	(自) 月 日 (至) 月 日	から まで	

2. 救援物資又は応急対策資機材等の貨物の輸送業務

輸送物資	数量	輸送活動期間	輸送区間	備考
		(自) 月 日 (至) 月 日	から まで	

3. 被災者及び救援者等の臨時宿泊施設の業務

対象者数	提供期間	備考（内容の詳細）
	(自) 月 日 (至) 月 日	

4. その他船舶による支援業務

業務内容	支援期間	備考（業務内容の詳細）
	(自) 月 日 (至) 月 日	

様式第2号（第3条関係）

船舶による輸送等の業務への協力報告書

令和 年 月 日

神戸市長 様

神戸旅客船協会
会長

災害時等における船舶による輸送等に関する協定第3条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 被災者（滞留者を含む。）及び救援者等の人員の輸送業務

業務実施年月	輸送人員数	輸送区間	輸送回数	従事人員	従事船舶数	備考
月 日	人	から まで	延 回	人	隻	

2. 救援物資又は応急対策資機材等の貨物の輸送業務

業務実施年月	輸送物資	数量	輸送区間	輸送回数	従事人員	従事船舶数	備考
月 日			から まで	延 回	人	隻	

3. 被災者及び救援者等の臨時宿泊施設の業務

業務実施年月	利用人員数	実施場所	従事人員	従事船舶数	備考
月 日	人		人	隻	

4. その他船舶による支援業務

業務実施年月	業務内容	使用資機材	従事人員	従事船舶数	備考
月 日			人	隻	

■ 協定関連資料

[防災関連機関等との応援協定]

資料 3-30 災害時等における船舶による輸送等に関する協定（社団法人日本外航客船協会）

災害時等における船舶による輸送等に関する協定

神戸市（以下「甲」という。）と社団法人日本外航客船協会（以下「乙」という。）は、災害時等（地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合その他住民が緊急に避難する必要がある場合をいう。以下同じ。）における船舶による輸送等に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時等に甲が乙に対して船舶による輸送等の協力を求める手続等について定めるものとする

（協力の要請と実施）

第2条 甲は、災害時等において、次に掲げる業務を遂行するために必要があるときは、乙に対し、協力を要請することができる。

- （1）被災者及び救援者等の人員の輸送業務
- （2）被災者及び救援者等の臨時宿泊施設の業務
- （3）その他船舶による支援業務

2 乙及び会員船会社は、第1項の規定による要請があったときは、可能な協力を行うものとする。

（経費の負担及び支払）

第3条 第2条第1項の規定により乙が実施した業務に要した費用（人件費、輸送費、燃料費及び原状回復に要する費用など）のうち甲が負担する経費については、甲乙協議して決定するものとする。

（事故等）

第4条 乙は、第2条第1項各号に規定する業務の実施に際し、事故が発生したときは、甲に対し、速やかにその状況を報告するものとする。

（連絡責任者）

第5条 甲及び乙は、この協定の内容を円滑に実施するため、あらかじめ連絡担当者を定め、災害が発生したときには、速やかに相互に連絡をとるものとする。

（有効期間）

第6条 この協定は、平成20年12月1日からその効力を発するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を相手方に通知しない限り、その効力を持続するものとする。

（雑則）

第7条 この協定の実施に関し必要な事項は、甲乙協議の上定めるものとする。又、この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

この協定成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成20年12月1日

甲 神戸市中央区加納町6-5-1
神戸市

神戸市長 矢田 立郎

乙 東京都千代田区平河町2-6-4

社団法人日本外航客船協会

会長 松平 誠

資料 3-31 災害時における物資輸送及び集積・配送拠点運営等の協力に関する協定書（佐川急便株式会社）

災害時における物資輸送及び集積・配送拠点運営等の協力に関する協定書

神戸市（以下「甲」という。）と佐川急便株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における物資の輸送及び集積・配送拠点等（以下「集配拠点等」という。）の運営について次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、神戸市域内外において地震、風水害その他の災害が発生した、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）において、甲が乙と協力して、物資を迅速かつ円滑に被災地や避難所等に供給するために必要な事項を定めるものとする。

（協力の要請）

第2条 甲は災害時等により物資の輸送、集配拠点等の運営等を実施するうえで乙の支援を必要と認めるときは、乙に対しその旨要請するものとする。

2 乙は前項により甲から要請を受けた時は、可能な限りその実施に努めるものとする。ただし、乙が被災等により支援が困難と判断した場合は、この限りではない。

（協力の内容）

第3条 甲が、乙に要請する協力の内容は、次のとおりとする。

- （1）集配拠点等の荷捌き業務に必要となる人員の派遣、資機材の貸与。
- （2）災害時等に甲が設置する救援物資対策チームへ、物資の輸送管理等に関する助言・指導を行う人員の派遣。
- （3）市内の備蓄拠点、集配拠点等から避難所やその他甲が指定する場所への輸送。
- （4）集配拠点等において、物資の集積・荷捌き等の拠点運営の支援。
- （5）乙の保有する物流施設の、集配拠点等としての提供。

（費用負担）

第4条 協力要請に基づき、乙が実施した協力等によって発生した費用については、甲乙協議の上決定し、甲が負担するものとする。

2 甲は、前項の請求があった時は、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。

（連絡責任者の選任）

第5条 甲及び乙は、この協定に基づく甲に対する乙の支援が円滑に行われるよう、あらかじめ連絡責任者を定めるものとする。

■ 協定関連資料

[防災関連機関等との応援協定]

(情報共有及び協議)

第6条 本協定に定める事項を円滑に推進するため、甲及び乙は災害等に関する情報を共有するよう努め、また必要に応じ協議を行うものとする。

(第三者の損害が生じたときの措置)

第7条 乙は、その責に帰すべき事由により第三者に損害を与えたときは、乙の責任において、その処理解決に当たるものとする。

(防災訓練等)

第8条 乙は、その業務に支障のない限り、甲の主催する防災訓練及び会議への参加に努めるものとする。

(秘密の保持)

第9条 甲及び乙はこの協定に基づく業務により知り得た情報（以下「秘密情報」という。）を第1条に掲げる目的以外に使用してはならない。また、秘密情報を互いに事前の承諾を得ずに第三者に対して開示・漏洩してはならない。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成31年3月31日までとする。ただし、協定期間満了1か月前までに甲又は乙のいずれかから解消又は変更の申出がないときは、有効期間を1年間更新するものとし、以後この例によるものとする。

2 この協定を解消する場合は、解消の予定日の1か月前までに書面により申し出るものとする。

(その他)

第11条 本協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成30年5月31日

甲 兵庫県神戸市中央区加納町6丁目5番1号
神戸市長 久元喜造

乙 大阪府大阪市此花区島屋4丁目4番51号
佐川急便株式会社
関西支店長 岡島由純

資料 3-32 災害時における物資搬送及び集積・配送拠点運営者の協力に関する協定書（日本通運株式会社）

災害時における物資輸送及び集積・配送拠点運営等の協力に関する協定書

神戸市(以下「甲」という。)と日本通運株式会社神戸支店(以下「乙」という。)は、災害時における物資の輸送及び集積・配送拠点等(以下「集配拠点等」という。)の運営について、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、神戸市域内外において地震、風水害その他の災害が発生した、又は発生するおそれがある場合(以下「災害時等」という。)において、甲が乙と協力して、物資を迅速かつ円滑に被災地や避難所等に供給するために必要な事項を定めるものとする。

(協力の要請)

第2条 甲は災害時等により物資の輸送、集配拠点等の運営等を実施するうえで乙の支援を必要と認めるときは、乙に対しその旨要請するものとする。

2 乙は前項により甲から要請を受けた時は、可能な限りその実施に努めるものとする。ただし、乙が被災等により支援が困難と判断した場合はこの限りではない。

(協力の内容)

第3条 甲が、乙に要請する協力の内容は次のとおりとする。

- (1) 乙が保有する物流施設を集配拠点等として開設すること。
- (2) 甲が保有する施設を集配拠点等として開設する場合において、荷捌き業務に必要な人員を派遣し、資機材を貸与すること。
- (3) 集配拠点等において、物資の集積・荷捌き等を甲と連携して運営すること。
- (4) 災害時に甲が設置する救援物資対策チームへ人員を派遣し、物資の輸送管理等に関する助言・指導を行うこと。
- (5) 市内の備蓄拠点、集配拠点等から避難所やその他甲が指定する場所へ物資を輸送すること。

(費用負担)

第4条 協力の要請に基づき、乙が実施した業務に係る費用については、災害発生直前時の適正価格を基準として、甲乙協議の上決定し、甲が負担するものとする。

2 甲は、前項の請求があった時は、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。

(連絡責任者の選任)

第5条 甲及び乙は、この協定に基づく甲に対する乙の支援が円滑に行われるよう、あらかじめ連絡責任者を定めるものとする。

■ 協定関連資料

[防災関連機関等との応援協定]

(損害補償)

第6条 本協定に定める事項の実施により第三者に損害を与えた場合には、その損害の帰責理由のあるものが補償責任を負うものとし、責に帰すべき事由が不明な場合は、甲乙協議の上、その補償にあたるものとする。

2 甲乙のそれぞれに属する人員に損害が発生した場合の補償については、甲乙それぞれの規程に基づき補償を行うものとする。

(防災訓練等)

第7条 乙は、その業務に支障のない限り、甲の主催する防災訓練及び会議への参加に努めるものとする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和5年3月31日までとする。ただし、協定期間満了1か月前までに甲又は乙のいずれかから解消又は変更の申出がないときは、有効期間を1年間更新するものとし、その後においても同様とする。

附 則

1 平成11年7月1日に締結した「災害時における自動車輸送等の業務の協力に関する協定」は、廃止する。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙押印の上、各1通を保有する。

令和4年11月14日

神戸市中央区加納町6丁目5番1号

甲 神戸市

代表者 神戸市長

久元喜造 ㊟

神戸市中央区浜辺通4丁目1-21

乙 日本通運株式会社 神戸支店

支店長

小黒一興 ㊟

資料 3-33 災害時における物資輸送及び集積・配送拠点運営等の協力に関する協定書（福山通運（株））

災害時における物資輸送及び集積・配送拠点運営等の協力に関する協定書

神戸市(以下「甲」という。)と福山通運株式会社(以下「乙」という。)は、災害時における物資の輸送及び集積・配送拠点等(以下「集配拠点等」という。)の運営について、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、神戸市域内外において地震、風水害その他の災害が発生した、又は発生するおそれがある場合(以下「災害時等」という。)において、甲が乙と協力して、物資を迅速かつ円滑に被災地や避難所等に供給するために必要な事項を定めるものとする。

(協力の内容)

第2条 甲が、乙に要請する協力の内容は次のとおりとする。

- (1) 乙が保有する物流施設を集配拠点等として開設すること。
- (2) 甲が保有する施設を集配拠点等として開設する場合において、荷捌き業務に必要な人員を派遣し、資機材を貸与すること。
- (3) 集配拠点等において、物資の集積・荷捌き等を甲と連携して運営すること。
- (4) 災害時に甲が設置する救援物資対策チームへ人員を派遣し、物資の輸送管理等に関する助言・指導を行うこと。
- (5) 市内の備蓄拠点、集配拠点等から避難所やその他甲が指定する場所へ物資を輸送すること。
- (6) 避難所やその他甲が指定する場所から物資を在宅避難者等へ配送すること。

(協力の要請)

第3条 甲は、第2条に定める協力の内容について、必要と認めるときは、乙に対しこの協定に基づき文書で要請する。ただし、文書をもって要請する暇がないときは、口頭で要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

2 乙は、前項により甲から要請を受けた時は、可能な限りその実施に努めるものとする。ただし、乙が被災状況等により支援が困難と判断した場合はこの限りではない。

(費用負担)

第4条 協力の要請に基づき、乙が実施した業務に係る費用については、災害発生直前時の適正価格を基準として、甲乙協議の上決定し、甲が負担するものとする。

2 甲は、前項の請求があった時は、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。

(連絡責任者の選任)

第5条 甲及び乙は、この協定に基づく甲に対する乙の支援が円滑に行われるよう、あらかじめ連絡責任者を定めるものとする。

■ 協定関連資料

[防災関連機関等との応援協定]

(損害補償)

第6条 本協定に定める事項の実施により第三者に損害を与えた場合には、その損害の帰責理由のあるものが補償責任を負うものとし、責に帰すべき事由が不明な場合は、甲乙協議の上、その補償にあたるものとする。

2 甲乙のそれぞれに属する人員に損害が発生した場合の補償については、甲乙それぞれの規程に基づき補償を行うものとする。

(防災訓練等)

第7条 乙は、その業務に支障のない限り、甲の主催する防災訓練及び会議への参加に努めるものとする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

(秘密の保持)

第9条 甲及び乙はこの協定に基づく業務により知り得た情報（以下「秘密情報」という。）を第1条に掲げる目的以外に使用してはならない。また、秘密情報を互いに事前の承諾を得ずに第三者に対して開示・漏洩してはならない。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和7年3月31日までとする。ただし、協定期間満了1か月前までに甲又は乙のいずれかから解消又は変更の申出がないときは、有効期間を1年間更新するものとし、その後においても同様とする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙押印の上、各1通を保有する。

令和5年10月1日

神戸市中央区加納町6丁目5番1号

甲 神戸市

代表者 神戸市長

久元喜造

神戸市須磨区弥栄台4丁目1-1

乙 福山通運株式会社 神戸主管支店

主管支店長

中島博則

資料 3-34 災害時における救援物資の輸送及び受入等に関する協定書（一般社団法人 AZ-COM 丸和・支援ネットワーク／株式会社上組）

災害時における救援物資の輸送及び受入等に関する協定書

神戸市(以下「甲」という。)と一般社団法人 AZ-COM 丸和・支援ネットワーク(以下「乙」という。)並びに株式会社上組(以下「丙」という。)は、災害時における救援物資の輸送・受入等に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、神戸市域において地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲乙丙が協力して救援物資の輸送及び受入等を行うために必要な事項を定めるものとする。

(協力の内容)

第2条 甲が乙丙に要請する協力の内容は次のとおりとする。

- (1) 甲は、兵庫県内において救援物資の輸送車両を確保することが困難と判断した場合に、兵庫県外から乙の会員事業者を確保するよう、乙に要請することができる。
- (2) 甲は、救援物資を海路から受け入れる場合において、丙の管理する物流施設を海路輸送の受入拠点として活用すると共に荷役等の協力を要請する。併せて、乙の会員事業者に対して、丙の管理する物流施設から甲の運営する集積・配送拠点まで、救援物資の輸送に協力するよう、乙丙に要請することができる。
- (3) 甲は、救援物資の輸送及び受入等に必要な人員、資機材及び燃料等の確保及び、災害廃棄物の運搬について、乙に要請することができる。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、甲が必要と認めるもの

(協力の要請)

第3条 甲は、第2条に定める協力の内容について、必要と認めるときは、乙丙に対しこの協定に基づき文書で要請する。ただし、文書をもって要請する暇がないときは、口頭で要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

2 乙丙は、前項により甲から要請を受けた時は、可能な限りその実施に努めるものとする。ただし、乙丙が被災状況等により支援が困難と判断した場合はこの限りではない。

(費用負担)

第4条 甲の協力要請に基づき乙丙が実施した業務に係る費用については、災害発生直前時の適正価格を基準として、甲乙丙協議の上決定し、甲が負担するものとする。

2 甲は、乙丙から前項に定める請求があった時は、その内容を確認し、速やかに費用を支払うものとする。

(連絡責任者の選任)

第5条 甲乙丙は、この協定に基づく甲の要請に対する支援が円滑に行われるよう、あらかじめ連絡責

■ 協定関連資料

[防災関連機関等との応援協定]

任者を定めるものとする。

(損害補償)

第6条 この協定に定める事項の実施により第三者に損害を与えた場合には、その損害の帰責理由のあるものが補償責任を負うものとし、責に帰すべき事由が不明な場合は、甲乙丙協議の上、その補償にあたるものとする。

(機密の保持)

第7条 甲乙丙は、この協定に基づく業務の処理上知り得た秘密を他人に漏洩し、又は利用してはならない。業務終了又は協定が解除された後についても同様とする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙丙協議の上決定するものとする。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和6年3月31日までとする。ただし、協定期間満了1か月前までに甲乙丙のいずれかから解消又は変更の申出がないときは、有効期間を1年間更新するものとし、その後においても同様とする。

この協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲乙丙押印の上、各1通を保有する。

令和5年7月5日

神戸市中央区加納町6丁目5番1号
甲 神戸市
代表者 神戸市長 久元喜造

東京都千代田区丸の内1丁目8番2号
乙 一般社団法人AZ-COM丸和・支援ネットワーク
理事長 和佐見勝

神戸市中央区浜辺通4丁目1番11号
丙 株式会社上組
常務執行役員 長田行弘

資料 3-35 災害時等におけるトイレ用凝固剤の提供に関する協定書（スターライト販売株式会社）

災害時におけるトイレ用凝固剤の提供に関する協定書

神戸市（以下「甲」という。）とスターライト販売株式会社（以下「乙」という。）は、風水害・地震等の災害発生時における避難所等に対するトイレ用凝固剤供給に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、「神戸市民の安全の推進に関する条例」に基づき、風水害・地震等の緊急時に、「神戸市地域防災計画」に定める被災者救援及び救助活動が円滑に実施されることを目的とする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時における被災者救援のため、緊急にトイレ用凝固剤が必要になった場合、乙に提供の協力要請するものとする。

（協力の実施）

第3条 乙は、甲からの前条に規定する要請を受けたときは、保有または生産するトイレ用凝固剤を調達可能な範囲で運搬し、甲が指定する場所に納める。

（経費負担）

第4条 乙が甲に提供するトイレ用凝固剤は、災害が発生した直前の標準価格とする。

2 乙は前条の規定により、甲に対してトイレ用凝固剤を提供したときは、前項の規定に基づく代金及び乙が行った運搬等の経費を甲に対し請求するものとする。

3 甲は前項の請求が乙からあったときは、速やかに代金を支払うものとする。

（情報交換）

第5条 甲及び乙は、平素から「神戸市地域防災計画」をはじめ、甲の防災体制の状況、その他この協定を実施するにあたり、必要な事項について情報交換に努め、緊急時に備えることとする。

（疑義の解釈）

第6条 この協定に定めのない事項または疑義の生じた事項については、その都度甲乙協議のうえ、定めるものとする。

（有効期間）

第7条 この協定は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、甲または乙が何らかの意思表示がないときは、期間満了日の翌日から1年間延長するものとし、以後も同様とする。

（解除）

第8条 この協定を解除する場合は、甲乙いずれか一方が期間満了日1ヶ月前までに書面により相手方に通知するものとする。

■ 協定関連資料

[防災関連機関等との応援協定]

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成30年4月19日

神戸市中央区加納町6丁目5番1号
甲 神戸市
神戸市長 久元喜造

大阪市旭区大宮4丁目23番7号
乙 スターライト販売株式会社
代表取締役 清水圭

資料 3-36 災害時における物資集積拠点等の協力に関する協定書（株式会社ミラク）

災害時における物資集積拠点等の協力に関する協定書

神戸市（以下「甲」という。）と株式会社ミラク（以下「乙」という。）は、災害時における物資集積拠点の運営について次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、神戸市域内外において地震、風水害その他の災害が発生した、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）において、甲が乙と協力して、物資を迅速かつ円滑に被災地や避難所等に供給するために必要な事項を定めるものとする。

（協力の要請）

第2条 甲は災害時等により物資集積拠点として乙の支援を必要と認めるときは、乙に対しその旨要請するものとする。

2 乙は前項により甲から要請を受けた時は、可能な限りその実施に努めるものとする。ただし、乙が被災等により支援が困難と判断した場合は、この限りではない。

（協力の内容）

第3条 甲が、乙に要請する協力の内容は、次のとおりとする。

（1）集積拠点としての常温倉庫、冷蔵倉庫、冷凍倉庫の提供。

（2）乙に集積した物資の荷捌き業務に必要となる人員、資機材の提供。

2 乙は協力に関する具体的な運用計画を定め、甲に提出するとともに、地域住民に対して円滑に物資を供給できるように努めるものとする。

（費用負担）

第4条 協力要請に基づき、乙が実施した協力等によって発生した費用については、甲乙協議の上決定し、甲が負担するものとする。

2 甲は、前項の請求があった時は、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。

（連絡責任者の選任）

第5条 乙は、この協定に基づく支援が円滑に行われるよう、あらかじめ連絡責任者を定めるものとする。

（情報共有及び協議）

第6条 本協定に定める事項を円滑に推進するため、甲及び乙は災害等に関する情報を共有するよう努め、また必要に応じ協議を行うものとする。

■ 協定関連資料

[防災関連機関等との応援協定]

(第三者の損害が生じたときの措置)

第7条 乙は、その責に帰すべき事由により第三者に損害を与えたときは、乙の責任において、その処理解決に当たるものとする。

(防災訓練等)

第8条 乙は、その業務に支障のない限り、甲の主催する防災訓練及び会議への参加に努めるものとする。

(秘密の保持)

第9条 甲及び乙はこの協定に基づく業務により知り得た情報（以下「秘密情報」という。）を第1条に掲げる目的以外に使用してはならない。また、秘密情報を互いに事前の承諾を得ずに第三者に対して開示・漏洩してはならない。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和3年3月31日までとする。ただし、協定期間満了1か月前までに甲又は乙のいずれかから解消又は変更の申出がないときは、有効期間を1年間更新するものとし、以後この例によるものとする。

2 この協定を解消する場合は、解消の予定日の1か月前までに書面により申し出るものとする。

(その他)

第11条 本協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

令和2年7月3日

甲 神戸市中央区加納町6丁目5番1号
神戸市長 久元喜造

乙 神戸市北区有馬町1658番地3
株式会社ミラク
代表取締役 吉田宗平

資料 3-37 感染症対策時における手指消毒用アルコール剤の調達に関する協定（白鶴酒造株式会社）

感染症対策時における手指消毒用アルコール剤の調達に関する協定

神戸市（以下「甲」という。）と白鶴酒造株式会社（以下「乙」という。）は、感染症対策時における、手指消毒用アルコール剤（以下「消毒剤」という。）の調達に関して、次のとおり協定を締結する。

（協力の要請及び受諾）

第1条 甲は、感染症対策のために物資の調達が必要となった場合は、乙に消毒剤の供給等を要請できるものとする。

2 乙は、甲からの要請を受けたときは、消毒剤の優先供給に努めるものとする。

（納品等）

第2条 乙は、甲の指定する場所に消毒剤を搬送し納品するものとする。その際に、甲は職員をもってこれを確認させ、受け取るものとする。

（経費の負担）

第3条 甲は乙に対し、前条の規定により納品された物資の費用及び物資の運搬に要する費用について負担するものとする。

2 前項に掲げる経費の価格は、要請日の直近の価格を基準とし、甲乙協議のうえ定めるものとする。

（経費の支払い）

第4条 経費は、乙が甲に請求するものとし、甲は請求書を受け取ったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。

（有効期間）

第5条 この協定書の有効期間は締結の日から令和3年3月31日までとする。

ただし、期間満了の30日前までに、相手方に対し文書による終了の意思表示がない場合は、さらに1年間継続するものとし、以後この例による。

（疑義の解決）

第6条 この協定書に定めのない事項及びこの協定書に関して疑義が生じたときは、その都度甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の成立を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を所持する。

令和2年11月24日

甲 神戸市中央区加納町6-5-1
神戸市
神戸市長 久元 喜造

乙 神戸市東灘区住吉南町4-5-5
白鶴酒造株式会社
代表取締役社長 嘉納 健二

■ 協定関連資料

[防災関連機関等との応援協定]

資料 3-38 感染症対策時における手指消毒用アルコール剤の調達に関する協定（菊正宗酒造株式会社）

感染症対策時における手指消毒用アルコール剤の調達に関する協定

神戸市（以下「甲」という。）と菊正宗酒造株式会社（以下「乙」という。）は、感染症対策時における、手指消毒用アルコール剤（以下「消毒剤」という。）の調達に関して、次のとおり協定を締結する。

（協力の要請及び受諾）

第1条 甲は、感染症対策のために物資の調達が必要となった場合は、乙に消毒剤の供給等を要請できるものとする。

2 乙は、甲からの要請を受けたときは、消毒剤の優先供給に努めるものとする。

（納品等）

第2条 乙は、甲の指定する場所に消毒剤を搬送し納品するものとする。その際に、甲は職員をもってこれを確認させ、受け取るものとする。

（経費の負担）

第3条 甲は乙に対し、前条の規定により納品された物資の費用及び物資の運搬に要する費用について負担するものとする。

2 前項に掲げる経費の価格は、要請日の直近の価格を基準とし、甲乙協議のうえ定めるものとする。

（経費の支払い）

第4条 経費は、乙が甲に請求するものとし、甲は請求書を受け取ったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。

（有効期間）

第5条 この協定書の有効期間は締結の日から令和3年3月31日までとする。

ただし、期間満了の30日前までに、相手方に対し文書による終了の意思表示がない場合は、さらに1年間継続するものとし、以後この例による。

（疑義の解決）

第6条 この協定書に定めのない事項及びこの協定書に関して疑義が生じたときは、その都度甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の成立を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を所持する。

令和2年11月24日

甲 神戸市中央区加納町6-5-1
神戸市
神戸市長 久元 喜造

乙 神戸市東灘区御影本町1-7-15
菊正宗酒造株式会社
代表取締役社長 嘉納 治郎右衛門

資料 3-39 感染症対策時における手指消毒用アルコール剤の調達に関する協定（櫻正宗株式会社）

感染症対策時における手指消毒用アルコール剤の調達に関する協定

神戸市（以下「甲」という。）と櫻正宗株式会社（以下「乙」という。）は、感染症対策時における、手指消毒用アルコール剤（以下「消毒剤」という。）の調達に関して、次のとおり協定を締結する。

（協力の要請及び受諾）

第1条 甲は、感染症対策のために物資の調達が必要となった場合は、乙に消毒剤の供給等を要請できるものとする。

2 乙は、甲からの要請を受けたときは、消毒剤の優先供給に努めるものとする。

（納品等）

第2条 乙は、甲の指定する場所に消毒剤を搬送し納品するものとする。その際に、甲は職員をもってこれを確認させ、受け取るものとする。

（経費の負担）

第3条 甲は乙に対し、前条の規定により納品された物資の費用及び物資の運搬に要する費用について負担するものとする。

2 前項に掲げる経費の価格は、要請日の直近の価格を基準とし、甲乙協議のうえ定めるものとする。

（経費の支払い）

第4条 経費は、乙が甲に請求するものとし、甲は請求書を受け取ったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。

（有効期間）

第5条 この協定書の有効期間は締結の日から令和3年3月31日までとする。

ただし、期間満了の30日前までに、相手方に対し文書による終了の意思表示がない場合は、さらに1年間継続するものとし、以後この例による。

（疑義の解決）

第6条 この協定書に定めのない事項及びこの協定書に関して疑義が生じたときは、その都度甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の成立を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を所持する。

令和2年11月24日

甲 神戸市中央区加納町6-5-1
神戸市
神戸市長 久元 喜造

乙 神戸市東灘区魚崎南町5-10-1
櫻正宗株式会社
代表取締役社長 山邑 太左衛門

■ 協定関連資料

[防災関連機関等との応援協定]

資料 3-40 感染症対策時における手指消毒用アルコール剤の備蓄体制に関する協定（サイバーエイド有限会社）

感染症対策時における手指消毒用アルコール剤の備蓄体制に関する協定

神戸市（以下「甲」という。）とサイバーエイド有限会社（以下「乙」という。）は、感染症対策時における手指消毒用アルコール剤（以下「消毒剤」という。）の備蓄体制について、次のとおり協定を締結する。

（協力の内容）

第1条 乙は、甲が危険物倉庫事業者に寄託している消毒剤について、その使用期限が到達する前に、使用期限に12か月以上猶予のある同等品（以下「同等品」という。）との入れ替え（以下「ローリングストック」という。）を行うものとする。

（届出と報告）

第2条 乙は、ローリングストックを行う際、入れ替えようとする日時、同等品の仕様及び数量について、事前に甲に届出を行うとともに、事後に報告を行うものとする。

（経費の負担）

第3条 ローリングストックに係る経費のうち、危険物倉庫事業者に支払う入出庫料については甲が負担し、それ以外に発生する費用は乙が負担する。

（協定業務の責任負担）

第4条 この協定に基づく協力業務における事故発生時の一切の責任は乙が負い、乙の名において誠実に処理しなければならない。

（有効期間）

第5条 この協定書の有効期間は締結の日から令和3年3月31日までとする。
ただし、期間満了の30日前までに、相手方に対し文書による終了の意思表示がない場合は、さらに1年間継続するものとし、以後この例による。

（疑義の解決）

第6条 この協定書に定めのない事項及びこの協定書に関して疑義が生じたときは、その都度甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の成立を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を所持する。

令和2年11月24日

甲 神戸市中央区加納町6丁目5-1
神戸市役所
代表者 神戸市長 久元 喜造

乙 大阪府大阪市中央区谷町1-7-3 天満橋千代田ビル4F-DE
サイバーエイド有限会社
取締役 溪崎 徹

資料 3-41 災害時における環境衛生関係物資の供給等に関する協定書（大日本除虫菊株式会社）

災害時における環境衛生関係物資の供給等に関する協定書

神戸市（以下「甲」という。）と大日本除虫菊株式会社（以下「乙」という。）は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に規定する地震・風水害その他の災害により甚大な被害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下、「災害時等」という。）に必要な環境衛生関係物資（以下「物資」という。）の供給等について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時等において、甲が乙と協力して、物資を迅速かつ円滑に被災地や避難所に供給するために必要な事項を定めるものとする。

（協力の要請）

第2条 甲は、災害時等により物資を調達する必要があると認めるときは、乙に対し、乙が保有する物資の供給を要請することができる。

2 前項の規定による要請は、「供給要請書」（別紙様式第1号）により行うものとする。ただし、緊急の場合で、文書をもって要請することができない場合は口頭で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（協力）

第3条 乙は、甲から前条第1項の規定による要請があったときは、当該要請に対し可能な限り協力する。

（物資の範囲、報告）

第4条 甲が、乙に供給を要請する物資の範囲は、次に掲げるもののうち要請時点で、乙が調達可能な物資とする。ただし、甲から乙が要請を受けた時点で、物流ラインの断絶等により物資の供給ができないことがある場合、乙にて物資の調達の可否・日時・個数を決定することを甲は了承する。

- (1) トイレ衛生製品
- (2) 環境衛生製品（害虫関係）
- (3) その他甲が指定する物資

（物資の引渡し）

第5条 物資の引渡場所及び引渡日時は、甲が状況に応じ指定するものとし、当該引渡場所までの物資の運搬は、乙が行うものとする。

ただし、乙が当該運搬を行うことができない場合は、甲が指定する者が当該運搬を行う。

2 乙は、物資の供給を実施したときは、その供給の終了後速やかにその実施状況を「物資供給報告書」（別紙様式第2号）により甲に報告するものとする。

■ 協定関連資料

[防災関連機関等との応援協定]

(車両の通行)

第6条 甲は、乙が物資を運搬及び供給する際には、車両を緊急又は優先車両として通行できるように可能な範囲で支援する。

(物資の代金等)

第7条 甲は、物資を引き取った後、乙の請求に基づき速やかにその代金を乙に支払うものとする。

2 物資の代金は、災害発生時の直前における仕入れ価格を基準として、甲と乙が協議して決定する。

3 第5条の物資の引渡しについて、当該引渡場所までの運搬に係る乙が通常要した費用は、甲に請求できる。

4 甲は、必要に応じ、第4条の引渡場所遠の物資の運搬につき乙に対して協力を求めることができるものとする。この場合において、乙がそのために通常要する費用は甲の負担とする。

(補償)

第8条 この協定に基づいて業務に従事した者が、この協定に基づく業務に起因して死亡し、負傷し、または疾病にかかったときの災害補償については、労働災害に関わる関係法令に定めるところによるものとする。

(第三者の損害が生じたときの措置)

第9条 乙は、その責に帰すべき事由により第三者に損害を与えたときは、乙の責任において、その処理、解決にあたるものとする。

(秘密の保持)

第10条 甲及び乙はこの協定に基づく業務により知り得た情報（以下「秘密情報」という。）を第1条に掲げる目的以外に使用してはならない。また、機密情報を互いに事前の承諾を得ずに第三者に対して開示・漏洩してはならない。この協定が終了した場合においても同様とする。

(連絡責任者)

第11条 甲と乙は、この協定の成立にかかる連絡責任者を協定締結後速やかに「連絡責任者届」（別紙様式第3号）により相手方に報告するものとし、変更があった場合には直ちに相手方に報告するものとする。

(協議)

第12条 この協定について疑義が生じた事項又はこの協定に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議して定めるものとする。

(効力)

第13条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、有効期間満了日までに、甲乙のいずれからも意思表示がないときは更新されたものとし、以後も同様とする。

(解除)

第14条 この協定を解除する場合は、甲乙いずれか一方が解除日1カ月前までに書面により相手方に通知するものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書2通を作成し、両者記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

令和4年11月22日

甲 神戸市中央区加納町6丁目5番1号
神戸市 久元 喜造

乙 大阪府大阪市西区土佐堀1丁目4番11号
大日本除虫菊株式会社
代表取締役社長 上山 直英

■ 協定関連資料

[防災関連機関等との応援協定]

様式1号

供給要請書

年 月 日

大日本除虫菊株式会社

代表取締役 様

神戸市長

災害時環境衛生関係物資の要請について

「災害時における環境衛生関係物資の供給等に関する協定」に基づき、下記のとおり要請します。

要請する物資

要請期日	要請品目	要請数量	搬入希望場所

(神戸市連絡担当者)

所 属	
職名・氏名	
電話番号	
e-mail	

様式2号

物資供給報告書

年 月 日

神戸市 あて

大日本除虫菊株式会社
代表取締役

災害時環境衛生関係物資の供給について

「災害時における環境衛生関係物資の供給等に関する協定」第5条2項の規定に基づき、物資供給の措置状況について、下記のとおり報告します。

記

品目名	数量	物資搬入先	搬入日時

(大日本除虫菊株式会社連絡担当者)

所 属	
職名・氏名	
電話番号	
e-mail	

■ 協定関連資料

[防災関連機関等との応援協定]

様式3

連絡責任者届

年 月 日

【神戸市】

1 連絡責任者

所 属	
職名・氏名	
電話番号	
e-mail	

2 勤務時間及び休日

- ・勤務時間：
- ・休 日：

【大日本除虫菊株式会社】

1 連絡責任者

所 属	
職名・氏名	
電話番号	
e-mail	

2 勤務時間及び休日

- ・勤務時間：
- ・休 日：

資料 3-42 災害時における生活物資の供給等に関する協定書（パナソニックホールディングス株式会社）

災害時における生活物資の供給等に関する協定書

神戸市（以下「甲」という。）とパナソニックホールディングス株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における生活物資の供給等に関し、次のとおり協定する。

（趣旨）

第1条 この協定は、神戸市域で災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に規定する災害及び武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）に規定する武力攻撃災害等が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に、甲及び乙が相互に協力し、被災者に迅速かつ円滑に生活物資（以下「物資」という。）を供給及び運搬できるよう必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時において、物資の確保を図る必要があると認めたときは、乙に対してその保有する物資の供給について物資供給要請書（別記様式第1号）により要請することができる。

ただし、緊急を要する場合には電話またはメール等で要請し、後日速やかに通知するものとする。

（物資の供給等）

第3条 乙は、甲から前条の規定による要請を受けたときは、甲に物資を供給するものとする。

1 乙が甲に提供する物資の範囲は下記に掲げる物資とし、備蓄量について別記様式第2号のとおりとする。

- （1）乾電池（単一・単三・単四）
- （2）乾電池式モバイルバッテリー
- （3）LEDランタン

2 前項に掲げる物資について、一定の保存期間が過ぎ老朽化が認められる場合は、乙が物資の入れ替えを行うものとする。

（物資の保管場所）

第4条 物資の保管場所及び受け渡し場所（別記様式第3号）は乙が指定する場所とする。

（物資の受け渡し及び運搬）

第5条 物資の受け渡し場所は乙が指定する場所とし、受け渡し場所から物資を被災者に届けるまでの運搬については甲が行うものとする。

（費用の負担）

第6条 物資の供給に要する運搬費用は、甲が負担するものとする。

第3条第1項に掲げる物資は、乙が負担するものとする。

（受け渡し連絡先等）

第7条 この協定を円滑に運用するために、甲乙双方の連絡先及び備蓄先事業会社の連絡先（別記様式第4号）を定めるものとする。ただし、期間の途中において内容の変更が生じた場合は、速やかに相手先に報告するものとする。

■ 協定関連資料

[防災関連機関等との応援協定]

(訓練の参加)

第8条 乙は、この協定による協力活動が円滑に行われるよう、甲が行う訓練に必要なに応じて参加するものとする。

(協定の効力)

第9条 この協定の効力は、この協定の締結の日から生じるものとし、甲又は乙が書面をもってこの協定の終了を相手方に通知しない限り、継続するものとする。

(規定外事項)

第10条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じた事項については、甲、乙協議の上決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名捺印の上、各自その1通を保有する。

2023年(令和5年)8月24日

(甲)所在地	神戸市中央区加納町6丁目5番1号
名称	神戸市
代表者職氏名	神戸市長 久元 喜造

(乙)所在地	大阪府門真市大字門真1006番地
名称	パナソニックホールディングス株式会社
代表者職氏名	執行役員 三島 茂樹

(4) その他災害対応等に関する機関との応援協定

資料 4-1 災害時における応急対策業務に関する基本協定（コウベシ各種協力会）

災害時における応急対策業務に関する基本協定

神戸市（以下「甲」という。）と、神戸市〇〇協力会（構成員等は別紙のとおり。以下「乙」という。）は、地震、風水害その他の災害（以下「災害」という。）が発生した場合等における神戸市内での応急対策業務（以下「業務」という。）に関し、次のとおり基本協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、神戸市地域防災計画に基づき、災害が発生し、又はまさに発生するおそれのある場合に、甲と乙が協力して業務を実施するにあたり必要な事項を定めるものとする。

（要請）

第2条 甲は、業務の実施が必要と認めるときは、乙に対し、協力を要請することができる。

2 前項の協力要請は、口頭、電話等で行うものとする。その後、速やかに文書を交付するものとする。

（乙の責務）

第3条 乙は、乙の組織内の協力体制を構築するとともに、甲から前条の規定による要請があったときは、優先してその業務を実施するための措置をとるものとする。

2 乙は、前項の措置の状況を文書でもって、速やかに甲に報告するものとする。

3 乙は、役員及び構成員に変更があったときは、速やかに甲に報告するものとする。

（費用の負担）

第4条 この業務に要した費用については、甲が実費弁償する。

（損害の負担）

第5条 第2条の規定による要請に係る業務により、第三者に損害が生じたときは、甲、乙協議してその処理解決にあたるものとする。

（細目）

第6条 この基本協定に基づき、甲の所管部局と乙との間で、事前の連絡系統の構築、緊急時の連絡方法、業務の範囲と内容、実費弁償の内容等必要な細目について、別途定めることができる。

（定めのない事項の協議）

第7条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲、乙が協議して決めるものとする。

■ 協定関連資料

[防災関連機関等との応援協定]

(有効期間)

第8条 この協定は、協定締結の日からその効力を有する。なお、この協定を解除するときは、解除しようとする日から30日前までに文書で通知しなければならない。

(内容の変更)

第9条 この協定の内容は、甲、乙の協議により、随時変更することができる。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成 年 月 日

甲 神戸市中央区加納町6丁目5番1号
 神戸市
 代表者 市長 矢田立郎

乙 神戸市〇〇区□□□□□□□□□□
 神戸市〇〇協力会
 代表者 会長 ○ ○ ○ ○

* 協定締結先については下記のとおり

名 称	住 所	TEL/Fax	代表者 (協定締結時)	協定締結 年月日
神戸市建設協力会	神戸市中央区浜辺通5丁目1番14号 神戸商工貿易センタービル13階	252-5643 /252-5824	会長 窪田 義弘	H18.3.31
神戸市建築協力会	神戸市中央区三宮町2丁目11番 1-404-4-3(センタープラザ西館4階)	332-2975 /333-6731	会長 伊富貴常雄	H18.3.31
神戸市安全協力会	神戸市中央区磯辺通4丁目2番8号 田嶋ビル5階	222-1659 /222-7350	会長 松尾 輝男	H18.3.31
神戸市電気設備協力会	神戸市中央区楠町6丁目1番12号 (ミナト電気工事株式会社内)	371-5583 /371-5307	会長 平井 伸幸	H18.3.31
神戸市設備協力会	神戸市兵庫区下沢通3丁目4番25号	575-0961 /575-0338	会長 伊藤 次郎	H18.3.31
神戸市造園協力会	神戸市兵庫区下沢通7丁目2番28号 フローラ上沢4階	577-3703 /577-9924	会長 東 真	H18.3.31
神戸市メンテナンス業協力会	神戸市長田区荻藻島町2丁目1-17	652-2374 (FAX 兼用)	会長 清水 洋輔	H18.7.1
神戸市塗装協力会	神戸市中央区中町通3丁目1-15-303	360-0131 /360-0136	会長 柳 仁雄	H18.7.31
神戸市測量設計協力会	神戸市中央区小野柄通3丁目1-15 鈴木ビル2階	251-1322 /251-1539	会長 高垣 久夫	H18.8.1

資料 4-2 災害時における被災建築物の解体撤去及び緊急時の協力等に関する協定（一般社団法人兵庫県解体工事業協会）

災害時における被災建築物の解体撤去及び緊急時の協力等に関する協定

神戸市（以下「甲」という。）と一般社団法人兵庫県解体工事業協会（以下「乙」という。）とは、神戸市域において地震等により大規模災害が発生した場合（以下「災害時」という。）に緊急時の人員、車両及び資機材等の調達及び被災した建築物その他の工作物の解体撤去の協力を円滑に実施するため、次のとおり協定を締結する。

（協力要請）

- 第1条 甲は、災害時において、建築物等の解体撤去等の必要があると認めるときは、乙に対し協力を要請することができる。
- 2 乙は、甲から要請を受けた場合は、必要な人員、車両及び資機材等を調達し、協力の要請に可能な範囲で応ずるものとする。
- 3 乙は、第1項の要請を受けて活動するときは、甲の指示に従うものとする。

（解体撤去等の実施）

- 第2条 乙は、解体撤去等の実施にあたり、次に掲げる事項に留意するものとする。
- (1) 大気汚染防止法等の関係法令を遵守すること。
- (2) 周辺的生活環境を損なわないよう十分に配慮すること。
- (3) 災害廃棄物の再利用及び再資源化に配慮し、その分別の徹底等に努めること。
- (4) 石綿の飛散及びばく露防止対策を行うこと。

（情報の提供）

- 第3条 甲は、乙による解体撤去等が円滑に行われるように、乙に対し、市内の被災状況、復旧状況、その他必要な情報を提供するものとする。
- 2 乙は、解体撤去等に関し協力可能な乙の会員の状況を甲に報告するものとする。

（訓練の参加）

- 第4条 乙は、この協定による協力活動が円滑に行われるよう、甲が行う訓練への参加について可能な限り協力するものとする。

（費用の負担）

- 第5条 解体撤去等に要した費用については、災害時直前における適正価格を基準として、甲と乙で協議するものとする。
- 2 第4条の訓練参加に要する経費については、乙の負担とする。

■ 協定関連資料

[防災関連機関等との応援協定]

(損害補償)

第 6 条 この協定に基づき実施した協力に伴って、会員及び第三者に生じた損害の補償は、乙の責任において行うものとする。

(有効期間)

第 7 条 この協定の有効期間は、令和 2 年 2 月 28 日から令和 3 年 3 月 31 日までとする。ただし、期間満了の 1 ヶ月前までに、甲又は乙が各相手に対し別段の意思表示をしないときは、この協定は期間満了の翌日から 1 年間同一の条件をもって更新するものとし、以降もこれと同様とする。

(疑義等)

第 8 条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

この協定を証するため本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各 1 部を保有する。

令和 2 年 2 月 28 日

神戸市

甲 神戸市中央区加納町 6 丁目 5 番 1 号

神戸市長 久 元 喜 造

乙 兵庫県神戸市兵庫区北逆瀬川町 3-11

一般社団法人兵庫県解体工事業協会

代表理事 上 原 満

資料 4-3 災害時等の応援に関する申し合わせ（国土交通省近畿地方整備局）

災害時等の応援に関する申し合わせ

国土交通省近畿地方整備局長（以下「甲」という。）と神戸市長（以下「乙」という。）は、災害時等において、甲が乙に対する応援が円滑に行われるよう、次のとおり申し合わせを行う。

（目的）

第1条 この申し合わせは、乙が代表する地方公共団体の区域において、災害が発生または、災害が発生する恐れがある場合に、被害の拡大と二次災害防止に資するために、甲が被災直後等の緊急的な対応（以下、「応援」という。）を実施することにより、国民の安全、安心を確保し、民生の安定を保持することを目的とする。

（応援の実施時期）

第2条 甲が応援を行う時期は、次のとおりとする。

- 一 神戸市内で重大な災害の発生または、発生する恐れがある場合
- 二 神戸市災害対策本部が設置された場合
- 三 その他甲または乙が必要とする場合

（応援の内容）

第3条 災害時等の応援は、次の各号に掲げる内容とする。

- 一 情報の収集・提供（リエゾン [情報連絡員]含む。）
- 二 近畿地方整備局等職員の派遣（緊急災害対策派遣隊含む。）
- 三 災害に係る専門家の派遣
- 四 甲が保有する車両、災害対策用機械等の貸し付け
- 五 甲が保有する通信機械等の貸し付け及び操作員の派遣
- 六 通行規制等の措置
- 七 その他必要な事項

（リエゾンの派遣）

第4条 第2条の各号のいずれかに該当し、乙の要請があった場合または甲が必要と判断した場合に、甲は、乙の災害対策本部等にリエゾンを派遣する。

なお、甲及び乙は、相互の連絡窓口を明確にしておき派遣に関して事前に調整を図るものとする。

（リエゾンの受け入れ）

第5条 乙は、甲から派遣されるリエゾンの活動場所として災害対策本部等に場所等を確保するものとする。

（緊急災害対策派遣隊の派遣）

第6条 第2条の各号のいずれかに該当し、乙の要請があった場合または甲が必要と判断した場合は、甲は、乙が代表する地方公共団体の区域に緊急災害対策派遣隊を派遣する。

なお、甲及び乙の相互連絡は、甲から派遣されるリエゾンを通じて行うものとする。

（緊急災害対策派遣隊の受け入れ）

第7条 乙は、甲から派遣される緊急災害対策派遣隊の活動において必要となる資料（図面等）について、提供の協力をするものとする。

（緊急災害対策派遣隊の報告）

第8条 甲は、派遣した緊急災害対策派遣隊からの調査結果等の報告があった場合は、速やかに乙にその内容を提供するものとする。

■ 協定関連資料

[防災関連機関等との応援協定]

(平素の協力)

第9条 甲及び乙は、必要に応じ情報交換に関する防災訓練及び防災に関する地図等の資料の整備に協力するものとする。

(その他)

第10条 この申し合わせに定めのない事項、疑義に関しては、その都度甲及び乙が協議するものとする。

平成27年8月11日

甲 近畿地方整備局長 山田 邦博

乙 神戸市長 久元 喜造

資料 4-4 災害時における災害応急対策業務及び建設資材調達に関する包括的協定書（国土交通省近畿地方整備局等）

災害時における災害応急対策業務及び
建設資材調達に関する包括的協定書

国土交通省近畿地方整備局長（以下「甲」という。）並びに福井県知事、滋賀県知事、京都府知事、大阪府知事、兵庫県知事、奈良県知事、和歌山県知事、京都市長、大阪市長、堺市長、神戸市長、独立行政法人水資源機構関西・吉野川支社長、中日本高速道路株式会社名古屋支社長、中日本高速道路株式会社金沢支社長、西日本高速道路株式会社関西支社長、阪神高速道路株式会社代表取締役社長及び本州四国連絡高速道路株式会社代表取締役社長（以下これらを総称して「乙」という。）並びに一般社団法人日本建設業連合会関西支部長（以下「丙」という。）は、災害時における災害応急対策業務及び建設資材調達に関し、次のとおり包括的協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、地震・大雨等の異常な自然現象等による災害の発生又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）に行う、被害の拡大防止と被災施設の早期復旧に係る業務（以下「災害応急対策業務」という。）に関する必要な事項を定め、甲、乙及び丙の協力による円滑な業務の実施に資することを目的とする。

（業務等の対象）

第2条 本協定の対象は、災害応急対策業務及び建設資材調達（以下「災害応急対策業務等」という。）であって、甲若しくは甲の所掌する事務所及び管理所（以下「甲の事務所等」という。）の長又は乙若しくは乙の所掌する地方機関及び事務所等（以下「乙の地方機関等」という。）の長が、管理又は施工中の国土交通省が所管する公共土木施設（河川、道路、砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、港湾、海岸、下水道及び公園）に係るものとする。

なお、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社にあつては料金徴収施設、サービスエリア及びパーキングエリアを含むものとする。

2 前項に規定する対象外であっても、乙又は乙の地方機関等の長が、特に必要と判断し、第3条又は第4条の規定により、丙に災害応急対策業務等を要請した場合は、丙及び丙の会員は、特別な理由がある場合を除き、これに応じるものとする。

（災害応急対策業務）

第3条 甲又は乙は、災害時等に必要と認めるときは、丙に災害応急対策業務を要請できるものとする。

2 甲又は乙は、前項の要請を行おうとする時は、別に定める様式により、丙に会員の使用可能な建設機械、資材の状況、作業可能人員に関する情報等（以下「資機材及び人員に関する情報」という。）の収集及び報告を要請するものとする。

3 丙は、前項の要請を受けたときは、速やかに会員の資機材及び人員に関する情報を収集し、当該要請者に報告するものとする。ただし、近畿地方整備局管内（福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県）で震度6弱以上の地震が発生した場合、丙は、前項の要請を待たずに、資機材及び人員に関する情報の収集を開始するものとする。

4 前項の報告を受けた甲又は乙は、資機材及び人員に関する情報により、災害応急対策業務を実施する丙に出動を要請するものとする。

5 丙は、前項の規定により出動要請を受けたときは、災害応急対策業務に対応可能な会員を選定し、当該要請者に報告する。甲又は乙は、丙からの報告をもとに災害応急対策業務に対応する会員を決定し、丙及び当該会員に通知するものとする。

6 丙の会員は、甲又は乙から前項の通知があつた場合、速やかに甲若しくは甲の事務所等の長又は乙若しくは乙の地方機関等の長の指示を受け、災害応急対策業務を実施するものとする。

■ 協定関連資料

[防災関連機関等との応援協定]

(建設資材調達)

第4条 甲又は乙は、災害時等に必要と認めるときは、別に定める様式にて、丙に建設資材調達（以下「調達」という。）を要請できるものとする。

2 丙は、前項の規定により要請を受けたときは、速やかに建設資材の在庫情報を収集し、甲及び当該要請をした乙に報告するものとする。

3 甲又は乙は、前項の規定により報告される建設資材の在庫情報により、丙に調達の具体的な内容を指示するものとする。

4 丙は、前項の規定により調達の指示を受けたときは、速やかに甲若しくは甲の事務所等の長又は乙若しくは乙の地方機関等の長の指示する場所に調達を実施するものとする。

(連絡体制の整備等)

第5条 甲、乙及び丙は、緊急時の連絡体制（丙の会員への緊急時の連絡体制を含む。）を整えるものとし、その連絡体制表を共有するものとする。

2 丙は、会員への連絡体制及び会員が有する技術者、建設機械、建設資材等（以下「技術者及び建設資機材等」という。）の数を把握し、また、災害時等における技術者及び建設資機材等の確保及び運搬方法並びに動員の方法（人員参集等）について定め、速やかに甲及び乙に報告するものとする。

なお、本協定の有効期限を延長した場合、丙は、技術者及び建設資機材等についてその年の4月末時点において更新し、5月末までに報告するものとする。

3 丙は、災害時等において迅速に業務等ができるよう、会員に対し技術者及び建設資機材等の確保を促し、前項の報告に大幅な変更が生じた場合は速やかに甲及び乙に報告するものとする。

(大規模災害時等の場合)

第6条 甲は、複数の府県又は政令指定都市にわたるなど広域的、大規模な災害が発生又は発生するおそれがある場合（以下「大規模災害時等」という。）に、第3条及び第4条の規定にかかわらず、乙が行う丙への要請（第2条第1項に定める業務等に関するものに限る）に対して、秩序ある災害応急対策業務の遂行のため必要な調整を行うことができるものとする。

この場合、甲は丙と協議し、第3条及び第4条の規定により乙が行う丙への要請は、甲を通じて一元的に行うものとし、甲は、一元的に要請する旨を乙に連絡するものとする。

2 前項の規定により、甲が一元的に要請する乙の業務等については、乙又は乙の地方機関等の長が、第3条第6項並びに第4条第3項及び第4項の指示を行うものとする。

(本協定の効力)

第7条 本協定は、甲若しくは甲の事務所等又は乙若しくは乙の地方機関等と丙が締結する同じ目的の協定を妨げるものではないが、大規模災害時等においては、本協定を優先するものとする。

また、本協定は、甲若しくは甲の事務所等又は乙若しくは乙の地方機関等が、丙以外の他団体と同じ目的の協定（災害応急対策業務等に関する協定）を締結することを妨げるものではない。

(契約の締結)

第8条 甲若しくは甲の事務所等の長及び乙若しくは乙の地方機関等の長は、第3条の規定により丙の会員に出勤を要請したときは、遅滞なく、当該会員と出勤の内容に係る契約を締結するものとし、第4条の規定により丙に調達を要請したときは、遅滞なく、丙又は丙の会員と当該調達の内容に係る契約を締結するものとする。

2 第6条の規定により甲が一元的に丙に要請した乙の業務等については、業務等を必要とした乙若しくは乙の地方機関等の長が、遅滞なく、当該出勤の内容に係る契約を丙の会員と締結するものとし、当該調達の内容に係る契約については丙又は丙の会員と契約を締結するものとする。

(訓練の実施)

第9条 甲、乙及び丙は、互いに防災訓練の参加依頼があった場合には、可能な限り参加するものとし、相互のスキルアップ及び協力体制の充実・強化を図るものとする。

(有効期限)

第10条 本協定の有効期限は、平成29年3月31日とする。ただし、期間満了の1ヶ月前までに甲、乙及び丙のいずれからも申出のないときは、本協定の有効期限を1年間延長するものとし、その後も同様とする。

(損害の報告)

第11条 丙又は丙の会員は、業務等の実施に伴い、第三者に損害を及ぼした場合又は人員及び建設資機材等に損害が生じた場合は、その事実の発生後、遅滞なく、書面により、その状況について、当該業務等を指示した機関に報告するとともに、その措置については同機関と協議して、定めるものとする。ただし、第6条の規定により、甲が一元的に丙に要請した乙の業務等については、丙又は丙の会員は当該業務等を必要とした乙又は乙の地方機関等の長と協議して定めるものとする。

(その他)

第12条 本協定に定めのない事項又は本協定に疑義が生じたときは、その都度、甲、乙及び丙が協議してこれを定めるものとする。

本協定の証として、本書19通を作成し、甲、乙及び丙が記名押印の上、各々1通を保有するものとする。

平成29年2月20日

甲	国土交通省 近畿地方整備局長	池田 豊人
乙	福井県知事	西川 一誠
	滋賀県知事	三日月 大造
	京都府知事	山田 啓二
	大阪府知事	松井 一郎
	兵庫県知事	井戸 敏三
	奈良県知事	荒井 正吾
	和歌山県知事	仁坂 吉伸
	京都市長	門川 大作
	大阪市長	吉村 洋文
	堺市長	竹山 修身
	神戸市長	久元 喜造
	独立行政法人水資源機構 関西・吉野川支社長	森川 幹夫
	中日本高速道路株式会社 名古屋支社長	近藤 清久
	中日本高速道路株式会社 金沢支社長	久保田 修
	西日本高速道路株式会社 関西支社長	村尾 光弘
	阪神高速道路株式会社 代表取締役社長	幸 和範
	本州四国連絡高速道路株式会社 代表取締役社長	三原 修二
丙	一般社団法人 日本建設業連合会 関西支部長	村上 考司

(2府5県、4政令指定都市、水資源機構関西・吉野川支社、NEXCO中名古屋・金沢支社、NEXCO西関西支社、阪神高速、本四高速の17者の長)

■ 協定関連資料

[防災関連機関等との応援協定]

資料 4-5 災害時等における相互協力に関する協定書（西日本高速道路株式会社関西支社）

災害時等における相互協力に関する協定書

神戸市(以下「甲」という。)と西日本高速道路株式会社関西支社(以下「乙」という。)とは、災害時等における相互協力に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、災害時等において道路の応急対策及び復旧業務に関し相互協力に必要な事項を定め、これらの業務の適正かつ円滑な遂行を図ることを目的とする。

(協力の内容)

第2条 甲及び乙は次の各号に掲げる事項について、自ら行う業務に支障のない範囲において、相互協力を努めることとする。

- (1) 道路施設の復旧に関する相互支援
- (2) 応急対策および復旧業務の実施に必要となる資機材、物資の提供及び敷地、施設の利用
- (3) 高速道路通行止め区間及び緊急開口部を活用した緊急車両の通行等
- (4) 情報等の相互提供
- (5) その他措置の実施に必要と認められる事項

(協力の要請)

第3条 要請は、協力要請書(別紙様式第1号)をもって行うものとする。ただし、文書を持って要請するいとまがないときは、口頭で要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

(要請に基づく措置)

第4条 甲及び乙は要請を受けた措置を実施するとともに、履行した措置の内容を報告書(別紙様式第2号)により、相手側に提出するものとする。

(費用の負担)

第5条 要請を受けた措置の実施に要する費用は実費とし、原則として協力を要請した甲又は乙が負担するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、第2条第3号に定める通行においては、道路整備特別措置法(昭和31年法律第7号)第24条第1項ただし書に規定する緊急自動車その他政令で定める車両は費用負担の対象から除外するものとする。

(連絡責任者の報告)

第6条 甲及び乙は、本協定にかかる連絡責任者を本協定締結後速やかに連絡責任者届(別紙様式第3号)により、相手方に報告するものとし、当該連絡責任者に変更があった場合には、直ちに相手方に報告するものとする。

(有効期間)

第7条 本協定の有効期間は、本協定の締結の日から平成22年3月31日までとする。ただし、有効期間が満了する日の30日前までに甲又は乙の一方から文書をもって協定終了の意思表示をしない限り、本協定は、有効期間が満了する日の翌日から1年間有効期間を延長するものとし、以後もまた同様とする。

(協議)

第8条 本協定に定めのない事項および疑義の生じた事項については、その都度甲と乙で協議して定めるものとする。

この協定書の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成22年 2月12日

甲 神戸市中央区加納町6丁目5番1号
神戸市
市長 矢田 立郎

乙 大阪府茨木市岩倉町1番13号
西日本高速道路株式会社 関西支社
支社長 牧 浦 信一

■ 協定関連資料

[防災関連機関等との応援協定]

様式第1号（第3条関係）

協力要請書

令和 年 月 日

協力者

様

要請者

災害時等における協力要請について

「災害時等における相互協力に関する協定書」第3条に基づき、下記のとおり要請します。

記

1 災害等および協力要請を必要とする状況

2 必要とする協力の内容

要請期日	必要とする協力の内容	数量	要請の場所	備考

（
問い合わせ先
電話 — —
FAX — —
担当
）

様式第2号（第4条関係）

報告書

令和 年 月 日

要請者

様

協力者

「災害時等における相互協力に関する協定書」第4条に基づき、
履行した措置の内容を下記のとおり報告します。

記

履行した措置の内容

期日	履行した措置の内容	数量	履行の場所	備考

（ 問い合わせ先
電話 — —
FAX — —
担当 ）

■ 協定関連資料

[防災関連機関等との応援協定]

様式第3号(第6条関係)

連絡責任者届

【 神戸市 】

1 連絡責任者

役職・氏名	
T E L	
携 帯	
F A X	

2 時間外および休日の場合の連絡先

項 目	第1連絡先	第2連絡先	第3連絡先	第4連絡先
役職 氏名				
T E L				
携 帯				
F A X				

3 勤務時間および休日

・勤務時間：

・休 日：

【 西日本高速道路株式会社 関西支社 】

1 連絡責任者

役職・氏名	
T E L	
携 帯	
F A X	

2 時間外および休日の場合の連絡先

項 目	第1連絡先	第2連絡先	第3連絡先	第4連絡先
役職 氏名				
T E L				
携 帯				
F A X				

3 勤務時間および休日

・勤務時間：

・休 日：

資料 4-6 災害時等における相互協力に関する協定書（阪神高速道路株式会社）

災害時等における相互協力に関する協定

神戸市（以下「甲」という。）と阪神高速道路株式会社（以下「乙」という。）とは、災害時等における相互協力に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、災害等（次の各号に掲げる事象をいう。以下同じ。）に係る応急対策及び復旧業務の実施にあたり相互協力に必要な事項を定め、これらの業務の適正かつ円滑な遂行を図ることを目的とする。

- 一 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害
- 二 武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成15年法律第79号）に定める武力攻撃事態等及び緊急対処事態
- 三 前2号に定めるもののほか、市民及び滞在者並びに阪神高速道路のお客様の生命、身体及び財産に重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある緊急の事態

（協力の内容）

第2条 甲及び乙は災害等が生じた場合、又は生じるおそれがある場合において、次の各号に掲げる措置について相手方から要請されたときは、自らが行う業務に支障のない範囲においてこれに応じるものとする。

- 一 甲及び乙の管理する道路の土工部、橋梁部及びトンネル部等の大規模構造物の異常、変形及び損傷等の調査及び復旧に対する技術的支援
 - 二 甲及び乙の管理する道路の通行止め区間を活用した甲若しくは乙が相手方に通行を要請した車両（以下「要請車両」という。）の通行
 - 三 情報等の提供及び派遣連絡員の受け入れ
 - 四 応急対策及び復旧業務の実務に必要な敷地、施設及び資材の提供
 - 五 甲及び乙の管理する道路の通行止め実施に伴う利用者への情報提供
 - 六 その他必要と認められる措置
- 2 前項第1号及び第3号から第6号までに定める措置については、原則として被要請者の責により実施するものとする。
- 3 第1項第2号の要請車両の通行については、原則として通行者の責により実施するものとし、通行の責は通行者にあることを要請者から通行者に通知するものとする。

（協力の要請）

第3条 前条に定める要請は、協力要請書（別記様式第1号）をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（要請に基づく措置）

第4条 甲及び乙は、要請を受けた措置を実施するとともに、履行した措置の内容を報告書（別記様式第2号）により相手方に提出するものとする。

■ 協定関連資料

[防災関連機関等との応援協定]

(費用の負担)

第 5 条 要請を受けた措置の実施に要する費用は、法令その他別に定めがある場合を除くほか、原則として要請者が負担するものとする。

(連絡責任者の報告)

第 6 条 甲及び乙は、本協定にかかる連絡責任者を本協定締結後速やかに連絡責任者届（別記様式第 3 号）により相手方に報告するものとし、当該連絡責任者に変更があった場合には、直ちに相手方に報告するものとする。

(有効期間)

第 7 条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から平成 28 年 3 月 31 日までとする。ただし、有効期間が満了する日の 30 日前までに甲又は乙の一方から文書をもって協定終了の意思表示をしない限り、本協定は、有効期間が満了する日の翌日から 1 年間有効期間を延長するものとし、以後もまた同様とする。

(協議)

第 8 条 本協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、その都度、甲と乙で協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その 1 通を保有するものとする。

平成 27 年 3 月 27 日

甲 神戸市中央区加納町 6 丁目 5-1

神戸市長 久元 喜造

乙 大阪市中央区久太郎町 4 丁目 1-3

阪神高速道路株式会社

代表取締役社長 山澤 俱和

資料 4-7 災害時等における相互協力に関する協定書（神戸市道路公社）

災害時等における相互協力に関する協定書

神戸市（以下「甲」という。）と神戸市道路公社（以下「乙」という。）とは、自然災害や大規模火災、交通事故等の発生時（以下、「災害時等」という）における相互協力に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、災害時等において、道路の応急対策及び復旧業務に関し相互協力に必要な事項を定め、これらの業務の適正かつ円滑な遂行を図ることを目的とする。

（協力の内容）

第2条 甲及び乙は次の各号に掲げる事項について、相互協力を努めることとする。

- （1） 道路施設の復旧に関する相互支援
- （2） 応急対策および復旧業務の実施に必要となる資機材、物資の提供利用、及び敷地、施設の利用
- （3） 有料道路の料金を徴収しない規定の適用
- （4） その他、緊急的に必要と認められる事項

（協力の要請）

第3条 甲及び乙は、必要に応じて、前条に定める措置について、要請することができる。

- 2 要請は、協力要請書（別紙様式第1号）をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（要請に基づく措置）

第4条 甲及び乙は、要請を受けた措置を実施するものとする。

- 2 要請を受け、措置を履行した際は、その内容を報告書（別紙様式第2号）により相手方に提出するものとする。

（費用の負担）

第5条 要請を受けた措置の実施に要する費用は実費とし、協力を要請した甲又は乙が負担するものとする。

（料金を徴収しない規定の適用）

第6条 第4条及び第5条の規定にかかわらず、第2条3号に規定する有料道路の通行料金を徴収しない規定（以下「料金を徴収しない規定」という。）の適用を甲が要請した場合は、乙が料金を徴収することが著しく不相当と認められた時に限り、料金を徴収しない車両を定める告示（平成17年9月30日国土交通省告示第1065号）（以下、「告示」という。）第3号から第5号に定める車両に対して、実施するものとする。

■ 協定関連資料

[防災関連機関等との応援協定]

- 2 料金を徴収しない規定を適用する場合において、適用する有料道路の区間、時間、及び料金所の通過方法等については、乙が指定するものとする。
- 3 前項で定める時間を越えて、料金を徴収しない規定を継続する場合は、別途甲乙協議によるものとする。
- 4 告示第5号に定める有料道路管理者が料金を徴収することが著しく不相当であると認めて指定する時間内とは、通行禁止雨量による通行禁止の場合はその時間内、復旧作業の場合は応急復旧に要する時間を目安とする。

(有効期間)

第7条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から平成22年3月31日までとする。ただし、有効期間が満了する日の30日前までに甲又は乙の一方から文書をもって協定終了の意思表示をしない限り、本協定は、有効期間が満了する日の翌日から1年間有効期間を延長するものとし、以後もまた同様とする。

(協議)

第8条 本協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、その都度、甲と乙で協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成21年12月1日

甲 神戸市中央区加納町6丁目5-1
道路管理者 神戸市長
矢田 立郎

乙 神戸市中央区港島中町4丁目1番地の1
神戸市道路公社 理事長
宮野 愛治

様式第1号（第3条関係）

協力要請書

令和 年 月 日

（被要請者）

様

（要請者）

災害時等における協力要請について

「災害時等における相互協力に関する協定書」第3条に基づき、下記のとおり要請します。

記

1 災害等及び協力要請を必要とする状況

2 必要とする協力の内容

要請期日	必要とする協力の内容	数量	要請の場所	備考

問い合わせ先

担当
電話 — —
FAX — —

■ 協定関連資料

[防災関連機関等との応援協定]

様式第2号（第4条関係）

報告書

令和 年 月 日

(要請者)

様

(被要請者)

「災害時等における相互協力に関する協定書」第4条に基づき、
履行した措置の内容を下記のとおり報告します。

記

履行した措置の内容

期日	履行した措置の内容	数量	履行の場所	備考

問い合わせ先

担当
電話 — —
FAX — —

資料 4-8 災害時における災害応急対策業務に関する協定書（日本自動車連盟兵庫支部）

災害時における災害応急対策業務に関する協定書

神戸市（以下「甲」という。）と一般社団法人日本自動車連盟兵庫支部（以下「乙」という。）は、災害時における災害応急対策業務に伴う車両の移動（以下「車両移動」という。）について次の通り協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、災害時における災害応急対策業務に伴う車両移動に関し、甲乙が協力して円滑な災害復旧に資することを目的とする。

（業務内容）

第2条 甲が乙に対し、要請を行う業務は、災害対策基本法第76条の6（以下「災対法」という。）に基づく車両移動とする。

2 災対法に基づき車両移動を行う場合には、別冊「災害対策基本法に基づく車両の移動に係る運用マニュアル（神戸市建設局）」により行うものとする。

（実施区間）

第3条 実施区間は、甲が管理するすべての国道、県道、市道の区間を対象とする。

（出動要請）

第4条 甲は、所管施設に災害が発生又は発生の恐れがある場合において、必要と認める時は、乙に対して、車両移動実施の協力要請を様式1の書面又は電話等の方法により行い、電話等にあつては後日速やかに様式1の文書で要請手続きを行うものとする。

2 前項の要請は、建設局長が行うものとする。

3 集結場所は、別表1の建設事務所又は甲が指定する場所とする。

4 第1項の要請に対して乙は、一般社団法人日本自動車連盟関西本部と協議の上、出動の可否を乙が甲に対して連絡するものとする。

（身分証明書の発行）

第5条 災対法に基づく車両移動を行う場合には、乙は、甲が別途発行する「身分証明書」を携帯するものとする。

（施設の貸与）

第6条 乙は車両移動に関して、甲の施設を使用する必要がある場合は、甲に書面又は電話等の方法により、甲の承諾を得て使用できるものとする。

（車両の移動）

第7条 乙は車両移動を行った際における車両の移動先は、甲の指示に従うものとする。

（報告）

第8条 乙は前条の規定に基づき車両移動業務を行った場合は、甲に対して様式2の報告書により速やかに報告するものとする。

（費用の負担）

第9条 車両移動に要した費用については、甲乙協議のうえ、甲が負担するものとする。

■ 協定関連資料

[防災関連機関等との応援協定]

(連絡体制の確保)

第10条 甲及び乙は災害時に迅速かつ適切に連絡体制を確保できるよう、平素から連絡窓口の情報共有を図るものとする。

2 甲及び乙は災害時の各種通信手段途絶に備え、非常時の通信手段確保について協力を行うものとする。

(損失補償)

第11条 本協定に基づき実施した車両移動に際して、車両に損失が生じた場合は、災対法第82条の規定により甲が運転者、所有者等権利を有する者に補償するものとする。

(紛争の解決)

第12条 車両移動の実施に起因する運転者、所有者等権利を有する者との紛争については、明らかな乙の責めに帰するもの以外は甲乙協議の上、甲が解決するものとする。

(訓練)

第13条 乙は、甲が主催又は参加する防災訓練に甲から参加依頼があった場合には参加するものとする。

(協定期間)

第14条 本協定の期間は、協定を締結した日から平成29年3月31日までとする。

2 甲又は乙は、前項の協定期間が満了する1箇月前までに文書による協定内容の変更又は本協定解除の申し出が無い場合は、引き続き同一内容にて、1年ごとに更新するものとする。

(その他)

第15条 本協定に定めのない事項、又は本協定に関して疑義が生じたときは、その都度甲乙協議の上、これを定めるものとする。

この協定の証として、本書2通を作成し、甲乙が記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成28年4月8日

甲 神戸市長 久元喜造

乙 一般社団法人 日本自動車連盟 兵庫支部
事務所長 奥川雅也

資料 4-9 災害時における災害応急対策業務に関する協定書（兵庫県自動車修理業・レッカー事業協同組合）

災害時における災害応急対策業務に関する協定書

神戸市（以下「甲」という。）と兵庫県自動車修理業・レッカー事業協同組合（以下「乙」という。）は、災害時における災害応急対策業務に伴う車両の移動（以下「車両移動」という。）について次の通り協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、災害時における災害応急対策業務に伴う車両移動に関し、甲乙が協力して円滑な災害復旧に資することを目的とする。

（業務内容）

第2条 甲が乙に対し、要請を行う業務は、災害対策基本法第76条の6（以下「災対法」という。）に基づく車両移動とする。

2 災対法に基づき車両移動を行う場合には、別冊「災害対策基本法に基づく車両の移動に係る運用マニュアル（神戸市建設局）」により行うものとする。

（実施区間）

第3条 実施区間は、甲が管理するすべての国道、県道、市道の区間を対象とする。

（出動要請）

第4条 甲は、所管施設に災害が発生又は発生の恐れがある場合において、必要と認める時は、乙に対して、車両移動実施の協力要請を様式1の書面又は電話等の方法により行い、電話等にあつては後日速やかに様式1の文書で要請手続きを行うものとする。

2 前項の要請は、建設局長が行うものとする。

3 集結場所は、別表1の建設事務所又は甲が指定する場所とする。

（身分証明書の発行）

第5条 災対法に基づく車両移動を行う場合には、乙は、甲が別途発行する「身分証明書」を携帯するものとする。

（施設の貸与）

第6条 乙は車両移動に関して、甲の施設を使用する必要がある場合は、甲に書面又は電話等の方法により、甲の承諾を得て使用できるものとする。

（車両の移動）

第7条 乙は車両移動を行った際における車両の移動先は、甲の指示に従うものとする。

（報告）

第8条 乙は前条の規定に基づき車両移動業務を行った場合は、甲に対して様式2の報告書により速やかに報告するものとする。

（費用の負担）

第9条 車両移動に要した費用については、甲乙協議のうえ、甲が負担するものとする。

（連絡体制の確保）

第10条 甲及び乙は災害時に迅速かつ適切に連絡体制を確保できるよう、平素から連絡窓口の情報共有を図るものとする。

2 甲及び乙は災害時の各種通信手段途絶に備え、非常時の通信手段確保について協力を行うも

■ 協定関連資料

[防災関連機関等との応援協定]

のとする。

(損失補償)

第11条 本協定に基づき実施した車両移動に際して、車両に損失が生じた場合は、災対法第82条の規定により甲が運転者、所有者等権利を有する者に補償するものとする。

(紛争の解決)

第12条 車両移動の実施に起因する運転者、所有者等権利を有する者との紛争については、明らかな乙の責めに帰するもの以外は甲乙協議の上、甲が解決するものとする。

(訓練)

第13条 乙は、甲が主催又は参加する防災訓練に甲から参加依頼があった場合には参加するものとする。

(協定期間)

第14条 本協定の期間は、協定を締結した日から平成29年3月31日までとする。

2 甲又は乙は、前項の協定期間が満了する1箇月前までに文書による協定内容の変更又は本協定解除の申し出が無い場合は、引き続き同一内容にて、1年ごとに更新するものとする。

(その他)

第15条 本協定に定めのない事項、又は本協定に関して疑義が生じたときは、その都度甲乙協議の上、これを定めるものとする。

この協定の証として、本書2通を作成し、甲乙が記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成28年4月1日

甲 神戸市長 久元喜造

乙 兵庫県自動車修理業・レッカー事業協同組合
理事長 大西 邦典

資料 4-10 災害時における調査等の相互協力に関する協定書（公益社団法人土木学会関西支部）

災害時における調査等の相互協力に関する協定

神戸市(以下「甲」という。)と公益社団法人土木学会関西支部(以下「乙」という。)は、災害時における調査等の相互協力に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、地震・津波等の自然災害や大規模火災など予期できない現象により、甲が所管する施設等(工事中の施設を含め、以下「所管施設等」という。)に被災のおそれがある時、または被災した時に所管施設等の現象が複雑で、学術的な領域における専門性及び高度な知見が必要な場合の調査、判断、技術的提言(以下「調査等」という。)に関する相互協力の方法を定め、もって、被害拡大の防止、被害施設の早期復旧及び防災技術の向上に資することを目的とする。

(調査等の実施範囲)

第2条 調査等の実施範囲は、甲の所管施設等における災害発生箇所等とする。

(協力の内容)

- 第3条 甲は、第2条の範囲において、学術的な領域における専門性及び高度な知見に基づく調査及び判断が必要と認めるときは、乙に協力要請できるものとする。
- 2 乙は、前項に定める要請があったときは、調査の実施の可能性を甲に回答するとともに、実施可能なときは、速やかに調査団を結成して被災状況等を調査し、甲へ直接報告するものとする。
 - 3 乙は、第2条の範囲において、被災状況等を調査する必要があると認めるときは、甲に調査に関する協力を要請することができるものとする。
 - 4 甲は、前項に定める要請があったときは、乙の実施する調査に対して可能な範囲で協力するものとする。
 - 5 乙は第3条第3項に定める調査を実施したときは、その結果について甲へ報告するものとする。
 - 6 甲は、第3条第2項及び第3項の結果を踏まえ、所管施設等の復旧・復興への技術的提言を乙に求めることができるものとする。
 - 7 乙は、前項に定める要求があったときは、学術的な専門性や高度な知見に基づき、提言を甲に行うものとする。

(要請の手続き)

第4条 甲及び乙は、第3条に定めるところにより協力を要請するときは、別紙の要請書(様式1)を要請先に送付するものとする。

(連絡体制)

- 第5条 第3条に係る事項の伝達を正確かつ円滑に行うため、甲、乙それぞれの連絡体制を定め、相互に共有しておくものとする
- 2 甲及び乙は、連絡体制に変更があった場合は、相手方に対して速やかに報告するものとする。

(費用の負担)

- 第6条 第3条第1項に基づき乙が実施する調査等において、費用が伴う場合には、甲は乙に対してその費用を支払うものとする
- 2 第3条第3項に基づき乙が実施する調査の費用は、乙の負担とする。
 - 3 甲が負担する費用は、乙が実施した調査等の内容を踏まえ、甲乙協議して定めるものとする。

(成果の公表及び使用)

■ 協定関連資料

[防災関連機関等との応援協定]

第7条 第3条に定める調査等の成果について、甲及び乙がその成果を公表もしくは使用する場合には、甲、乙が相互に確認したうえで行うものとする。

(損害の負担)

第8条 調査等の実施に伴い甲及び乙の責に帰さない理由により、第三者に損害を及ぼした場合には、乙は、その事実の発生後速やかにその状況を書面により甲に報告するものとする。

2 前項に損害に対する処置については、甲と乙が協議して定めるものとする。

(有効期限)

第9条 本協定の期限は、協定を締結した日から平成28年3月31日までの期間とする。

2 前項に規定する期間満了の1箇月前までに、甲乙のいずれからも何ら申し出のないときは、引き続き同一条件をもって本協定を期間満了日より1年間継続するものとし、当該継続期間が満了したときも同様とする。

3 本協定締結後、甲乙いずれかの申し出により甲乙協議のうえ、本協定は廃止することができる。

(その他)

第10条 本協定に定めのない事項、または本協定に疑義が生じたときは、甲乙協議するものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、それぞれ記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成27年5月13日

甲 神戸市

神戸市長 久元 喜造

乙 公益社団法人 土木学会 関西支部

支部長 宮川 豊章

資料 4-11 災害時における復旧支援協力に関する協定書（公益社団法人日本下水道管路管理業協会、神戸市下水道維持協会）

災害時における復旧支援協力に関する協定

神戸市建設局（以下「甲」という。）、公益社団法人日本下水道管路管理業協会（以下「乙」という。）及び神戸市下水道維持協会（以下「丙」という。）は、地震等の災害により甲の管理する下水道管路施設が被災したときに行う復旧支援協力に関して以下のとおり下水道法（昭和33年法律第79号）第15条の2の規定に基づいた協定を締結する。なお、平成19年7月27日付で甲と社団法人日本下水道管路管理業協会関西支部が締結した「災害時における応急対策業務に関する協定書」は破棄する。

（目的）

第1条 この協定は、乙及び丙の甲に対する復旧支援協力に関して基本的な事項を定め、災害等により被災した下水道管路施設の機能の早期復旧を行うことを目的とする。

（復旧支援協力の要請）

第2条 甲は、乙及び丙に対し災害等により被災した下水道管路施設の復旧に関し次の業務の支援を要請することができる。この場合、甲は乙に要請すべき業務及び範囲（施設）と、丙に要請すべき業務及び範囲（施設）を明確にして要請する。

（1）被災した下水道管路施設の応急復旧のために必要な業務（巡視、点検、調査、清掃、修繕）

（2）その他甲、乙及び丙で協議し必要とされる業務

2 前項の復旧支援協力の要請に関する甲の連絡窓口は神戸市建設局下水道部管路課、乙の連絡窓口は公益社団法人日本下水道管路管理業協会関西支部とし、丙の連絡窓口は神戸市下水道維持協会事務所とする。

3 甲の乙及び丙に対する復旧支援協力要請は支援内容を明らかにした書面により行うものとする。ただし、緊急時等で書面により難しいときは電話等で行うことができるものとし、この場合は事後において書面を提出するものとする。

4 乙及び丙は、前項により甲の要請する業務を行うために、必要な人員・機材等をもって要請された業務を遂行する。

（乙及び丙の責務）

第3条 乙及び丙は、それぞれの組織内の協力体制を構築するとともに、甲から前条の規定による要請があったときは、優先してその業務を実施するための措置をとるものとする。

（費用）

第4条 この協定に基づき甲が乙及び丙に対し要請した業務にかかる費用は甲の負担とする。

■ 協定関連資料

[防災関連機関等との応援協定]

(報告)

第5条 乙及び丙は、毎年4月1日現在において災害時の支援に備えて、支援が可能な協力体制、提供可能な車輛等の機器及び人員を甲に対して報告するものとする。また、変更があった場合は速やかに甲に報告するものとする。

2 乙及び丙は、第3条の措置の状況を文書でもって、速やかに甲に報告するものとする。

3 乙及び丙は、甲の要請により行った支援業務が終了したときは、速やかに甲に対し書面をもって報告するものとする。

(下水道台帳データの提供)

第6条 甲は、下水道管路施設の調査に必要な下水道台帳の図面等をPDF等の電子データとして、乙に提供するものとする。

2 乙は、甲から提供を受けた電子データを適切に保管しなければならない。

3 甲は、下水道台帳に大幅な変更があった場合など、適宜、最新の電子データを乙に提供するものとする。

(下水道台帳データの開示)

第7条 乙は、甲から支援要請があったとき、支援出動する乙の会員に対し甲から提供を受けた電子データを開示することができる。

2 支援出動した乙の会員は、甲から提供を受けた電子データを支援業務並びに必要な報告等以外に使用してはならない。

3 甲と乙の合同訓練を実施する場合も、第1項及び第2項を準用する。

(広域被災)

第8条 甲が管轄する地域において、公益社団法人日本下水道協会が制定した「下水道事業における災害時支援に関するルール」に基づく下水道対策本部が近畿ブロックに設置された場合には、下水道対策本部による活動を優先する。

(効力)

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、期間満了の1ヶ月前までに甲乙丙いずれからも申し出がない場合、この協定は1年間更新されるものとし、以後も同様とする。

(その他)

第10条 この協定に定めのない事項や各条項に疑義が生じた場合には、甲、乙及び丙による協議の上決定するものとする。

2 甲乙丙いずれかがこの協定の定め違反した場合においては、違反した相手方への書面による通告をもってこの協定を廃止することができる。

この協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲、乙及び丙記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

令和5年1月17日

甲 神戸市中央区加納町6丁目5番1号
神戸市
建設局長 林 泰 三

乙 東京都千代田区岩本町2丁目5番11号
公益社団法人日本下水道管路管理業協会
会 長 長谷川 健 司

丙 神戸市兵庫区島上町2丁目2番22号
神戸市下水道維持協会
会 長 金 本 比呂志

■ 協定関連資料

[防災関連機関等との応援協定]

資料 4-12 大規模災害時における排水設備の応急復旧等に関する協定書（神戸市管工事災害対策協力会）

大規模災害時における排水設備の応急復旧等に関する協定書

神戸市（以下「甲」という。）と神戸市管工事災害対策協力会（以下「乙」という。）とは、平成11年6月1日付で協定締結した「排水設備緊急修理修繕業務協定書」及び平成27年10月30日付で協定締結した「大規模災害時における排水設備等の市民相談窓口設置等に関する協定書」を破棄し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、大規模な災害・事故（以下「災害等」という。）により下水道施設等に甚大な被害が生じ又はそのおそれがある場合に、市民生活の早期安定を図るため、排水設備に関する応急復旧等に必要な事項を定めるものとする。

（災害時の協力内容）

第2条 災害時における乙の協力内容は、次に掲げるとおりとする。

- （1）排水設備に関する応急復旧活動
- （2）取付管及び接続ます（公共下水道）に関する応急復旧活動
- （3）排水設備に関する市民相談対応

（災害時の協力要請）

第3条 甲は、災害発生時において排水設備等の応急復旧に関して乙の協力を必要とするときは、乙に対して協力を要請する。

- 2 前項の規定による要請は、文書により行うものとする。ただし、事態が緊迫して文書によることができない場合は、口頭又は電信若しくは電話その他の方法によることができる。
- 3 前項ただし書の場合において、甲は、事後速やかに要請の内容を記載した文書を乙に提出するものとする。

（応急復旧対応及び費用の負担）

第4条 災害時において甲より要請があった場合、乙は事務局内に速やかに応急復旧受付窓口を開設する。

- 2 甲が別途平時から開設する市民相談窓口「水道修繕受付センター」において、第3条第1項の要請期間中に受け付けを行った事項のうち、排水設備、取付管及び接続ます（公共下水道）に関する事項は、乙が応急復旧にあたる。
- 3 乙は応急復旧活動に際し、事前に市民に対し十分な説明を行い、同意を得なければならない。
- 4 第2条（1）の規定に基づく応急復旧活動により発生する費用については、市民の負担とする。
- 5 第2条（2）の規定に基づく応急復旧活動により発生する費用については、乙の請求に基づき甲が負担するものとする。その支払い事務は『公共下水道（取付管・接続ます）改善への支援事業実施要綱』

に準拠するものとする。

6 協力の解消時期は甲が決定するものとし、甲より乙に対して、事前に文書により通知するものとする。

(避難所施設の応急復旧及び費用の負担)

第5条 甲は、学校施設等の避難所施設管理者から排水設備、取付管及び接続ます（公共下水道）の応急復旧要請があった場合、乙に優先的な応急復旧活動の要請を行うものとする。

2 前項の規定による要請の費用については、施設管理者から乙に支払われるものとする。

(車両の通行)

第6条 甲は、乙が応急復旧活動を行う際には、車両を緊急又は優先車両として通行できるように可能な範囲で支援するものとする。

(連絡体制)

第7条 この協定の実施にあたり、甲乙は互いに緊急時の連絡先を報告し随時更新する。また、災害時には速やかに相互に連絡をとるものとする。

(個人情報の保護)

第8条 乙は、この協定において知り得た個人情報等その他の情報を、目的外に使用してはならない。

(平時における協力)

第9条 甲及び乙は、第2条に定めるものの他、平時においても甲乙間の連携を密にするものとする。

2 乙は、甲が実施する訓練等に対し積極的に協力するよう努めなければならない。

(細目協定)

第10条 この協定に規定するものの他、この協定の施行に関し必要な事項について、甲乙間で別に細目協定を締結することができる。

(疑義)

第11条 この協定について疑義が生じた事項又はこの協定に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議して定めるものとする。

(効力)

第12条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、有効期間満了日1カ月前までに、甲、乙双方いずれからも意思表示がないときは更新されたものとし、以後も同様とする。

(解除)

第13条 この協定を解除する場合は、甲乙いずれか一方が解除日1カ月前までに書面により相手方に通知するものとする。

■ 協定関連資料

[防災関連機関等との応援協定]

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和5年1月17日

甲 兵庫県神戸市中央区加納町六丁目5番1号

神戸市

代表者 神戸市長 久元喜造 印

乙 兵庫県神戸市兵庫区下沢通三丁目4番25号

神戸市管工事災害対策協力会

代表者 会長 高井豊司 印

資料 4-13 大規模災害時における下水管路資材の供給等に関する協定書（積水化学工業株式会社）

大規模災害時における下水道管路資材の供給等に関する協定書

神戸市（以下「甲」という）と積水化学工業株式会社（以下「乙」という）とは、大規模な災害・事故が発生した場合（以下「災害時」という）における応急復旧活動その他における甲乙間の連携に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、大規模な災害等により下水道施設等に甚大な被害が生じまたはそのおそれがある場合、応急復旧対策を早急に実施し市民生活の早期安定を図ることを目的とする。

（災害時の協力内容）

第2条 災害時における乙の協力内容は、次に掲げるとおりとする。

- （1）応急復旧に用いるパイプ、継手等の資材及び工具等を、甲が指定する請負業者等に提供すること
 - （2）その他応急復旧活動に必要な事項
- 2 前項に規定する応急復旧活動の対象は、主として下水道施設とするが、別途甲乙協議の上、乙の資材が適用可能な施設を対象とすることも可能とする。

（災害時の協力要請）

第3条 甲は、災害時において、応急復旧活動を必要とするときは、乙に対して協力を要請する。

- 2 前項の規定による要請は、文書により行うものとする。ただし、事態が緊迫して文書によることができない場合は、口頭又は電信若しくは電話その他の方法によることができる。
- 3 前項ただし書の場合において、甲は、事後速やかに要請の内容を記載した文書を乙に提出するものとする。

（在庫保管場所の提供及び費用の負担）

第4条 甲は、災害時において、乙に対し、乙が請負業者等に供給する資材及び工具等の在庫の保管場所を提供する。

- 2 物資の代金は、第2条第1項（1）の規定に基づき、乙が請負業者等に請求を行い、請負業者等が乙に支払うものとする。
- 3 乙が行った物資提供に係る経費は、乙による通常の配送・納入業務とみなし、原則として乙が負担するものとする。
- 4 第2条第1項（2）の規定に基づき協力を要請した場合に発生する費用については別途甲乙協議の上定める。

（車両の通行）

第5条 甲は、乙が物資を運搬及び供給する際には、車両を緊急又は優先車両として通行できるように可能な範囲で支援するものとする。

■ 協定関連資料

[防災関連機関等との応援協定]

(供給可能数量等の報告)

第6条 乙は、この協定による応急復旧活動に用いる資材及び工具等の供給可能数量等の把握に努め、甲の要請により年1回報告する。

(平時における協力)

第7条 甲及び乙は、第2条に定めるものの他、平時においても甲乙間の連携を密にするものとする。

2 前項に規定する連携の詳細は、別途甲乙協議の上定める。

(細目協定)

第8条 この協定に規定するものの他、この協定の施行に関し必要な事項について、甲乙間で別に細目協定を締結することができる。

(協議)

第9条 この協定について疑義が生じた事項又はこの協定に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議して定めるものとする。

(効力)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、有効期間満了日1カ月前までに、甲、乙双方いずれからも意思表示がないときは更新されたものとし、以後も同様とする。

(解除)

第11条 この協定を解除する場合は、甲乙いずれか一方が解除日1カ月前までに書面により相手方に通知するものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書2通を作成し、両者記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成26年12月17日

甲 兵庫県神戸市中央区加納町六丁目5番1号
神戸市
代表者 神戸市長 久元 喜造

乙 東京都港区虎ノ門二丁目3番17号
積水化学工業株式会社
取締役 専務執行役員
環境・ライフラインカンパニープレジデント
高見 浩三

(様式1)

令和 年 月 日

様

要請者

災害時における調査等の相互協力に関する要請書

「災害時における調査等の相互協力に関する協定」第4条および同条第2項に基づき、次のとおり要請します。

1. 調査等を要する場所と被災概要	①概要 ②場所
2. 要請者連絡先	所 属： 電 話：() F A X：()
3. 要請日時	令和 年 月 日() AM・PM 時 分
4. 協力要請内容	
5. その他必要な事項	

■ 協定関連資料

[防災関連機関等との応援協定]

資料 4-14 大規模災害時における下水道管路資材（排水設備他）の供給等に関する協定書（前澤化成工業株式会社）

大規模災害時における下水道管路資材（排水設備他）の供給等に関する協定書

神戸市（以下「甲」という）と前澤化成工業株式会社（以下「乙」という）とは、大規模な災害・事故が発生した場合（以下「災害時」という）における応急復旧活動その他における甲乙間の連携に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時に排水設備、接続ます及び取付管（公共下水道）に甚大な被害が生じまたはその恐れがある場合、応急復旧対策を早急に実施し市民生活の早期安定を図ることを目的とする。

（災害時の協力内容）

第2条 災害時における協力内容は、次に掲げるとおりとする。

（1）応急復旧活動に用いるパイプ、継手等の資材及び工具等を、甲が別途協定する神戸市管工事災害対策協力会（以下「協力会」という）に提供すること

（2）その他応急復旧活動に必要な事項

2 前項に規定する応急復旧活動の対象は、主として排水設備、接続ます及び取付管（公共下水道）とするが、別途甲乙協議の上、乙の資材が適用可能な施設を対象として、甲が指定する請負業者等に供給も可能とする。

（災害時の協力要請）

第3条 甲は、災害時において、応急復旧活動を必要とするときは、乙に対して協力を要請する。

2 前項の規定による要請は、文書により行うものとする。ただし、事態が緊迫して文書によることができない場合は、口頭又は電信若しくは電話その他の方法によることができる。

3 前項ただし書の場合においては、甲は、事後速やかに要請の内容を記載した文書を乙に提出するものとする。

（在庫保管場所の提供及び費用の負担）

第4条 甲は、災害時において、乙に対し、乙が供給する資材及び工具等の在庫の保管場所を提供する。

2 物資の代金は、第2条第1項（1）の規定に基づき、乙が協力会の組合員等に請求を行い、協力会組合員等が乙に支払うものとする。

3 乙が行った物資提供に係る経費は、乙による通常の配送・納入業務とみなし、原則として乙が負担するものとする。

4 第2条第1項（2）の規定に基づき協力を要請した場合に発生する費用については別途甲乙協議の上定める。

(車両の通行)

第5条 甲は、乙が物資を運搬及び供給する際には、車両を緊急又は優先車両として通行できるように可能な範囲で支援するものとする。

(供給可能数量等の報告)

第6条 乙は、この協定による応急復旧活動に用いる資材及び工具等の供給可能数量等の把握に努め、甲の要請により年1回報告する。

(平時における協力)

第7条 甲及び乙は、第2条に定めるものの他、平時においても甲乙間の連携を密にするものとする。
2 前項に規定する連携の詳細は、別途甲乙協議の上定めることが可能とする。

(細目協定)

第8条 この協定に規定するものの他、この協定の施行に関し必要な事項について、甲乙間で別に細目協定を締結することができる。

(協議)

第9条 この協定について疑義が生じた事項又はこの協定に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議して定めるものとする。

(効力)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、有効期間満了日1カ月前までに、甲乙いずれからも意思表示がないときは更新されたものとし、以後も同様とする。

(解除)

第11条 この協定を解除する場合は、甲乙いずれか一方が解除日1カ月前までに書面により相手方に通知するものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書2通を作成し、両者記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

令和5年1月17日

甲 兵庫県神戸市中央区加納町六丁目5番1号
神戸市

代表者 神戸市長 久元喜造 印

乙 大阪府大阪市中央区安土町三丁目三番九号 田村駒ビル
前澤化成工業株式会社 関西支店

代表者 支店長 田村敏浩 印

■ 協定関連資料

[防災関連機関等との応援協定]

資料 4-15 大規模災害時における避難所の排水設備等応急復旧に関する協定書（神戸市教育委員会事務局）

大規模災害時における避難所の排水設備等応急復旧に関する協定書

建設局（以下「甲」という）と教育委員会（以下「乙」という）は、大規模な災害・事故が発生した場合（以下「災害時」という）における応急復旧活動その他における甲乙間の連携に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、神戸市地域防災計画に基づき災害時に避難所となる乙が所管する学校施設（以下「避難所となる学校施設」という）の排水設備、取付管及び接続ます（公共下水道）（以下「排水設備等」という）に甚大な被害が生じ、またはその恐れがある場合、甲の協力により、排水設備等の応急復旧を実施し、避難所となる学校施設の機能確保を早急に図ることを目的とする。

（災害時の協力内容）

第2条 災害時における甲の協力内容は、次の各号に掲げるとおりとする。

- （1）排水設備等の応急復旧活動が可能な神戸市管工事災害対策協力会（以下「協力会」という）への要請
- （2）その他避難所となる学校施設の排水設備等の応急復旧に必要と認められる事項への対応

（災害時の協力要請）

第3条 乙は、災害時において、避難所となる学校施設の排水設備等に応急復旧活動を必要とするときは、甲に対して協力を要請する。

- 2 前項の規定による要請は、乙から文書により行うものとする。ただし、事態が緊迫して文書によることができない場合は、乙又は避難所運営者から口頭又は電話その他の方法によることができる。
- 3 前項ただし書の場合において、乙は、事後速やかに要請の内容を記載した文書を甲に提出するものとする。
- 4 甲は、第1項の要請を受け、別途協定に基づき、協力会に優先的な応急復旧活動を要請するものとする。

（費用の負担）

第4条 応急復旧活動に必要な費用の負担は、次の各号に掲げるとおりとする。

- （1）排水設備の応急復旧活動に要した費用は、乙から応援復旧活動にあたった協力会の会員若しくは協力会の要請により応急復旧活動にあたった業者に支払うものとする。
- （2）取付管及び接続ますの応急復旧活動に要した費用は、別途協定に基づき甲が応援復旧活動にあたった協力会の会員若しくは協力会の要請により応急復旧活動にあたった業者に支払うものとする。

(施設竣工図)

第5条 乙は可能な限りにおいて避難所となる学校施設の排水に関する竣工図等を甲に事前に共有するものとする。

(細目協定)

第6条 この協定に規定するものの他、この協定の施行に関し必要な事項について、甲乙間で別に細目協定を締結することができる。

(協議)

第7条 この協定について疑義が生じた事項又はこの協定に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議して定めるものとする。

(効力)

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、有効期間満了日1カ月前までに、甲乙いずれからも意思表示がないときは更新されたものとし、以後も同様とする。

(解除)

第9条 この協定を解除する場合は、甲乙いずれか一方が解除日1カ月前までに書面により相手方に通知するものとする。

令和5年1月17日

甲 建設局長 林 泰三

乙 教育委員会事務局長 高田 純

■ 協定関連資料

[防災関連機関等との応援協定]

資料 4-16 災害時における協力に関する協定（独立行政法人都市再生機構西日本支社）

災害時における協力に関する協定

神戸市（以下「甲」という。）と独立行政法人都市再生機構西日本支社（以下「乙」という。）とは、神戸市内において大規模な災害が発生した場合における災害応急対策、復旧事業及び復興事業を円滑に遂行するため、次のとおり協定を締結する。

（災害発生時の協力等）

第1条 甲は、神戸市内に大規模な災害（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める被害をいう。以下「災害」という。）が発生した場合において、乙に対し、被災市街地等における災害応急対策、災害復旧事業及び被災市街地復興事業等について要請することができるものとする。

2 乙は、甲から前項の要請があった場合は、乙の所有する賃貸住宅及び乙の事業地区等の迅速な災害応急対策及び災害復旧事業並びに賃貸住宅居住者等の安全確保に係る必要な措置を講じた上で、次条以下の規定に基づき、可能な限りこれに協力するものとする。

（乙の職員等の派遣等）

第2条 乙は、災害発生時において、甲から要請があった場合は、乙の事業に支障のない限り次に定める業務を実施する。

一 被害調査業務 被災建築物応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士による被災建築物・宅地の危険度の判定・表示等

二 応急仮設住宅建設業務 甲が建設する応急仮設住宅についての、設計、監督及び検査等の業務

三 仮設住宅等入居事務 甲が行う仮設住宅等の暫定入居に係る入居関係事務

2 前項に掲げる業務以外で、乙の支援が必要であると甲が判断する業務が発生した際には、甲乙協議するものとする。

3 甲は、第1項第1号に係る要請について、全国被災建築物応急危険度判定協議会及び被災宅地危険度判定連絡協議会の定めるそれぞれの要綱等の規定に従い、兵庫県及び国土交通省を通じて行うものとする。

（仮設住宅建設用地及び機構賃貸住宅の提供）

第3条 乙は、災害発生時において、甲から要請があった場合は、乙が所有する事業用地を乙の事業に支障のない範囲で仮設住宅の建設用地として甲に貸与するものとする。

2 乙は、災害発生時において、甲から要請があった場合は、乙が所有する賃貸住宅を乙の事業に支障のない範囲で被災者の居住確保を目的として暫定的に使用するものとする。

（被災市街地復興事業の相互協力）

第4条 甲及び乙は、被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）第3条第1項に規定する事業実施等を行う必要がある場合においては、被災市街地の緊急かつ健全な復興のための土地区画整理事業、市街地再開発事業その他の市街地開発事業の計画策定及び施行並びに当該市街地の復興に必要な住宅の供給等を行うため、相互に協力するものとする。

（他地域における復旧応援対策の相互協力）

第5条 甲及び乙は、神戸市以外の地域に災害が発生し災害応急対策、復旧事業及び復興事業等の応援を行う場合においては、相互に協力するものとする。

（連絡担当部署）

第6条 甲及び乙は、あらかじめ相互協力のための連絡担当部署を定め、災害が発生したときは、速やかに情報を交換するものとする。

（協議）

第7条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議し定めるものとする。

この協定締結の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成23年1月14日

甲 神戸市中央区加納町6丁目5番1号
神戸市
神戸市長 矢田立郎

乙 大阪市城東区森之宮1丁目6番85号
独立行政法人都市再生機構西日本支社
理事・支社長 糟谷明人

■ 協定関連資料

[防災関連機関等との応援協定]

資料 4-17 災害時における住宅の早期復興に向けた協力に関する協定書（独立行政法人住宅金融支援機構）

災害時における住宅の早期復興に向けた協力に関する協定書

神戸市（以下「甲」という。）及び独立行政法人住宅金融支援機構（以下「乙」という。）は、地震、風水害等の災害時における被災した市民の住宅の早期復興を支援するために、甲が実施する施策への乙の協力に関して、次のとおり協定を締結する。

（情報の交換）

第1条 甲及び乙は、この協定に基づき、被災した市民の住宅の早期復興への支援が円滑に行われるように次の情報を適時適確に交換する。

- 一 住宅に関連する防災、被災した住宅の再建等に関する施策及び融資制度
- 二 被害状況、被災した市民から寄せられた住宅の復興等に関する要望
- 三 第7条に定める連絡窓口となる部署名並びに連絡責任者及び補助者の職名及び氏名
- 四 第7条に定める連絡窓口との連絡方法
- 五 その他住宅の早期復興への支援に関し必要な事項

（住宅相談窓口開設）

第2条 乙は、甲からの協力要請に応じて、「住宅相談窓口」を速やかに開設し、被災した市民からの住宅再建及び住宅ローンの返済に関する相談に対応し、市民の住宅の早期復興を支援するものとする。

- 2 甲は、前項の「住宅相談窓口」の開設及び運営に当たって、必要に応じ、場所の確保その他乙から要請を受けた事項について、乙に協力するものとする。

（職員の派遣）

第3条 乙は、前条の相談に対応するため、職員を派遣するものとする。

- 2 乙は、前条の相談への対応のほか、甲から市民の住宅の早期復興を支援するため特に要請を受けたときは、甲と協議の上、職員を派遣する。

（住宅ローン返済中の市民への支援）

第4条 乙は、乙の住宅ローンを返済中に被災した市民に対して、当該住宅ローンの支払の猶予や返済期間の延長等の措置を諸規定に従って講ずるものとする。

（周知）

第5条 乙は、乙の災害復興住宅融資の実施、第2条の「住宅相談窓口」の開設及び前条の措置について、被災した市民に対して積極的に周知するものとする。

- 2 甲は、前項の周知に協力するものとする。

(施策実施上の課題等の調整)

第6条 甲及び乙は、住宅に関連する防災、被災した住宅の再建等に関する甲の施策及び乙の災害関連業務の円滑な実施に資するため、甲がこれらの施策を実施するに当たり発生する乙の融資及び債権管理上の課題等への対応について、あらかじめ調整を行うものとする。

(連絡窓口)

第7条 甲及び乙は、この協定に関する連絡窓口をそれぞれ設置するものとする。

(協議)

第8条 この協定に定めるもののほか、被災した市民の住宅の早期復興支援に当たり必要な事項については、その都度、甲と乙が十分な協議の上、定めるものとする。

(適用)

第9条 この協定は、平成27年2月17日から適用する。

なお、神戸市長と住宅金融公庫大阪支店長との間で締結した平成16年1月16日付け「災害時における住宅復興に向けた協力に係る基本協定書」は廃止する。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成27年2月16日

甲	神戸市		
	神戸市長	久元 喜造	印
乙	独立行政法人住宅金融支援機構		
	理事長	宍戸 信哉	印

■ 協定関連資料

[防災関連機関等との応援協定]

資料 4-18 災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定書（一般社団法人プレハブ建築協会）

災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定書

（趣 旨）

第1条 この協定は、災害時における応急仮設住宅（以下「住宅」という。）の建設に関して、兵庫県（以下「甲」という。）及び救助実施市である神戸市（以下「乙」という。）が一般社団法人プレハブ建築協会（以下「丙」という。）に協力を求めるに当たって必要な事項を定めるものとする。

（定 義）

第2条 この協定において「住宅」とは、災害救助法（昭和22年法律第118号）第4条第1項第1号に規定する応急仮設住宅のうち、建設し供与するものをいう。

2 「救助実施市」とは、災害救助法第2条の2第1項に規定する救助実施市をいう。

（所要の手続き）

第3条 甲は、住宅建設の要請に当たっては、建設場所、戸数、規模、着工期日、その他必要と認める事項を、文書をもって丙に連絡するものとする。ただし、緊急の場合は、当該文書に替えて電話等によることができる。この場合において、甲は後に当該文書を速やかに丙に提出しなければならない。

2 乙は、住宅建設の要請に当たっては、建設場所、戸数、規模、着工期日、その他必要と認める事項を、文書をもって甲に連絡するものとし、乙からの連絡を受けた甲は、第8条第1項の連絡調整を行ったうえ、建設場所、戸数、規模、着工期日、その他必要と認める事項を、文書をもって丙に連絡するものとする。ただし、緊急の場合は、当該文書に替えて電話等によることができる。この場合において、乙は甲に、甲は丙に、それぞれ後に当該文書を速やかに提出しなければならない。

3 兵庫県内において災害救助法の適用を受けた市町が乙のみである場合は、前項にかかわらず、住宅建設の要請に当たっては、建設場所、戸数、規模、着工期日、その他必要と認める事項を、文書をもって直接丙に連絡することができるものとする。ただし、緊急の場合は、当該文書に替えて電話等によることができる。この場合において、後に当該文書を速やかに丙に提出しなければならない。

4 前項の場合、乙は住宅建設を要請した旨を速やかに甲に連絡するものとし、甲は、第8条第1項の連絡調整を行う。

（協 力）

第4条 丙は、前条の要請があったときは、丙の会員である住宅建設業者（以下「丁」という。）のあつせんその他可能な限り甲又は乙に協力するものとする。

（住宅建設）

第5条 丙のあつせんを受けた丁は、第3条の要請に基づき、住宅建設を行うものとする。

（費用の負担及び支払い）

第6条 丁が前条の住宅建設に要した費用は、当該建設に係る契約当事者である甲又は乙が負担す

るものとする。

- 2 前項の契約当事者である甲又は乙は、丁の住宅建設終了後検査をし、これを確認したときは丁の請求により前項の費用を速やかに支払うものとする。

(連絡窓口)

第7条 この協定の業務に関する連絡窓口は、甲においては兵庫県県土整備部住宅建築局公営住宅課とし、乙においては神戸市建築住宅局住宅政策課とし、丙においては一般社団法人プレハブ建築協会業務第一部とする。

(連絡調整)

第8条 甲はこの協定の業務が適正かつ円滑に行われるよう連絡調整を行い、乙は甲の調整の下で、丙との連絡体制をとるものとする。

- 2 乙又は丙は、連絡体制をとるための連絡調整を甲に求めることができる。

(報告)

第9条 丙は、住宅建設について、協力できる建設能力等の状況を毎年1回甲及び乙に報告するものとする。ただし、甲又は乙が必要と認めた場合は、丙に対し随時報告を求めることができる。

(会員名簿の提供)

第10条 丙は、この協定に係る丙の業務担当部員の名簿及び丙に加盟する会員の名簿を毎年1回甲及び乙に提供するものとし、部員又は会員に異動があった場合は、甲及び乙に報告するものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めるもののほか必要な事項については、その都度甲乙丙協議のうえ定めるものとする。

(適用)

第12条 この協定は、平成31年4月1日(以下「発効日」という。)から適用する。ただし、乙に係る規定については、乙を救助実施市とする指定が効力を発することとなる適用日から適用する。

- 2 乙が、救助実施市の指定を取り消された場合、乙に係る規定については、失効する。

- 3 甲と丙との間で締結した平成9年1月4日付け「災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定書」は、この協定の発効日をもって、失効する。

この協定の成立を証するため、本書3通作成し、甲乙丙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成31年4月1日

甲 兵庫県神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

■ 協定関連資料

[防災関連機関等との応援協定]

兵 庫 県
兵庫県知事 井 戸 敏 三

乙 兵庫県神戸市中央区加納町6丁目5番1号
神 戸 市
神戸市長 久 元 喜 造

丙 東京都千代田区神田小川町2丁目3番13号
M&Cビル5階
一般社団法人プレハブ建築協会
会 長 芳 井 敬 一

資料 4-19 災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定書（一般社団法人全国木造建設事業協会）

災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定書

（趣 旨）

第1条 この協定は、災害時における応急仮設住宅（以下「住宅」という。）の建設に関して、兵庫県（以下「甲」という。）及び救助実施市である神戸市（以下「乙」という。）が一般社団法人全国木造建設事業協会（以下「丙」という。）に協力を求めるに当たって必要な事項を定めるものとする。

（定 義）

第2条 この協定において「住宅」とは、災害救助法（昭和22年法律第118号）第4条第1項第1号に規定する応急仮設住宅のうち、建設し供与するものをいう。

2 「救助実施市」とは、災害救助法第2条の2第1項に規定する救助実施市をいう。

（協力要請）

第3条 甲は、住宅建設の要請に当たっては、建設場所、戸数、規模、着工期日、その他必要と認める事項を、書面をもって丙に連絡するものとする。ただし、緊急の場合は、当該書面に替えて電話等によることができる。この場合において、甲は後に当該書面を速やかに丙に提出しなければならない。

2 乙は、住宅建設の要請に当たっては、建設場所、戸数、規模、着工期日、その他必要と認める事項を、書面をもって甲に連絡するものとし、乙からの連絡を受けた甲は、第8条第1項の連絡調整を行った上、建設場所、戸数、規模、着工期日、その他必要と認める事項を、書面をもって丙に連絡するものとする。ただし、緊急の場合は、当該書面に替えて電話等によることができる。この場合において、乙は甲に、甲は丙に、それぞれ後に当該書面を速やかに提出しなければならない。

3 兵庫県内において災害救助法の適用を受けた市町が乙のみである場合は、前項にかかわらず、住宅建設の要請に当たっては、建設場所、戸数、規模、着工期日、その他必要と認める事項を、書面をもって直接丙に連絡することができるものとする。ただし、緊急の場合は、当該書面に替えて電話等によることができる。この場合において、後に当該書面を速やかに丙に提出しなければならない。

4 前項の場合、乙は住宅建設を要請した旨を速やかに甲に連絡するものとし、甲は、第8条第1項の連絡調整を行う。

（協 力）

第4条 丙は、前条の要請があったときは、丙の会員である住宅建設業者（以下「業者」という。）のあつせんをし、その他可能な限り甲又は乙に協力するものとする。

（住宅建設）

第5条 丙のあつせんを受けた業者は、第3条の要請に基づき、住宅建設を行うものとする。

■ 協定関連資料

[防災関連機関等との応援協定]

(費用の負担及び支払い)

第6条 業者が前条の住宅建設に要した費用は、当該建設に係る契約当事者である甲又は乙が負担するものとする。

2 前項の契約当事者である甲又は乙は、業者の住宅建設終了後検査をし、これを確認したときは業者の請求により前項の費用を速やかに支払うものとする。

(連絡窓口)

第7条 この協定の業務に関する連絡窓口は、甲においては兵庫県県土整備部住宅建築局公営住宅課とし、乙においては神戸市建築住宅局住宅政策課とし、丙においては一般社団法人全国木造建設事業協会建設部会とする。

(連絡調整)

第8条 甲はこの協定の業務が適正かつ円滑に行われるよう連絡調整を行い、乙は甲の調整の下で、丙との連絡体制をとるものとする。

2 乙又は丙は、連絡体制をとるための連絡調整を甲に求めることができる。

(報告)

第9条 丙は、住宅建設について、協力できる建設能力等の状況を毎年1回甲及び乙に報告するものとする。ただし、甲又は乙が必要と認めた場合は、丙に対し随時報告を求めることができる。

(会員名簿の提供)

第10条 丙は、この協定に係る丙の業務担当者及び丙の会員である業者の名簿を毎年1回甲及び乙に提供するものとし、当該名簿に記載された者に異動があった場合は、甲及び乙に報告するものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めるもののほか必要な事項については、その都度甲乙丙協議のうえ定めるものとする。

(適用)

第12条 この協定は、平成31年4月1日（以下「発効日」という。）から適用する。ただし、乙に係る規定については、乙を救助実施市とする指定が効力を発することとなる適用日から適用する。

2 乙が、救助実施市の指定を取り消された場合、乙に係る規定については、失効する。

3 甲と丙との間で締結した平成29年3月16日付け「災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定書」は、この協定の発効日をもって、失効する。

この協定の成立を証するため、本書3通を作成し、甲乙丙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成31年3月28日

- 甲 兵庫県神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
兵 庫 県
兵庫県知事 井 戸 敏 三
- 乙 兵庫県神戸市中央区加納町6丁目5番1号
神 戸 市
神戸市長 久 元 喜 造
- 丙 東京都中央区八丁堀3-4-10京橋北見ビル東館6階
一般社団法人全国木造建設事業協会
理 事 長 大 野 年 司

■ 協定関連資料

[防災関連機関等との応援協定]

資料 4-20 災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定書（一般社団法人日本木造住宅産業協会）

災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定書

(趣 旨)

第1条 この協定は、災害時における応急仮設住宅（以下「住宅」という。）の建設に関して、兵庫県（以下「甲」という。）及び救助実施市である神戸市（以下「乙」という。）が一般社団法人日本木造住宅産業協会（以下「丙」という。）に協力を求めるに当たって必要な事項を定めるものとする。

(定 義)

第2条 この協定において「住宅」とは、災害救助法（昭和22年法律第118号）第4条第1項第1号に規定する応急仮設住宅のうち、建設し供与するものをいう。

2 「救助実施市」とは、災害救助法第2条の2第1項に規定する救助実施市をいう。

(協力要請)

第3条 甲は、住宅建設の要請に当たっては、建設場所、戸数、規模、着工期日、その他必要と認める事項を、書面をもって丙に連絡するものとする。ただし、緊急の場合は、当該書面に替えて電話等によることができる。この場合において、甲は後に当該書面を速やかに丙に提出しなければならない。

2 乙は、住宅建設の要請に当たっては、建設場所、戸数、規模、着工期日、その他必要と認める事項を、書面をもって甲に連絡するものとし、乙からの連絡を受けた甲は、第8条第1項の連絡調整を行った上、建設場所、戸数、規模、着工期日、その他必要と認める事項を、書面をもって丙に連絡するものとする。ただし、緊急の場合は、当該書面に替えて電話等によることができる。この場合において、乙は甲に、甲は丙に、それぞれ後に当該書面を速やかに提出しなければならない。

3 兵庫県内において災害救助法の適用を受けた市町が乙のみである場合は、前項にかかわらず、住宅建設の要請に当たっては、建設場所、戸数、規模、着工期日、その他必要と認める事項を、書面をもって直接丙に連絡することができるものとする。ただし、緊急の場合は、当該書面に替えて電話等によることができる。この場合において、後に当該書面を速やかに丙に提出しなければならない。

4 前項の場合、乙は住宅建設を要請した旨を速やかに甲に連絡するものとし、甲は、第8条第1項の連絡調整を行う。

(協 力)

第4条 丙は、前条の要請があったときは、丙の会員である住宅建設業者（以下「事業者」という。）のあっせんをし、その他可能な限り甲又は乙に協力するものとする。

(住宅建設)

第5条 丙のあっせんを受けた事業者は、第3条の要請に基づき、住宅建設を行うものとする。

(費用の負担及び支払い)

第6条 事業者が前条の住宅建設に要した費用は、当該建設に係る契約当事者である甲又は乙が負担するものとする。

2 前項の契約当事者である甲又は乙は、事業者の住宅建設終了後検査をし、これを確認したときは事業者の請求により前項の費用を速やかに支払うものとする。

(連絡窓口)

第7条 この協定の業務に関する連絡窓口は、甲においては兵庫県県土整備部住宅建築局公営住宅課とし、乙においては神戸市建築住宅局政策課とし、丙においては一般社団法人日本木造住宅産業協会近畿支部とする。

(連絡調整)

第8条 甲はこの協定の業務が適正かつ円滑に行われるよう連絡調整を行い、乙は甲の調整の下で、丙との連絡体制をとるものとする。

2 乙又は丙は、連絡体制をとるための連絡調整を甲に求めることができる。

(報 告)

第9条 丙は、住宅建設について、協力できる建設能力等の状況を毎年1回甲及び乙に報告するものとする。
ただし、甲又は乙が必要と認めた場合は、丙に対し随時報告を求めることができる。

(会員名簿の提供)

第10条 丙は、この協定に係る丙の業務担当者及び丙の会員である事業者の名簿を毎年1回甲及び乙に提供するものとし、当該名簿に記載された者に異動があった場合は、甲及び乙に報告するものとする。

(協 議)

第11条 この協定に定めるもののほか必要な事項については、その都度甲乙丙協議のうえ定めるものとする。

(適 用)

第12条 この協定は、令和4年1月7日から適用する。

2 乙が、救助実施市の指定を取り消された場合、乙に係る規定については、失効する。

この協定の成立を証するため、本書3通を作成し、甲乙丙記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和4年1月7日

甲 兵庫県神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
兵 庫 県
兵庫県知事 齋 藤 元 彦

乙 兵庫県神戸市中央区加納町6丁目5番1号
神 戸 市
神戸市長 久 元 喜 造

丙 東京都港区六本木一丁目7番27号
一般社団法人日本木造住宅産業協会
会 長 市 川 晃

■ 協定関連資料

[防災関連機関等との応援協定]

資料 4-21 大規模災害時における民間賃貸住宅の被災者への提供等に関する協定書（公益財団法人日本賃貸住宅管理協会兵庫県支部）

大規模災害時における民間賃貸住宅の被災者への提供等に関する協定

兵庫県（以下「県」という。）、神戸市（以下「市」という。）及び公益財団法人日本賃貸住宅管理協会兵庫県支部（以下「協会兵庫県支部」という。）は、大規模広域災害（被害が複数の都道府県にまたがり、または単独の都道府県でも被害の規模が甚大で、広域的な対応が必要とされる災害をいう。）が発生した場合における民間賃貸住宅の被災者への提供等に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、大規模広域災害時において、県による連絡調整の下で、県又は市が協会兵庫県支部に対し、民間賃貸住宅の被災者への提供等に関して協力を求める場合に必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 県又は市は、大規模広域災害時において、県内に避難している被災者のために、協会兵庫県支部に対し、次に定める協力を要請できる。

- 一 被災者への利用可能な空き家情報の提供及び空き家情報に基づく住宅のあっせん
- 二 応急借上げ住宅（住宅を失った被災者の住居を早急に確保するため、県又は市が民間住宅を借り上げて供与する応急仮設住宅をいう。）として被災者に提供可能な民間賃貸住宅の情報提供及びその円滑な提供に向けた協力

2 市は、他府県に所在する日本賃貸住宅管理協会支部に対し、前項に定める協力を要請する場合は、県を通じて行うものとする。

（協力）

第3条 協会兵庫県支部は、前条の規定に基づく県又は市からの要請があった場合、会員である宅地建物取引業者（以下「会員業者」という。）とともに、民間賃貸住宅に関するあっせん等及びその円滑な提供に向けて、県又は市に可能な限り協力する。

2 会員業者は、第2条第1項第1号の要請に係るあっせんを無報酬で行うよう努める。

同条同項第2号の要請に係るあっせんの報酬については、県、市及び協会兵庫県支部の協議の上定める。

（県又は市の役割）

第4条 県又は市は、応急借上げ住宅の提供に関する次の各号に掲げる事務を行う。

- 一 応急借上げ住宅として提供する民間賃貸住宅の募集に関すること
- 二 応急借上げ住宅の借上げに関すること
- 三 応急借上げ住宅入居者の入居許可及び退居に関すること
- 四 応急借上げ住宅の賃料等の支払いに関すること
- 五 その他関係者との調整に関すること

2 県又は市は、前項に掲げる業務の一部を、協会兵庫県支部その他県又は市の定める者に委託等することができる

(協会兵庫県支部の役割)

第5条 協会兵庫県支部は、第3条に基づき県又は市に協力するため、応急借上げ住宅の提供に関する次の各号に掲げる事務を行う。

- 一 応急借上げ住宅の制度の事前周知並びに民間賃貸住宅の所有者及び転貸を目的とする賃借人に対する応急借上げ住宅としての提供依頼及び意向確認に関すること
- 二 応急借上げ住宅として県又は市が借り上げようとする民間賃貸住宅の被災後の使用の適否に係る確認に関すること
- 三 応急借上げ住宅として活用可能な民間賃貸住宅の情報提供に関すること
- 四 県又は市から委託を受けた業務に関すること
- 五 その他関係者との調整に関すること

(個別協定との関係)

第6条 この協定は、県又は市が民間賃貸住宅の被災者への提供等に関して、協会兵庫県支部と個別に締結している協定（この協定の適用日以降に締結するものを含む）の効力を妨げるものではない。

(協議)

第7条 この協定の実施に関し必要な事項等については、県、市及び協会兵庫県支部の協議の上定める。

(雑則)

第8条 第6条の個別協定を締結していない場合においては、大規模広域災害に該当しない災害についても、この協定の規定を準用できる。

第9条 この協定は、平成31年 4月 1日から適用する。

本協定の締結を証するため、本書を作成し、記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成31年3月28日

兵庫県

兵庫県知事 井戸 敏三

神戸市

神戸市長 久元 喜造

公益財団法人日本賃貸住宅管理協会兵庫県支部

支部長 松本 智

■ 協定関連資料

[防災関連機関等との応援協定]

資料 4-22 大規模災害時における民間賃貸住宅の被災者への提供等に関する協定書（公益社団法人全国賃貸住宅経営者協会連合会）

大規模災害時における民間賃貸住宅の被災者への提供等に関する協定

兵庫県（以下「県」という。）、神戸市（以下「市」という。）及び公益社団法人全国賃貸住宅経営者協会連合会（以下「協会連合会」という。）は、大規模広域災害（被害が複数の都道府県にまたがり、または単独の都道府県でも被害の規模が甚大で、広域的な対応が必要とされる災害をいう。）が発生した場合における民間賃貸住宅の被災者への提供等に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、大規模広域災害時において、県による連絡調整の下で、県又は市が協会連合会に対し、民間賃貸住宅の被災者への提供等に関して協力を求める場合に必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 県又は市は、大規模広域災害時において、県内に避難している被災者のために、協会連合会に対し、次に定める協力を要請できる。

- 一 被災者への利用可能な空き家情報の提供及び空き家情報に基づく住宅のあっせん
- 二 応急借上げ住宅（住宅を失った被災者の住居を早急に確保するため、県又は市が民間住宅を借り上げて供与する応急仮設住宅をいう。）として被災者に提供可能な民間賃貸住宅の情報提供及びその円滑な提供に向けた協力

2 市は、他府県に所在する協会連合会に対し、前項に定める協力を要請する場合は、県を通じて行うものとする。

（協力）

第3条 協会連合会は、前条の規定に基づく県又は市からの要請があった場合、会員である宅地建物取引業者（以下「会員業者」という。）とともに、民間賃貸住宅に関するあっせん等及びその円滑な提供に向けて、県又は市に可能な限り協力する。

2 会員業者は、第2条第1項第1号の要請に係るあっせんを無報酬で行うよう努める。同条同項第2号の要請に係るあっせんの報酬については、県、市及び協会連合会の協議の上定める。

（県又は市の役割）

第4条 県又は市は、応急借上げ住宅の提供に関する次の各号に掲げる事務を行う。

- 一 応急借上げ住宅として提供する民間賃貸住宅の募集に関すること
- 二 応急借上げ住宅の借上げに関すること
- 三 応急借上げ住宅入居者の入居許可及び退居に関すること
- 四 応急借上げ住宅の賃料等の支払いに関すること
- 五 その他関係者との調整に関すること

2 県又は市は、前項に掲げる業務の一部を、協会連合会その他県又は市の定める者に委託等するこ

とができる

(協会連合会の役割)

第5条 協会連合会は、第3条に基づき県又は市に協力するため、応急借上げ住宅の提供に関する次の各号に掲げる事務を行う。

- 一 応急借上げ住宅の制度の事前周知並びに民間賃貸住宅の所有者及び転貸を目的とする賃借人に対する応急借上げ住宅としての提供依頼及び意向確認に関すること
- 二 応急借上げ住宅として県又は市が借り上げようとする民間賃貸住宅の被災後の使用の適否に係る確認に関すること
- 三 応急借上げ住宅として活用可能な民間賃貸住宅の情報提供に関すること
- 四 県又は市から委託を受けた業務に関すること
- 五 その他関係者との調整に関すること

(個別協定との関係)

第6条 この協定は、県又は市が民間賃貸住宅の被災者への提供等に関して、協会連合会と個別に締結している協定（この協定の適用日以降に締結するものを含む）の効力を妨げるものではない。

(協議)

第7条 この協定の実施に関し必要な事項等については、県、市及び協会連合会の協議の上定める。

(雑則)

第8条 第6条の個別協定を締結していない場合においては、大規模広域災害に該当しない災害についても、この協定の規定を準用できる。

第9条 この協定は、平成31年 4月 1日から適用する。

本協定の締結を証するため、本書を作成し、記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成31年3月28日

兵庫県

兵庫県知事 井戸 敏三

神戸市

神戸市長 久元 喜造

公益社団法人全国賃貸住宅経営者協会連合会

会長 三好 修

■ 協定関連資料

[防災関連機関等との応援協定]

資料 4-23 大規模災害時における民間賃貸住宅の被災者への提供等に関する協定書（一般社団法人兵庫県宅地建物取引業協会）

大規模災害時における民間賃貸住宅の被災者への提供等に関する協定

兵庫県（以下「県」という。）、神戸市（以下「市」という。）及び一般社団法人兵庫県宅地建物取引業協会（以下「宅建協会」という。）は、大規模広域災害（被害が複数の都道府県にまたがり、または単独の都道府県でも被害の規模が甚大で、広域的な対応が必要とされる災害をいう。）が発生した場合における民間賃貸住宅の被災者への提供等に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、大規模広域災害時において、県による連絡調整の下で、県又は市が宅建協会に対し、民間賃貸住宅の被災者への提供等に関して協力を求める場合に必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 県又は市は、大規模広域災害時において、県内に避難している被災者のために、宅建協会に対し、次に定める協力を要請できる。

- 一 被災者への利用可能な空き家情報の提供及び空き家情報に基づく住宅のあっせん
- 二 応急借上げ住宅（住宅を失った被災者の住居を早急に確保するため、県又は市が民間住宅を借り上げて供与する応急仮設住宅をいう。）として被災者に提供可能な民間賃貸住宅の情報提供及びその円滑な提供に向けた協力

2 市は、他府県に所在する宅地建物取引業協会支部に対し、前項に定める協力を要請する場合は、県を通じて行うものとする。

（協力）

第3条 宅建協会は、前条の規定に基づく県又は市からの要請があった場合、会員である宅地建物取引業者（以下「会員業者」という。）とともに、民間賃貸住宅に関するあっせん等及びその円滑な提供に向けて、県又は市に可能な限り協力する。

2 会員業者は、第2条第1項第1号の要請に係るあっせんを無報酬で行うよう努める。同条同項第2号の要請に係るあっせんの報酬については、県、市及び宅建協会の協議の上定める。

（県又は市の役割）

第4条 県又は市は、応急借上げ住宅の提供に関する次の各号に掲げる事務を行う。

- 一 応急借上げ住宅として提供する民間賃貸住宅の募集に関すること
- 二 応急借上げ住宅の借上げに関すること
- 三 応急借上げ住宅入居者の入居許可及び退居に関すること
- 四 応急借上げ住宅の賃料等の支払いに関すること
- 五 その他関係者との調整に関すること

2 県又は市は、前項に掲げる業務の一部を、宅建協会その他県又は市の定める者に委託等することができる

(宅建協会の役割)

第5条 宅建協会は、第3条に基づき県又は市に協力するため、応急借上げ住宅の提供に関する次の各号に掲げる事務を行う。

- 一 応急借上げ住宅の制度の事前周知並びに民間賃貸住宅の所有者及び転貸を目的とする賃借人に対する応急借上げ住宅としての提供依頼及び意向確認に関すること
- 二 応急借上げ住宅として県又は市が借り上げようとする民間賃貸住宅の被災後の使用の適否に係る確認に関すること
- 三 応急借上げ住宅として活用可能な民間賃貸住宅の情報提供に関すること
- 四 県又は市から委託を受けた業務に関すること
- 五 その他関係者との調整に関すること

(個別協定との関係)

第6条 この協定は、県又は市が民間賃貸住宅の被災者への提供等に関して、宅建協会と個別に締結している協定（この協定の適用日以降に締結するものを含む）の効力を妨げるものではない。

(協議)

第7条 この協定の実施に関し必要な事項等については、県、市及び宅建協会の協議の上定める。

(雑則)

第8条 第6条の個別協定を締結していない場合においては、大規模広域災害に該当しない災害についても、この協定の規定を準用できる。

第9条 この協定は、平成31年 4月 1日から適用する。

本協定の締結を証するため、本書を作成し、記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成31年3月28日

兵庫県

兵庫県知事 井戸 敏三

神戸市

神戸市長 久元 喜造

一般社団法人兵庫県宅地建物取引業協会

会長 松尾 信明

■ 協定関連資料

[防災関連機関等との応援協定]

資料 4-24 大規模災害時における民間賃貸住宅の被災者への提供等に関する協定書（公益社団法人全日本不動産協会兵庫県本部）

大規模災害時における民間賃貸住宅の被災者への提供等に関する協定

兵庫県（以下「県」という。）、神戸市（以下「市」という。）及び公益社団法人全日本不動産協会兵庫県本部（以下「全日兵庫県本部」という。）は、大規模広域災害（被害が複数の都道府県にまたがり、または単独の都道府県でも被害の規模が甚大で、広域的な対応が必要とされる災害をいう。）が発生した場合における民間賃貸住宅の被災者への提供等に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、大規模広域災害時において、県による連絡調整の下で、県又は市が全日兵庫県本部に対し、民間賃貸住宅の被災者への提供等に関して協力を求める場合に必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 県又は市は、大規模広域災害時において、県内に避難している被災者のために、全日兵庫県本部に対し、次に定める協力を要請できる。

- 一 被災者への利用可能な空き家情報の提供及び空き家情報に基づく住宅のあっせん
- 二 応急借上げ住宅（住宅を失った被災者の住居を早急に確保するため、県又は市が民間住宅を借り上げて供与する応急仮設住宅をいう。）として被災者に提供可能な民間賃貸住宅の情報提供及びその円滑な提供に向けた協力

2 市は、他府県に所在する全日本不動産協会府県本部に対し、前項に定める協力を要請する場合は、県を通じて行うものとする。

（協力）

第3条 全日兵庫県本部は、前条の規定に基づく県又は市からの要請があった場合、会員である宅地建物取引業者（以下「会員業者」という。）とともに、民間賃貸住宅に関するあっせん等及びその円滑な提供に向けて、県又は市に可能な限り協力する。

2 会員業者は、第2条第1項第1号の要請に係るあっせんを無報酬で行うよう努める。同条同項第2号の要請に係るあっせんの報酬については、県、市及び全日兵庫県本部の協議の上定める。

（県又は市の役割）

第4条 県又は市は、応急借上げ住宅の提供に関する次の各号に掲げる事務を行う。

- 一 応急借上げ住宅として提供する民間賃貸住宅の募集に関すること
- 二 応急借上げ住宅の借上げに関すること
- 三 応急借上げ住宅入居者の入居許可及び退居に関すること
- 四 応急借上げ住宅の賃料等の支払いに関すること

五 その他関係者との調整に関すること

2 県又は市は、前項に掲げる業務の一部を、全日兵庫県本部その他県又は市の定める者に委託等することができる

(全日兵庫県本部の役割)

第5条 全日兵庫県本部は、第3条に基づき県又は市に協力するため、応急借上げ住宅の提供に関する次の各号に掲げる事務を行う。

- 一 応急借上げ住宅の制度の事前周知並びに民間賃貸住宅の所有者及び転貸を目的とする賃借人に対する応急借上げ住宅としての提供依頼及び意向確認に関すること
- 二 応急借上げ住宅として県又は市が借り上げようとする民間賃貸住宅の被災後の使用の適否に係る確認に関すること
- 三 応急借上げ住宅として活用可能な民間賃貸住宅の情報提供に関すること
- 四 県又は市から委託を受けた業務に関すること
- 五 その他関係者との調整に関すること

(個別協定との関係)

第6条 この協定は、県又は市が民間賃貸住宅の被災者への提供等に関して、全日兵庫県本部と個別に締結している協定（この協定の適用日以降に締結するものを含む）の効力を妨げるものではない。

(協議)

第7条 この協定の実施に関し必要な事項等については、県、市及び全日兵庫県本部の協議の上定める。

(雑則)

第8条 第6条の個別協定を締結していない場合においては、大規模広域災害に該当しない災害についても、この協定の規定を準用できる。

第9条 この協定は、平成31年 4月 1日から適用する。

本協定の締結を証するため、本書を作成し、記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成31年3月28日

兵庫県

兵庫県知事 井戸 敏三

神戸市

神戸市長 久元 喜造

公益社団法人全日本不動産協会兵庫県本部

本部長 南村 忠敬

■ 協定関連資料

[防災関連機関等との応援協定]

資料 4-25 災害時における引船の協力に関する協定、同実施細目（協同組合神戸タグ協会）

災害時における引船の協力に関する協定

神戸市（以下「甲」という。）と協同組合神戸タグ協会（以下「乙」という。）との間に、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、神戸市内（以下「本市内」という。）に地震、津波、風水害、その他の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）に神戸港の復旧等の協力に関する手続き等を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、本市内に災害が発生し、港湾区域内に漂流した障害物の除去等のため引船の出動を必要とするときには、乙に対し協力を要請することができる。

2 前項により要請を受けた乙は、必要な引船を可能な限り出動させ、引船船長の判断によりでき得る限り甲の行う救援活動に協力するものとする。

（要請手続）

第3条 前条の規定による甲の要請は、みなと総局長が行う。

2 甲が乙に要請をするに当たっては、次に掲げる事項を口頭又は電話を以って連絡するものとし、事後、甲は、速やかに実施細目に定める様式の文書を乙に提出するものとする。

- （1）要請を行った担当者名
- （2）要請した理由及び災害状況
- （3）要請期間及び場所
- （4）活動内容
- （5）要請する引船
- （6）その他必要な事項

（救援活動）

第4条 甲の要請により出動した引船は、みなと総局みなと振興部海務課長の指揮に従い、漂流物の除去等の救援活動に従事するものとする。

（報告）

第5条 乙は、前条の規定に基づき協力したときは、次に掲げる事項を口頭又は電話等を以って甲に報告するものとし、事後、乙は、速やかに実施細目に定める様式の文書を甲に提出するものとする。

- （1）従事した引船及び従事者の名簿
- （2）従事日数
- （3）活動内容
- （4）その他必要な事項

（作業料）

第6条 第4条に定める救援活動に要した作業料は、甲乙協議して定めるものとする。

（作業料の請求）

第7条 乙は、第4条に定める救援活動の活動実績等を集計し、積算根拠を示し、甲に対し、甲の定める区分ごと一括して請求するものとする。

(作業料の支払い)

第 8 条 甲は、前条の規定に基づき乙から作業料の支払請求があった場合は、速やかに乙に支払うものとする。

(通知)

第 9 条 甲は、本市内における災害時の円滑な協力が図れるよう、地域防災計画等に変更が生じたときは、その都度、乙に通知するものとする。

(連絡体制等)

第 10 条 本協定の実施に関する事項の連絡責任者は、甲にあってはみなと総局みなと振興部海務課長、乙にあっては協同組合神戸タグ協会業務課長とする。

2 乙は災害時における円滑な救助活動の協力が図れるよう、応援体制及び情報受伝達体制等の整備をするものとする。

(実施細目)

第 11 条 本協定の実施に関し必要な手続きその他の事項は、甲乙協議して実施細目で定めるものとする。

(有効期間)

第 12 条 本協定の有効期間は、協定締結の日から平成 25 年 3 月 31 日までとする。ただし、有効期間が満了する日の 30 日前までに甲又は乙の一方から文書をもって協定終了の意思表示をしないかぎり、本協定は有効期間が満了する日の翌日から 1 年間有効期間を延長するものとし、以後もまた同様とする。

(協議)

第 13 条 本協定及び実施細目に定めるもののほか、本協定の実施に関して必要な事項は、その都度甲乙協議して定めるものとする。

(実施日)

第 14 条 本協定は、平成 24 年 12 月 1 日から適用する。

本協定の締結を証するため、本書を 2 通作成し、甲乙記名押印のうえ、各自 1 通を保有する。

平成 24 年 11 月 30 日

甲 神戸市中央区加納町 6 丁目 5 番 1 号
神戸市
代表者 神戸市長 矢田 立郎

乙 神戸市中央区港島 3 丁目 2 番
協同組合神戸タグ協会
代表者 理事長 南 一郎

■ 協定関連資料

[防災関連機関等との応援協定]

災害時における引船の協力に関する協定実施細目

(要旨等)

第1条 この実施細目は、災害時における引船の協力に関する協定（以下「協定」という。）第3条第2項及び第5条の規定に基づき、協定の実施に関し必要な手続きその他の事項を定めるものとする。

2 この実施細目における用語の意義は、協定の例による。

(要請書)

第2条 協定第3条第2項に規定する甲が乙に提出する文書の様式は、様式第1のとおりとする。

(引船のリスト等)

第3条 協定第2条各項の要請に対し出動する引船は、別表のとおりとする。

(報告書)

第4条 協定第5条に規定する乙が甲に報告する文書の様式は、様式第2のとおりとする。(作業料の請求方法)

第5条 協定第7条に協定する作業料の請求は、積算根拠を示す一覧表を添付した請求書により行うものとする。

(実施日)

第6条 この実施細目は、平成24年12月1日から適用する。

この実施細目の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成24年11月30日

甲 神戸市中央区加納町6丁目5番1号
神戸市
代表者 神戸市長 矢田 立郎

乙 神戸市中央区港島3丁目2番
協同組合神戸タグ協会
代表者 理事長 南 一郎

様式第 1

令和 年 月 日

災害時引船の協力要請書

協同組合神戸タグ協会

様

神戸市港湾局長

印

災害時における引船の協力に関する協定第 3 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり協力を要請します。

連絡先	神戸市港湾局海務課長 電話 078-272-1611
口頭、電話等による連絡の日時	令和 年 月 日 時 分
要請理由及び災害状況	
要請期間及び場所	令和 年 月 日から令和 年 月 日まで
活動内容	
要請引船	
摘要	

- 協定関連資料
[防災関連機関等との応援協定]

様式第2

令和 年 月 日

災害時引船の協力実施報告書

神戸市港湾局長

様

協同組合神戸タグ協会

印

災害時における引船の協力に関する協定第5条の規定に基づき、次のとおり報告します。

連絡先	協同組合神戸タグ協会 電話 078-302-7901
従事引船	
従事者	別添名簿のとおり
従事日数	令和 年 月 日から令和 年 月 日まで
活動内容	
摘要	

資料 4-26 災害時等における応急対策の協力に関する協定（株式会社あかつき）

災害時等における応急対策の協力に関する協定

神戸市消防局（以下「甲」という。）と株式会社あかつき（以下「乙」という。）とは、災害時等における被災者の救助、障害物の除去等に関する応急対策業務の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、神戸市内において、地震、風水害、大火災等の災害及びその他の事故等の災害が発生した場合（以下「災害時等」という。）、乙が所有するレッカー車両を使用し、被災者の救助や消防活動上必要な障害物の除去等の応急対策業務の協力（以下「協力」という。）を行うことに関し、必要な事項を定めるものとする。

（出動の要請）

第2条 甲は、乙に対して協力要請を行うときは、次に掲げる事項を明示して電話等により協力を要請するものとする。

- (1) 災害等種別、発生場所及びその概要
- (2) 必要とする車両数
- (3) その他必要な事項

2 乙は、前項の協力要請を受けたときは、速やかに乙が所有するレッカー車両を出動させるものとする。ただし、甲による協力の要請は、乙に協力その他の義務を生じさせるものではない。

（現場指揮）

第3条 乙は、災害発生地を管轄する消防署長等の指揮のもと協力を行うものとする。

（業務の終了）

第4条 この協定による協力の終了は、次に定めるところによるものとする。

- (1) 甲が、応急対策業務の終了を告げたとき
- (2) 乙の都合により、協力の続行が不可能となったとき

（活動状況の連絡）

第5条 乙は、出動車両が乙の事業所に帰還した後、速やかに次の事項を災害発生地を管轄する消防署に連絡するものとする。

- (1) 出動車両数等（人員・車両数及び車両の種類）
- (2) 活動時間及び往復経路
- (3) 活動内容
- (4) その他必要な事項

（訓練）

第6条 甲と乙合同で、定期又は随時に訓練を行うものとする。

（費用負担）

第7条 協力により乙にかかる経費及び損害は、次条に定める場合を除き、乙が負担するものとする。ただし、消防法（昭和23年法律第186号）第29条第3項又は水防法（昭和24年法律第193号）第28条第1項に基づき甲の職員が、乙の機材を使用した場合の損失は、法の定めるところ従い、甲が時価によりその損失を補償する。

（損害補償等）

■ 協定関連資料

[防災関連機関等との応援協定]

第8条 この協定の実施に伴う乙の社員及び第三者が被った損害に対する補償は、次に定めるところによる。

(1) 乙の社員が、協力したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は協力したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合で、当該協力行為が法令に定める要件に該当するとき 甲の負担

(2) 乙が出動途上又は帰還中に第三者に与えた損害 乙の負担

(損害補償事案の速報及び書類提出)

第9条 乙は、第8条第1号に基づき甲が損害補償を負担することとなる事案が発生したときは速やかに甲に連絡するとともに、甲の求めに応じ必要な書類等を提出するものとする。

(秘密の保持)

第10条 乙は協力において知りえた秘密を他人に漏らしてはならない。協定の解除後も同様とする。

(個人情報の保護)

第11条 甲は「神戸市個人情報保護条例」(平成9年10月条例第40号)に、及び乙は社内規定に基づき、個人情報を取り扱う際には、適切に管理しなければならない。

(疑義の措置)

第12条 この協定に定めがない事項又は協定内容に疑義が生じたときは、その都度甲乙協議のうえ解決を図るものとする。

(実施期日)

第13条 この協定は、平成21年1月17日から実施する。

本協定の成立を証するため、協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、それぞれ各1通保有するものとする。

平成21年1月17日

神戸市中央区加納町6丁目5番1号

甲 神戸市消防局

代表者 消防局長 小野田 敏行 印

神戸市西区伊川谷町有瀬27番地

乙 株式会社あかつき

代表者 代表取締役 吉岡 輝昌 印

資料 4-27 災害時等における消防用水の確保に関する協定書（大阪広域生コンクリート協同組合連合会）

災害時等における消防用水の確保に関する協定書

兵庫県（以下、「甲」という。）と大阪広域生コンクリート協同組合（以下、「乙」という。）は、火災、災害等が発生した場合（以下、「災害時等」という。）に必要な消防用水の確保に関し、次のとおり協定を締結する。

（協力要請）

第1条 甲は、災害時等において、県内の市町又は消防の事務を処理する一部事務組合（以下、「県内市町等」という。）からコンクリートミキサー車等による消防用水供給の応援要請があったときは、乙に対して、要請書（様式1）により、次に掲げる事項を明らかにし要請するものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭で要請し、その後、速やかに文書を交付するものとする。

- (1) 火災、災害等の状況及び業務内容
- (2) 応援を必要とする車両、資機材等の台数及び人員数
- (3) 応援を必要とする日時、場所及び期間
- (4) 現場責任者及び県内市町等担当者
- (5) その他必要な事項

（協力）

第2条 乙は、甲から前条の規定により応援要請があったときは、やむを得ない事由のない限り、通常業務に優先して当該要請に対し協力するものとする。

（報告）

第3条 乙は、前条の規定に基づき応援業務を行った場合は、甲に対し、報告書（様式2）により、速やかに報告するものとする。ただし、文書をもって報告するいとまがないときは、口頭で報告し、その後、速やかに文書を提出するものとする。

（費用の負担）

第4条 乙が応援業務に要した費用については、甲に要請を行った県内市町等（以下、「要請市町等」という。）と乙で協議の上、乙が甲に請求し、甲は、要請市町等から相当額を徴収した後に、乙に支払う。

2 料金等の算出方法については、当該災害時等における当該地域での通常の実費用を基準として、要請市町等と乙が協議して定めるものとする。

（損害の負担）

第5条 第2条の規定による応援業務により生じた損害の負担については、要請市町等と乙

■ 協定関連資料

[防災関連機関等との応援協定]

が協議して定めるものとする。

- 2 要請市町等と乙との協議において紛争等が生じた場合、甲は、その紛争の解消に努めるものとする。

(補償)

第6条 2条の規定による応援業務に従事した者が、当該業務において負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償については、その都度、甲、乙及び要請市町等が協議して行うものとする。

(訓練の実施)

第7条 この協定による応援業務が円滑に実施できるよう、甲と乙は協議して訓練を実施するものとする。

(連絡責任者)

第8条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては兵庫県の消防担当課長、乙においては大阪広域生コンクリート協同組合専務理事または神戸事務所長とする。

(適用)

第9条 この協定は、令和2年11月16日から適用する。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和2年11月16日

甲 兵庫県神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
兵庫県
兵庫県知事 井戸敏三

乙 大阪府大阪市中央区瓦町2丁目4番7号
大阪広域生コンクリート協同組合
理事長 木村貴洋

■ 協定関連資料

[防災関連機関等との応援協定]

資料 4-29 協定書（食糧・物資の備蓄及び集積・配送拠点）（特定目的会社阪神御影インベストメント）

協定書

神戸市（以下「甲」という。）と 特定目的会社阪神御影インベストメント（以下「乙」という。）との間に、甲が乙の所有する施設において、災害対策用の食糧・物資を備蓄すること及び災害時の食糧・物資の集積・配送拠点として使用することについて、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、「神戸市民の安全の推進に関する条例」に基づき、風水害・地震等の緊急時に、「神戸市地域防災計画」に定める被災者支援及び救助活動が円滑に実施されることを目的とする。

（食糧・物資の備蓄）

第2条 甲は、乙がその裁量により別途指定する場所に食糧・物資を備蓄するものとする。また、甲は、「神戸市地域防災計画」及び別に定める「食糧・物資供給マニュアル」に基づいて、備蓄する食糧・物資の品目を決定し、備蓄された食糧・物資の管理を行う。なお、乙は、備蓄された食糧・物資について、一切の管理責任を負わないことを確認する。

（費用負担）

第3条 前条により乙が指定する場所（以下「備蓄場所」という。）について、食糧・物資の備蓄のため、乙は甲に無償で使用させるものとする。但し、甲は、備蓄場所の使用にあたり、乙の営業及び施設管理に支障を与えてはならない。

2 備蓄される食糧・物資の管理に要する費用は、甲が負担するものとする。

（使用施設）

第4条 乙は、災害の発生時に甲が必要と認め、甲から施設の使用要請を受けた場合は、集積・配送拠点として使用する集積配送場所、派遣職員等の休養場所及び電話・FAX等の通信施設を、合理的な範囲内で甲に提供するものとする。但し、通信施設の使用料その他乙に費用負担が生じた場合には、甲は乙に対し、乙が負担した実費を支払うものとする。

（賠償等）

第5条 甲は、第4条に基づき提供を受けた場所及び施設について、乙が御影クラッセの営業を再開する時、又は営業可能な状態のため平常どおり営業継続する時には、甲の責任において、速やかに使用を中止し、原状に復した上で、乙に返還するものとする。

2 第2条に基づく食糧・物資の備蓄、第3条に基づく備蓄場所の使用、第4条に基づく施設・場所の使用、その他本協定に基づく甲の行為に関し、乙に損害が発生した場合、甲は、乙に対し、当該損害を賠償する。

（使用期間）

第6条 本協定の有効期間は、甲と乙らとの間で締結した平成17年11月15日付土地売買仮契約書第11条2項に規定する指定期間が経過するまでとする。なお、当該指定期間経過後の扱いについては、甲乙協議して定めることとする。

2 乙が施設運営上その施設を売却等譲渡する場合は、この協定の内容について、引継ぐことを条件とするものとする。

3 甲及び乙は、相手方が本協定に違反した場合、相手方には是正を求める催告の上、合理的期間内に是正がなされなかったときは、本協定を解約することができる。

（指定用途の遵守）

第7条 甲は、乙が提供する場所・施設等を、この協定に定める以外に使用してはならない。

（疑義の解釈）

第8条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度甲乙協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成23年8月1日

甲 神戸市中央区加納町6丁目5番1号
神戸市
代表者 神戸市長 矢田立郎

乙 東京都千代田区丸の内3丁目2番3号
東京共同会計事務所内
特定目的会社阪神御影インベストメント
代表者 取締役 荒川真司

■ 協定関連資料

[防災関連機関等との応援協定]

資料 4-30 協定書（食料・物資の備蓄及び集積・配送拠点）（兵庫六甲農業協同組合）

協 定 書

神戸市（以下「甲」という。）と兵庫六甲農業協同組合（以下「乙」という。）との間に、甲が乙の所有する施設において、災害対策用の食糧・物資を備蓄することとについて、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、「神戸市民の安全の推進に関する条例」に基づき、風水害・地震等の緊急時に、「神戸市地域防災計画」に定める被災者支援及び救助活動が円滑に実施されることを目的とする。

（食糧・物資の備蓄）

第2条 甲は、乙の指定する場所に食糧・物資を備蓄するものとする。また、品目及び管理については、「神戸市地域防災計画」及び別に定める「食糧・物資供給マニュアル」によるものとする。

（費用負担）

第3条 前条に要する費用は、甲が負担するものとする。

（使用期間）

第4条 乙は、甲が使用目的を廃止するまで、その施設を提供するものとする。但し、乙が施設運営上その施設を提供することが困難となった場合は、この限りではない。

（指定用途の遵守）

第6条 甲は、乙が提供する施設を、この協定に定める以外に使用してはならない。

（疑義の解釈）

第7条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度甲乙協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成28年3月9日

甲 神戸市中央区加納町6丁目5番1号
神戸市
代表者 神戸市長 久元 喜造

乙 神戸市北区有野中町2丁目12番13号
兵庫六甲農業協同組合
代表者 代表理事組合長 北畑 親昭

資料 4-31 災害時における資機材等に関する協定書（株式会社アクティオ）

災害時における資機材等に関する協定書

神戸市（以下「甲」という。）と株式会社アクティオ（以下「乙」という。）とは、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に必要な資機材等の供給について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時における救援物資の調達などに関する甲の計画に対する乙の協力について必要な事項を定める。

（要請）

第2条 甲は、次の各号に掲げる場合において、資機材等を調達する必要があると認めるときは、乙に対しその保有する資機材等の供給を要請することができる。

- （1）神戸市内に災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。
- （2）神戸市以外の災害の救助のため、国又は関係都道府県から資機材等の調達の斡旋を要請され、または特に必要を認めて斡旋を行うとき。

（協力）

第3条 乙は、甲から前条の規定による要請があったときは、当該要請に対し可能な範囲において協力する。

（調達資機材等の範囲）

第4条 甲が乙に供給を要請する資機材等は、次の各号に掲げるものとする。

- （1）供給要請対象資機材一覧（別紙①）に掲げる資機材
- （2）その他甲が指定する資機材等

（要請の方法）

第5条 第2条の要請は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急の場合で、文書をもって要請することができない場合は口頭で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

- 2 前項ただし書の場合にあっては、第6条の措置を執るものとする。

（要請に基づく乙の措置）

第6条 乙は、第2条の要請を受けたときは、その要請事項を実施するための措置を執るとともに、その措置の状況を甲に連絡するものとする。

（経費の負担）

第7条 資機材等の供給に係る賃貸借料及び甲の要請に基づいて乙が行った運搬に係る費用は、甲が負担するものとする。

- 2 前項の賃貸借料は、災害発生時直前における適正な価格を基準とし、甲及び乙が協議のうえ決定す

■ 協定関連資料

[防災関連機関等との応援協定]

るものとする。

(運搬および引渡し)

第8条 乙は、資機材等の運搬及び引渡しについては、甲の指示に従うものとする。

2 資機材等の搬送は、原則として乙が行うものとし、甲は、甲の指定する場所に職員を派遣し、資機材等を確認のうえ、引渡しを受けるものとする。ただし、乙が搬送できない場合は、甲の指定する運送業者が、乙の指定する場所において資機材等を確認のうえ、引渡しを受けるものとする。

3 甲は、前項の職員を派遣できない場合は、その他甲の指定する者に代行させることができる。

(車両の通行)

第9条 甲は、乙が資機材等を運搬及び供給する際は、乙及び乙の業務委託先の車両を緊急又は優先車両として通行できるように可能な範囲で支援する。

(代金の支払い)

第10条 乙は、第8条第2項の引渡し後、支払いの時期を甲乙協議の上決定し、資機材等の代金(引渡し場所までの運賃を含む。以下同じ。)を甲に請求するものとし、甲は速やかに資機材等の代金を支払うものとする。

(連絡責任者の選任)

第11条 甲及び乙は、この協定に基づく甲に対する乙の支援が円滑に行われるよう、あらかじめ連絡責任者を定めるものとする。

(担当者名簿の作成)

第12条 甲及び乙は、この協定の成立の日および毎年4月1日現在の事務担当者名簿(別紙②)を作成し、相互に交換するものとする。

2 前項の規定は、年度途中において記載事項に変更が生じた場合に準用する。

(情報の交換)

第13条 甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じて、情報の交換を行うものとする。

(協議)

第14条 この協定に定める事項に疑義が生じた場合又はこの協定に定めのない事項で必要がある場合は、甲及び乙が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第15条 この協定は、締結日から平成31年3月31日までとする。

2 前項の期間満了の1か月前までに、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知し、双方が合意しない限り、本協定はさらに1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

(その他)

第16条 以上のおり、本協定の締結を証するため、本協定2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成31年3月28日

甲 神戸市中央区加納町6丁目5番1号
神戸市長 久元喜造

乙 東京都中央区日本橋3丁目12番2号
株式会社 アクティオ
代表取締役社長 小沼直人

■ 協定関連資料

[防災関連機関等との応援協定]

資料 4-32 災害時における動物救護活動に関する協定書（社団法人兵庫県獣医師会他）

災害時における動物救護活動に関する協定書

兵庫県、神戸市、姫路市、尼崎市及び西宮市（以下、当該1県4市を「甲」という。）と、社団法人兵庫県獣医師会、公益社団法人神戸市獣医師会、公益社団法人日本動物福祉協会及び公益社団法人日本愛玩動物協会（以下、当該4団体を「乙」という。）は、兵庫県域において大規模な災害が発生した場合の被災動物救護活動について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、甲と乙が相互に協力して実施する被災動物救護活動（以下、「救護活動」という。）に関して必要な事項を定める。

（動物救援本部の設置）

第2条 兵庫県域において大規模な災害が発生した場合、甲が乙に被災状況等の情報を提供し、乙が必要と判断した場合には速やかに兵庫県動物救援本部（以下、「救援本部」という。）を設置する。

2 救援本部は、乙の団体で構成する。

3 乙以外の団体から救護活動に対して協力の申し入れがあった場合は、甲と乙が協議し、構成員としての参加の可否を決定する。

4 救援本部の設置、運営等については、甲と乙が協議し、別途定める。

（被災動物救護施設）

第3条 乙は、被災動物救護施設及びボランティア活動拠点として、別表1の施設又は別に甲が指定する施設等を活用することができる。

（活動の基本方針）

第4条 乙が行う救護活動は、ボランティアを基本とする。

2 救護活動にかかる経費は、原則として義援金で賄う。

3 救護活動の初期段階で必要な経費及び物資は、別表2の団体で構成された「緊急災害時動物救援本部」から支援を受ける。

4 救護活動は、甲や国の関係機関の指導を受けるとともに、連携を密にして実施する。

（活動内容）

第5条 乙は、次に掲げる活動を行う。

(1) 飼養等されている動物に対する餌の配布

(2) 負傷している動物の収容・治療・一時保管・新たな飼養者への譲渡

(3) 放浪動物の収容・一時保管・新たな飼養者への譲渡

(4) 被災者が飼養等困難な動物の一時保管・新たな飼養者への譲渡

(5) 新たな飼養者探しのための情報の収集・提供

(6) 動物に関する相談の実施

(7) その他の救護活動

（救護対象動物）

第6条 救護活動を行う動物は、被災地域内の犬、ねこ及びその他の小動物（純粋な野生状態にある動物は除く。）とする。

2 前項に定めのない動物を対象とする場合は、甲と乙が協議して決定する。

（甲の役割）

第7条 甲は、乙が行う救護活動に対して、次に掲げる役割を担う。

(1) 救援本部立上げ及び活動の円滑な実施に対する支援・調整並びに救援本部会議への出席

- (2) 甲のうち兵庫県は、被災地域を管轄する市町に対する救護活動への協力要請
 - (3) 狂犬病予防法、動物の愛護及び管理に関する法律、動物の愛護及び管理に関する条例、遺失物法、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律等、関係法令を所管する部局との調整
 - (4) 乙が実施する救護活動に必要な設備の調整、及び動物救護ボランティアの活動支援
 - (5) 犬の登録頭数やねこの飼養匹数統計についての情報提供
 - (6) 特定動物飼養者等及び動物販売業者に対する緊急用檻（組立式等）の配備指導並びに災害時における動物救護マニュアルの作成指導
- 2 被災地域が限局した災害の場合に甲が行う対策は、別表3の区分により実施する。
なお、神戸市、姫路市、尼崎市及び西宮市は、他市内に限局した災害の場合にあっても、活動に関し最大限の協力を行う。

（救援本部会議）

第8条 救護活動期間中、活動の円滑な実施を図るために甲と乙は定期的に救援本部会議を開催する。

- 2 救援本部会議に関することについては、別途定める。

（活動の終了）

第9条 乙は、第5条に規定する救護活動の必要がなくなったと判断したときは、甲と協議のうえ、救護活動の終了を決定する。

（救援物資等の整理）

第10条 乙は、救護活動を終了したときは、当該活動に使用した救援物資等を整理し、適正に処理するとともに、再使用が可能なケージ等については、そのすべてを「緊急災害時動物救援本部」に引き継ぐ。

- 2 活動資金に残がある場合は、そのすべてを「緊急災害時動物救援本部」に引き継ぐ。
- 3 救護施設については、現状復旧し、甲に引き継ぐ。

（活動記録の作成等）

第11条 乙は、救護活動を終了したときは、活動記録を作成するとともに、記録写真及び関係書類等を添えて「兵庫県動物愛護管理推進協議会」に引き継ぐ。

（救援本部の解散）

第12条 乙は、救護活動を終了後、第10条及び第11条の事務を引き継いだ後に救援本部を解散する。

（連絡体制）

第13条 この協定の運用等に関する窓口は、別表4のとおりとする。

（協定の期間）

第14条 この協定は、締結の日から効力を発し、甲又は乙から申し出がない限り継続する。

（協議）

第15条 この協定に関し、定めのない事項については、必要の都度、甲と乙が協議して決定する。

この協定の締結を証するため、本書9通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

■ 協定関連資料

[防災関連機関等との応援協定]

平成 24 年 1 月 17 日

甲 神戸市中央区下山手通 5 丁目 10 番 1 号

兵庫県
兵庫県知事 井戸 敏三

神戸市中央区加納町 6 丁目 5 番 1 号

神戸市
神戸市長 矢田 立郎
姫路市安田 4 丁目 1 番地

姫路市
姫路市長 石見 利勝

尼崎市東七松町 1 丁目 23 番 1 号

尼崎市
尼崎市長 稲村 和美

西宮市六湛寺町 10 番 3 号

西宮市
西宮市長 河野 昌弘

乙 明石市鍛冶屋町 4 - 3 0 2 F - C

社団法人 兵庫県獣医師会
会長 横山 隆一

神戸市中央区浜辺通 4 丁目 1 番 23 号

公益社団法人 神戸市獣医師会
会長 中島 克元

東京都品川区西五反田 8 丁目 1 番 8 号 中村屋ビル 4 階

公益社団法人 日本動物福祉協会
理事長 山下 眞一郎

東京都新宿区信濃町 8 番地 1 号

公益社団法人 日本愛玩動物協会
会長 小川 益男

別表1 (第3条関係)

施設名	所在地
兵庫県動物愛護センター	兵庫県尼崎市西昆陽4-1-1
兵庫県動物愛護センター三木支所	兵庫県三木市志染町窟屋1242-48
兵庫県動物愛護センター龍野支所	兵庫県たつの市龍野町富永1311-3
兵庫県動物愛護センター淡路支所	兵庫県淡路市塩田新島5-3

別表2 (第4条第3項)

構成団体	所在地
財団法人日本動物愛護協会	東京都港区南青山7-8-1 南青山ファーストビル6F
公益社団法人日本動物福祉協会	東京都品川区西五反田8-1-8 中村屋ビル4F
公益社団法人日本愛玩動物協会	東京都新宿区信濃町8-1
社団法人日本獣医師会	東京都港区南青山1-1-1 新青山ビル西館23F

別表3 (第7条第2項関係)

限局被災地域	救援本部構成員	主体となる自治体	甲の協力体制
神戸市内	乙の構成4団体	兵庫県、神戸市	神戸市、姫路市、尼崎市及び西宮市は、他市内に限局した災害の場合にあっても、活動に関し最大限の協力を行う。
姫路市内		兵庫県、姫路市	
尼崎市内		兵庫県、尼崎市	
西宮市内		兵庫県、西宮市	
上記4市以外の市町		兵庫県	

別表4 (第13条関係)

甲	窓口
兵庫県	兵庫県健康福祉部生活消費局生活衛生課 (078-341-7711)
神戸市	神戸市健康局生活衛生課 (078-331-8181)
姫路市	姫路市動物管理センター (079-281-9741)
尼崎市	尼崎市動物愛護センター (06-6434-2233)
西宮市	西宮市動物管理センター (0798-81-1220)

■ 協定関連資料

[防災関連機関等との応援協定]

資料 4-33 災害時における愛玩動物への救護活動に関する協定（近畿地区連合獣医師会）

災害時における愛玩動物への救護活動等に関する協定

甲（関西広域連合（構成団体：滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、大阪市、堺市、神戸市））と乙（近畿地区連合獣医師会（構成団体：公益社団法人三重県獣医師会、公益社団法人滋賀県獣医師会、公益社団法人京都府獣医師会、公益社団法人大阪府獣医師会、一般社団法人兵庫県獣医師会、公益社団法人奈良県獣医師会、公益社団法人和歌山県獣医師会、公益社団法人京都市獣医師会、公益社団法人大阪市獣医師会、公益社団法人神戸市獣医師会））は、災害時における愛玩動物への救護活動等に関する相互の協力に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、甲と乙が相互に連携・協力して、災害時における愛玩動物への救護活動等に関して必要な事項を定める。

（依頼）

第2条 甲は、災害時において、次条に掲げる活動を遂行するため必要があるときは、乙に対し協力を依頼するものとし、乙は、可能な限りこの依頼に応じる。

2 前項の規定による依頼は、文書により活動の内容及び期間等を指定して行う。ただし、その暇がないときは、口頭で依頼し、その後速やかに文書を送付する。

（活動内容）

第3条 この協定により、甲は乙に対して、次に掲げる活動を依頼する。

- (1) 飼養等されている愛玩動物に対する餌の配布
- (2) 負傷している愛玩動物の収容・治療・一時保管
- (3) 被災者が飼養等困難な愛玩動物の一時保管・新たな飼養者への譲渡
- (4) 新たな飼養者探しのための情報の収集・提供
- (5) 愛玩動物に関する相談の実施
- (6) その他の救護活動

（活動の基本方針）

第4条 乙による活動はボランティアを基本方針とする。

(情報の共有)

第5条 甲と乙は、事務局担当者の連絡先等の必要な情報共有を行うとともに、災害時には、支援ニーズの把握・情報共有に努める。

(個別協定との関係)

第6条 この協定は、広域連合の構成団体が災害時における愛玩動物への救護活動等に関して、各府県市獣医師会等と個別に締結している協定（この協定の適用日以降に締結するものを含む）の効力を妨げるものではない。

(有効期間)

第7条 この協定の有効期間は、締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の1か月前までに、甲、乙のいずれからも改廃の申し出がない場合は1年間更新するものとし、その後も同様とする。

(その他)

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に関して疑義が生じたときは、その都度、甲、乙が協議して定める。

この協定の締結を証するため、本書を作成し、記名押印の上、各1通を保有する。

令和4年3月24日

甲 関西広域連合
広域連合長 仁坂 吉伸

乙 近畿地区連合獣医師会
会長 中島 克元

■ 協定関連資料

[防災関連機関等との応援協定]

資料 4-34 災害時等における消毒及び衛生害虫等の駆除業務に関する協定書（一般社団法人兵庫県
ペストコントロール協会）

災害時等における消毒及び衛生害虫等の駆除業務に関する協定書

神戸市（以下「甲」という。）と一般社団法人兵庫県ペストコントロール協会（以下「乙」という。）は災害時における消毒及び衛生害虫等の発生に伴う駆除業務について次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、神戸市における災害時等の感染症被害の拡大を防止する対策を円滑に実施し、また、そ族・害虫による被害から市民生活の衛生と適正な環境を確保するため、乙の甲に対する協力に関して必要な事項を定めるものとする。

（業務）

第2条 消毒及び駆除業務（以下「業務」という。）とは次に定める事業を行うことをいう。

- （1）災害発生時において、甲から消毒作業実施に関しての指示があった場所において行う消毒。
- （2）災害発生時において、市民生活の衛生及び適正な環境を確保するため、甲からそ族、衛生・不快害虫の駆除作業実施に関しての指示があった場所において行う駆除。
- （3）感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき、甲から消毒作業実施に関しての指示があった場所において行う消毒。
- （4）前各号のほか、甲が必要と判断した事態における消毒及び駆除。

（要請）

第3条 甲は、災害時等の業務について、乙の協力が必要と認める時は、乙に対して、災害時等における消毒及び衛生害虫等の駆除業務に関する協定実施細目（別紙）に定める協力要請書により要請するものとする。

ただし、文書をもって要請することが困難な場合は、口頭で要請し、その後速やかに文書で要請するものとする。

（協力体制）

第4条 乙は、甲の協力要請を受けた場合、優先的に資機材の確保及び業務従事者の派遣を行うものとする。

（使用薬剤）

第5条 業務に使用する薬剤は甲乙協議の上、決定するものとし、乙は当該薬剤の適正な使用方法を遵守すること。

（薬害防止）

第6条 乙は業務の遂行に際して人的・物的被害が生じないことはもとより、周辺環境への影響が最小となるような細心の注意を払い業務を行うものとする。

（経費の負担）

第7条 甲は、乙が実施した第2条に掲げる業務に係る経費を負担するものとする。

- 2 料金等の算出方法については、災害発生時等の直前における適正価格を基準として、甲乙協議して定めるものとする。

(個人情報の保護)

第8条 乙は、業務の実施に当たって知り得た個人情報を外部に漏らし、又は他の目的に使用してはならない。この協定が終了した場合においても同様とする。

(補償)

第9条 業務の処理に関して生じた損害(第三者に及ぼした損害を含む。)は、乙が負担するものとする。ただし、その損害が甲の責に帰する理由により生じたときはこの限りではない。

(災害時の情報提供)

第10条 乙は、諸活動中に知り得た災害等による被害状況を、積極的に甲に提供するものとする。

(連絡責任者)

第11条 この協定に関する責任者は、あらかじめ連絡担当窓口を定め、災害等が発生した場合の甲乙相互の連絡体制を確立しておく。

(平時における準備)

第12条 乙は、協会員との連絡体制を整えるなど、災害が発生した際は甲からの求めに応じ速やかに対応できる体制をあらかじめ整えるものとする。

2 この協定に基づく協力体制が円滑に行われるよう、甲と乙は情報の共有に努めるものとする。

(効力)

第13条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、有効期間満了日までに、甲、乙双方いずれからも意思表示がないときは更新されたものとし、以後も同様とする。

(解除)

第14条 この協定を解除する場合は、甲乙いずれか一方が解除日1カ月前までに書面により相手方に通知するものとする。

(協議)

第15条 この協定の実施に関し必要な事項は別に定める。また、この協定に定めない事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和4年9月7日

甲 神戸市中央区加納町6丁目5-1
神戸市長 久元 喜造

乙 神戸市中央区相生町5丁目12-18
一般社団法人兵庫県ペストコントロール協会
会長 竹ノ下 均次

■ 協定関連資料

[防災関連機関等との応援協定]

資料 4-35 災害時における栄養・食生活支援に関する神戸市と公益社団法人兵庫県栄養士会との協定
(公益社団法人兵庫県栄養士会)

災害時における栄養・食生活支援に関する神戸市と公益社団法人兵庫県栄養士会との協定

神戸市（以下、「甲」という。）と公益社団法人兵庫県栄養士会（以下、「乙」という。）との間に、災害時における栄養・食生活支援に係る協力に関し、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、神戸市地域防災計画に基づき、甲が実施する避難所および在宅の要援護者に対する保健対策のうち巡回栄養相談（以下、「巡回栄養相談」という。）に係る乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

(協力要請)

第2条 甲は、神戸市地域防災計画に基づき、巡回栄養相談を行う必要が生じたときは、乙に対し協力を要請することができる。

2 甲は、前項の要請の必要がなくなったときは、乙に終了を通知するものとする。

第3条 前条に規定する甲の協力要請は、健康局長（神戸市災害対策本部健康部長）が行う。

(管理栄養士・栄養士の派遣)

第4条 乙は、甲からの協力の要請を受けたときは、巡回栄養相談を行うための要員として、管理栄養士・栄養士を派遣するものとする。

(管理栄養士・栄養士に対する指揮命令等)

第5条 乙が派遣する管理栄養士・栄養士に対する指揮命令及び連絡調整は、甲が指定するものを行うものとする。

(管理栄養士・栄養士の輸送)

第6条 管理栄養士・栄養士の輸送は、甲乙が共同して行うものとする。

(業務)

第7条 乙が行う業務は、次の各号に掲げる業務とする。

- (1) 被災者への巡回個別栄養相談
- (2) 避難所での食事状況調査や啓発活動
- (3) 特殊栄養食品（アレルギー児用粉ミルクや高齢者用食品等）の提供に係る支援

(報告)

第8条 乙は、前条に規定する業務を行ったときは、その状況を記録するとともに、業務の終了後、所定の様式により甲に報告するものとする。

(費用弁償等)

第9条 甲は、甲の要請に基づき乙が派遣した管理栄養士・栄養士が業務を実施した場合に要する経費を負担するものとする。

2 乙が運搬の協力を行った場合の経費については、甲が負担するものとする。

(災害補償)

第10条 甲は、乙が派遣した管理栄養士・栄養士が本業務において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合には、災害救助法及び災害救助法施行令の規定に基づき支給される扶助金の例を参考として、扶助金相当額を乙に支払う。ただし、扶助金支払いのために加入する保険により支払われる保険金の額を上限とする。

(紛争処理)

第11条 本協定に基づく業務に関して紛争が生じたときは、甲は速やかにその原因を調査し、乙と協議のうえ、紛争解決のための適切な措置を講じるものとする。

(訓練)

第12条 甲は、この協定に基づく乙の協力が円滑に行われるよう、甲が主催する防災訓練、研修会等に乙の参加を要請することができる。

(実施細目)

第13条 この協定を実施するために必要な事項は、別に定めるものとする。

(協議)

第14条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた場合は、甲乙が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第15条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成29年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期限が満了する1か月前までに、甲又は乙から何らの意思表示がないときは、期間満了の日の翌日から1年間延長するものとし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成29年3月30日

神戸市中央区加納町6丁目5番1号

甲 神戸市

代表者 神戸市長 久元 喜造

神戸市中央区下山手通4丁目18番1号

ひょうご女性交流館401号

乙 公益社団法人 兵庫県栄養士会

会長 榊 由美子

■ 協定関連資料

[防災関連機関等との応援協定]

災害時における栄養・食生活支援に関する神戸市と公益社団法人兵庫県栄養士会との協定実施細目

神戸市（以下、「甲」という。）と公益社団法人兵庫県栄養士会（以下、「乙」という。）が、平成 29 年 3 月 30 日をもって締結した「災害時における栄養・食生活支援に関する神戸市と公益社団法人兵庫県栄養士会との協定（以下、「協定」という。）」第 13 条の規定に基づき、実施細目を次のように定める。

（協力要請）

第 1 条 協定第 2 条の規定による甲の協力要請は、災害時における栄養・食生活支援に関する業務協定要請書（様式第 1 号）（以下、「要請書」という。）により行うものとする。ただし、緊急を要するため文書により難しい場合は、口頭、電話、ファックス等で行うことができる。

2 前項ただし書きの規定により協力要請を行った場合は、要請後速やかに要請書を交付するものとする。

（派遣体制の確立）

第 2 条 協定第 4 条及び第 5 条に規定する管理栄養士・栄養士の派遣においては、協力要請があった場合に速やかに出動するための連絡網の確認、その他必要な準備等を行うものとする。

（報告）

第 3 条 協定第 8 条に規定する報告は、災害時における栄養・食生活支援に関する業務実施報告書（様式第 2 号）（以下、「報告書」という。）によるものとする。

（費用弁償等）

第 4 条 協定第 9 条に規定する経費については、管理栄養士・栄養士の派遣に要した諸経費とし、甲は、前条に基づく乙からの報告書を受領後、遅滞なくその支払いを行うものとする。ただし、協定に基づく管理栄養士・栄養士の派遣に対し、災害救助法第 7 条の適用があった場合は、人件費を支給する。

この実施細目の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙両者記名押印のうえ、各自 1 通を保有する。

平成 29 年 3 月 30 日

神戸市中央区加納町 6 丁目 5 番 1 号

甲 神戸市

代表者 神戸市長 久 元 喜 造

神戸市中央区下山手通 4 丁目 18 番 1 号

ひょうご女性交流館 401 号

乙 公益社団法人 兵庫県栄養士会

会 長 榊 由 美 子

(様式第1号)

神保健健第 号
令和 年 月 日

公益社団法人 兵庫県栄養士会
会長 様

神戸市健康局長
(神戸市災害対策本部健康部長)

災害時における栄養・食生活支援に関する業務協定要請書

本市では、このたびの災害において栄養・食生活支援に関する業務を行う必要がありますので、貴会との協定に基づき管理栄養士・栄養士を派遣していただくよう協力要請します。

1. 要請内容	
2. 業務場所	
3. 派遣期間	令和 年 月 日 () から令和 年 月 日 () まで
4. 班数および 人員数	班 人
5. 活動条件	
6. 特記事項	

■ 協定関連資料
[防災関連機関等との応援協定]

(様式第2号)

年 月 日

神戸市健康局長 あて
(神戸市災害対策本部健康部長)

公益社団法人 兵庫県栄養士会
会長

災害時における栄養・食生活支援に関する業務実施報告書

このたび市との協定に基づき、管理栄養士・栄養士を派遣し、業務を行いましたので報告します。

1. 業務内容	
2. 業務場所	
3. 派遣期間	令和 年 月 日 () から令和 年 月 日 () まで
4. 班数および 人員数	班 人
5. 経費等	

(経費等については、内訳書及び履行がわかる書類を添付すること。)

資料 4-36 災害時における協力に関する協定（神戸 西神オリエンタルホテル）

災害時における協力に関する協定

神戸 西神オリエンタルホテル（以下「甲」という。）と神戸市（以下「乙」という。）とは、災害時における協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、神戸市内に地震その他の災害が発生した場合において、甲が第3条に定める協力を乙に対して行い、災害救助対応を円滑に遂行することを目的とする。

（用語の定義）

第2条 この協定において「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める被害をいう。

2 この協定において「要援護者」とは、高齢者、障害者、妊婦など、援護を必要とする者及びその同伴者をいう。

（協力の内容）

第3条 甲は、神戸市内に災害が発生したときは、乙の要請があった場合において、原則として災害発生の日から7日以内を上限とし、次の各号の協力を行うものとする。なお、大規模災害等が発生し、乙が甲あて災害発生の日から7日を越えた後も引き続き協力期間の延長を要請する場合は、甲乙協議の上、状況に応じて適宜期間の延長を行うものとする。ただし、協力の範囲は甲の業務に支障を来さない範囲とする。

- (1) 施設屋内における要援護者の避難スペース（要援護者用避難所）の提供
- (2) 要援護者用避難所の開設及び運営
- (3) 要援護者用避難所入所者への入浴施設の提供
- (4) 炊き出しを中心とした非常食の提供
- (5) その他甲が可能とする協力

2 甲は、第2条に定める災害以外の災害について、乙の要請があった場合は、可能な限り前項に準じて協力を行うものとする。

（協力経費の負担）

第4条 前条の協力に要する経費は、原則として、甲の負担とする。ただし、法令並びにその他特段の定めのあるものを除くほか、法令等に基づき自治体等から支払、補助等がある場合はこの限りではない。

（防災訓練への参加）

第5条 甲は、乙及び地域において行う防災訓練に参加し、防災に関する知識等を習得し、災害時における対応に万全を期すよう努めるものとする。

（連絡責任者）

第6条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては支配人、乙においては神戸市福祉局調査担当課長とする。

（協定の継続又は終了）

第7条 甲に次の各号のいずれかに該当する事項が発生したときは、甲と乙は、この協定の継続又は終了について誠実に協議するものとする。

- (1) 営業の終了
- (2) 第三者への所有権の譲渡、株主の変更その他これに類する営業権の譲渡

■ 協定関連資料

[防災関連機関等との応援協定]

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、両者が協議し決定する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者押印の上、各1通を保有する。

平成24年7月1日

甲 (神戸 西神オリエンタルホテル)
神戸市西区糀台5丁目6番3号
株式会社 レインボースター
代表取締役 高川 晶

乙 神戸市中央区加納町6丁目5番1号
神戸市
代表者 神戸市長 矢田 立郎

資料 4-37 災害時における相互協力に関する協定書（一般社団法人神戸市老人福祉施設連盟）

災害時における相互協力に関する協定書

神戸市（以下「甲」という。）と一般社団法人 神戸市老人福祉施設連盟（以下「乙」という。）は、災害時における相互協力に関して、次のとおり協定を締結する。

〔目的〕

第1条 この協定は、神戸市内において災害が発生した際、または発生するおそれがある場

合に、被災地域の要援護者及び乙加盟の高齢者施設（以下「被災施設」という。）の入所者・利用者に、甲乙双方が協力して安全で安心な生活支援を提供するため必要な事項について定めるものとする。

なお、福祉避難所協定に関する対応は、この協定の他、別途締結している「災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定」によるものとする。

〔定義〕

第2条 この協定において「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1項に規定する災害をいう。

〔役割〕

第3条 この協定において、甲は情報・物資の提供支援、乙は施設・介護人材の提供支援を主な役割とし、双方の優位性を活かした協力・連携体制を構築し、速やかな被災者支援の実現を目指す。

2 各支援に関する詳細事項については、甲乙双方が協議し決定する。

〔連絡部局・連絡責任者の配置〕

第4条 甲及び乙は、本協定が円滑に運用されるよう連絡部局・連絡責任者を選定し、連絡先とともに書面により相手方に報告するものとする。また、変更があった場合も同様とする。

〔災害発生時の情報共有〕

第5条 甲は市内の被災状況等について情報収集し、適宜、乙に提供するものとする。

2 乙は、乙加盟施設の被災状況、被災施設からの支援要請等について情報収集し、適宜、甲に提供するものとする。

3 甲乙双方からの情報に基づき、連絡部局間で協議を行い、被災地域の要援護者及び被災施設への的確な支援を実施していくものとする。

〔人的支援〕

第6条 甲及び乙は、前条第3項の「的確な支援」の実施に向けて、次の事項について協議し可能な範囲で対応していくものとする。

1) 緊急入所の受け入れ先の調整に関すること。

2) 関係団体への協力要請、ボランティアの受け入れ等、被災施設及び「基幹福祉避難所・福祉避難所」（以下「福祉避難所等」という。）への人員配置に関すること。

3) 神戸市内で必要な人員・施設等が確保できず、他市町・他府県への支援が必要となったときの各自治体・各連盟への支援要請に関すること。

〔要援護者の移送〕

第7条 乙加盟施設は、甲の要請に基づき、要援護者について可能な範囲で、緊急避難場所・避難所等から福祉避難所等までの移送を行う。

2 乙は、前項の実施にあたり、必要に応じて乙加盟施設と調整を行う。

■ 協定関連資料

[防災関連機関等との応援協定]

[要援護者用物資の提供及び移送]

第8条 乙は、乙加盟の被災施設から物資の要請があった際は甲へ依頼し、甲は可能な範囲で物資の提供を行う。

2 乙加盟施設は、甲の要請に基づき、甲が保有する要援護者用物資を平時から預かり、災害に備えて保管を行う。

3 乙加盟施設は、災害が発生した際、甲の要請に基づき、要援護者用物資について可能な範囲で、甲の物資拠点もしくは当該物資を保管している乙加盟施設から緊急避難場所・避難所・福祉避難所等までの移送を行う。

4 乙は、前々項及び前項の実施にあたり、必要に応じて乙加盟施設との調整を行う。

[各区における責任者（対応窓口）の設置]

第9条 甲乙双方は、各区における責任者（対応窓口）を配置する。

2 区に災害対策（警戒）本部が設置された場合においては、甲乙双方の区責任者が必要な情報交換を行い、第6条から第8条記載の事項について、可能な範囲で実施していくものとする。

3 甲乙双方の区責任者は、前項で協議し実施していく支援内容について、甲乙の連絡部局にそれぞれ報告するものとする。

4 甲乙双方の区責任者は、災害発生時の協力体制構築に向けた会合を定期的を開催するよう努めるものとする。

[必要経費]

第10条 甲及び乙は、本協定により必要経費が発生した場合は、負担等について別途協議を行うものとする。

2 第7条及び第8条にかかる経費については、別途定める。

[疑義]

第11条 この協定に定めのない事項、又は疑義が生じた場合は、その都度甲乙協議して定めるものとする。

[協定の期間]

第12条 この協定は、締結の日から効力を発し、甲又は乙から書面による意思表示がない限り継続するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、それぞれ各一通保有する。

令和3年3月26日

甲 神戸市中央区加納町 6-5-1
神戸市
神戸市長 久 元 喜 造

乙 神戸市中央区橋通 3 丁目 4-1
神戸市立総合福祉センター内 2 階
一般社団法人 神戸市老人福祉施設連盟
理事長 松 井 年 孝

資料 4-38 災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定（一般社団法人神戸市老人福祉施設連盟）

災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定

神戸市（以下「甲」という。）と一般社団法人神戸市老人福祉施設連盟（以下「乙」という。）は、福祉避難所の設置及び管理運営に係る協力について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、本市に大規模な地震、風水害その他の災害が発生した場合において、乙に加盟する施設について、甲が福祉避難所として開設することに関し必要な事項を定めるものとする。

（福祉避難所）

第2条 福祉避難所とは、災害発生時において、原則として身体等の状況が、通常の避難所では避難生活が困難な要援護者（災害時に居所からの避難が必要となる者であって、避難所生活に特別の配慮を要する高齢者、障害者及びこれらに準ずる者をいう。）のために開設する避難所をいう。

2 福祉避難所の業務内容は、福祉避難所の設置及び維持管理並びに受け入れた要援護者に対する日常生活上の支援（相談等を含む）とする。

（指定施設）

第3条 福祉避難所として指定する施設は、乙に加盟する施設とする。

2 前項の指定は別に定める手続きにより行う。

（協力の要請）

第4条 甲は、第3条の施設を福祉避難所として開設する必要があるときは、その設置及び管理運営に係る事項について、乙及び第3条に規定する指定施設（以下「指定施設」という。）に協力を要請するものとする。この場合において、乙及び指定施設はできる限りこれを受け入れるよう努めるものとする。

（要援護者の受入等）

第5条 指定施設は、前条の規定による甲の要請を受け入れることが可能と判断したときは、速やかに要援護者の受入体制を整え、受け入れることができる要援護者の人数等を甲に報告するものとする。

2 甲は、前項の報告を受けた場合は、福祉避難所に避難させる要援護者を特定し、これを乙及び指定施設に通知するものとする。

3 福祉避難所に受け入れた要援護者の状況報告、必要な処遇の協議等は、甲及び指定施設が連携して行うものとする。ただし、緊急の場合においては、この限りではない。

4 福祉避難所への要援護者の移送については、原則として当該要援護者を介助する者又は甲が行う。この場合において、指定施設は可能な範囲で協力を行うものとする。

5 要援護者を介助する者については、当該要援護者とともに福祉避難所に避難させることができるものとする。

（開設期間等）

第6条 福祉避難所の開設期間は、災害発生の日から原則7日以内とする。ただし、期間の延長が必要な場合は甲及び指定施設は協議の上、延長することができるものとする。

2 指定施設は、前項の開設期間中は、福祉避難所の施設管理のため可能な範囲で当直者を配置するものとする。

3 前項の当直者を指定施設が配置できない場合については、甲は適切である者を選定し、その職にあたらせるものとする。

■ 協定関連資料

[防災関連機関等との応援協定]

(必要な物資の調達及び人的支援)

第7条 甲は、避難した要援護者に係る必要な物資の調達に努めるものとする。

2 指定施設は、前項に定める物資の調達について、甲と連携の上、可能な範囲で協力するものとする。

3 指定施設は、要援護者の生活支援、相談等を実施できるよう、介護支援者等の確保及び配置に努めるものとする。

4 甲は、前項に定める介護支援者等の確保及び配置を支援するものとする。

(費用の負担)

第8条 甲は、指定施設に対し、福祉避難所の設置及び管理運営に係る経費について、災害救助法（昭和22年法律第108号）その他関連法令等の定めるところにより、所要の実費を負担するものとする。

(意見交換等)

第9条 甲及び乙は、必要に応じ、本協定の実施について必要な意見交換等を開催し、必要があれば見直しを行うものとする。

(協定の期間)

第10条 この協定は、締結の日から効力を発し、甲又は乙から書面による意思表示がない場合に限り継続するものとする。

(疑義の解決)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、別に甲乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成24年1月11日

甲 神戸市中央区加納町6-5-1
神戸市
神戸市長 矢田 立郎

乙 神戸市中央区橘通3丁目4-1
神戸市立総合福祉センター内2階
一般社団法人 神戸市老人福祉施設連盟
理事長 松井 年孝

資料 4-39 災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定（株式会社アベストコーポレーション）

災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定

神戸市（以下「甲」という。）と株式会社アベストコーポレーション（以下「乙」という。）は、福祉避難所の設置及び管理運営に係る協力について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、神戸市内において、災害が発生又は発生するおそれがある時において（以下「災害時等」という。）、乙の施設を福祉避難所として開設することに関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定において「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害をいう。

2 この協定において「福祉避難所」とは、一般の避難所での生活において、何らかの特別な配慮を要する方（以下「要援護者」という。）のために開設する二次的避難所のことをいう。

（協力の要請）

第3条 甲は、災害時等において、乙に対して次に掲げる事項について協力を要請することができる。この場合において、乙はできる限りこれを受け入れるよう努めるものとする。

- (1) 要援護者及びその同伴者の避難スペースの提供
- (2) 福祉避難所の運営
- (3) 福祉避難所入所者への入浴施設の提供
- (4) 炊き出しを中心とした非常食の提供
- (5) 要援護者の移送その他の乙が可能とする協力

（開設期間等）

第4条 福祉避難所の開設期間は、原則7日以内とする。ただし、期間の延長が必要な場合は甲乙協議の上、延長することができるものとする。

（費用の負担）

第5条 甲は、乙に対し、福祉避難所の設置及び管理運営に係る経費について、災害救助法（昭和22年法律第108号）その他関連法令等の定めるところにより、所要の実費を負担するものとする。

（平常時の協力）

第6条 甲が防災訓練等を実施するにあたり、乙の協力を要請した場合、乙は業務に支障をきたさない範囲で参加するものとする。

（連絡責任者）

第7条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては神戸市福祉局調査担当課長、乙においては社長室室長とする。

（協定の期間）

第8条 この協定は、締結の日から効力を発し、甲又は乙から書面による意思表示がない場合に限り継続するものとする。

■ 協定関連資料

[防災関連機関等との応援協定]

(協定の継続又は終了)

第9条 乙に次の各号のいずれかに該当する事項が発生したときは、甲と乙は、この協定の継続又は終了について誠実に協議するものとする。

(1) 営業の終了

(2) 第三者への所有権の譲渡、株主の変更その他これに類する営業権の譲渡

(疑義の解決)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、別に甲乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成26年9月19日

甲 神戸市中央区加納町6-5-1
神戸市
神戸市長 久元 喜造

乙 神戸市中央区波止場町6-1
株式会社アベストコーポレーション
代表取締役社長 松山 みさお

資料 4-40 災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定（有馬温泉旅館協同組合）

災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定

神戸市（以下「甲」という。）と有馬温泉旅館協同組合（以下「乙」という。）は、福祉避難所の設置及び管理運営に係る協力について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、神戸市内において、災害が発生又は発生するおそれがある時において（以下「災害時等」という。）、乙の組合員が所有する施設を福祉避難所として開設することに関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に掲げるとおりとする。

- (1) 災害 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害
- (2) 要援護者 避難生活において特別な配慮を要する高齢者、障害者及びこれらに準じる者
- (3) 福祉避難所 災害時等において要援護者のために開設する避難所

（協力の要請）

第3条 甲は、乙を通じて乙の組合員に対し、災害時等において、次に掲げる事項について協力を要請することができる。この場合において、乙の組合員はできる限りこれを受け入れるよう努めるものとする。

- (1) 要援護者及びその同伴者の避難スペースの提供
- (2) 福祉避難所の運営
- (3) 福祉避難所入所者への入浴施設の提供
- (4) 炊き出しを中心とした非常食の提供
- (5) 要援護者の移送その他の乙が可能とする協力

（福祉避難所指定施設）

第4条 前条第1項の規定により、甲が乙に協力の要請をすることができる施設は、別紙のとおりとする。

（要請の方法等）

第5条 甲が乙に対し前条に規定する要請をするときは、文書により行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、緊急の場合は、甲は、口頭によりこれを行うことができる。

3 乙は、甲から第1項又は第2項の規定により要請があった場合は、乙の組合員へ被災状況及び受入可否の調査を行い、協力可能な施設名および受入可能人数を甲に文書又は口頭で伝えるものとする。

■ 協定関連資料

[防災関連機関等との応援協定]

(開設期間等)

第6条 福祉避難所の開設期間は、原則7日以内とする。ただし、期間の延長が必要な場合は甲乙協議の上、延長することができるものとする。

(費用の負担)

第7条 甲は、福祉避難所として使用した施設を所有する乙の組合員に対し、福祉避難所の設置及び管理運営に係る経費について、災害救助法（昭和22年法律第108号）その他関連法令等の定めるところにより、所要の実費を負担するものとする。

(平常時の協力)

第8条 甲が防災訓練等を実施するにあたり、乙及び乙の組合員に協力を要請した場合、乙及び乙の組合員は業務に支障をきたさない範囲で参加するものとする。

(連絡責任者)

第9条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては神戸市福祉局調査担当課長、乙においては理事長とする。

(協定の期間)

第10条 この協定は、締結の日から効力を発し、甲又は乙から書面による意思表示がない場合に限り継続するものとする。

(協定の継続又は終了)

第11条 乙の組合員に次の各号のいずれかに該当する事項が発生したときは、甲と乙は、この協定の継続又は終了について誠実に協議するものとする。

(1) 営業の終了

(2) 第三者への所有権の譲渡、株主の変更その他これに類する営業権の譲渡

(疑義の解決)

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、別に甲乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

令和元年5月23日

甲 神戸市中央区加納町6-5-1
神戸市
神戸市長 久元 喜造

乙 神戸市北区有馬町790番地3
有馬温泉旅館協同組合
理事長 當谷 逸郎

(別紙)
令和元年5月現在

	旅館名	氏名	役職	TEL番号 (078)	FAX番号 (078)	住所 〒651-1401(神戸市北区)	法人名
1	池之坊満月城	久武 伸之介	代表取締役社長	904-0025	904-0260	〒865	池之坊満月城
2	やまもと	久武 真也	代表取締役	904-0386	904-0389	〒1706	やまもと
3	陵楓閣	増田 晴信	代表取締役	904-0675	903-0644	〒1537-2	陵楓閣
4	御所坊	金井 啓修	代表取締役	904-0551	904-3601	〒858	御所坊
5	ホテル花小宿	金井 啓修	代表取締役	904-0281	904-3601	〒1007	御所坊
6	有馬山叢御所別墅	綿貫 一篤	代表取締役	904-0554	904-0970	〒958	御湯所
7	高山荘華野	駿川 和子	代表取締役	904-0744	904-1823	〒400-1	華野
8	御幸荘花結び	片山 聡之	代表取締役社長	904-0166	904-2218	〒1740-12	御幸荘
9	小都里	片山 聡之	代表取締役社長	904-0167	904-0355	〒353-1	御幸荘
10	古泉閣	金井 宏実	代表取締役社長	904-0731	904-3481	〒1455-1	古泉閣
11	有馬ロイヤルホテル	岩田 一紀	代表取締役社長	904-0541	904-0545	〒987	有馬館
12	龍泉閣	當谷 逸郎	代表取締役社長	904-0901	903-0099	〒1663	龍泉閣
13	竹取亭円山	下浦 伸一	代表取締役社長	904-0631	904-3139	〒1364-1	円山荘
14	橋乃家別館嵐翠	余田 和代	代表者	904-0825	904-0252	〒1684	橋乃家別館嵐翠
15	上大坊	堂加 雅丈	代表者	904-0531	904-0515	〒1175	上大坊
16	有馬きらり	入谷 泰正	代表取締役社長	904-2295	904-0993	〒292-2	有馬ビュローホテル
17	ミントリゾートインアリマ	先山 徹	取締役	903-0023	903-2364	〒188-23	ミンソント
18	有馬御苑	宮田 富夫	代表取締役社長	904-3737	903-1837	〒1296	有馬御苑
19	メーブル有馬	颯川 欽和	代表取締役	903-5000	903-1811	〒406-3	メーブル有馬リゾート
20	旅篁	大田 智恵子	代表取締役	903-6456	903-6478	〒1389-3	旅篁
21	奥の細道	大田 智恵子	代表取締役	907-3555	907-3444	〒1683-2	奥の細道
22	欽山	小山 嘉昭	代表取締役社長	904-0701	904-1548	〒1302-4	欽山

■ 協定関連資料

[防災関連機関等との応援協定]

資料 4-41 災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定（神戸市身体障害者施設連盟）

災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定

神戸市（以下「甲」という。）と神戸市身体障害者施設連盟（以下「乙」という。）は、福祉避難所の設置及び管理運営に係る協力について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、神戸市内において、災害が発生又は発生するおそれがある時（以下「災害時等」という。）において、乙に加盟する施設について、福祉避難所として開設することに関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に掲げるとおりとする。

- (1)災害 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害
- (2)要援護者 避難生活において特別な配慮を要する高齢者、障害者及びこれらに準じる者
- (3)福祉避難所 災害時等において要援護者のために開設する避難所
- (4)指定施設 甲が第3条の規定に基づき指定する乙に加盟する施設

（指定施設の指定）

第3条 指定施設は、乙の申し出に基づき、甲が指定する。

2 指定施設の管理者は、当該指定施設の福祉避難所設置計画書を甲に提出するものとする。

（協力の要請）

第4条 甲は、災害時等において、指定施設の管理者に対して次の各号に掲げる事項について協力を要請することができる。

- (1)福祉避難所の開設及び管理
- (2)受け入れた要援護者に対する避難生活の支援（相談等を含む）

2 前項の要請を受けたとき、指定施設の管理者は、可能なかぎり、これに協力するものとする。

（要援護者の受け入れ）

第5条 指定施設の管理者は、前条の規定による甲の要請を受け入れることが可能と判断したときは、速やかに要援護者の受入体制を整え、受け入れることができる要援護者の人数を甲に報告するものとする。

2 前項の報告を受けたとき、甲は福祉避難所に避難させる要援護者を特定し、これを指定施設の管理者に通知するものとする。

3 福祉避難所に受け入れた要援護者の状況報告、必要な処遇その他の協議は、甲及び指定施設の管理者で行うものとする。

4 福祉避難所への要援護者の移送については、原則として、当該要援護者を介助する者又は甲が行うものとする。ただし、当該福祉避難所を管理する指定施設の管理者は、可能な範囲で協力を行うものとする。

5 指定施設の管理者は、福祉避難所に受け入れた要援護者に介助をする者がいるときは、当該介助する者を福祉避難所に受け入れるものとする。

（開設期間）

第6条 福祉避難所の開設期間は7日以内とする。ただし、その期間を延長する必要があるときは甲及び

当該指定施設の管理者と協議の上、延長することができる。

(必要な物資の調達)

第7条 甲は、避難した要援護者に必要な物資の調達に努めるものとする。

2 指定施設の管理者は、前項に定める物資の調達について、可能なかぎり、協力するものとする。

(費用の負担)

第8条 甲は、乙又は指定施設の管理者に対し、福祉避難所の設置及び管理運営に係る経費について、災害救助法（昭和22年法律第108号）その他関連法令等の定めるところにより、所要の実費を負担するものとする。

(連絡責任者)

第9条 この協定の実施にあたり、甲乙あらかじめ連絡責任者を定めるものとする。

2 災害発生時において、連絡責任者は相互に連携し、福祉避難所の開設その他必要な事項について協議するものとする。

3 連絡責任者を変更したときは、速やかに相手方に連絡するものとする。

(平常時の協力)

第10条 甲が防災訓練その他の訓練を実施するとき、乙及び指定施設の管理者は、業務に支障をきたさない範囲で参加するものとする。

(協定の期間)

第11条 この協定は、締結の日から効力を発し、甲又は乙から書面による意思表示がないかぎり、継続するものとする。

(疑義の解決)

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、甲乙協議して、定めるものとする。

この協定の成立を証するため、協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成28年5月30日

神戸市中央区加納町6丁目5-1

甲 神戸市

神戸市長 久元喜造

神戸市北区有野町二郎字竈谷898番10

乙 神戸市身体障害者施設連盟

会長 大西孝男

■ 協定関連資料

[防災関連機関等との応援協定]

資料 4-42 災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定（神戸市知的障害者施設連盟）

災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定

神戸市（以下「甲」という。）と神戸市知的障害者施設連盟（以下「乙」という。）は、福祉避難所の設置及び管理運営に係る協力について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、神戸市内において、災害が発生又は発生するおそれがある時（以下「災害時等」という。）において、乙に加盟する施設について、福祉避難所として開設することに関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に掲げるとおりとする。

- (1)災害 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害
- (2)要援護者 避難生活において特別な配慮を要する高齢者、障害者及びこれらに準じる者
- (3)福祉避難所 災害時等において要援護者のために開設する避難所
- (4)指定施設 甲が第3条の規定に基づき指定する乙に加盟する施設

（指定施設の指定）

第3条 指定施設は、乙の申し出に基づき、甲が指定する。

2 指定施設の管理者は、当該指定施設の福祉避難所設置計画書を甲に提出するものとする。

（協力の要請）

第4条 甲は、災害時等において、指定施設の管理者に対して次の各号に掲げる事項について協力を要請することができる。

- (1)福祉避難所の開設及び管理
- (2)受け入れた要援護者に対する避難生活の支援（相談等を含む）

2 前項の要請を受けたとき、指定施設の管理者は、可能なかぎり、これに協力するものとする。

（要援護者の受け入れ）

第5条 指定施設の管理者は、前条の規定による甲の要請を受け入れることが可能と判断したときは、速やかに要援護者の受入体制を整え、受け入れることができる要援護者の人数を甲に報告するものとする。

2 前項の報告を受けたとき、甲は福祉避難所に避難させる要援護者を特定し、これを指定施設の管理者に通知するものとする。

3 福祉避難所に受け入れた要援護者の状況報告、必要な処遇その他の協議は、甲及び指定施設の管理者で行うものとする。

4 福祉避難所への要援護者の移送については、原則として、当該要援護者を介助する者又は甲が行うものとする。ただし、当該福祉避難所を管理する指定施設の管理者は、可能な範囲で協力を行うものとする。

5 指定施設の管理者は、福祉避難所に受け入れた要援護者に介助をする者がいるときは、当該介助する者を福祉避難所に受け入れるものとする。

（開設期間）

第6条 福祉避難所の開設期間は7日以内とする。ただし、その期間を延長する必要があるときは甲及び

当該指定施設の管理者と協議の上、延長することができる。

(必要な物資の調達)

第7条 甲は、避難した要援護者に必要な物資の調達に努めるものとする。

2 指定施設の管理者は、前項に定める物資の調達について、可能なかぎり、協力するものとする。

(費用の負担)

第8条 甲は、乙又は指定施設の管理者に対し、福祉避難所の設置及び管理運営に係る経費について、災害救助法（昭和22年法律第108号）その他関連法令等の定めるところにより、所要の実費を負担するものとする。

(連絡責任者)

第9条 この協定の実施にあたり、甲乙あらかじめ連絡責任者を定めるものとする。

2 災害発生時において、連絡責任者は相互に連携し、福祉避難所の開設その他必要な事項について協議するものとする。

3 連絡責任者を変更したときは、速やかに相手方に連絡するものとする。

(平常時の協力)

第10条 甲が防災訓練その他の訓練を実施するとき、乙及び指定施設の管理者は、業務に支障をきたさない範囲で参加するものとする。

(協定の期間)

第11条 この協定は、締結の日から効力を発し、甲又は乙から書面による意思表示がないかぎり、継続するものとする。

(疑義の解決)

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、甲乙協議して、定めるものとする。

この協定の成立を証するため、協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成28年6月6日

神戸市中央区加納町6丁目5-1

甲 神戸市

神戸市長 久元喜造

神戸市北区有野中町2丁目5-19

乙 神戸市知的障害者施設連盟

会長 松端信茂

■ 協定関連資料

[防災関連機関等との応援協定]

資料 4-43 災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定（有料老人ホーム神戸ゆうゆうの里）

災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定

神戸市（以下「甲」という。）と有料老人ホーム神戸ゆうゆうの里（以下「乙」という。）は、福祉避難所の設置及び管理運営に係る協力について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、神戸市内において、災害が発生又は発生するおそれがある時において（以下「災害時等」という。）、乙の施設を福祉避難所として開設することに関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定において「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害をいう。

2 この協定において「福祉避難所」とは、一般の避難所での生活において、何らかの特別な配慮を要する方（以下「要援護者」という。）のために開設する二次的避難所のことをいう。

（協力の要請）

第3条 甲は、災害時等において、乙に対して次に掲げる事項について協力を要請することができる。この場合において、乙はできる限りこれを受け入れるよう努めるものとする。

(1)福祉避難所の設置及び維持管理

(2)受け入れた要援護者に対する日常生活上の支援（相談等を含む）

（開設期間等）

第4条 福祉避難所の開設期間は、原則7日以内とする。ただし、期間の延長が必要な場合は甲乙協議の上、延長することができるものとする。

（必要な物資の調達）

第5条 甲は、避難した要援護者に係る必要な物資の調達に努めるものとする。

2 乙は、前項に定める物資の調達について、可能な範囲で協力するものとする。

（費用の負担）

第6条 甲は、乙に対し、福祉避難所の設置及び管理運営に係る経費について、災害救助法（昭和22年法律第108号）その他関連法令等の定めるところにより、所要の実費を負担するものとする。

（連絡責任者）

第7条 この協定の実施にあたり、甲乙あらかじめ連絡責任者を決め、災害発生時には速やかに相互に連絡をとるものとする。

2 甲及び乙は、連絡責任者を変更したときは、速やかに相手方に通知するものとする。

(平常時の協力)

第8条 甲が防災訓練等を実施するにあたり、乙の協力を要請した場合、乙は業務に支障をきたさない範囲で参加するものとする。

(協定の期間)

第9条 この協定は、締結の日から効力を発し、甲又は乙から書面による意思表示がない場合に限り継続するものとする。

(疑義の解決)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、別に甲乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成26年9月19日

甲 神戸市中央区加納町6-5-1
神戸市
神戸市長 久元 喜造

乙 神戸市北区鳴子3-1-2
神戸ゆうゆうの里
施設長 杉山 行由

■ 協定関連資料

[防災関連機関等との応援協定]

資料 4-44 災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定（国立障害者リハビリテーションセンター—自立支援局神戸視力障害センター）

災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定

神戸市（以下「甲」という。）と国立障害者リハビリテーションセンター—自立支援局神戸視力障害センター（以下「乙」という。）は、福祉避難所の設置及び管理運営に係る協力について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、神戸市内において、災害が発生又は発生するおそれがある時（以下「災害時等」という。）において、乙の施設について、福祉避難所として開設することに関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に掲げるとおりとする。

- (1)災害 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害
- (2)要援護者 避難生活において特別な配慮を要する高齢者、障害者及びこれらに準じる者
- (3)福祉避難所 災害時等において要援護者のために開設する避難所

（福祉避難所設置計画書の提出）

第3条 乙は、福祉避難所設置計画書を甲に提出するものとする。

（協力の要請）

第4条 甲は、災害時等において、乙に対して次に掲げる事項について協力を要請することができる。

- (1)福祉避難所の開設及び管理
- (2)主に視覚障害のある要援護者の受け入れ及び避難生活の支援（相談等を含む）

（開設期間）

第5条 福祉避難所の開設期間は7日以内とする。ただし、その期間を延長する必要があるときは甲乙協議の上、延長することができる。

（必要な物資の調達）

第6条 甲は、避難した要援護者に必要な物資の調達に努めるものとする。

2 乙は、前項に定める物資の調達について、可能なかぎり、協力するものとする。

（費用の負担）

第7条 甲は、乙に対し、福祉避難所の設置及び管理運営に係る経費について、災害救助法（昭和22年法律第108号）その他関連法令等の定めるところにより、所要の実費を負担するものとする。

（連絡責任者）

第8条 この協定の実施にあたり、甲乙あらかじめ連絡責任者を定めるものとする。

2 災害発生時において、連絡責任者は相互に連携し、福祉避難所の開設その他必要な事項について協議するものとする。

3 連絡責任者を変更したときは、速やかに相手方に連絡するものとする。

(平常時の協力)

第9条 甲が防災訓練その他の訓練を実施するとき、乙は、業務に支障をきたさない範囲で参加するものとする。

(協定の期間)

第10条 この協定は、締結の日から効力を発し、甲又は乙から書面による意思表示がないかぎり、継続するものとする。

(疑義の解決)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、甲乙協議して、定めるものとする。

この協定の成立を証するため、協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成29年2月15日

神戸市中央区加納町6丁目5-1
甲 神戸市
神戸市長 久元喜造

神戸市西区曙町1070
乙 国立障害者リハビリテーションセンター
自立支援局 神戸視力障害センター
所長 村上洋二

■ 協定関連資料

[防災関連機関等との応援協定]

資料 4-45 災害時における要援護者支援に関する協定（学校法人玉田学園）

災害時における要援護者支援に関する協定

神戸市（以下「甲」という。）と学校法人玉田学園（以下「乙」という。）は、災害時における要援護者実態調査への専門職等の派遣並びに福祉避難所のための場所の提供及び管理運営に係る協力について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、神戸市内において、災害が発生又は発生するおそれがある時において（以下「災害時等」という。）、指定避難所において甲が実施する要援護者実態調査への乙による人的協力及び乙の施設を福祉避難所として開設することに関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定において「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害をいう。

2 この協定において「福祉避難所」とは、一般の避難所での生活において、何らかの特別な配慮を要する方（以下「要援護者」という。）のために開設する二次的避難所のことをいう。

（協力の要請）

第3条 甲は、災害時等において、乙に対して次に掲げる事項について協力を要請することができる。この場合において、乙はできる限りこれを受け入れるよう努めるものとする。

(1) 指定避難所において甲が実施する要援護者実態調査（健康調査）への専門職等の派遣

(2) 甲が開設する福祉避難所のための場所の提供及び管理運営

(3) 前号で開設した福祉避難所で受入れた要援護者に対する日常生活上の支援（相談等を含む）

（派遣班に対する指揮命令等）

第4条 乙が派遣する専門職に対する指揮命令及び連絡調整は、第8条で定める連絡責任者を窓口甲が行うものとする。

（福祉避難所の開設期間）

第5条 福祉避難所の開設期間は、原則7日以内とする。ただし、期間の延長が必要な場合は甲乙協議の上、延長することができるものとする。

（必要な物資の調達）

第6条 甲は、第3条により要請する協力の実施に係る必要な物資の調達に努めるものとする。

2 乙は、前項に定める物資の調達について、可能な範囲で協力するものとする。

（費用の負担）

第7条 甲は、乙に対し、第3条により甲が要請する協力の実施に係る経費について、災害救助法（昭和22年法律第108号）その他関連法令等の定めるところにより、所要の実費を負担するものとする。

（連絡責任者）

第8条 この協定の実施にあたり、甲乙は、あらかじめ連絡責任者を決め、災害発生時には速やかに相互に連絡をとるものとする。

2 甲及び乙は、連絡責任者を変更したときは、速やかに相手方に通知するものとする。

（平常時の協力）

第9条 甲が防災訓練等を実施するにあたり、乙の協力を要請した場合、乙は業務に支障をきたさない範囲で参加するものとする。

2 乙が学生を対象に防災カリキュラムを実施するにあたり、甲の協力を要請した場合、甲は業務に支障をきたさない範囲で協力するものとする。

(守秘義務)

第10条 乙は、第3条により甲が要請する協力の実施において、知り得た情報を他に漏らしてはならない。

(協定の期間)

第11条 この協定は、締結の日から効力を発し、甲又は乙から書面による意思表示がない場合に限り継続するものとする。

(疑義の解決)

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、別に甲乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成27年5月1日

甲 神戸市中央区加納町6-5-1
神戸市
神戸市長 久元 喜造

乙 神戸市長田区大谷町2-6-2
玉田学園
理事長 旭 次郎

■ 協定関連資料

[防災関連機関等との応援協定]

資料 4-46 災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定（クオリティライフ株式会社）

災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定

神戸市（以下「甲」という。）とクオリティライフ株式会社（以下「乙」という。）は、福祉避難所の設置及び管理運営に係る協力について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、神戸市内において、災害が発生又は発生するおそれがある時（以下「災害時等」という。）において、乙の管理する施設（「コ・クール垂水」）について、福祉避難所として開設することに関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に掲げるとおりとする。

- (1) 災害 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害
- (2) 要援護者 避難生活において特別な配慮を要する高齢者、障害者（児）及びこれらに準じる者
- (3) 福祉避難所 災害時等において要援護者のために開設する避難所

（協力の要請）

第3条 甲は、災害時等において、乙に対して次に掲げる事項について協力を要請することができる。

- (1) 福祉避難所の開設及び管理
- (2) 受け入れた要援護者に対する避難生活の支援（相談等を含む）

（開設期間）

第4条 福祉避難所の開設期間は7日以内とする。ただし、その期間を延長する必要があるときは甲乙協議の上、延長することができる。

（必要な物資の調達）

第5条 甲は、避難した要援護者に必要な物資の調達に努めるものとする。

2 乙は、前項に定める物資の調達について、可能なかぎり、協力するものとする。

（費用の負担）

第6条 甲は、乙に対し、福祉避難所の設置及び管理運営に係る経費について、災害救助法（昭和22年法律第108号）その他関連法令等の定めるところにより、所要の実費を負担するものとする。

（連絡責任者）

第7条 この協定の実施にあたり、甲乙あらかじめ連絡責任者を定めるものとする。

- 2 災害発生時において、連絡責任者は相互に連携し、福祉避難所の開設その他必要な事項について協議するものとする。
- 3 連絡責任者を変更したときは、速やかに相手方に連絡するものとする。

(平常時の協力)

第8条 甲が防災訓練その他の訓練を実施するとき、乙は、業務に支障をきたさない範囲で参加するものとする。

(協定の期間)

第9条 この協定は、締結の日から効力を発し、甲又は乙から書面による意思表示がないかぎり、継続するものとする。

(疑義の解決)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、甲乙協議して、定めるものとする。

この協定の成立を証するため、協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成29年8月21日

神戸市中央区加納町6丁目5-1
甲 神戸市
神戸市長 久元喜造

神戸市垂水区下畑町498番53
乙 クオリティライフ株式会社
代表取締役 古賀 広文

■ 協定関連資料

[防災関連機関等との応援協定]

資料 4-47 災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定（桜商事株式会社・日本都市ホテル開発株式会社）

災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定

神戸市（以下「甲」という。）と神戸プラザホテルを所有する桜商事株式会社（以下「乙」という。）及びホテル運営委託先の日本都市ホテル開発株式会社（以下「丙」という。）は、福祉避難所の設置及び管理運営に係る協力について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、神戸市内において、災害が発生又は発生するおそれがある時（以下「災害時等」という。）において、乙の施設について、福祉避難所として開設することに関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に掲げるとおりとする。

- (1)災害 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害
- (2)要援護者 避難生活において特別な配慮を要する高齢者、障害者及びこれらに準じる者
- (3)福祉避難所 災害時等において要援護者のために開設する避難所

（協力の要請）

第3条 甲は、災害時等において、乙及び丙に対して次に掲げる事項について協力を要請することができる。

- (1)福祉避難所の開設及び管理
- (2)受け入れた要援護者に対する避難生活の支援（相談等を含む）

（開設期間）

第4条 福祉避難所の開設期間は7日以内とする。ただし、その期間を延長する必要があるときは甲乙丙協議の上、延長することができる。

（必要な物資の調達）

第5条 甲は、避難した要援護者に必要な物資の調達に努めるものとする。

- 2 乙及び丙は、前項に定める物資の調達について、可能なかぎり、協力するものとする。

（費用の負担）

第6条 甲は、乙及び丙に対し、福祉避難所の設置及び管理運営に係る経費について、災害救助法（昭和22年法律第108号）その他関連法令等の定めるところにより、所要の実費を負担するものとする。

（連絡責任者）

第7条 この協定の実施にあたり、甲乙丙あらかじめ連絡責任者を定めるものとする。

- 2 災害発生時において、連絡責任者は相互に連携し、福祉避難所の開設その他必要な事項について協議するものとする。
- 3 連絡責任者を変更したときは、速やかに相手方に連絡するものとする。

（平常時の協力）

第8条 甲が防災訓練その他の訓練を実施するとき、乙及び丙は、業務に支障をきたさない範囲で参加するものとする。

(協定の期間)

第9条 この協定は、締結の日から効力を発し、甲、乙又は丙から書面による意思表示がないかぎり、継続するものとする。

(疑義の解決)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、甲乙丙協議して、定めるものとする。

この協定の成立を証するため、協定書3通を作成し、甲乙丙記名押印の上、各1通を保有する。

平成29年12月22日

神戸市中央区加納町6丁目5番1号
甲 神戸市
神戸市長 久元喜造

神戸市中央区元町通2丁目9番1号
乙 桜商事株式会社
代表取締役 岡本 芳邦

大阪市西区西本町2丁目5番28号
丙 日本都市ホテル開発株式会社
代表取締役 清水 優

■ 協定関連資料

[防災関連機関等との応援協定]

資料 4-48 災害時における福祉避難所の設置、開設及び運営に関する覚書（神戸市立看護大学）

災害時における福祉避難所の設置、開設及び運営に関する覚書

福祉局（以下「甲」という。）と神戸市看護大学（以下「乙」という。）は、神戸市看護大学における福祉避難所の設置、開設及び管理運営（以下「設置等」という。）について、次のとおり覚書を締結する。

（趣旨）

第1条 この覚書は、神戸市内において、災害が発生又は発生する恐れがある時（以下「災害時等」という。）において、乙の施設について、福祉避難所の設置等に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この覚書において、用語の定義は、それぞれ次の各号に掲げる当該各号のとおりとする。

- (1) 災害 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害
- (2) 要援護者 避難生活において特別な配慮を要する高齢者、障害者及びこれらに準じる者
- (3) 福祉避難所 災害時等において要援護者のために設置する避難所（以下「避難所」という。）

（避難所の計画書・運用マニュアルの作成）

第3条 甲及び乙は、双方協議し、避難所の設置等及び要援護者の受け入れに係る計画書・運用マニュアルを作成するものとする。

（避難所の設置等及び協力の要請）

第4条 甲は、災害時等において避難所を設置し開設するものとする。

2 甲は、災害時等において、乙に対して次に掲げる事項について協力を要請することができる。

- (1) 避難所の管理運営
- (2) 要援護者の受け入れ及び避難生活の支援（相談等を含む。）
- (3) 必要な物資の備蓄

（開設期間）

第5条 避難所の開設期間は概ね7日以内とする。ただし、その期間を延長する必要があるときは甲乙協議するものとする。

（必要な物資の調達）

第6条 甲は、避難した要援護者に対して必要な物資を調達するものとする。

2 乙は、前項について誠意をもって、協力するものとする。

（費用の負担）

第7条 甲は、乙に対し、避難所の設置及び管理運営に係る経費について、災害救助法（昭和22年法律第108号）その他関連法令等の定めるところにより、所要の経費を負担するものとする。

（連絡責任者）

第8条 この覚書の締結にあたり、甲及び乙は、あらかじめ連絡責任者を定めるものとする。

2 災害時等において、連絡責任者は相互に連携し、避難所の設置その他必要な事項について協議するものとする。

3 連絡責任者を変更したときは、速やかに相手方に連絡するものとする。

（災害時等でないときの協力）

第9条 災害時等でないときは、甲は避難所の設置について広報を行う。また、甲が防災訓練その他の訓練を実施するときは、乙は、業務に支障を来たさない範囲で参加するものとする。

（覚書の期間）

第10条 この覚書は、締結の日から効力を発し、甲又は乙から書面による解約の意思表示がないかぎり、継続するものとする。

(疑義の解決)

第11条 この覚書に定めのない事項及びこの覚書に関して疑義が生じたときは、甲乙協議するものとする。

この覚書の成立を証するため、覚書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成30年8月16日

神戸市中央区加納町6丁目5-1

甲 神戸市

福祉局長 三 木 孝

神戸市西区学園西町3丁目4

乙 神戸市看護大学

学長 鈴 木 志 津 枝

■ 協定関連資料

[防災関連機関等との応援協定]

資料 4-49 災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定（一般社団法人神戸市介護老人保健施設協会）

災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定

神戸市（以下「甲」という。）と一般社団法人神戸市介護老人保健施設協会（以下「乙」という。）は、福祉避難所の設置及び管理運営に係る協力について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、神戸市内において、災害が発生又は発生するおそれがある時（以下「災害時等」という。）において、乙に加盟する施設について、福祉避難所として開設することに関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に掲げるとおりとする。

- (1)災害 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害
- (2)要援護者 避難生活において特別な配慮を要する高齢者、障害者及びこれらに準じる者
- (3)福祉避難所 災害時等において要援護者のために開設する避難所
- (4)指定施設 甲が第3条の規定に基づき指定する乙に加盟する施設

（指定施設の指定）

第3条 指定施設は、乙の申し出に基づき、甲が指定する。

2 指定施設の管理者は、当該指定施設の福祉避難所設置計画書を甲に提出するものとする。

（協力の要請）

第4条 甲は、災害時等において、指定施設の管理者に対して次の各号に掲げる事項について協力を要請することができる。

(1)福祉避難所の開設及び管理

(2)受け入れた要援護者に対する避難生活の支援（相談等を含む）

2 前項の要請を受けたとき、指定施設の管理者は、可能なかぎり、これに協力するものとする。

（要援護者の受け入れ）

第5条 指定施設の管理者は、前条の規定による甲の要請を受け入れることが可能と判断したときは、速やかに要援護者の受入体制を整え、受け入れることができる要援護者の人数を甲に報告するものとする。

2 前項の報告を受けたとき、甲は福祉避難所に避難させる要援護者を特定し、これを指定施設の管理者に通知するものとする。

3 福祉避難所に受け入れた要援護者の状況報告、必要な処遇その他の協議は、甲及び指定施設の管理者で行うものとする。

4 福祉避難所への要援護者の移送については、原則として、当該要援護者を介助する者又は甲が行うものとする。ただし、当該福祉避難所を管理する指定施設の管理者は、可能な範囲で協力を行うものとする。

5 指定施設の管理者は、福祉避難所に受け入れた要援護者に介助をする者がいるときは、当該介助する者を福祉避難所に受け入れるものとする。

（開設期間）

第6条 福祉避難所の開設期間は7日以内とする。ただし、その期間を延長する必要があるときは甲及び当該指定施設の管理者と協議の上、延長することができる。

(必要な物資の調達)

第7条 甲は、避難した要援護者に必要な物資の調達に努めるものとする。

2 指定施設の管理者は、前項に定める物資の調達について、可能なかぎり、協力するものとする。

(費用の負担)

第8条 甲は、乙又は指定施設の管理者に対し、福祉避難所の設置及び管理運営に係る経費にについて、災害救助法（昭和22年法律第108号）その他関連法令等の定めるところにより、所要の実費を負担するものとする。

(連絡責任者)

第9条 この協定の実施にあたり、甲乙あらかじめ連絡責任者を定めるものとする。

2 災害発生時において、連絡責任者は相互に連携し、福祉避難所の開設その他必要な事項について協議するものとする。

3 連絡責任者を変更したときは、速やかに相手方に連絡するものとする。

(平常時の協力)

第10条 甲が防災訓練その他の訓練を実施するとき、乙及び指定施設の管理者は、業務に支障をきたさない範囲で参加するものとする。

(協定の期間)

第11条 この協定は、締結の日から効力を発し、甲又は乙から書面による意思表示がないかぎり、継続するものとする。

(疑義の解決)

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、甲乙協議して、定めるものとする。

この協定の成立を証するため、協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

令和元年6月3日

神戸市中央区加納町6丁目5-1

甲 神戸市

神戸市長 久元喜造

神戸市西区伊川谷町有瀬字屋敷前1432-1

乙 一般社団法人神戸市介護老人保健施設協会

会長 有本雅子

■ 協定関連資料

[防災関連機関等との応援協定]

資料 4-50 災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定（Arima Tourism&Ryokan Association 協同組合）

災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定

神戸市（以下「甲」という。）とArima Tourism&Ryokan Association協同組合（以下「乙」という。）は、福祉避難所の設置及び管理運営に係る協力について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、神戸市内において、災害が発生又は発生するおそれがある時において（以下「災害時等」という。）、乙の組合員が所有する施設を福祉避難所として開設することに関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に掲げるとおりとする。

- (1) 災害 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害
- (2) 要援護者 避難生活において特別な配慮を要する高齢者、障害者及びこれらに準じる者
- (3) 福祉避難所 災害時等において要援護者のために開設する二次的避難所

（協力の要請）

第3条 甲は、乙を通じて乙の組合員に対し、災害時等において、次に掲げる事項について協力を要請することができる。この場合において、乙の組合員はできる限りこれを受け入れるよう努めるものとする。

- (1) 要援護者及びその同伴者の避難スペースの提供
- (2) 福祉避難所の運営
- (3) 福祉避難所入所者への入浴施設の提供
- (4) 炊き出しを中心とした非常食の提供
- (5) 要援護者の移送その他の乙が可能とする協力

（福祉避難所指定施設）

第4条 前条第1項の規定により、甲が乙に協力の要請をすることができる施設は、別紙のとおりとする。

（要請の方法等）

第5条 甲が乙に対し前条に規定する要請をするときは、文書により行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、緊急の場合は、甲は、口頭によりこれを行うことができる。

3 乙は、甲から第1項又は第2項の規定により要請があった場合は、乙の組合員へ被災状況及び受入可否の調査を行い、協力可能な施設名および受入可能人数を甲に文書又は口頭で伝えるものとする。

（開設期間等）

第6条 福祉避難所の開設期間は、原則7日以内とする。ただし、期間の延長が必要な場合は甲乙協議

の上、延長することができるものとする。

(費用の負担)

第7条 甲は、福祉避難所として使用した施設を所有する乙の組合員に対し、福祉避難所の設置及び管理運営に係る経費について、災害救助法（昭和22年法律第108号）その他関連法令等の定めるところにより、所要の実費を負担するものとする。

(平常時の協力)

第8条 甲が防災訓練等を実施するにあたり、乙及び乙の組合員に協力を要請した場合、乙及び乙の組合員は業務に支障をきたさない範囲で参加するものとする。

(連絡責任者)

第9条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては神戸市保健福祉局生活福祉部くらし支援課長、乙においては理事長とする。

(協定の期間)

第10条 この協定は、締結の日から効力を発し、甲又は乙から書面による意思表示がない場合に限り継続するものとする。

(協定の継続又は終了)

第11条 乙の組合員に次の各号のいずれかに該当する事項が発生したときは、甲と乙は、この協定の継続又は終了について誠実に協議するものとする。

(1) 営業の終了

(2) 第三者への所有権の譲渡、株主の変更その他これに類する営業権の譲渡

(疑義の解決)

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、別に甲乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

令和元年7月16日

甲 神戸市中央区加納町6-5-1
神戸市
神戸市長 久元 喜造

乙 神戸市北区有馬町790番地3
Arima Tourism&Ryokan Association協同組合
理事長 風早 和喜

■ 協定関連資料

[防災関連機関等との応援協定]

— Arima Tourism&Ryokan Association 協同組合加盟施設 —

	旅館名	氏名	役職	TEL番号 (078)	FAX番号 (078)	住所	法人名
1	兵衛 向陽閣	風早 和喜	代表取締役社長	904-0501	904-3838	〒651-1401(神戸市北区) 有馬町1904	(株) 兵衛 旅 館
2	有馬 グランドホテル	梶木 実	代表取締役社長	904-0181	904-0297	有馬町1304-1	(株) 中 の 坊
3	中 の 坊 瑞 苑	梶木 実	代表取締役社長	904-0781	903-0346	有馬町808	(株) 中 の 坊
4	角 の 坊	山野 博章	代表取締役	904-0771	904-1313	有馬町878	(株) 角 の 坊 旅 館
5	銀 水 荘 兆 榮	當谷 正幸	代表取締役	904-0666	904-3306	有馬町1654-1	(有) 銀 水 荘
6	SPA TERRACE 紫 翠	當谷 正幸	代表取締役	904-0622	904-0625	有馬町1656-1	(有) 銀 水 荘
7	月 光 園 鴻 籠 館	奥田 真也	代表取締役社長	903-2255	903-2288	有馬町318	TKB(株)
8	月 光 園 游 月 山 荘	奥田 真也	代表取締役社長	904-0366	904-0360	有馬町318	TKB(株)

令和元年7月現在

資料 4-51 緊急待避所としての一時利用に関する協定書（神戸国際会館）

緊急待避所としての一時利用に関する協定書

災害等の発生時における待避所の利用に関して、神戸市中央区（以下「甲」という。）と株式会社神戸国際会館（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害が発生し交通が途絶した場合において、駅、事業所、学校等に滞留する大量の通勤者、通学者、観光客等のうち、容易に帰宅することができない者等の支援を行うため、必要な事項を定めるものとする。

（責任者）

第2条 乙は、この協定に関し、責任者を選任し、甲にその氏名、連絡先その他の必要な事項を書面により通知しなければならない。

2 乙は、前項で通知した事項に変更が生じたときは、速やかに、甲に対し、変更した事項を書面により通知しなければならない。

3 乙は、責任者に、甲との連絡等に当たらせなければならない。

4 甲は、この協定に関する連絡等を行う場合は、責任者に対して行うものとする。

（実施方法）

第3条 緊急待避所として利用する施設の場所、期間、通知方法、その他実施の方法は、甲乙協議のうえ「(株)神戸国際会館に係る緊急待避所一時使用実施要領」に定める。

（費用負担）

第4条 緊急待避所の利用に係る費用は、無料とする。

（損害賠償）

第5条 施設が緊急待避所としての利用に関して発生した破損については、甲が復旧に係る費用を負担する。

2 前項に規定する費用の負担に関し、費用の額、請求の方法等必要な事項については、別に甲が定めるものとする。

（避難時の事故等に係る責任）

第6条 乙は、緊急待避所に待避者を受け入れた際に発生した事故等に対する責任を一切負わないものとする。

（報告等）

第7条 乙は、緊急待避所となっている施設（この条において「施設」という。）について、次の各号に定める事情が発生した場合は、甲に対し、報告するものとする。

(1) 施設の増築、改築又は模様替えにより、施設の構造に変化があった場合

(2) 施設が取り壊される場合

(3) 施設の所有者が変更される場合

(4) 前各号に掲げるもののほか、施設が緊急待避所として利用できない場合

（所有者の変更）

第8条 乙は、緊急待避所となっている施設について、売買等により所有者が変更される場合、新しい所有者に対して、この協定の継続を助言するよう努めるものとする。

（有効期間）

第9条 この協定の期間は、平成24年11月28日から平成25年3月31日までとする。

2 前項の規定に関わらず、本協定の有効期間が満了する日の30日前までに、甲、乙のいずれかから解約又は変更の申出がない場合は、本協定は有効期間が満了する日の翌日から1年間期間を延長するものとし、以後も同様とする。

■ 協定関連資料

[防災関連機関等との応援協定]

(協定書の公表)

第 10 条 この協定の内容について、甲が地域住民その他の者へ情報を開示すること及び地域住民が作成する防災計画等への掲載については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(裁判管轄)

第 11 条 この協定又はこの協定に関連して生じた紛争については、甲の所在地を管轄する裁判所を専属的合意裁判所とする。

(疑義の解明)

第 12 条 本協定に定めのない事項又は解釈に疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ定めるものとする。

上記協定の証として、協定書を 2 通作成し、甲乙が記名押印の上、各 1 通を保有する。

平成 24 年 11 月 28 日

甲 神戸市中央区雲井通 5 丁目 1 番 1 号
神戸市中央区役所
中央区長 佐藤 一郎

乙 神戸市中央区御幸通 8 丁目 1 番 6 号
株式会社 神戸国際会館
代表取締役社長 水越 浩士

資料 4-52 緊急待避所としての一時利用に関する協定書（神戸サンボーホール）

緊急待避所としての一時利用に関する協定書

災害等の発生時における待避所の利用に関して、神戸市（以下「甲」という。）と株式会社ユニオンアルファ（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害が発生し交通が途絶した場合において、駅、事業所、学校等に滞留する大量の通勤者、通学者、観光客等のうち、容易に帰宅することができない者等の支援を行うため、必要な事項を定めるものとする。

（責任者）

第2条 乙は、この協定に関し、責任者を選任し、甲にその氏名、連絡先その他の必要な事項を書面により通知しなければならない。

2 乙は、前項で通知した事項に変更が生じたときは、速やかに、甲に対し、変更した事項を書面により通知しなければならない。

3 乙は、責任者に、甲との連絡等に当たらせなければならない。

4 甲は、この協定に関する連絡等を行う場合は、責任者に対して行うものとする。

（実施方法）

第3条 緊急待避所として利用する施設の場所、期間、通知方法、その他実施の方法は、甲乙協議のうえ『「神戸サンボーホール（所在地：神戸市中央区浜辺通5丁目1-32）」に係る緊急待避所一時利用実施要領』に定める。

（費用負担）

第4条 緊急待避所の利用に係る費用は、無料とする。

（損害賠償）

第5条 施設が緊急待避所としての利用に関して発生した破損については、甲が復旧に係る費用を負担する。

2 前項に規定する費用の負担に関し、費用の額、請求の方法等必要な事項については、別に甲が定めるものとする。

（避難時の事故等に係る責任）

第6条 乙は、緊急待避所に待避者を受け入れた際に発生した事故等に対する責任を一切負わないものとする。

（報告等）

第7条 乙は、緊急待避所となっている施設（この条において「施設」という。）について、次の各号に定める事情が発生した場合は、甲に対し、報告するものとする。

- (1) 施設の増築、改築等により、施設の構造に変化があった場合
- (2) 施設が取り壊される場合
- (3) 施設の所有者が変更される場合
- (4) 前各号に掲げるもののほか、施設が緊急待避所として利用できない場合

（所有者の変更）

第8条 乙は、緊急待避所となっている施設について、売買等により所有者が変更される場合、新しい所有者に対して、この協定の継続を助言するよう努めるものとする。

■ 協定関連資料

[防災関連機関等との応援協定]

(有効期間)

第9条 この協定の期間は、平成27年1月1日から平成27年3月31日までとする。

2 前項の規定に関わらず、本協定の有効期間が満了する日の30日前までに、甲、乙のいずれかから解約又は変更の申出がない場合は、本協定は有効期間が満了する日の翌日から1年間期間を延長するものとし、以後も同様とする。

(協定書の公表)

第10条 この協定の内容について、甲が地域住民その他の者へ情報を開示すること及び地域住民が作成する防災計画等への掲載については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(裁判管轄)

第11条 この協定又はこの協定に関連して生じた紛争については、甲の所在地を管轄する裁判所を専属的合意裁判所とする。

(疑義の解明)

第12条 本協定に定めのない事項又は解釈に疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ定めるものとする。

上記協定の証として、協定書を2通作成し、甲乙が記名押印の上、各1通を保有する。

平成26年12月25日

神戸市中央区加納町6丁目5番1号

甲 神戸市

代表者 神戸市長 久元 喜造

加古川市野口町坂元329-60

乙 株式会社 ユニオンアルファ

代表者 代表取締役社長 中尾 知也

資料 4-53 緊急待避所としての一時利用に関する協定書（神戸セントモルガン教会）

緊急待避所としての一時利用に関する協定書

災害等の発生時における待避所の利用に関して、神戸市（以下「甲」という。）と株式会社タガヤ神戸セントモルガン教会（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害が発生し交通が途絶した場合において、駅、事業所、学校等に滞留する大量の通勤者、通学者、観光客等のうち、容易に帰宅することができない者等の支援を行うため、必要な事項を定めるものとする。

（責任者）

第2条 乙は、この協定に関し、責任者を選任し、甲にその氏名、連絡先その他の必要な事項を書面により通知しなければならない。

2 乙は、前項で通知した事項に変更が生じたときは、速やかに、甲に対し、変更した事項を書面により通知しなければならない。

3 乙は、責任者に、甲との連絡等に当たらせなければならない。

4 甲は、この協定に関する連絡等を行う場合は、責任者に対して行うものとする。

（実施方法）

第3条 緊急待避所として利用する施設の場所、期間、通知方法、その他実施の方法は、甲乙協議のうえ『「神戸セントモルガン教会（所在地：神戸市中央区三宮町2丁目7番2号）」に係る緊急待避所一時利用実施要領』に定める。

（費用負担）

第4条 緊急待避所の利用に係る費用は、無料とする。

（損害賠償）

第5条 施設が緊急待避所としての利用に関して発生した破損については、甲が復旧に係る費用を負担する。

2 前項に規定する費用の負担に関し、費用の額、請求の方法等必要な事項については、別に甲が定めるものとする。

（避難時の事故等に係る責任）

第6条 乙は、緊急待避所に待避者を受け入れた際に発生した事故等に対する責任を一切負わないものとする。

■ 協定関連資料

[防災関連機関等との応援協定]

(報告等)

第7条 乙は、緊急待避所となっている施設（この条において「施設」という。）について、次の各号に定める事象が発生した場合は、甲に対し、報告するものとする。

- (1) 施設の増築、改築等により、施設の構造に変化があった場合
- (2) 施設が取り壊される場合
- (3) 施設の所有者が変更される場合
- (4) 前各号に掲げるもののほか、施設が緊急待避所として利用できない場合

(所有者の変更)

第8条 乙は、緊急待避所となっている施設について、売買等により所有者が変更される場合、新しい所有者に対して、この協定の継続を助言するよう努めるものとする。

(有効期間)

第9条 この協定の期間は、平成27年6月1日から平成28年3月31日までとする。

2 前項の規定に関わらず、本協定の有効期間が満了する日の30日前までに、甲、乙のいずれかから解約又は変更の申出がない場合は、本協定は有効期間が満了する日の翌日から1年間期間を延長するものとし、以後も同様とする。

(協定書の公表)

第10条 この協定の内容について、甲が地域住民その他の者へ情報を開示すること及び地域住民が作成する防災計画等への掲載については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(裁判管轄)

第11条 この協定又はこの協定に関連して生じた紛争については、甲の所在地を管轄する裁判所を専属的合意裁判所とする。

(疑義の解明)

第12条 本協定に定めのない事項又は解釈に疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ定めるものとする。

上記協定の証として、協定書を2通作成し、甲乙が記名押印の上、各1通を保有する。

平成27年6月1日

神戸市中央区加納町6丁目5番1号

甲 神戸市

代表者 神戸市長 久元 喜造

神戸市中央区三宮町2丁目7番2号

乙 株式会社タガヤ 神戸セントモルガン教会

代表者 神戸セントモルガン教会支配人

神戸エリアマネージャー

新名 真人

資料 4-54 帰宅困難者のための一時滞在施設としての利用に関する協定書（株式会社 PLACE）

帰宅困難者のための一時滞在施設としての利用に関する協定書

災害等の発生時における帰宅困難者のための一時滞在施設の利用に関して、神戸市（以下「甲」という。）と株式会社PLACE（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害が発生し交通が途絶した場合において、駅、事業所、学校等に滞留する大量の通勤者、通学者、観光客等のうち、容易に帰宅することができない者等の支援を行うため、必要な事項を定めるものとする。

（責任者）

第2条 乙は、この協定に関し、責任者を選任し、甲にその氏名、連絡先その他の必要な事項を書面により通知しなければならない。

2 乙は、前項で通知した事項に変更が生じたときは、速やかに、甲に対し、変更した事項を書面により通知しなければならない。

3 乙は、責任者に、甲との連絡等に当たらせなければならない。

4 甲は、この協定に関する連絡等を行う場合は、責任者に対して行うものとする。

（実施方法）

第3条 一時滞在施設として利用する施設の場所、期間、通知方法、その他実施の方法は、甲乙協議のうえ『「神戸三宮シアター・エートー（所在地：神戸市中央区琴ノ緒町5丁目6番9号）」に係る一時滞在施設利用実施要領』に定める。

（費用負担）

第4条 一時滞在施設の利用に係る費用は、無料とする。

（損害賠償）

第5条 施設が一時滞在施設としての利用に関して発生した破損については、甲が復旧に係る費用を負担する。

2 前項に規定する費用の負担に関し、費用の額、請求の方法等必要な事項については、別に甲が定めるものとする。

（避難時の事故等に係る責任）

第6条 乙は、一時滞在施設に帰宅困難者を受け入れた際に発生した事故等に対する責任を一切負わないものとする。

■ 協定関連資料

[防災関連機関等との応援協定]

(報告等)

第7条 乙は、一時滞在施設となっている施設（この条において「施設」という。）について、次の各号に定める事情が発生した場合は、甲に対し、報告するものとする。

- (1) 施設の増築、改築等により、施設の構造に変化があった場合
- (2) 施設が取り壊される場合
- (3) 施設の所有者が変更される場合
- (4) 前各号に掲げるもののほか、施設が一時滞在施設として利用できない場合

(所有者の変更)

第8条 乙は、一時滞在施設となっている施設について、売買等により所有者が変更される場合、新しい所有者に対して、この協定の継続を助言するよう努めるものとする。

(有効期間)

第9条 この協定の期間は、平成29年3月19日から平成29年3月31日までとする。

2 前項の規定に関わらず、本協定の有効期間が満了する日の30日前までに、甲、乙のいずれかから解約又は変更の申出がない場合は、本協定は有効期間が満了する日の翌日から1年間期間を延長するものとし、以後も同様とする。

(協定書の公表)

第10条 この協定の内容について、甲が地域住民その他の者へ情報を開示すること及び地域住民が作成する防災計画等への掲載については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(裁判管轄)

第11条 この協定又はこの協定に関連して生じた紛争については、甲の所在地を管轄する裁判所を専属的合意裁判所とする。

(疑義の解明)

第12条 本協定に定めのない事項又は解釈に疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ定めるものとする。

上記協定の証として、協定書を2通作成し、甲乙が記名押印の上、各1通を保有する。

平成29年3月13日

神戸市中央区加納町6丁目5番1号
甲 神戸市
代表者 神戸市長 久元 喜造

神戸市中央区琴ノ緒町5丁目6番9号
乙 株式会社PLACE
代表者 代表取締役 中元 恵一

資料 4-55 帰宅困難者のための一時滞在施設としての利用に関する協定書（一般財団法人神戸市教育会館）

帰宅困難者のための一時滞在施設としての利用に関する協定書

災害等の発生時における帰宅困難者のための一時滞在施設の利用に関して、神戸市（以下「甲」という。）と一般財団法人神戸市教育会館（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害が発生し交通が途絶した場合において、駅、事業所、学校等に滞留する大量の通勤者、通学者、観光客等のうち、容易に帰宅することができない者等の支援を行うため、必要な事項を定めるものとする。

（責任者）

第2条 乙は、この協定に関し、責任者を選任し、甲にその氏名、連絡先その他の必要な事項を書面により通知しなければならない。

- 2 乙は、前項で通知した事項に変更が生じたときは、速やかに、甲に対し、変更した事項を書面により通知しなければならない。
- 3 乙は、責任者又は責任者の指定する者に、甲との連絡等に当たらせなければならない。
- 4 甲は、この協定に関する連絡等を行う場合は、責任者に対して行うものとする。

（実施方法）

第3条 一時滞在施設として利用する施設の場所、期間、通知方法、その他実施の方法は、甲乙協議のうえ『神戸市教育会館（所在地：神戸市中央区中山手通4丁目10番5号）に係る一時滞在施設利用実施要領』に定める。

（費用負担）

第4条 一時滞在施設の利用に係る費用は、無料とする。

（損害賠償）

第5条 施設が一時滞在施設としての利用に関して発生した破損については、甲が復旧に係る費用を負担する。

- 2 前項に規定する費用の負担に関し、費用の額、請求の方法等必要な事項については、別に甲が定めるものとする。

（避難時の事故等に係る責任）

第6条 乙は、一時滞在施設に帰宅困難者を受け入れた際に発生した事故等に対する責任を一切負わないものとする。

（営業活動等の制限）

第7条 乙は、受け入れた帰宅困難者を対象に営業活動及び宗教的活動等を行わないものとする。

（報告等）

第8条 乙は、一時滞在施設となっている施設（この条において「施設」という。）について、次の各号に定める事情が発生した場合は、甲に対し、報告するものとする。

- (1) 施設が増築、改築等により、施設の構造に変化があった場合。但し、収容人数等が変わらない軽微な変更は除く。
- (2) 施設が取り壊される場合

■ 協定関連資料

[防災関連機関等との応援協定]

(3) 施設の所有者が変更される場合

(4) 前各号に掲げるもののほか、施設が一時滞在施設として利用できない場合

(所有者の変更)

第9条 乙は、一時滞在施設となっている施設について、売買等により所有者が変更される場合、新しい所有者に対して、この協定の継続を助言するよう努めるものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の期間は、平成29年8月1日から平成30年3月31日までとする。

2 前項の規定に関わらず、本協定の有効期間が満了する日の30日前までに、甲、乙のいずれかから解約又は変更の申出がない場合は、本協定は有効期間が満了する日の翌日から1年間期間を延長するものとし、以後も同様とする。

(協定書の公表)

第11条 この協定の内容について、甲が地域住民その他の者へ情報を開示すること及び地域住民が作成する防災計画等への掲載については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(裁判管轄)

第12条 この協定又はこの協定に関連して生じた紛争については、甲の所在地を管轄する裁判所を専属的合意裁判所とする。

(疑義の解明)

第13条 本協定に定めのない事項又は解釈に疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ定めるものとする。

上記協定の証として、協定書を2通作成し、甲乙が記名押印の上、各1通を保有する。

平成29年7月20日

神戸市中央区加納町6丁目5番1号
甲 神戸市
代表者 神戸市長 久元 喜造

神戸市中央区中山手通4丁目10番5号
乙 一般財団法人神戸市教育会館
代表者 理事長 藤高 博章

資料 4-56 帰宅困難者のための一時滞在施設としての利用に関する協定書（松岡不動産株式会社）

帰宅困難者のための一時滞在施設としての利用に関する協定書

災害等の発生時における帰宅困難者のための一時滞在施設の利用に関して、神戸市（以下「甲」という。）と松岡不動産株式会社（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害が発生し交通が途絶した場合において、駅、事業所、学校等に滞留する大量の通勤者、通学者、観光客等のうち、容易に帰宅することができない者等の支援を行うため、必要な事項を定めるものとする。

（責任者）

第2条 乙は、この協定に関し、責任者を選任し、甲にその氏名、連絡先その他の必要な事項を書面により通知しなければならない。

2 乙は、前項で通知した事項に変更が生じたときは、速やかに、甲に対し、変更した事項を書面により通知しなければならない。

3 乙は、責任者又は責任者の指定する者に、甲との連絡等に当たらせなければならない。

4 甲は、この協定に関する連絡等を行う場合は、責任者に対して行うものとする。

（実施方法）

第3条 一時滞在施設として利用する施設の場所、期間、通知方法、その他実施の方法は、甲乙協議のうえ『松岡ビル（所在地：神戸市中央区京町70番）』に係る一時滞在施設利用実施要領』に定める。

（費用負担）

第4条 一時滞在施設の利用に係る費用は、無料とする。

（損害賠償）

第5条 施設が一時滞在施設としての利用に関して発生した破損については、甲が復旧に係る費用を負担する。

2 前項に規定する費用の負担に関し、費用の額、請求の方法等必要な事項については、別に甲が定めるものとする。

（避難時の事故等に係る責任）

第6条 乙は、一時滞在施設に帰宅困難者を受け入れた際に発生した事故等に対する責任を一切負わないものとする。

（営業活動等の制限）

第7条 乙は、受け入れた帰宅困難者を対象に営業活動及び宗教的活動等を行わないものとする。

（報告等）

■ 協定関連資料

[防災関連機関等との応援協定]

第8条 乙は、一時滞在施設となっている施設（この条において「施設」という。）について、次の各号に定める事情が発生した場合は、甲に対し、報告するものとする。

(1)施設が増築、改築等により、施設の構造に変化があった場合。但し、収容人数等が変わらない軽微な変更は除く。

(2)施設が取り壊される場合

(3)施設の所有者が変更される場合

(4)前各号に掲げるもののほか、施設が一時滞在施設として利用できない場合

(所有者の変更)

第9条 乙は、一時滞在施設となっている施設について、売買等により所有者が変更される場合、新しい所有者に対して、この協定の継続を助言するよう努めるものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の期間は、平成29年9月1日から平成30年3月31日までとする。

2 前項の規定に関わらず、本協定の有効期間が満了する日の30日前までに、甲、乙のいずれかから解約又は変更の申出がない場合は、本協定は有効期間が満了する日の翌日から1年間期間を延長するものとし、以後も同様とする。

(協定書の公表)

第11条 この協定の内容について、甲が地域住民その他の者へ情報を開示すること及び地域住民が作成する防災計画等への掲載については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(裁判管轄)

第12条 この協定又はこの協定に関連して生じた紛争については、甲の所在地を管轄する裁判所を専属的合意裁判所とする。

(疑義の解明)

第13条 本協定に定めのない事項又は解釈に疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ定めるものとする。

上記協定の証として、協定書を2通作成し、甲乙が記名押印の上、各1通を保有する。

平成29年9月1日

神戸市中央区加納町6丁目5番1号
甲 神戸市
代表者 神戸市長 久元 喜造

神戸市中央区京町70番
乙 松岡不動産株式会社
代表者 代表取締役社長 松岡 辰弥

資料 4-57 帰宅困難者のための一時滞在施設としての利用に関する協定書（株式会社 Plan・Do・See）

帰宅困難者のための一時滞在施設としての利用に関する協定書

災害等の発生時における帰宅困難者のための一時滞在施設の利用に関して、神戸市（以下「甲」という。）と株式会社 Plan・Do・See（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害が発生し交通が途絶した場合において、駅、事業所、学校等に滞留する大量の通勤者、通学者、観光客等のうち、容易に帰宅することができない者等の支援を行うため、必要な事項を定めるものとする。

（責任者）

第2条 乙は、この協定に関し、責任者を選任し、甲にその氏名、連絡先その他の必要な事項を書面により通知しなければならない。

2 乙は、前項で通知した事項に変更が生じたときは、速やかに、甲に対し、変更した事項を書面により通知しなければならない。

3 乙は、責任者又は責任者の指定する者に、甲との連絡等に当たらせなければならない。

4 甲は、この協定に関する連絡等を行う場合は、責任者に対して行うものとする。

（実施方法）

第3条 一時滞在施設として利用する施設の場所、期間、通知方法、その他実施の方法は、甲乙協議のうえ『「オリエンタルホテル（所在地：神戸市中央区京町25番）」に係る一時滞在施設利用実施要領』に定める。

（費用負担）

第4条 一時滞在施設の利用に係る費用は、無料とする。

（損害賠償）

第5条 施設が一時滞在施設としての利用に関して発生した破損については、甲が復旧に係る費用を負担する。

2 前項に規定する費用の負担に関し、費用の額、請求の方法等必要な事項については、別に甲が定めるものとする。

（避難時の事故等に係る責任）

第6条 乙は、一時滞在施設に帰宅困難者を受け入れた際に発生した事故等に対する責任を一切負わないものとする。

（営業活動等の制限）

第7条 乙は、受け入れた帰宅困難者を対象に営業活動及び宗教的活動等を行わないものとする。

■ 協定関連資料

[防災関連機関等との応援協定]

(報告等)

第8条 乙は、一時滞在施設となっている施設（この条において「施設」という。）について、次の各号に定める事情が発生した場合は、甲に対し、報告するものとする。

- (1)施設が増築、改築等により、施設の構造に変化があった場合。但し、収容人数等が変わらない軽微な変更は除く。
- (2)施設が取り壊される場合
- (3)施設の所有者が変更される場合
- (4)前各号に掲げるもののほか、施設が一時滞在施設として利用できない場合

(所有者の変更)

第9条 乙は、一時滞在施設となっている施設について、売買等により所有者が変更される場合、新しい所有者に対して、この協定の継続を助言するよう努めるものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の期間は、平成29年11月1日から平成30年3月31日までとする。

2 前項の規定に関わらず、本協定の有効期間が満了する日の30日前までに、甲、乙のいずれかから解約又は変更の申出がない場合は、本協定は有効期間が満了する日の翌日から1年間期間を延長するものとし、以後も同様とする。

(協定書の公表)

第11条 この協定の内容について、甲が地域住民その他の者へ情報を開示すること及び地域住民が作成する防災計画等への掲載については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(裁判管轄)

第12条 この協定又はこの協定に関連して生じた紛争については、甲の所在地を管轄する裁判所を専属的合意裁判所とする。

(疑義の解明)

第13条 本協定に定めのない事項又は解釈に疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ定めるものとする。

上記協定の証として、協定書を2通作成し、甲乙が記名押印の上、各1通を保有する。

平成29年11月1日

神戸市中央区加納町6丁目5番1号
甲 神戸市
代表者 神戸市長 久元 喜造

神戸市中央区京町25番
乙 株式会社Plan・Do・See
代表者 代表取締役 野田 豊

資料 4-58 帰宅困難者のための一時滞在施設としての利用に関する協定書（学校法人吉学園）

帰宅困難者のための一時滞在施設及び一時退避場所としての利用に関する協定書

災害等の発生時における帰宅困難者のための一時滞在施設及び一時退避場所（以下「一時滞在施設等」という。）としての利用に関して、神戸市（以下「甲」という。）と学校法人吉学園（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害が発生し交通が途絶した場合において、駅、事業所、学校等に滞留する大量の通勤者、通学者、観光客等のうち、容易に帰宅することができない者等の支援を行うため、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定において、「一時滞在施設」とは帰宅困難者を数日間収容する施設で屋内空間であるエントランス空間、ホール、宴会場、会議室などの空間をいい、「一時退避場所」とは発災時に身の安全を確保するための空間で、屋外を中心とした一時的に退避する空間をいう。

（責任者）

- 第3条 乙は、この協定に関し、責任者を選任し、甲にその氏名、連絡先その他の必要な事項を書面により通知しなければならない。
- 2 乙は、前項で通知した事項に変更が生じたときは、速やかに、甲に対し、変更した事項を書面により通知しなければならない。
- 3 乙は、責任者又は責任者の指定する者に、甲との連絡等に当たらせなければならない。
- 4 甲は、この協定に関する連絡等を行う場合は、責任者に対して行うものとする。

（実施方法）

第4条 一時滞在施設等として利用する施設の場所、期間、通知方法、その他実施の方法は、甲乙協議のうち『「神戸女子大学教育センター（所在地：神戸市中央区中山手通2丁目23番1号）」に係る一時滞在施設等利用実施要領』に定める。

（費用負担）

第5条 一時滞在施設等の利用に係る費用は、無料とする。

（損害賠償）

- 第6条 施設が一時滞在施設等としての利用に関して発生した破損については、甲が復旧に係る費用を負担する。
- 2 前項に規定する費用の負担に関し、費用の額、請求の方法等必要な事項については、別に甲が定めるものとする。

（避難時の事故等に係る責任）

第7条 乙は、一時滞在施設等に帰宅困難者を受け入れた際に発生した事故等に対する責任を一切負わないものとする。

■ 協定関連資料

[防災関連機関等との応援協定]

(営業活動等の制限)

第8条 乙は、受け入れた帰宅困難者を対象に営業活動及び宗教的活動等を行わないものとする。

(報告等)

第9条 乙は、一時滞在施設等となっている施設（この条において「施設」という。）について、次の各号に定める事情が発生した場合は、甲に対し、報告するものとする。

(1)施設が増築、改築等により、施設の構造に変化があった場合。但し、収容人数等が変わらない軽微な変更は除く。

(2)施設が取り壊される場合

(3)施設の所有者が変更される場合

(4)前各号に掲げるもののほか、施設が一時滞在施設等として利用できない場合

(所有者の変更)

第10条 乙は、一時滞在施設等となっている施設について、売買等により所有者が変更される場合、新しい所有者に対して、この協定の継続を助言するよう努めるものとする。

(有効期間)

第11条 この協定の期間は、平成29年11月21日から平成30年3月31日までとする。

2 前項の規定に関わらず、本協定の有効期間が満了する日の30日前までに、甲、乙のいずれかから解約又は変更の申出がない場合は、本協定は有効期間が満了する日の翌日から1年間期間を延長するものとし、以後も同様とする。

(協定書の公表)

第12条 この協定の内容について、甲が地域住民その他の者へ情報を開示すること及び地域住民が作成する防災計画等への掲載については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(裁判管轄)

第13条 この協定又はこの協定に関連して生じた紛争については、甲の所在地を管轄する裁判所を専属的合意裁判所とする。

(疑義の解明)

第14条 本協定に定めのない事項又は解釈に疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ定めるものとする。

上記協定の証として、協定書を2通作成し、甲乙が記名押印の上、各1通を保有する。

平成29年11月21日

神戸市中央区加納町6丁目5番1号
甲 神戸市
代表者 神戸市長 久元 喜造

神戸市中央区港島中町4丁目7番2号
乙 学校法人行吉学園
代表者 理事長 行吉 誠之

資料 4-59 帰宅困難者のための一時滞在施設としての利用に関する協定書（大成観光開発有限会社）

帰宅困難者のための一時滞在施設としての利用に関する協定書

災害等の発生時における帰宅困難者のための一時滞在施設の利用に関して、神戸市（以下「甲」という。）と大成観光開発有限会社（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害が発生し交通が途絶した場合において、駅、事業所、学校等に滞留する大量の通勤者、通学者、観光客等のうち、容易に帰宅することができない者等の支援を行うため、必要な事項を定めるものとする。

（責任者）

- 第2条 乙は、この協定に関し、責任者を選任し、甲にその氏名、連絡先その他の必要な事項を書面により通知しなければならない。
- 2 乙は、前項で通知した事項に変更が生じたときは、速やかに、甲に対し、変更した事項を書面により通知しなければならない。
- 3 乙は、責任者又は責任者の指定する者に、甲との連絡等に当たらせなければならない。
- 4 甲は、この協定に関する連絡等を行う場合は、責任者に対して行うものとする。

（実施方法）

第3条 一時滞在施設として利用する施設の場所、期間、通知方法、その他実施の方法は、甲乙協議のうえ『「三宮研修センター（所在地：神戸市中央区八幡通4丁目2番12号）」に係る一時滞在施設利用実施要領』に定める。

（費用負担）

第4条 一時滞在施設の利用に係る費用は、無料とする。

（損害賠償）

- 第5条 施設が一時滞在施設としての利用に関して発生した破損については、甲が復旧に係る費用を負担する。
- 2 前項に規定する費用の負担に関し、費用の額、請求の方法等必要な事項については、別に甲が定めるものとする。

（避難時の事故等に係る責任）

第6条 乙は、一時滞在施設に帰宅困難者を受け入れた際に発生した事故等に対する責任を一切負わないものとする。

（営業活動等の制限）

第7条 乙は、受け入れた帰宅困難者を対象に営業活動及び宗教的活動等を行わないものとする。

■ 協定関連資料

[防災関連機関等との応援協定]

(報告等)

第8条 乙は、一時滞在施設となっている施設（この条において「施設」という。）について、次の各号に定める事情が発生した場合は、甲に対し、報告するものとする。

- (1)施設が増築、改築等により、施設の構造に変化があった場合。但し、収容人数等が変わらない軽微な変更は除く。
- (2)施設が取り壊される場合
- (3)施設の所有者が変更される場合
- (4)前各号に掲げるもののほか、施設が一時滞在施設として利用できない場合

(所有者の変更)

第9条 乙は、一時滞在施設となっている施設について、売買等により所有者が変更される場合、新しい所有者に対して、この協定の継続を助言するよう努めるものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の期間は、平成29年11月24日から平成30年3月31日までとする。

2 前項の規定に関わらず、本協定の有効期間が満了する日の30日前までに、甲、乙のいずれかから解約又は変更の申出がない場合は、本協定は有効期間が満了する日の翌日から1年間期間を延長するものとし、以後も同様とする。

(協定書の公表)

第11条 この協定の内容について、甲が地域住民その他の者へ情報を開示すること及び地域住民が作成する防災計画等への掲載については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(裁判管轄)

第12条 この協定又はこの協定に関連して生じた紛争については、甲の所在地を管轄する裁判所を専属的合意裁判所とする。

(疑義の解明)

第13条 本協定に定めのない事項又は解釈に疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ定めるものとする。

上記協定の証として、協定書を2通作成し、甲乙が記名押印の上、各1通を保有する。

平成29年11月24日

神戸市中央区加納町6丁目5番1号
甲 神戸市
代表者 神戸市長 久元 喜造

神戸市中央区八幡通4丁目2番12号
乙 大成観光開発有限会社
代表者 代表取締役 光井 恵美子

資料 4-60 帰宅困難者のための一時滞在施設としての利用に関する協定書（一般財団法人兵庫県教育会館）

帰宅困難者のための一時滞在施設としての利用に関する協定書

災害等の発生時における帰宅困難者のための一時滞在施設の利用に関して、神戸市（以下「甲」という。）と一般財団法人兵庫県教育会館（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害が発生し交通が途絶した場合において、駅、事業所、学校等に滞留する大量の通勤者、通学者、観光客等のうち、容易に帰宅することができない者等の支援を行うため、必要な事項を定めるものとする。

（責任者）

第2条 乙は、この協定に関し、責任者を選任し、甲にその氏名、連絡先その他の必要な事項を書面により通知しなければならない。

2 乙は、前項で通知した事項に変更が生じたときは、速やかに、甲に対し、変更した事項を書面により通知しなければならない。

3 乙は、責任者又は責任者の指定する者に、甲との連絡等に当たらせなければならない。

4 甲は、この協定に関する連絡等を行う場合は、責任者に対して行うものとする。

（実施方法）

第3条 一時滞在施設として利用する施設の場所、期間、通知方法、その他実施の方法は、甲乙協議のうえ『「兵庫県教育会館（ラッセホール）（所在地：神戸市中央区中山手通4丁目10番8号）」に係る一時滞在施設利用実施要領』に定める。

（費用負担）

第4条 一時滞在施設の利用に係る費用は、無料とする。

（損害賠償）

第5条 施設が一時滞在施設としての利用に関して発生した破損については、甲が復旧に係る費用を負担する。

2 前項に規定する費用の負担に関し、費用の額、請求の方法等必要な事項については、別に甲が定めるものとする。

（避難時の事故等に係る責任）

第6条 乙は、一時滞在施設に帰宅困難者を受け入れた際に発生した事故等に対する責任を一切負わないものとする。

（営業活動等の制限）

第7条 乙は、受け入れた帰宅困難者を対象に営業活動及び宗教的活動等を行わないものとする。

■ 協定関連資料

[防災関連機関等との応援協定]

(報告等)

第8条 乙は、一時滞在施設となっている施設（この条において「施設」という。）について、次の各号に定める事情が発生した場合は、甲に対し、報告するものとする。

- (1)施設が増築、改築等により、施設の構造に変化があった場合。但し、収容人数等が変わらない軽微な変更は除く。
- (2)施設が取り壊される場合
- (3)施設の所有者が変更される場合
- (4)前各号に掲げるもののほか、施設が一時滞在施設として利用できない場合

(所有者の変更)

第9条 乙は、一時滞在施設となっている施設について、売買等により所有者が変更される場合、新しい所有者に対して、この協定の継続を助言するよう努めるものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の期間は、平成30年2月1日から平成30年3月31日までとする。

2 前項の規定に関わらず、本協定の有効期間が満了する日の30日前までに、甲、乙のいずれかから解約又は変更の申出がない場合は、本協定は有効期間が満了する日の翌日から1年間期間を延長するものとし、以後も同様とする。

(協定書の公表)

第11条 この協定の内容について、甲が地域住民その他の者へ情報を開示すること及び地域住民が作成する防災計画等への掲載については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(裁判管轄)

第12条 この協定又はこの協定に関連して生じた紛争については、甲の所在地を管轄する裁判所を専属的合意裁判所とする。

(疑義の解明)

第13条 本協定に定めのない事項又は解釈に疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ定めるものとする。

上記協定の証として、協定書を2通作成し、甲乙が記名押印の上、各1通を保有する。

平成30年2月1日

神戸市中央区加納町6丁目5番1号
甲 神戸市
代表者 神戸市長 久元 喜造

神戸市中央区中山手通4丁目10番8号
乙 一般財団法人兵庫県教育会館
代表者 理事長 川原 芳和

資料 4-61 帰宅困難者のための一時滞在施設としての利用に関する協定書（株式会社都商事・パーソ
ラーニング株式会社）

帰宅困難者のための一時滞在施設としての利用に関する協定書

災害等の発生時における帰宅困難者のための一時滞在施設の利用に関して、神戸市（以下「甲」という。）と株式会社都商事（以下「乙」という。）とパーソラーニング株式会社（以下「丙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害が発生し交通が途絶した場合において、駅、事業所、学校等に滞留する大量の通勤者、通学者、観光客等のうち、容易に帰宅することができない者等の支援を行うため、必要な事項を定めるものとする。

（連絡責任者）

第2条 乙及び丙は、この協定に関し、連絡責任者を選任し、甲にその氏名、連絡先その他の必要な事項を書面により通知しなければならない。

2 乙及び丙は、前項で通知した事項に変更が生じたときは、速やかに、甲に対し、変更した事項を書面により通知しなければならない。

3 乙及び丙は、連絡責任者又は連絡責任者の指定する者に、甲との連絡等に当たらせなければならない。

4 甲は、この協定に関する連絡等を行う場合は、連絡責任者に対して行うものとする。

（実施方法）

第3条 一時滞在施設として利用する施設の場所、期間、通知方法、その他実施の方法は、甲乙丙協議のうえ『「スペースアルファ三宮（所在地：神戸市中央区三宮町 1-9-1 三宮センタープラザ東館 6F）」に係る一時滞在施設利用実施要領』に定める。

（費用負担）

第4条 一時滞在施設の利用に係る費用は、無料とする。

（損害賠償）

第5条 施設が一時滞在施設としての利用に関して発生した破損については、甲が復旧に係る費用を負担する。

2 前項に規定する費用の負担に関し、費用の額、請求の方法等必要な事項については、別に甲が定めるものとする。

（避難時の事故等に係る責任）

第6条 乙及び丙は、一時滞在施設に帰宅困難者を受け入れた際に発生した事故等に対する責任を一切負わないものとする。

（営業活動等の制限）

第7条 乙及び丙は、受け入れた帰宅困難者を対象に営業活動及び宗教的活動等を行わないものとする。

■ 協定関連資料

[防災関連機関等との応援協定]

(報告等)

第8条 乙及び丙は、一時滞在施設となっている施設（この条において「施設」という。）について、次の各号に定める事情が発生した場合は、甲に対し、報告するものとする。

(1)施設が増築、改築等により、施設の構造に変化があった場合。但し、収容人数等が変わらない軽微な変更は除く。

(2)施設が取り壊される場合

(3)施設の所有者が変更される場合

(4)前各号に掲げるもののほか、施設が一時滞在施設として利用できない場合

(所有者の変更)

第9条 乙は、一時滞在施設となっている施設について、売買等により所有者が変更される場合、新しい所有者に対して、この協定の継続を助言するよう努めるものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の期間は、令和元年7月1日から令和2年3月31日までとする。

2 前項の規定に関わらず、本協定の有効期間が満了する日の30日前までに、甲、乙、丙のいずれかから解約又は変更の申出がない場合は、本協定は有効期間が満了する日の翌日から1年間期間を延長するものとし、以後も同様とする。

(協定書の公表)

第11条 この協定の内容について、甲が地域住民その他の者へ情報を開示すること及び地域住民が作成する防災計画等への掲載については、甲乙丙協議のうえ定めるものとする。

(裁判管轄)

第12条 この協定又はこの協定に関連して生じた紛争については、甲の所在地を管轄する裁判所を専属的合意裁判所とする。

(疑義の解明)

第13条 本協定に定めのない事項又は解釈に疑義が生じたときは、甲乙丙協議のうえ定めるものとする。

上記協定の証として、協定書を3通作成し、甲乙丙が記名押印の上、各1通を保有する。

令和元年7月1日

神戸市中央区加納町6丁目5番1号

甲 神戸市

代表者 神戸市長 久元 喜造

神戸市中央区三宮町1-9-1

乙 株式会社 都商事

代表者 代表取締役社長 春岡 悟 誌

東京都港区六本木3-1-1

丙 パーソルラーニング株式会社

代表者 代表取締役社長 橋本 俊幸

資料 4-62 帰宅困難者のための一時滞在施設としての利用に関する協定書（兵庫県市町村職員共済組合）

帰宅困難者のための一時滞在施設としての利用に関する協定書

災害等の発生時における帰宅困難者のための一時滞在施設の利用に関して、神戸市（以下「甲」という。）と兵庫県市町村職員共済組合（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害が発生し交通が途絶した場合において、駅、事業所、学校等に滞留する大量の通勤者、通学者、観光客等のうち、容易に帰宅することができない者等の支援を行うため、必要な事項を定めるものとする。

（責任者）

- 第2条 乙は、この協定に関し、責任者を選任し、甲にその氏名、連絡先その他の必要な事項を書面により通知しなければならない。
- 2 乙は、前項で通知した事項に変更が生じたときは、速やかに、甲に対し、変更した事項を書面により通知しなければならない。
- 3 乙は、責任者又は責任者の指定する者に、甲との連絡等に当たらせなければならない。
- 4 甲は、この協定に関する連絡等を行う場合は、責任者に対して行うものとする。

（実施方法）

第3条 一時滞在施設として利用する施設の場所、期間、通知方法、その他実施の方法は、甲乙協議のうえ『「ひょうご共済会館（所在地：神戸市中央区中山手通4丁目17番13号）」に係る一時滞在施設利用実施要領』に定める。

（費用負担）

第4条 一時滞在施設の利用に係る費用は、無料とする。

（損害賠償）

- 第5条 施設が一時滞在施設としての利用に関して発生した破損については、甲が復旧に係る費用を負担する。
- 2 前項に規定する費用の負担に関し、費用の額、請求の方法等必要な事項については、別に甲が定めるものとする。

（避難時の事故等に係る責任）

第6条 乙は、一時滞在施設に帰宅困難者を受け入れた際に発生した事故等に対する責任を一切負わないものとする。

（営業活動等の制限）

第7条 乙は、受け入れた帰宅困難者を対象に営業活動及び宗教的活動等を行わないものとする。

■ 協定関連資料

[防災関連機関等との応援協定]

(報告等)

第8条 乙は、一時滞在施設となっている施設（この条において「施設」という。）について、次の各号に定める事情が発生した場合は、甲に対し、報告するものとする。

- (1)施設が増築、改築等により、施設の構造に変化があった場合。但し、収容人数等が変わらない軽微な変更は除く。
- (2)施設が取り壊される場合
- (3)施設の所有者が変更される場合
- (4)前各号に掲げるもののほか、施設が一時滞在施設として利用できない場合

(所有者の変更)

第9条 乙は、一時滞在施設となっている施設について、売買等により所有者が変更される場合、新しい所有者に対して、この協定の継続を助言するよう努めるものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の期間は、平成30年4月1日から平成31年3月31日までとする。

2 前項の規定に関わらず、本協定の有効期間が満了する日の30日前までに、甲、乙のいずれかから解約又は変更の申出がない場合は、本協定は有効期間が満了する日の翌日から1年間期間を延長するものとし、以後も同様とする。

(協定書の公表)

第11条 この協定の内容について、甲が地域住民その他の者へ情報を開示すること及び地域住民が作成する防災計画等への掲載については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(裁判管轄)

第12条 この協定又はこの協定に関連して生じた紛争については、甲の所在地を管轄する裁判所を専属的合意裁判所とする。

(疑義の解明)

第13条 本協定に定めのない事項又は解釈に疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ定めるものとする。

上記協定の証として、協定書を2通作成し、甲乙が記名押印の上、各1通を保有する。

平成30年3月30日

神戸市中央区加納町6丁目5番1号
甲 神戸市
代表者 神戸市長 久元 喜造

神戸市中央区下山手通4丁目16番3号
乙 兵庫県市町村職員共済組合
代表者 理事長 山中 健

資料 4-63 帰宅困難者のための一時滞在施設としての利用に関する協定書（創価学会）

帰宅困難者のための一時滞在施設としての利用に関する協定書

災害等の発生時における帰宅困難者のための一時滞在施設の利用に関して、神戸市（以下「甲」という。）と創価学会（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害が発生し交通が途絶した場合において、駅、事業所、学校等に滞留する多数の通勤者、通学者、観光客等のうち、容易に帰宅することができない者等の支援を行うため、必要な事項を定めるものとする。

（責任者）

第2条 乙は、この協定に関し、責任者を選任し、甲にその氏名、連絡先その他の必要な事項を書面により通知しなければならない。

2 乙は、前項で通知した事項に変更が生じたときは、速やかに、甲に対し、変更した事項を書面により通知しなければならない。

3 乙は、責任者又は責任者の指定する者に、甲との連絡等に当たらせなければならない。

4 甲は、この協定に関する連絡等を行う場合は、責任者に対して行うものとする。

（実施方法）

第3条 一時滞在施設として利用する施設の場所、期間、通知方法、その他実施の方法は、甲乙協議のうえ『「兵庫池田文化会館（所在地：神戸市中央区浜辺通6丁目3番16号）」に係る一時滞在施設利用実施要領』に定める。

2 災害が発生し、甲より乙に施設提供の要請があった場合、乙は施設の被害状況を確認し提供の可否を判断した後、甲に連絡するものとする。いかなる場合も、甲は施設を無許可で使用してはならない。

3 乙は施設の利用状況を考慮し、利用者を優先する場合、甲乙は収容人数等を協議・調整するものとする。

（費用負担）

第4条 一時滞在施設の利用に係る費用は、無料とする。

（損害賠償）

第5条 施設が一時滞在施設としての利用に関して発生した破損等については、甲が復旧に係る費用を負担する。

2 前項に規定する費用の負担に関し、費用の額、請求の方法等必要な事項については、別に甲が定めるものとする。

（避難時の事故等に係る責任）

第6条 乙は、一時滞在施設に帰宅困難者を受け入れた際に発生した事故等に対する責任を一切負わないものとする。

（一時滞在施設の開設期間）

第7条 一時滞在施設の開設期間は、災害の発生の日から原則3日以内とする。

■ 協定関連資料

[防災関連機関等との応援協定]

(営業活動等の制限)

第8条 乙は、受け入れた帰宅困難者を対象に営業活動及び宗教的活動等を行わないものとする。

(報告等)

第9条 乙は、一時滞在施設となっている施設について、増改築や廃止などの事情により、一時滞在施設として利用ができなくなった場合には、速やかに甲に対し報告するものとする。

(所有者の変更)

第10条 乙は、一時滞在施設となっている施設について、売買等により所有者が変更される場合、新しい所有者に対して、この協定の継続を助言するよう努めるものとする。

(双方の協議)

第11条 甲および乙は、被災時に備えた円滑な運営のため、必要に応じ協議の場を持ち、この申し合わせ事項を確認し、責任者名簿の交換、緊急連絡体制の確認などを行う。

(有効期間)

第12条 この協定の期間は、平成30年8月1日から平成31年3月31日までとする。

2 前項の規定に関わらず、本協定の有効期間が満了する日の30日前までに、甲、乙のいずれかから解約又は変更の申出がない場合は、本協定は有効期間が満了する日の翌日から1年間期間を延長するものとし、以後も同様とする。

(協定書の公表)

第13条 この協定の内容について、甲が地域住民その他の者へ情報を開示すること及び地域住民が作成する防災計画等への掲載については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(裁判管轄)

第14条 この協定又はこの協定に関連して生じた紛争については、甲の所在地を管轄する裁判所を専属的合意裁判所とする。

(疑義の解明)

第15条 本協定に定めのない事項又は解釈に疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ定めるものとする。

上記協定の証として、協定書を2通作成し、甲乙が記名押印の上、各1通を保有する。

平成30年7月31日

神戸市中央区加納町6丁目5番1号
甲 神戸市
神戸市長 久元 喜造

神戸市中央区浜辺通6丁目3番16号
乙 創価学会 兵庫県事務局
事務局長 岡田 進

資料 4-64 帰宅困難者のための一時滞在施設としての利用に関する協定書（立正佼成会）

帰宅困難者のための一時滞在施設としての利用に関する協定書

災害等の発生時における帰宅困難者のための一時滞在施設の利用に関して、神戸市（以下「甲」という。）と立正佼成会（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害が発生し交通が途絶した場合において、駅、事業所、学校等に滞留する多数の通勤者、通学者、観光客等のうち、容易に帰宅することができない者等の支援を行うため、必要な事項を定めるものとする。

（責任者）

第2条 乙は、この協定に関し、責任者を選任し、甲にその氏名、連絡先その他の必要な事項を書面により通知しなければならない。

2 乙は、前項で通知した事項に変更が生じたときは、速やかに、甲に対し、変更した事項を書面により通知しなければならない。

3 乙は、責任者又は責任者の指定する者に、甲との連絡等に当たらせなければならない。

4 甲は、この協定に関する連絡等を行う場合は、責任者に対して行うものとする。

（実施方法）

第3条 一時滞在施設として利用する施設の場所、期間、通知方法、その他実施の方法は、甲乙協議のうえ『立正佼成会神戸教会（所在地：神戸市中央区浜辺通6丁目2番13号）』に係る一時滞在施設利用実施要領』に定める。

2 災害が発生し、甲より乙に施設提供の要請があった場合、乙は施設の被害状況及び施設運営人員を確認し提供の可否を判断した後、甲に連絡するものとする。いかなる場合も、甲は施設を無許可で使用しないものとする。

3 乙は施設の利用状況を考慮し、会員の使用を優先する場合、甲乙は収容人数等を協議・調整するものとする。

（費用負担）

第4条 一時滞在施設の利用に係る費用は、無料とする。

（損害賠償）

第5条 施設が一時滞在施設としての利用に関して発生した破損等については、甲が復旧に係る費用を負担する。

2 前項に規定する費用の負担に関し、費用の額、請求の方法等必要な事項については、別に甲が定めるものとする。

（避難時の事故等に係る責任）

第6条 乙は、一時滞在施設に帰宅困難者を受け入れた際に発生した事故等に対する責任を一切負わないものとする。

■ 協定関連資料

[防災関連機関等との応援協定]

(一時滞在施設の開設期間)

第7条 一時滞在施設の開設期間は、災害の発生の日から原則3日以内とする。

(退去の実現)

第8条 乙が第7条に基づき退去を求めたにも拘らず、帰宅困難者がこれに応じないときには、甲は速やかに、その責任において退去を実現させるものとする。

(営業活動等の制限)

第9条 乙は、受け入れた帰宅困難者を対象に営業活動及び宗教的活動等を行わないものとする。

(報告等)

第10条 乙は、一時滞在施設となっている施設について、増改築や廃止などの事情により、一時滞在施設として利用ができなくなった場合には、速やかに甲に対し報告するものとする。

(所有者の変更)

第11条 乙は、一時滞在施設となっている施設について、売買等により所有者が変更される場合、新しい所有者に対して、この協定の継続を助言するよう努めるものとする。

(双方の協議)

第12条 甲および乙は、被災時に備えた円滑な運営のため、必要に応じ協議の場を持ち、この申し合わせ事項を確認し、責任者名簿の交換、緊急連絡体制の確認などを行う。

(有効期間)

第13条 この協定の期間は、平成30年10月1日から平成31年3月31日までとする。

2 前項の規定に関わらず、本協定の有効期間が満了する日の30日前までに、甲、乙のいずれかから解約又は変更の申出がない場合は、本協定は有効期間が満了する日の翌日から1年間期間を延長するものとし、以後も同様とする。

(協定書の公表)

第14条 この協定の内容について、甲が地域住民その他の者へ情報を開示すること及び地域住民が作成する防災計画等への掲載については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(裁判管轄)

第15条 この協定又はこの協定に関連して生じた紛争については、甲の所在地を管轄する裁判所を専属的合意裁判所とする。

(疑義の解明)

第16条 本協定に定めのない事項又は解釈に疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ定めるものとする。

上記協定の証として、協定書を2通作成し、甲乙が記名押印の上、各1通を保有する。

平成30年10月1日

神戸市中央区加納町6丁目5番1号
甲 神戸市
神戸市長 久元 喜造

東京都杉並区和田2丁目11番1号
乙 立正佼成会
代表役員 川 端 健 之

■ 協定関連資料

[防災関連機関等との応援協定]

資料 4-65 帰宅困難者のための一時滞在施設としての利用に関する協定書（神戸ポートピアホテル）

帰宅困難者のための一時滞在施設としての利用に関する協定書

災害等の発生時における帰宅困難者のための一時滞在施設の利用に関して、神戸市（以下「甲」という。）と株式会社神戸ポートピアホテル（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害が発生し交通が途絶した場合において、駅、事業所、学校等に滞留する大量の通勤者、通学者、観光客等のうち、容易に帰宅することができない者等の支援を行うため、必要な事項を定めるものとする。

（責任者）

- 第2条 乙は、この協定に関し、責任者を選任し、甲にその氏名、連絡先その他の必要な事項を書面により通知しなければならない。
- 2 乙は、前項で通知した事項に変更が生じたときは、速やかに、甲に対し、変更した事項を書面により通知しなければならない。
- 3 乙は、責任者又は責任者の指定する者に、甲との連絡等に当たらせなければならない。
- 4 甲は、この協定に関する連絡等を行う場合は、責任者に対して行うものとする。

（実施方法）

第3条 一時滞在施設として利用する施設の場所、期間、通知方法、その他実施の方法は、甲乙協議のうえ『「神戸ポートピアホテル」に係る一時滞在施設利用実施要領』に定める。

（費用負担）

第4条 一時滞在施設の利用に係る費用は、無料とする。

（損害賠償）

- 第5条 施設が一時滞在施設としての利用に関して発生した破損については、甲が復旧に係る費用を負担する。
- 2 前項に規定する費用の負担に関し、費用の額、請求の方法等必要な事項については、別に甲が定めるものとする。

（避難時の事故等に係る責任）

第6条 乙は、一時滞在施設に帰宅困難者を受け入れた際に発生した事故等に対する責任を一切負わないものとする。

（営業活動等の制限）

第7条 乙は、受け入れた帰宅困難者を対象に営業活動及び宗教的活動等を行わないものとする。

(報告等)

第8条 乙は、一時滞在施設となっている施設（この条において「施設」という。）について、次の各号に定める事情が発生した場合は、甲に対し、報告するものとする。

- (1)施設が増築、改築等により、施設の構造に変化があった場合。但し、収容人数等が変わらない軽微な変更は除く。
- (2)施設が取り壊される場合
- (3)施設の所有者が変更される場合
- (4)前各号に掲げるもののほか、施設が一時滞在施設として利用できない場合

(所有者の変更)

第9条 乙は、一時滞在施設となっている施設について、売買等により所有者が変更される場合、新しい所有者に対して、この協定の継続を助言するよう努めるものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の期間は、平成31年1月17日から平成31年3月31日までとする。

2 前項の規定に関わらず、本協定の有効期間が満了する日の30日前までに、甲、乙のいずれかから解約又は変更の申出がない場合は、本協定は有効期間が満了する日の翌日から1年間期間を延長するものとし、以後も同様とする。

(協定書の公表)

第11条 この協定の内容について、甲が地域住民その他の者へ情報を開示すること及び地域住民が作成する防災計画等への掲載については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(裁判管轄)

第12条 この協定又はこの協定に関連して生じた紛争については、甲の所在地を管轄する裁判所を専属的合意裁判所とする。

(疑義の解明)

第13条 本協定に定めのない事項又は解釈に疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ定めるものとする。

上記協定の証として、協定書を2通作成し、甲乙が記名押印の上、各1通を保有する。

平成31年1月17日

神戸市中央区加納町6丁目5番1号

甲 神戸市

代表者 神戸市長 久元 喜造

神戸市中央区港島中町6丁目10番地1

乙 株式会社 神戸ポートピアホテル

代表者 代表取締役社長 中内 仁

■ 協定関連資料

[防災関連機関等との応援協定]

資料 4-66 帰宅困難者のための一時滞在施設としての利用に関する協定（兵庫県所有 4 施設）

帰宅困難者のための一時滞在施設としての活用に関する協定

兵庫県（以下「甲」という。）と神戸市（以下「乙」という。）は、災害時における帰宅困難者のための一時滞在施設の活用に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害が発生し交通が途絶した場合において、神戸市内に多数発生した帰宅困難者のうち、駅周辺等に滞留する行き場のない者等の支援を行うため、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定において「一時滞在施設」とは、帰宅困難者を数日間収容するためのホール、会議室などの屋内空間を有する施設をいう。

（位置付け施設）

第3条 乙は甲の所有する別紙の施設を、一時滞在施設として位置付ける。

（施設管理者・施設責任者）

第4条 甲の所有する施設の管理者（以下「施設管理者」という。）は、この協定に関する施設の責任者（以下「施設責任者」という。）を選任するとともに、甲は乙に施設管理者及び施設責任者の氏名、連絡先その他の必要な事項を書面により通知しなければならない。

- 2 甲は、前項で通知した事項に変更が生じたときは、速やかに乙に対し、変更した事項を書面により通知しなければならない。
- 3 甲は、施設責任者又は施設責任者の指定する者に、乙との連絡等に当たらせなければならない。
- 4 乙は、この協定に関する連絡等を行う場合は、一時滞在施設を所管する課（以下「施設所管課」という。）及び施設責任者に対して行うものとする。

（役割分担）

第5条 甲は施設管理者に対し、第3条で位置付けた施設を一時滞在施設として活用するために必要に応じて調整を行う。

- 2 乙は一時滞在施設として、平時より施設管理者との連絡体制の確認を行い、備蓄や資機材の配置、運営管理への助言、災害発生時における運営・連携体制の維持等、施設管理者への支援を行うとともに、関係部局との調整を実施し体制整備を行う。

（避難時の事故等に係る責任）

第6条 甲並びに施設管理者及び施設責任者は、一時滞在施設に帰宅困難者を受け入れた際に発生した事故等に対する責任を一切負わないものとする。

（費用負担）

第7条 一時滞在施設の運営に関する費用については乙は負担しない。

- 2 ただし、一時滞在施設としての利用に関して発生した施設の破損については、乙が復旧に係る費用を負担する。
- 3 前項に規定する費用の負担に関し、費用の額、請求の方法等必要な事項については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(報告等)

第8条 甲は第3条で位置付けた施設について、次の各号に定める事情が発生した場合は、乙に報告するものとする。

- (1)施設の増築又は改築等により、施設の構造に変化があった場合
- (2)施設が取り壊される場合
- (3)前各号に掲げるもののほか、施設が一時滞在施設として利用できない場合

(実施要領)

第9条 第3条で位置付けた施設を一時滞在施設として活用する場合に、甲乙の役割分担を明確にして初動対応を迅速かつ的確に実施するため、実施要領を別紙に定めるものとする。

(施設管理者の変更)

第10条 第3条で位置付けた施設について、施設管理者が変更された場合においても本協定の効力は継続するものとする。

(有効期間)

第11条 この協定は、令和元年9月9日からその効力を発し、甲乙いずれかから文書をもって協定終了を申し出た場合は、甲乙が協議のうえ決定するものとする。

(その他)

第12条 本協定に定めのない事項又は協定に関し疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議のうえ定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙が記名押印の上、各1通を保有する。

令和元年 9月 9日

甲 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
兵庫県
兵庫県知事 井戸 敏三

乙 神戸市中央区加納町6丁目5番1号
神戸市
神戸市長 久元 喜造

■ 協定関連資料

[防災関連機関等との応援協定]

別紙（第3条関係）

一時滞在施設として位置付ける県有施設

施設名	施設所管課	所在地
ひょうご女性交流館	企画県民部女性青少年局 男女家庭課	神戸市中央区下山手通4丁目 18番1号
兵庫県民会館	企画県民部県民生活局 芸術文化課	神戸市中央区下山手通4丁目 16番3号
のじぎく会館	健康福祉部社会福祉局 人権推進課	神戸市中央区山本通4丁目22 番15号
中央労働センター	産業労働部政策労働局 労政福祉課	神戸市中央区下山手通6丁目 3番28号

別紙（第9条関係）

県有施設に係る一時滞在施設利用実施要領

1. 情報収集と緊急時の認定

中央区長（区本部長）は、中央区災害対策本部（以下、区本部）の設置とともに神戸市災害対策本部及びその他事業者（各鉄道事業者災害対策本部等）からの情報収集に努め、緊急時の認定を行う。

緊急時の認定を行った場合には、中央区長（区本部長）は施設所管課及び施設責任者へ速やかに通知するとともに、一時滞在施設の開設に関する協議を行う。

2. 開設方法

一時滞在施設として一時使用する際には、区本部と施設所管課及び施設責任者は情報を共有し、連絡を密にして取り組む。

(1) 避難準備（状況把握）

一時滞在施設となる施設の施設責任者は、避難所と同様に市より提供される防災行政無線設備を設置する。また緊急時の情報は防災行政無線設備による避難勧告や避難指示等の緊急放送のみに頼らず、テレビ、ラジオ、インターネット等による報道機関からの情報も取得するよう努め、職員及び利用者等の安全確保並びに施設の安全点検等の準備をする。

(2) 一時滞在施設開設の要請等

中央区長（区本部長）は施設責任者に対して帰宅困難者の受け入れを要請する。施設責任者はこれに同意したときは、一時滞在施設を開設する。施設責任者は一時滞在施設を開設したときは、中央区長（区本部長）及び施設所管課に報告する。中央区長（区本部長）は市災害対策本部（危機管理室）等関係先へ連絡する。

3. 運営方法

各県有施設を一時滞在施設とした場合の運営方法を定める。

(1) 開設期間

当該施設の利用状況・開館時間を勘案して調整し、区本部と協議する。

(2) 収容場所

施設責任者は、当該施設の運営状況を総合的に判断して、収容人数及び収容場所を区本部と協議する。収容可能人数、時間の決定はその日の施設の状況を勘案して、施設責任者の決定を優先するものとする。

(3) 運営体制

区本部及び施設責任者は、協力して一時滞在施設を運営する。施設責任者は受人体制をつくり、区本部は必要に応じて要員を派遣するよう努める。

・急病人、ケガ人がある場合には119番通報により対応する。

・安全確保のため区本部より生田警察署へ、一時滞在施設への巡回を要請する。

(4) 避難誘導等

滞留場所から一時滞在施設への誘導は、区本部が主要駅等と調整したうえで行う。区本部の誘導員は各駅等で対応（別途調整）し、施設内での誘導は施設責任者が行う。

(5) 施設・情報・飲料水等の提供

施設責任者は収容者に対し、区本部と協力して、次の支援を行う。

①必要に応じて、水道やトイレ等の設備を提供する。

②災害関連情報を周知する。

③一時滞在施設から主要各駅までの道順などの地図による道路情報や、ラジオ等報道機関より得た通行可能な道路に関する情報の問い合わせに対応する。

④市が提供した飲料水・簡易な食料・ブランケットなどの備蓄物資等を提供する。

■ 協定関連資料

[防災関連機関等との応援協定]

資料 4-67 帰宅困難者のための一時滞在施設としての利用に関する協定書（ホテルオークラ神戸）

帰宅困難者のための一時滞在施設としての利用に関する協定書

災害等の発生時における帰宅困難者のための一時滞在施設の利用に関して、神戸市（以下「甲」という。）と株式会社ホテルオークラ神戸（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害が発生し交通が途絶した場合において、駅、事業所、学校等に滞留する大量の通勤者、通学者、観光客等のうち、容易に帰宅することができない者等の支援を行うため、必要な事項を定めるものとする。

（位置付け施設）

第2条 以下の施設を一時滞在施設として位置付ける

- （1）施設名 ホテルオークラ神戸
- （2）所在地 神戸市中央区波止場町2番1号
- （3）活用スペース 宴会場13か所 計3,408㎡ 収容人数 計2,010人

（責任者）

第3条 乙は、この協定に関し、責任者を選任し、甲にその氏名、連絡先その他の必要な事項を書面により通知しなければならない。

2 乙は、前項で通知した事項に変更が生じたときは、速やかに、甲に対し、変更した事項を書面により通知しなければならない。

3 乙は、責任者又は責任者の指定する者に、甲との連絡等に当たらせなければならない。

4 甲は、この協定に関する連絡等を行う場合は、3項の者に対して行うものとする。

（実施方法）

第4条 一時滞在施設として利用するための運営方法、通知方法、その他実施の方法は、甲乙協議のうえ『株式会社ホテルオークラ神戸 一時滞在施設運用計画』に定める。

（費用負担）

第5条 一時滞在施設の利用に係る費用は、無償とする。

（損害賠償）

第6条 施設に一時滞在施設としての利用に関して破損があった場合には、復旧の費用・方法について、甲乙協議のうえ決定する。

（避難時の事故等に係る責任）

第7条 乙は、一時滞在施設に帰宅困難者を受け入れた際に発生した事故等に対する責任は、日常管理に起因するものを除き一切負わないものとする。

(報告等)

第8条 乙は、一時滞在施設となっている施設（この条において「施設」という。）について、次の各号に定める事情が発生した場合は、甲に対し、報告するものとする。

- (1)施設が増築、改築等により、施設の構造に変化があった場合。但し、収容人数等が変わらない軽微な変更は除く。
- (2)施設が取り壊される場合
- (3)施設の所有者が変更される場合
- (4)前各号に掲げるもののほか、施設が一時滞在施設として利用できない場合

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定締結日から令和4年3月31日までとする。

2 前項の規定に関わらず、本協定の有効期間が満了する日の30日前までに、甲乙のいずれかから解約又は変更の申出がない場合は、本協定は有効期間が満了する日の翌日から1年間期間を延長するものとし、以後も同様とする。

(協定書の公表)

第10条 この協定の内容について、甲が地域住民その他の者へ情報を開示すること及び地域住民が作成する防災計画等への掲載については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(裁判管轄)

第11条 この協定又はこの協定に関連して生じた紛争については、甲の所在地を管轄する裁判所を専属的合意裁判所とする。

(疑義の解明)

第12条 本協定に定めのない事項又は解釈に疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

令和3年8月26日

神戸市中央区加納町6丁目5番1号

甲 神戸市

代表者 神戸市長 久元 喜造

神戸市中央区波止場町2番1号

乙 株式会社 ホテルオークラ神戸

代表者 代表取締役社長 石垣 聡

■ 協定関連資料

[防災関連機関等との応援協定]

資料 4-68 帰宅困難者対策協力事業者認定通知書（デザイン・クリエイティブセンター神戸（KIITO））

神 危 第 2854 号
令和 4 年 3 月 10 日

デザイン・クリエイティブセンター神戸共同事業体
株式会社 iop 都市文化研究所
代表取締役 永田宏和 様

神戸市危機管理室長

協力事業者認定結果通知書

神戸市帰宅困難者支援に係る協力事業者登録要綱に基づき、下記の通り協力事業者登録申請に伴う認定結果を通知します。

記

認定結果	<input checked="" type="checkbox"/> 認定する <input type="checkbox"/> 認定しない
登録要件	・ 一斉帰宅抑制 <input checked="" type="checkbox"/> 一時滞在施設 帰宅支援
施設名	デザイン・クリエイティブセンター神戸（KIITO）
所在地	中央区小野浜町 1-4
事業者名	デザイン・クリエイティブセンター神戸共同事業体
代表者名	株式会社 iop 都市文化研究所 代表取締役 永田宏和
登録の公表	<input checked="" type="checkbox"/> 公表 <input type="checkbox"/> 非公表

一時滞在施設運用計画

デザイン・クリエイティブセンター神戸 (KIITO)

1 運用可能な施設

名称	住所
デザイン・クリエイティブセンター神戸 (KIITO)	神戸市中央区小野浜町1-4

2 営業時間

通常営業時 (火～日) : 9:00～21:00

休館日 (月) : 9:00～18:00 ※月曜日が祝日の場合は翌日火曜日が休館

年末年始 (29日～3日) : 開設不可

3 営業時間外に発災した場合の対応

休館日及び、通常営業時の早朝夜間の一時滞在施設開設は困難であるが、市職員の応援があれば対処可能。ただし、無人時間帯の開設は不可

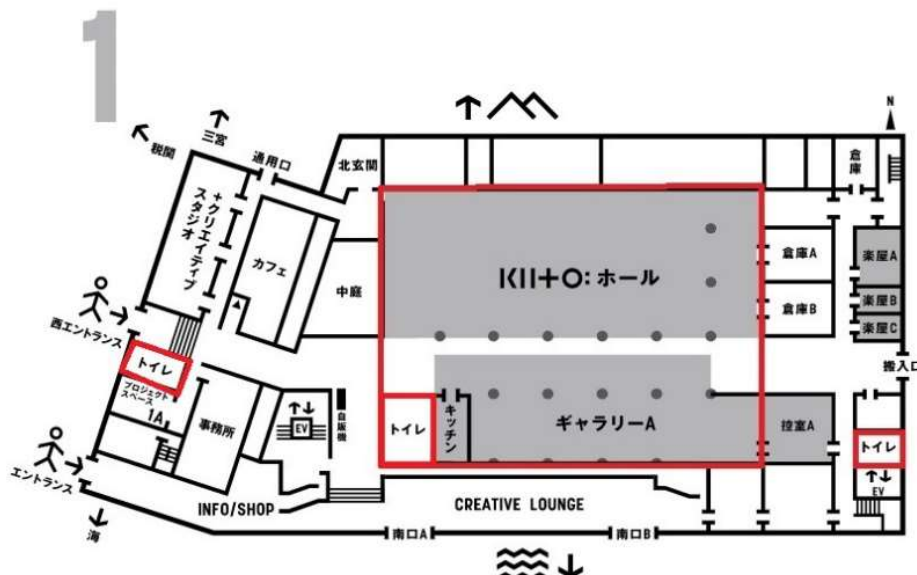
4 利用期間

最大3日間を継続開設し、受付、案内、各室の安全管理等で、合計4～5名の従業員を配置する。従業員数が足りない場合は、市職員の応援配置により開設する。

5 一時滞在施設としての提供内容

名称	提供場所	平米	最大収容人数
デザイン・クリエイティブセンター神戸	KIITO ホール	950 m ²	575 人
	ギャラリーA	576 m ²	350 人

※ 原則として2人/3.3 m²とする



■ 協定関連資料

[防災関連機関等との応援協定]

6 施設利用

- ① 受入対象者は、神戸市から案内を受け、施設利用同意書に署名した者のみとし、特に配慮が必要のない帰宅困難者を中心に受け入れる。
- ② 施設利用者には水道・トイレ等設備や電源の使用、災害情報や交通情報を提供する。
- ③ 飲料水、食料、毛布等の提供については、神戸市から提供された備蓄物資を配布する。デザイン・クリエイティブセンター神戸の備蓄物資等を提供した場合は、品目数量を神戸市に連絡するとともに備蓄物資の補充について協議する。

7 損害賠償

施設に一時滞在施設としての利用に関して破損があった場合には、復旧の費用・方法について、神戸市と協議のうえ決定する。

8 連絡責任者

正	統括マネージャー	TEL :
副①	クリエイティブラボ担当	TEL :
副②	リレーションマネージャー	TEL :

資料 4-69 帰宅困難者対策協力事業者認定通知書（公益財団法人神戸市民文化振興財団中央区文化センター）

令和5年1月10日

公益財団法人神戸市民文化振興財団
中央区文化センター
館長 様

神戸市危機管理室長

協力事業者認定結果通知書

神戸市帰宅困難者支援に係る協力事業者登録要綱に基づき、下記の通り協力事業者登録申請に伴う認定結果を通知します。

記

認定結果	<input checked="" type="checkbox"/> 認定する <input type="checkbox"/> 認定しない
登録要件	<input type="checkbox"/> 一斉帰宅抑制 <input checked="" type="checkbox"/> 一時滞在施設 帰宅支援 <input type="checkbox"/>
施設名	中央区文化センター
所在地	中央区東町 115 番地 10 階
事業者名	公益財団法人神戸市民文化振興財団
代表者名	中央区文化センター 館長
登録の公表	<input checked="" type="checkbox"/> 公表 <input type="checkbox"/> 非公表

■ 協定関連資料

[防災関連機関等との応援協定]

資料 4-70 帰宅困難者対策協力事業者認定通知書（一般社団法人兵庫県私学総連合会）

神危第 831 号

令和5年10月10日

一般社団法人兵庫県私学総連合会

会長 摺河 祐彦 様

神戸市危機管理室長

協力事業者認定結果通知書

神戸市帰宅困難者支援に係る協力事業者登録要綱に基づき、下記の通り協力事業者登録申請に伴う認定結果を通知します。

記

認定結果	<input checked="" type="checkbox"/> 認定する	<input type="checkbox"/> 認定しない
登録要件	<input type="checkbox"/> 一斉帰宅抑制	<input checked="" type="checkbox"/> 一時滞在施設
施設名	兵庫県私学会館	
所在地	神戸市中央区北長狭通 4-3-13	
事業者名	一般社団法人兵庫県私学総連合会	
代表者名	会長 摺河 祐彦	
登録の公表	<input checked="" type="checkbox"/> 公表	<input type="checkbox"/> 非公表

一時滞在施設運用計画

兵庫県私学会館

1 運用可能な施設

名称	住所
兵庫県私学会館	神戸市中央区北長狭通 4-3-13

2 営業時間

平日 9:00~17:00 (お盆 8/13~15 日・年末年始 12/29~1/3 休館日)

3 営業時間外に発災した場合の対応

休館日及び、通常営業時の早朝夜間の一時滞在施設開設は困難であるが、市職員の応援があれば対処可能。ただし、無人時間帯の開設は不可。

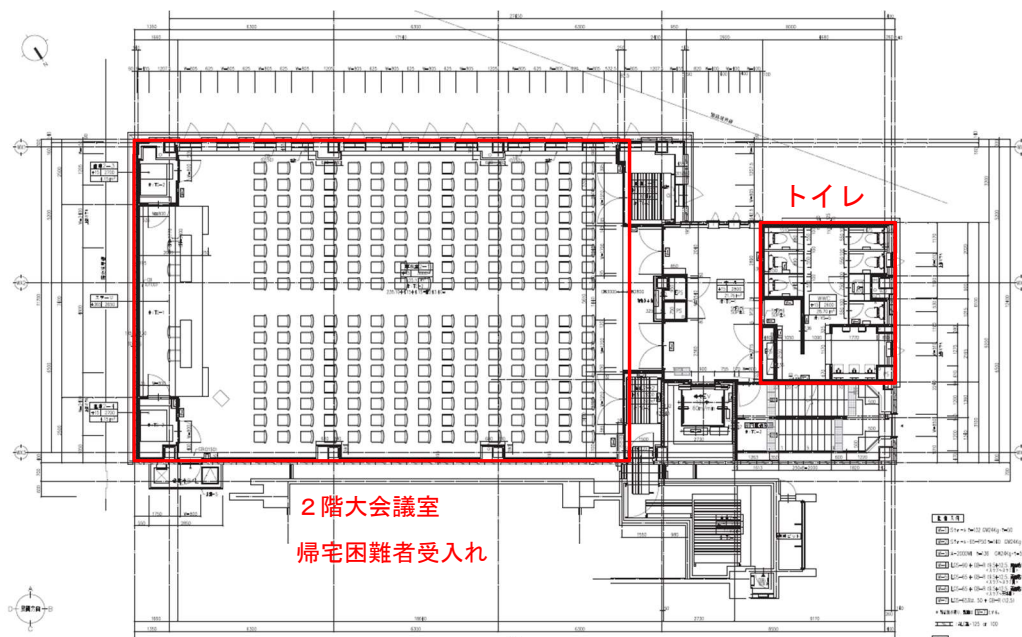
4 利用期間

最大3日間を継続開設し、受付、案内、各室の安全管理等で、合計2~3名の従業員を配置する。従業員数が足りない場合は、市職員の応援配置により開設する。

5 一時滞在施設としての提供内容

名称	提供場所	平米	最大収容人数
兵庫県私学会館	2階大会議室	244 m ² (舞台含)	140人

※ 原則として2人/3.3 m²とする



■ 協定関連資料

[防災関連機関等との応援協定]

6 施設運用

- ① 受入対象者は、神戸市から案内を受け、施設利用同意書に署名した者のみとする。
- ② 一時滞在施設を開設した際は、LINE オープンチャット等により被害状況や公共交通機関の運行状況の把握に努めて、施設利用者に水道・電源・トイレ等設備の使用並びに災害情報及び交通情報を提供する。
- ③ 飲料水、食料、毛布等の提供については、神戸市から提供された備蓄物資を配付する。兵庫県私学会館の備蓄物資等を提供した場合は、品目数量を神戸市に連絡するとともに備蓄物資の補充について協議する。

7 損害賠償

施設に一時滞在施設としての利用に関して破損があった場合には、復旧の費用・方法について、神戸市と協議のうえ決定する。

8 連絡責任者

役職	氏名	TEL
----	----	-----

資料 4-71 災害時における帰宅困難者支援に関する協定書（帰宅支援ステーション）

災害時における帰宅困難者支援に関する協定書

（目的）

第1条 関西広域連合（以下「甲」という。）と＜災害時帰宅支援ステーション事業者＞（以下「乙」という。）とは、地震発生等（以下「災害時」という。）により交通が途絶したため、帰宅するのが困難な者（以下「帰宅困難者」という。）を支援するために必要となる災害時帰宅支援ステーション（以下「支援ステーション」という。）の設置及び帰宅困難者を支援するため、必要な事項を定めるものとする。

（協定の効力）

第2条 この協定は、参画する府県及び政令市（甲の構成府県である滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県及び徳島県並びに甲に支援ステーションにかかる業務委託を行う三重県、奈良県、京都市、大阪市、堺市及び神戸市をいう。以下同じ。）とその区域に店舗が所在する乙が個別に協定を締結した場合と同等の効力を有するものとする。

（支援ステーションの設置）

第3条 参画する府県及び政令市は、乙の店舗に対しこの協定に基づき支援ステーションの設置を依頼するものとする。

2 乙は、フランチャイズチェーン本部として、店舗に最大限の努力を以て協定の履行を求めるものとするが、甲及び参画する府県及び政令市は、乙のフランチャイズチェーン契約書の制限から店舗に協定の履行を強制することが困難な事情があることを承諾し、これを支援ステーション設置における前提とする。

（支援の内容）

第4条 参画する府県及び政令市は、乙に対し、災害時に次の各号について、支援ステーションとしての協力を要請することができるものとする。

（1）乙の店舗において、帰宅困難者に対し、水道水、トイレ等の提供をすること。

（2）乙の店舗において、帰宅困難者に対し、地図等による道路情報、ラジオ等で知り得た通行可能な道路に関する情報を提供すること。

2 前項に規定する店舗は、支援ステーションの設置に賛同する店舗であり、前項に掲げる事項の全部又は一部について支援可能な店舗とする。

3 参画する府県及び政令市並びに乙は、第1項に定めのない事項について、可能な範囲で相互に協力を求めることができる。

（支援の実施）

第5条 乙は、前条の規定により参画する府県及び政令市から支援の協力要請を受けたときは、その緊急性に鑑み、可能な範囲内において、帰宅困難者に対し、支援を実施するものとする。ただし、参画する府県及び政令市が、乙に対し、通信の途絶等の事由により要請を行うことができないときは、乙は、参画する府県及び政令市の要請を待たないで、状況に応じ自主的に可能な範囲において支援を実施することができるものとする。

■ 協定関連資料

[防災関連機関等との応援協定]

(支援ステーション・ステッカーの掲出)

第6条 支援ステーションについて、広く住民へ協力店舗の取組みの周知を図り、防災に対する意識啓発のため、甲が提供する「支援ステーション・ステッカー」を掲出するものとする。

2 乙は、乙の店舗へ掲出中の「支援ステーション・ステッカー」の劣化を鑑みて、年1回5月末日までに甲にその年度の必要数を報告し、甲から「支援ステーション・ステッカー」の提供を受けるものとする。

(経費の負担)

第7条 第4条に規定する支援の実施に要した経費は、当該支援を実施した者が負担するものとする。

2 乙は、甲から前条の「支援ステーション・ステッカー」の提供を無償で受けるものとする。

(情報の交換)

第8条 甲及び参画する府県及び政令市並びに乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じて、情報の交換を行うものとする。

(有効期間)

第9条 この協定は、協定書締結日から1年間効力を生じるものとする。なお、期間満了の1ヶ月前までに甲又は乙のいずれか一方からの特段の意思表示がない場合は、この協定はさらに1年間更新されるものとし、以降も同様とする。

2 この協定締結後、参画する府県及び政令市の中から甲に新たな協定締結を希望し、又は、協定の除外を希望した場合、甲乙で協議の上、これを定めるものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、甲乙が協議の上、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各1通を保有する。

平成23年9月22日

(甲) 住 所 大阪府大阪市北区中之島5丁目3番51号
関西広域連合
連合長 井戸 敏三

(乙) 住 所

【参 考】

(平成 24 年 11 月現在)

「災害時における帰宅困難者に対する支援に関する協定」の締結を行っているコンビニエンスストア・外食事業者等

味の民芸フードサービス株式会社
株式会社壱番屋
株式会社アイデアプラス
株式会社九九プラス
国分グローサーズチェーン株式会社
株式会社ココストア
株式会社サークルKサンクス
株式会社サガミチェーン
サトレストランシステムズ株式会社
株式会社ジャパン
株式会社スギ薬局
株式会社ストロベリーコーンズ
株式会社セブン-イレブン・ジャパン
株式会社セブン&アイ・フードシステムズ
株式会社第一興商
株式会社ダスキン（ミスタードーナツ事業）
チムニー株式会社
株式会社デイリーヤマザキ
株式会社ファミリーマート
株式会社ポプラ
ミニストップ株式会社
株式会社モスフードサービス
株式会社ユタカファーマシー
株式会社吉野家
ロイヤルホスト株式会社
株式会社ローソン
ワタミ株式会社

■ 協定関連資料

[防災関連機関等との応援協定]

資料 4-72 災害時における警備及び誘導に関する協定書（総合警備保障株式会社）

災害時における警備及び誘導に関する協定書

神戸市（以下「甲」という。）と総合警備保障株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における必要な業務連携を行うために、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、神戸市域内外において地震、風水害、その他の災害が発生した、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）において、甲が乙と協力して、災害時等における警備及び誘導を実施するために必要な事項を定めるものとする。なお、甲は、乙が当該災害時等において被災等諸般の事情により、本協定に基づく甲への協力が困難と判断した場合、必ずしも要請に応ずることがないことにつき同意するものとする。

（業務の内容）

第2条 この協定により、甲が乙に実施を要請する業務（以下「業務」という。）は、次のとおりとする。

- （1）被災者や帰宅困難者の誘導に関する業務
- （2）甲が運営する災害時物資の集積・配送拠点の警備に関する業務
- （3）甲が運営する避難所等の警備に関する業務
- （4）警備及び誘導を実施する際に必要な助言

（出動要請）

第3条 甲は、災害時等により第2条に定める業務について、乙の協力を必要と認めるときは、乙に対し、別紙様式1により文書で要請する。ただし、文書をもって要請する暇がないときは、口頭で要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

2 乙は、前項により甲から要請を受けたときは、可能な限りその実施に努めるものとし、出動期間については、別途協議するものとする。ただし、乙が災害時等の状況から協力が困難と判断した場合は、この限りではない。

3 乙は、甲の出動要請に応じるよう努めるため、運用体制図を作成し備え付けておくものとする。

（個別契約の優先）

第4条 この協定に関し、別途甲乙間締結された個別契約が存在する場合、特段の事情がない限りは当該個別契約がこの協定に優先するものとする。

（業務の実施）

第5条 乙は、業務受託後速やかに、従事する人員を甲に報告するものとする。

2 乙は、業務終了後遅滞なく、別紙様式2により、その状況を報告するものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭で報告し、事後に文書を提出するものとする。

(費用の請求及び支払い)

第6条 乙は、指定された業務を終了後、業務に従事した人員に係る費用の支払いを請求するものとする。

なお、費用の算出方法については、災害発生直前時における労務単価等を基準として、甲、乙が協議して決定するものとする。

2 甲は、前項の請求があった時は、内容を精査確認し、その費用を乙に支払うものとする。

(出勤人員の災害補償)

第7条 出勤人員が、この協定に基づく業務の実施により死亡し、または負傷した場合の災害補償については、乙の責任において行うものとする。

(第三者の損害が生じたときの措置)

第8条 乙は、乙の責に帰すべき事由により、本協定に規定する業務をその本旨に従って遂行しないことにより第三者に損害を与えたときは、乙の責任において、その処理解決に当たるものとする。

(緊急連絡先の報告)

第9条 甲及び乙は、担当者の氏名及び緊急連絡先について互いに報告するものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項、または疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

(協定の効力)

第11条 この協定の有効期間は、この協定の締結日から令和4年3月31日までとする。ただし、期間満了の1か月前までに甲乙いずれからも解除の申し出がないときは、この協定の有効期間を当該満了日の翌日から起算して1年間延長するものとし、その後も同様とする。

この協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙はそれぞれ記名押印の上、各1通を保有するものとする。

令和3年11月17日

神戸市中央区加納町6丁目5番1号

甲 神戸市

代表者 神戸市長 久 元 喜 造

印

神戸市中央区磯辺通4丁目1番44号

乙 総合警備保障株式会社 神戸支社

支社長 安 田 隆 弘

印

■ 協定関連資料

[防災関連機関等との応援協定]

資料 4-73 災害時における神戸市と神戸市内郵便局との相互協力に関する覚書（神戸市内郵便局）

災害時における神戸市と神戸市内郵便局との相互協力に関する覚書

神戸市長（以下「甲」という。）と神戸市内郵便局代表者神戸中央郵便局長（以下「乙」という。）は、神戸市及び神戸市内の郵便局が相互に協力し、神戸市内に発生した地震その他の災害に対して、必要な対応を円滑に行うため、次のとおり覚書を締結する。

（用語の定義）

第1条 この覚書において、「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める被害をいう。

（協力要請事項）

第2条 甲及び乙は、神戸市内に災害が発生し、次の各号について必要が生じた場合は、相互に協力を要請することができる。

- (1) 神戸市内の郵便局又は神戸市が収集した被災市民の安否情報や避難場所の情報、救援物資の情報等の相互提供
- (2) 災害救助法適用時における郵便・為替貯金・簡易保険の郵政事業にかかわる災害特別事務取扱い
- (3) 高齢者及び障害者など災害弱者についての情報及び対応に関する相互協力
- (4) 所管施設及び用地の相互提供
- (5) 災害情報にかかる公報の掲出等
- (6) その他前各号に掲げるもののほか協力できる事項

（協力要請の手続き）

第3条 甲又は乙は、前条の協力については、次に掲げる事項を明らかにし、様式第1号による要請書により要請するものとする。ただし、緊急の場合には、口頭、電話又は電信により協力を要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 災害の状況
- (2) 協力の内容
- (3) 協力の期間
- (4) 前条第4号を要請する場合には、使用目的、場所等

（協力の実施）

第4条 甲及び乙は、前条の規定による要請を受けたときは、その重要性に鑑み、協力するよう努めなければならない。

（経費の負担）

第5条 第2条に規定する協力要請に対して、協力をした者が要した経費については、法令その他に別段の定めがあるものを除くほか、それぞれ要請した者が適正な方法により算出した金額を負担する。

2 前項の負担につき疑義が生じたときは、甲乙両者が協議のうえ、負担すべき額を決定する。

（災害対策本部への参加）

第6条 乙は、甲の要請に基づき神戸市災害対策本部に加わることができる。

（災害情報等連絡体制の整備）

第7条 甲及び乙は、安否情報等の連絡体制を整備するため、その方策について協議するものとする。

（防災訓練への参加等）

第8条 神戸市内の郵便局は、神戸市又は神戸市内の各地域が行う防災訓練等への参加に努めるとともに、地

域の安全で安心なまちづくりの推進に協力する。

(情報の交換)

第9条 甲及び乙は、総合の防災計画の状況及び協力要請事項に関し、必要に応じて情報の交換を行う。

(連絡責任者)

第10条 この覚書に関する連絡責任者は、甲においては神戸市市民局市民安全推進室市民防災課長、乙においては神戸中央郵便局総務課長とする。

(協議)

第11条 この覚書に定めのない事項及び疑義の生じたときは、甲乙両者が協議のうえ決定する。

(施行期日)

第12条 この覚書は、締結の日から施行する。

この覚書の締結を証するため、この書面2通を作成し、甲乙両者記名押印のうえ各自その1通を保有する。

平成12年2月14日

神戸市中央区加納町6丁目5-1

甲 神戸市

代表者 神戸市長 笹山 幸俊

神戸市中央区栄町通6丁目2-1

乙 神戸市内郵便局

代表者 神戸中央郵便局長 竹本 勲

■ 協定関連資料

[防災関連機関等との応援協定]

資料 4-74 災害時における地図製品等の供給等に関する協定書（株式会社ゼンリン）

災害時における地図製品等の供給等に関する協定書

神戸市（以下「甲」という。）と株式会社ゼンリン（以下「乙」という。）とは、第1条第1項第1号に定める災害時において、乙が乙の地図製品等（第2条に定義される）を甲に供給すること等について、以下のとおり本協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、以下各項の事項を目的とする。

- (1) 甲の区域内で災害対策基本法第二条第一号に定める災害が発生し、又はそのおそれがある場合において、甲が災害対策基本法第二十三条の二に定める災害対策本部、及び神戸市地域防災計画に定める災害警戒本部（以下「災害対策本部等」という。）を設置したときの、乙の地図製品等の供給及び利用等に関し必要な事項を定めること。
- (2) 甲乙間の平常時からの防災に関する情報交換を通じ、甲及び乙が連携して、防災・減災に寄与する地図の作成を検討・推進することにより、市民生活における防災力の向上に努めること。

（定義）

第2条 次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 「住宅地図」とは、神戸市全域を収録した乙の住宅地図帳をいう。
- (2) 「広域図」とは、神戸市全域を収録した乙の広域地図をいう。
- (3) 「ZNET TOWN」とは、乙の住宅地図インターネット配信サービス「ZNET TOWN」をいう。
- (4) 「ID等」とは、ZNET TOWNを利用するための認証ID及びパスワードをいう。
- (5) 「地図製品等」とは、住宅地図、広域図及びZNET TOWNの総称をいう。

（地図製品等の供給の要請等）

第3条 乙は、甲が災害対策本部等を設置したときは、甲からの要請に基づき可能な範囲で地図製品等を供給するものとする。

- 2 地図製品等の搬送にかかる費用は、乙が負担するものとする。
- 3 甲は、地図製品等の供給を求めるときは、別途定める物資供給要請書（以下「要請書」という。）を乙に提出するものとする。但し、緊急を要する場合は、甲は、電話等により乙に対して要請できるものとし、事後、速やかに要請書を提出するものとする。
- 4 乙は、地図製品等を供給するとき、甲に、別途定める物資供給報告書を提出するものとする。
- 5 本条に基づく地図製品等の供給にかかる対価は、甲乙が別途協議のうえ決定するものとする。

（地図製品等の貸与及び保管）

第4条 乙は、前条第1項の規程にも基づく地図製品等の供給のほか、本協定締結後に甲乙が別途定める条件に基づき住宅地図、広域図及びID等を甲に貸与する。なお、貸与にかかる住宅地図、広域図及びID等の数量については乙が定めるものとし、当該貸与にかかる対価は無償とする。

- 2 甲は、前項に基づき乙が貸与した住宅地図、広域図及びID等を甲の事務所内において、管理者として誠意をもって保管・管理するものとする。なお、乙が、住宅地図及び広域図の更新版を発行したときは、乙は、甲が保管している旧版の住宅地図及び広域図について、甲から当該住宅地図及び広域図を引き取り、かつ更新版と差し替えることができるものとする。
- 3 乙は、必要に応じ、甲に対して事前に通知したうえで、甲による住宅地図の保管・管理状況を確認することができるものとする。

（地図製品等の利用等）

第5条 甲は、災害対策本部等を設置した場合は、災害応急対策及び災害復旧・復興にかかる資料として、第3条又は第4条に基づき乙から供給又は貸与された地図製品等について、以下各号に定める利用を行うことができるものとする。

- (1) 災害対策本部等設置期間中の閲覧
- (2) 災害対策本部等設置期間中、甲乙間で別途協議のうえ定める条件の範囲内での複製

- 2 甲は、前項に基づき住宅地図の利用を開始したときは、速やかに別途乙が定める報告先に報告するものとする。また、当該住宅地図の利用を終了したときは、速やかに従前の保管方法にて保管・管理を開始するものとする。
- 3 甲は、本条第1項の規定に関わらず、緊急時以外であっても防災業務を目的として、甲の当該防災業務を統括する部署内において、広域図及びZNET TOWNを利用することができるものとする。なお、甲は、本項に基づき広域図を複製利用する場合は、別途乙の許可を得るものとし、ZNET TOWNを利用する場合は、本協定添付別紙のZNET TOWN利用約款に記載する条件に従うものとする。

(情報交換)

第6条 甲及び乙は、平常時から防災に関する情報交換を行うとともに、相互の連携体制を整備し、災害に備えるものとする。

(有効期限)

第7条 本協定の有効期間は、本協定末尾記載の締結日に関わらず、平成28年4月1日から協定締結後1年間とする。但し、当該有効期間満了の3ヶ月前までに当事者の一方から相手方に対し、書面による別段の意思表示がない限り、本協定は更に1年間同一条件にて更新されるものとし、以後も同様とする。

(協議)

第8条 甲乙間で本協定の解釈その他につき疑義又は争いが生じた場合には、両当事者は誠意をもって協議し解決に努めるものとする。

本協定成立の証として、本書を2通作成し、甲乙がそれぞれ記名押印のうえ各1通を保有する。

平成28年3月16日

甲：神戸市
市長 久元 喜造

乙：神戸市中央区御幸通4丁目2番20号
三宮中央ビル1階
株式会社ゼンリン 関西第二エリア統括部
統括部長 升井 敏雅

■ 協定関連資料

[防災関連機関等との応援協定]

(添付別紙)

ZNET TOWN利用約款

第1条 (定義)

本約款で次の各号に掲げる用語は、それぞれ当該各号に定める意味で用いるものとする。

(1) ID等

本サービスを利用するための認証ID及びパスワードをいう。

(2) アクセス権者

対象機器を使用する甲の職員であり、かつID等を使って本システムにアクセスする者をいう。

(3) 対象機器

甲の庁内LANに接続された端末機器及び庁内業務での利用に限った端末機器をいう。

(4) 本サービス

乙がアクセス権者からの要求に応じて、本システムから対象機器に対して本データを送信するサービスをいう。

(5) 本システム

本サービスを提供するための乙が第三者に管理・運用を委託するWWWサーバ、回線、周辺機器等の一連のシステムをいう。

(6) 本データ

本サービスにおいて、乙から提供される住宅地図データ、道路地図データ、別記データ、一般種アイコン、その他各種データをいう。

第2条 (本約款の適用)

本約款は、本協定書の内容の一部を構成するものとし、本サービスを甲が利用することに関する一切に適用されるものとする。

第3条 (本サービスの内容)

乙は、本サービスの内容を任意に、甲に事前通知することなく変更することができるものとする。

第4条 (本サービスの中断・中止)

- 1 乙は、本サービスの改善などの理由により、甲に対する事前の通知なく本サービス内容の変更、追加、削除を行うことができるものとする。
- 2 乙は、乙の事情により本サービスを中止する場合は、甲に事前に通知するものとする。
- 3 乙は、甲が本約款に違反したときは、事前の催告を要することなく、本サービスの提供を中止することができるものとする。

第5条 (本データの使用許諾)

乙は、甲に対して、本データについて、以下の権利を非独占的に許諾する。

(1) 対象機器上で閲覧すること。

(2) 本サービスにおいて、予め備えられた機能を用いて、対象機器にPDF形式でダウンロードし、当該ダウンロードした対象機器に保存し、当該保存した本データを甲の防災業務内で使用すること。

(3) 本サービスにおいて、予め備えられた機能を用いて、前号所定の対象機器が設置された部署内における防災業務の目的において紙媒体に印刷出力すること（本号に基づき印刷出力した本データを以下「印刷地図」という。）。

第6条 (甲の遵守事項)

甲は、以下の事項を順守するものとする。

(1) アクセス権者に限り、乙に本データの送信を求めさせること。

(2) ID等を、善良なる管理者の注意をもって保管・管理するものとし、第三者に使用又は利用させないこと。

(3) 乙の指定する利用環境を確保、維持すること。

(4) 本条第1号のためにアクセス権者の認証について、その仕組み、システム等に関する現時点でとりうる技術的な対応等必要な措置を行うこと。

(5) 本約款で明示的に許諾される場合を除き、本データの全部又は一部を問わず、複製、加工、改変、出力、抽出、転記、送信、その他の使用及び利用をしないこと。

- (6) 本約款で明示的に許諾される場合を除き、本データ（形態の如何を問わず、その全部又は一部の複製物、出力物、抽出物その他の利用物を含む。）の一部でも有償無償を問わず、又は譲渡・使用許諾、送信その他いかなる方法によっても第三者に使用させないこと。
- (7) 本データを印刷出力するにあたり、以下の事項を遵守すること。但し、事前に乙の許諾を得た場合はこの限りではない。
- ア) 印刷地図を第5条第3号で規定する所定の目的以外に使用又は利用しないこと。
 - イ) 乙の指定する著作権表示等を印刷地図上に表示させること。
 - ウ) 印刷地図を製本、冊子、ファイリング等のまとめた形態又は印刷地図同士を貼り合わせた形態にして使用及び利用しないこと。
 - エ) 印刷地図を第三者に配布しないこと。
 - オ) 印刷地図のサイズは、A3判以下とすること。
- (8) 本サービスの利用状況の記録（対象機器の台数、設置場所、アクセス権者の数等）を作成し、かつ、乙が要請した場合には、これを閲覧又はコピーさせること。

第7条（不保証及び免責）

1. 乙は、本サービス又は本データが完全性、正確性、非侵害等を有することを保証するものではないものとします。
2. 乙は、甲の本サービスの利用に伴い、甲又は第三者が被った損害について免責されるものとします。

第8条（権利の帰属）

本サービス及び本データに関する知的財産権は乙又は乙に権利を許諾した第三者に帰属するものとする。

第9条（その他）

甲は、乙の書面による事前の承諾なくして、本約款に基づく本サービスの利用権を他に譲渡し、又は担保に供してはならない。

以上

■ 協定関連資料

[防災関連機関等との応援協定]

資料 4-75 大規模災害時における被災者支援協力に関する協定書（兵庫県行政書士会）

大規模災害時における被災者支援協力に関する協定書

神戸市（以下「甲」という。）と兵庫県行政書士会（以下「乙」という。）は、神戸市内に大規模な地震、風水害その他の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）における被災者支援のため、相互協力の精神に基づき、必要な行政書士業務（以下「行政書士業務」という。）を円滑に遂行するため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲の要請に基づき乙が実施する行政書士業務に関し、混乱する被災地での被災者の支援により大きく貢献することを目的とする。

（要請）

第2条 甲は、災害対策本部等を設置し、かつ、神戸市内において災害救助法が適用された場合で、行政書士業務の必要性が生じた時は、乙に対して協力を要請することができる。

（行政書士業務の範囲）

第3条 前条の規定により甲から要請を受けたときは、乙及び乙の会員が行う行政書士業務は、行政書士法（昭和26年法律第4号）第1条の2及び第1条の3に規定する業務及び同業務を実施するために必要な「大規模災害時における被災者支援協定に関する提言書」に定める業務並びに次に掲げる業務とする。

- (1) 乙による被災支援相談窓口の設置
- (2) 神戸市への乙の会員の派遣
- (3) 甲が必要と認める業務

（要請手続等）

第4条 第2条の要請は、業務の内容、場所及び期間その他必要事項等を明らかにした別紙「災害時支援協力要請書」（以下「要請書」という。）により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により支援要請し、事後速やかに要請書を送付するものとする。

2 乙は、前項の要請を受けた時は、その要請を実施するための措置を行うとともに、その措置の状況を甲に通知するものとする。

（災害時の体制整備等）

第5条 乙は、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、必要と認める時は、甲の要請に直ちに対応できる体制を確保するよう努めるものとする。

2 乙は、前条の要請又は前項の体制を確保するため、連絡体制、連絡方法及び連絡手段について、あらかじめ業務責任者を定め、業務に支障をきたさないよう平時から連絡調整に努めるものとする。

3 乙は、甲から要請を受けた場合において、乙のみで対応できない時は、甲は、乙との協議のうえ、乙の関係団体に支援を求めることができるものとする。

（費用負担）

第6条 第3条に規定する行政書士業務で必要となる人件費及び物件費は、乙が負担するものとする。

（実費手数料の取扱い）

第7条 甲の要請に基づく行政書士業務は無料とし、実費が必要な場合には相談者が負担するものとする。

（損害の補償）

第8条 甲の要請に基づく行政書士業務を行う際に、乙の会員が負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における災害補償については、甲は負担を負わないものとする。

（協議）

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じたときは、その都度甲乙両者が協議し定めるものとする。

（有効期間）

第10条 この協定は、協定締結の日から平成29年3月31日まで効力を有するものとする。ただし、協定期間満了日前までに、この協定の解除又は変更について、甲と乙のいずれもなんらかの意思表示がない時は、この協定は更に1年間延長されるものとし、以後この例による。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者押印の上、各1通を保有する。

平成28年1月14日

甲 神戸市中央区加納町6丁目5番1号
神戸市
市長 久元 喜造

乙 神戸市中央区東川崎町1丁目1番3号
神戸クリスタルタワー13階
兵庫県行政書士会
会長 村山 豪彦

■ 協定関連資料

[防災関連機関等との応援協定]

資料 4-76 災害時における神戸市所管施設の緊急災害対策調査業務に関する協定書（一般社団法人関西地質調査業協会）

災害時における神戸市所管施設の緊急災害対策調査業務に関する協定書

神戸市（以下「甲」という。）と一般社団法人関西地質調査業協会（以下「乙」という。）とは、災害が発生した場合における、甲が所管する施設等の緊急的な応急対策調査業務の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地震・風水害等異常な天然現象及び予期できない災害等が発生した場合、又はその恐れがある場合に、甲が管理又は委託管理する施設等（工事中の施設を含め、以下「所管施設等」という。）において、周辺状況を把握するための緊急的な調査（以下「緊急被害調査」という。）及び対策工に必要な情報を得るための調査等（以下「緊急対策調査等業務」という。）を実施するにあたり、甲及び乙は協力して被害の拡大の防止と被災施設の早期復旧に資することを目的とする。

（業務の実施範囲）

第2条 緊急被害調査及び緊急対策調査等業務の実施範囲は、神戸市の所管施設等における災害等発生箇所又はその恐れのある箇所とする。

（業務の内容）

第3条 甲は所管施設等が被災し又はその恐れがあり必要と認めるときは、乙に緊急被害調査及び緊急対策調査等業務を伴う出動を要請することができるものとする。

2 乙は、甲からの緊急被害調査の出動要請を受けた場合は、調査班を編成して現地調査を行う。その結果は文書又は口頭で速やかに報告する。

3 乙は、甲からの緊急対策調査等業務の出動要請を受けた場合は、当該緊急対策調査等業務を実施可能な乙の会員を推薦するものとする。

4 乙の会員は、甲からの出動要請を受けた乙の指示に基づき、速やかに所管施設等の状況を把握し、甲の指示により当該緊急対策調査等業務を実施するよう努めるものとする。

5 乙は、前項の緊急被害調査及び緊急対策調査等業務を迅速に遂行できるよう日頃から体制の整備や必要な技術者等の確保に努めるとともに、乙の会員による連絡系統図及び連絡一覧表からなる実施体制表を作成しておくものとする。

（業務の実施体制）

第4条 前条第5項に定める所管施設等の緊急対策調査等業務の実施体制表は、あらかじめ乙が甲に提出しておくものとする。

なお、実施体制表に変更が生じた場合は、速やかに甲に報告するものとする。

(経費の負担)

第5条 第3条第2項に基づく業務費用は、乙が負担するものとし、第3条第4項に基づく業務費用は、甲が負担するものとする。

(有効期限)

第6条 本協定の期間は協定締結日から平成30年3月31日までとする。

- 2 前項に規定する期間満了の1箇月前までに、甲乙いずれからも何ら申し出のないときは、引き続き同一条件をもって本協定を期間の満了の日より1年間継続するものとする。
また、締結後、甲乙いずれかの申し出により本協定は、廃止することができる。

(損害の負担)

第7条 甲の要請により乙又は乙の会員が実施した業務に伴い、第三者に損害を与えた場合又は派遣した技術者等並びに各種資機材に損害が生じた場合には、乙又は乙の会員の責任においてその損害を賠償するものとする。ただし、双方の責に帰さない理由による損害については甲と乙又は乙の会員が協議して定めるものとする。

- 2 乙又は乙の会員は前項の事実の発生後遅滞なくその状況を書面により甲に報告するものとする。

(災害時の協力)

第8条 乙又は乙の会員は乙又は乙の会員以外の者と甲が契約し実施する緊急調査設計業務の履行にあたり、甲から地質、土質等の調査に必要な資機材の確保について協力要請があった場合は、その確保に努めるものとする。

(その他)

第9条 本協定に定めのない事項、又は本協定に疑義が生じたときは、その都度、甲乙が協議してこれを定めるものとする。

本協定書は2通作成し、甲乙が各1通を保有する。

平成29年11月1日

甲 神戸市長

久元喜造

乙 一般社団法人関西地質調査業協会理事長

小宮国盛

■ 協定関連資料

[防災関連機関等との応援協定]

資料 4-77 特設公衆電話の設置・利用に関する覚書（西日本電信電話株式会社）

特設公衆電話の設置・利用に関する覚書

神戸市（以下「甲」という。）と西日本電信電話株式会社 兵庫支店（以下「乙」という。）は、大規模災害等が発生した際に乙の提供する非常用電話（以下「特設公衆電話」という。）の設置及び利用・管理等に関し、次のとおり覚書を締結する。

（目的）

第1条 本覚書は、災害の発生時において、甲乙協力の下、被災者等の通信の確保を目的とする。

（用語の定義）

第2条 本覚書に規定する「災害の発生」とは、強度の地震等の発生により災害救助法が適用される地域において、広域停電が発生していること、または同様の事象の発生により社会の混乱が発生していることをいう。

2 本覚書に規定する「特設公衆電話」とは、甲乙協議のうえ定めた設置場所に電気通信回線及び電話機接続端子を施設し、災害の発生時に電話機を接続することで被災者又は帰宅困難者等へ通信の提供を可能とする非常時用の公衆電話をいう。

（通信機器の管理）

第3条 甲は、本覚書にもとづき、災害発生時に即座に利用が可能な状態となるよう電話機を適切な場所に保管の上、管理することとする。

（屋内設備の管理及び破損）

第4条 甲は、特設公衆電話の配備に必要な設備（電話機、端子盤、配管、引込柱等）を設置し、乙が設置する屋内配線（モジュージャックを含む。以下同じ。）とともに、災害発生時に即座に利用が可能な状態となるよう維持に努めることとする。

2 屋内配線や保安器、引込線等の乙が設置する設備が甲の故意または重過失により破損した場合は、甲は乙に速やかに書面をもって報告することとする。なお、この場合の修復に係る費用は、原則、甲が負担するものとする。

（特設公衆電話の設置）

第5条 特設公衆電話の設置に係る電気通信回線数については、甲乙協議の上、乙が決定することとし、設置場所等の必要な情報は甲乙互いに保管するものとする。

なお、保管にあたっては、甲乙互いに情報管理責任者を任命し、その氏名等を別紙1に定める様式をもって相互に通知することとする。

（特設公衆電話の移転、廃止等）

第6条 甲は、特設公衆電話の設置場所の閉鎖、移転等の発生が明らかになった場合は、速やかにその旨を乙に書面をもって報告しなければならない。また、新たな設置場所を設ける場合は、甲は乙に対

し報告することに努めるものとする。

(定期試験の実施)

第7条 甲および乙は、年に1回を目安として、災害発生時に特設公衆電話が速やかに設置できるよう、別紙2に定める接続試験を実施することとする。

(故障発見時の扱い)

第8条 甲および乙は、特設公衆電話を設置する電気通信回線について何らかの異常を発見した場合は、速やかに相互に確認しあい、故障回復に向け協力するものとする。

(特設公衆電話の開設)

第9条 特設公衆電話の利用の開始については乙が決定するものとし、甲は電話機を速やかに設置し、被災者等の通信確保に努めるものとする。ただし、甲と乙が連絡が取れない場合は、甲の判断により、利用を開始することができるものとする。

(特設公衆電話の利用)

第10条 甲は、特設公衆電話を開設した場合、利用者の適切な利用が行われるよう、可能な限り利用者の誘導に努めるものとする。

(特設公衆電話の利用の終了)

第11条 特設公衆電話の利用の終了については甲乙協議のうえ乙が決定するものとし、甲は電話機を速やかに撤去するものとする。ただし、乙が利用終了の決定を通知する前に、緊急避難場所又は避難所を閉鎖した場合においては、甲はすみやかに電話機を撤去し、乙に対し撤去した場所の連絡を行うこととする。

(目的外利用の禁止)

第12条 甲は、第7条に規定する定期試験及び第9条に規定する開設を除き、特設公衆電話の利用を禁止するものとする。ただし、自主防災組織等の地域団体が、防災訓練のために利用する場合を除く。

2 乙は特設公衆電話の利用状況について、定期的に検査することとする。

3 甲は、乙より目的外利用の実績の報告があった場合は、速やかに当該利用が発生しないよう措置を講じ、その旨を乙に報告するものとし、甲の目的外利用により発生した分の利用料は、甲が負担するものとする。

4 前項の措置にかかわらず、甲の目的外利用が継続する場合は、抜本的な措置を甲乙協議のうえ講ずるものとする。この場合において、特設公衆電話の撤去を行うこととなった場合は、撤去に関する工事費用等は、甲が負担するものとする。

(協議事項)

第13条 本覚書に定めのない事項又は本覚書の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙誠意をもって協議のうえ定めるものとする。

■ 協定関連資料

[防災関連機関等との応援協定]

本覚書を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自がその1通を保有する。

平成30年11月28日

甲 神戸市中央区加納町6丁目5番1号
神戸市
神戸市長 久元 喜造 印

乙 神戸市中央区海岸通11番
西日本電信電話株式会社
兵庫支店長 上村 幸太郎 印

資料 4-78 災害時におけるLPガス等の供給に関する協定（一般社団法人兵庫県LPガス協会）

災害時におけるLPガス等の供給に関する協定

神戸市（以下「甲」という。）と一般社団法人兵庫県LPガス協会（神戸支部・摂丹支部・明石支部）（以下「乙」という。）は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に必要となるLPガス及び燃焼機器等の機材（以下「LPガス等」という。）の供給について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時に甲と乙が相互に協力し、被災者等に対して行うLPガス等の供給に関する協力事項を定めることにより、迅速かつ的確な支援活動を遂行し、被災者等の支援の円滑化を図ることを目的とする。

（要請）

第2条 甲は、災害時においてLPガス等を必要とするときは、乙に対してLPガス等の優先的な供給について協力を要請することができる。

2 前項の規定による要請は、協定に基づく物資の供給要請書（様式第1号）により行うものとする。ただし、甲において文書をもって要請する時間的余裕がないときは、口頭で要請することができる。この場合において、甲は、後日速やかに文書を乙に提出するものとする。

（供給）

第3条 乙は、甲からLPガス等の供給協力の要請を受けたときは、甲の指定する場所まで運搬後、LPガス燃焼機器又は器具に接続し、供給を行うものとする。

（安全点検の実施）

第4条 乙が、LPガス等を供給するときは、供給設備及び消費設備の安全点検を行うものとする。

（供給体制の確立維持）

第5条 乙は、この協定に基づくLPガス等の供給体制を確保するため、平常時においても、数量を確保し、大規模災害の発生に備えるものとする。

（費用の負担）

第6条 LPガス等の提供に係る経費は、甲が負担するものとする。

2 代金は、災害発生時における市場価格を基準に算定し、LPガス等の引渡しまでの運搬に係る運賃を含めるものとし、甲乙協議の上、決定するものとする。

（代金の支払）

第7条 前条により決定された代金の支払い時期については、甲の災害対応状況から甲乙協議の上、適当な時期に行うこととする。

（災害時の情報提供）

第8条 乙は、諸活動中に覚知した災害等による被害情報を積極的に甲に提供するものとする。

（情報交換）

第9条 甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため、平常時から情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

2 担当者に変更があった場合は速やかに報告するものとする。

（平常時の防災活動への協力）

第10条 乙は、平常時における甲の防災啓発事業の推進に対し、可能な限り協力するものとする。

（協議事項）

第11条 この協定に定めのない事項又はこの協定の履行に関し必要な事項は、その都度甲乙協議し

■ 協定関連資料

[防災関連機関等との応援協定]

て定めるものとする。

(有効期間)

第12条 本協定は、締結の日から効力を有するものとし、甲乙いずれかからの協定の解除の申出がない限り、同一の内容をもって継続するものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方が記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成30年12月25日

甲 神戸市中央区加納町6丁目5番1号
神戸市
代表者 神戸市長 久元 喜造

乙 神戸市中央区下山手通6丁目3番28号
一般社団法人兵庫県LPガス協会

神戸支部長 山崎 勝良

摂丹支部長 市野 雅一

明石支部長 朝比奈 秀典

資料 4-79 重油等単価協定書（兵庫県石油協同組合）

重油等単価協定書（基本協定）

1. 納入油種
A重油, クリーンA重油, 白灯油
2. 納入方法
ローリー納め（4 kℓを超える）, ローリー納め（4 kℓ以下）, ドラム納めのいずれかとする。
（施設ごとの納入方法は, 別紙施設別一覧表による）
3. 協定単価
油種・納入方法毎にリットル当たりの単価とし, 別紙「単価の決定方法について」により決定する。
4. 履行場所
別紙施設別一覧表のとおり
5. 協定期間
令和4年4月1日～令和5年3月31日
6. その他
 - (1) 甲が当該発注を行った場合は, 乙はこの協定に基づき毎月締結する単価協定書に従い契約を締結し, 履行するものとする。
 - (2) 乙は, 非常災害時等には, 甲の指示に従い優先して安定供給に努めるとともに, 迅速かつ確実に供給を行うこと。
 - (3) この協定の履行については, 上記のほか仕様書, 関係法令, 神戸市契約関係規定に従うものとする。
 - (4) 乙は, 現品の一部又は全部を第三者に供給させ, 又はこの協定によって生ずる権利義務を第三者に譲渡してはならない。
 - (5) この協定について甲と乙との間に紛争が生じたとき, 又はこの協定書に定めのない事項については, その都度甲乙協議のうえ定めるものとする。

*なお、特別割引及び遠距離加算の取り扱いについては、令和4年度 A重油・白灯油単価協定における特別割引及び遠距離加算についてによる。

以上の協定成立を証するため, 本書2通を作成し, 当事者双方記名押印のうえ, 各自1通を所持する。

令和4年4月1日

甲 神戸市中央区加納町6丁目5番1号
神戸市
代表者 神戸市長 久元喜造

乙 協定人
住 所 神戸市中央区海岸通2丁目2番3号
兵庫県石油協同組合
氏 名 理事長

※この協定については毎年、更新するものとする。

■ 協定関連資料

[防災関連機関等との応援協定]

資料 4-80 災害時における連携協力に関する協定書（日本弁護士連合会）

災害時における連携協力に関する協定書

全国市長会（以下「甲」という。）と日本弁護士連合会（以下「乙」という。）とは、災害時における連携協力に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（趣旨）

第1条 本協定は、日本国内において災害が発生した場合において、被災地域の市及び特別区（以下「被災市等」という。）並びに被災地域に存する弁護士会及び弁護士会連合会（以下「被災地弁護士会等」という。）が協調して、被災者に対する迅速な生活再建の支援を図り、もって被災地の円滑な復旧復興を実現するために、甲及び乙が連携協力することを目的とする。

（協力事項）

第2条 甲及び乙は、次に掲げる事項の実施のために連携協力する。

- (1) 被災者に対する弁護士による相談（無料相談を含む。）
- (2) 被災者の生活再建、被災地域の復旧復興その他被災者に有益な情報の提供
- (3) 前各号に掲げるもののほか、被災者の支援に必要な事項

2 日本国内において大規模災害が発生した場合、甲及び乙は、可及的速やかに、被災市等と被災地弁護士会等が協議の上、被災者が災害発生直後の初動期間に前項第(1)号の相談を無料で受ける機会を実現できるように、互いに連携協力する。

（連絡責任者）

第3条 甲及び乙は、本協定に基づく連携協力に関する連絡責任者を選定し、相互に通知するものとし、変更があった場合も同様とする。

（被災市等及び被災地弁護士会等との協議）

第4条 甲及び乙は、第2条に定める連携協力を実施するに当たり、前条に定める連絡責任者を通じて、それぞれ被災市等及び被災地弁護士会等と協議を行うものとする。なお、被災市等及び被災地弁護士会等の間に合意等が存する場合には、当該合意等が本協定に優先するものとし、甲及び乙は、当該合意等を尊重するものとする。

（事前準備等）

第5条 甲及び乙は、本協定が想定する事態に備え、常時情報交換や相談窓口の連絡先等の提供に努め、連携協力するものとする。

（期間）

第6条 本協定は、本協定締結の日から効力を生じるものとし、甲又は乙が書面をもって本協定を終了させる意思を通知しない限り、その効力は継続するものとする。

（協議）

第7条 本協定に関し必要な事項については、甲及び乙が協議の上、別に定めるものとする。

2 本協定に定めのない事項については、甲及び乙がその都度協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙がそれぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

2018年12月17日

- 甲 東京都千代田区平河町二丁目4番2号
全国都市会館4階
全国市長会
会長 立谷 秀清
- 乙 東京都千代田区霞ヶ関一丁目1番3号
日本弁護士連合会
会長 菊地 裕太郎

■ 協定関連資料

[防災関連機関等との応援協定]

資料 4-81 災害時における電気自動車からの電力供給及び水の供給に関する協定書（兵庫日産自動車株式会社及び日産プリンス兵庫販売株式会社、株式会社神戸酒心館）

災害時における電気自動車からの電力供給及び
水の供給等の協力に関する協定書

神戸市は、災害時における避難拠点のエネルギーセキュリティを高めるため、また災害時に必要不可欠な水の確保への取組として、以下の取組を推進する。

この取組を推進するため、神戸市（以下「甲」という。）、兵庫日産自動車株式会社及び日産プリンス兵庫販売株式会社（以下この2社を合わせて「乙」という。）並びに日産自動車株式会社（以下「丙」という。）は、災害時における電気自動車からの電力供給及び電気自動車用充電スタンドの使用に関して、また株式会社神戸酒心館（以下「丁」という。）は災害時における水の供給等に関して次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲及び丙が互いの協力により、神戸市内に大規模な地震・津波、風水害その他の災害（以下「災害」という。）による大規模停電が発生し、又は発生のおそれのある場合において、避難拠点等における電気自動車からの電力供給業務（以下「給電業務」という。）を行う際に、より多くの電気自動車及び充電スタンドを確保することを目的とする。

また、甲及び丁が互いの協力により、災害により水の確保が困難な場合に、丁の所有する水を市民に提供し、避難拠点等の円滑な運営を図り、もって市民の生命及び身体の安全を守ることを目的とする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害による大規模停電が発生し、又は発生のおそれのある場合において、給電業務のための電気自動車及び充電スタンドが必要なときは、乙に対して、協力を要請するものとする。

また、甲は、災害により水の供給が必要なときは、丁に対して協力を要請するものとする。

（協力）

第3条 乙及び丁は、前条の規定による要請を受けたときは、可能な範囲において応じるものとする。

（電気自動車の貸与）

第4条 乙は、乙の指定する日時及び場所で電気自動車を甲に貸与し、給電業務のために電気自動車を甲に使用させるものとする。

2 給電業務の期間は、災害発生から1週間程度とする。残電力量の不足により給電業務の遂行ができなくなった場合、甲は、前項の規定により貸与を受けた電気自動車を充電することで、期間中において継続的に給電業務を行えるものとする。

3 前項に規定する期間の終了後において、必要がある場合は、甲乙協議の上、可能な範囲において、給電業務を継続するものとする。

4 甲は、給電業務の終了後、この旨を乙に報告し、遅滞なく、電気自動車を乙に返還するものとする。

(充電スタンドの使用許諾)

第5条 乙は、甲に対して、乙の管理する電気自動車用充電スタンドを、乙の指定する日時及び場所において使用することを許諾する。

(使用上の留意事項)

第6条 甲は、第4条の規定により貸与を受けた電気自動車及び前条の規定により使用の許諾を受けた充電スタンドを次のとおり使用するものとする。

- (1) 乙が定める使用条件を守り、安全な場所及び方法で使用する。
- (2) 電気自動車又は充電スタンドが故障又は何らかの理由により使用できなくなった場合は、乙に速やかに連絡を行い、対応について協議する。

(費用負担)

第7条 甲は、この協定により乙が協力した場合は、次の各号に係る費用を負担する。

- (1) 乙が貸与した電気自動車の使用料
 - (2) 乙が貸与した電気自動車の給電業務に要した電気代
 - (3) 乙が使用を許諾した充電スタンドの使用料
 - (4) パワーコンディショナーのリース料金
- 2 前項の使用料の額は、別途甲乙が協議して定める。

(費用の支払)

第8条 乙は、貸与した電気自動車による給電業務及び充電スタンドの使用が終了した後、甲に対し前条に規定する費用を請求する。

2 甲は、前項の規定による請求について、適正な請求書を受領した日から30日以内にこれを支払うものとし、支払手数料は甲の負担とする。

(賠償)

第9条 甲は、甲の責に帰すべき事由により、貸与を受けた電気自動車又は使用の許諾を受けた充電スタンドに損害を与え、又は滅失したときは、乙に対しその損害を賠償する。

(飲料水の提供)

第10条 丁は、第1条の目的を達成するため、災害が発生した場合、又は発生のおそれにより水の確保が困難な場合、自社の受水槽から飲料水を近隣住民及び帰宅困難者へ提供する。

2 丁は、乙及び丙に電気自動車の協力要請を行い、飲料水の運搬を目的に乙の電気自動車を使用する。

3 乙及び丙の電気自動車の駐車場所として、丁の駐車場及び丁が管理する敷地内の使用を許諾する。

4 丁は、安全を最大限に考慮して、甲、乙及び丙に対し、随時、連絡協議の上で前3項に定める事項

■ 協定関連資料

[防災関連機関等との応援協定]

を行わないことができるものとする。

(一時避難及び待機場所のための駐車場の使用許諾)

第11条 丁は、第1条の目的を達成するため、近隣区域の住民及び帰宅困難者が一時避難及び待機をする場所として、甲、乙及び丙に対し、丁が所有又は管理する敷地の使用を許諾する。

(給電業務の支援)

第12条 丁は、第1条の目的を達成するため、災害による大規模停電が発生した場合、又は発生のおそれがある場合において、乙及び丙に電気自動車の給電協力の要請を依頼する。

2 丁は乙、丙の電気自動車からの給電協力を得て、市民及び帰宅困難者に「携帯電話の充電」を行うことで、サービスの提供を行う。

3 丁は前項の規定に基づき、サービスの提供にあたり、甲、乙及び丙に対し協議を行うものとする。ただし、丁は、安全を最大限に考慮して、甲、乙及び丙からの情報伝達のもと、前2項に定める事項を行わないことができるものとする。

(訓練への協力)

第13条 乙、丙及び丁は、甲が実施又は後援する訓練に協力するよう努めるものとする。

2 前項に規定する訓練の協力を要する費用は、原則として乙、丙及び丁の負担とする。

(広報活動)

第14条 甲、乙及び丙は、災害時において、より多くの電気自動車を確保するため、平常時において広報活動に努めるものとする。

2 丁は、平常時において甲からの防災情報を適宜把握し、関係機関にも防災における広報周知の活動に努めるものとする。

(電気自動車等の情報提供)

第15条 乙は、災害時に給電業務が遂行可能な電気自動車等の情報を、丙は、電気自動車等の普及促進に資する情報を、それぞれ適宜、甲に提供する。

2 丁は、平常時において丙及び乙からの電気自動車等の情報を適宜、把握により各施設を利用するお客様にはこれらの情報を提供する。

(連絡調整)

第16条 この協定及びこの協定に定める業務に関わる連絡調整は、甲、乙、丙及び丁があらかじめ指定した者が行う。

(細目)

第17条 この協定を実施するために必要な事項については、別に定める。

(協定期間及び更新)

第18条 この協定の期間は、協定締結の日から令和3年3月31日までとする。ただし、この協定の期間満了の1か月前までに、甲、乙、丙及び丁のいずれの者からもこの協定を終了又は変更する意思表示がないときは、この協定の期間を更に1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第19条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈について疑義が生じたときは、甲乙丙丁協議の上、決定するものとする。

この協定の成立を証するため、協定書5通を作成し、甲乙丙及び丁記名押印の上各1通を保有する。

令和元年11月25日

甲 神戸市中央区加納町6丁目5番1号
神戸市
神戸市長 久元 喜造

乙 神戸市中央区北本町通5丁目2番24号
兵庫日産自動車株式会社
代表取締役社長 西川 博之

乙 神戸市灘区烏帽子町3丁目3番11号
日産プリンス兵庫販売株式会社
代表取締役社長 長手 繁

丙 神奈川県横浜市西区高島1丁目1番1号
日産自動車株式会社
理事 神田 昌明

丁 神戸市東灘区御影塚町1丁目8番17号
株式会社 神戸酒心館
代表取締役社長 安福 武之助

■ 協定関連資料

[防災関連機関等との応援協定]

資料 4-82 災害時における電動車両等の支援に関する協定書（三菱自動車工業株式会社）

災害時における電動車両等の支援に関する協定書

神戸市（以下「甲」という。）、兵庫三菱自動車販売株式会社（以下「乙」という。）及び三菱自動車工業株式会社（以下「丙」という。）とは、災害時における電動車両等の支援に関し次の条項により協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、神戸市内において異常かつ激甚な非常災害（以下「災害」という。）の発生時に、甲、乙及び丙が相互に連携し、円滑な災害応急対策を実施することを目的として、電動車両等の貸与について必要な事項を定めるとともに、平常時においても電動車両等の災害の発生時における有用性を広く市民に知らしめ、甲、乙及び丙が共に理解醸成に努めるものとする。

（電動車両等の種類）

第2条 乙が甲に対して貸与する電動車両等は、次に掲げるものとする。

- （1）電気自動車
- （2）プラグインハイブリッド車
- （3）前二号に掲げるもののほか、電動車両等からの外部給電に必要な機器

（貸与の要請）

第3条 甲は、災害の発生時における応急対策のため、乙が保有する前条に規定する電動車両等の貸与を必要とする場合、丙に対し電話等により当該貸与に係る要請を行うものとする。この場合において、当該要請を受けた丙は、乙が貸与することが可能な電動車両等を確認し、乙と調整の上、当該要請に係る対応について甲に連絡するものとする。

- 2 前項に規定する連絡を受けた後、甲は、乙に対し、電動車両等の貸与について要請書（様式1号）により要請するものとする。
- 3 乙は、前項の規定により要請があったときは、危険性を考慮し、業務に支障を来たさない範囲で、乙が保有する電動車両等を甲に優先的に貸与するよう努めるものとする。
- 4 丙は、第2項の規定により甲が要請する電動車両等の種類及び数量等に関し、乙が保有する電動車両等を貸与することが困難な場合は、電動車両等の確保に努めるものとする。

（電動車両等の引渡し等）

第4条 乙は、前条第2項の規定による要請を受け、電動車両等を甲に貸与する場合は、甲の指定する場所に運搬し、電動車両等の種類・数量について確認の上、甲が指定する者に対して引渡しを行うものとする。

- 2 乙は、前項の規定により、電動車両等の引渡しを行った場合は、速やかに口頭又は電話等により甲に連絡し、甲に対して報告書（様式2号）を提出するものとする。

（貸与期間）

第5条 電動車両等の貸与期間は、引渡し日から起算して1週間程度とする。ただし、貸与期間を変更する必要がある場合は、甲乙丙協議の上、決定するものとする。

(電動車両等の返却)

第6条 乙が甲に貸与した電動車両等の返却時期及び返却場所については、甲と乙が協議の上、決定するものとする。

(費用負担)

第7条 貸与期間中の電動車両等に係る費用(電気代、燃料代、その他消耗品等に係る費用をいう。)は、甲が負担するものとする。

2 前項の費用は、発災直前における適正な価格を基礎として、甲、乙及び丙が協議の上、決定するものとする。

(補償)

第8条 貸与期間中に生じた電動車両等による損害の補償については、次のとおりとする。

(1) 事故により、第三者に与えた物的又は人的損害については、その損害の帰責理由がある者が補償責任を負うものとする。ただし、当該帰責事由が不明な場合は、甲、乙及び丙が協議の上、その賠償に当たるものとする。

(2) 自動車保険が適用される場合は、次条の規定により取り扱うものとする。

(保険について)

第9条 乙は、電動車両等の貸与に当たり乙又は丙の負担により自賠責保険及び任意保険に加入するものとし、甲は、貸与期間中に事故が発生した場合は、速やかに乙へその旨を連絡し、乙又は丙の加入している保険の適用を受けるものとする。

2 前項に規定する保険の適用に要する費用については、乙又は丙の負担とする。ただし、甲の故意又は重過失により保険の適用を受けるに至った場合又は適用を受けることができなくなった場合は、免責分も含めて甲が負担するものとする。

(費用の支払)

第10条 甲、乙及び丙は、この協定に基づく正当な費用について支払の請求があった場合は、速やかに相手方に対してこれを支払うものとする。

(使用上の留意事項)

第11条 甲は、貸与を受けた電動車両等を次のとおり使用するものとする。

(1) 乙または丙が指示する使用の条件を遵守し、可能なかぎり安全な場所で使用する。

(2) 原則として、神戸市内で使用する。

(3) 故障又は何らかの原因により電動車両等を使用できなくなったときは
第13条第3項の規定により、乙に速やかに連絡する。

(連絡責任者)

第12条 甲、乙及び丙は、この協定に関する連絡責任者を事前に定め、報告書(様式3)により相互

■ 協定関連資料

[防災関連機関等との応援協定]

に報告するものとする。当該連絡責任者に変更が生じた場合も同様とする。

(電動車両等の情報提供)

第 13 条 乙及び丙は、甲から求められた場合は、災害時に電力供給が可能な電動車両等の情報を甲に提供するものとする。

2 甲は、乙及び丙から求められた場合は、貸与された電動車両等の使用状況に関する情報を、乙及び丙に提供するものとする。

3 甲は貸与期間中、電動車両等に不調が生じた場合等、災害応急対策を進めるに当たり問題が生じた場合には、速やかに乙に連絡し、甲、乙及び丙で対応を協議するものとする。

(平常時の取組)

第 14 条 甲、乙及び丙は、平常時においても電動車両等の災害時における有用性を広く市民に知らしめ、理解を醸成していくことに努めるものとする。

2 乙及び丙は、この協定に基づく協力体制が円滑に行われるよう、必要に応じて、甲が行う防災訓練等に参加するものとする。

3 前項の防災訓練等の協力に要する費用は、原則として乙の負担とする。

(協議)

第 15 条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた事項は、甲、乙及び丙が協議の上、定めるものとする。

(有効期間)

第 16 条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の2月前までに、甲、乙又は丙のいずれからも書面による異議の申出がない限り、有効期間満了の日の翌日から起算して更に1年間有効期間を延長することとし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書を3通作成し、甲乙丙それぞれ署名の上、各1通を保有するものとする。

令和2年1月31日

甲 神戸市中央区加納町6丁目5番1号
神戸市
神戸市長 久元 喜造

乙 神戸市西区伊川谷町潤和字西ノ口751-1
兵庫三菱自動車販売株式会社
代表取締役社長 西原 興一郎

丙 東京都港区芝浦三丁目1番21号
三菱自動車工業株式会社
取締役 代表執行役 CEO 加藤 隆雄

資料 4-83 災害時の避難所等における外部給電可能な車両からの電力供給の協力に関する覚書（兵庫トヨタ自動車株式会社、神戸トヨペット株式会社他）

災害時の避難所等における外部給電可能な車両からの電力供給の協力に関する覚書

神戸市（以下「甲」という。）と兵庫トヨタ自動車株式会社、神戸トヨペット株式会社、トヨタカローラ神戸株式会社、トヨタカローラ兵庫株式会社、ネッツトヨタ神戸株式会社、ネッツトヨタズナ神戸株式会社、ネッツトヨタ兵庫株式会社、ネッツトヨタウエスト兵庫株式会社（以下「乙」という。）、並びにトヨタモビリティパーツ株式会社 兵庫支社（以下、「丙」という。）は、包括連携協定の項目である「安全・安心に関すること」の1つとして、次のとおり覚書を締結する。

（趣旨）

第1条 この覚書は、神戸市内において災害が発生した場合に、甲、乙・丙が相互に連携し、円滑な災害応急対策を実施することを目的として、避難所等における外部給電可能な車両からの電力供給の協力について必要な事項を定める。

（外部給電可能な車両の種類）

第2条 甲が乙に対して要請する外部給電可能な車両は、次に掲げるものとする。

- （1）燃料電池自動車
- （2）電気自動車
- （3）プラグイン・ハイブリッド自動車
- （4）ハイブリッド自動車

（協力の要請と協力内容）

第3条 甲は、災害時における応急対策のため、乙が保有する外部給電可能な車両を必要とする場合は、丙に対し書面（様式第2号）で要請するものとする。ただし、緊急の場合は、電話等により要請し、事後速やかに書面を提出するものとする。丙は、従業員の安全を確保したうえで、トヨタ側の窓口・とりまとめ役を務める。

- 2 乙は、前項の規定により要請があったときは、従業員の安全を確保したうえで、業務に支障を来さない可能な範囲で、保有する外部給電可能な車両を貸与するよう努めるものとする。
- 3 乙は、災害による停電の発生時、甲より要請がない場合でも、販売店店舗等において、近隣住民への給電協力を努めるものとする。
- 4 丙は、甲の要請する車両台数に対して、乙の提供できる車両台数が不足する場合、本覚書を締結していない県内トヨタ販社や、トヨタ自動車に対して協力を要請し、甲の要請に応えるよう努める。

（外部給電可能な車両の引渡し）

第4条 乙は、前条の規定による甲からの要請を受け、外部給電可能な車両を貸与する場合は、乙が甲の指定する場所に運搬し、引渡しを行うものとする。乙が車両運搬不可能な場合、甲乙両方で協議し、引渡しの方法を調整する。

（貸与期間）

■ 協定関連資料

[防災関連機関等との応援協定]

第5条 外部給電可能な車両の貸与期間は、災害発生から3日間程度とする。期間変更の必要がある場合は、甲、乙が協議の上、決定するものとする。

(報告)

第6条 乙は、第3条の規定による甲からの要請を受け、外部給電可能な車両を引渡した場合は、甲に対し速やかに書面(様式第3号)を提出するものとする。

(外部給電可能な車両の返却)

第7条 乙が甲に貸与した外部給電可能な車両の返却時期及び場所については、甲、乙が協議の上、決定する。

(費用負担)

第8条 甲の要請に基づき乙が行った外部給電可能な車両の貸与期間中の費用については、甲が負担するものとする。ただし、乙から費用負担の申し出があった場合には、この限りではない。

2 前項の費用は、発災直前における適正価格を基礎として、甲、乙が協議の上、決定するものとする。

(費用の支払い)

第9条 甲は、乙から費用の支払い請求があった場合は、速やかに乙に支払うものとする。

(補償)

第10条 外部給電可能な車両の貸与期間中に生じた損害の補償については、以下のとおり取り扱うものとする。

(1) 事故により、第三者に与えた物的あるいは人的損害については、その損害の帰責理由がある者が、補償責任を負うものとする。責めに帰すべき事由が不明な場合は、甲、乙が協議の上、その賠償にあたるものとする。

(2) 自動車保険が適用される場合の取扱いは、第11条の規定による。

(自動車保険の扱い)

第11条 乙は、外部給電可能な車両の貸与にあたり乙の負担により自賠責保険及び任意保険に加入するものとし、甲は貸与期間中に事故が発生した場合は、速やかに乙へその旨を連絡し、乙の加入している保険の適用を受けるものとする。

2 前項の保険の適用を受けるに際しかかる費用については、全て乙の負担とする。ただし、甲の故意または重過失によって保険の適用を受けるに至った場合、あるいは保険の適用が受けられなくなった場合は、免責分も含め甲の負担とする。

(使用上の留意事項)

第12条 甲は、貸与を受けた外部給電可能な車両を以下のとおり使用するものとする。

(1) 使用条件を守り、極力、安全な場所で使用する。

(2) 原則として、神戸市内で使用する。

(3) 外部給電可能な車両の故障又は何らかの原因により使用できなくなった場合は、第14条第3項の規定により、乙に速やかに報告する。

(連絡責任者)

第13条 甲、丙は、この協定に関する連絡責任者を事前に定め書面（様式第1号）、により報告するものとする。また、当該連絡責任者に変更が生じた場合は、その都度、相互に報告するものとする。

(外部給電可能な車両の情報提供)

第14条 乙は、甲から求められた場合、災害時に外部給電可能な車両の情報を甲に提供する。

- 2 甲は、乙から求められた場合、貸与された外部給電可能な車両の使用状況に関する情報を、適宜、乙に提供する。
- 3 甲は、貸与期間中、外部給電可能な車両に不調が生じた場合など、災害応急対策を進めるにあたり、問題が発生した場合には、速やかに乙に連絡し、甲、乙で対応を協議する。

(訓練等)

第15条 乙・丙は、この覚書に基づく協力体制が円滑に行われるよう、必要に応じて、甲が行う防災訓練等に参加するものとする。

- 2 前項に規定する訓練の協力に要する費用は、原則として乙・丙の負担とする。

(普及・周知活動)

第16条 甲、乙・丙は、市民の自助による減災を促進するため、外部給電可能な車両の普及について、協力して取り組む。

(協議)

第17条 この覚書に定めのない事項、又はこの覚書に疑義が生じた場合は、甲、乙・丙が協議の上、定めるものとする。

(有効期間)

第18条 この覚書の有効期間は、包括連携協定と合わせて、覚書締結の日から起算して1年間とする。ただし、この覚書の有効期間満了の日の2ヶ月前までに、甲、乙・丙のいずれからも書面による異議の申出がない限り、有効期間満了の日の翌日から起算して更に1年間有効とし、以後も同様とする。

この覚書の締結を証するため、本書10通を作成し、甲、乙・丙がそれぞれ署名押印の上、各1通を保有するものとする。

令和2年11月13日

甲 神戸市中央区加納町6丁目5番1号
神戸市
神戸市長 久元 喜造

■ 協定関連資料

[防災関連機関等との応援協定]

乙 神戸市中央区磯辺通4丁目2番12号兵庫
トヨタ自動車株式会社
代表取締役社長 瀧川 高章

神戸市兵庫区水木通2丁目1番1号
神戸トヨペット株式会社
代表取締役社長 西村 公秀

神戸市灘区灘南通2-1-9
トヨタカローラ神戸株式会社
代表取締役社長 塩住 宏基

神戸市兵庫区大開通9丁目1番14号
トヨタカローラ兵庫株式会社
代表取締役社長 伏見 和政

尼崎市名神町1-18-25
ネットトヨタ神戸株式会社
代表取締役社長 四宮 康次郎

神戸市中央区磯辺通4丁目2番12号
ネットトヨタゾナ神戸株式会社
代表取締役社長 坂戸 秀彰

神戸市中央区栄町通7丁目1-3
ネットトヨタ兵庫株式会社
代表取締役社長 西村 卓也

神戸市長田区大道通5丁目101番地の2
ネットトヨタウエスト兵庫株式会社
代表取締役社長 谷口 弘一

丙 神戸市長田区北町2-9-2
トヨタモビリティパーツ株式会社
兵庫支社長 阿部 誠司

様式第1号（第13条関係）

年 月 日

連絡責任者届

団体名【
連絡先（窓口責任者）

	第1連絡先	第2連絡先
担当部署		
役職・氏名		
電話番号		
携帯電話番号		
F A X		
Eメールアドレス		

（目的外使用禁止）

「災害時の避難所等における外部給電可能な車両からの電力供給の協力に関する協定書」に記載する事項以外には利用しないこと。

■ 協定関連資料

[防災関連機関等との応援協定]

様式第2号（第3条関係）

年 月 日

外部給電可能な車両の提供協力要請書

様

神戸市

「災害時の避難所等における外部給電可能な車両からの電力供給の協力に関する協定書」第3条に基づき、下記のとおり要請します。

記

1 災害の状況及び協力を要請する理由

--

2 要請内容

(1) 外部給電場所及び車両等の情報

	搬送場所 (自治体名・庁舎住所)	外部給電予定場所 (施設名・住所)	提供期間	台数 (台)	使用自治体担当者 (連絡先・職氏名)
1			自： 月 日 至： 月 日		
2			自： 月 日 至： 月 日		
3			自： 月 日 至： 月 日		
4			自： 月 日 至： 月 日		

※表が不足する場合には別紙としてもよい。

(2) その他特記事項

--

3 要請に係る連絡先担当者

所属名	
職氏名	
連絡先	

様式第3号（第6条関係）

年 月 日

外部給電可能な車両の提供協力受書

神戸市 様

会社名
代表者名

「災害時の避難所等における外部給電可能な車両からの電力供給の協力に関する協定書」第3条に基づき、車両を提供しましたので、第6条の定めにより、下記のとおり報告します。

記

1 外部給電可能な車両の提供実施内容

	提供実施日	提供場所 (自治体名・庁舎住所)	提供期間	車種	台数 (台)
1	月 日		自： 月 日 至： 月 日		
2	月 日		自： 月 日 至： 月 日		
3	月 日		自： 月 日 至： 月 日		
4	月 日		自： 月 日 至： 月 日		

※表が不足する場合には別紙としてもよい。

2 報告に係る連絡先担当者

会社名		
職氏名		
連絡先		

■ 協定関連資料

[防災関連機関等との応援協定]

資料 4-84 災害時における支援活動に関する協定書(株式会社マツダオートザム北神)

災害時における支援活動に関する協定書

神戸市北区役所(以下「甲」という。)と株式会社マツダオートザム北神(以下「乙」という。)とは、神戸市地域防災計画及び北区防災組織計画における災害応急活動に必要な業務の協力について、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、神戸市北区北神地域(有野地区、有馬地区、八多地区、淡河地区、大沢地区、長尾地区、道場地区)内に地震、風水害等による災害が発生し又は発生する恐れがある場合(以下「災害時」という)に必要な災害応急業務に関する支援活動への協力について、必要な事項を定めるものである。

(協力の要請)

第2条 甲は、災害時において必要があると認める場合は、乙に対し協力を要請することができる。

(協力業務)

第3条 甲が乙に対し協力を要請する業務の内容は、次のとおりとする。なお、協力業務は、いずれも運搬業務であるため、車両と運転者を合わせて派遣するものとする。

(1) 職員の移送(区役所⇄避難所)

※職員には、避難所班(避難所運営職員)だけでなく、保健班(要援護者対応をする職員)も含む。

また、区役所には出張所も含む。

(2) 物資の搬送(避難所・備蓄拠点・区役所⇄避難所)

(3) 職員の送迎(区役所⇄主要駅(谷上駅、三田駅))

(協力の実施)

第4条 乙は第2条に定める災害協力要請を受けたときには、甲が指定する指揮者の指示に従い、可能な範囲において、業務に協力するものとする。

(事故等)

第5条 乙は、業務の協力を際し、事故が発生したときは、甲に対し速やかにその状況を報告するものとする。

(同乗者および第三者(対物対人)に対する責任)

第6条 乙は、業務の協力を際し、乙の責に帰する理由により、同乗者および第三者(対物対人)に損害を与えたときは、その賠償の責を負うものとする。

(災害補償)

第7条 甲は不可抗力によって生じた損害の一切について、責任を負わないものとする。

(協定の有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、令和3年9月22日から令和4年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の1ヵ月前までに甲、乙いずれからもこの協定を終了する旨の意思表示を行わない限りは、有効期間満了の翌日から起算して1年間この協定が延長されたものとみなす。それ以降も同様に延長される。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義や変更の必要性が生じたときは、甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

令和3年9月22日

甲 神戸市北区鈴蘭台北町 1-9-1
神戸市北区役所
代表者 北区長 谷 真行

乙 神戸市北区有野中町 3丁目 8番地 14号
株式会社マツダオートザム北神
代表者 代表取締役社長 高山 和之

■ 協定関連資料

[防災関連機関等との応援協定]

「災害時における支援活動に関する協定書」の一部変更

神戸市北区役所（以下「甲」という。）と株式会社マツダオートザム北神（以下「乙」という。）との間に、令和3年9月22日に締結した「災害時における支援活動に関する協定書」の一部を、次のように変更する。

第5条を第6条とし、第6条から第9条までを1条ずつ繰り下げ、第4条の次に次の1条を加える。
(機密の保持)

第5条 乙は、本協定に関して知り得た情報を漏らしてはならない。本協定の効力が失われた後も同様とする。

この協定締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

令和4年10月25日

甲 神戸市北区鈴蘭台北町1-9-1
神戸市北区役所
代表者 北区長 金本 忠義

乙 神戸市北区有野中町3丁目8番地14号
株式会社マツダオートザム北神
代表者 代表取締役社長 高山 和之

資料 4-85 災害時におけるモバイルバッテリーの提供及びデジタルサイネージによる情報発信の協力に関する協定（株式会社インフォリッチ）

災害時におけるモバイルバッテリーの提供及びデジタルサイネージによる
情報発信の協力に関する協定

神戸市（以下「甲」という。）と株式会社 INFORICH（以下「乙」という。）との間において、災害時におけるモバイルバッテリー（以下「バッテリー」という。）の提供及びデジタルサイネージによる情報発信の協力に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、神戸市内に大規模な地震・津波、風水害及びその他の災害（これらを総称して、以下「災害」という。）による大規模停電が発生し、または発生のおそれのある場合において、甲が公共施設、避難拠点等における電力供給業務や情報発信を行う際に、乙の協力内容及びその他必要な事項を定めるものとする。

（協力の内容）

第2条 乙の協力内容は、次の各号のとおりとする。

- （1）乙が所有するバッテリーの提供
- （2）乙が神戸市内に設置したバッテリースタンド（以下「スタンド」という。）に設置したバッテリーの無償レンタル提供
- （3）スタンドに付随したデジタルサイネージを活用した情報の発信

（協力の要請）

第3条 甲は、災害時にバッテリーの確保の必要が生じたときは、数量を指定し、乙に対して要請を行うことができる。

- 2 乙は、前項の要請があった場合は、乙が用意可能な数量を報告し、甲の指定する引渡し場所に、乙が取り得ることができる最も早い手段により、優先的に提供するよう努めるものとする。
- 3 乙から災害時に被害を受けた旨の連絡があった場合の対応については、甲乙協議の上、決定するものとする。

（経費の負担）

第4条 前条第1項の要請により、乙がバッテリーの提供に要した経費は、甲が負担するものとする。

- 2 第2条第1項第2号及び第3号の協力を要した経費は、乙が負担するものとする。
- 3 前条第2項の規定により提供されたバッテリーの価格は、災害が発生した直前の乙の販売価格とする。

（平常時の連携）

第5条 この協定が円滑に運用されるよう、甲においては、神戸市内公共施設等への設置促進、乙においては、防災意識啓発、広報活動等の実施など、平素から連携強化に努めるものとする。

■ 協定関連資料

[防災関連機関等との応援協定]

(協定期間及び更新)

第6条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和4年3月31日までとする。ただし、期間満了の日までに、甲又は乙から協定を継続しない旨の申出がないときは、1年間延長するものとし、以後も同様とする。

2 甲及び乙は、毎年4月に緊急連絡先等を互いに報告するものとする。

(協議)

第7条 この協定に定めのない事項及び疑義については、その都度、甲乙協議の上、解決するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

令和2年1月17日

甲 神戸市中央区加納町6丁目5番1号
神戸市
神戸市長 久元 喜造

乙 東京都渋谷区神宮前6丁目31番15号A-6A
株式会社INFORICH
代表取締役社長 秋山 広宣

資料 4-86 神戸市災害時におけるボランティア協定（ライオンズクラブ国際協会）

神戸市災害時におけるボランティア協定

神戸市（以下「甲」という。）とライオンズクラブ国際協会 335-A地区 1R1Z、1R2Z、1R3Zに所属するクラブ（以下「乙」という。）及び社会福祉法人神戸市社会福祉協議会（以下「丙」という。）は、地震等の災害発生時におけるボランティア活動に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地震等の災害発生時におけるボランティア活動（以下「活動」という。）に関する協力体制について必要な事項を定め、活動を円滑に実施することを目的とする。

（協力内容）

第2条 乙が甲の要請に応じて行う活動は次のとおりとする。

- （1） 災害ボランティアセンターを経由して活動するボランティア等の移動や活動等に利用する車両の提供
- （2） 災害ボランティアセンター及び災害ボランティアの活動拠点（以下、「ボランティア支援拠点等」という）に必要な設備及び災害ボランティア活動に必要な資機材等の提供
- （3） ボランティア支援拠点等で活動するボランティア等が利用する駐車場等の提供
- （4） 乙が有する専門性等を活かした物的・人的支援の提供
- （5） ボランティア支援拠点等におけるボランティアを対象とした飲食物の提供
- （6） その他、災害ボランティアセンター及びボランティアの活動の推進に必要とされた支援の提供

2 前項の活動を実施する場合は、乙は活動中における事故に備え保険に加入するものとする。

（協力要請）

第3条 甲は、前条第1項に規定する活動を要請する場合は、丙を通じて行うものとする。

（連絡責任者）

第4条 甲、乙及び丙は、あらかじめ連絡責任者を定めて、相手方に報告するものとする。

（協力）

第5条 乙は、甲から第3条の規定による協力要請を受けた場合は、協定の内容に従って可能な限り活動の協力を努めるものとする。ただし、止むを得ない事情により協力要請に応じられない場合はこの限りではない。

（経費の負担）

第6条 この協定により乙が実施する活動に係る費用は、原則として乙の負担とする。

（損害の負担）

第7条 第2条第1項の規定による活動により生じた損害の負担は、甲、乙及び丙で協議して定めるものとする。

（支援のための情報共有及び秘密を守る義務）

第8条 甲、乙及び丙は必要な支援を円滑に提供するため、情報を適宜共有する。

乙は、この協定に係る活動を行うに当たり、活動上知り得た内容を第三者に漏らしてはならない。

2 前項の規定は、協定終了後も同様とし、乙からの情報提供を受け、支援に携わった者全てを対象とする。

■ 協定関連資料

[防災関連機関等との応援協定]

(協定締結の取消)

第9条 甲、乙及び丙は、いずれかの申し出により協定を取り消すことができる。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間については、以下のとおりとする。

- (1) この協定は、締結の日からその効力を有するものとし、協定の有効期間（以下「協定期間」という。）は1年間とする。
- (2) この協定は、前項の協定期間が満了する1ヵ月前までに、甲、乙及び丙いずれからも何らかの申し出がない場合には、協定期間の満了の翌日からさらに1年間継続するものとし、以降も同様とする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項については、その都度、甲、乙及び丙で協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、甲、乙及び丙記名押印の上、各1通ずつ保管する。

令和3年6月10日

甲 神戸市中央区加納町6丁目5番1号

神戸市長

久元 喜造

乙 ライオンズクラブ国際協会335-A地区
2020-2021年

地区ガバナー

1R1Z **ゾーンチェアパーソン**

1R2Z **ゾーンチェアパーソン**

1R3Z **ゾーンチェアパーソン**

地区アラート委員長

(1R1Z)

神戸市中央区港島中町6-10-1 神戸ポートピアホテル南館5F

神戸(ホスト)ライオンズクラブ

会長

神戸市東灘区魚崎南町5-7-3-408 南部雅弘会計事務所内

神戸生田ライオンズクラブ

会長

神戸市兵庫区三川口町2-5-13 藤本ビル1F

神戸中央ライオンズクラブ

会長

神戸市中央区多聞通3-3-7 コウベセンタービル3F

神戸ハーバーライオンズクラブ

会長

神戸市中央区相生町4-4-18 マスヤビル501

神戸センチュリーライオンズクラブ

会長

川西市大和東3-13-11 はじめ株式会社内

神戸ティアライオンズクラブ

会長

尼崎市東園田町9-37-4

そのだライオンズクラブ

会長

神戸市中央区北野町3-12 神戸北野国際センター内

神戸北野ライオンズクラブ

会長

(1R2Z)

神戸市中央区港島中町6-10-1 神戸ポートピアホテル南館5F

神戸イーストライオンズクラブ

会長

■ 協定関連資料

[防災関連機関等との応援協定]

- 乙 神戸市中央区元町通4-6-18 シャルマンライフ神戸元町602
神戸三宮ライオンズクラブ
会 長
- 神戸市中央区八幡通4-2-18 昭和住宅・福本ビル404号室
神戸六甲ポートライオンズクラブ
会 長
- 神戸市中央区琴ノ緒町5-5-29 三経ビル405
神戸甲南ライオンズクラブ
会 長
- 神戸市中央区三宮町2-7-8 パウリスタビル8F
神戸灘ライオンズクラブ
会 長
- 神戸市中央区港島中町6-10-1 神戸ポートピアホテル南館5F
神戸みなとライオンズクラブ
会 長
- 神戸市中央区港島中町6-10-1 神戸ポートピアホテル南館5F
神戸ノースライオンズクラブ
会 長
- 神戸市中央区加納町2-13-10 グランドビスタ北野605
神戸葺合ライオンズクラブ
会 長
- 神戸市中央区琴ノ緒町5-5-29-405
神戸東灘マリーンライオンズクラブ
会 長
- (1R2Z)
神戸市中央区脇浜海岸通3-2-15-405
神戸のじぎくライオンズクラブ
会 長
- 大阪市淀川区西中島4-7-18 まるみやビル2F (株) フロンティア内
神戸レインボーライオンズクラブ
会 長
- (1R3Z)
神戸市中央区花隈町12-6 第3大知ビル4F
神戸ウエストライオンズクラブ
会 長
- 神戸市中央区花隈町12-6 第3大知ビル4F
神戸須磨ライオンズクラブ
会 長
- 神戸市垂水区神田町2-10 松本ビル4F
神戸垂水ライオンズクラブ
会 長

乙

神戸市中央区相生町4-4-18 マスヤビル401

神戸兵庫シティライオンズクラブ

会長

神戸市兵庫区松原通5-1-3 タモンビル4F

神戸長田ライオンズクラブ

会長

神戸市中央区港島中町6-10-1 神戸ポートピアホテル南館5F

神戸あじさいライオンズクラブ

会長

丙

神戸市中央区磯上通3丁目1番32号 こうべ市民福祉交流センター

社会福祉法人神戸市社会福祉協議会

理事長

■ 協定関連資料

[防災関連機関等との応援協定]

資料 4-87 神戸市災害ボランティア情報センター及び区災害ボランティアセンターの設置・運営等に関する協定書（社会福祉法人社会福祉協議会、各区社会福祉協議会）

神戸市災害ボランティア情報センター及び区災害ボランティアセンターの
設置・運営等に関する協定書

神戸市（以下「甲」という。）と社会福祉法人神戸市社会福祉協議会（以下「乙」という。）及び、社会福祉法人神戸市東灘区社会福祉協議会、社会福祉法人神戸市灘区社会福祉協議会、社会福祉法人神戸市中央区社会福祉協議会、社会福祉法人神戸市兵庫区社会福祉協議会、社会福祉法人神戸市北区社会福祉協議会、社会福祉法人神戸市長田区社会福祉協議会、社会福祉法人神戸市須磨区社会福祉協議会、社会福祉法人神戸市垂水区社会福祉協議会、社会福祉法人神戸市西区社会福祉協議会（以下「丙」という。）の三者は、災害時における、神戸市災害ボランティア情報センター（以下、「市情報センター」という。）及び区災害ボランティアセンター（以下、「区災害VC」という。）の設置、運営等に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、神戸市災害時応急対応活動として行う、市情報センター・区災害VCの設置及びそれに伴う市民の自主性を伴ったボランティア活動を円滑に実施するために、甲、乙及び丙の果たすべき役割と協力事項、費用負担等を定め、被災者の生活支援に寄与することを目的とする。

（連携・協力）

第2条 甲、乙及び丙は、災害が発生した場合には、被害状況等を含めボランティア活動を行うために必要な情報や被災者の効果的な支援のために必要な情報を速やかに共有し、協力して措置を講じる。

（市情報センター・区災害VCの設置等）

第3条 甲及び乙は、市情報センター・区災害VCを設置する必要があると判断したときは、甲、乙及び丙が協議の上、乙は市情報センター、丙は区災害VCを設置するものとする。

（市情報センター・区災害VCの設置場所）

第4条 市情報センター・区災害VCの本部事務所は、乙及び丙が管理する事務所のうち支援活動を実施するために最適な場所に設置するものとする。ただし、乙及び丙が管理する事務所に最適な場所がない場合には、甲はこれに代わる場所を確保して乙及び丙に提供するものとする。

2 著しい被害を受けた地域や地理的な課題等により区災害VCの分室（サテライト）の設置が必要であるときは、甲、乙及び丙が協議のうえ、前項の考えに基づき、その設置場所を確保するものとする。

（市情報センター・区災害VCの運営）

第5条 乙が市情報センター、丙が区災害VCを設置する場合、乙及び丙が主体となり、必

要に応じて、外部からのボランティア、各社会福祉協議会、ボランティアコーディネーターのほか、地域の関係機関・団体等の協力の下、運営を行うものとする。

2 甲は、乙が市情報センター、丙が区災害VCを設置した場合、乙及び丙との連絡調整について担当者を決定し、速やかに連携体制を整えるものとする。

(協力の要請)

第6条 乙及び丙は、市情報センター・区災害VCの円滑な活動を確保することが困難であると認めるときは、甲に対し、必要な協力を求めることができる。

(市情報センターの業務)

第7条 市情報センターは、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 被災地および区災害VCに関する情報収集・情報発信
- (2) 区災害VCの設置運営支援・連絡・調整・派遣等
- (3) 市外の災害ボランティアセンターとの間の連絡・調整・受入及び派遣等
- (4) 区災害VC及び災害ボランティア活動に関する各種相談、問い合わせへの対応
- (5) ボランティア・市民活動災害共済の加入手続
- (6) 災害ボランティア活動に必要な資機材・活動物資等の調達・貸出・保管・管理
- (7) 神戸市災害対策本部等との以下の情報の共有
 - ①被災状況・避難情報
 - ②インフラ等の復旧計画・復旧情報
 - ③ボランティアによる支援活動の状況
 - ④特に支援を必要とする者の情報（共有の内容、範囲等は別に定める）
 - ⑤その他、災害ボランティア活動に必要と甲、乙及び丙が認める情報
- (8) 関係機関・団体との間の連絡・調整・仲介等
- (9) 災害ボランティアセンター運営に関する研修や広報
- (10) その他、市情報センターの活動に必要な業務

(区災害VCの業務)

第8条 区災害VCは区災害対策本部及び市情報センターと連携し、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 被災情報の把握
- (2) ボランティアニーズの把握
- (3) 災害ボランティアの募集、受付
- (4) 災害ボランティア活動の情報発信
- (5) 区災害VC及び災害ボランティア活動に関する各種相談、問い合わせへの対応
- (6) ボランティア・市民活動災害共済の加入手続
- (7) 災害ボランティア活動に必要な資機材・活動物資等の調達・貸出・保管・管理
- (8) 災害ボランティア活動に必要な移動支援
- (9) 市及び区災害対策本部等との以下の情報の共有
 - ①被災状況・避難情報
 - ②インフラ等の復旧計画・復旧情報

■ 協定関連資料

[防災関連機関等との応援協定]

③ボランティアによる支援活動の状況

④特に支援を必要とする者の情報（共有の内容、範囲等は別に定める）

⑤その他、災害ボランティア活動に必要なと甲、乙及び丙が認める情報

(10) 関係機関・団体との連携や、連絡・調整・仲介等

(11) その他、区災害VCの活動に必要な業務

(資機材等の確保)

第9条 甲、乙及び丙は、災害時におけるボランティア活動等に必要な資機材等を相互に協力して確保するものとする。

(費用負担)

第10条 市情報センター・区災害VCの拠点設置費等について、甲、乙及び丙が協議の上、決定するものとする。

2 大規模な災害において、災害ボランティア活動と甲の実施する救助の調整の事務を甲が乙及び丙に委託した場合は、当該事務に要する乙及び丙の職員の時間外勤務手当（休日勤務、宿日直を含む）、乙及び丙が雇用する臨時職員及び非常勤職員の賃金、並びに乙の運営する市情報センター及び丙の運営する区災害VCに派遣される職員に係る旅費について、甲の負担とすることができる。

3 乙は、前2項の費用の内訳について、乙が丙の費用を取りまとめた上、支出状況がわかる書類を作成し、証拠書類一式を添付して甲に提出し、甲の承認を得るものとする。

(請求及び支払)

第11条 乙は、前条の規定により費用が確定したときは、乙が丙の費用を取りまとめた上、支出状況がわかる書類等を添えて甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の規定により乙からの請求があったときは、内容を確認しその費用を乙に支払うものとする。

3 乙は、前項の規定により甲から支払われた費用のうち、丙が要した費用について丙に支払うものとする。

4 支出状況がわかる書類等に関する資料は、会計法に基づき5年間保管するものとする。

(市情報センター・区災害VCの閉鎖)

第12条 市情報センター・区災害VCの閉鎖は、災害の復旧状況を考慮し、甲、乙及び丙が協議の上、決定するものとする。

(損害補償)

第13条 災害時における応急・復旧活動等に関し、ボランティアが被った損害に対する補償は、ボランティア・市民活動災害共済より対応するものとする。

(報告)

第14条 甲は、乙に市情報センター、乙及び丙に区災害VCの運営状況について報告を求めることができる。

(平常時における体制整備)

第15条 乙及び丙は、平常時から災害時に備えた市情報センター・区災害VC機能の整備・保持に努めるものとし、甲は、必要な協力を行うものとする。

2 甲、乙及び丙は、平常時から相互に連携し、ボランティア団体、地域住民、関係機関・団体等との良好な関係の維持に努め、市情報センター・区災害VCの運営など災害時における連携・協力体制の確立を図るものとする。

3 甲、乙及び丙は、災害時におけるボランティア活動が効果的に実施されるよう、防災訓練等の際に、互いに協力して災害ボランティアの養成を行うなど、防災意識の育成に努めるものとする。

(協議)

第16条 この協定に定めのない事項については、甲、乙及び丙が協議の上、決定するものとする。

(有効期間)

第17条 この協定の有効期間は、締結の日から令和5年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の3か月前までに甲、乙及び丙のいずれからも解除又は変更の申出がないときは、期間満了日の翌日から1年間延長されたものとみなし、以後もまた同様とする。

この協定の締結を証するため、本書11通を作成し、甲、乙及び丙が記名押印の上、各1通を保有する。

令和4年9月1日

甲 神戸市中央区加納町6丁目5番1号
神戸市
神戸市長 久元喜造 印

乙 神戸市中央区磯上通3丁目1番32号
こうべ市民福祉交流センター内
社会福祉法人神戸市社会福祉協議会
理事長

丙 神戸市東灘区住吉東町5丁目2番1号 東灘区役所内
社会福祉法人神戸市東灘区社会福祉協議会
理事長

丙 神戸市灘区桜口町4丁目2番1号 灘区役所内
社会福祉法人神戸市灘区社会福祉協議会
理事長

■ 協定関連資料

[防災関連機関等との応援協定]

丙 神戸市中央区東町115番地 中央区役所内
社会福祉法人神戸市中央区社会福祉協議会
理 事 長

丙 神戸市兵庫区荒田町1丁目21-1兵庫区役所内
社会福祉法人神戸市兵庫区社会福祉協議会
理 事 長

丙 神戸市北区鈴蘭台北町1丁目9-1 北区役所内
社会福祉法人神戸市北区社会福祉協議会
理 事 長

丙 神戸市長田区北町3-4-3 長田区役所内
社会福祉法人神戸市長田区社会福祉協議会
理 事 長

丙 神戸市須磨区大黒町4丁目1番1号 須磨区役所内
社会福祉法人神戸市須磨区社会福祉協議会
理 事 長

丙 神戸市垂水区日向1-5-1 垂水区役所内
社会福祉法人神戸市垂水区社会福祉協議会
理 事 長

丙 神戸市西区糶台5丁目4-1 西区役所内
社会福祉法人神戸市西区社会福祉協議会
理 事 長

資料 4-88 災害時における物資供給体制構築の支援等に関する協定書（三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社）

災害時における物資供給体制構築の支援等に関する協定書

神戸市（以下「甲」という。）と三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社（以下「乙」という。）は、災害時の円滑な物資供給体制を構築するため、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、神戸市域内外で地震、風水害その他の災害が発生した場合（以下「災害時等」という。）において、甲が乙と協力して、物資を迅速かつ円滑に被災地や避難所等に供給するために必要な事項を定めるものとする。なお、甲は、乙が当該災害時等において被災等諸般の事情により、本協定に基づく甲への協力が困難と判断した場合、必ずしも要請に応ずることがないことにつき同意するものとする。

（業務の内容）

第2条 この協定により、甲が乙に実施を要請する業務（以下「業務」という。）は、次のとおりとする。

(1)集積・配送拠点運営の支援に関する業務

乙は、神戸市災害時物資供給マニュアル（以下、「本体マニュアル」という。）及び集積・配送拠点運営マニュアル（以下、「拠点運営マニュアル」という。）に定義されている拠点運営担当職員が、集積・配送拠点の開設・運営等を実施する際に、本体マニュアル及び拠点運営マニュアルに記載されている内容の解釈に疑義が生じた場合に助言を行う。

(2)救援物資対策チーム運営の支援に関する業務

乙は、本体マニュアルに定義されている救援物資対策チームが、大規模災害の発生時に被災者へ迅速かつ安定的に災害時物資を供給するための対応行動全般を実施する際に、本体マニュアルに記載されている内容の解釈に疑義が生じた場合に助言を行う。

(3)災害対応における課題抽出と、災害対応終了後の活動の検証に関する業務

乙は、本条1号又は2号の業務を通じて把握し得る事実情報に基づいて、集積・配送拠点運営又は救援物資対策チーム運営について改善を要する課題の抽出を行い、甲に対して随時報告する。また、災害対応終了後、本報告内容を踏まえて、災害時における物資供給活動の検証を行い、甲に対して報告を行う。

（連絡調整）

第3条 前条の業務内容を円滑に進めるため、甲乙はあらかじめ連絡責任者を定めて、相手方に報告し、変更が生じた場合は速やかにその内容を報告するものとする。

（費用の請求及び支払い）

第4条 乙は、指定された業務を終了後、業務に従事した人員に係る費用の支払いを請求するものとする。なお、費用の算出方法については、災害発生直前時における労務単価等を基準として甲、乙が協議して決定するものとする。

2 甲は、前項の請求に基づき、内容を精査確認し、その費用を乙に支払うものとする。

■ 協定関連資料

[防災関連機関等との応援協定]

(補償)

第5条 第2条に定める業務内容の実施により第三者に損害を与えた場合には、その損害の帰責事由のあるものが補償責任を負うものとし、責に帰すべき事由が不明な場合は、甲乙が協議の上、その賠償にあたるものとする。

2 第2条に定める業務の実施にあたり、乙に属する人員に損害が発生した場合の補償については、乙の責任において行うものとする。

(協議)

第6条 この協定に定めのない事項、または疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議により定めるものとする。

(指定の効力)

第7条 この協定の有効期間は、この協定の締結日から令和5年3月31日までとする。ただし、期間満了の1か月前までに甲乙いずれからも変更または解除の申し出がないときは、この協定の有効期間を当該満了日から起算して1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙押印の上、各1通を保有するものとする。

令和4年8月25日

神戸市中央区加納町6丁目5番1号
甲 神戸市
代表者 神戸市長 久元喜造 印

大阪市北区梅田2丁目5番25号
乙 三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社 大阪
常務執行役員 和田寿一 印

資料 4-89 防災減災連携に関する覚書（国立大学法人神戸大学）

国立大学法人神戸大学と神戸市の防災減災連携に関する覚書

この覚書は、国立大学法人神戸大学（以下「甲」という。）と神戸市（以下「乙」という。）が、平成25年5月24日に締結した「国立大学法人神戸大学と神戸市との連携に関する協定書」の第2条6号に定める項目について、具体的な連携内容を定めるものである。

（目的）

第1条 この覚書は、甲乙が連携し、防災、減災に関する取り組みを推進していくために必要な事項を定めるものとする。

（連携項目）

第2条 この覚書により連携する項目は、次のとおりとする。

- (1) 甲は、乙の求めにより、災害発生時に乙が開設する災害対策本部等に甲に属する人員を選出のうえ派遣し、災害対応や活動結果を検証するとともに、災害対応における課題抽出や助言を行う。
- (2) 甲は、乙の求めにより、災害発生現場に人員を派遣し、災害発生の原因や二次災害の危険性等について分析を行い、乙に対して必要な助言を行う。
- (3) 甲は、防災減災のまちづくりに寄与するため、研究結果に関する情報を会議や研修を通じて発信する。
- (4) 甲及び乙は、平時から密に連携し、前項に定める事項のほか、協力可能な事項について積極的に意見交換を行う。

（連絡調整）

第3条 前条の連携項目を円滑に進めるため、甲乙それぞれの連絡調整窓口を別表に定めるものとし、必要に応じて、甲乙協議の上、別表の修正を行うものとする。

（費用の請求及び支払い）

第4条 甲は、第2条に定める連携項目の実施に必要な費用について乙に請求することができる。なお、費用の算出方法については、甲乙が協議して決定するものとする。

（災害補償）

第5条 この覚書に定める連携項目の実施により、甲乙それぞれが加入する保険等により保障できない人的・物的損害が甲及び甲の職員に生じた場合には、乙は甲乙協議により、その原因となる帰責事由に基づき災害補償を行うものとする。

（第三者の損害が生じたときの措置）

第6条 この覚書に定める連携項目の実施に伴い第三者に損害を与えたときは、甲乙それぞれの責任において、その処理解決に当たるものとする。

（協議）

第7条 この覚書に定めのない事項、または疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

（協定の効力）

第8条 この覚書の有効期間は、締結日から令和5年3月31日までとする。ただし、期間満了の1か月前までに甲乙いずれからも解除及び変更の申し出がないときは、有効期間を当該満了日の翌日から起算して1年間延長するものとし、その後も同様とする。

■ 協定関連資料

[防災関連機関等との応援協定]

この覚書を証するため、本書2通を作成し、甲乙はそれぞれ記名押印の上、各1通を「国立大学法人神戸大学と神戸市との連携に関する協定書」と共に保有するものとする。

令和4年10月17日

神戸市灘区六甲台町1番1号
甲 国立大学法人神戸大学
契約担当役 理事 吉 田 潔 印

神戸市中央区加納町6丁目5番1号
乙 神戸市
危機管理監 筒 井 勇 雄 印

資料 4-90 災害対策の推進に関する協定書（国立大学法人東京大学生産技術研究所）

国立大学法人東京大学生産技術研究所と神戸市との
災害対策の推進に関する協定書

国立大学法人東京大学生産技術研究所（以下「甲」という。）と神戸市（以下「乙」という。）は、効果的な災害対策を推進するため、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、甲乙が連携し、円滑で効果的な災害対策の実現を目的とした教育・研究を推進し、神戸市内において地震、風水害、その他の災害（以下「災害等」という。）が発生した場合には、可能な範囲で甲乙が連携し、災害対応を行うために必要な事項を定める。

（連携項目）

第2条 この協定により連携する項目は、次のとおりとする。

- （1）甲乙は、災害対策の人材養成を推進するために必要となる教育プログラムを共同開発し、研修を行うものとする。
- （2）甲乙は、災害対策に関する研究を行い、研究成果の実証及び、社会実装に向けた課題抽出を行う。
- （3）甲は、乙の求めにより、必要に応じ、災害等の発生により乙が開設する災害対策本部に人員を派遣し、災害対応に関する助言を行う。また、災害対策本部閉鎖後には、災害対応における課題抽出や活動検証を行う。ただし、乙は甲の助言に対して責任を求めないものとする。
- （4）甲乙は、平時から密に連携し、前項に定める事項のほか、協力可能な事項について積極的に意見交換を行うように努めるものとする。

（連絡調整）

第3条 甲乙は前条の連携項目を円滑に進めるため、甲乙それぞれの求めに応じて協議の場を設けるものとし、その運営はそれぞれ東京大学生産技術研究所附属災害対策トレーニングセンター及び神戸市危機管理室において実施する。

2 甲乙はあらかじめ連絡責任者を定めて、相手方に報告し、変更が生じた場合は速やかにその内容を報告するものとする。

（費用の請求及び支払い）

第4条 第2条に定める連携項目の実施に必要な費用については、甲乙共に要請側が負担するものとし、金額については甲乙が協議の上、決定するものとする。

（補償）

第5条 第2条に定める連携項目の実施により第三者に損害を与えた場合には、その損害の帰責事由のある者が補償責任を負うものとし、責に帰すべき事由が不明な場合は、甲乙が協議の上、その賠償にあ

■ 協定関連資料

[防災関連機関等との応援協定]

たるものとする。

2 甲乙のそれぞれに属する人員に損害が発生した場合の補償については、甲乙それぞれの規程に基づき補償を行うものとする。

(協議)

第6条 この協定に定めのない事項、または疑義が生じたときは、その都度、甲乙が協議して定めるものとする。

(協定の効力)

第7条 この協定の有効期間は、締結日から令和6年3月31日までとする。ただし、期間満了の1か月前までに甲乙いずれからも解除及び変更の申し出がないときは、有効期間を当該満了日の翌日から起算して1年間延長するものとし、その後も同様とする。

2 前項ただし書きによる有効期間の延長は、令和9年3月31日までとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙はそれぞれ記名押印の上、各1通を保有するものとする。

令和5年2月24日

東京都目黒区駒場四丁目6番1号

甲 国立大学法人東京大学生産技術研究所

所長

岡 部 徹

神戸市中央区加納町六丁目5番1号

乙 神戸市

代表者 神戸市長

久 元 喜 造

資料 4-91 損害調査結果の提供及び利用に関する覚書（三井住友海上火災保険株式会社）

損害調査結果の提供及び利用に関する覚書

神戸市（以下「甲」という。）と三井住友海上火災保険株式会社（以下「乙」という。）は、乙の損害調査結果の提供及び罹災証明書のための利用について、以下の通り覚書（以下「本覚書」という。）を締結する。

第1条 （本覚書の目的）

甲及び乙は、自然災害により生活基盤に被害を受けた住民（市外在住で神戸市内に住家を所有する者を含みます。以下同様とします。）がその生活を早期に再建することができるようにするため、本覚書の規定に基づき、互いに協力するものとする。

第2条 （損害調査結果の提供及び利用）

- 1 前条の協力のため、乙は甲に対し、自然災害による甲の住民の被害に関する以下の各号に定める事項（以下「本調査結果」という。）を提供する。ただし、提供の方法、時期その他必要な事項については、甲及び乙が別途協議の上、決定するものとする。
 - ① 住民から提供を受けたデータ及び情報
 - ② 乙が行った被害調査に関するデータ及び情報
 - ③ その他甲と乙が合意した事項
- 2 前項にかかわらず、乙は、住民から本調査結果の提供についての依頼及び承諾を得られない場合には、甲に対して本調査結果を提供する義務を負わないものとする。
- 3 甲は、乙から提供された本調査結果を罹災証明書の発行及びそのための事務（以下「本目的」という。）にのみ利用できるものとし、他の目的のために利用しないものとする。
- 4 提供データについては乙に返却不要とし、甲の規定にしたがって保管・廃棄するものとする。
- 5 甲は乙に対し、乙から甲への本調査結果の提供に関する対価の支払いを要しないものとする。本調査結果の提供及び利用に関して生じた費用は、各自が負担するものとする。

第3条 （法令の遵守）

- 1 甲及び乙は、本調査結果の提供及び利用に関し、個人情報保護に関する法律その他一切の法令及び神戸市の条例・規則（以下、法令等）を遵守するものとする。
- 2 甲及び乙は、本調査結果の提供及び利用に関し、法令等で必要とされる手続きの履践並びに前条第2項の住民の依頼及び承諾の取得のため、相互に協力するものとする。

第4条 （被害認定の判断）

- 1 甲は、本調査結果の利用の有無にかかわらず、甲の判断により災害に係る住家の被害認定を行うものとする。
- 2 甲は、本調査結果の利用に関連して甲またはその住民に損害または損失が生じた場合であっても、乙に故意または重過失がない限り、乙に対して損害または損失の賠償または補償を求めないものとする。

■ 協定関連資料

[防災関連機関等との応援協定]

とする。

第5条 (有効期間)

- 1 本覚書の有効期間は、令和4年12月20日から令和6年3月31日までとする。
- 2 甲または乙から相手方に対し、前項に定める有効期間の満了日の1ヶ月前までに本覚書を終了させる旨の書面による通知がされない場合、本覚書は同じ条件でさらに1年間更新されるものとし、その後も同様とする。
- 3 本覚書が終了（理由の如何を問わない。）した場合であっても、第3条、第4条、第6条、及び第7条の規定はなお効力を有するものとする。

第6条 (秘密保持)

甲及び乙は、本覚書に関連して知り得た相手方の情報（以下「秘密情報」という。）を厳に秘密として保持するものとする。甲及び乙は、法令等に基づく場合を除き、秘密情報を本人並びに本人から委任を受けた代理人以外の第三者へ提供、公表または漏洩等してはならないものとする。

第7条 (協議)

甲及び乙は、本覚書に定めのない事項または本覚書の解釈に関し疑義が生じた場合には、誠意をもって協議を行い、これを解決するものとする。

以上

本覚書の成立を証するため本書2通を作成し、各自記名押印の上、各1通を保有する。

令和4年12月20日

甲 神戸市中央区加納町6丁目5番1号
神戸市
代表者 神戸市長 久元 喜造

乙 神戸市中央区栄町通1丁目1番18号
三井住友海上火災保険株式会社
兵庫支店長 小西 晃裕

資料 4-92 神戸市と国立研究開発法人防災科学技術研究所との包括連携に関する協定書（国立研究開発法人 防災科学技術研究所）

神戸市と国立研究開発法人防災科学技術研究所との包括連携に関する協定書

神戸市（以下「甲」という。）と国立研究開発法人防災科学技術研究所（以下「乙」という。）とは、相互の連携を強化することで、知の創出とその活用により災害対応力の向上を図り、災害に強いレジリエントなまちづくりを推進するため、次のとおり、協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（連携事項）

第1条 甲及び乙は、前文の目的を達成するため、次の事項について連携し協力する。

- （1） 災害に強いレジリエントなまちづくりの推進に関すること。
- （2） 先進的な防災テクノロジーや情報の活用をはじめ科学技術の推進に関すること。
- （3） 防災・減災のため講じた取組の効果の考証及び次世代防災教育に関すること。
- （4） その他本協定の趣旨を実現するために必要なこと。

2 甲及び乙は、前項に掲げる事項に関する取組みを効果的に実施するため、継続的な意見交換を行い、具体的な事業の実施にあたっては、都度必要な協議及び契約の締結を行うものとする。

3 甲及び乙は、第1項の事項に関する取組みに当たっては、大学、民間など関係機関及び住民との共創を旨として、その理解と協力が得られるよう努力するものとする。

（機密の保持）

第2条 甲及び乙は、本協定に関して、前条で定めた連携事項を遂行するに当たり、相手方から秘密と指定され提供された情報については、事前に相手方から第三者への提供について承諾を得た場合を除き、第三者に漏らしてはならない。本協定の効力が失われた後も同様とする。

（期間）

第3条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から令和5年3月31日までとする。ただし、有効期間満了日の1か月前までに、甲又は乙のいずれからも申し出がない場合は、本協定は自動的に1年間延長されるものとし、以降も同様とする。

（連携方針の協議）

第4条 甲及び乙は連携協議会を設置し、本協定に基づいた当該年度の連携事業の実績を総括したうえで、次年度の連携の方針を協議するものとする。

（疑義）

第5条 本協定に定めのない事項又は本協定の内容に疑義が生じたときは、甲及び乙が誠意をも

■ 協定関連資料

[防災関連機関等との応援協定]

って協議のうえ定める。また、甲又は乙のいずれかが本協定の内容の変更を申し出たときは、その都度協議のうえ書面をもって変更するものとする。

以上、本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

令和5年1月11日

神戸市中央区加納町6丁目5番1号

甲 神戸市

代表者 神戸市長 久元 喜造

茨城県つくば市天王台三丁目1番地

乙 国立研究開発法人 防災科学技術研究所

理事長 林 春男

資料 4-93 災害発生時における農地・農業用施設の復旧に関する基本協定（兵庫県土地改良事業団体
連合会）

災害発生時における農地・農業用施設の復旧に関する基本協定

神戸市（以下「甲」という。）と兵庫県土地改良事業団体連合会（以下「乙」という。）は、地震、風水害その他の災害（以下「災害」という。）が発生した場合等における神戸市内での農地・農業用施設の災害復旧事業（以下「事業」という。）に関し、次のとおり基本協定を締結する。

（趣旨）

第 1 条 この協定は、神戸市内において農地及び農業用施設（農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和 25 年 5 月 10 日法律第 169 号）第 2 条第 1 項の規定による「農地」及び「農業用施設」をいう）が被災した場合において、早期復旧を目的として甲と乙が協力して事業を実施するにあたり必要な事項を定めるものとする。

（要請）

第 2 条 甲は、乙の支援による事業の実施が必要と認めるときは、乙に対し協力を要請することができる。

（乙の責務）

第 3 条 乙は、乙の組織体制を構築するとともに、甲から前条の規定による要請があったときは、甲と協議の上、その事業を実施するための措置をとるものとする。

2 甲は、前項により乙が行う組織体制の構築および業務を実施するための措置に協力するものとする。

（費用の負担）

第 4 条 この事業に要した費用については、甲が負担するものとする。

（損害の負担）

第 5 条 第 2 条の規定による要請に係る事業により、第三者に損害が生じたときは、甲、乙協議してその処理解決にあたるものとする。

（細目）

第 6 条 この基本協定に基づき、甲と乙との間で、事業の範囲や内容等必要な細目について別途定めることとする。

（定めのない事項の協議）

第 7 条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲、乙が協議して決めるものとする。

（有効期間）

■ 協定関連資料

[防災関連機関等との応援協定]

第8条 この協定の有効期間は、協定の締結日から令和6年3月31日までとする。ただし、甲又は乙の一方から文書をもって有効期限が満了する日の30日前までに通知しない限り、本協定は、有効期間が満了する日の翌日から1年間有効期間を延長するものとし、以後もまた同様とする。

(内容の変更)

第9条 この協定の内容は、甲、乙の協議により、随時変更することができる。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

令和5年2月7日

甲 神戸市中央区加納町6丁目5番1号
神戸市
神戸市長 久元喜造

乙 神戸市中央区北長狭通5丁目5番12号
兵庫県土地改良事業団体連合会
会長職務代理者
副会長 井上英俊

資料 4-94 災害時におけるゴルフ場施設の利活用に関する協定（垂水ゴルフ倶楽部）

災害時におけるゴルフ場施設の利活用に関する協定

神戸市（以下「甲」という。）と垂水ゴルフ倶楽部（以下「乙」という。）は、災害時におけるゴルフ場施設の利活用に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、神戸市域内外において地震、風水害、その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害等」という。）において、甲が乙と協力して、災害等による被災者への対応を実施するために必要な事項を定めるものとする。なお、甲は、乙が当該災害等による被災等諸般の事情により、本協定に基づく甲への協力が困難と判断した場合、必ずしも要請に応ずることがないことにつき同意するものとする。

（業務の内容）

第2条 この協定により甲が乙に実施を要請する業務（以下「業務」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 被災者の生活支援(風呂・食事等)に関する業務
- (2) 瓦礫等の一時保管に関する業務
- (3) 災害対応車両の一時待機場所設置に関する業務
- (4) 代用ヘリポート設置に関する業務
- (5) 救援物資の一時保管に関する業務
- (6) 被災者の一時避難場所開設に関する業務

（協力要請）

第3条 甲は、災害等により第2条に定める業務について、乙の協力が必要と認めるときは、乙に対し、この協定に基づき文書で要請する。ただし、文書をもって要請する暇がないときは口頭で要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

2 乙は、前項により甲から要請を受けたときは、可能な限りその実施に努めるものとし、業務の内容については、別途協議するものとする。

（費用の請求及び支払い）

第4条 乙は、この協定に定める業務を実施するために必要となった費用及び、施設の原状回復に係る費用を甲に請求するものとする。なお、費用の算出方法については、災害発生前の適正価格を基準として、甲乙が協議して決定するものとする。

2 甲は、前項の請求があった時は、内容を精査確認し、その費用を乙に支払うものとする。

■ 協定関連資料

[防災関連機関等との応援協定]

(補償)

第5条 第2条に定める業務の実施により第三者に損害を与えた場合は、その損害の帰責事由のあるものが補償責任を負うものとし、責に帰すべき事由が不明な場合は、甲乙が協議の上、その賠償にあたるものとする。

2 第2条に定める業務の実施にあたり、乙に属する人員に損害が発生した場合の補償については、乙の責任において行うものとする。

(緊急連絡先の報告)

第6条 甲及び乙は、災害等による業務の要請を円滑に行うため、担当者の氏名及び緊急連絡先について互いに報告するものとする。

(協議)

第7条 この協定に定めのない事項、または疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議により定めるものとする。

(指定の効力)

第8条 この協定の有効期間は、この協定の締結日から令和6年3月31日までとする。ただし、期間満了の1か月前までに甲乙いずれからも変更または解除の申し出がないときは、この協定の有効期間を当該満了日から起算して1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

令和5年7月6日

神戸市中央区加納町6丁目5番1号

甲 神戸市

代表者 神戸市長 久元喜造

神戸市垂水区潮見が丘2丁目2

乙 垂水ゴルフ倶楽部

代表者 理事長 浦谷良美

資料 4-95 災害時における神戸須磨シーワールド・須磨海浜公園の利活用に関する協定（神戸須磨 Parks+Resorts 共同事業体）

災害時における神戸須磨シーワールド・須磨海浜公園の
利活用に関する協定

神戸市（以下「甲」という。）と株式会社サンケイビル、三菱倉庫株式会社、JR 西日本不動産開発株式会社、株式会社竹中工務店、阪神電気鉄道株式会社、芙蓉総合リース株式会社及び、株式会社グランビスタホテル&リゾートによって構成される神戸須磨 Parks+Resorts 共同事業体（以下「乙」という。）は、災害時における神戸須磨シーワールド・須磨海浜公園の利活用に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、神戸市域内外において地震、風水害、その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害等」という。）において、甲乙が協力して、災害等への対応を実施するために必要な事項を定めるものとする。なお、甲は、乙が当該災害等による被災等諸般の事情により、本協定に基づく甲への協力が困難と判断した場合は、必ずしも要請に応ずることがないことにつき同意するものとする。

（業務の内容）

第2条 この協定により甲が乙に実施を要請する業務は、次のとおりとし、具体的な運営方法や提供場所については、別途「運用計画」を定めるものとする。

(1) 神戸須磨シーワールドに関する業務について

① 避難者の受入れに関する業務

乙は、甲の要請に基づき、災害等により避難した地域住民等を災害の危険性がなくなるまで神戸須磨シーワールドの施設内に必要な期間滞在させる。また乙は、甲の要請に基づき、災害により家に戻れなくなった住民等を一時的に施設内に滞在させる。

その際、乙は地域住民等に対し、施設内の空調や照明・トイレ・コンセント等のユーティリティの提供に努めるとともに、必要に応じて水、食料等を配付する。施設内の避難スペース（ユーティリティ提供エリア）については、運用計画のとおりとする。

② 帰宅困難者の受入れに関する業務

乙は、甲の要請に基づき、災害等により須磨海水浴場の遊泳客が帰宅困難者となった場合には、一時滞在施設として、原則1日、最長3日間を施設内で保護することに努めるとともに、必要に応じて水、食料等を配付する。なお、一時滞在施設の運営については、須磨海水浴場の開設時期に限定する。帰宅困難者の受入れスペースについては、運用計画のとおりとする。

③ 帰宅支援に関する業務

乙は、乙の施設を帰宅支援ステーションとして登録し、災害等による帰宅困難者に対し、水道水、トイレ等の提供及び通行可能な道路に関する情報提供を行う。

■ 協定関連資料

[防災関連機関等との応援協定]

④ 一斉帰宅抑制に関する業務

乙は、一斉帰宅抑制事業者として、自社従業員のために水等の備蓄を確保するとともに、災害等により公共交通機関が停止した場合には、敷地内にいる従業員及び来館者等の一斉帰宅を抑制し、保護に努める。

(2) 神戸須磨シーワールド以外の施設に関する業務について

① 公的救助機関の野営地としての活用に関する業務

乙は、甲の要請に基づき、乙の施設を公的救助機関の野営地として提供する。

② 瓦礫等の一時保管に関する業務

乙は、甲の要請に基づき、乙の施設を瓦礫等の一時保管場所として提供する。

(協力要請)

第3条 甲は、災害等により第2条に定める業務について、乙の協力が必要と認めるときは、乙に対し、この協定に基づき文書で要請する。ただし、文書をもって要請する暇がないときは、口頭で要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

2 乙は、前項により甲から要請を受けたときは、可能な限りその実施に努めるものとし、業務の内容については、別途協議するものとする。

(費用の請求及び支払い)

第4条 乙は、この協定に定める業務を実施するために必要となった費用及び施設の原状回復に係る費用を甲に請求するものとする。なお、費用の算出方法については、災害発生前の適正価格を基準として、甲乙が協議して決定するものとする。

2 乙は、第2条(1)②及び④の実施に係る施設利用について無償で提供することとするが、帰宅困難者へ配付した水、食料等については、その費用を甲に請求するものとする。

3 甲は、前項の請求があった時は、内容を精査し、その費用を乙に支払うものとする。

(賠償)

第5条 第2条に定める業務の実施により第三者に損害を与えた場合は、甲乙が協議の上、その賠償にあたるものとする。

(報告等)

第6条 乙は、次の各号に定める事情により、第2条に定める業務の実施に影響が生じる場合は、甲に対し、速やかに報告するものとする。

(1) 施設が増築、改築等により、施設の構造に変化があった場合

(2) 施設が取り壊される場合

(3) 施設の所有者が変更される場合

(4) 前各号に掲げるもののほか、施設の利用に影響がある場合

(緊急連絡先の報告)

第7条 甲及び乙は、災害等による業務の要請を円滑に行うため、担当者の氏名及び緊急連絡先について互いに報告するものとする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項、または疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議により定めるものとする。

(協定の効力)

第9条 この協定の効力発生日は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までとする。ただし、期間満了の1か月前までに甲乙いずれからも変更または解除の申し出がないときは、この協定の有効期間を当該満了日から起算して1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通（乙は代表法人の株式会社サンケイビル）を保有するものとする。

令和5年7月31日

神戸市中央区加納町6丁目5番1号

甲 神戸市

代表者 神戸市長 久元喜造

神戸須磨 Parks+Resorts 共同事業体

代表法人

乙 東京都千代田区大手町1丁目7番2号

株式会社サンケイビル

代表取締役社長 飯島一暢

■ 協定関連資料

[防災関連機関等との応援協定]

資料 4-96 災害時等における法律相談等に関する協定書（兵庫県弁護士会）

災害時等における法律相談等に関する協定書

神戸市（以下「甲」という。）と兵庫県弁護士会（以下「乙」という。）は、神戸市内に地震、風水害その他の災害が発生した場合（以下「災害等」という。）における法律相談等の連携協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、神戸市内で災害等が発生した場合において、一人ひとりの被災者に対する迅速な生活再建の支援を図り、もって被災地域の円滑な復旧復興を実現するために甲及び乙が連携協力することを目的とする。

（協力事項）

第2条 甲及び乙は、次に掲げる事項の実施のために連携協力する。

- (1) 被災者に対する弁護士による法律相談
- (2) 被災者の生活再建、被災地域の復旧復興その他被災者に有益な情報の提供
- (3) 前2号に掲げるもののほか、被災者の支援に必要な事項

（法律相談その他の活動内容）

第3条 前条第1号に規定する法律相談の内容については、災害等に起因して法的知見を要する事項全般を助言の範囲とし、前条第2号及び第3号に規定する被災者の生活再建等の支援のための活動内容については、甲乙が別途協議する。

（相談業務従事者の派遣要請）

第4条 甲が乙に対し、災害等が発生した場合に第2条第1号に規定する法律相談の実施を要請したときは、乙は、速やかにこれを応諾し、相談業務従事者（以下「従事者」という。）を選定し、従事者の氏名や連絡先等の必要事項を甲に報告の上、該当従事者を派遣するものとする。

- 2 乙が災害等の状況に照らし、前項の要請を受けずに法律相談を実施する場合であっても、甲は、乙と協議の上、可能な限り協力するものとする。
- 3 前項に基づき乙が法律相談を実施した場合であって、後に甲からの要請があった場合、乙が法律相談を実施した当初から甲からの要請があったものとみなす。

（相談料）

第5条 従事者は、第2条第1号に規定する法律相談において、相談者から相談料を受領しない。ただし、甲及び乙は、従事者が日本司法支援センターの法律相談援助等の公的な支援制度を利用することは妨げない。

(法律相談等の実施方法)

第6条 乙が第2条に規定する法律相談その他の活動（以下「法律相談等」という。）を実施するに際し、法律相談等の場所・時間等の方法については、甲乙協議の上、定めるとともに、甲は、その広報及び相談場所の提供に協力するものとする。

(連絡調整及び情報提供)

第7条 乙が法律相談等を実施するに際し、関係機関との連絡調整が必要となった場合、甲乙協議の上、分担するものとする。

2 乙が法律相談等を実施するに際し、行政機関等が実施する被災者に対する支援情報等が必要となった場合、甲乙協議の上、甲は、これを乙に提供するものとする。

(報告)

第8条 乙は、法律相談等を実施した場合は、甲の定める期限までに報告を行うものとする。

(平常時からの連携)

第9条 甲及び乙は、災害時における被災者の生活再建等の支援のための活動を充実させることを目的として、平常時から、情報交換や研鑽、模擬訓練、講演を実施するなど、相互に連携強化に努めるものとする。

2 甲及び乙は、この協定に基づく連携協力に関する連絡責任者を選定し、相互に通知するものとし、変更があった場合も同様とする。

(日当等)

第10条 この協定に基づく活動に関する甲の乙又は従事者に対する日当、費用等の支給の有無及び金額については、他の公的援助制度の有無も踏まえ、甲乙協議の上、定めるものとする。

(損害の補償)

第11条 この協定に基づく活動の際に、乙の会員が負傷し、疾病にかかり、または死亡した場合における災害補償については、甲は負担を負わないものとする。

(協定の期間)

第12条 この協定の期間は、協定締結の日から令和6年3月31日までとする。ただし、期間満了の日から1ヶ月前までに甲乙から協定解除又は変更の申し出のないときは、1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定する。

■ 協定関連資料

[防災関連機関等との応援協定]

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和5年7月26日

甲 神戸市中央区加納町6丁目5番1号
神戸市
神戸市長 久元 喜造

乙 神戸市中央区橘通1丁目4番3号
兵庫県弁護士会
会長 柴田 真里